原子力規制庁 原子力規制部 検査官監督総括課 御中

令和２年度原子力施設等防災対策等委託費
（原子力規制検査の効率的運用、
検査官の能力向上等に関する調査）

報告書

2021 年 2 月 26 日

株式会社三菱総合研究所
セーフティ&インダストリー本部

リサイクル適性Ⓑ

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

Ⓑ

目 次

1. はじめに 1

1.1 調査の概要 1

1.2 実施内容 1

1.3 実施期間 2

2. 調査方針 3

2.1 調査方針検討のための現状整理 3

2.1.1 検査制度の基本概念 3

2.1.2 検査活動 6

2.1.3 検査指摘事項の評価 7

2.2 設問項目設定の方針 9

3. 原子力検査官へのアンケート調査 11

3.1 設問項目の設定 11

3.2 実施方法 11

3.3 アンケート結果 11

4. 原子力検査官へのインタビュー調査 12

4.1 設問項目の設定 12

4.2 実施方法 12

4.3 インタビュー結果 13

5. 原子力検査官に関する現状分析及び評価 14

5.1 分析および評価の方針 14

5.2 分析および評価 15

5.2.1 原子力規制検査における 4 つの基本コンセプトについて 16

5.2.2 検査指摘事項の評価について 40

5.2.3 現場での検査活動について 50

5.2.4 検査制度の実効性 58

5.2.5 本庁が行う取り組みやインフラの活用について 63

6. 原子力規制庁への提案（課題の特定と改善方策の提示） 68

6.1 検査官の力量向上に関する提言 68

6.2 検査制度のより一層の改善に関する提言 70

6.3 来年度調査に向けた提言 71

7. 参考文献 73

別紙 1 アンケート調査の設問項目
別紙 2 アンケート結果
別紙 3 インタビュー調査の設問項目
別紙 4 インタビュー結果議事録

表 目 次

表 3-1　アンケート調査対象と回答期間 11
表 4-1　インタビュー実施方法の概要 12
表 4-2　インタビューの概要 13

図 目 次

図 2-1　検査制度の見直しの基本的考え方 3
図 2-2　調査観点の整理結果 10
図 2-3　調査実施の流れ 10
図 5-1　分析の流れ 14
図 5-2　原子力規制検査について総じての理解度 17
図 5-3　「原子力規制検査について総じての理解度」×原子力関係の業務経験年数 18
図 5-4　「原子力規制検査について総じての理解度」×検査官資格 18
図 5-5　「パフォーマンスベースト」についての理解度 19
図 5-6　「リスクインフォームド」についての理解度 20
図 5-7　「フリーアクセス」についての理解度 20
図 5-8　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度 21
図 5-9　「パフォーマンスベースト」についての理解度×検査官資格 22
図 5-10　「パフォーマンスベースト」についての理解度×原子力関係の業務経験年数 22
図 5-11　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践 37
図 5-12　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践 38
図 5-13　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践 38
図 5-14　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用 38
図 5-15　4 つの基本コンセプトの理解と実践の相関 39
図 5-16　「パフォーマンス劣化」についての理解度 41
図 5-17　「軽微（マイナー）と指摘事項」についての理解度 41
図 5-18　「軽微（マイナー）と指摘事項の判定」についての理解度 42
図 5-19　「検査指摘事項が出た場合の評価プロセス」についての理解度 42
図 5-20　「報告をまとめるための必要情報の入手」についての理解度 43
図 5-21　「パフォーマンス劣化」についての理解度×検査官資格 44
図 5-22　「軽微（マイナー）と指摘事項」についての理解度×検査官資格 44
図 5-23　「検査指摘事項が出た場合の評価プロセス」についての理解度×検査官資格 45
図 5-24　「報告をまとめるための必要情報の入手」についての理解度×検査官資格 45
図 5-25　「軽微（マイナー）と指摘事項の判定」についての習熟 46
図 5-26　事業者とのコミュニケーション 51
図 5-27　検査対象のサンプリングにおける適切な選定 53
図 5-28　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか（本年度のみ） 54
図 5-29　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由（本年度のみ） 54
図 5-30　検査ガイドの課題 55

図 5-31　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか（本年度のみ） 58
図 5-32　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか（本年度のみ） 59
図 5-33　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化 59
図 5-34　検査業務に従事する時間×担当施設.....62
図 5-35　本庁が行っている取り組みへの参加 64
図 5-36　検査業務に従事する時間の変化 65
図 5-37　原子力規制検査業務システムの活用状況 66

1. はじめに

1.1 調査の概要

令和 2 年 4 月に施行された原子力規制検査制度（以下「原子力規制検査制度」もしくは「原子力規制検査」という）は、米国原子力規制委員会（NRC）の原子炉監視プロセス（ROP）を参考にパフォーマンスベースト／リスクインフォームドのコンセプトを初めて取り入れたものである。そのため導入当初において、検査業務の直接の担い手である検査官が業務を行う際に困難を伴うことが予想され、これに対応するための検査官への組織的なバックアップが必要と考えられる。

このような認識の下、昨年度に引き続き本調査を実施し、原子力規制検査制度について、定着状況（理解度、習熟度など）を把握することに加え、制度の運用開始によって浮き出てきた問題点、要改善点や良好事例などを収集してとりまとめ、これらを元に検査官能力の向上、検査の効率的な運用等を図ることを目的とする。

1.2 実施内容

本調査では以下を実施した。

(1) 原子力検査官へのアンケート調査

令和 2 年 4 月から施行された原子力規制検査を実施している中での意見、問題点や良好事例、制度に対する理解度、これらを踏まえた検査制度の改善や向上が必要と考える事項等に対するアンケート調査を行った。

- 調査方法

  原子力規制庁担当官とも意見交換しつつ、事業目的を達成するために適切な質問項目を事前に作成した。これらの質問項目を元に、調査対象と利害関係が生じない形で、Web アンケートによって原子力規制検査に係る意識調査を行った。

- 調査対象

  検査活動に係る原子力検査官 204 名

- 調査内容例
  - 原子力規制検査制度の理解度
  - 検査制度が変わって、良くなったこと、悪くなったこと
  - 原子力規制検査制度の円滑・効率的な運用に必要と考える事項
  - 原子力規制検査制度の導入で求められると考える検査官の技能等
  - 知識として残し、共有すべき良好事例等
  - 検査制度やガイドなどに関する改善点、要望等
  - その他、原子力規制検査制度に対する意見（自由記述）　等

- 調査回数

  1 回

(2) 原子力検査官へのインタビュー調査

原子力検査官に対して、インタビューを行い、令和 2 年 4 月から施行された原子力規制検査を実施している中での意見、問題点や良好事例等を聴取し、制度に対する理解度を評価し、これらを踏まえて、今後改善や向上が必要と考える事項等を抽出するための調査を行った。

a) 調査方法

原子力規制庁担当官とも意見交換しつつ、事業目的を達成するために適切な質問項目を事前に作成する。これらの質問項目を元に、調査対象と利害関係が生じない形でインタビューを実施し、新検査制度に係る意識調査を行った。

b) 調査対象例

本庁以外の検査官、本庁の検査官計 20 名

c) 調査内容例

- 原子力規制検査制度の理解度
- 検査制度が変わって、良くなったこと、悪くなったこと
- 原子力規制検査制度の円滑・効率的な運用に必要と考える事項
- 原子力規制検査制度の導入で求められると考える検査官の技能等
- 知識として残し、共有すべき良好事例等
- 原子力規制検査制度やガイドなどに関する改善点、要望等
- その他、原子力規制検査制度に対する意見

d) 調査回数

1 人あたり 1 回（インタビューは複数回に分けて実施）

(3) 原子力検査官に関する現状分析及び評価

上記（1）及び（2）の調査結果を踏まえ、原子力規制検査制度や検査官の現状を分析・評価し、要改善点、良好事例等をまとめた。

(4) 原子力規制庁への提案

（1）～（3）の調査、分析・評価結果や、令和元年度の本事業の調査結果等を踏まえ、原子力規制検査制度の効率的運用、検査官能力の向上等に資する方策等に関して、原子力規制庁への提案をまとめた。

(5) その他

実施した委託業務について、業務報告書にまとめた。

1.3 実施期間

令和 2 年 8 月 18 日～令和 3 年 2 月 26 日

2. 調査方針

本章では検査官コミュニティーにおける原子力規制検査制度の定着状況（コンセプトの理解度、検査業務の習熟度、効果の実感）の観測と制度運用開始後に顕在化した問題や検査官の問題意識の収集を目的とするアンケート及びインタビューによる調査の方針を明確化する。

2.1 調査方針検討のための現状整理

2.1.1 検査制度の基本概念

(1) 検査制度の理解に関する状況と課題

＜基本認識＞

原子力規制庁検査制度見直し検討チームが発行した、「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（平成 28 年 11 月）」[i]によれば、旧制度が抱える課題として、事業者の一義的責任の不徹底や複雑・細分化された検査体系、ハード面の検査の偏重等があること、また、過去の検討会や国際原子力機関（IAEA）が行う総合規制評価サービス（IRRS）における指摘事項・残された課題[ii]に対し、制度の見直し・改善を行うことが必須であるとした。

その上で、新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方においては、「1. 事業者による高い安全確保の水準を目指した主体的取り組み、継続的改善の促進」、「2. 段階規制における規制機関の役割の継続」、「3. 透明性、予見性の確保」の 3 点を挙げ、図 2-1 に示す、検査制度の見直しの基本的考え方に沿って旧検査制度が見直されてきた。

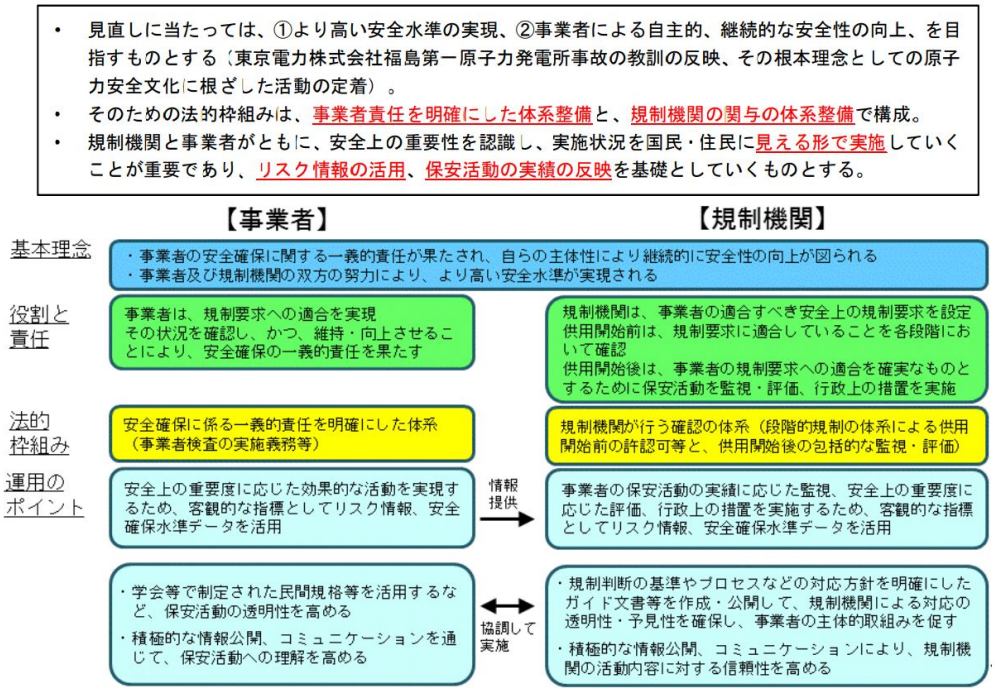

図 2-1　検査制度の見直しの基本的考え方

（出典）原子力規制委員会、検査制度の見直しに関する中間取りまとめ、平成 28 年 11 月、https://www.nsr.go.jp/data/000171604.pdf、図 8 より引用

これも踏まえ、原子力規制庁は、2020 年 1 月 8 日付け「新たな原子力規制検査制度の実施について」[iii]において、以下の制度の特徴と原子力規制検査のコンセプトを示している。

制度の特徴

【安全に係る責任の明確化】
・事業者自らに検査義務等を課し、規制機関は事業者の取り組みを監視する。
⇒原子力施設の安全確保に係る事業者と規制機関の責任が明確化される。

【検査体系の見直し】
・規制機関による複数の検査を「原子力規制検査」として一本化し、事業者の全ての保安活動を検査対象とする。
⇒規制機関のチェックの目が行き届く。

【フリーアクセス】
・検査官が必要とする情報／場所等に自由にアクセスでき、現場の状況等を直接的に監視する仕組み。
⇒ 事業者の活動ありのままを監視できる。

【リスク情報の活用と安全実績の反映】
・リスク情報を活用しつつ、事故やトラブルの発生状況を踏まえて検査対象を選択。
・安全実績を施設ごとに評価し、次年度の検査などにフィードバック。
⇒ 規制機関は安全上重要なものに注力でき、事業者の主体的な取り組みにより安全確保の水準維持・向上が促進される。

原子力規制検査のコンセプト

●安全確保の実績を重視：Performance-Based（パフォーマンスベースト）
「規定されたルール、手順に従っているか」よりも、「得られた結果が、本来あるべき姿に至っているか」に着眼する

●リスク情報の活用：Risk-Informed（リスクインフォームド）
確率論的リスク評価手法の結果のみならず、安全裕度の確保など、定性的なリスクの状態も踏まえ、総合的にリスク情報を活用する

原子力規制検査は、リスク情報を活用することで、より重要な検査対象を選定し、原子力施設の設備及び活動の安全機能に着眼した検査（パフォーマンスベースト検査）を主軸として実施する。

これらを踏まえれば、原子力規制検査の基本理念は、パフォーマンスベーストの考え方に基づき、プラント設備と情報へのフリーアクセスの権限を活用したプラント状態やプラント内で行われている人的作業の観察を通じて、事業者が保安活動を実施した結果である原子力安全の状態（パフォーマンス）を把握し、その程度をリスクインフォームドの考えに基づきリスク（炉心損傷頻度など）を尺度として定量的・客観的に評価し、その結果を国民に

公表するとともに、事業者に通知することで、事業者に対して主体的な安全確保の水準維持・向上（事業者の改善措置活動（CAP: Corrective Action Program）の促進を含む）の取り組みを促すことにあると捉えることができる。

なお、米国では、コンプライアンスベースの検査からパフォーマンスベーストの検査への移行において、検査官に対する研修や方針の提示が実施されていたが、検査官はどのように検査を行うのかという部分の概念が欠けていることが NRC 文書（SECY-97-231）[iv]の中で指摘され、検査制度の検査官への定着が難しいことが読み取れる。

- 試運用結果を踏まえた現状の認識と課題の特定
  原子力規制庁は、2020 年 3 月 10 日付け「原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について」[v]の中で、原子力規制検査制度の試運用の際に、「リスクインフォームド／パフォーマンスベーストの検査に対する理解不足が散見された」としつつも、「現時点では事業者及び多数の検査官が認識して検査活動を行っている。」とし、本格運用後も更なる理解促進に向け、勉強会や情報交換のための会議を展開していくとしている。
- 昨年度調査結果[vi]を踏まえた現状の認識と課題の特定
  ・アンケート調査
  昨年度実施された調査（検査業務に携わる職員を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査）においては、「パフォーマンスベースト」、「リスクインフォームド」、「フリーアクセス」、「事業者が行う CAP」について、検査官の 80%程度以上（最大 94%）が「十分理解している」または「理解している」と回答していることから、基本概念ついての理解が定着しつつあると考えられる[1]。
  ・インタビュー調査
  同時に実施したインタビュー調査の結果について特筆すべき点としては、NRC の ROP を参考に設計した原子力規制検査制度の日本の現場への適用性について疑問視する意見が出ている。米国では、運転中ステータスの発電用原子炉のみが当該制度の対象となっていることを念頭に、これら意見の検証を含め対応を検討する必要があると考えられる。

(2) 原子力規制検査制度の理解に関する調査の視点

上記(1)を踏まえ、原子力規制検査制度の理解に関する調査及び調査結果分析の視点として以下の 4 点を設定する。なお、昨年度調査では、1 点目の原子力規制検査制度の基本概念の理解度の確認および 4 点目の検査官の意識に関する調査が行われており、2,3 点目については、より詳しく実態を把握するため、今年度に調査の視点として新たに追加した項目である。

---

[1] 昨年度の調査結果は、「フリーアクセス」についての理解度が 94%（「十分理解している」、「理解している」の回答割合）と最も高く、「事業者が行う CAP」は 85%、「リスクインフォームド」は 81%、「パフォーマンスベースト」が 79%であった。「フリーアクセス」の理解度が高いことについては、「現行制度においても事業者とのやり取りは必須であるため“フリーアクセスに関して馴染みがある”ためと思われる。」と分析している。年代別では 30 代、40 代の検査官よりも 50 代、60 代の検査官の方が理解度は高い傾向にあり、年代層・経験年数によっても理解度に差が生じている。

- 原子力規制検査制度の基本概念の定着度を測る指標として、特に、パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP に関する理解度を確認する。
- また、これらの基本概念を理解しているだけでなく、どのように実行、実践されているか（制度の運用をどう習熟しているか）を合わせて確認する。
- なお、実効的でない、もしくは習熟・実践できていない場合にはその制度上の課題や検査官としての懸念について明らかとする。
- さらに、検査官は納得感をもって実行しているか、といった検査官の意識についても深堀が重要である。

2.1.2 検査活動

(1) 検査活動の実践に関する状況と課題

検査官の業務は、事業者が行う保安活動の妥当性を独立の立場で検証することであり、そこでは、直接的に観察する行為・姿勢が重要となる。原子力規制検査制度の下で検査官は、事業者が行っている保安活動を確認する上で、比較的自由度の高い検査ガイド[2]やガイダンスに沿って、施設・情報・会議などへのフリーアクセスなどの権限を行使し、高レベルの規制や技術の知識とテクニック及びコミュニケーションなどのスキルを駆使し、能動的・自律的・意欲的に取り組むことが期待される。

● 試運用結果を踏まえた現状の認識と課題の特定

原子力規制庁は 2018 年 10 月から 2020 年 3 月末までの期間、原子力規制検査制度の試運用を実施し、検査活動に対する経験を蓄積してきた。試運用では、検査ガイドを用いた検査の試行や、検査気付き事項のスクリーニング、総合的な評定の実施などが行われた。2020 年 3 月 10 日付け「原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について」においては、新たな検査制度の試運用の成果や本格運用に向けた対応が整理されている。試運用当初にみられた、検査気付き事項の認識不足や検査活動の範囲（広さ、深さ）、事業者とのコミュニケーション等に係る課題は試運用を通じた経験の蓄積や共通事項に係るガイドの整備によって一定の改善がなされたことが報告されている。

● 昨年度調査結果を踏まえた現状の認識と課題の特定

・コミュニケーションについての状況と課題

原子力検査業務経験年数が浅い検査官においてうまくコミュニケーションが取れていない傾向にあるものの、調査対象となった検査官の 75%以上が上手くコミュニケーションを取れているとしている。原子力規制庁は、協力企業も含めた事業者の理解醸成、円滑なインタビューのための調整及び事業者等の現場活動に対する検査官の適切な認識（現場監督のように、一見作業員の手が空いているように見える作業など

[2] 各検査ガイドを作成する際に、米国原子力規制委員会の検査手順書を参照している。NRC の検査手順書は、検査官が高い力量を備えている前提に、検査官の裁量でアプローチできるような自由度が高いものとなっている。

も適切に認識させる）については、本格運用後も継続して向上させていく活動を展開していくとしている。

・サンプル数についての状況と課題

検査対象のサンプリングについては、試運用において発電炉、核燃施設等ともに設定サンプル数をほぼ100%こなすことができ、本格運用後は、検査の習熟度向上に伴い検査時間の短縮が見込まれることから、検査の深度やサンプル数の見直し等を適時行っていくとしている。実際、昨年度調査結果では、サンプル数や検査時間に問題を抱えている回答結果が得られている。

・検査ガイドについての状況と課題

検査ガイドについても、基本検査運用ガイドや原子力規制検査の評価に関するガイド等が整備されたが、特に、施設管理分野や運転管理分野の検査ガイドについては、「ガイドの内容が不明確」、「適当なサンプルがない」といった意見もあり、改善の余地があることが示唆された。

上記は、発電用原子炉に対する結果であるが、核燃施設については、発電用原子炉の検査ガイドを用いており、現行原子力規制検査前に用いられていた核燃施設ガイドの方が使いやすかったという意見もあることから、核燃施設における検査ガイドの適合についても見極める必要がある。

(2) 検査活動の実践に関する調査の視点

上記(1)を踏まえ、検査活動の実践に関する調査及び調査結果分析の視点として以下の 2 点を設定する。なお、昨年度調査では、原子力規制検査制度の本格運用に向けた現状把握、検査官の悩み等を把握する視点で調査が行われている。

- 実践状況を踏まえ、検査の深度やサンプル数といった検査官への期待・要求と検査官の力量や習熟度とのギャップを見定めた上で、必要な対応について検討する。
- 検査ガイドについては、NRC の検査手順書を参照していることを踏まえ、これが検査官の力量や習熟度とギャップはないか見定めた上で、必要な対応について検討する。

2.1.3 検査指摘事項の評価

(1) 検査指摘事項の評価に関する状況と課題

原子力規制検査制度では、安全実績指標（PI: Performance Indicator）に基づいた評価と検査指摘事項に基づいた評価があるが、ここでは、検査指摘事項に基づいた評価について整理する。例えば、実用発電用原子炉施設の場合、検査によって、監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合には、その劣化（検査指摘事項）について、重要度を評価することとなる。重要度評価は、可能な範囲で定量的な情報（確率論的リスク評価（PRA））を活用したうえで、監視領域ごとに 4 段階（緑、白、黄、赤）に分類される。

原子力検査官は、検査指摘事項の発見から事業者への報告までの一連の概念、プロセスについて理解した上で、検査気付き事項から検査指摘事項を抽出し、重要度評価につなげるための判断（スクリーニング）の実施や、それを報告書としてまとめることなどを実施しなけ

ればならない。原子力検査官が実施するスクリーニングでは、検査ガイドにもその基準が設定されているが、機械的に判断できるわけではない。検査領域に対し網羅性を保ちながら効率的に実施するとともに、検査指摘事項や評価結果等について原子力発電所ごとに大きく異ならないよう、相場観を醸成することが重要である。

また、スクリーニングについて、以下の昨年度調査結果示されるように、上司や本庁の協力も得ることで実施できると回答した検査官が全体の約 70%にのぼり、検査官個人としての力量だけでなく、組織あるいは検査官同士での協力が不可欠であることが示唆されている。

- 試運用結果を踏まえた現状の認識と課題の特定

  原子力規制庁は、原子力規制検査制度の試運用の中で検査指摘事項の評価に係る試行も行っている。気付き事項のスクリーニングや重要度評価結果の検査官や事業者との共有、評価の実施・事業者への報告を行ううえで実施する各種会議体の模擬などが実施された。試運用の初期段階で見られた、検査官同士や事業者との検査気付き事項のスクリーニングにおける取扱いの差異については、認識の共有はされつつも、本格運用後も継続して相場観を醸成する取り組みを行っていくとしている。

- 昨年度調査結果を踏まえた現状の認識と課題の特定

  昨年度調査結果では、検査指摘事項や評価のプロセス、検査指摘事項が出た場合に報告書に取りまとめるべき情報や情報の入手方法については、多くの検査官が理解できているとしたが、15%程度の検査官が「あまり理解できていない」、「理解できていない」と回答し、勉強会の内容充実や検査官の業務負担を考慮した勉強会の開催を求める声があった。また、スクリーニングについて、判定に迷ったことがあるかについては、多くの原子力検査官は、上司や本庁の協力を得ることで、全体の 70%弱が判断できていると回答している。

(2) 検査指摘事項の評価に関する調査の視点

上記(1)を踏まえ、検査指摘事項の評価に関する調査及び調査結果分析の視点として設定する。なお、昨年度調査では、2 点目および 3 点目について同様の視点で調査が実施されている。1 点目については、今年度追加した視点である。

- 指摘事項にするか否かの相場感についてどの程度検査官コミュニティーで共有できているか否かを見定めた上で、必要な対応を検討する。
- 指摘事項を評価するためどのようなデータ（事実）を収集すべきか／そのデータ（事実）をどのように収集できるかについての検査官の理解度を確認した上で、必要な対応を検討する。
- 検査官個人としての視点だけでなく、検査活動を行う上で必要となる、事業者とのコミュニケーションや、検査官同士のコミュニケーションのほか、本庁からの支援の在り方等の検査官を取り巻くインフラ、体制等についても幅広い視点で、上記 2.1.2 までのポイントを確認する。

2.2 設問項目設定の方針

上記 2.1.1～2.1.3 に示すポイントの整理結果から、今年度の調査においては、特に以下の 6 点を目的としてアンケート項目、インタビュー項目の設定を行うこととする。各観点①～⑥については、図 2-2 に示すように整理され、検査官自身に関する観点のほか、制度および取り巻く環境（特に、本庁との関わり）について網羅的な調査を意識して設定するものである。

① パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP に関する検査官の理解度を継続的に確認する。
② 上記①の 4 つのコンセプトを理解したうえで、検査官がそれをどのように実行、実践しているかと言う観点での習熟度を確認する。
③ さらに、上記 2 点の前提として、検査官のマインドとして、特に、原子力規制検査に関する納得感、従来制度とのギャップ認識、運用に関する懸念等について確認する。
④ 現場での原子力規制検査の運用において、制度としての実効性（原子力規制検査の目的に対して有効に制度が機能しているか）、また、実効性を上げていくうえで、制度上の課題があれば、その課題を確認する。
⑤ 原子力規制検査の実効性、課題を踏まえて、原子力規制検査をよりよくしていくための各検査官の姿勢、組織の在り方等を含む制度全般に関する改善点を抽出する。
⑥ 検査官個人の理解度・習熟度、制度の実効性の向上について、特に、本庁から支援を含む体制、インフラに関する要望等があれば確認する。

上記の調査方針に基づき、本調査では、図 2-3 に示す流れで調査を行った。アンケート調査においては、主に定点観測を行っていく視点を考慮し、上記の各観点に関する”程度”の把握を可能な限り定量的に行うことを意図する。一方でインタビュー調査では、アンケート調査では把握しきれないその"背景や具体性、根拠”を明らかとし、アンケート結果を補足することを意図し、アンケートとインタビューの組み合わせにて、改善に向けて必要なインプットを取得する。

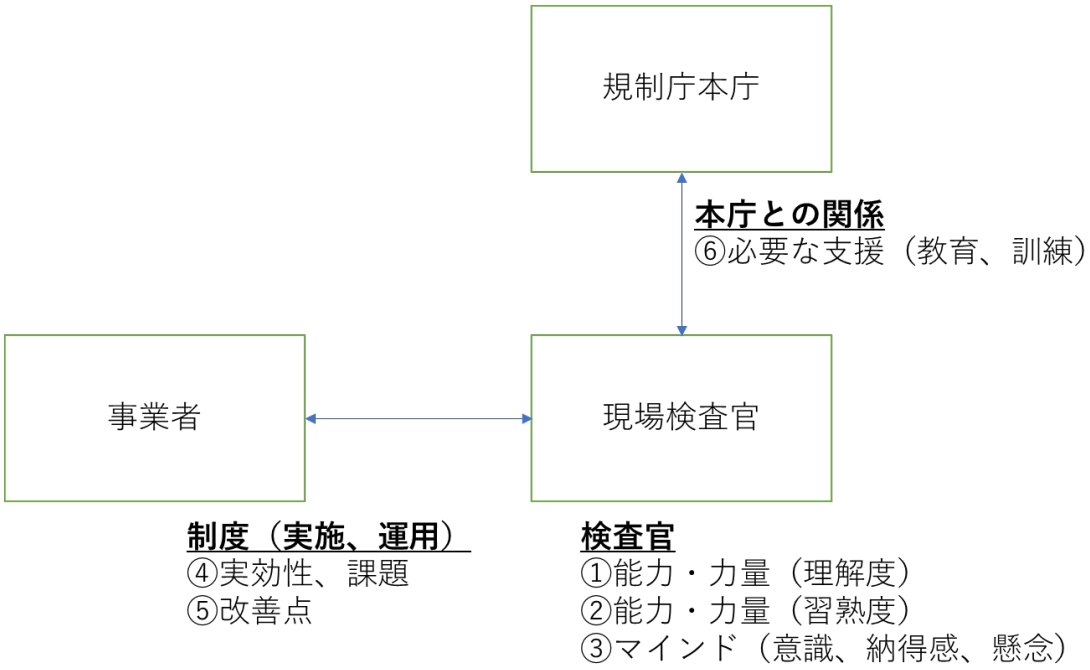

図 2-2　調査観点の整理結果

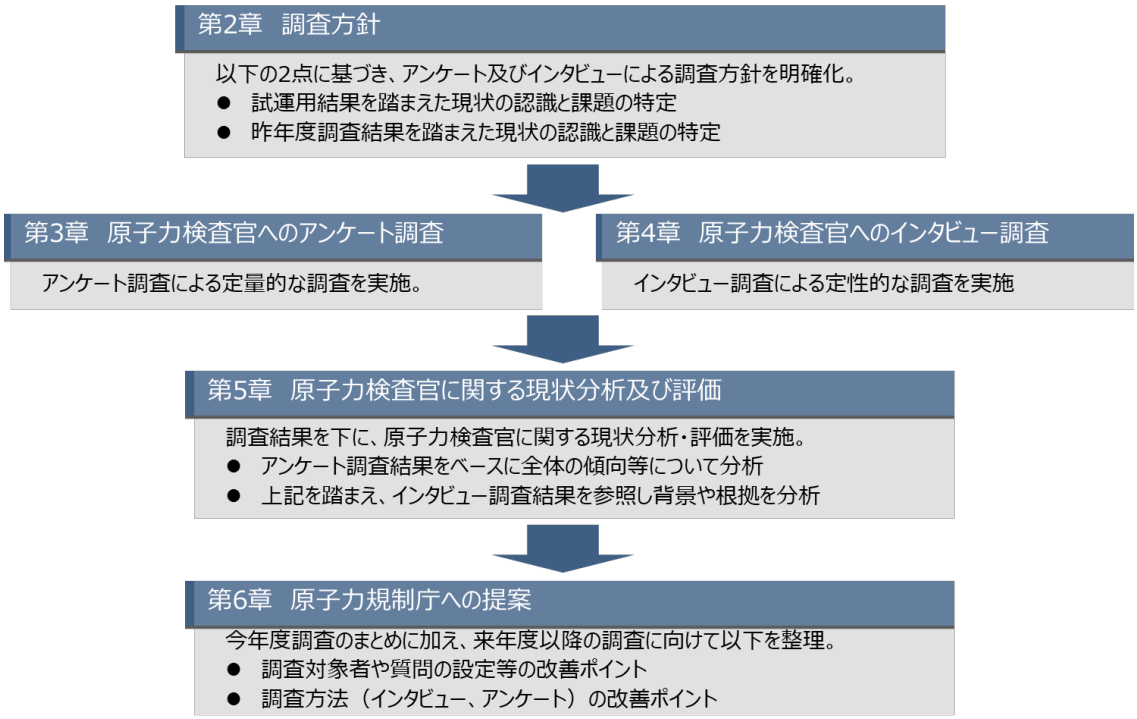

図 2-3　調査実施の流れ

3. 原子力検査官へのアンケート調査

3.1 設問項目の設定

2.2 節で整理した設問項目の設定方針に基づき、アンケート調査での設問項目を設定した。設問内容詳細を別紙 1 に示す。設問項目は、昨年度調査との比較も念頭に置き、以下の 5 つの大項目を柱に詳細化を行った。また、各項目はその設問に対する回答の分析や評価を行うことも念頭に 2.2 節で整理した①～⑥の設定方針のいずれに紐づくかを合わせて整理している。

- 基本情報（年齢や業務経験年数等を把握）
- 原子力規制検査制度の基本コンセプト
- 検査活動
- 検査指摘事項の評価
- 原子力規制検査制度の実効性・組織への期待

3.2 実施方法

アンケート調査は 4 章に記載するインタビュー調査と並行して実施した。

回答および回答回収後の評価・分析のしやすさの観点で、Web ベースでのアンケートを適用した。アンケート調査対象や回答期間を表 3-1 に示す。検査制度に係る業務を行う原子力規制庁（本庁および本庁外）職員を中心に 204 名を対象とした。

表 3-1　アンケート調査対象と回答期間

項目	昨年度調査	今年度調査
調査対象者	検査制度に係る業務を行う職員 200 名	検査制度に係る業務を行う職員 204 名（匿名で実施）（うち 2020 年 11 月 1 日時点で有資格者 164 名）
回答期間	12 月 3 日～12 月 25 日 計 22 日間（休日等含む）	11 月 30 日～12 月 23 日 計 24 日間（休日等含む）

3.3 アンケート結果

アンケート結果を別紙 2 に示す。

表 3-1 に記載した回答期間でのアンケート回答率は約 82.3%（178 名が回答）であった。

4. 原子力検査官へのインタビュー調査

4.1 設問項目の設定

2.2 節で整理した設問項目の設定方針に基づき、インタビュー調査での設問を設定した。設問内容詳細を別紙 3 に示す。インタビュー調査においても、アンケート調査と同様に以下の 5 つの大項目を柱としてインタビュー項目の詳細化を行った。

- 基本情報（専門分野や業務経験年数等を把握）
- 質検査制度の基本コンセプト
- 検査活動
- 検査指摘事項の評価
- 検査制度の実効性・組織への期待

4.2 実施方法

インタビューの実施方法を表 4-1 に示す。インタビューは、原子力規制検査制度に係る業務を行う職員（本庁、本庁外両方を含む）を対象とし、今年度は 20 名の職員に対しインタビューを行った。

なお、インタビュー調査を行う前に、検査監督総括課の職員の方を相手にテストインタビューを実施し、インタビュー調査を行う上での留意点（必要な時間、質問の投げかけ方・順番等）を洗い出した。インタビュー調査では、この事前インタビューの結果を踏まえて、インタビュー対象者に事前に、インタビューの趣旨とともに、表 4-2 に示すインタビューでお聞きする内容の概要について説明を行った上でインタビューを実施した。

表 4-1　インタビュー実施方法の概要

項目	昨年度調査	今年度調査
対象者	検査制度に係る業務を行う職員 24 名	検査制度に係る業務を行う職員 20 名（匿名で実施） （うち検査官資格取得者 19 名）
実施期間	12 月 6 日～12 月 20 日	11 月 25 日～12 月 9 日
インタビュー時間	30 分	40 分
実施体制	・3 名 ・規制庁職員の同席なし	・2 名 ・規制庁職員の同席なし
実施方法	・Web 会議 ・録音なし	・Web 会議 ・録音を実施

表 4-2　インタビューの概要

大項目	内容
基本事項	主な検査担当施設（発電炉、核燃料施設等）、専門、略歴等
検査活動について	原子力規制検査の現場活動および、この実践における事業者とのコミュニケーション、課題や良好事例・工夫等
検査指摘事項の評価について	原子力規制検査における気づき事項の発見や検査指摘事項の評価等の実践における、課題や良好事例・工夫等
原子力規制検査制度の実効性・組織への期待について	原子力規制検査のやりがい、個人の裁量、コミュニケーション、組織等に期待するサポート等
原子力規制検査制度の基本コンセプトについて	パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、CAP、フリーアクセスといった原子力規制検査の基本コンセプト等

4.3 インタビュー結果

インタビュー議事録を別紙 4 に示す。

5. 原子力検査官に関する現状分析及び評価

5.1 分析および評価の方針

本調査では、アンケート回答（自由記述を含む）の分析・評価結果をベースとし、それをインタビュー結果で補足することを基本方針とした。

具体的には、アンケート調査では、定量的なデータをもって全体的な傾向を把握するとともに、関連するアンケート自由記述の回答結果から、データに基づく傾向についての信頼性を確認し、解釈を加えた。

その後、インタビュー調査結果を用い、アンケート分析結果から抽出された特徴的な結果に対して、具体例な事例・エピソードも交えた詳細な内容を確認することで、主として課題の具体化、良好事例の具体例として課題・改善提案の抽出に活用した。

アンケート調査およびインタビュー調査の位置づけ、分析の流れを図 5-1 示す。

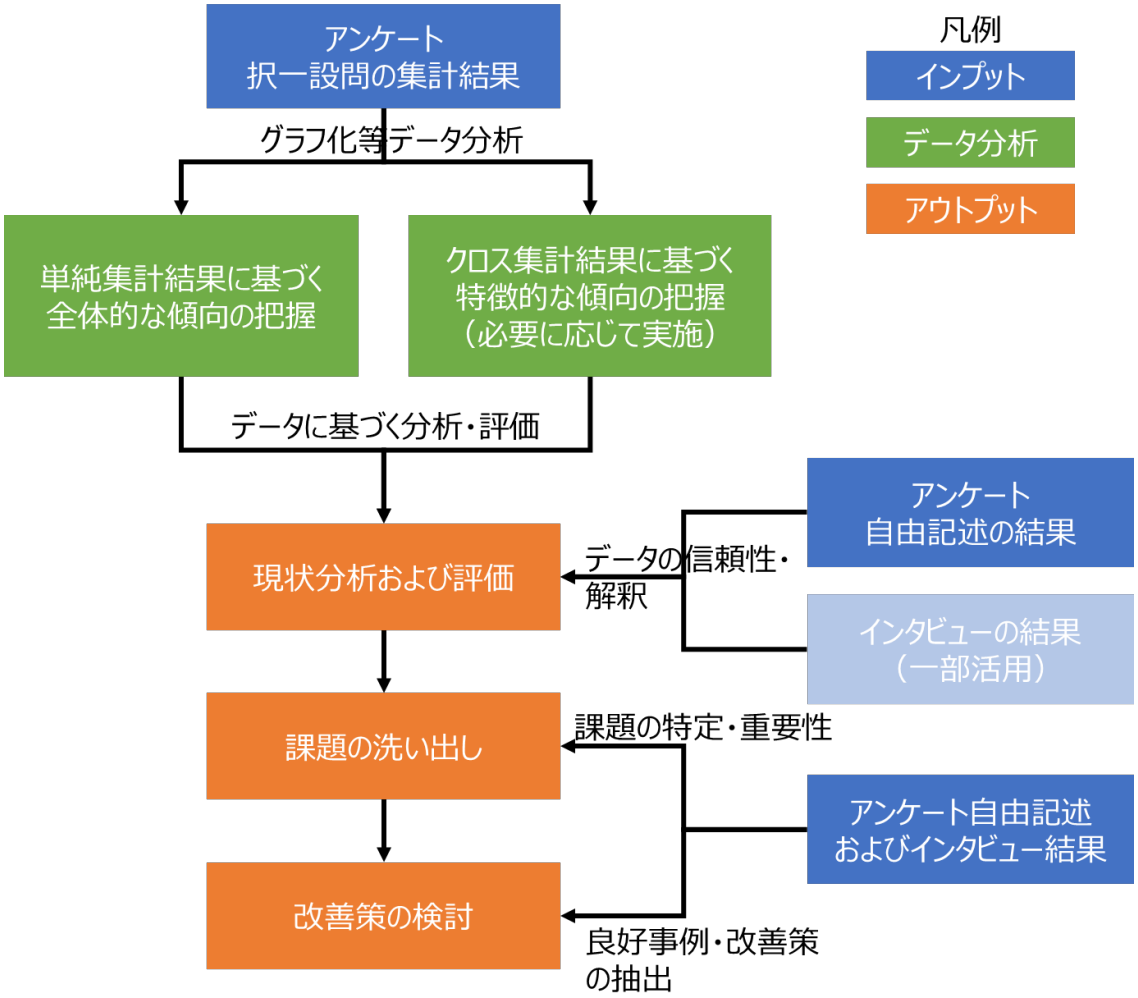

図 5-1　分析の流れ

5.2 分析および評価

分析および評価にあたっては、2 章で設定した各種アンケート・インタビューの設問内容の設定方針に基づき、検査官の「理解度」、検査官の検査活動への「習熟度・取り組み意識」、原子力規制検査制度の「実効性」の観点で実施した。

以下に、2.2 節に記載した質問項目の設定方針を参考として再掲する。

（再掲）質問項目の設定方針

①	第 1 期中期目標の期間において構築した原子力規制検査における理念や枠組みの定着状況および第 2 期中期目標期間においてそれがどのように変化していくのかを継続的見る指標として、基本コンセプトである、パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP に関する検査官の理解度を継続的に確認する。
②	上記①の 4 つの基本コンセプトを理解した上で、検査官がそのコンセプトをどのように実行、実践しているかと言う観点での習熟度を確認する。
③	さらに、上記 2 点の前提として、検査官のマインドとして、特に、原子力規制検査に関する納得感、従来制度とのギャップ認識、運用に関する懸念等について確認する。
④	現場における原子力規制検査の運用において、制度としての実効性（原子力規制検査の目的に対して有効に制度が機能しているか）、また、実効性を上げていくうえで、制度上の課題があれば、その課題を確認する。（昨年度調査で明らかとなっている核燃施設における運用上の課題はここで確認する。）
⑤	原子力規制検査の実効性、課題を踏まえて、原子力規制検査をよりよくしていくための各検査官の姿勢、組織の在り方等を含む制度全般に関する改善点を抽出する。
⑥	検査官個人の理解度・習熟度、制度の実効性の向上について、特に、本庁から支援を含む体制、インフラに関する要望等があれば確認する。

また、分析・評価は、大きく「原子力規制検査における 4 つの基本コンセプト」、「検査指摘事項の評価」、「現場での検査活動」、「検査制度の実効性」の 4 つの項目に分類した上で、調査方針に則った観点で分析・評価を行った。また、5 つ目として、本庁が行う取り組みやインフラの活用に関する分析を行った。それぞれの分析・評価結果を以降に示す。

5.2.1 原子力規制検査における 4 つの基本コンセプトについて

【総括】

原子力規制検査に対する総じての理解度について、アンケート回答データの全体傾向としては、回答者の 85% 以上が「理解できている」、「やや理解できている」と回答した。昨年度は、同様の回答である「十分に理解し、自ら検査を実施するだけでなく、他の検査官にも指導・助言できるレベル」、「一応支障なく自身で検査を実施できるレベル」の合計が 55%程度であり、総じての理解度としては、昨年度から改善の傾向が見られた。理解度は検査官資格の階級が高いほど、原子力関係の業務経験年数が長いほど、高い傾向にあった。一方、「できていない」、「ややできていない」といった回答については、特に検査官資格未取得者にその傾向が顕著に表れていた。

個別の基本コンセプトの視点では、パフォーマンスベーストについて、アンケート回答結果として、回答者の 85%以上が「理解できている」、「やや理解できている」と回答した。この回答を選択した回答者のアンケート自由記述において、従来型の検査制度との違いについて実感できていることが伺える回答が多く見られ、概念的な理解は進んでいると思われる。

リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の 3 つの基本コンセプトの理解については、「理解できている」、「やや理解できている」と回答した割合がいずれも 90%程度であった。また、これらの回答を選択した回答者のアンケート自由記述では、検査活動における取組内容や悩み等に関する具体的な記述が多く見られることから、これら 3 つの基本コンセプトについては、概念的な理解が進んでいることに加え、日々の活動の中である程度実践できている状況が確認できた。

なお、アンケート自由記述およびインタビュー結果におけるフリーアクセスに関する回答結果において、「事業者に頼ってしまうことが良くない」とするような回答が多く確認された。これまでの検査制度においては、情報収集において事業者への依存度が高かったと思われる一方で、原子力規制検査ではフリーアクセスの権限を行使し、直接的かつ積極的に情報を入手することが検査官に期待されている。このような変化に伴い、検査官はフリーアクセスの実践において事業者に頼ってはいけないと過度に意識している現状があると思われる。今後、これまでの検査制度からの脱却を図る段階では、このような意識で良いと思われるが、原子力規制検査がある程度定着した段階では、フリーアクセスについての理解・意識を徐々に見直していくことが必要であると考える。

4 つの基本コンセプトに係る習熟・取り組み意識についても同様に、アンケート回答データの全体傾向としては「実践できている」、「やや実践できている」と回答した割合がはいずれも 90%程度であった。理解度と実践に関するアンケート回答における自己評価において、いずれのコンセプトについても、「理解できている」とした回答者の多くが実践についても「できている」と回答するなど、理解と実践の間には一定の相関関係があることが確認できた。

(1) 原子力規制検査に対する総じての理解度

検査制度の基本コンセプトとして、パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の 4 つについて全体的な理解度を調査した。

4 つの基本コンセプトの理解度についての分析・評価の小括は以下の通りである。

【小括】

原子力規制検査に対する総じての理解度について、アンケート回答データの全体傾向としては、回答者の 85% 以上が「理解できている」、「やや理解できている」と回答した。昨年度は、同様の回答である「十分に理解し、自ら検査を実施するだけでなく、他の検査官にも指導・助言できるレベル」、「一応支障なく自身で検査を実施できるレベル」の合計が 55%程度であり、総じての理解度としては、昨年度から改善の傾向が見られた。理解度は検査官資格の階級が高いほど、原子力関係の業務経験年数が長いほど、高い傾向にあった。

一方、「できていない」、「ややできていない」といった回答については、特に検査官資格未取得者にその傾向が顕著に表れていた。

分析結果詳細を以下に示す。

はじめに、4 つの基本コンセプトの個別の理解を確認する前提として、原子力規制検査全般に対する理解度を問う設問への回答傾向を確認した。

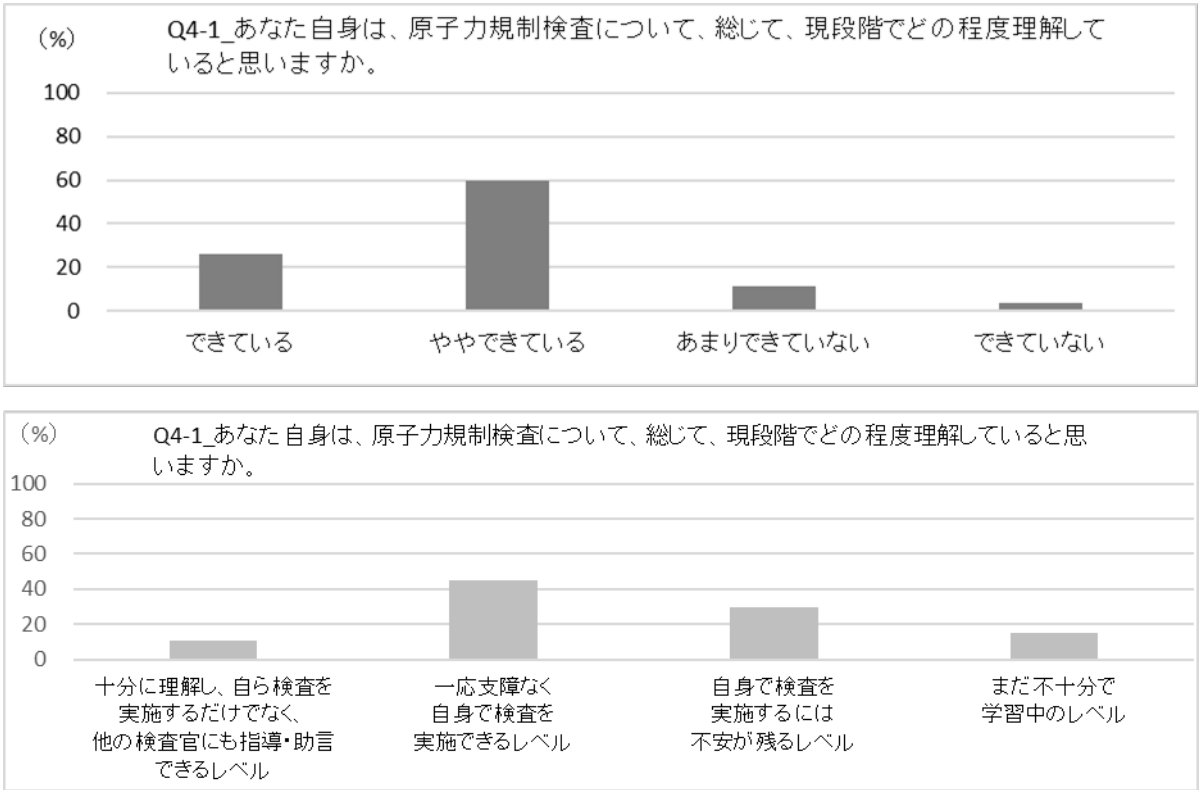

図 5-2　原子力規制検査について総じての理解度
（上段（本年度）n=178、下段（昨年度）n=190）

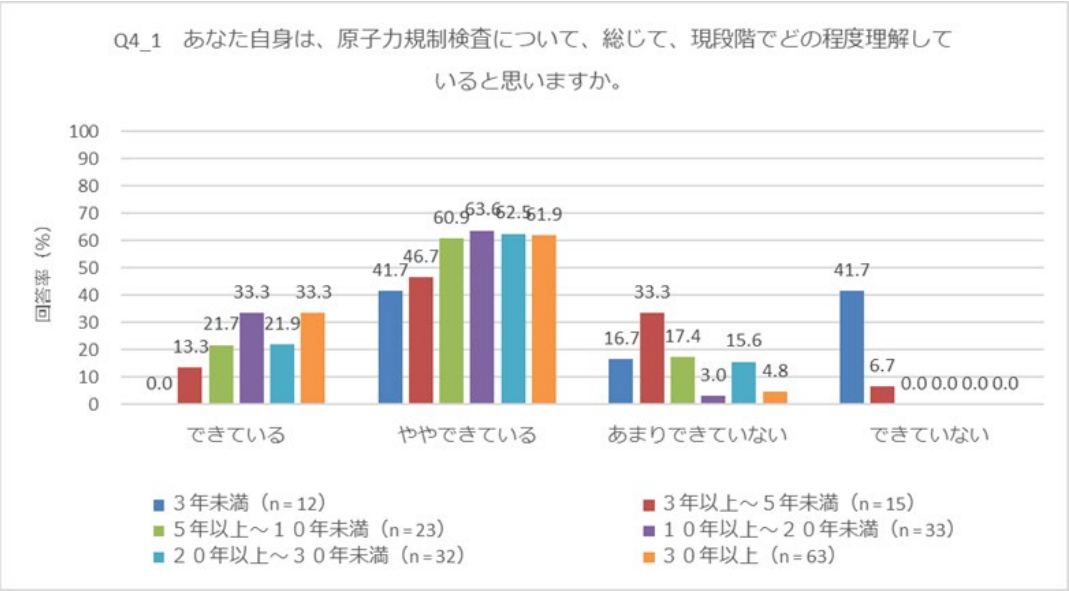

図 5-3　「原子力規制検査について総じての理解度」×原子力関係の業務経験年数

（n=178、検査官資格未取得者含む）

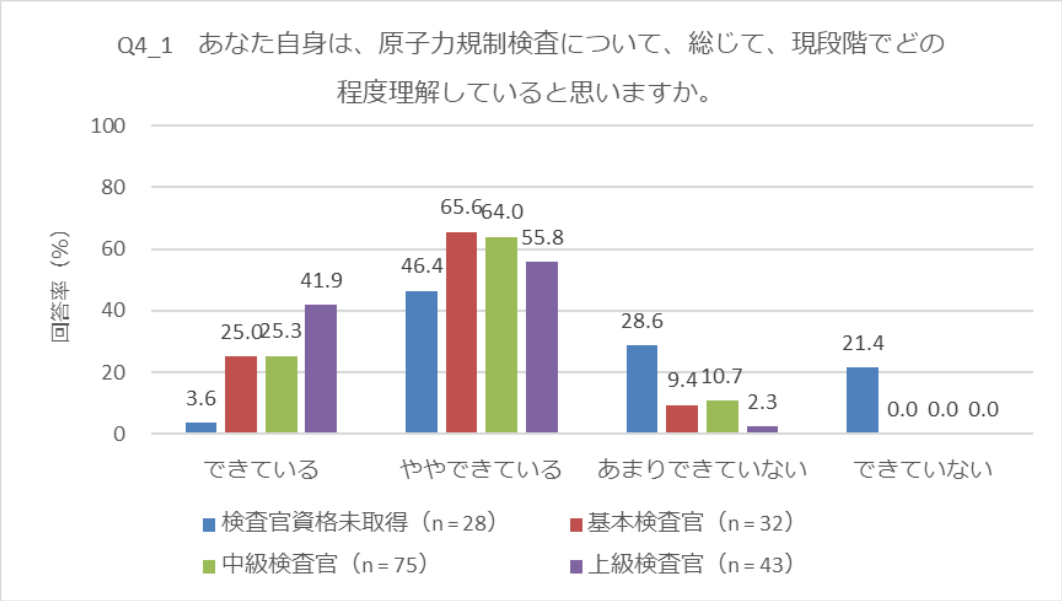

図 5-4　「原子力規制検査について総じての理解度」×検査官資格

（n=178、検査官資格未取得者含む）

原子力検査制度全般については、図 5-2 に示すように、「できている」とする回答よりも、「ややできている」とする回答率の方が高いことがわかる。また、図 5-3 および図 5-4 に示すように概ね「原子力関係の業務経験年数」が多いほど、また、「検査官資格」が上級になるほど、理解度が高い傾向にある。なお、「（理解）できていない」という回答 6 名（3 年未満 5 名、3 年以上～5 年未満 1 名）はすべて検査官資格未取得者によるものであった。

(2) 4 つの基本コンセプトの個別の理解度

次に 4 つの基本コンセプト個別の理解度を確認した。

4 つのコンセプトそれぞれに対する自己評価に基づく理解度は下図 5-5～図 5-8 の通りである。

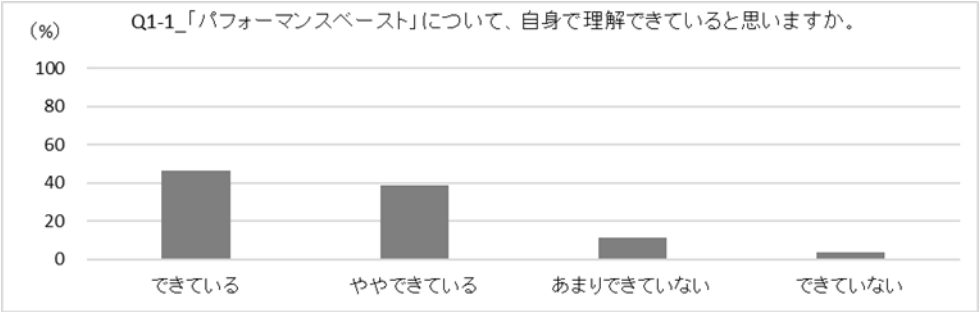

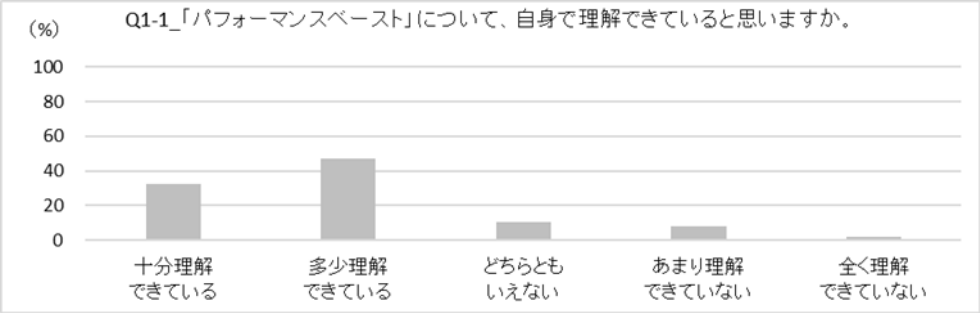

図 5-5 「パフォーマンスベースト」についての理解度
（上段（本年度）n=178、下段（昨年度）n=190）

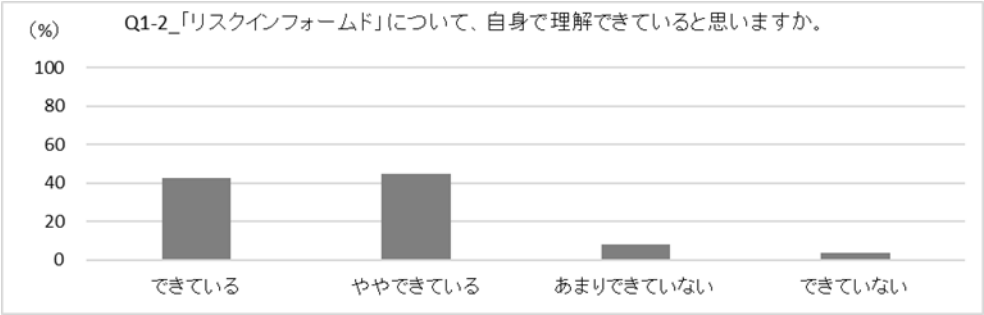

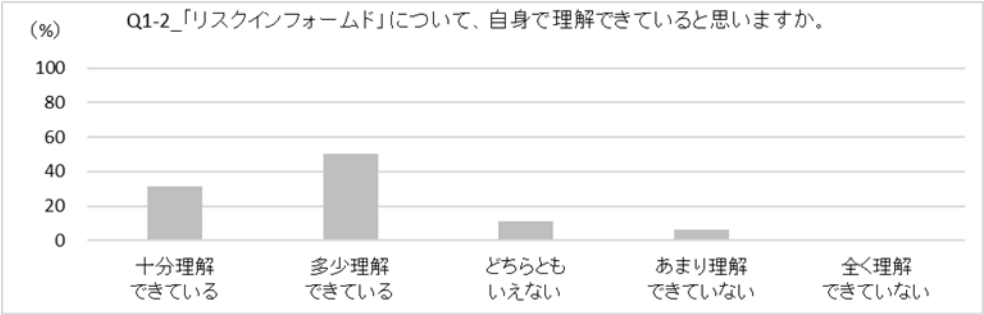

図 5-6 「リスクインフォームド」についての理解度

（上段（本年度）n=178、下段（昨年度）n=190）

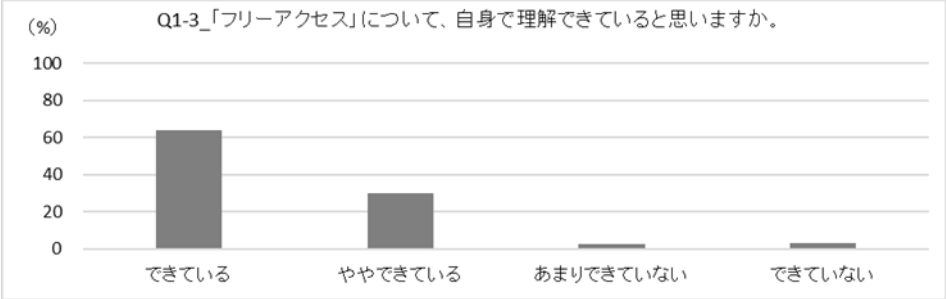

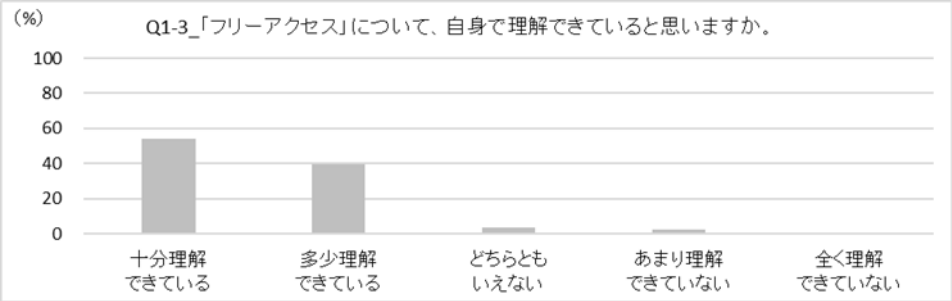

図 5-7 「フリーアクセス」についての理解度

（上段（本年度）n=178、下段（昨年度）n=190）

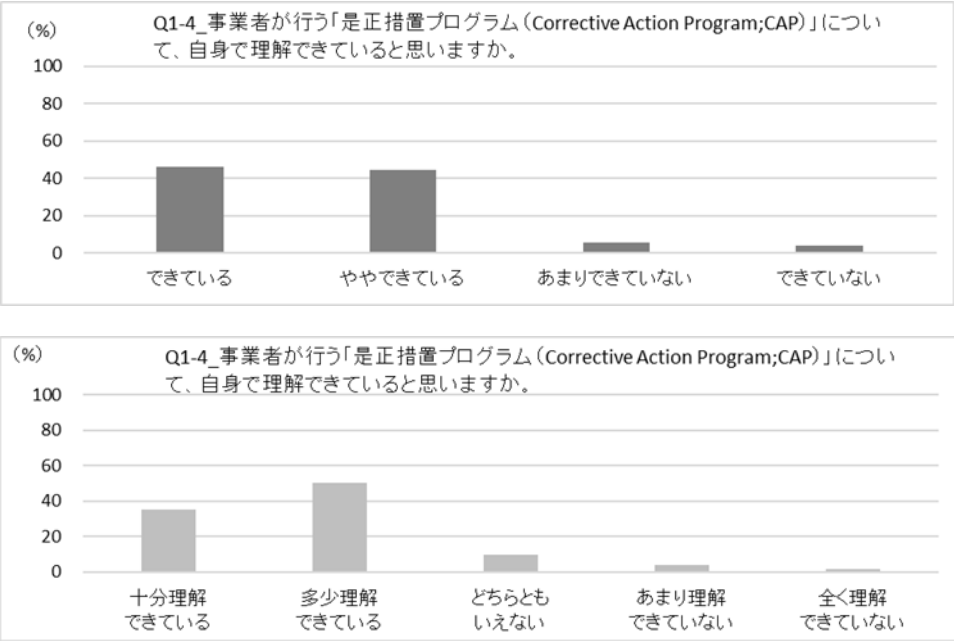

図 5-8　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度

（上段（本年度）n=178、下段（昨年度）n=190）

パフォーマンスベーストの理解度に関するアンケート回答結果として、回答者の 85%以上が「理解できている」、「やや理解できている」と回答した。一方で、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の理解度に関するアンケート結果として、「理解できている」、「やや理解できている」と回答した割合がいずれも 90%程度であった。

なお、前述の原子力規制検査に対する総じての理解度（図 5-2～図 5-4）においては、「できている」よりも、「ややできている」とする回答が多かった一方、各基本コンセプト個別の理解度については「できている」との回答が最も多い（「リスクインフォームド」を除く）。この違いについては、原子力規制検査制度全般、としてその理解度を問われる場合は、より広い概念に対する理解を問うことになるため、自己評価が低めに出た結果であると推察される。ただし、回答の全体的な傾向としては、検査官の大多数は、原子力規制検査を理解している、と自己評価しているといえる。

次に、検査官資格の違いによる回答傾向の違いを確認する。4 つの基本コンセプトにおいて、大きな傾向の違いはなかったことから、代表的に「パフォーマンスベースト」の理解度について、検査官資格に基づくクロス集計結果を図 5-9 に、原子力関係の業務経験年数に基づくクロス集計を図 5-10 に示す。

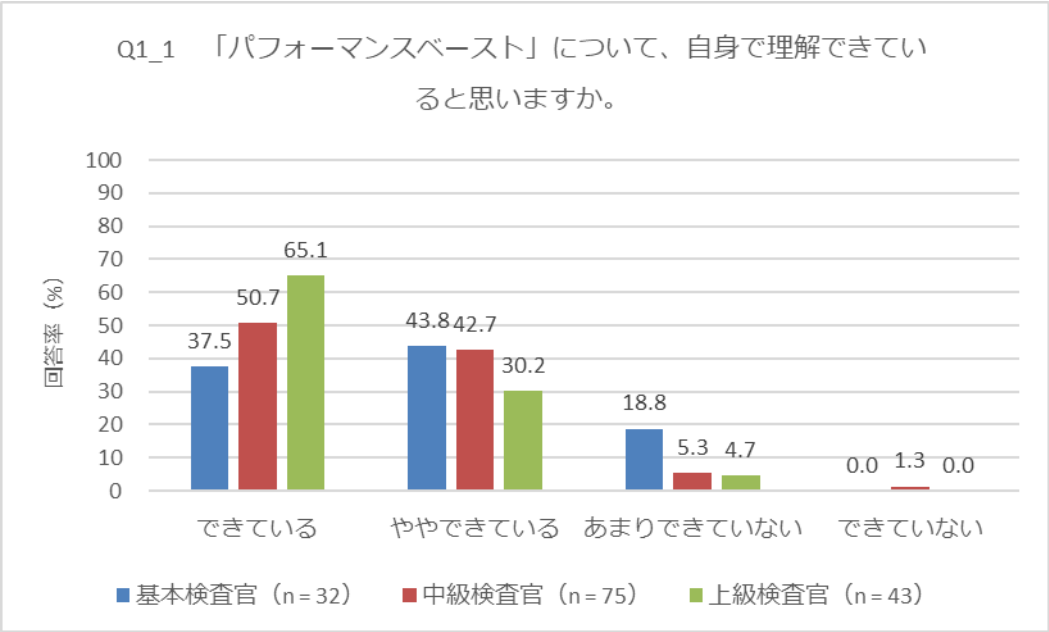

図 5-9　「パフォーマンスベースト」についての理解度×検査官資格

（n=178、検査官資格未取得者含む）

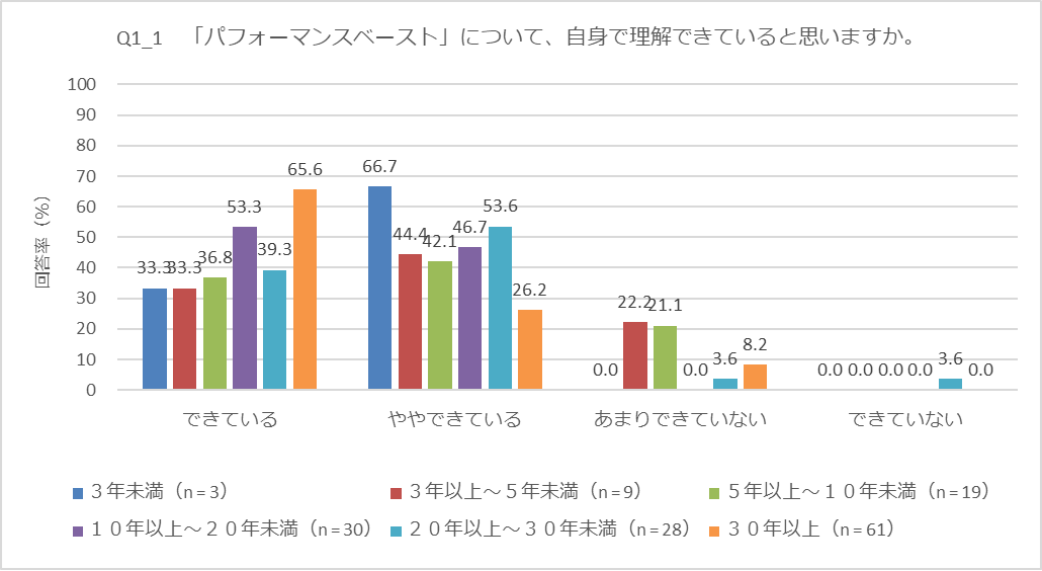

図 5-10　「パフォーマンスベースト」についての理解度×原子力関係の業務経験年数

（n=178、検査官資格未取得者含む）

理解度は検査官資格の階級が高いほど、原子力関係の業務経験年数が長いほど、高い傾向にあると言える。一方、「できていない」、「ややできていない」との回答については、特に検査官資格未取得者にその傾向が顕著に表れている。

なお、理解度についてはあくまで自己評価に基づいていることから、検査官資格が上級であるがゆえに、また、業務経験年数が多いゆえに、立場上、理解度が低いとは回答ができなかった回答者層も存在すると推察される。しかし本調査の中では、「立場上、理解していな

いわけにはいかない」もしくはそう言った立場、懸念等が読み取れるアンケート自由記述やインタビュー結果は確認されていないことから、今後の調査等においては、理解度の評価における立場上の回答の傾向の違い等についても配慮した調査設計を立てていく必要があると考えられる。

以上の分析も踏まえて、以降の分析にあたっては、5.2.5 項における分析を除いて「検査官資格未取得」の回答者（28 名）を除いて行うこととする。なお、「検査官資格未取得」者について、アンケート自由記述「Q4_4_A_1 原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。」の回答結果を見ると、大きく以下の通り分類される。

「検査官資格未取得者の理解」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。

回答のサマリ
検査ガイドの理解
実践・現場経験
知識の習得とそれに費やす時間
体系的な理解と、典型的なケーススタディでの学習
教育と自学の機会
気付き事項を確認するために必要な事業者の保安活動や設備等の保全活動に関する知識

自由記述回答および前述の分析結果を踏まえれば、「検査官資格未取得」者については、「現場経験」の蓄積や「知識の習得・教育」機会の創出を進めることが理解度の向上に資するものと考えられる。

(3) 個別の基本コンセプトの理解度および習熟・取り組み意識に関する解釈

検査制度の基本コンセプトとして、パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の 4 つについて全体的な傾向を踏まえた上で、個別の理解度・習熟・取り組み意識についてアンケート自由記述およびインタビュー結果を基に深堀調査した。

個別の基本コンセプトの理解度・習熟・取り組み意識についての分析・評価の小括は以下の通りである。

【小括（理解度・習熟・取り組み意識について）】

個別の基本コンセプトのうち、パフォーマンスベーストについては、アンケート回答結にておいて、「理解できている」、「やや理解できている」と回答した回答者のアンケート自由記述において、従来型の検査制度との違いについて実感できていることが伺える回答が多く見られ、概念的な理解は進んでいると思われる。

リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP といったコンセプトについては、アンケート回答結果として、「理解できている」、「やや理解できている」を選択した回答者のアンケート自由記述では、検査活動における取組内容や悩み等に関する具体的な記述が多く見られることから、これら 3 つの基本コンセプトについては、概念的な理解が進んでいることに加え、日々の活動の中である程度実践できている状況が確認できた。

パフォーマンスベーストに基づく検査活動の実践の観点で、今後は検査官のパフォーマンスを継続的に測定できるような調査設計項目を追加する必要があると考えられる。

リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の 3 つの基本コンセプトについては、さらなる習熟・取り組み意識の向上にあたっては、現場検査官の抱く個別の課題を解決できるよう、検査制度の運用の改善等の取り組みを進めていく必要があると考える。

なお、アンケート自由記述およびインタビューにおけるフリーアクセスに関する回答の結果において、「事業者に頼ってしまうことが良くない」とするような回答が多く確認された。これまでの検査制度においては、情報収集において事業者への依存度が高かったと思われる一方で、原子力規制検査ではフリーアクセスの権限を行使し、直接的かつ積極的に情報を入手することが検査官に期待されている。このような変化に伴い、検査官はフリーアクセスの実践において事業者に頼ってはいけないと過度に意識している現状があると思われる。これまでの検査制度からの脱却を図る段階では、このような意識で良いと思われるが、今後原子力規制検査がある程度定着した段階では、フリーアクセスについての理解・意識を徐々に見直していくことが必要であると考える。

分析結果詳細を以下に示す。

1) パフォーマンスベーストについて

「パフォーマンスベースト」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q1_1_A 「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。 Q1_1_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。

回答数	分類	主な記載内容
75	できている	● パフォーマンスを重視した検査、事業者の活動状況重視した検査を実施している。マインドチェンジできている。 ● 安全上重要な設備、リスクの高い設備に注目した検査を実施している。 ● 従来の逐条型検査（保安規定遵守状況の確認等）から安全機能着眼型検査に移行している。 ● 書類・記録中心の検査、QMS 中心のから、現場重視の検査にシフトしている。 ● 自身の力量を発揮できる。自身で検査テーマを考えている。 ● 検査官主体から事業者主体になった。
70	ややできている	● 何をどこまで深く見ればよいか迷うことがある。自分のやっていることが間違っていないか不安がある。 ● 従来型検査の見方をしてしまうことがある。従来の検査とあまり変わらないように思う。 ● サンプル数が多すぎて深く調べたり勉強することができない。総花的である。 ● まだ事例が少なく判断できない。 ● 事業者のマニュアル等各種のルールを把握できていない部分がある。 ● 従来型検査を引きづっている部分がある。
22	あまりできていない	● 発電所に対する設備、規格類や法令規則要求への理解が不足している。能力が不足している。 ● 従来の検査と同様な検査となってしまっている、従来との違いがあまりわからない。 ● 具体的に何をしていいのかわからない、教育を受けていない。 ● あまり納得していない。 ● 検査経験に乏しい、検査担当ではない。
11	できていない	● 検査経験がない、検査資格がない

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
●パフォーマンスベーストについては検査官によって考え方がバラバラと思われる。自分は結果良ければ良しというふうに受け取っているが、QMS 的なことも重視し、その取り組みも重要という考えもあるだろう。 ●パフォーマンスベーストは、事業者の弱点をしっかりと把握してつぶしていく、これを経て良いパフォーマンスを結果として出し続けるということだと考えている。 ●パフォーマンスベーストなので結果が出てから判断すべきである。事業者の調査結果が出てからどうしてそれで良いのかと指摘しなければならないと思った。 ●パフォーマンスベーストで重要なのはどうやるかではなく結果が重要であり、やり方は事業者にまかせるということであり、そこはブレないように気をつけている。 ●事業者への質問の仕方が変わってきた。例えば、火災防護一つとっても、リストにある項目を聞くだけでなく、火災に起因して発生しうる事故時の話も少し絡めてみたり、具体的な事故のイメージ等を持ちながら質問しているなという光景があったので、そう感じた次第。広がりを持ちながら軸をおきつつの質問をできる。これができるようになるためにも、検査官もしっかりと勉強していかなければいけない。 ●パフォーマンスベーストという意味では、やはり系統のトラブル等を見ていくということだと思う。ただまだプラントが動いていないということで、実績（パフォーマンス）を測り切れていない・判断できないという点はある。 ●パフォーマンスベースドについて、これまでは保安規定の内容や法令に対して対応の有無を判断していたが、新制度では事業者の活動が実際にできているか、できていないかを確認するようにしている。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

パフォーマンスベーストについては、従来型の検査制度との違いについては実感できていることが伺える記載が多いことから、概念的な理解は進んでいると判断される。今後はパフォーマンスベーストに基づく検査活動の実践の観点で、検査官のパフォーマンスを継続的に測定できるような調査設計項目を追加する必要があると考えられる。

2) リスクインフォームドについて

「リスクインフォームド」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q1_2_A 「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。 Q1_2_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。

回答数	分類	主な記載内容
62	できている	● 従来は設備の重さにあまり関係なく不具合等に対応していたが、新制度では設備の重要度に応じたものとなっており、軽いものは事業者の活動を見守る程度としている。 ● 従来の検査は、規則や保安規定等の遵守に関する検査であったが、規制検査では、原子炉の炉心損傷度等を考慮した事象のリスクを反映した検査を実施している。 ● リスク評価に基づき、リスクが高いものに対して十分な検査時間が費やせる。 ● 従来の決められた対象のみについて、決められた抜き取り率での網羅的な検査から、リスク情報を収集し、リスクの高い重要なものに重点を置いた実効的な検査が実施できる。 ● 事業者の日々の活動の情報から見るべきポイントを決める、という点が以前に比べ強化されていると感じる。 ● WD での現場の変化、不適合情報、CAP 情報等を元に検査官自らの判断により設備、手順等を選定し検査できるので良い。 ● 原子力施設への影響度という視点で検査や巡視を行うことで効率的な規制ができる ● 事業者の保安活動におけるリスクに着目して、重点指向で検査できる点が従来の検査制度と比較して優れている点と考えます。ただし、原子力規制検査制度の場合、検査官の力量に大きく依存する特徴がある点は留意点と考えます。
77	ややできている	● 安全重要度の高い設備、機器について、従来より重点的に時間を割いて確認できるようになった。 ● 今までの規則の形而上の内容に対して検査する意識から、事象によるリスクの与える影響に対して検査する意識に変わった。 ● リスクベースドにすると CCW と電源周りばかりになる。 ● 自身の知見・技量では把握（認識）出来ていないリスク要因があるのではないかと、常に「おっかなびっくり」のストレス状態。 ● 従来の検査との違いを意識して検査を行っているつもりであるが、事業者の活動の中には必ずしもリスクインフォームドで判断できないものがあり、そういうものは従来の検査やり方を踏襲すべきと考える。 ● ガイドのサンプル数という制約あるし、そもそも長期停止中のプラントに原子力安全への大きなリスクは少ないと思う。 ● 原子炉のリスク評価が一部のプラントのみであり、かつ限定

		された設備であることから、全ての規制検査ガイドにおいてリスクインフォームドで検査を行うことができていない。 ● 現在、担当しているサイトは廃止措置段階にあり、リスクの重要度が分かりにくい。事業者のマニュアル等各種のルールを把握できていない部分がある。 ● 従来型検査を引きづっている部分がある。
25	あまりできていない	● 経験分野以外は力量がなく、従来の検査になる。 ● リスクインフォームドの、考え方は理解しているが、実際の検査特に使用前検査は従来の進め方とさほど違わない。 ● 安全上重要な機器を選択して検査が行えていないため。 ● 実用炉に比べリスクが低い試験炉等のリスクインフォームドがしっくりこない。 ● リスクの捉え方が検査官によってまちまちで、小さいリスクでもコストをかけて検査している傾向があるように感じている。 ● 理解が大変
14	できていない	● 検査経験がない ● 検査官業務、未実施のため ● 実際に教育等受けていない ● 従来の検査制度を経験していない

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● リスクの高いところはいつも同じであり、例えばCCW系統や電源はリスクが高いが、結局いつも見るべき系統機器が同じになってしまうのはどうなのかと思うところである。リスクの大きさだけを重視すると同じ機器を見ることになるので、リスクの絶対値の大きさだけで検査対象を決めないようにしている。 ● 担当施設は現状停止中プラントなので、リスクの変動がなく、リスク情報活用の手立てがない状況である。 ● リスクブックがあり、FV 値等掲載されたものがあったので、それを見ていた。リスクブックを見ていると同じところを見に行くことになるが、他にも大丈夫かという心情もあり、それ以外のところもてみていた。リスクベースではなくリスクインフォームドなので、CFD といった定量的な情報だけでなく定性的な方も見る必要があるが、定性的な方で言えば、使用済み燃料の冷却が停止時は重要なので、そちらを見に行ったりもした。 ● リスクインフォームドについては核燃施設だとまだ難しい ● 新検査制度では、ある意味リスクインフォームド、パフォーマンスベーストなので、リスクに応じていないことはやりたくない、できるだけ効率的に検査を済ませて早くプラントを動かしたい（プラントを早く動かせばその分収益になるという民間企業としての考え方）という意識が感じられる。 ● リスクインフォームドについては、あまりリスクが高い機器ばかり選んで検査していくようだと、毎回同じ機器を選んで検査するということにもなりかねない。検査がマンネリ化してしまうので、ある程度ランダムサンプリングのような考え方も入れていかなければいけないのではと思う。

- リスクインフォームドの観点では、使用前検査では以前は重要性が低いとされていた機器が上位にピックアップされていることもあり、そのような場合には優先的に加味して検査対象としている。
- 六ケ所の再処理施設において今年度末にようやく使用前検査が開始される予定であり、工事内容も不明であるため、まずは様子見である。リスク面において大きなリスクが考えられるのは六ケ所の再処理施設くらいであり使用施設もあるため、実用炉と同じ基準では当てはまらないだろう。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

リスクインフォームドのコンセプトの理解について、「できている」、「ややできている」とした回答者からは、「従来は設備の重さにあまり関係なく不具合等に対応していたが、新制度では設備の重要度に応じたものとなっており、軽いものは事業者の活動を見守る程度」や、「原子力施設への影響度という視点で検査や巡視を行うことで効率的な規制ができる」といった、リスク情報を検査活動の場に活用し、リスクに応じた検査を実施していることが伺われる記載が確認される。また、「あまりできていない」とした回答者の中にも「実用炉に比べリスクが低い試験炉等のリスクインフォームドがしっくりこない。」、「リスクの捉え方が検査官によってまちまちで、小さいリスクでもコストをかけて検査している傾向があるように感じている。」といった、リスクインフォームドを理解しつつも、その考え方の現場適用に悩む記載が確認される。したがって、リスクインフォームドに対する理解については、前述のパフォーマンスベーストに比較しても同等もしくはそれ以上に概念的な理解度は高く、また、日々の活動の中である程度実践できている状況が確認できた。

以上を踏まえれば、リスクインフォームドに関する「習熟度・取り組み意識」は上昇しつつある中で、具体の検査活動の実践の中で、課題がより明確になりつつある状況であると考えられる。

例えば、

- 「従来の検査との違いを意識して検査を行っているつもりであるが、事業者の活動の中には必ずしもリスクインフォームドで判断できないものがあり、そういうものは従来の検査やり方を踏襲すべきと考える。」
- 「（略）そもそも長期停止中のプラントに原子力安全への大きなリスクは少ないと思う。」
- 「原子炉のリスク評価が一部のプラントのみであり、かつ限定された設備であることから、全ての規制検査ガイドにおいてリスクインフォームドで検査を行うことができていない。」
- 「現在、担当しているサイトは廃止措置段階にあり、リスクの重要度が分かりにくい。事業者のマニュアル等各種のルールを把握できていない部分がある。」

等の記載から、リスクインフォームドの考え方を理解しつつも、検査制度のしくみそれ自体にリスクインフォームドの考え方が米国のような形では徹底されておらず（例：運転プラントと比較して相対的にリスクが小さいと考えられる停止中プラントや廃止措置プラントにおいても検査のしくみが変わらない等）、検査官がリスクインフォームドな原子力規制検査を現場で実践する上での実用上の課題があると推察される。

従って、リスクインフォームドの習熟度・取り組み意識については、向上途上にあるものの、一層の定着に向けては、リスクインフォームドの観点から各施設と状態（長期停止中、廃止措置中など）に応じて検査制度の適合性を評価することが重要であると考えられる。

3) フリーアクセスについて

「フリーアクセス」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q1_3_A 「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。 1_3_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。

回答数	分類	主な記載内容
94	できている	● 従来は何でもかんでも事業者から情報を入手していたが、新制度では自らアクセスできるので、幅広く情報を取りに行ける。また、現場もどこへでも行け、協力会社の方にも聞き取り等でき、事業者の活動が把握しやすい。 ● やはり前問のリスクインフォームドが基礎にないとフリーアクセス(確認したい目的へのアクセス)に近づくことは出来ない。闇雲に無意味な時間を要するだけになる。正しく理解すれば良い手法である。従来も行きたい場所、人に邪魔されずアクセスすることは可能だったと考える。隠蔽とまでは言わないまでも一時的に事業者預かり的な対応をとる場合もあろうかと思う。 ● 従来の、事業者に案内された場所でのみ、事業者から示される受動的な検査から、検査官自身が必要と考える対象に自ら自由にアクセスし検査できる能動的な検査となった。 ● 事業者とのコミュニケーションが取りやすくなった。 ● ギャップについては、旧検査時代よりもウォークダウンを活用していること。また、事業者のエスコートを伴わないことで、より自由に事業者活動を確認できている満足感がある。 ● 従来の検査では事前に検査場所を伝え、事業者が付き添い、検査を行っていたが、新しい検査制度では３６５日２４時間、夜間、休日を問わず、事業者が保安活動を実施している場合には現場に立ち入り、検査の対象として実施することができ、抜き打ち的に実施できるのでとても効果的だと思います。 ● 検査に必要な情報を検査官が自ら取りに行けるのでその過程でいろいろな情報も取り入れることができるようになった反面 2 マンルール等の障害でフリーアクセスよりも事業者から情報をもらえたほうが早い場合もあるのでケースバイケースでフリーアクセスにこだわりすぎないことも時間を有効に使うために大切だと思う。

49	ややできている	● フリーアクセスの考え方は理解しているが、複数のプラントに対してフリーアクセスで検査するのは、現実的ではない。 ● フリーアクセスと言いながら全て確認できるものと認識していない。どの程度までなら許容できるのか匙加減が難しい。事業者も協力的で特に困ったことはないが。 ● 従来は全ての情報や現場に対して必ず事業者を介する必要があった。新制度においては、必要に応じて能動的に事業者を介さずともそれらにアクセスすることが可能となり、従来では見えてこなかった問題点にアプローチ出来る可能性が広がったと感じている。 ● 現場や資料のアクセスができる範囲が広がったことにより、検査できる範囲が増えている。 ● 可能な限り自ら情報を収集したいが、本庁職員はその所在がわからず、事業者を頼ってしまう場面がまだまだある。 ● フリーアクセスの考え方自体は浸透しつつあるが、実際の現場へのアクセスは事業者の協力が必要であり、好き勝手に検査することはできないが、従来の場所・時間を決めた形式ばった検査からは発展しており、事業者の納得も得られつつある。 ● 限られた期間に事業者それぞれの情報システムを使いこなせるようになるのは難しく、必要な情報を事業者に事前に準備させているが、対応程度も事業者それぞれのため難しい面はある。
20	あまりできていない	● どうしても事業者に頼ってしまう。 ● 自力のみでは情報の品質が低下し、入手に苦労。現状自分の深掘りは自分の力量に依存し結局事業者に質問、エビデンス投げかける従来型が効率よく正確で深掘りはできる。フリーなのは現場へいくことのみでよいのではないか。情報は容易なものは取りにいくがその後は窓口依頼でよいのでは ● 事業者のスタッフも少なく、突然、検査に行っても対応できるとは限らないのでフリーアクセスによる検査は難しい。 ● 現場への精通度が低いため、フリーアクセスする自信がない。 ● 何が変わったのかよくわからない。 ● システムへのアクセス権不足、使える端末数不足、立ち入り手続きに時間を要する等の障害あり ● 法令上の検査の時期を指定しない規定とフリーアクセスの現在の扱いについて違和感がある ● チーム検査で全発電所を回っているが、事業者ごとに情報端末のシステムは違っており、使いこなすことなど到底不可能。事務所と連携して現場を回ることについても、検査の期間が長く、また、量も膨大であるため、事務所の検査官への負担が大きすぎるため、事業者に頼らざるを得ない。 ● 資料は決まった場所に置かれていないケースがほとんどなので担当者に依頼するしかない。特に、許認可関連の補足資料は保管庫に保管されており直接検査官はアクセスできない。 ● 使用前確認などは、スポットでのサイトへの訪問となるため、アテンド無しで現場に行くことは難しい

15	できていない	● 検査経験がない ● フリーアクセスの理想形は検査官自身が自由に事業所職員と同様に立入りできることであるが、現状では達成できていない。従来と同じく、事業者に事前に連絡した上で施設に立ち入っている状況である。その理由としては、検査官の安全の確保が大きな理由である。ただし、申し出を行えば立入りを拒否されるというケースはない状況である ● 実践する機会が無かった。 ● 従来の検査制度を経験していない。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● 色々な所に行くが、事業者ルールに従って迷惑をかけないようにアクセスするという点に留意している。 ● フリーアクセスで情報を入手するが、フリーアクセスできる PC の中にまだデータが入っていないものもあるため、そのような場合には事業者にお願いして出してもらうようにしており、“お願い”的な状況もある。書庫に行って資料を見る場合もあるが、事業者の書庫で必要な資料を見つけることは難しいため、何の情報を欲してるかをしっかり伝えるようにしている。 ● フリーアクセスにしろ、事業者並みの知識と経験がないと、現場に行くにしても机上のデータを探すこともうまくいかない。フリーアクセスで自由にどこも行けると言いながらも、現場の状況は日々異なり、厳密な物品管理をするエリアもあることから、フリーアクセスで行ける部分もそんなに多くない。自由に行けない部分は事業者とともに行けばよく、発電所にある情報量は膨大であり、検査官はほんの一部しか見れない。 ● 作業を見ていてわからない場合は、作業の監督者等に簡単な質問をして状況を把握している。作業の邪魔にならないよう、質問は簡単なものにしているが、その場での質問が難しいようであれば、作業現場から戻った後に電力の担当者に聞くようにしている。 ● 行先がわからなくなってしまう等はある（プラントの中を良く把握できていない）。 ● 事業者に話を聞く前に内線電話で担当者に連絡し、アポを取るような形をとっている。 ● フリーアクセスはさせてもらっているため、事業者のルールに沿わなければならないと思っているが、施設によって教育を受けなければならない点が大変である。サイクル施設は事業者毎にルールが異なったりする。 ● 事業者にアクセス先を前日に伝えることで、当日までに体裁を整えているような印象は受けていないため、特段前日に伝達をすることに関して問題は感じていない。従来の保安検査では、検査の 1～2 週間前に検査項目を伝えていたため、特に文書類については、体裁を整えるようなことをされていたようだ。 ● フリーアクセスでは、図面を見たりしてもわからないところはある。そのようなときは、正直に当直長なりに尋ねることも重要と思う

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

フリーアクセスのコンセプトの理解については、前の 2 つのコンセプトに対して、より具体的な行動やアクションに言及する記載が多く、特に、実践に関する工夫等が散見され、アンケート自己評価に基づく理解度における「できている」との回答割合が他の 3 つの基本コンセプトの中で最も高いこととも整合していると考えられる。

一方でフリーアクセスに関する自由記述およびインタビュー結果からは、「事業者に頼ってしまうことが良くない」とするような回答が多く確認された。これまでの検査制度においては、情報収集において事業者への依存度が高かったと思われる一方で、原子力規制検査ではフリーアクセスの権限を行使し、直接的かつ積極的に情報を入手することが検査官に期待されている。このような変化に伴い、検査官はフリーアクセスの実践において事業者に頼ってはいけないと過度に意識している現状があると思われる。これまでの検査制度からの脱却を図る段階では、このような意識で良いと思われるが、今後原子力規制検査がある程度定着した段階では、フリーアクセスについての理解・意識を徐々に見直していくことが必要であると考える。

「習熟・取り組み意識」の観点でも、フリーアクセスについては、より実践がイメージしやすいと考えられ、具体的な記述が目立ち、「習熟・取り組み意識」についても高いと考えられる。より一層の「習熟・取り組み意識」の向上を目指すにあたっては、事業者ごとの具体的な情報、アクセスできる場所等の、実践にあたっての課題が散見されていることから、事業者ごとの違いも踏まえつつ、例えば、フリーアクセスの良好事例等の共有を行うことなどが必要であると考えられる。

4) CAP について

「是正措置プログラム」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）		
Q1_4_A 「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。 Q1_4_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。		
回答数	分類	主な記載内容
67	できている	● CAP に上がる前の事前スクリーニング等を傍聴でき、事業者の改善活動の取り組みの深さが把握できる。 ● CAP 活動において、情報が幅広く入力され、影響度が高い不適合についても情報が従前より早く共有されるようになったのは良いことだと思う。 ● 従来の、事業者が不適合と判断したもののみ是正を行う活動から、気付き事項や予防的なものまで幅広い情報を吸い上げ、安全への影響に応じた対応を幅広く行う活動となっている。 ● CAP の活動を観察していれば、事業者の考え方や活動の程度がわかる。CAP は重要な情報源。 ● ギャップについては、試運用時には CR の活かし方を理解していなかったが、新検査下では活用できる様になった。 ● 発生事象の安全に係る重要の観点でのスクリーニング、つまりリスクインフォームド検査における情報の一部として活用できている。全ての不適合を追うのではなく、絞り込むことにより、より効率的な検査への助けとなっており、検査官・事業者共々納得感が醸成されつつある。 ● 従来出席をそれほどしていなかった CAP 会議に必ず同席し、日々の事業者の活動を確認するようになった。また、改善内容に疑問があるときは積極的に説明を求めている。 ● 事業者の活動状況、事業者の認識が登録されている CR についてもれなく把握できるようになった。ただし、事業者の分析は、結果の分析が多く、要因の分析まで至っていない状況であり、今後 PI&R 等の検査を通じて対応していく。
78	ややできている	● 従前の不適合管理(是正処置、予防処置)の深化版であると思われるが、CAP はある意味、事業者活動の中核であり、単離して個別に扱う種のものではなく、あらゆる活動の目であり判断の源となる。CAP 自体が有益に機能していない場合は CAP 運用自体の分析評価がインプットになることも含んでいると考える。 ● ことが起きたことの結果なので基本 PD では。よってここから検査はスタートではないか。発電所の現状では原子力安全のリスクは棚上げし、仕組みが悪い、プロセスという従来タイプに陥りがち ● 事業者が行う CAP 会議に陪席して、不適合や気になったところを現場巡視するようになったところ。 ● 事業者側がまだ認識できていない面が多く、指導に時間が掛かっている。

		● 事業者の CAP 活動はできているが、規制庁自身の CAP 活動ができていない。 ● 発電所の中のあらゆる問題点を網羅したものと考えているが、一部、漏れているものがあるのではないかと懸念している。 ● 従来は、不適合事象を中心に問題として扱ってきたが、CAP として幅広く情報を集めて傾向を含め分析、未然防止にまで応用できる取り組みとなっている。 ● CAP 情報も参考にして、検査対象サンプルを増やすこともある。また、他プラントの CAP 情報も参考にサンプルを選定している。 ● CAP の情報をきっかけとして検査することもあるが、件数が多すぎて最適な選定ができていないおそれ。 ● 不適合案件を除くと、CR に挙げられる情報は設備関連の情報がほとんどで、作業手順、作業の仕組み等の気づきが少ない。このため既存のしくみの改善の機会が少ない。
19	あまりできていない	● 自身の業務は、主に使用前検査に係る業務なので、何か具体的なトラブルがない限り、あまり関係しない。 ● 従来の不適合よりも収集する対象の裾野が広がったものと理解している。こういった事業者の活動自体は必要と思うものの、重要なものを除いて、検査においてどれほど重点を置くべきか迷うところがある。 ● 事業者の CAP システムが実用炉ほど整備されておらず、現在構築途上であるため。 ● 事業者の気づきや不適合事象の処理が、果たして事業者の活動に影響を与えているのか、あまり見えない。 ● CAP における案件の大半が、機器の劣化によるものや労働安全に関するものといった、事業者のパフォーマンスの劣化に係る兆候を示すものがないため。 ● CAP を前提とした検査制度であると認識しているが、小規模な事業者については有効性について疑問に思います。
14	できていない	● 検査経験がない ● 検査官ではないため回答不能 ● 教育等受けていない。 ● 本庁でいるので、普段は検査をしていない。 ● 従来の保安検査では事業者の不適合処置、是正処置の実施状況を確認し、適切に処置がおこなわれているかを検査していた。新検査制度での CAP 活動はヒヤリハット、危険予知を含めた活動と理解しているが、コロナの影響もあり、事業者が会議体を組織した活動が行えないため、オンライン会議により、個人から事例の有無について聞き取っているのみである。そういう事から事業者も CAP 活動が浸透しておらず、検査においても事業者の CAP 活動を評価、活用する状況に至っていない

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● CAP では良好事例も挙げられており、それがあまり多すぎると悪い事例が埋もれてしまうため、気を付けなければいけないと考えている。 ● CAP について、担当施設では上手に回っていると思う。本庁からは CAP の判定基準について甘いのではないかという意見があるが、私からみると現場からきちんと情報が共有され然るべき議論および処置がなされているように思う。 ● 担当施設における不適合のランク分けが他の事業者と比べて異なると本庁の人が仰っていた。現場を見ると決しておかしなことはないと思っており、他の事業者と比べて何が異なるのか分からない。仮に担当施設で不適合が発生した際には、本庁との打合せの中で認識をすり合わせ、調整されていくものと思っている。 ● CAP 活動の中で出てきた不具合や不適合になりうる大きめの案件について、発生場所以外の潜在的な原因がないかを意識して見に行っている。ある意味、水平展開のようなことを意識している。例えば、点検はしているが、点検方法について事業者と間に入れたメーカー間のコミュニケーション不足により漏れがあるという共通の要因で、全く異なる機器で不具合が発生したことがあり、気づき事項として挙げ、予防措置を取っているところを見ている。 ● CAP は、運用体制はあるが、気づき等の細かいところまで吸い上げられておらず、少し足りていないとは感じている。 ● 個人的に CAP には馴染めておらず、不適合の裾野が広がったと理解している。活動は事業者がやるという点で良くなったと思うが、裾野が広がった下の部分についてどの程度我々が関与したらいいのか悩ましいところである。CAP 情報を見ることはできるが、どのように有益な検査活動に繋げることができるか考えているところである。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

CAP については、事業者の活動の一環であり目に見える取り組みである。ゆえに検査官としても具体の検査活動における CAP の活用もイメージしやすいものと考えられ、アンケート自由記述も具体性を持ったものが多く、アンケート自己評価に基づく理解度が高いこととも整合する。

「習熟・取り組み意識」の観点でも、是正措置プログラムについてはフリーアクセスと同様、具体的な活用場面についての記載が多く、概念的な理解が進んでいることに加え、日々の活動の中である程度実践できている状況が確認できた。一方で、習熟・取り組み意識が高いことで具体的な活動の実践における課題も散見される。

例えば、

- 「不適合案件を除くと、CR に挙げられる情報は設備関連の情報がほとんどで、作業手順、作業の仕組み等の気づきが少ない。このため既存のしくみの改善の機会が少ない。」
- 「CAP における案件の大半が、機器の劣化によるものや労働安全に関するものといった、事業者のパフォーマンスの劣化に係る兆候を示すものがないため。」
- 「CAP を前提とした検査制度であると認識しているが、小規模な事業者については有効性について疑問に思います」

等のアンケート自由記述の記載を踏まえると、CAP が一層検査活動に有効に活用されるためには、事業者側の CAP 活動の習熟・活性化も当然ながら必要であると考えられることから、CAP に対する事業者の取り組み意識の向上を促すような検査官側からの働きかけ等の取り組みも有効であると考えられる。

(4) 4 つの基本コンセプトの習熟・取り組み意識についての全体的な傾向

検査制度の基本コンセプトとして、パフォーマンスベースト、リスクインフォームド、フリーアクセス、CAP の 4 つについて全体的な理解度および理解度の解釈を基に、具体的な現場における習熟・取り組み意識について調査した。

4 つの基本コンセプトの習熟・取り組み意識についての分析・評価の小括は以下の通りである。

【小括】

4 つの基本コンセプトに係る習熟・取り組み意識については、アンケート回答データの全体傾向としては、実践できている」、「やや実践できている」と回答した割合がはいずれも 90%程度であった。理解度と実践に関するアンケート回答における自己評価において、いずれのコンセプトについても、「理解できている」と回答している回答者の多くが実践についても「できている」と回答するなど、理解と実践の間には一定の相関関係があることが確認できた。

分析結果詳細を以下に示す。

アンケートの単純集計結果において、4 つの基本コンセプトを意識した検査活動の実践については下記の通りであった。

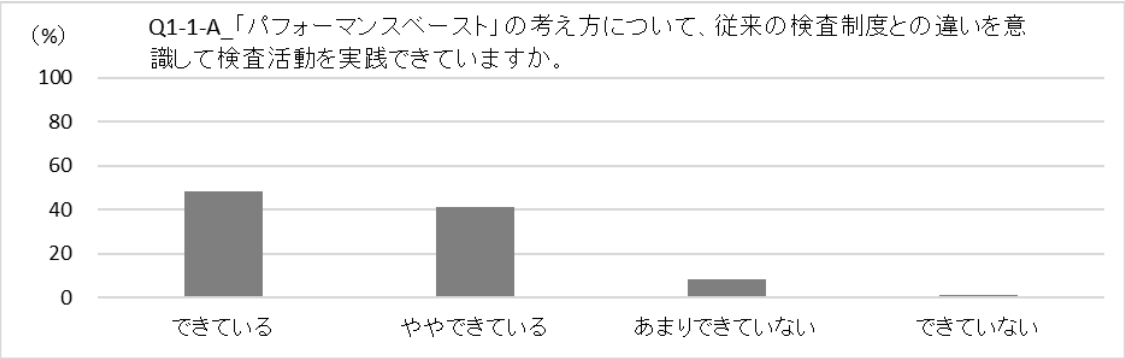

図 5-11 「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

（n=150、検査官資格未取得者を除く）

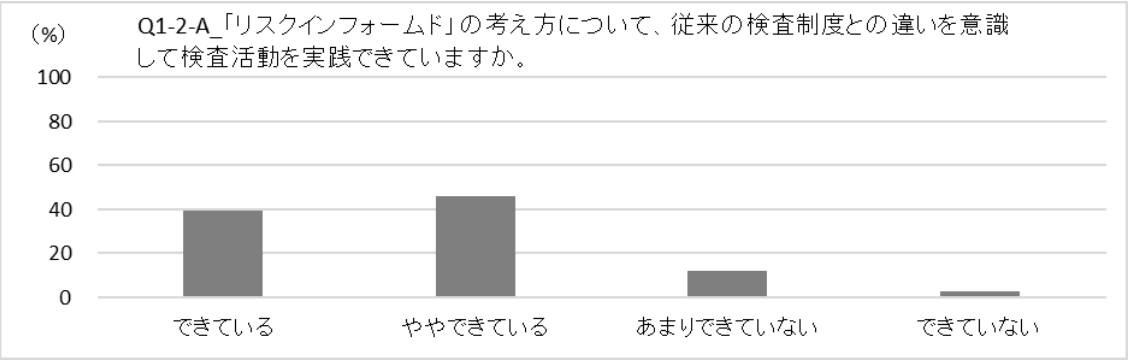

図 5-12　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

（n=150、検査官資格未取得者を除く）

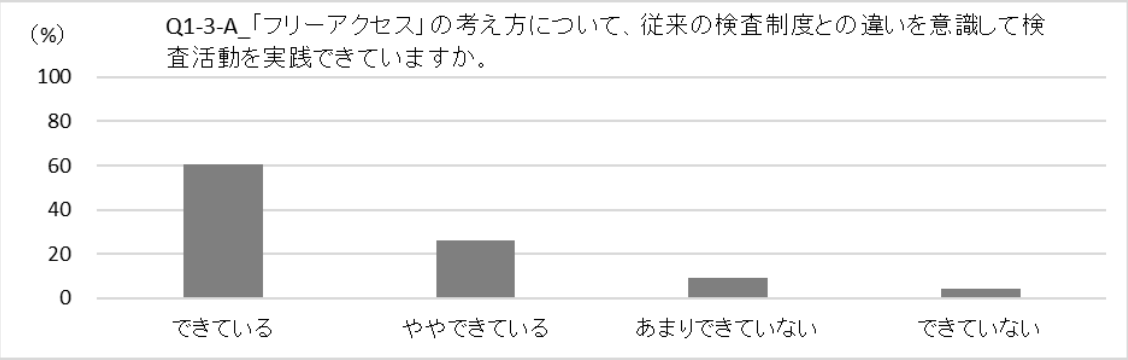

図 5-13　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

（n=150、検査官資格未取得者を除く）

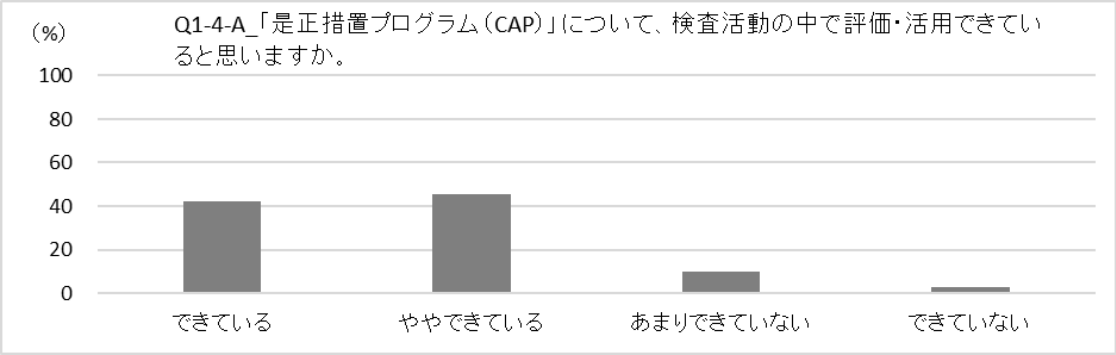

図 5-14　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用

（n=150、検査官資格未取得者を除く）

4 つの基本コンセプトについては、いずれも「できている」、「ややできている」との回答割合が高く、これらの 2 つの回答で概ね 80%程度である。個別の基本コンセプトを見ると、「フリーアクセス」についての習熟は「できている」が「ややできている」を大きく上

回っており、4 つのコンセプトの中でも「フリーアクセス」については、特に習熟度が高いと判断され、これは、コンセプトの理解度とも整合している。

また、理解度と習熟についてのそれぞれの相関関係は図 5-15 の通りであった。

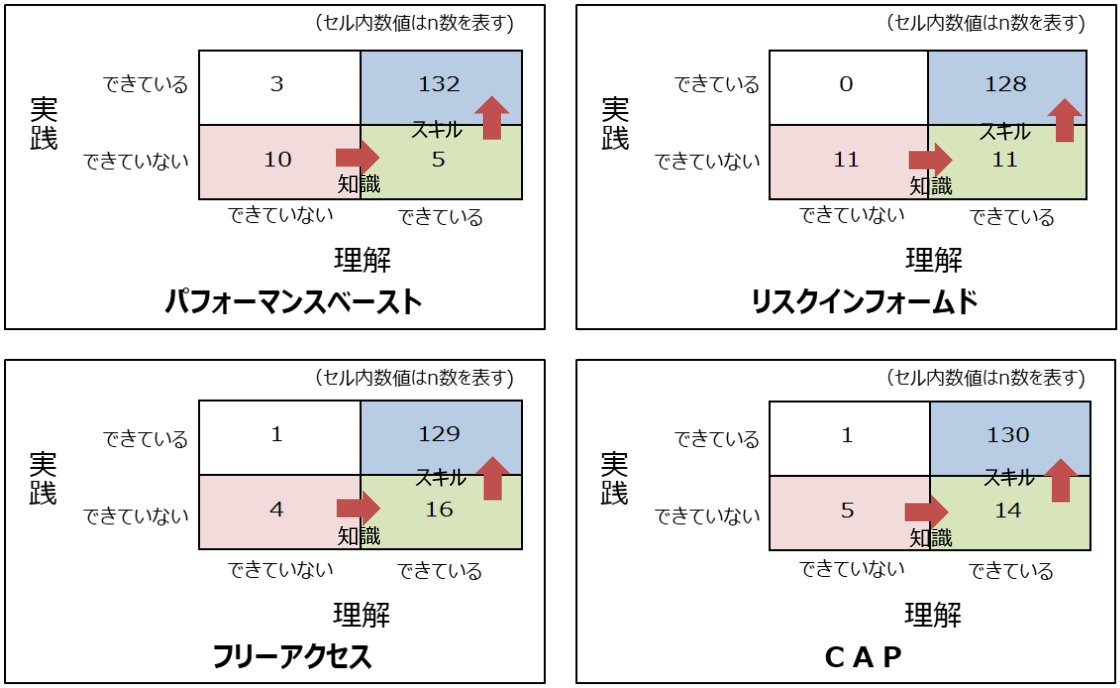

図 5-15　4 つの基本コンセプトの理解と実践の相関
（n = 150、検査官資格未取得者を含まない）

※各コンセプトにおける理解度と実践に関するアンケート結果を元に、「できている」、「ややできている」の 2 つの選択肢を「できている」に統合、「あまりできていない」、「できていない」を「できていない」に統合

図 5-15 中に矢印で示したように、各コンセプトについて、理解、実践のいずれもできていないとする左下の象限の回答者層については、まずは知識の獲得を目的とした机上の研修等を通じて、各コンセプトの理解を深めることで、右下の象限（理解できているが、実践できていない）への移行を目指していくことが期待される。一方で、右下の象限の回答者層については、スキルの獲得を念頭においた現場実習等を含むより実践的な経験を積むことで、実践できている状態である右上の象限への移行を目指していくことで各コンセプトの習熟を深めていくことが期待される。検査官の能力向上に向けた取り組みを行う上では、知識とスキルの両面から各検査官に対してそれぞれのレベル（属する象限）に応じた支援を行うことが重要であると考える。検査官の能力向上に向けた支援を計画する上では、このような形の分析が有効であると考える。

5.2.2 検査指摘事項の評価について

【総括】

アンケート回答データからは、「パフォーマンス劣化の理解」、「軽微（マイナー）と指摘事項の理解」、「検査指摘事項が出た場合の評価プロセスの理解」、「報告をまとめるための必要情報の入手の理解」といった検査指摘事項の評価に係る理解度に係る設問において、「理解できている」、「やや理解できている」と回答した割合は、昨年度の同じ設問に対する回答割合 60～70%程度から、本年度 80～90%程度まで上昇した。また、検査官資格別で見ると、いずれの設問においても上級の検査官であるほど理解度は高い傾向が見られた。

「パフォーマンス劣化」、「軽微（マイナー）と指摘事項の判断」、「指摘事項の重要度評価」についての習熟の観点においても、アンケート回答結果では、「軽微（マイナー）と指摘事項を適切に判断できていると思いますか。」の設問において、回答者の 90%程度が「できている」、「ややできている」と回答した。また、「実際の検査活動の中で「パフォーマンス劣化」を適切に判断できていると思いますか。」の設問においては、回答者の 80%以上が「できている」、「ややできている」と回答した。

一方で、インタビュー結果からは、検査指摘事項とするか否かの判断を行う上での難しさに関する意見が散見された。今後は状況の改善に向け、これら判断に係る経験の蓄積、その経験の共有も含めた事務所間および本庁との密なコミュニケーションを継続していくことが望ましいと考える。

(1) 検査指摘事項の評価の理解度について

検査指摘事項の評価における理解度として、「パフォーマンス劣化の理解」、「軽微（マイナー）と指摘事項の理解」、「検査指摘事項が出た場合の評価プロセスの理解」、「報告をまとめるための必要情報の入手の理解」の 4 つについての理解度を整理した。これらの理解度についての現状分析・評価は以下の通りである。

【小括】

アンケート回答データからは、「パフォーマンス劣化の理解」、「軽微（マイナー）と指摘事項の理解」、「検査指摘事項が出た場合の評価プロセスの理解」、「報告をまとめるための必要情報の入手の理解」の項目については、「理解できている」、「やや理解できている」と回答した割合は、昨年度の同じ設問に対する回答割合 60～70%程度からそれぞれ 80～90%程度となった。

また、検査官資格別で見ると、いずれの設問においても上級の検査官であるほど理解度は高い傾向が見られた。

分析結果詳細を以下に示す。

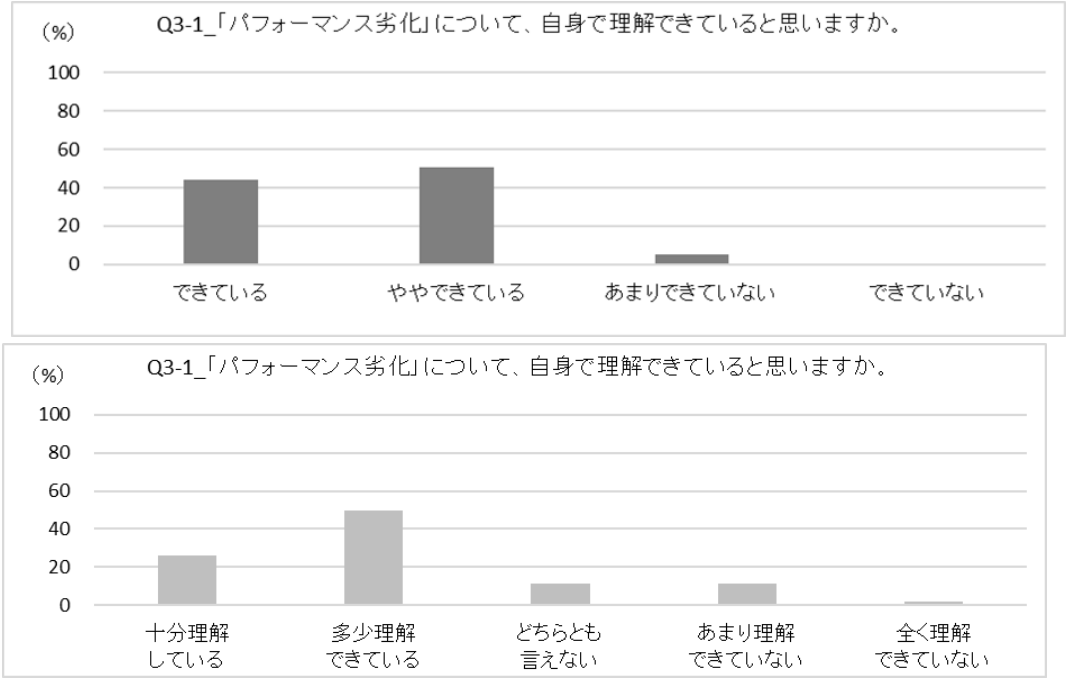

図 5-16　「パフォーマンス劣化」についての理解度
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

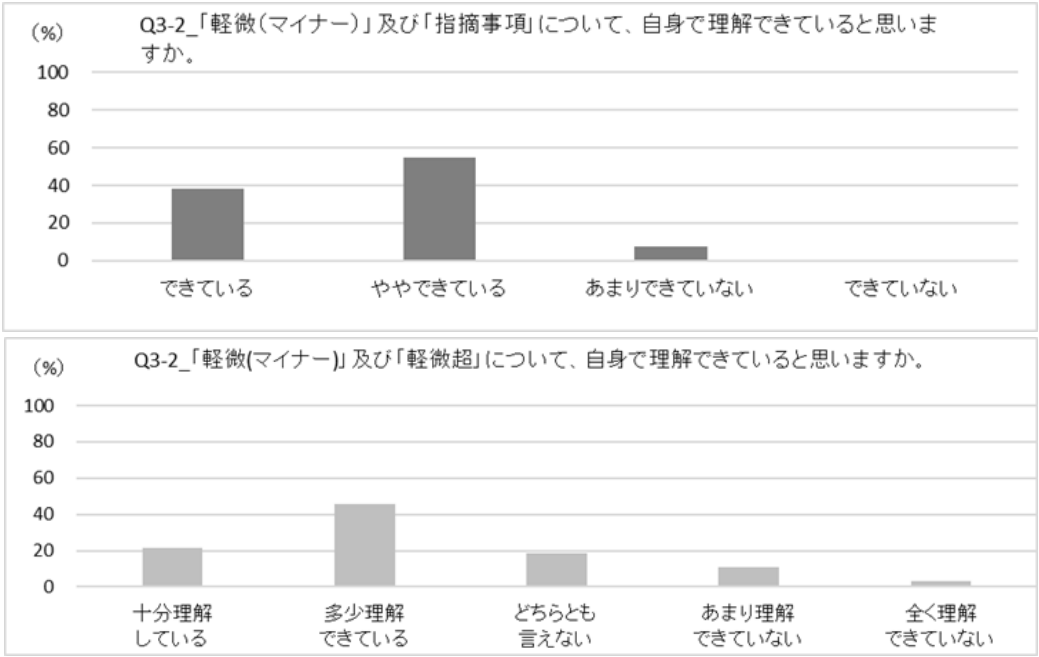

図 5-17　「軽微（マイナー）と指摘事項」についての理解度
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

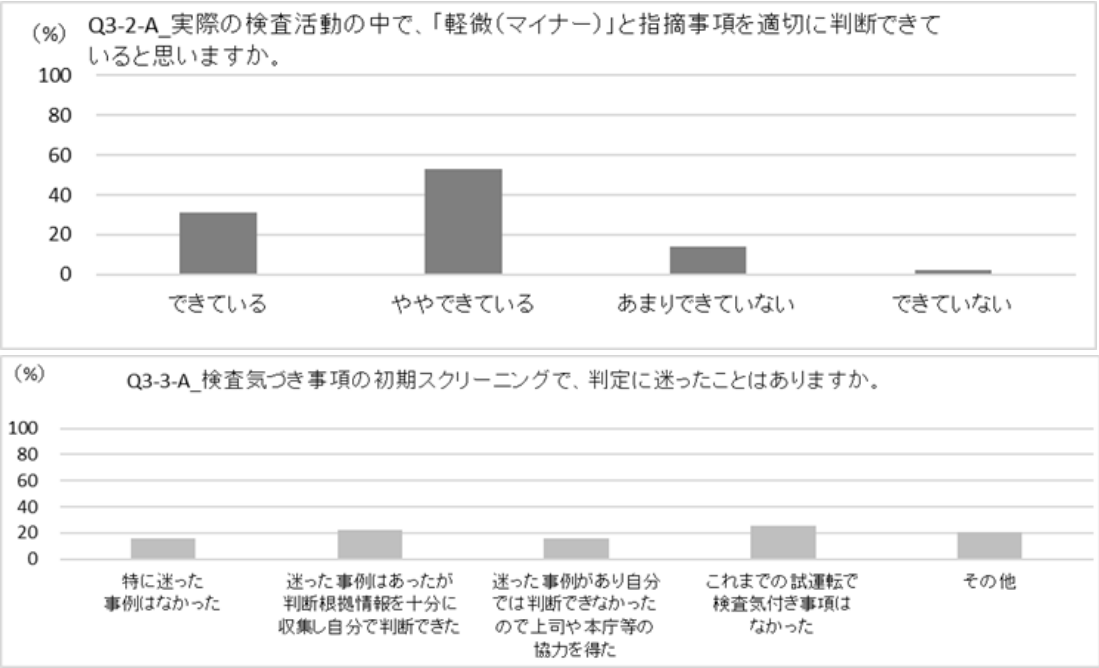

図 5-18　「軽微（マイナー）と指摘事項の判定」についての理解度
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

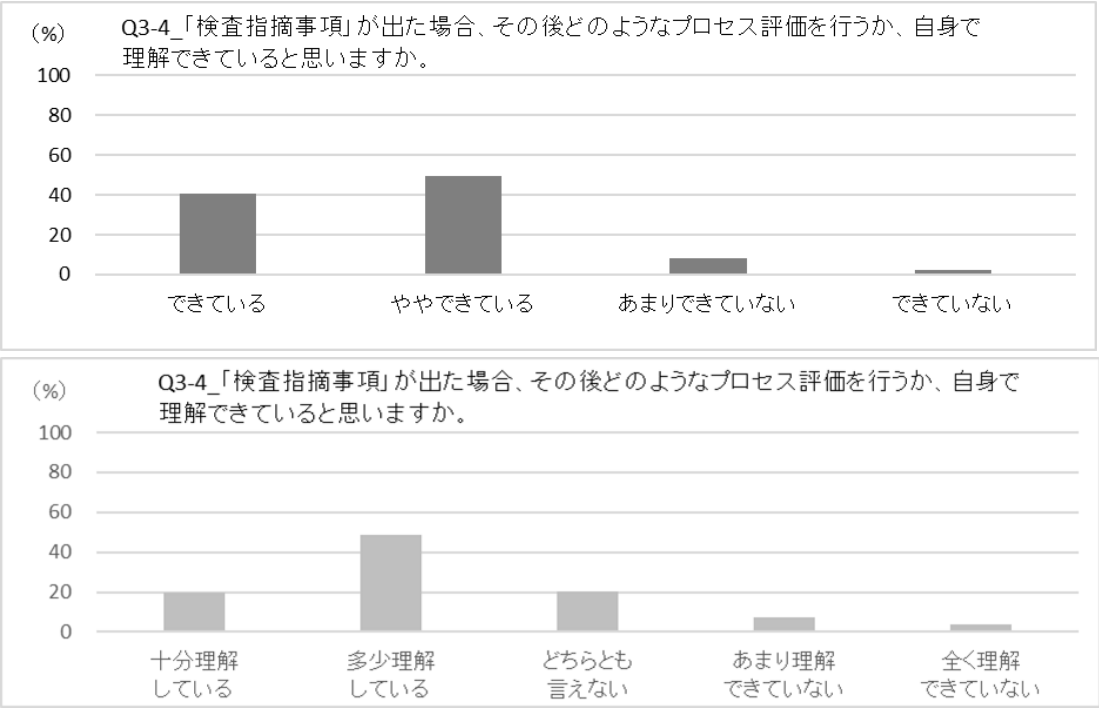

図 5-19　「検査指摘事項が出た場合の評価プロセス」についての理解度
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

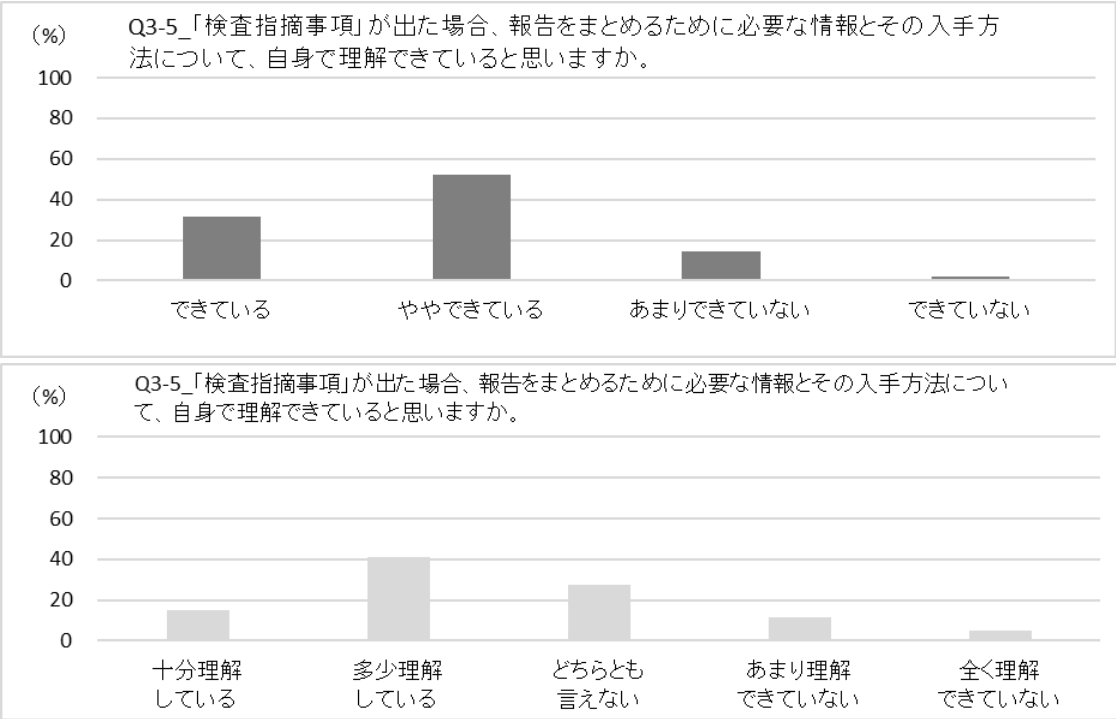

図 5-20　「報告をまとめるための必要情報の入手」についての理解度
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

検査指摘事項の評価に係る 4 つの項目について、いずれも概ね同様の傾向が見られたため、代表してパフォーマンスの劣化の理解度について言及すると、基本コンセプトの理解度と同様に、「できている」、「ややできている」と回答する割合が高い結果となった。単純な比較はできないが、昨年度、「十分理解している」とした割合が 25%程度であるのに対して、今年度「できている」とした割合が 40%弱となっていることがわかる。

次に、図 5-21～図 5-24 のそれぞれに、同設問に対する回答について、検査官の階級におけるクロス集計結果を示す。

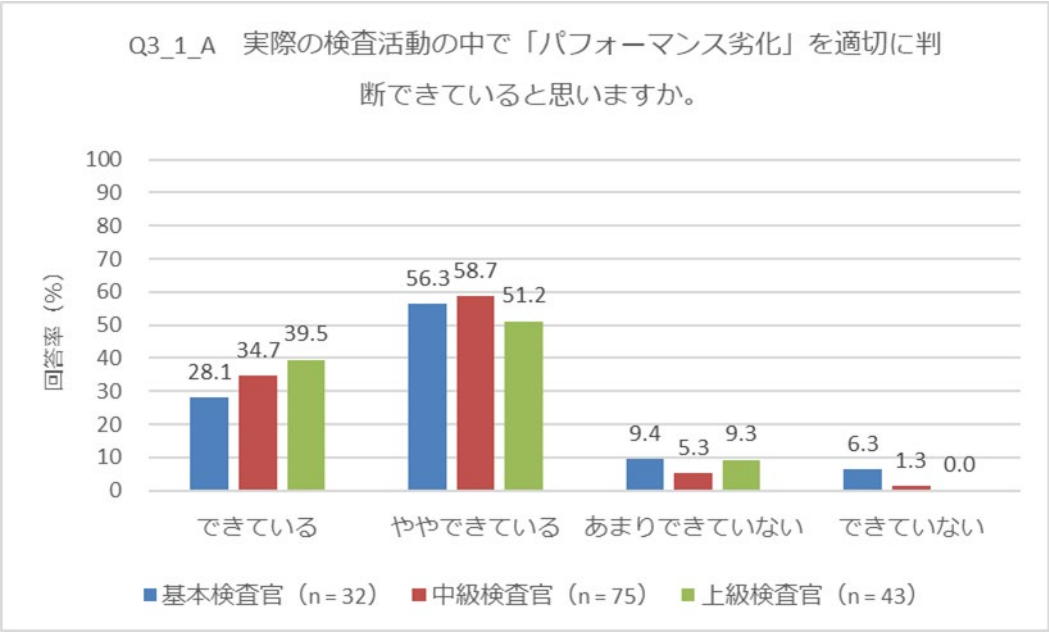

図 5-21　「パフォーマンス劣化」についての理解度×検査官資格

（n=150、検査官資格未取得者含まず）

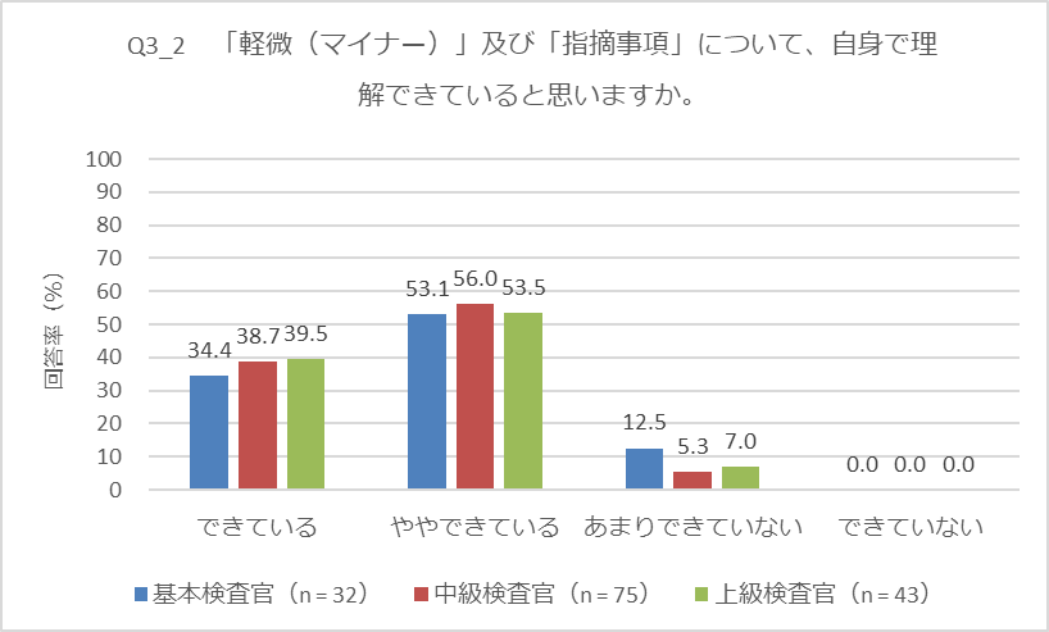

図 5-22　「軽微（マイナー）と指摘事項」についての理解度×検査官資格

（n=150、検査官資格未取得者含まず）

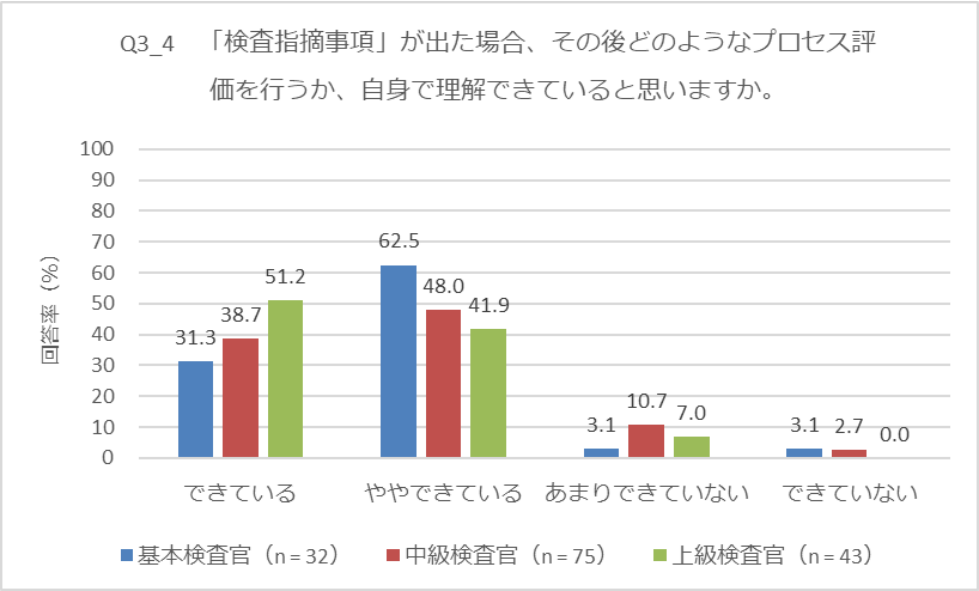

図 5-23 「検査指摘事項が出た場合の評価プロセス」についての理解度×検査官資格

（n=150、検査官資格未取得者含まず）

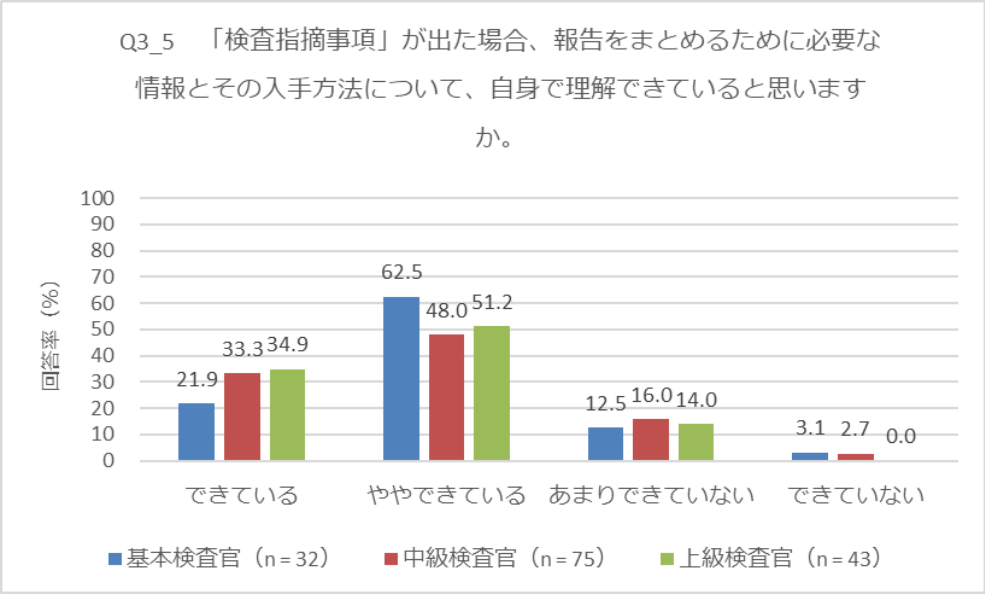

図 5-24 「報告をまとめるための必要情報の入手」についての理解度×検査官資格

（n=150、検査官資格未取得者含まず）

検査官の階級別で見ると上級検査官になるほど理解度は高い傾向が見られた。

(2) 検査指摘事項の評価の習熟について

次に、検査指摘事項の評価について、特に「「軽微（マイナー）」と指摘事項の判断」の観点でインタビュー結果等も活用し、習熟の観点で整理した。現状分析・評価は以下の通りである。

【小括】

「パフォーマンス劣化」、「軽微（マイナー）と指摘事項の判断」、「指摘事項の重要度評価」についての習熟の観点においても、アンケート回答結果では、「軽微（マイナー）と指摘事項を適切に判断できていると思いますか。」の設問において、回答者の 90%程度が「できている」、「ややできている」と回答した。また、「実際の検査活動の中で「パフォーマンス劣化」を適切に判断できていると思いますか。」の設問においては、回答者の 80%以上が「できている」、「ややできている」と回答した。

一方で、インタビュー結果からは、検査指摘事項とするか否かの判断を行う上での難しさに関する意見が散見された。今後は状況の改善に向け、これら判断に係る経験の蓄積、その経験の共有も含めた事務所間および本庁との密なコミュニケーションを継続していくことが望ましいと考える。

分析結果詳細を以下に示す。図 5-25 から、検査指摘事項の評価（軽微（マイナー）と指摘事項の判定）についての習熟度の観点において、アンケート自己評価に基づく事象の評価の判断の適切性については昨年度と比べ改善傾向にあると言える。

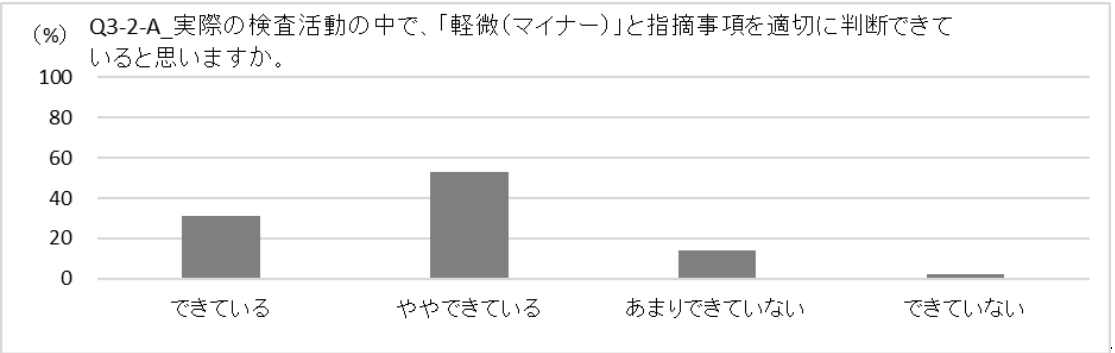

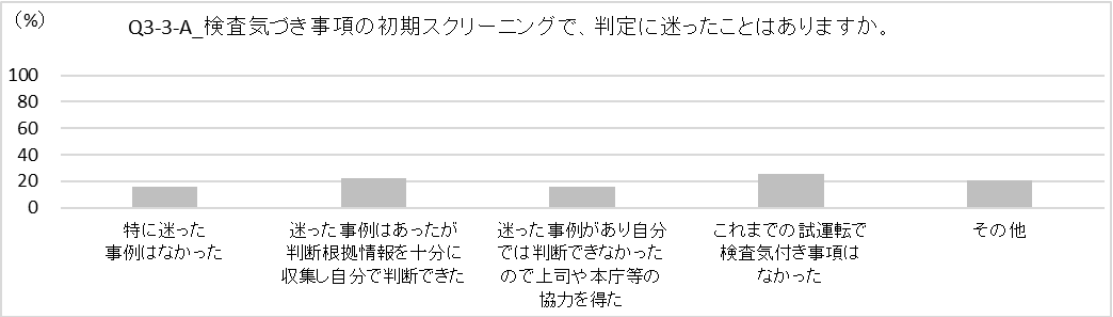

図 5-25 「軽微（マイナー）と指摘事項の判定」についての習熟
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

また、指摘事項の評価の観点における、インタビュー結果を次の通り抜粋する。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● 定量的な評価をどこまで入れれば良いのかは難しいところ。例えば、ある装置がある一定時間停止してしまったらダメ、被ばく線量がある基準を超えたらだめ等、様々な定量的基準があるが、これらできっちりと線引きできるものばかりではないという印象である。そういった時には、やはり本庁と議論することで結論を導くようにしている。 ● 軽微か軽微を超えるかどうかはかなり難しい。例えば、冷温停止状態にある施設で、ポンプが一定時間とまったところでなんら影響はないことが確認できているが、ガイド等の基準に照らせば指摘事項になりうるというようなことがあり判断が難しい。 ● 規制庁の中での責任分岐点が曖昧と思う。気づき事項から検査指摘事項への決定は規制事務所側で行うという話であったが、いつの間にか本庁が決めることになっていたりする。話が二転三転することがあり、責任と権限の委譲が非常に重要であると思っているため、そのあたりをきちんと明確にしていただきたい。 ● 気づき事項を発見後、本庁に報告を挙げて終わりとしてしまうと、将来的に本庁が処理しきれなくなることも懸念される。 ● 実用炉と同じような設備はあるが、実用炉と同程度の重要度を持っているかどうかの判断基準がないため、判断が難しい。核燃施設としての考え方と実用炉の方の考えが一致しないこともあるので、核燃施設における考え方の物差しが形作られればやりやすくなると思っている。 ● ガイドを用いて、4 つの項目から指摘事項等判断するが、該当しない例もある。そういったものは本庁に相談する。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

検査指摘事項や気づき事項の発見・評価に関しては、原子力規制検査の本格運用が開始された直後であり、具体的な検査指摘事項や気づき事項の発見・評価の実績が少ない状況ではあるが、インタビュー結果からは、検査指摘事項の評価を行う上での難しさ、判断の迷いに関する以下のような意見が散見された。

- 様々な定量的基準があるが、これらできっちりと線引きできるものばかりではない
- 軽微か軽微を超えるかどうかはかなり難しい
- ガイドを用いて、4 つの項目から指摘事項等判断するが、該当しない例もある。

今後は状況の改善に向け、これら判断に係る経験の蓄積、その経験の共有も含めた事務所間および本庁との密なコミュニケーションを継続していくことが望ましいと考える。

(3) 参考：検査官のモチベーションについて

検査官が技術的な力量を有することとともに意欲的な姿勢が検査に取り組むことが、検査制度の実効性を確保する上で前提となっているといっても良い。検査官の検査制度全般に関する取り組み意識に関して、特にインタビュー結果から特にモチベーション、やりがいに関して、以下の意見が確認されている。

- やりがいを感じる
  - ・裁量がある、自身で計画が立てられる
  - ・現場を見られる
  - ・知識が増える
  - ・検査が改善に役立ったことが実感できる
  - ・経験を生かせる

- やりがいを感じない
  - ・裁量がない（少数意見）
  - ・検査官の意味合いが薄れていると感じる
  - ・不安がある

モチベーション、やりがいについて、双方の意見が見られるが、総じて、やりがいを感じするとする意見が多くを占めている。ただし、やりがいを感じている検査官は、現場経験や、知識を有していると想定される方に多く、逆に、やりがいがない、と感じる検査官をどのようにフォローしていくかが重要と思われる。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● 原子炉を安全に運転するという観点でやりがいはある。新検査制度では警察官になったようなイメージで、事業者にも緊張感を持たせる良い効果があると思う。 ● 現場で検査を実施するというところにやりがいを感じている。 ● 従来は検査官として裁量があったが、今はない。検査官としての意識が薄く広くなった印象を持ち戸惑いがある。 ● 自身の力量にもよるが、色々なことができる点が面白いと思う。実際の作業を手順書通りに行っている場を生で見られるのは面白かった。 ● “生きた”プラントを見れるという点で良いと思っている。 ● 全く知らなかった分野について知識を増やせることは達成感がある。その知識をもって、検査活動に役立てることができたという点は満足である。 ● こういう改善をしたからよくなりましたといったことが見られたときにやりがいを感じるのではないか。指摘まで含めて自分の裁量でできることがやりがいに繋がる。 ● 個人の裁量が大きく、検査対象を選び深堀できるという点でやりがいはある。 ● 個人で年間を通して計画立てて事業者全体を確認できる点においてやりがいを感じる。

- 自身の経験を活かせることもあり、大変ではあるがやりがいを感じる。
- 裁量がある点でやりがいを感じる。
- 日々事業者のスケジュールを見ながら自分の裁量で監視できるのは良いと思う。
- 予め定めた文書がない中で検査を実施する点について自身の力量がつくまでは、少し不安である。
- 検査計画を自身で立てられるのはやりがいだと思うが、一方、一人で決めていくのは難しいだろう。
- 裁量については、各方面からまだあまり信頼されていないなと感じるため、もう少し認めてほしいと思っている。
- 意識の高い検査官は、自ら積極的に知識の習得に取り組み検査できる点において、やりがいと裁量の拡大を感じるだろう。一方で、意識の高くない検査官や要領書の通りに検査すれば良いと思っていた人は、とまどいを感じているかもしれない。

5.2.3 現場での検査活動について

【総括】
事業者とのコミュニケーションはアンケート回答結果からでは、回答者の 95%以上が「できている」、「ややできている」と回答した。インタビュー結果によると、試運用から本格運用に移行し、一定の検査実績を積んだことで、検査官および事業者双方が検査制度への理解・習熟が進みつつあることが推察される。
事業者との間で見解の相違等を起点としたコミュニケーション上のトラブル等は今年度調査からは確認されなかった。
検査活動における検査ガイドやサンプリングについては、主に実用発電用原子炉以外の施設[3]において、「検査ガイドが対応していない」、「廃止措置においてはリスクが減ってくる中で、サンプリングの数が多すぎる。」等の意見が散見された。我が国の原子力規制検査は米国の検査制度をベンチマークして導入されたものであるが、米国では、運転中ステータスの発電用原子炉のみが当該制度の対象となっており、廃止措置中の原子炉や核燃料施設等は対象となっていないなど日米間での違いもある。このことも念頭に置き、アンケート自由記述やインタビューの内容を踏まえつつ、リスクインフォームドの観点から施設と状態（長期停止中、廃止措置中など）に応じて検査ガイドの適合性を評価することが重要であると考える。

(1) 事業者とのコミュニケーション

現場での検査活動への習熟・取り組み意識の観点において、事業者とのコミュニケーションについて分析した。

【小括】
検査活動についての習熟・取り組み意識のうち、事業者とのコミュニケーションについては、回答者の 95%以上が「できている」、「ややできている」と回答しており、良好な状況にあると言える。インタビュー結果からは、試運用から本格運用に移行し、一定の検査実績を積んだことで、検査官および事業者双方が検査制度への理解・習熟が進みつつあることが推察される。
事業者との間で見解の相違等を起点としたコミュニケーション上のトラブル等は今年度調査からは確認されなかった。

分析結果詳細を以下に示す。

[3] 厳密には廃止措置プラントは原子力規制検査の枠組みとして実用発電用原子炉に含まれる

事業者とのコミュニケーションに係るアンケートの単純集計結果は次の通りである。

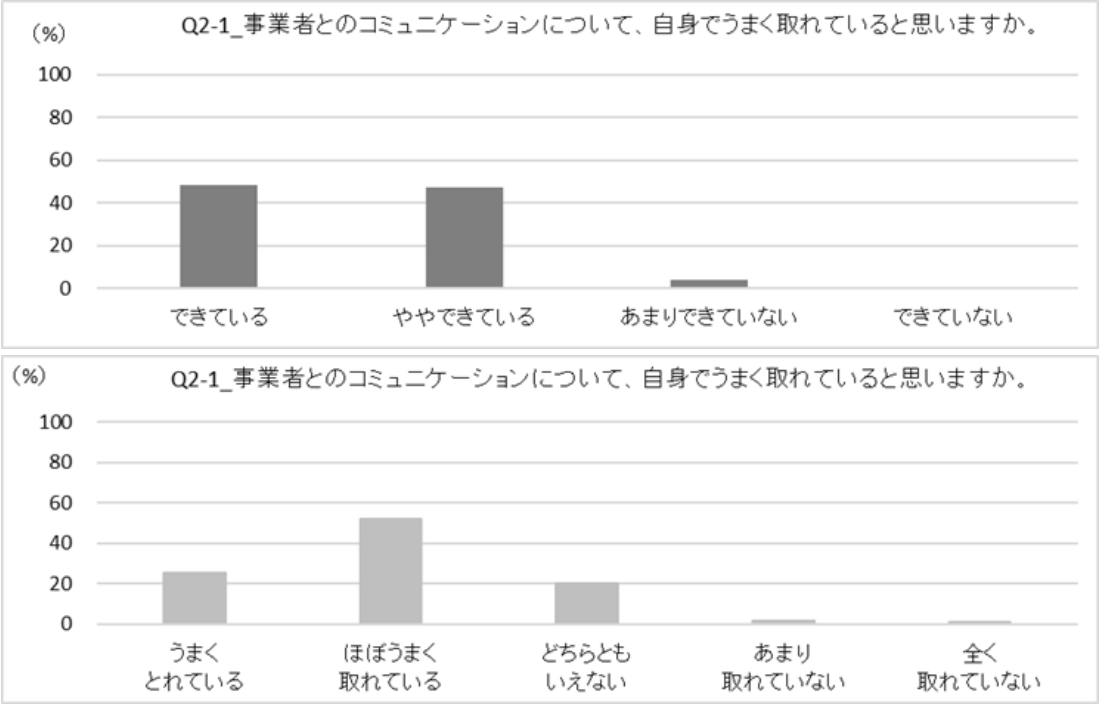

図 5-26　事業者とのコミュニケーション
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

昨年度に比べ、「できている」の回答割合が増えており、事業者とのコミュニケーションが改善されていると考えられる。

なお、回答者属性等によるクロス集計結果については、年代別や業務経験年数等における事業者とのコミュニケーションの傾向の違いは見られなかった。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● 試運用～本格運用初期段階では検査に用いる各種言葉の定義や価値観の違いが大きく出ていた（最近は徐々に共通認識ができてきた印象である）。例えば、指摘事項の重要度評価の際、事業者は、どうして緑になるのか？と判定を嫌がるなどうまくいかないということがあった。また、検査官がパフォーマンス劣化を指摘しても、「それは未知のことなので知り得ないことだ」といったような回答をされるとこともあった。 ● お互いコミュニケーションもしやすくなったため、若い人には突然話しかけないなど保安活動に支障が無いように、コミュニケーションを取っている。最近は事業者とのコミュニケーションは以前と比べて良好だと聞いている。 ● 組織ごとの縦割りもあるため、同じ事象でも部署ごとに言っていることが異なる。そのためそれぞれの部署に行って話を聞くような工夫をしている。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

上記のインタビュー結果にも見られるように、試運用から本格運用への移行にあたり、原子力規制検査制度に関する理解や、その中で使用する用語や考え方についての相互の理解が進んだことや、それぞれのスタイルを徐々に確立してきていることなどが要因と考えられる。これらから、今後検査経験が蓄積されていくことで、コミュニケーションは年々良好になっていくことが期待される。

今回の調査結果より、事業者とのコミュニケーションについては、おおむね良好であると考えられる。しかしながら事業者とのコミュニケーションについては、特に、「慣れ」が検査業務の適切性に影響を及ぼす可能性もあることから、コミュニケーションの実態に留意した上で継続的に評価していく必要があると考える。

(2) 検査対象のサンプリングや検査ガイド

現場での検査活動への習熟・取り組み意識の観点において、検査対象のサンプリングの適切性、検査ガイドの活用について分析した。

【小括】
検査活動における検査ガイドやサンプリングについての習熟の観点では、主に実用発電用原子炉以外の施設において、「検査ガイドが対応していない」、「廃止措置においてはリスクが減ってくる中で、サンプリングの数が多すぎる。」等の意見が散見された。我が国の原子力規制検査は米国の検査制度をベンチマークして導入されたものであるが、米国では、運転中ステータスの発電用原子炉のみが当該制度の対象となっており、廃止措置中の原子炉や核燃料施設等は対象となっていないなど日米間での違いもある。このことも念頭に置き、アンケート自由記述やインタビューの内容を踏まえつつ、リスクインフォームドの観点から施設と状態（長期停止中、廃止措置中など）に応じて検査ガイドの適合性を評価することが重要であると考える。

分析結果詳細を以下に示す。
アンケートの単純集計結果は次の通りである。

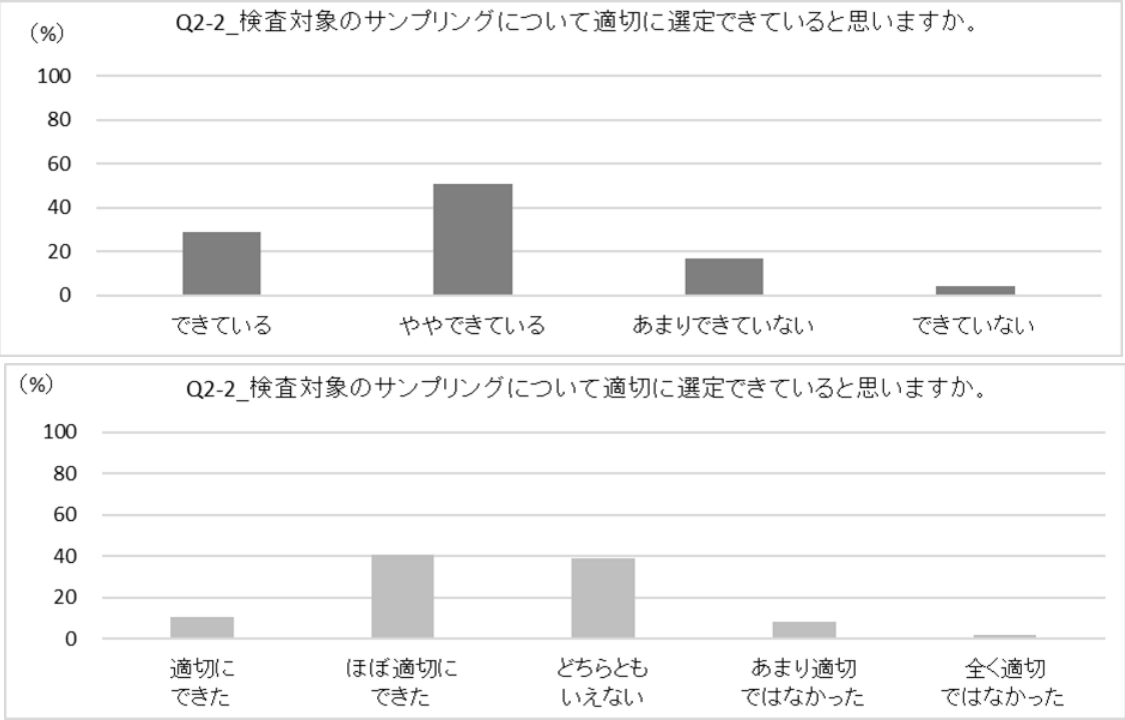

図 5-27　検査対象のサンプリングにおける適切な選定
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

また、検査ガイドの活用についての単純集計結果は次の通りであった。

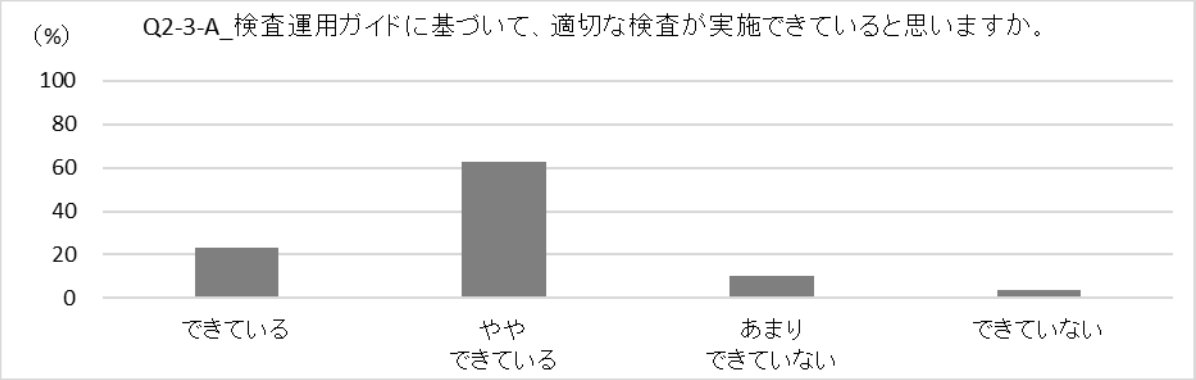

図 5-28　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか（本年度のみ）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

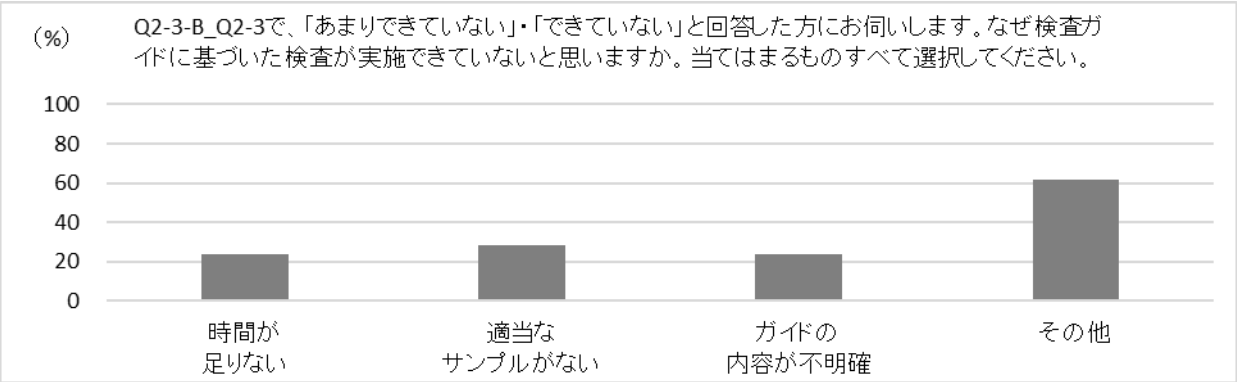

図 5-29　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由（本年度のみ）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

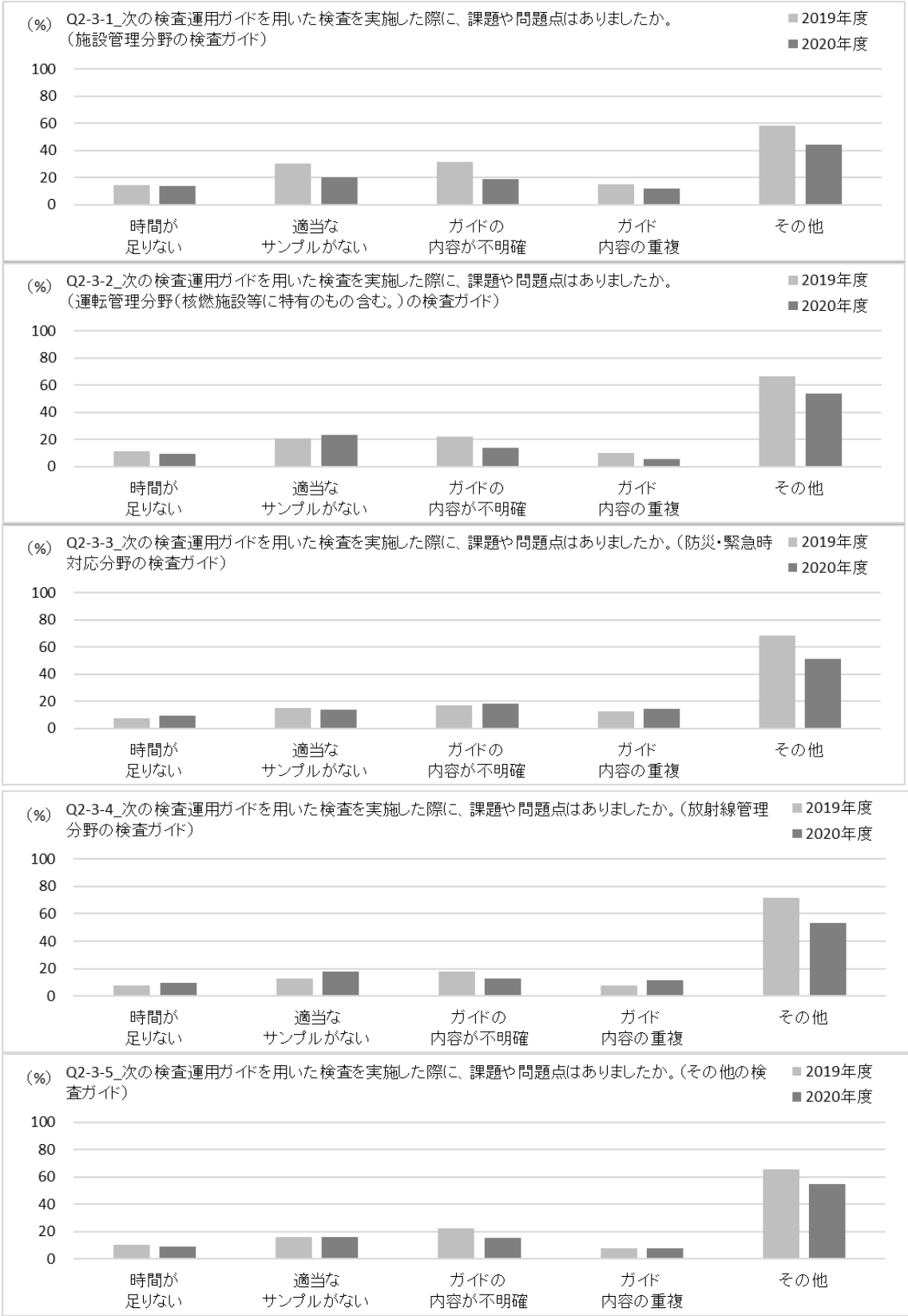

図 5-30　検査ガイドの課題
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

検査活動におけるサンプリングや検査ガイドについての習熟の観点では、昨年度と比べてアンケート回答には大きな変化はなく、認識されている課題についての変化はないと言える。また、アンケート自由記述およびインタビュー結果を以下に示す。

質問項目内容（Q2_3_B-4）
Q2_3_A 検査運用ガイドに基づいて、適切な検査が実施できていると思いますか。 Q2_3_B_SNT4_1 上記で、「あまりできていない」・「できていない」と回答した方にお伺いします。なぜ検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思いますか。当てはまるものすべて選択してください。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。／その他

回答数	分類	主な記載内容
11	あまりできていない	● 事業者は主に保安規定に基づく活動を実施しているため、検査ガイドの考え方に基づく検査項目をサンプリングする事が難しい。 ● 現場経験が皆無。ガイドを使った検査の実経験が無いため。 ● どのガイドで検査を実施するか迷う場合が多い。 ● 検査対象となる施設に対応したガイドになっていない。カスタマイズしたガイドとするべき（保安規定のように事業所毎のガイドにしては？） ● 一般的、総花的な内容とルール、規定の遵守の確認が主となっている。パフォーマンスベーストではない。 ● 各施設の特徴に応じた内容となっていない ● なお従前の使用前検査しか経験がない。
15	できていない	● 十分な力量を持った検査官（中級資格）の不足・効率的かつ技術的深みのある検査を実施するためには、許認可事項を十分に理解する必要がある。・検査ガイドは、米国の許可事項となっている「緊急時計画」（日本の原子力事業者防災業務計画に相当）の内容に関する内容となっており、日本の監視領域である「重大事故等対処及び大規模損壊対処」の内容に修正する必要がある。米国の監視領域で対象となっている機能（災害発生時の行方不明者の捜索、消防活動、医療活動等）との比較も必要ではないか。 ● 検査経験がない ● 検査資格がない

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

インタビュー結果の抜粋

インタビュー回答
● 現在、検査官人数は限られているため、年間想定件数を実施しようとすると事前準備を含めると到底リソースが足りない。サンプル数をこなすことが目的になっているのではないかと疑問に思う。実績を築かれる方に目的を置いているような印象を受ける。 ● 毎年網羅的に実施するのでなく強弱をつけて実施した方が良いのではないかと思う。 ● 事業者の弱点でありそうなところの検査を深堀して行いたくても、ノルマをこなすためにガイドの検査を実施するというようなことが起こりかねない。 ● 核燃施設は施設が多岐にわたっているが、決められている検査のサンプル数について、きれいに重み付けされていないと感じており、課題として進めているところである。 ● 廃止措置においてはリスクが減ってくる中で、サンプリングの数が多すぎる。 ● （重要度評価は）ガイドだけでは難しいかもしれない、適宜本庁と相談するなどが必要。本庁との相談の運用体制はあるのでそういったものを使っていくべきと思っている。 ● パフォーマンス劣化の判断に迷うことはないが、軽微か指摘事項かどうかで迷うことがある。スクリーニングガイドの中に監視領域の目的に悪影響を及ぼしたかどうかという判断基準があるが、これは検査官毎に考え方が異なる。 ● 新制度は実用炉に近い内容で作られているため、核燃施設に対応したガイドを作成していただければ良いだろう。実用炉と核燃施設で検査制度を分けたほうが良いだろう。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

上記記載より、特に核燃施設等においては、アンケート自由記述、インタビューにおいて「検査対象のサンプリングがうまくできていない」、「検査ガイドが活用できていない」等の意見が散見され、核燃料施設等に適した原子力検査制度の運用に向けたガイドの整備等が必要であると考えられる。

5.2.4 検査制度の実効性

【総括】

アンケート回答結果では、「パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。」の設問において、回答者の 80%程度が「実感している」、「やや実感している」と回答した。さらに、「原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。」の設問において、回答者の 80%程度が「ある」と回答した。

また、アンケートの自由記述やインタビュー結果からは、「リスクに応じた重点的な検査が実施できるようになった」、「事業者の CAP 活動が効果的に運用されている」等の意見が伺え、検査活動を通じて制度の実効性をある程度実感できていると思われる。

一方で「評価するには時期尚早である。まだ効果が目に見えてこない。」等の意見もあり、実効性については施設毎／検査官毎にばらつきが生じている可能性も否定できない。今後は検査制度自体の実効性について、事業者の CAP 活動も含め、より客観的な指標を用いて継続的に調査・評価していくことが重要であると考える。検査官の力量については、インタビュー結果から、「専門分野の幅を広げ検査活動に役立てることができた」、「担当施設において、不具合や不適合になりうる事象について、共通的な要因を探るようになった」など、向上が伺える意見も得られている。検査官の力量は、検査制度の前提であると同時に、かつ検査制度がその向上を狙いとするものであることから、検査制度の実効性を計る指標の一つとして、検査官の力量をモニターしていくことが重要と考える。

以下に分析結果詳細を示す。
検査制度の実効性に係るアンケートの単純集計結果は次の通りである。

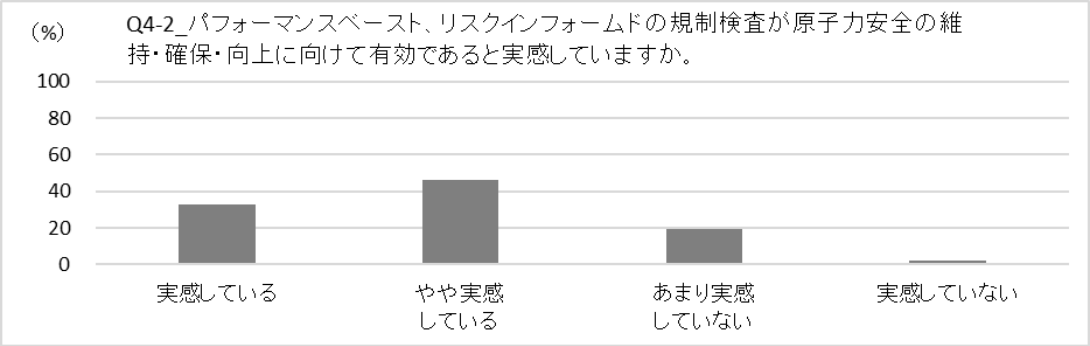

図 5-31　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか（本年度のみ）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

図 5-32　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか（本年度のみ）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

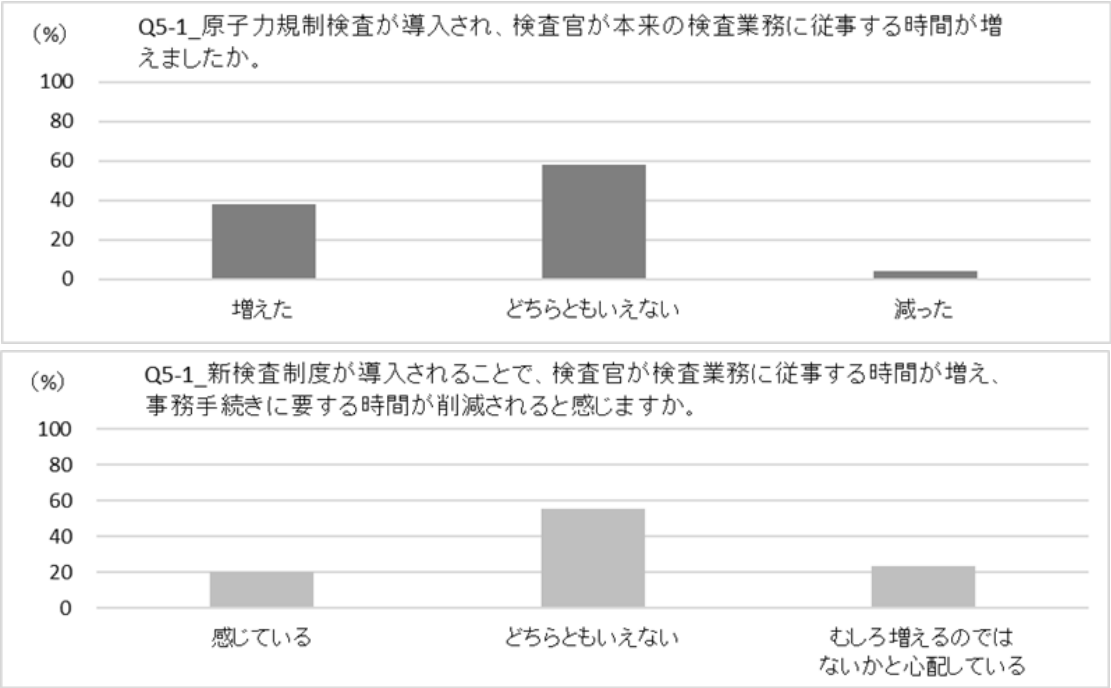

図 5-33　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化
（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=150、検査官資格未取得者を除く）

アンケート回答データの自己評価結果において、検査制度の実行性は高い・向上しているとの回答が多い。また、本来の検査業務に従事する時間が増えたとの回答が増加しており、本来の検査業務に注力できていることから、間接的にも実効性が上がっているものと推察される。

次に、検査制度の実効性の観点についてアンケート自由記述における回答結果を分析する。

「パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査の有効性」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。 Q4_2A_1 （必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。

回答数	分類	主な記載内容
51	実感している	● 不要な検査、逐条的な確認が減り、リスクの高い行為や施設に注力できる。 ● 事業者の自発的改善、一義的責任への取り組みがなされていることが実感できる。 ● 検査官品質が高いことが条件であり、そのため、現状では当該品質についての本庁認識の向上と、当該品質の向上のための教育システムのさらなる充実は不可欠と考えています。 ● 実効性のある指摘ができている。
79	やや実感している	● 事業者に説明責任を負わせたことが原子力安全の維持につながると思う。 ● 効果的な検査になるとは思うが、検査官の力量、マンパワーが不可欠、検査官の力量の維持・向上のための仕組み作りにより注力すべき。 ● 従来の方法と組み合わせた方がよりいい場合もあると感じる時もある。
39	あまり実感していない	● 評価するには時期尚早である。まだ効果が目に見えてこない。成果評価が行われていない。 ● まだ従前の検査が主体である。旧制度を否定しなくてもよいのではないか。 ● 実際に現場を確認した検査官と現地からの情報入手できない本庁検査官の間の認識の違いが大きい。 ● 現場での行政指導が行えないことが前の行政ではありえなかったので、その部分には違和感を感じる。
9	実感していない	● 現時点で実感する機会がない。 ● 旧検査制度も有効であったと感じる。 ● 検査官ではない、検査業務を実施ししていない。

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

「旧制度以上に事業者の安全活動を監視できているか」に関するアンケート自由記述の分析

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。 Q4_3A_1 （必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。

回答数	分類	主な記載内容
143	ある	● 事業者の日々の活動（結果に至るまでの過程）をより深く把握できる ● 検査官が見れる範囲（ハード面、ソフト面、分野）が広がった ● 形式的な事項が減少しより重点的な検査ができるようになった ● 具体的な検査の指標等が示されたガイドの整備により、事業者と規制当局双方で認識を合わせることで検査項目の抜け漏れや検査官の独断・偏見がなくなることが期待される ● 重点的な検査ができることから実効的になった
35	ない	● 旧制度を知らない ● 検査を担当していない ● 検査官の力量に依存し、具体的判定基準がなくなっているので、最低限の確認ができているのか不安 ● 実用炉以外の施設では、新しい検査制度に基づく保安活動の考え方が浸透していない

※枠内下線部は下記考察の根拠箇所として明示している。

アンケートの自由記述からも、パフォーマンスベースト・リスクインフォームドな原子力規制検査の実践と関連して、事業者が自律的に安全を確保するよう促す仕組みとなっていることを認識する意見が伺え、アンケート自己評価の結果と整合していることから、実効性は高い・向上していると解釈できる。

一方で「評価するには時期尚早である。まだ効果が目に見えてこない。」等の意見もあり、実効性については施設毎／検査官毎にばらつきが生じている可能性も否定できない。今後は検査制度自体の実効性について、事業者の CAP 活動も含め、より客観的な指標を用いて継続的に調査・評価していくことが重要であると考える。

また、回答者属性等によるクロス集計結果については、年代別や業務経験年数等における傾向の違いは見られなかった。ただし、原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間についてのみ、以下の通り担当施設ごとのクロス集計の結果に傾向の違いが見て取れる。

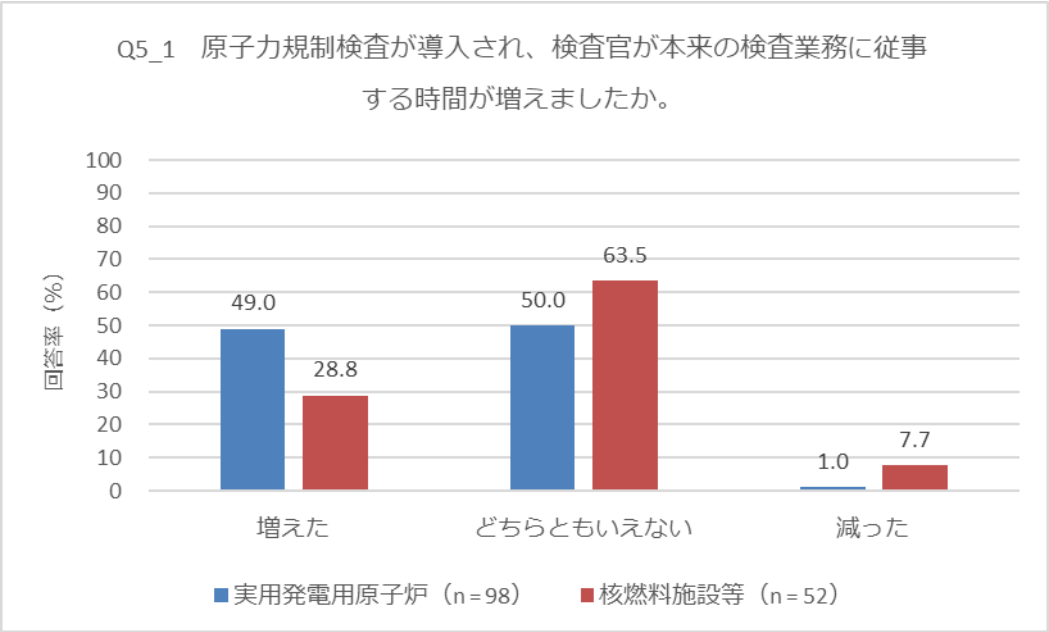

図 5-34　検査業務に従事する時間×担当施設

（n=150、検査官資格未取得者含まず）

実用発電用原子炉施設の担当者に比べ、核燃料施設等の担当者は、検査業務に従事する時間が減ったと回答する傾向が高く表れており、理解度や習熟度・取り組み意識等の中でも言及した通り核燃料施設等における原子力規制検査の適用性になんらか課題が存在することが示唆され、今後具体的に検査の実効性の捉え方について共通的な指標を設ける等によって継続的に傾向を把握していくことも検討する必要がある。

5.2.5 本庁が行う取り組みやインフラの活用について

【総括】

検査官勉強会や検査官会議等の本庁が行う取り組みに対しては、「原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。」に対して、「ほぼ毎回参加している」とした回答は 50%程度であり、昨年度の同等の設問に対する回答（30%程度）よりも上昇していることを確認した。「ほぼ毎回参加している」とした回答者のアンケート自由記述からは、

① より検査官の実業務に近いテーマでの実施を希望する

② 検査官の予定や負担を考慮した会議の設定をしてほしい

といった要望が挙げられている。

①については、技術文書や検査ガイドの読み込み等の各検査官個人の取組を補完する位置付けとして、実務的な観点で、検査官同士での議論や OJT の充実が必要とする意見がある。具体的な意見として、核燃検査ガイドの改定についての意見集約の場を設けてはどうか、気づき事項のケーススステディや事例紹介を実施するのがよいのではないか、等の意見も挙げられた。

②については、検査業務に従事できる時間が、旧検査制度と比較して増加したと回答した割合は、昨年度の調査の同様の質問に対する回答結果から約 50%となった。一方で、「どちらとも言えない」と回答した割合が約 60%程度と最も高かった。これを踏まえて、まずは、検査活動以外の活動の負担を把握したうえで、勉強会等の時間を捻出していく取組が必要と考えられる。

原子力規制検査業務システムの活用について、アンケート回答結果において、「活用していない」、「あまり活用していない」と回答した割合は 80%程度であった。アンケート自由記述から、主にシステムの使い勝手が悪いことがその理由であることが明らかとなっている。特に、規制事務所では、独自にエクセルファイルを作成し整理しているとの状況も確認されており、検査官業務の実態に合わせてシステムの改善検討を進めていく必要があると考える。

また、リスクブック（伊方 3 号機）の活用についても、アンケート回答結果において、「活用していない」、「あまり活用していない」と回答した割合が 80%程度であり、昨年度調査に引き続き活用が進んでいないことが明らかとなった。理由として、アンケート自由記述から、「担当施設とは異なることから適用できない」といったことが挙げられた。今後、リスクブック対象プラント・施設の拡充や記載内容の適正化に加えて、検査官に対するリスクブックの活用方法の指導等を並行して行っていくことで、活用が進むと考えられる。

以下に分析結果詳細を示す。

図 5-35 に本庁が行っている取り組み（検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）への参加状況を示す。昨年度と比較して、「ほぼ毎回参加している」と回答した人が昨年度回答結果から約 50%となっていることがわかる。なお、「参加していない」と回答した人は、アンケート自由記述から検査官業務に従事していない方が中心であることがわかっている。

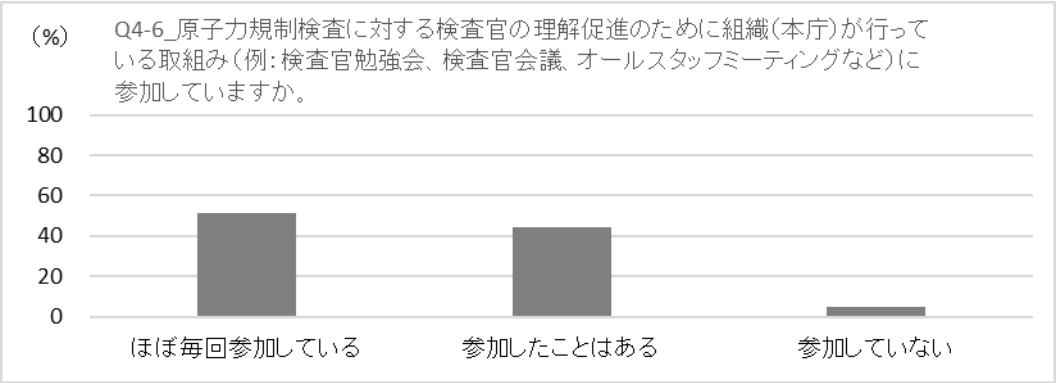

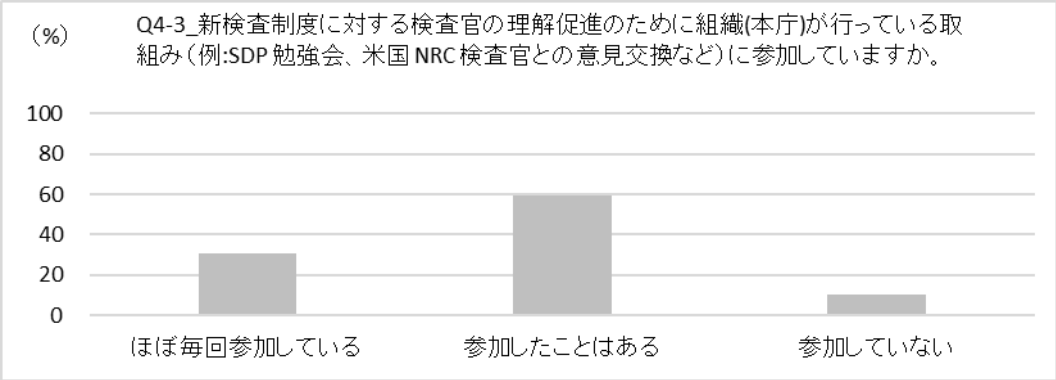

図 5-35　本庁が行っている取り組みへの参加

（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=178、検査官資格未取得者含む）

本庁が主催する勉強会や会議等に対しては、以下に示すように、検査官の実務に直接関わるテーマでの実施を望む声や、また、実施方法については、検査官の予定や負担を考慮してほしいといった声が確認された。

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q4_8_1 （任意回答）Q4_6 で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取り組みを実施すると良いと思いますか。ご意見があればご記載ください。
主な記載内容
• 気づき事項をどのような観点で確認したことで検出できたか、気づき事項のケーススタディをやれば、参加率が高くなるかもしれない • 隔年施設の検査ガイドの改定について実情に近いものに変えていくための意見集約の場にしてほしい • 知識の勉強会より事例紹介をしてほしい。 • 検査官の負担や予定等も考慮してほしい • 動画をアーカイブ化する • 検査体制が十分ではなく、スケジュールが過密であるため、参加する機会が少ない。このため、検査体制の拡充か検査頻度の再検討が必要と思われる。

検査官の検査業務に従事する時間の変化について、図 5-36 に集計結果を示す。質問や回答の選択肢の表現が昨年度と異なるため単純比較は難しいが、新しい検査制度の導入により、検査業務に従事する時間が「増えた」と感じていると回答した割合は、昨年度よりも増加した結果となった。昨年度調査時点は、まだ試運用期間中であり、検査以外の業務（事務手続き等）の業務時間が増加すると心配していた人が一定数いたが、今年度調査結果では、必ずしも増加はしていないことが読み取れる。ただし、「どちらともいえない」と回答した割合が約 60%と最も高いことから、検査活動以外の活動の負担を把握したうえで、勉強会等の時間を捻出していく取組が必要と考えられる。

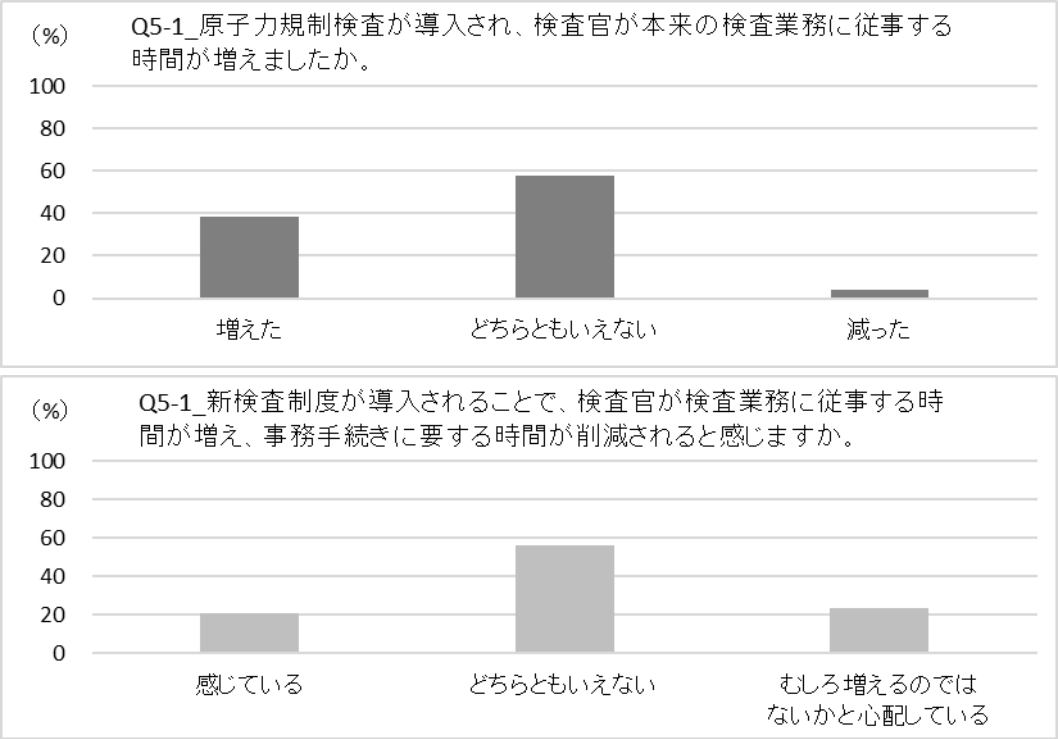

図 5-36　検査業務に従事する時間の変化

（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=178、検査官資格未取得者含む）

原子力規制検査業務システムの活用状況について、図 5-37 に集計結果を示す。システムの活用状況は昨年度と同様の傾向が見られ、「活用していない」、「あまり活用していない」と回答した割合が全体の約 80%にのぼっている。

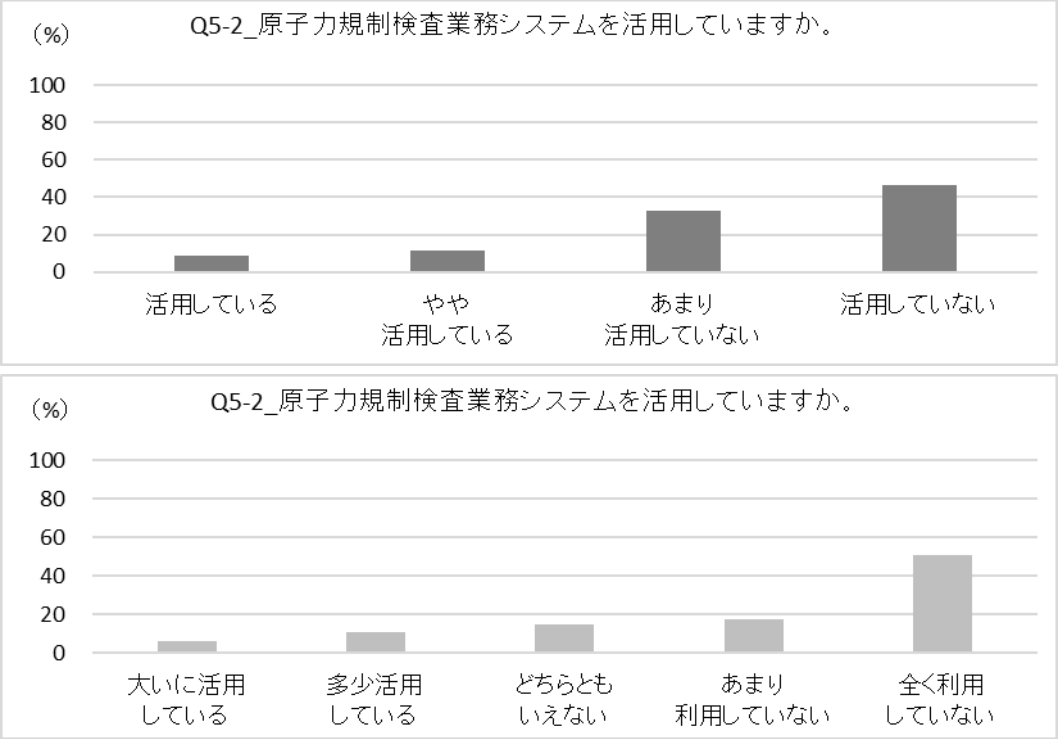

図 5-37　原子力規制検査業務システムの活用状況

（上部：本年度、下部：昨年度）

（本年度 n=178、検査官資格未取得者含む）

「あまり活用していない」、「活用していない」と回答した方に対するアンケート自由記述から、主にシステムの使い勝手が悪いことがその理由であることが明らかとなっている。規制事務所では、独自にエクセルファイルを作成し整理しているとの状況や、また、インタビューにおいても、「検査報告書は電子システムの形態になっており、入力については簡単にできるが、出力が容易にできず手間がかかっている。本庁側としては検査管理できるというメリットがあるが、事務所側としては報告書が簡単に作成できるという話であったが、そのようなことはなく、メリットがないように思う。お互いメリットがあるような形式にしていただきたい。」といった具体的な意見も確認されており、検査官業務の実態に合わせてシステムの改善検討を進めていく必要があると考える。より効率的な検査官業務の遂行にあたっては、検査官の意見も取り入れながら現状のシステムの改良を進めていくことが望ましい。

質問項目内容（Q4_4_A_1）
Q4_8_1 （任意回答）Q4_6 で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取り組みを実施すると良いと思いますか。ご意見があればご記載ください。
主な記載内容
• とても使いにくい。自分でエクセルで資料を整理している。そもそもあのシステムはマストなのか疑問 • 核燃料施設のうち試験研究炉では、活用が難しい。 • 四半期毎に作成する必要がある、報告書の作成がスムーズにできない。 • 検査結果の軽微な気づき事項等の記載ができないため、事務所独自の検査実績を記載している。 • 検査業務システムでは、スケジュール管理が行いにくい。 • 報告書作成アシストの機能もあるが、一発で報告書の形になるわけではなく、書き出し→WORD への貼り付けといったミスを誘う作業も煩雑。 • 当初の説明では、昔の安重の保安検査報告書のシステムのように簡単に報告書作成までできるとの説明であったができない。 • 原子力規制事務所の方針だから、活用していない。

リスクブック（伊方 3 号機）の活用状況について、図 5-37 に集計結果を示す。アンケート回答結果において、「活用していない」、「あまり活用していない」と回答した割合が 80%程度であり、昨年度調査に引き続き活用が進んでいないことが明らかとなった。アンケート自由記述から、「担当施設とは異なることから適用できない」といったことが挙げられた。今後、リスクブック対象プラント・施設の拡充や記載内容の適正化に加えて、検査官に対するリスクブックの活用方法の指導等を並行して行っていくことで、活用が進むと考えられる。

質問項目内容
Q5_3_A_1 （任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
主な記載内容
• 施設が異なるため参考とならない。 • 核燃料施設の試験研究炉では、活用が難しい。 • 具体的な事例をもっと充実させていくべき。 • 当初は、系統構成などの検査に役立っていたが、現時点では、リスクブックは固定化されているので、必要に応じて用いることとなる。 • BWR の（リスクブック）ができれば使う。 • BWR モデルがほしい。長期停止中プラントに対しては使えない。再稼働に入った時点で必要になる。 • 機会がなかったため。今後、紹介の機会を設けていただければと思う。

6. 原子力規制庁への提案（課題の特定と改善方策の提示）

5 章における分析結果から、原子力規制検査における「検査官の抱える課題」、「検査制度の課題」に対する改善案を示すとともに、次年度の調査に向けた調査の留意事項等について提言する。

6.1 検査官の力量向上に関する提言

これまで示してきたように、すでに原子力規制検査の基本理念は、ある程度浸透していると考えられることから、次のステップとして、これをどう実践していくか、つまり、検査官の能力・力量をどのように向上させていくかに注力していくことが求められる。なお、ここで検査官の能力・力量とは、単純に「知識（knowledge）がある」だけでなく、「知識（knowledge）を、技能（Skill）を通してアウトプットできること（＝適用可能な能力）」が必要である。これを踏まえ、検査官として、理解しておくべき知識（knowledge）、身に着けておくべき技能（Skill）を意識した対応が望まれる。また、必要な知識（knowledge）、それをアウトプットするための技能（Skill）が付与できたとしても、それを意識的に実行しないという状況があり得ることから、組織全体のやる気を付与するための意識教育も大変重要な側面であるといえ、力量の向上にあたっては、実行に移す意識（マインド）も意識する必要がある。

ここでは、特に、ある程度の知識を有することを前提に技能（Skill）を高める手段として、以下のような取り組みを提案する。

1. 検査制度のインフラの充実
2. 事務所間の相互評価・レビューの実施
3. 検査官のパフォーマンス測定の仕組みの構築
4. 検査リソースへのグレーデッドアプローチの適用

以降、上記の 4 項目について詳述する。

(1) 検査制度のインフラの充実

検査官の検査制度の実践に資する能力・力量の向上と、より実効的な検査活動の実施につなげるためのインフラの整備が望まれる。検査制度の本格運用が始まって、約 1 年であり、気づき事項や検査指摘事項の評価等の実績も少ないことから、検査活動の経験等の水平展開等の取り組みにより、検査官の能力が加速度的に向上していくことが期待される。具体的な取り組みとして、以下が挙げられる。

- 原子力検査業務システムの改善
- 本庁や他事務所での検査活動に関する文書や記録等に一元的にアクセスできる仕組みの構築
- リスクブックの対象プラント・施設の拡充
- 検査制度の改善方針等についてニュースレター発行などのプッシュ型の情報共有

これらの取り組みを通じて、検査官の業務の効率化、経験の共有による検査官の実践能力の向上が期待される。

なお、インフラの充実において、検査官がこれらのシステム等をどのように活用したいの

か、などについて意見の収集やニーズを踏まえることが重要であり、今回のアンケート自由記述やインタビュー結果等も参考としながら改善を図っていくことが必要と考える。

本年度調査結果からは、検査官が検査業務に必要・参考となる情報等へのアクセスに関して、他の事務所における検査活動や本庁と事業者との面談記録や関連文書について、過去の記録と紐付いた形で追えるようにしてほしい、指摘事項の判断に至る考え方も含めて共有されるとよいといったニーズが挙げられている。

(2) 事務所間の相互評価・レビューの実施

検査制度のコンセプトの理解を前提に、自身が担当する原子力施設以外の施設に出向き、検査官同士での検査活動を相互に定期的に評価・レビューする取組を行うことは技能の向上に効果的であると考えられる。特に原子力規制庁内で水平展開すべき良好事例等あれば、日常的な情報共有（オンライン会議等）を通じて本庁より共有することで知識と技能の双方に効果があると想定される。

これらの取り組みを通じて、検査活動における実践能力の向上、検査制度や検査官のあるべき姿に向けた意識共有が図られると考えられる。

(3) 検査官のパフォーマンス測定の仕組みの構築

検査官の資格要件や IRRS（総合規制評価サービス）における勧告・指摘等を踏まえるとともに、ISO9001 等の品質マネジメント規定・指針等で求められる力量管理の要件等を参考とした指標の検討・設定を提案する。

また、上記指標に基づいて、管理職による現場視察等の原子力規制庁で行う既存の取り組みも検査官のパフォーマンスを可能な限り定量的に測定する仕組みの構築も合わせて検討されるとよい。

これにより、検査官のパフォーマンスの継続的把握と改善点の抽出を図ることができると考えられる。

(4) 検査リソースへのグレーデッドアプローチの適用

今年度調査結果から、検査官の本来の業務（検査業務）にかけられる時間は、昨年度調査から微増にとどまっていることがわかった。また、インタビュー結果等からは、リソースそのものが不足しているといった意見も寄せられている。

現在、検査官有資格者の約 80%は 50 代以上である。今後、長期的な検査制度の運用においては、原子力施設の検査活動に対する適切な検査官人数を検討するとともに、継続的な人員の確保を行っていく施策の実施は欠かせないと考える。そこで、若手人材の更なる採用だけでなく、リスクインフォームドの徹底にもとづいて、相対的にリスクが低い業務へのリソース配分の最適化を検討することを提案する。

より安全を高める活動に検査リソースを最適に配分することで、検査業務の負荷を低減し、個々の検査官の実践能力の向上に寄与するものと考えられる。これにより、検査官業務の負荷の低減が期待され、特にモチベーションの高い検査官においては、個々の能力の向上等の時間に充てることも想定され、検査官個人の技能向上に寄与するものと想定される。

6.2 検査制度のより一層の改善に関する提言

本節では、検査制度全体に関する改善に向けた対応として以下を提案する。

1. 施設と状態に適した検査制度の適用性評価
2. 原子力規制庁自身の CAP 活動の実施
3. 事業者による定期的なフィードバックの実施

以降、上記の 3 項目について詳述する。

(1) 施設と状態に適した検査制度の適用性評価

米国の ROP では、運転プラント以外の施設は当該制度の対象外となっている。核燃施設や廃炉プラント等の、運転中プラント以外の原子力施設に対して、施設と状態（長期停止中、廃止措置中など）を踏まえた検査制度の適用性評価を行う。この評価に基づき、必要に応じて以下のような取り組みを進めることが可能と考えられる。

- 核燃料施設等の検査ガイドの整備、重要度評価方法の整備
- 運転中プラントと同様に確率論的リスク評価（PRA）で評価することが難しい廃止措置プラントに対するリスク評価

これらの取り組みを通じて、よりリスクインフォームドかつグレーデッドアプローチの考え方に基づく、適切な検査制度への発展・検査制度の適用性の向上が期待される。

(2) 原子力規制庁自身の CAP 活動の実施

フリーアクセス等、現場での検査活動を行う中で検査官自身の気付きや問題（例えば、管理区域の立ち入りに関するトラブル、等）を適宜報告・共有するとともに、その内容や原因を分析した上で改善、水平展開を図ることで、検査官全体の意識の底上げを図るとともに、能力の向上にも寄与することが期待される。

これにより、事務所間の状況が一元的に共有できる仕組みが構築できるとともに、本庁も含めた意識の統一が期待されるだけでなく、副次的な効果として、事業者と同様の仕組みを適用することで、相互の理解も深まることが期待される。ひいては、検査官全体の能力向上検査制度の実効性の向上に寄与するものと考えられる。

また、こうしたツールをきっかけとした、意図的な議論の場を設けることにもつながり得る。

(3) 事業者による定期的なフィードバックの実施

原子力規制検査のステークホルダーであり、実際に現場で検査官とコミュニケーションをとる事業者からのフィードバックは、検査制度全体の向上を図るうえで重要であると考える。事業者と原子力規制庁との意見交換については、これまでも実施されてきているが、事業者の生の声として、更なる深堀の方法として、原子力施設の検査対応を行う事業者担当者に対し匿名でのアンケートやインタビュー実施による検査官に対する意見収集を事業者側（例えば ATENA 等）へ依頼などが考えられる。また、本事業を通じて得られた調査結果

とアンケート等で得られた事業者側の意見と差異などを分析・評価し、原子力規制検査や検査官のパフォーマンスにおける改善点等を抽出することも可能である。

これらの取り組みを通じて、原子力規制検査の実効性の向上、検査官のパフォーマンス向上が期待される。

6.3 来年度調査に向けた提言

本節では、来年度の本件調査に向けた改善として以下を提案する。

1. 実践・パフォーマンスの把握を意識した設問の改善
2. 調査対象者の精査・識別
3. インタビュー調査方法の改善
4. NRC 検査官等による調査結果のレビュー

以降、上記の 4 項目について詳述する。

(1) 実践・パフォーマンスを具体的に把握する設問の改善

昨年度は試運用期間中における検査官の検査制度に対する理解度等について把握が行われた。今年度は、昨年度調査内容や調査方法の踏襲に重きをおいて、検査制度が本格運用されて初めての調査であった。検査官の多くは検査制度のコンセプトや評価プロセス等についての理解の自己評価においては、昨年度および今年度ともに高い結果が得られている。このことも踏まえ、来年度に向けては、検査官の検査制度に対する理解を前提に、理解度については定点観測的な調査を継続しつつ、実践に重きをおいた調査を行うことを提言する。

我が国の検査制度は、米国 ROP を倣って取り入れられた制度であるが、米国では、運転中の原子力発電所のみに ROP が適用されるが、我が国の検査制度では、研究炉や再処理施設、廃炉段階にある原子力発電所など運転中の原子力発電所以外にも適用されているといった違いがあるほか、原子力がおかれている社会的状況も異なると認識している。このような違いも踏まえ、より、実践の実態を把握可能な具体的な課題意識に基づく設問の設定、また、6.1(3)で提案を行ったパフォーマンスを測るための設問の設定等により、より具体的な改善項目の抽出を行うことが有効であると考える。

(2) 調査対象者の精査・識別

アンケート調査対象には、検査制度に係る業務を行う職員として、検査官資格未取得者も対象に回答を頂いていた。一方で、調査の目的、および 5 章で分析・評価に基づけば、検査官資格未取得者については調査対象から除外し、検査活動に直接携わる検査化のみを対象とした実効的な調査が望まれる。また、上級検査官資格の取得や業務経験年数の蓄積等によって検査官個人の力量・能力がどのように向上していったかを把握する上では、匿名化したうえで、個別に ID 等振り分け、追跡評価することも有効な手法であると考える。

(3) インタビュー調査方法の改善

今年度のインタビュー調査は、より本音を引き出すことを意図して、第三者による聞き取りとして、検査監督総括課の職員の同席なしに実施した。しかし、設問によっては、検査活動の実態を踏まえたより具体的な質問によって、より有効な意見等が確認できたと想定される場面もあったことから、来年度以降のインタビュー調査では、部分的に、検査監督総括課の職員も同席いただくことなども検討が必要と思われる。

(4) NRC 検査官等による調査結果のレビュー

原子力規制検査の元となった、米国 ROP に精通する NRC 検査官等に、調査内容・方法や調査結果をレビューいただき、より最適な調査方法や調査結果の考察等についての示唆を得ることで、より実効的な調査となりうる。NRC の ROP では、NRC 自身による自己評価に加え、NRC 以外の機関の独立した評価、ステークホルダーからのフィードバックも行うことで、ROP の運用や実効性に関する問題の特定や解決を図っており [vii]、このような仕組みを取り入れることも検討すべきと考える。

以上

7. 参考文献

---

[i] 原子力規制庁 検査制度の見直しに関する検討チーム、検査制度の見直しに関する中間取りまとめ、平成 28 年 11 月、https://www.nsr.go.jp/data/000171604.pdf
[ii] 原子力規制庁、IRRS ミッション報告書の公開、平成 28 年 4 月 25 日、https://www.nsr.go.jp/activity/kokusai/renkei_20160425_01.html
[iii] 原子力規制庁、新たな原子力検査制度の実施について、令和 2 年 1 月 8 日、http://www.tiikinokai.jp/file/meeting/pdf/teirei/199/199date_kiseicyo.pdf
[iv] NRC, Performance-Based Inspection Guidance and the Distinction Between Inspecting for Performance and Inspecting against A Performance-Based Rule—Staff Response to Staff Requirements Memorandum Dated March 17, 1997, SECY-97-231, https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/commission/secys/1997/secy1997-231/1997-231scy.pdf
[v] 原子力規制庁 検査制度の見直しに関する検討チーム、原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について、令和 2 年 3 月 10 日、https://www.nsr.go.jp/data/000304670.pdf
[vi] 原子力規制庁 令和元年度原子力施設等防災対策等委託費(原子力規制検査の効率的運用、検査官の能力向上等に関する調査)事業、令和 2 年 2 月、https://www2.nsr.go.jp/data/000313582.pdf
[vii] NRC, ROP Evaluation, February 03, 2021, https://www.nrc.gov/reactors/operating/oversight/program-evaluations.html

令和 2 年度原子力施設等防災対策等委託費
（原子力規制検査の効率的運用、検査官の能力向上等に関する調査）報告書

2021 年 2 月

株式会社三菱総合研究所
セーフティ&インダストリー本部

別紙１ アンケート調査の設問項目

アンケート項目

カテゴリ	番号	回答方法	質問	回答選択肢
基本情報	1	自由記述	**回答者ID**	自由記述（配布されたIDを自由記述として転記）
	2	選択式	**ご自身の年齢層** ご自身の年齢層を下記から選択してください。	20 代以下、30 代、40 代、50 代、60 以上
	3	選択式	**原子力関係の業務(検査だけでなく、設計、運転管理、保守などを含む。)に関する経験年数** 原子力関係の業務(検査だけでなく、設計、運転管理、保守などを含む。)に関する経験年数を下記から選択してください。	3 年未満、3 年以上～5 年未満、5 年以上～10 年未満、10 年以上～20 年未満、20 年以上～30 年未満、30 年以上
	4	選択式	**検査官の経験年数** 原子力関係の検査業務に関する経験年数を下記から選択してください。	3 年未満、3 年以上～5 年未満、5 年以上～10 年未満、10 年以上～20 年未満、20 年以上～30 年未満、30 年以上
	5	自由記述	**民間等で検査業務に携わった年数** 原子力関係の検査業務に関する経験年数の内、民間等(行政機関、原子力安全基盤機構などの規制機関以外)で検査業務に携わったことがある場合は、その年数を記入してください。(該当しない場合は記入不要。確認が難しい場合等は概数で可。)	自由記述 （数字を入力）
	6	選択式	**現在の事業所での勤務年数** 現在勤務されている事業所での勤務年数を下記から選択してください。	3 年未満、3 年以上～5 年未満、5 年以上～10 年未満、10 年以上～20 年未満、20 年以上～30 年未満、30 年以上
	7	選択式	**主な検査対象施設** 現在主として検査を担当されている施設は、実用発電用原子炉ですか、それとも核燃料施設等ですか。下記から選択してください。	・実用発電用原子炉 ・核燃料施設等
	8	選択式	**検査官の職級** ご自身の職級を下記より選択してください。	・検査官資格未取得 ・基本検査官 ・中級検査官 ・上級検査官
検査制度の基本コンセプト	1.1	選択式	「パフォーマンスベースト」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.1-a	選択式	「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.1-b	自由記述（必須）	上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。	自由記述
	1.2	選択式	「リスクインフォームド」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.2-a	選択式	「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.2-b	自由記述（必須）	上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。	自由記述
	1.3	選択式	「フリーアクセス」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.3-a	選択式	「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.3-b	自由記述（必須）	上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。	自由記述
	1.4	選択式	事業者が行う「是正措置プログラム(Corrective Action Program：CAP)」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.4-a	選択式	「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	1.4-b	自由記述（必須）	上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。	自由記述

アンケート項目

カテゴリ	番号	回答方法	質問	回答選択肢
検査活動	2.1	選択式	事業者とのコミュニケーションについて、自身でうまく取れていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	2.1-a	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、うまくコミュニケーションできている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。うまくコミュニケーションできていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	2.2	選択式	検査対象のサンプリングについて適切に選定できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	2.2-a	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、適切に選定できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。適切に選定できていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	2.3	—	次の検査運用ガイドを用いた検査を実施した際に、課題や問題点はありましたか。それぞれの設問に対し該当する項目を選んでください。(複数選択可)	左記それぞれのガイドについて、理由を下記から複数選択（「その他」自由記述の選択者は必須回答） 「時間が足りない」 「適当なサンプルがない」 「ガイドの内容が不明確」 「ガイド内容の重複」 「その他（自由記述）」
		選択式（自由記述有（選択者必須））	施設管理分野の検査ガイド	
			運転管理分野(核燃施設等に特有のもの含む。)の検査ガイド	
			防災・緊急時対応分野の検査ガイド	
			放射線管理分野の検査ガイド	
			その他の検査ガイド	
	2.3-a	選択式	検査運用ガイドに基づいて、適切な検査が実施できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	2.3-b	選択式（自由記述有（選択者必須））	上記で、3,4,と回答した方にお伺いします。なぜ検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思いますか。当てはまるものすべて選択してください。また、その他の方はご自由にご記載ください。	1. 時間が足りない 2. 適当なサンプルがない 3. ガイドの内容が不明確 4. その他（自由記述）
	2.4	選択式	チェックリストのようなマニュアルがなくても、安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信はありますか。	1.自信がある、2.やや自信がある、3.あまり自信がない、4.自信がない

アンケート項目

カテゴリ	番号	回答方法	質問	回答選択肢
	2.4-a	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、自信がある方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。自信がないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	2.5	自由記述（任意）	その他、検査活動における良好事例（知識として残し、共有すべき事例等）があれば、ご記載ください。	自由記述
検査指摘事項の評価	3.1	選択式	「パフォーマンス劣化」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.1-a	選択式	実際の検査活動の中で「パフォーマンス劣化」を適切に判断できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.2	選択式	「軽微(マイナー)」及び「指摘事項」について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.2-a	選択式	実際の検査活動の中で、「軽微（マイナー）」と指摘事項を適切に判断できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.3	選択式	検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.3-a	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、抽出できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。抽出できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	3.4	選択式	「検査指摘事項」が出た場合、その後どのようなプロセス評価を行うか、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.5	選択式	「検査指摘事項」が出た場合、報告をまとめるために必要な情報とその入手方法について、自身で理解できていると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.5-a	選択式	「検査指摘事項」が発生した場合に、報告をまとめるために必要な情報とその入手を適切に行うことができていますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	3.5-b	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	4.1	選択式	あなた自身は、原子力規制検査について、総じて、現段階でどの程度理解していると思いますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	4.2	選択式	パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	1.実感している、2.やや実感している、3.あまり実感していない、4.実感していない
	4.2a	自由記述（必須）	上記選択した理由を具体的にご記載ください。	自由記述
	4.3	選択式	原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	1. ある 2. ない
	4.3a	自由記述（必須）	上記、「ある」.と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。	自由記述
	4.4-a	自由記述（必須）	原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。	自由記述

アンケート項目

カテゴリ	番号	回答方法	質問	回答選択肢
新検査制度の実効性・組織への期待	4.4-b	自由記述（必須）	上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。	自由記述
	4.4-c	自由記述（必須）	原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。	自由記述
	4.4-d	自由記述（必須）	上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。	自由記述
	4.4-e	自由記述（必須）	原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。	自由記述
	4.4-f	自由記述（必須）	上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。	自由記述
	4.5	選択式	気付き事項等の事実確認において、事業者の評価や意見に捕らわれずに判断できていますか。	1.できている、2.ややできている、3.あまりできていない、4.できていない
	4.5-a	自由記述（任意）	上記、選択した理由として、判断できていると思われる方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。判断できていないと思われる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。	自由記述
	4.6	選択式	原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織(本庁)が行っている取組み(例:検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど)に参加していますか。	1. ほぼ毎回参加している 2. 参加したことはある 3. 参加していない
	4.7	選択式（自由記述有（選択者必須））	Q4.6で、「参加していない」を選択した方にお聞きします。 取組に参加していない理由は何ですか。 「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。	1. 参加したいが、これまで都合が合わなかった 2. 案内を見たことがない 3. 興味がない 4. その他(自由記述)
	4.8	自由記述（任意）	Q4.6で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。 今後、どのような内容・取組を実施すると良いと思いますか。 ご意見があればご記載ください。	自由記述
	4.9	選択式（自由記述有（選択者必須））	Q4.7で、「興味がない」と回答した方にお伺いします。なぜそう思いますか。 「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。	1. 内容が十分でない 2. 時期が適切でない 3. その他（自由記述）
	4.10	選択式	Q4.9で、「内容が十分でない」・「時期が適切でない」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取組を実施すると良いと思いますか。 ご意見があればご記載ください。	自由記述
	4.11	選択式	原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	1.良好、2.やや良好、3.あまり良好でない、4.良好でない
	4.12-a	自由記述（任意）	原子力規制検査に関する検査官の理解促進に向けて、組織(本庁)に対して更にどのような人的・物理的サポートが必要と思いますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。	自由記述

アンケート項目

カテゴリ	番号	回答方法	質問	回答選択肢
	4.12-b	自由記述（任意）	原子力規制検査に関する検査官としてのスキル・バックグラウンド（法的知識、技術的な知見等含む）の向上に向けて、組織(本庁)に対して更にどのような人的・物理的サポートを期待しますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。	自由記述
	4.13	選択式	原子力規制検査の本格運用において、あなたの上司は協力的でリーダーシップを発揮していますか。	1.発揮している、2.やや発揮している、3.あまり発揮していない、4.発揮していない
	4.14	選択式	原子力規制検査の本格運用において、あなたは、同僚とも連携して取り組んでいますか。	1. 密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる 2. 困ったときには、相談し合って解決している 3. 特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体
	4.15	自由記述（任意）	原子力規制検査の本格運用を踏まえての感想、意見等を、自由に記載してください。 (不安に思うこと、足りないと思うこと、能力を高めるべきと感じるところ、等)	自由記述
その他	5.1	選択式	原子力規制検査が導入され、検査官が本来の検査業務に従事する時間が増えましたか。	1. 増えた 2. どちらともいえない 3. 減った
		自由記述（必須）	「減った」と回答した方に伺います。その主な理由・原因は何にあると思いますか。自由にご記載ください。	自由記述
	5.2	選択式	原子力規制検査業務システムを活用していますか。	1.活用している、2.やや活用している、3.あまり活用していない、4.活用していない
		自由記述（任意）	「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。	自由記述
	5.3	選択式	リスクブック(伊方 3 号機のものは既に共有済み)は活用していますか。	1.活用している、2.やや活用している、3.あまり活用していない、4.活用していない
		自由記述（任意）	「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。	自由記述

別紙 2 アンケート結果

1. 単純集計結果（検査官資格未取得者を含む）

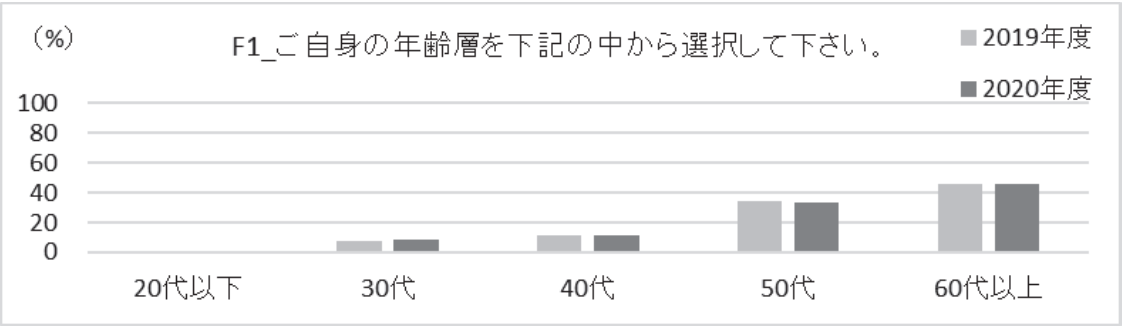

図 1-1　回答者の年齢

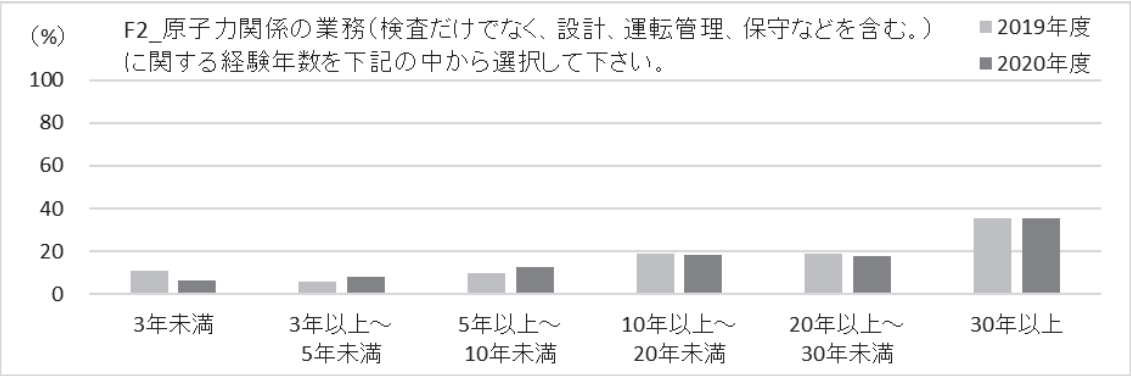

図 1-2　原子力関係の業務経験年数

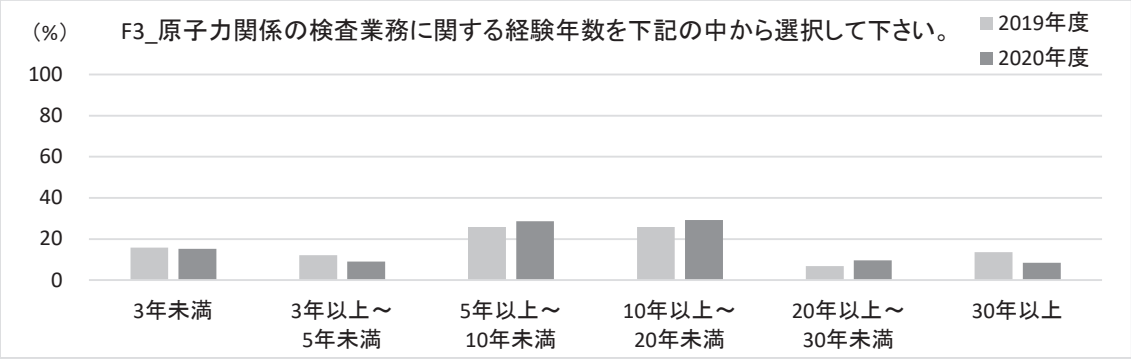

図 1-3　原子力関係の検査業務経験年数

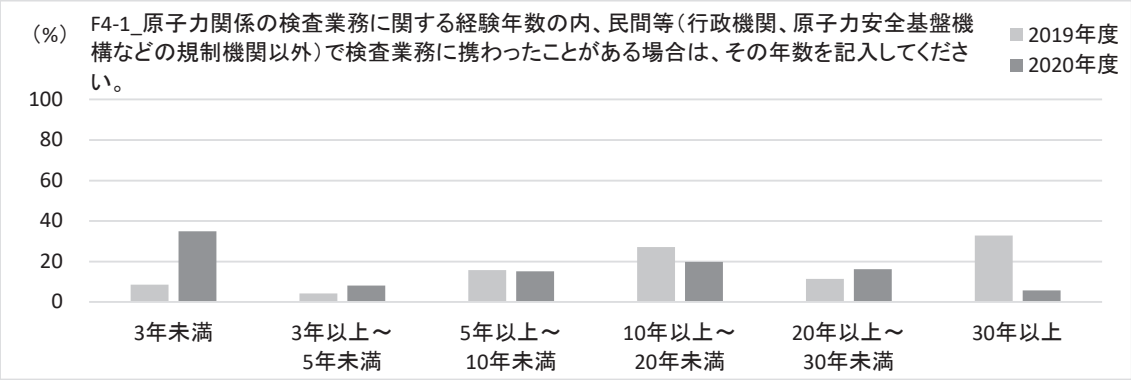

図 1-4　原子力関係の規制機関以外での検査業務経験年数

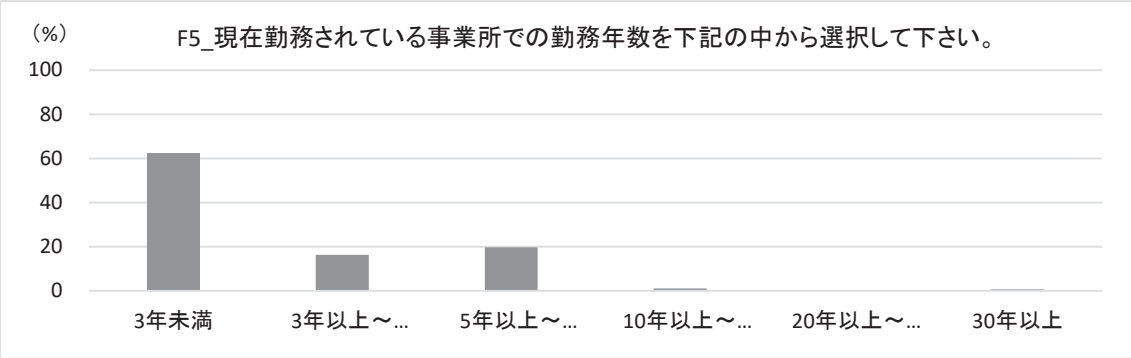

図 1-5　現在勤務する事業所での勤務年数

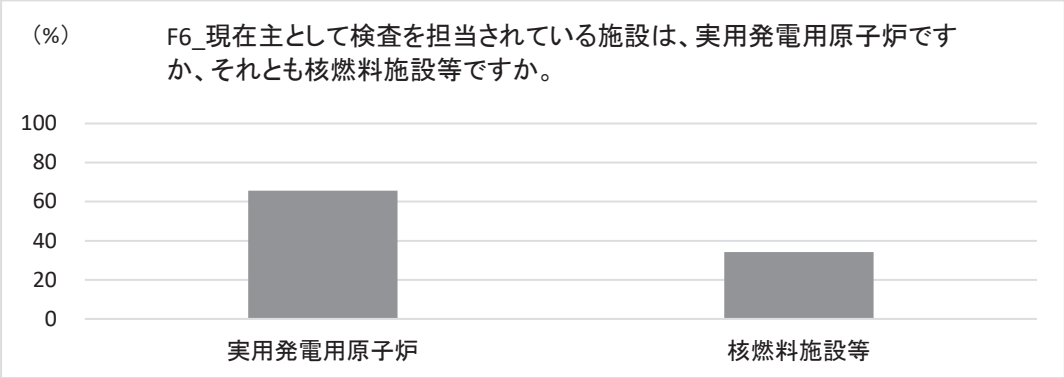

図 1-6　現在主として検査を担当している施設

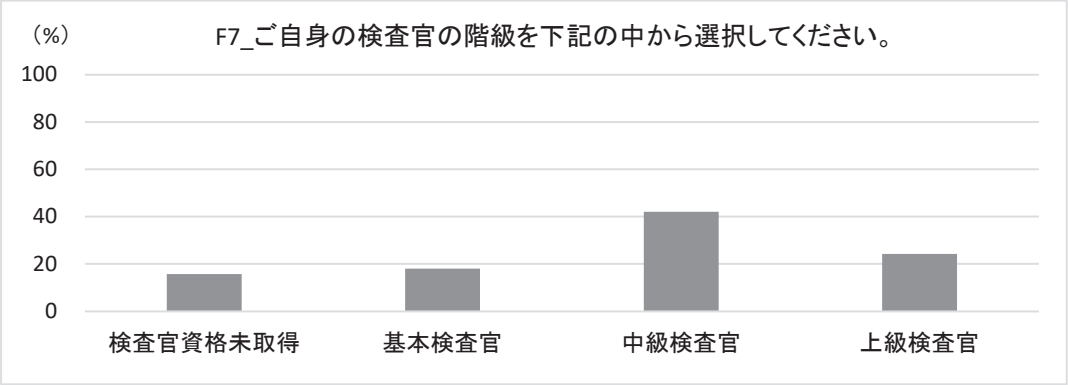

図 1-7　検査官の階級

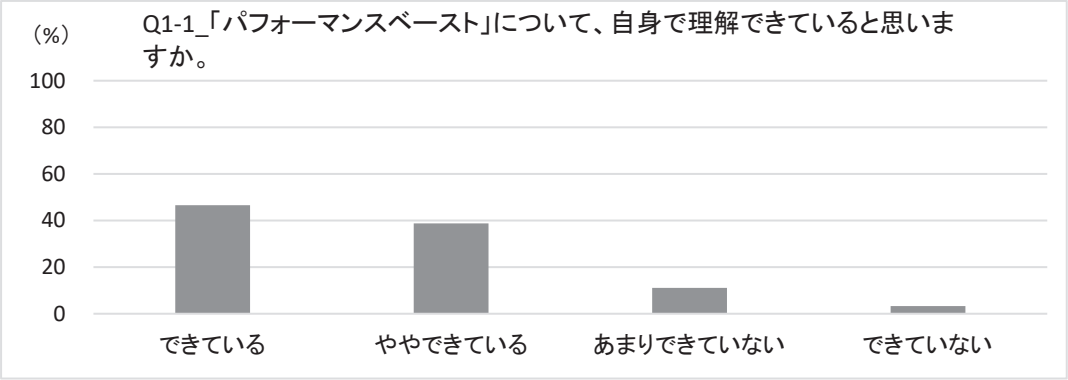

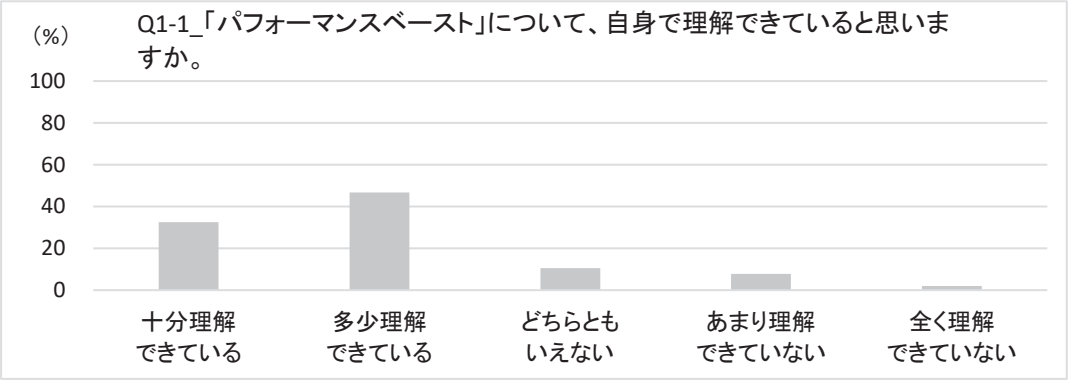

図 1-8　「パフォーマンスベースド」についての理解度

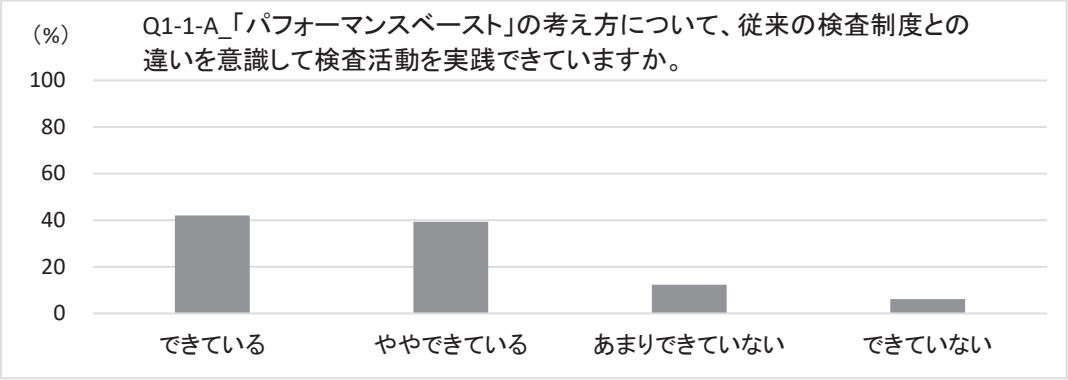

図 1-9　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

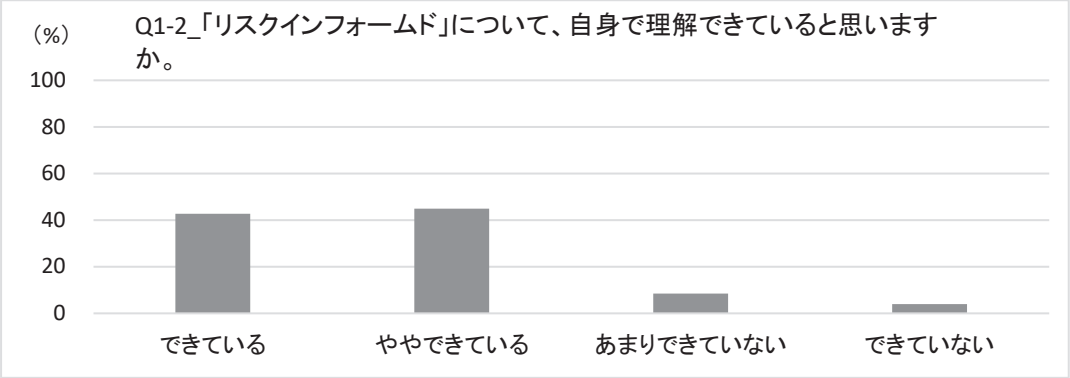

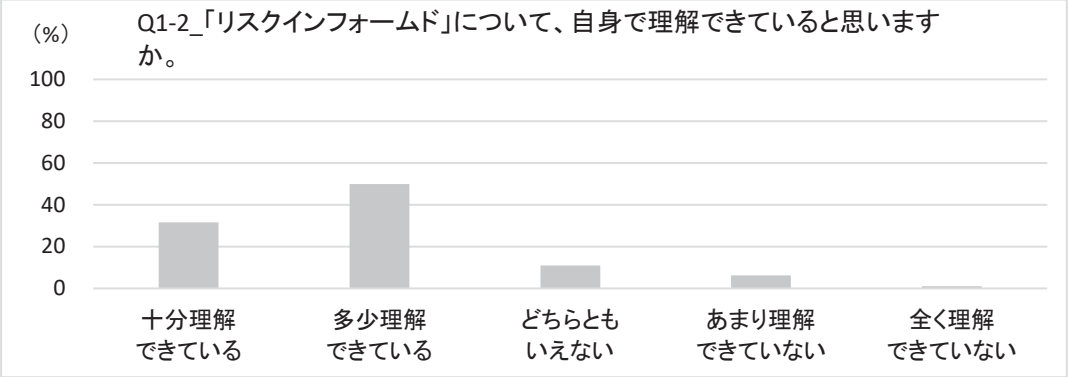

図 1-10　「リスクインフォームド」についての理解度

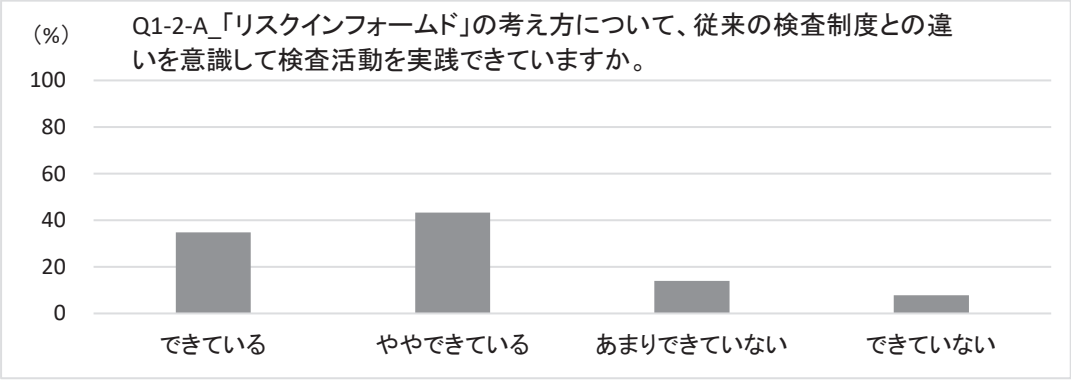

図 1-11　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

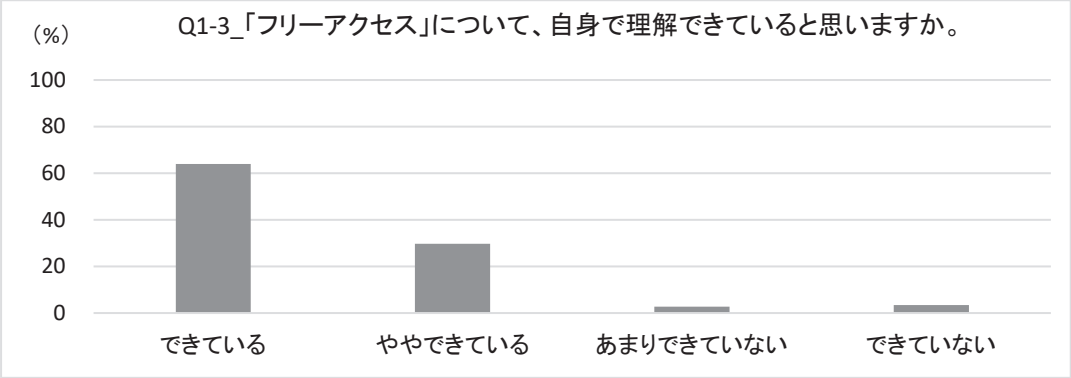

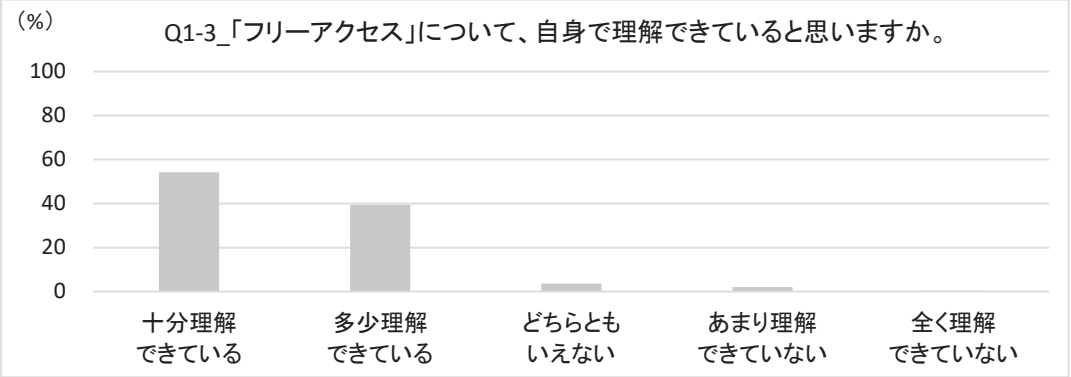

図 1-12　「フリーアクセス」についての理解度

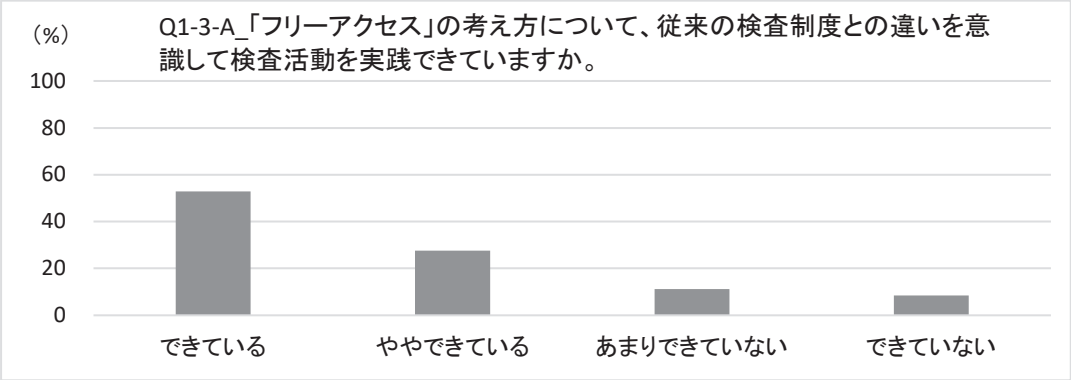

図 1-13 「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

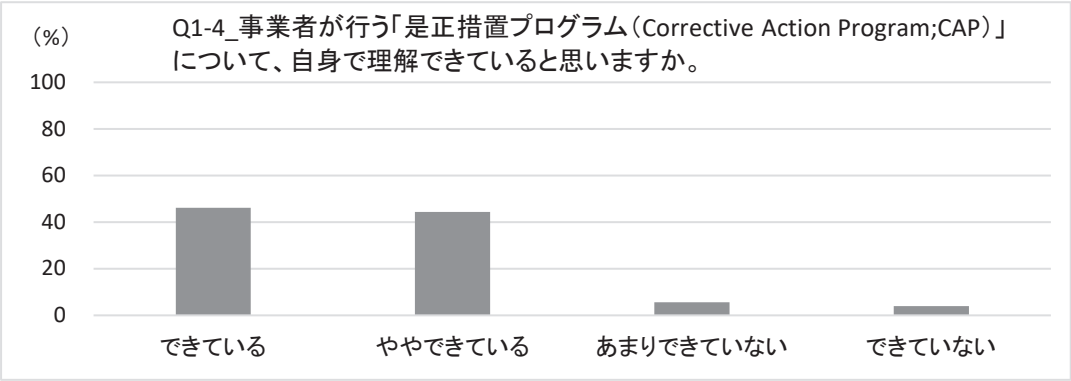

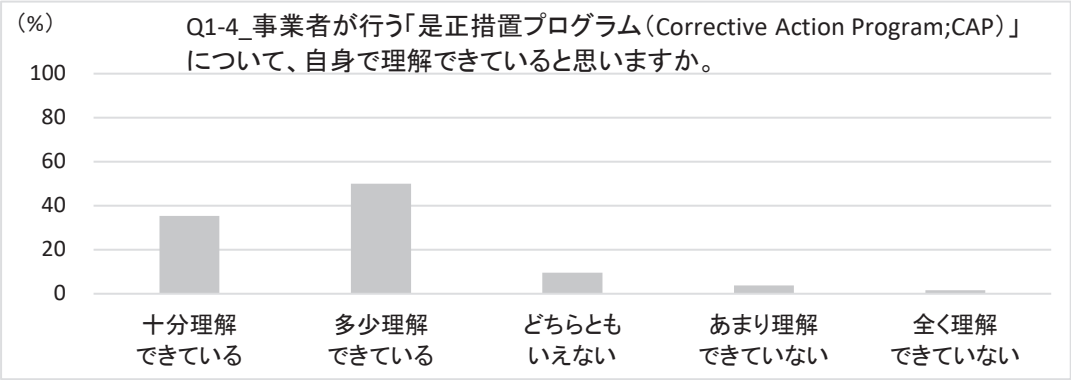

図 1-14 「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度

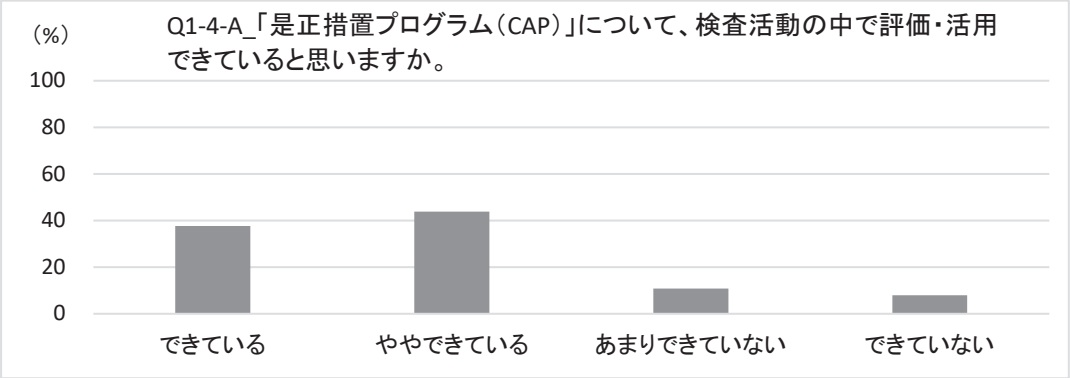

図 1-15　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用

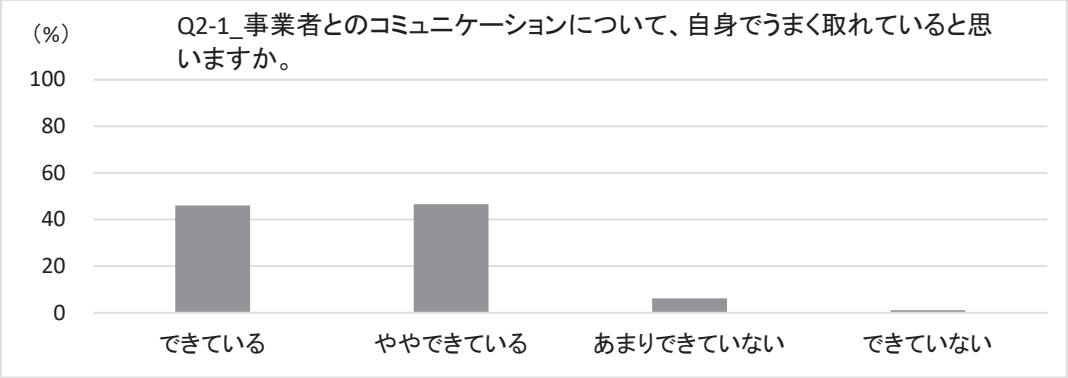

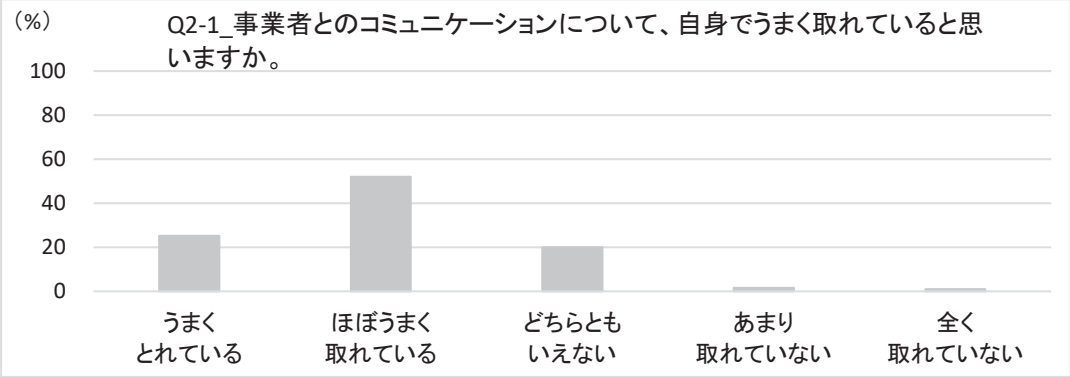

図 1-16　事業者とのコミュニケーション

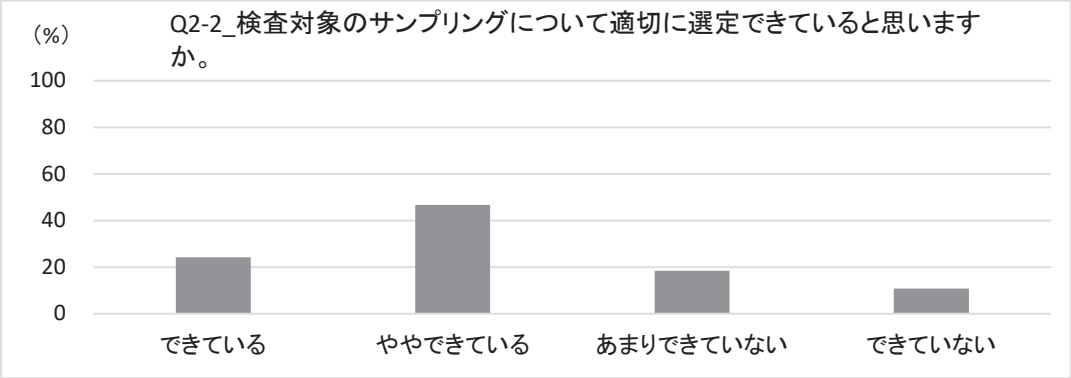

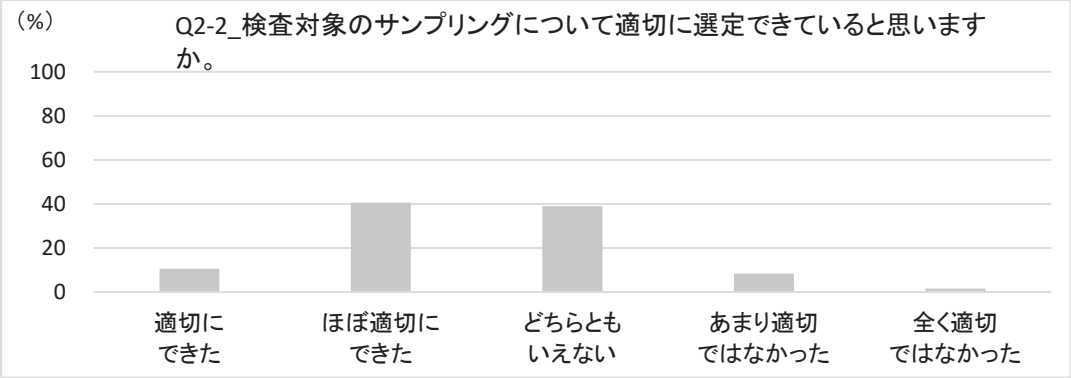

図 1-17　検査対象のサンプリングにおける適切な選定

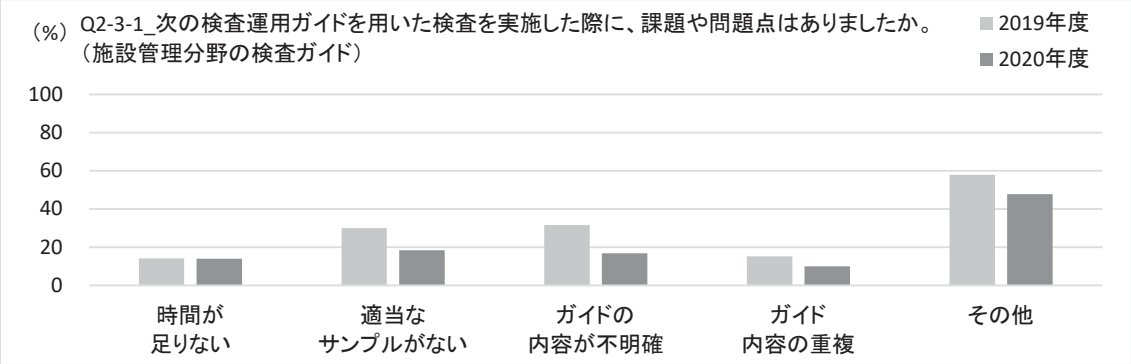

図 1-18　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点

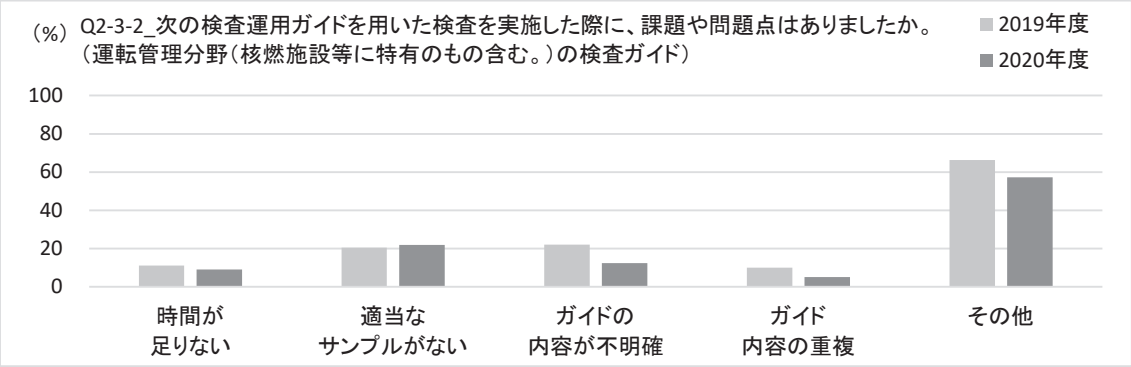

図 1-19　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点

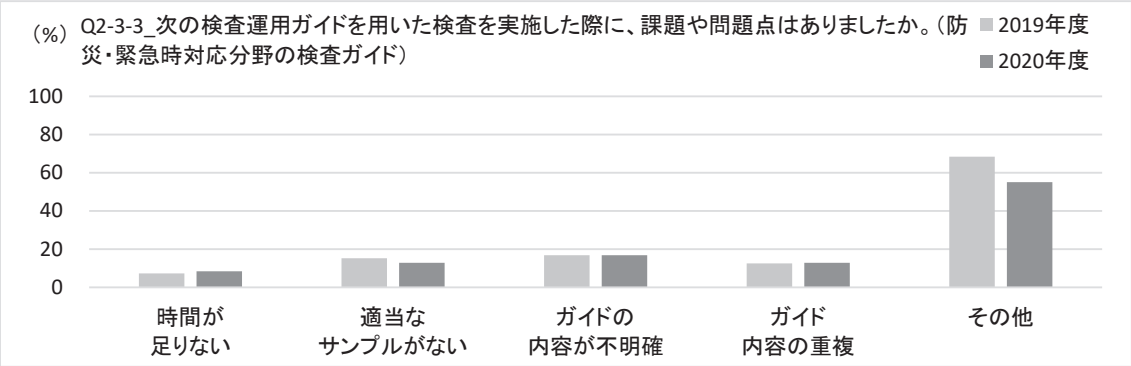

図 1-20　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点

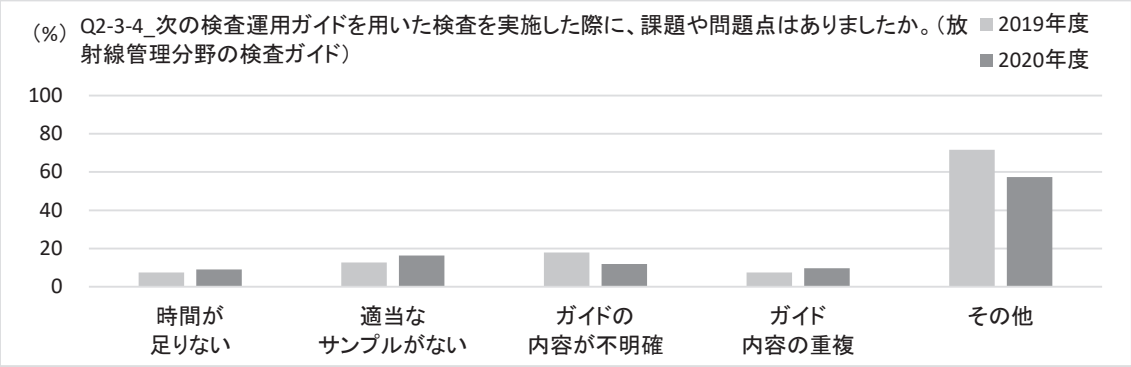

図 1-21　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点

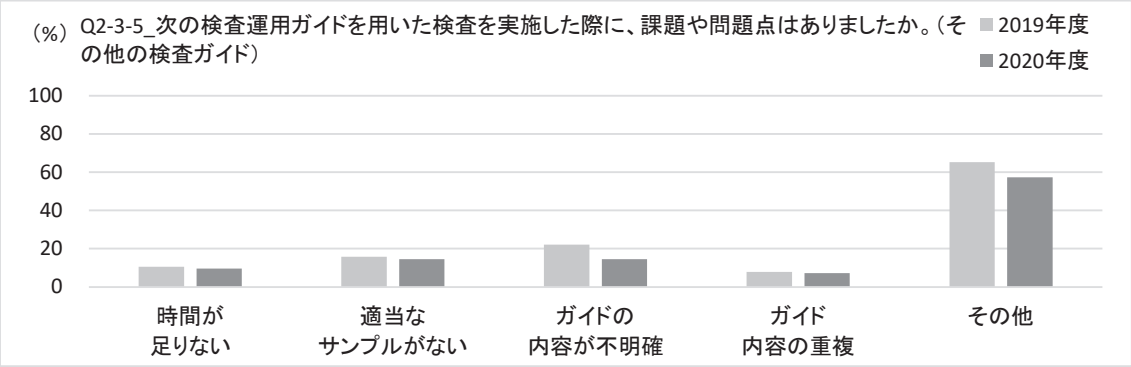

図 1-22　その他の検査ガイドにおける課題および問題点

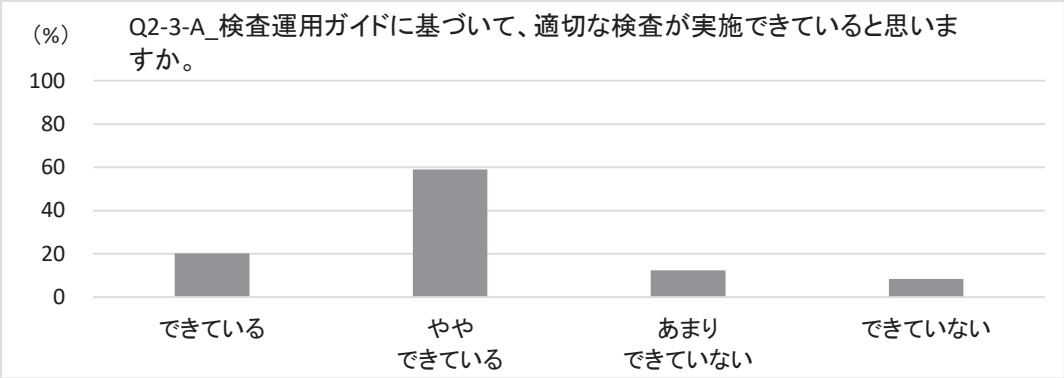

図 1-23　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか

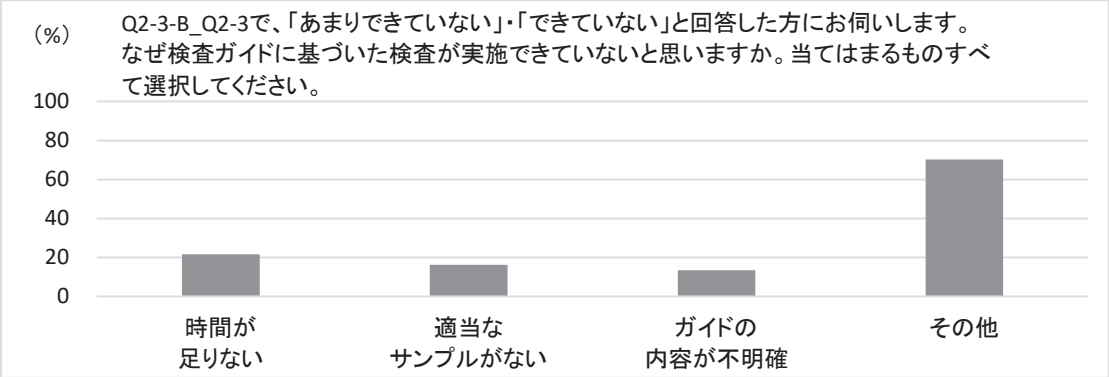

図 1-24　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由

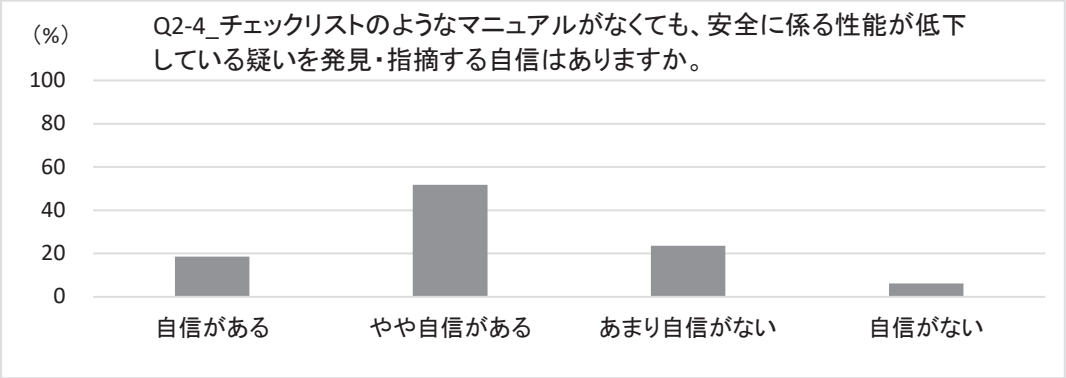

図 1-25　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか

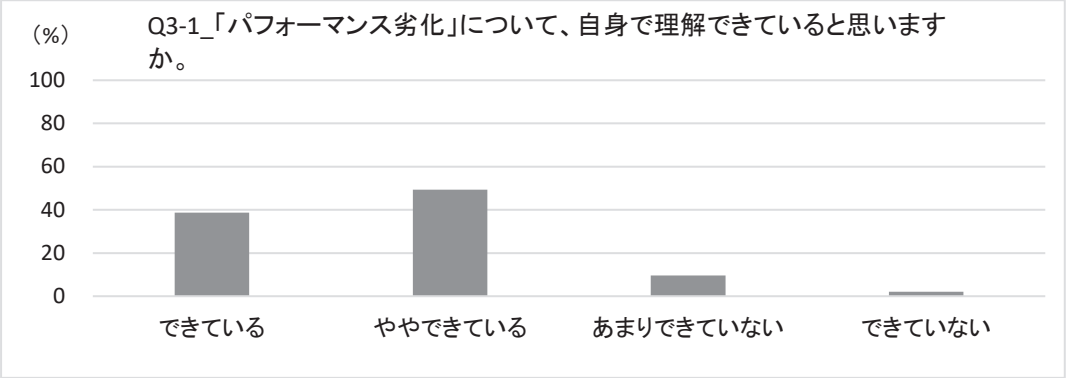

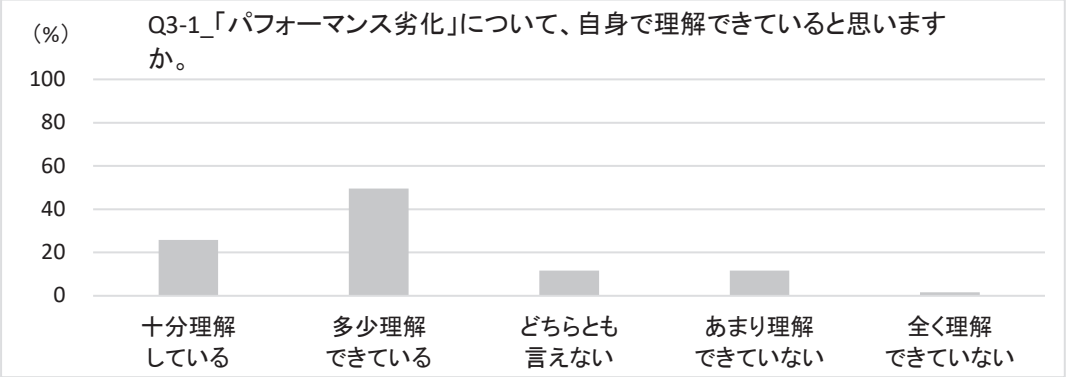

図 1-26　「パフォーマンス劣化」についての理解度

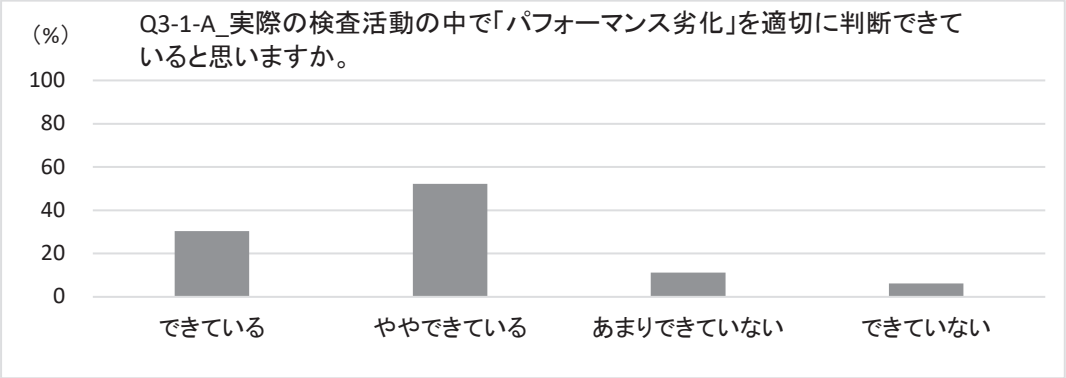

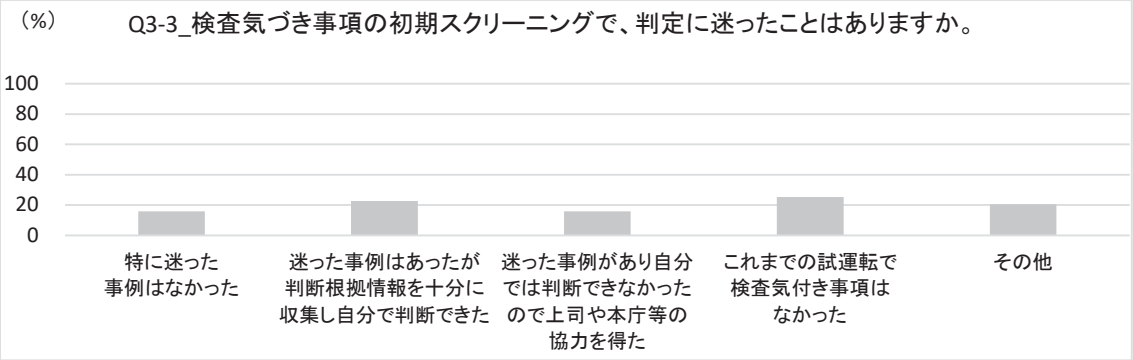

図 1-27　「パフォーマンス劣化」における適切な判断

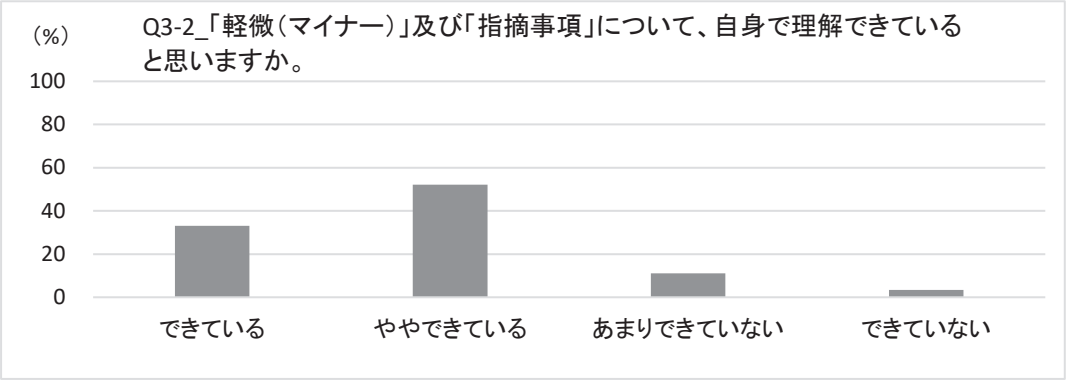

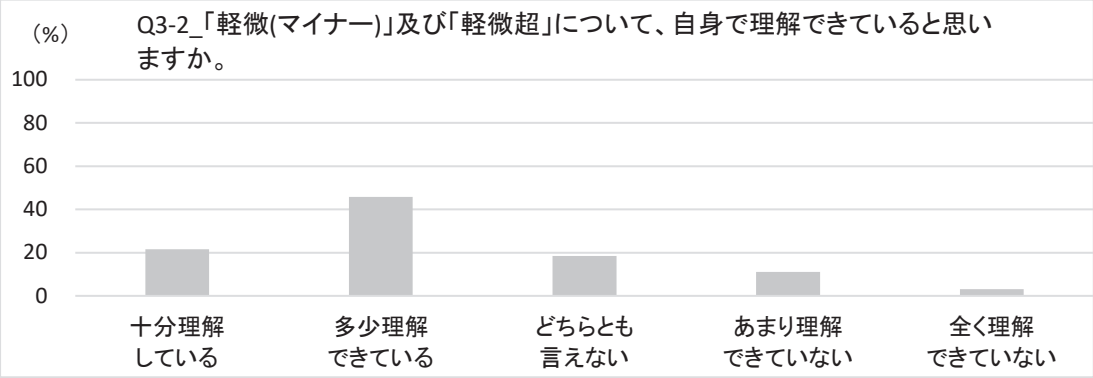

図 1-28　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度

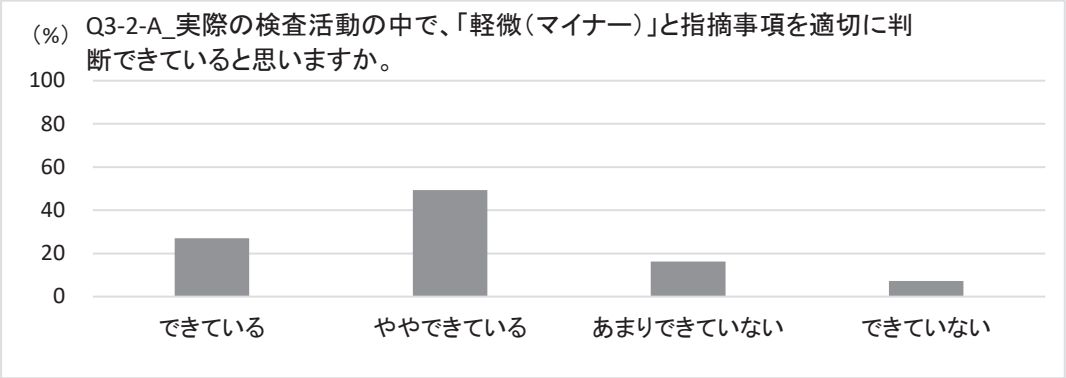

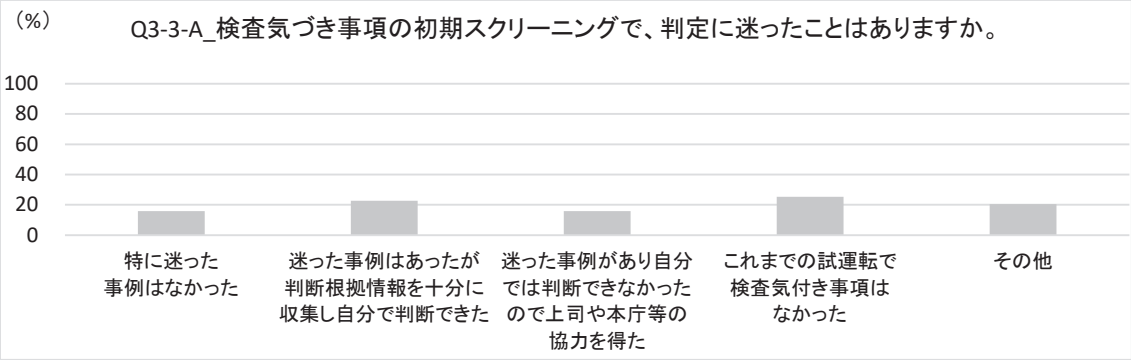

図 1-29　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断

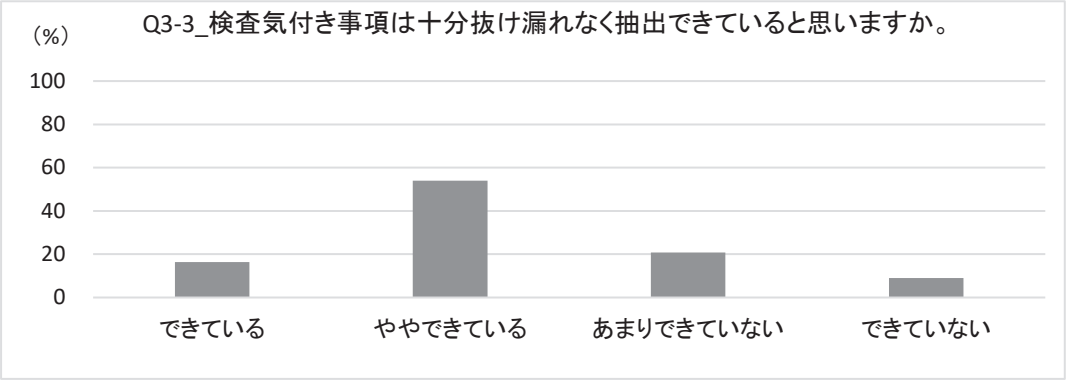

図 1-30　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否

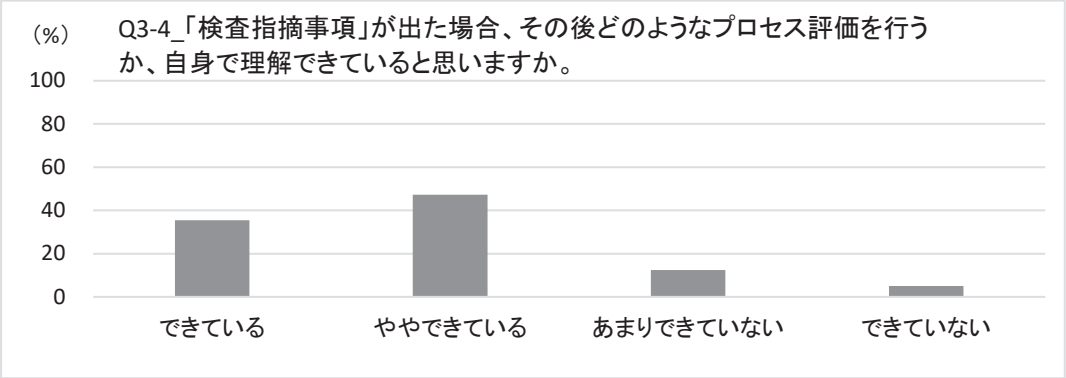

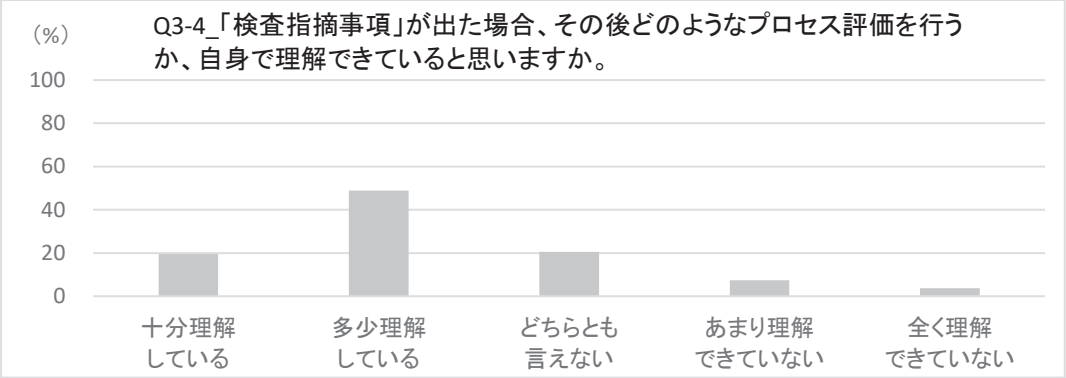

図 1-31　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度

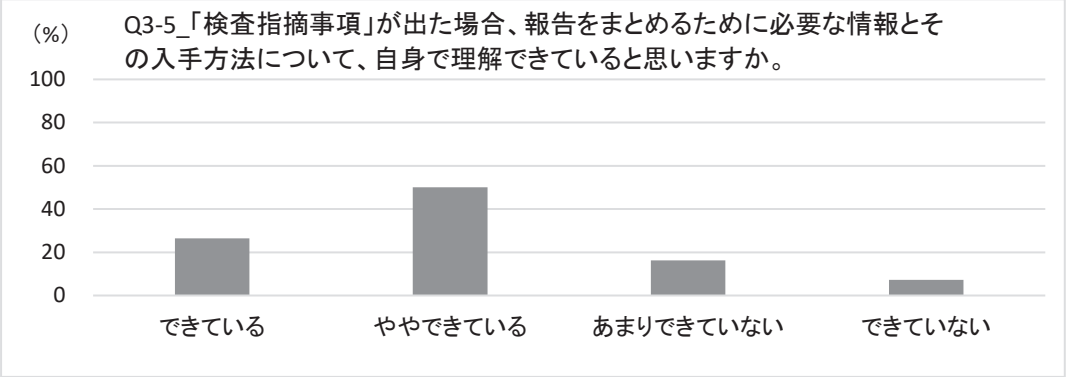

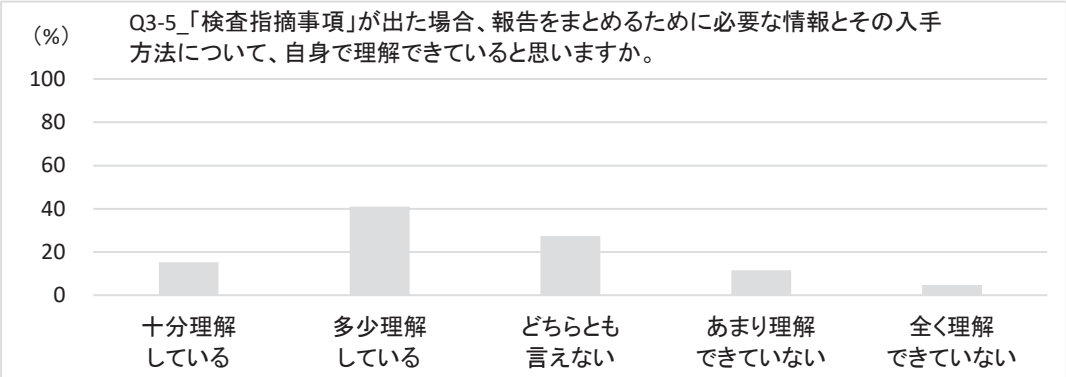

図 1-32　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度

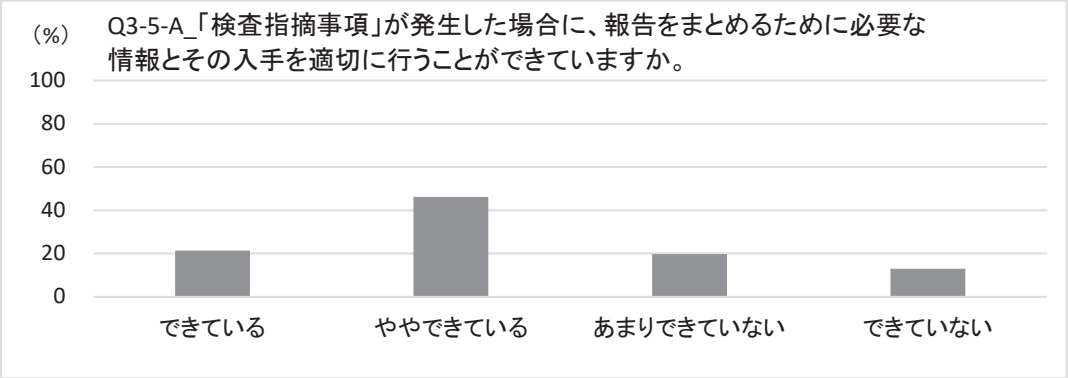

図 1-33　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手

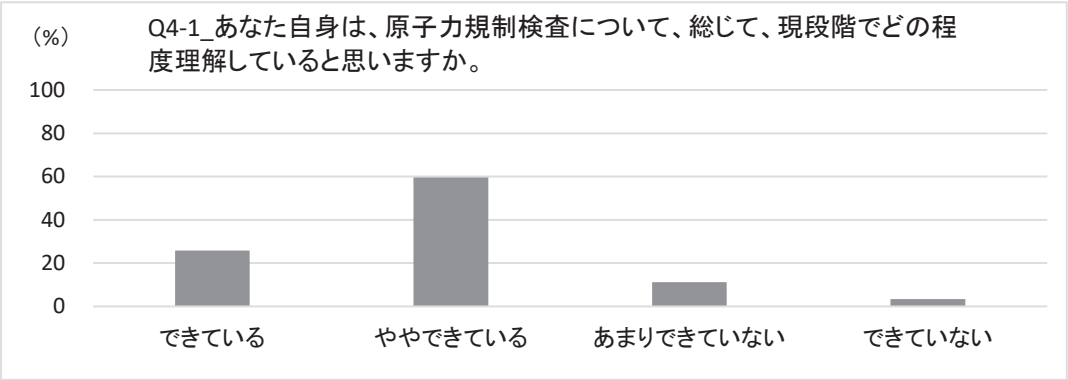

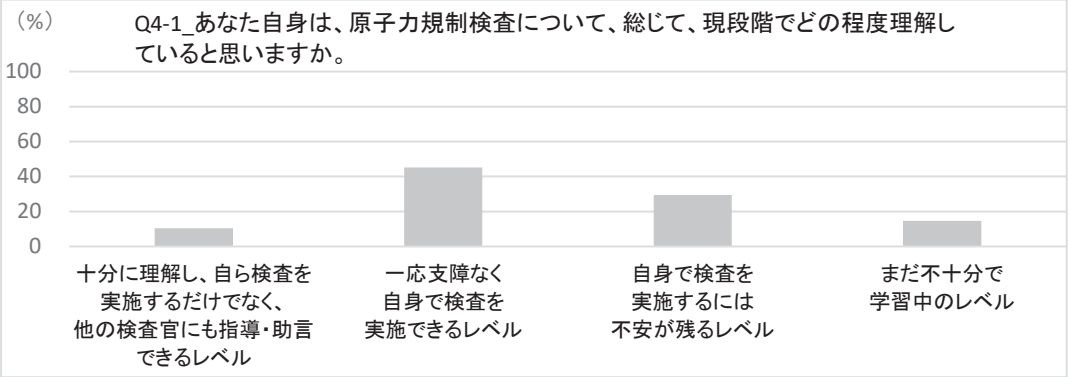

図 1-34　原子力規制検査における理解度

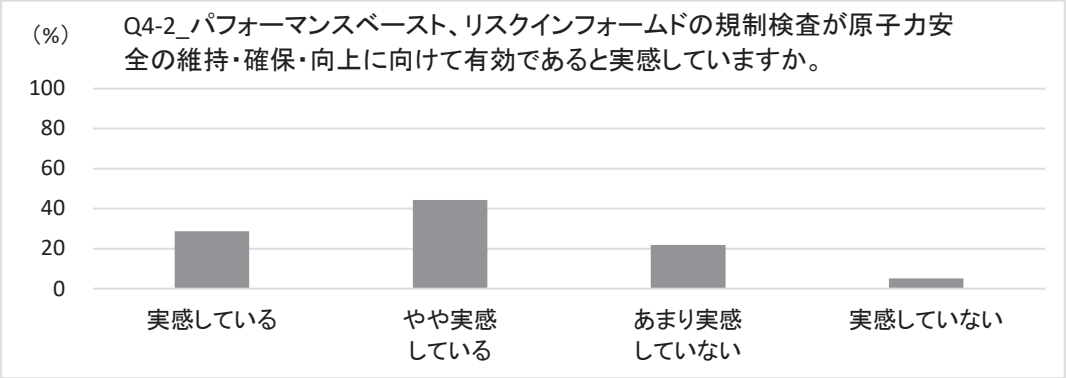

図 1-35　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか

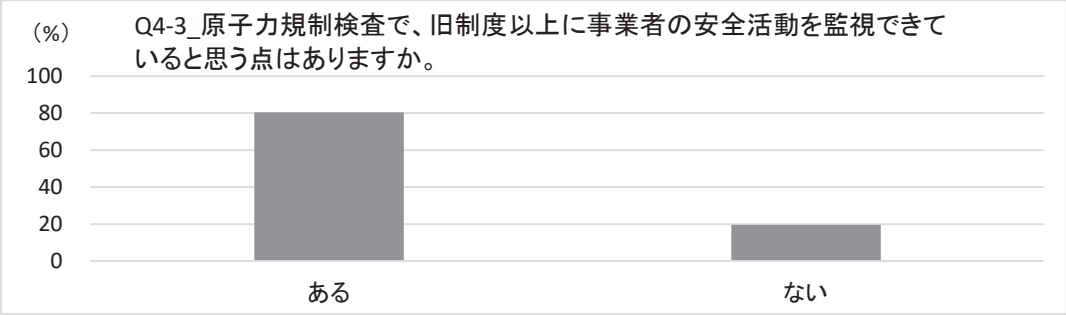

図 1-36　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか

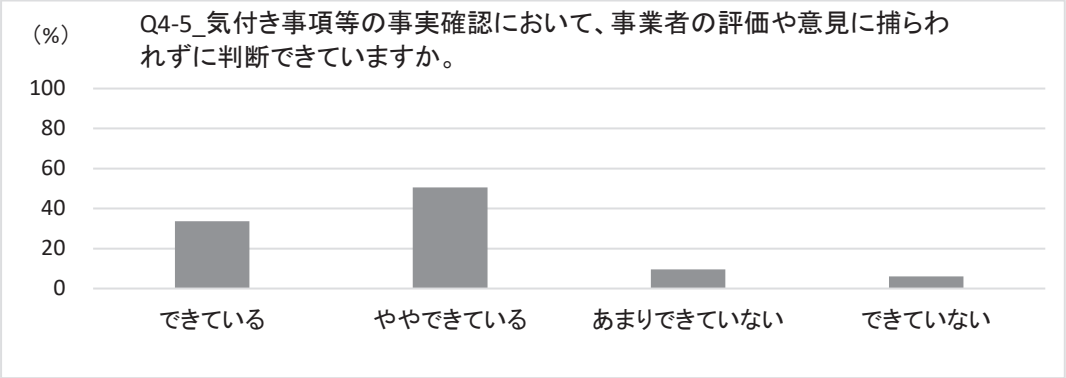

図 1-37　気付き事項等の事実確認における判断

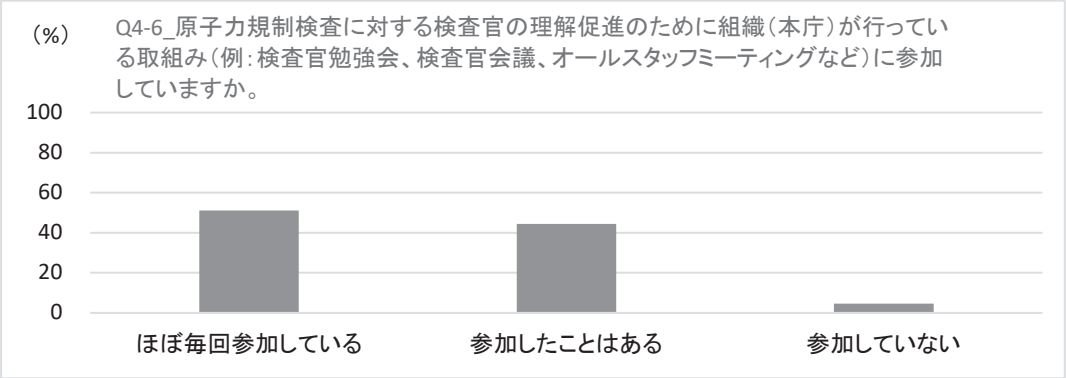

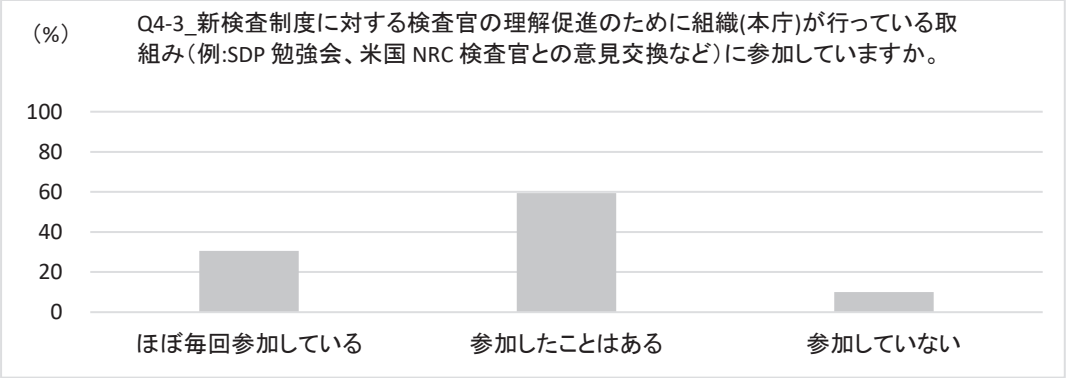

図 1-38　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況

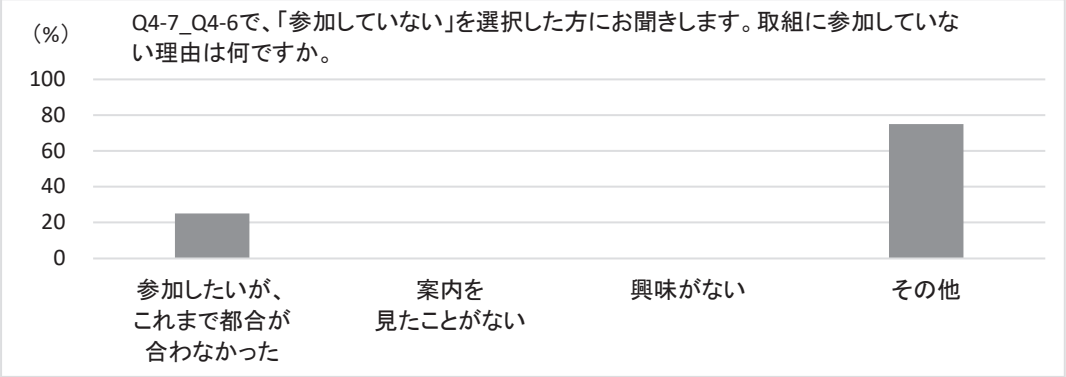

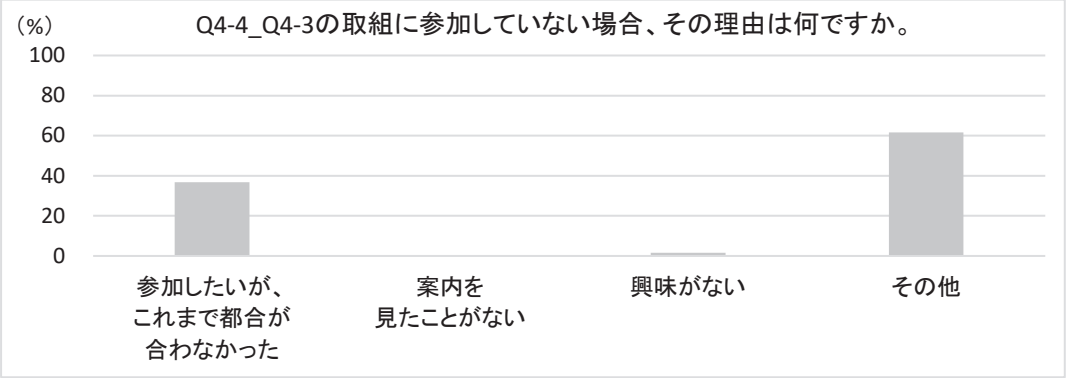

図 1-39　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由

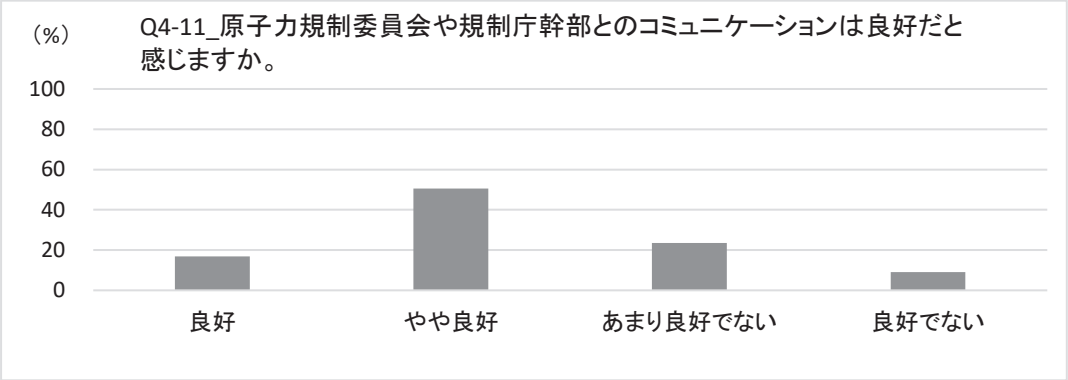

図 1-40　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション

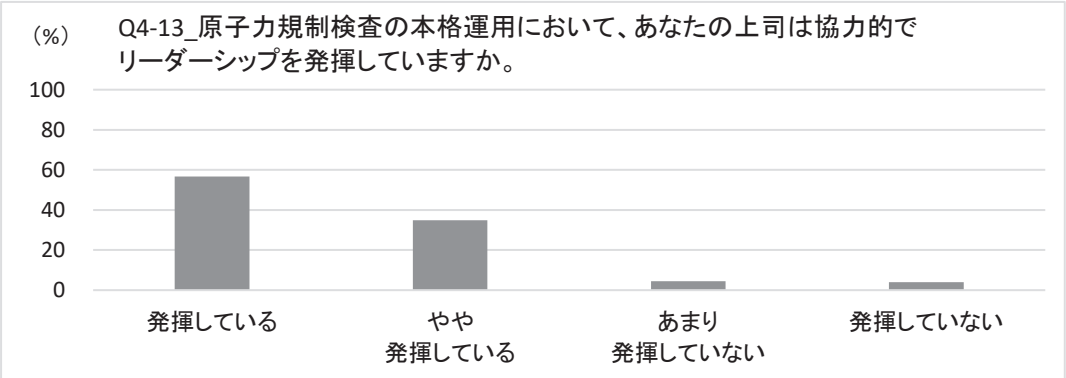

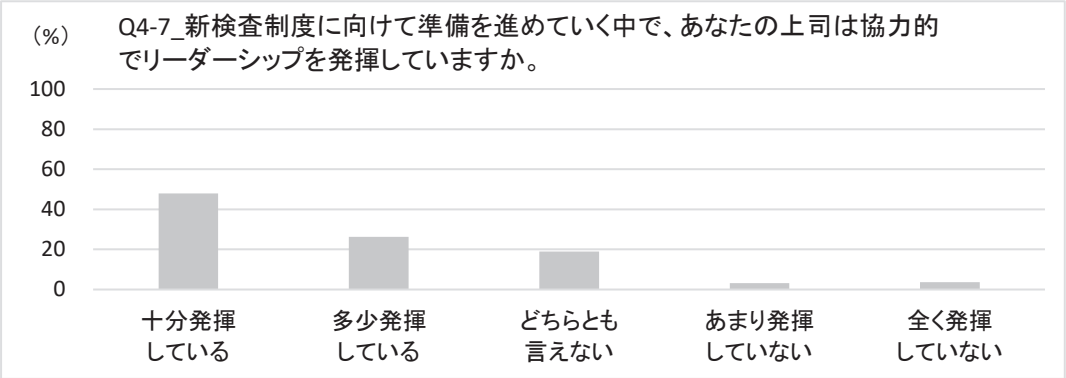

図 1-41　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い

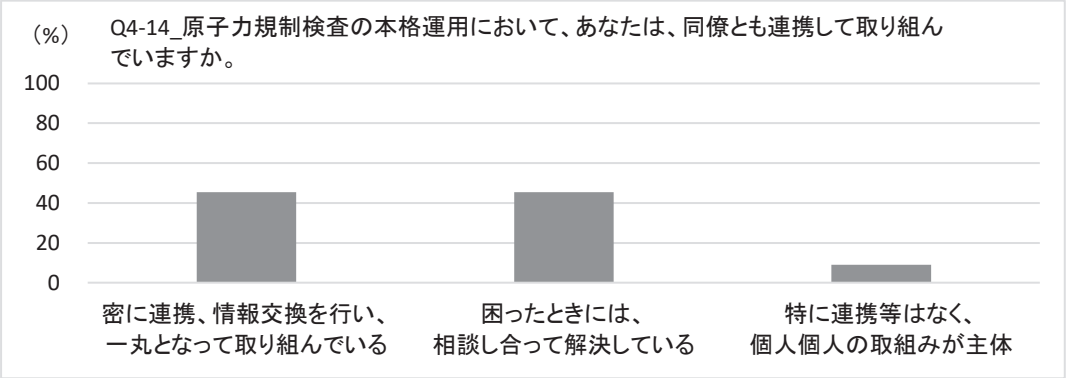

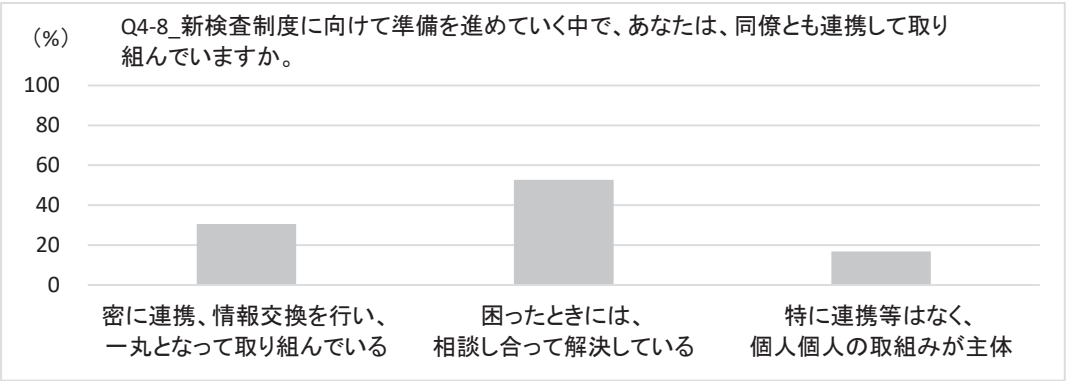

図 1-42　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携

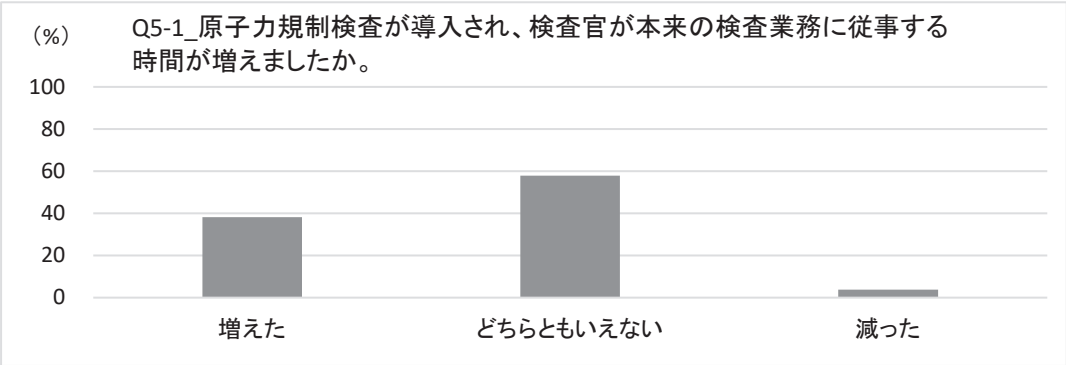

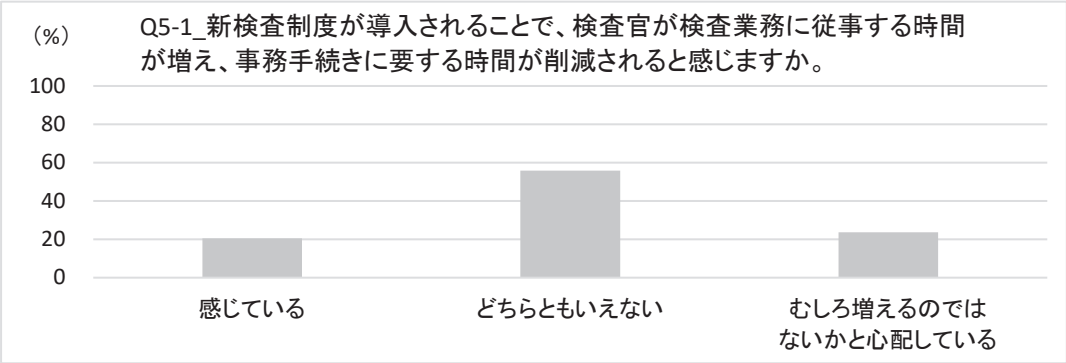

図 1-43　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化

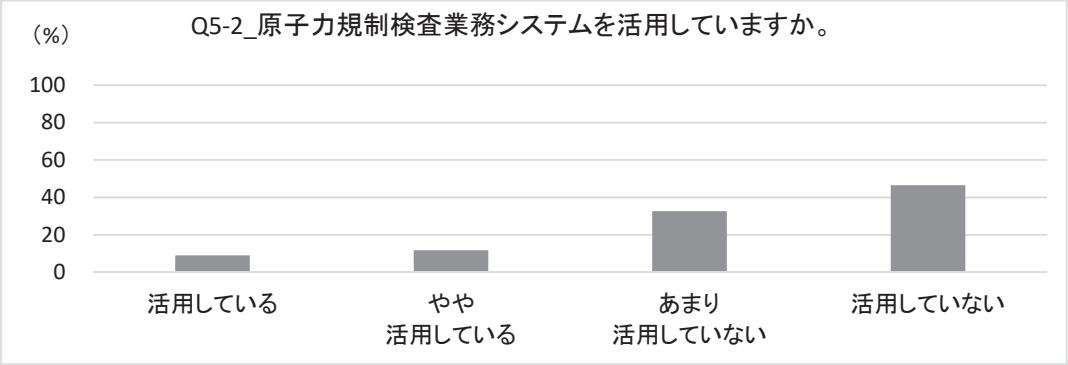

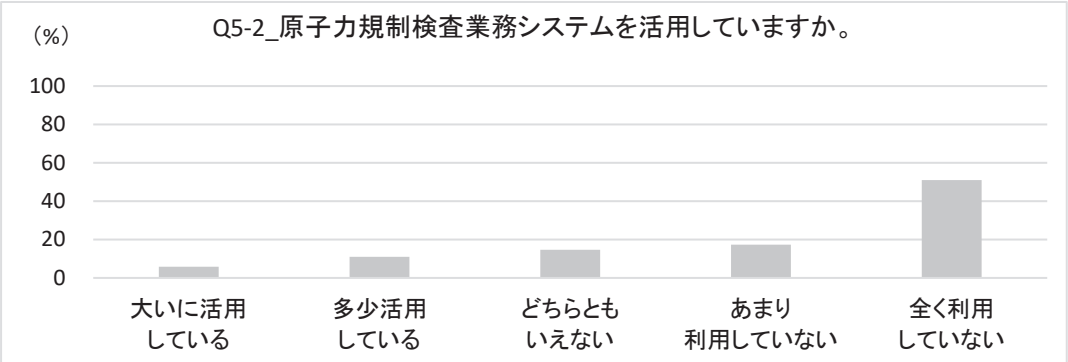

図 1-44　原子力規制検査業務システムの活用状況

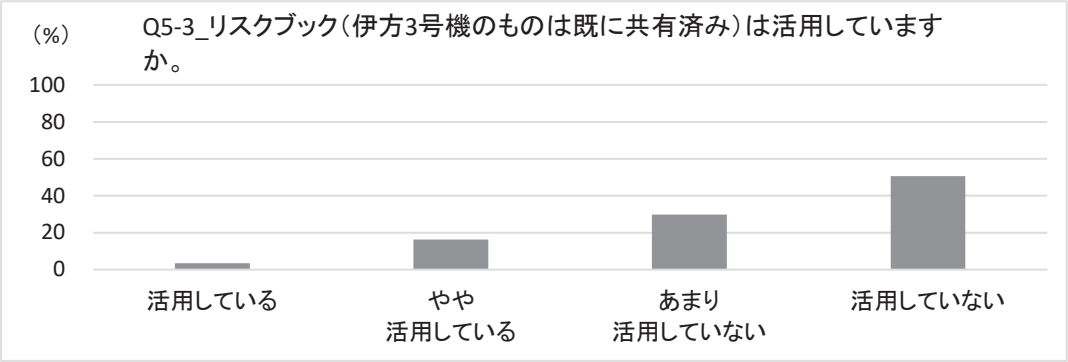

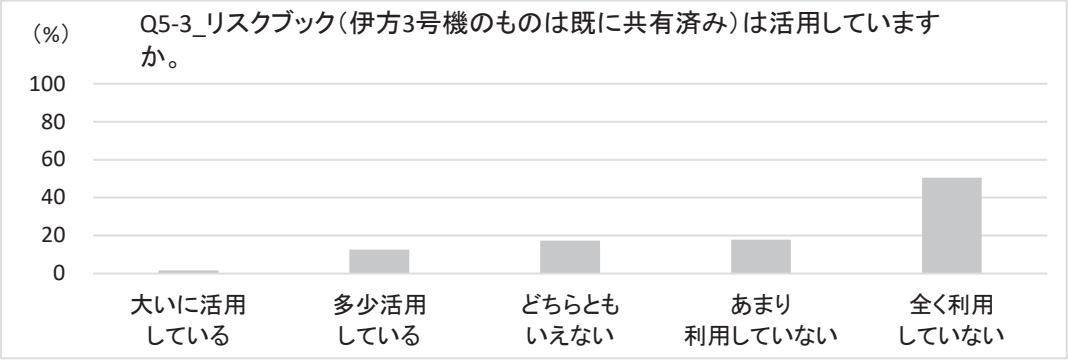

図 1-45　リスクブック（伊方 3 号機のものは既に共有済み）の活用状況

- 単純集計結果（検査官資格未取得者を除く）

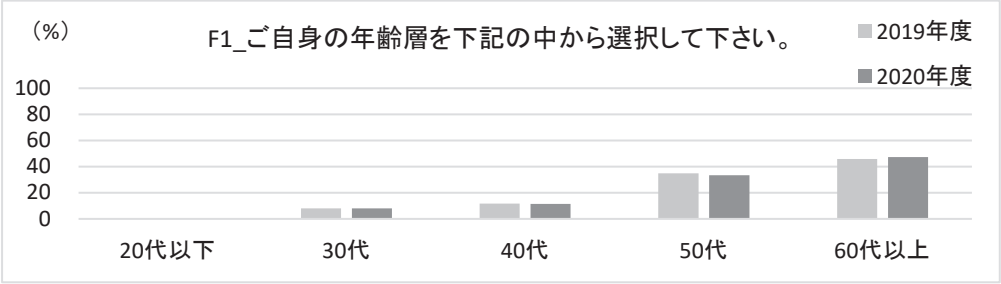

図 1-46　回答者の年齢

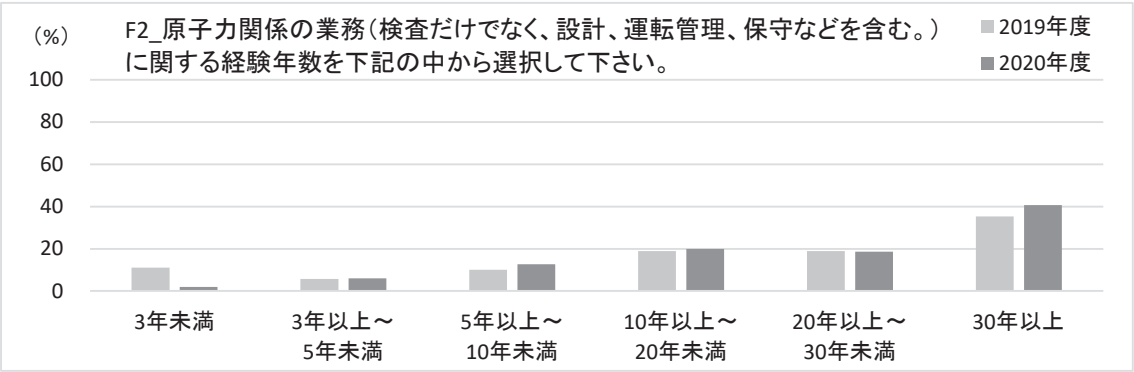

図 1-47　原子力関係の業務経験年数

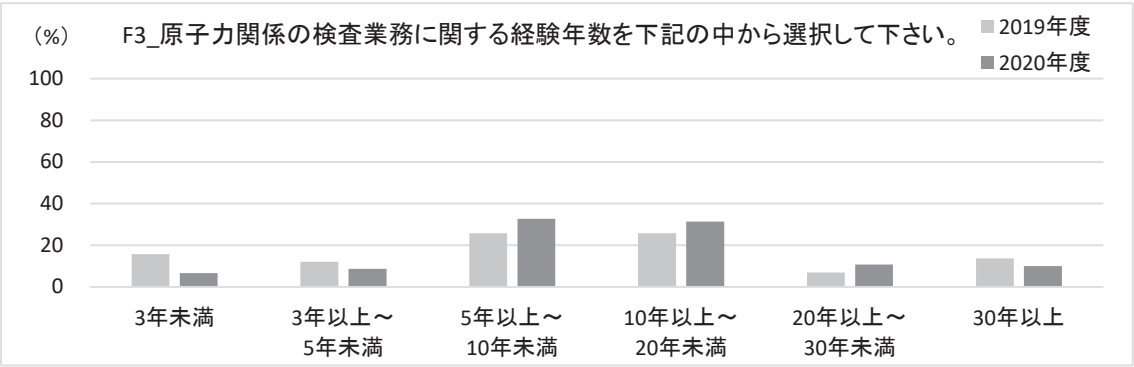

図 1-48　原子力関係の検査業務経験年数

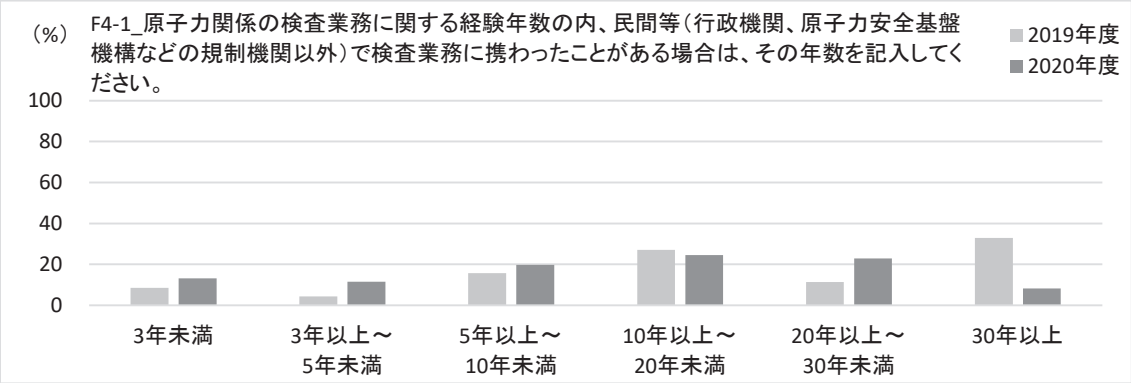

図 1-49　原子力関係の規制機関以外での検査業務経験年数

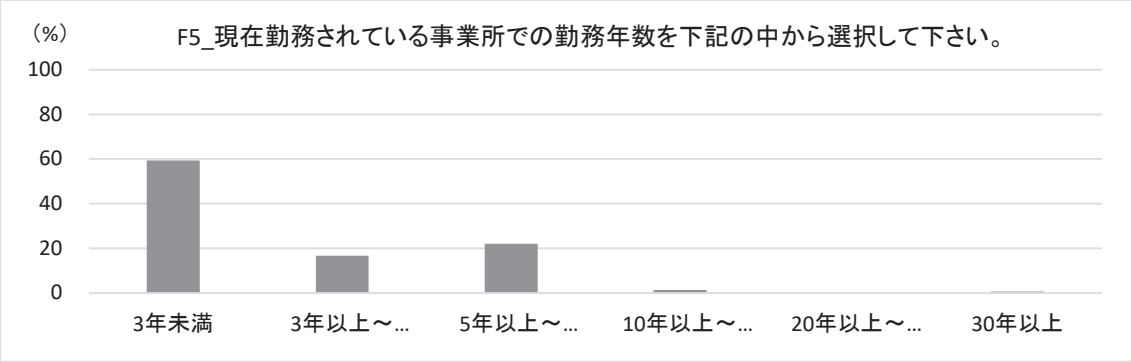

図 1-50　現在勤務する事業所での勤務年数

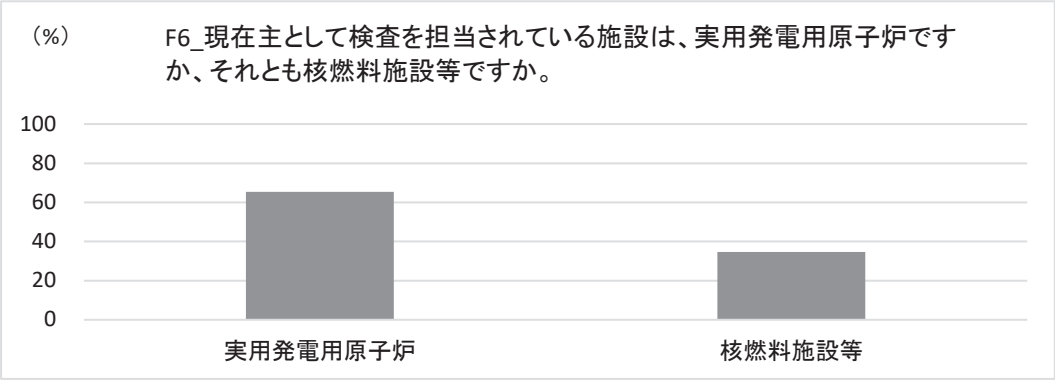

図 1-51　現在主として検査を担当している施設

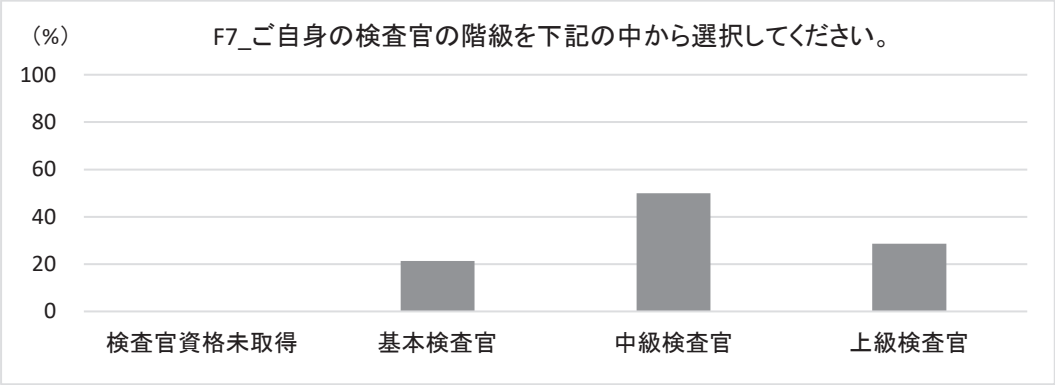

図 1-52　検査官の階級

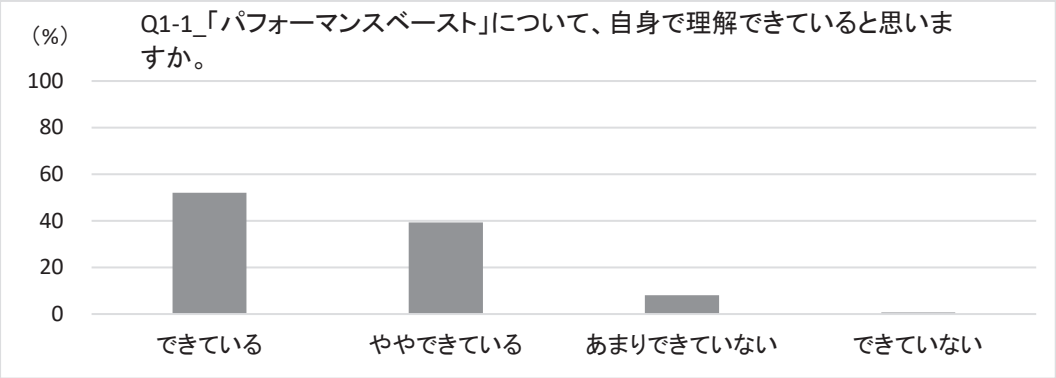

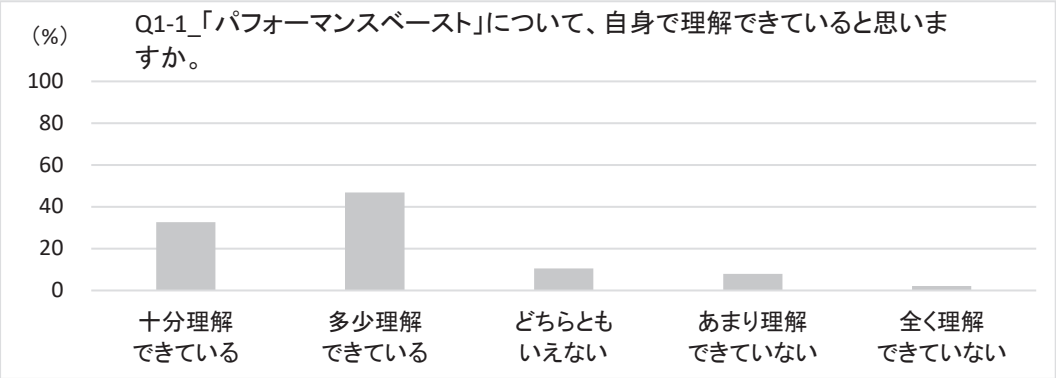

図 1-53　「パフォーマンスベースド」についての理解度

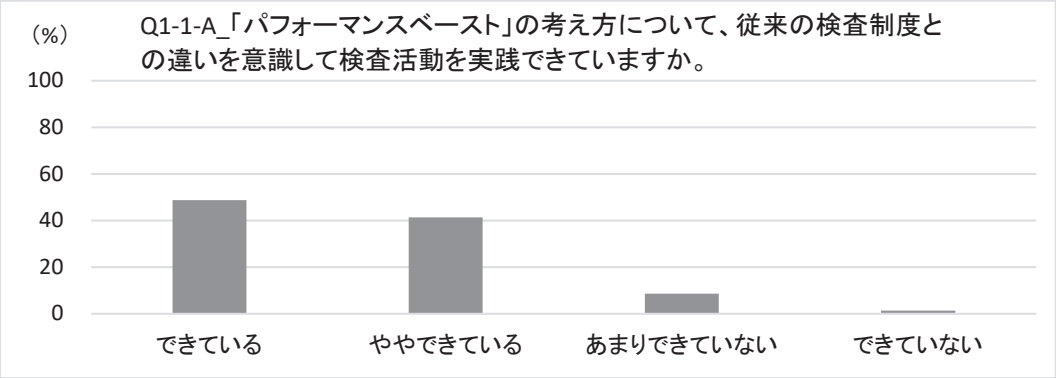

図 1-54 「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

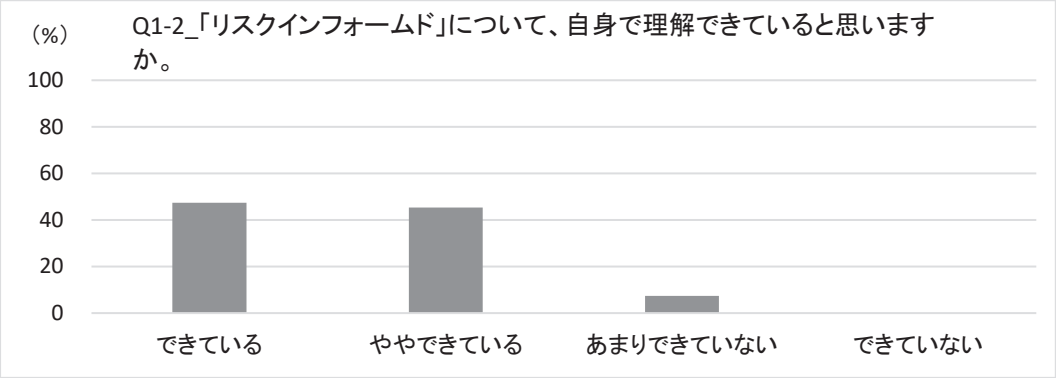

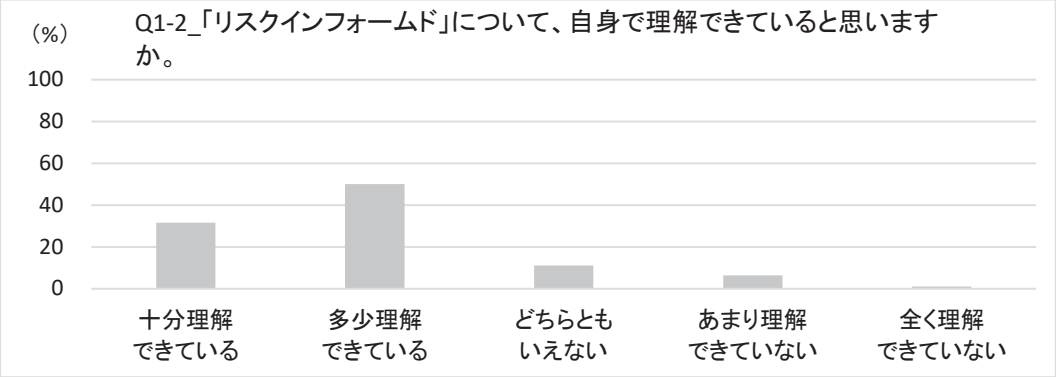

図 1-55 「リスクインフォームド」についての理解度

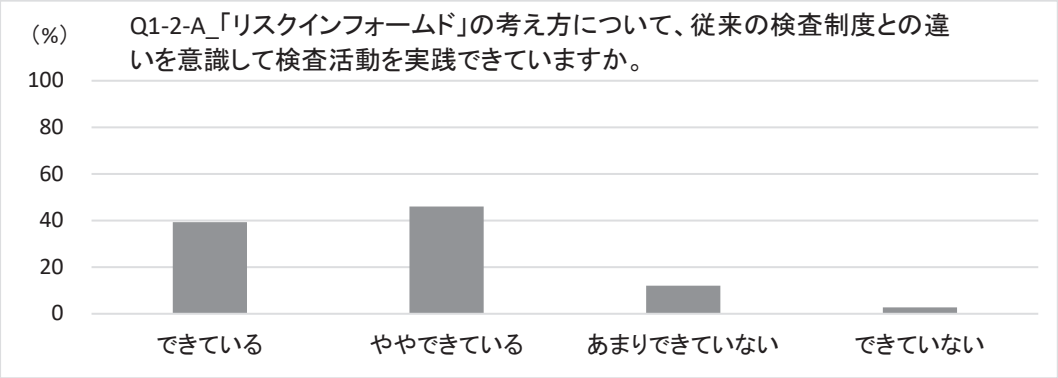

図 1-56 「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

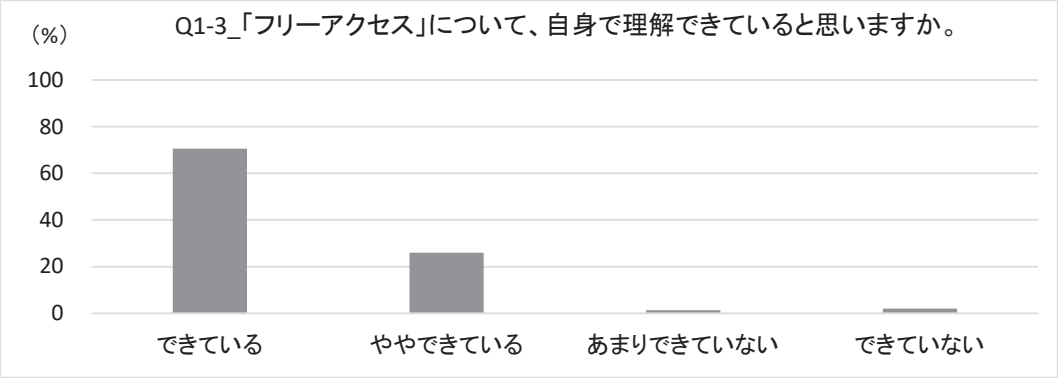

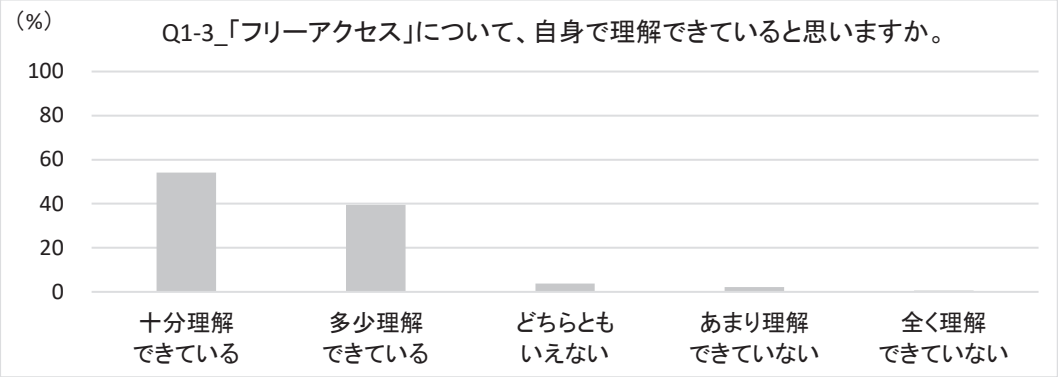

図 1-57 「フリーアクセス」についての理解度

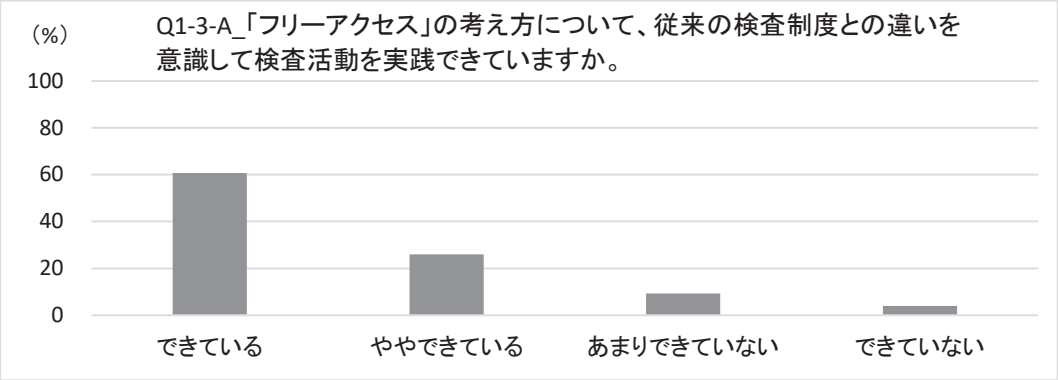

図 1-58 「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践

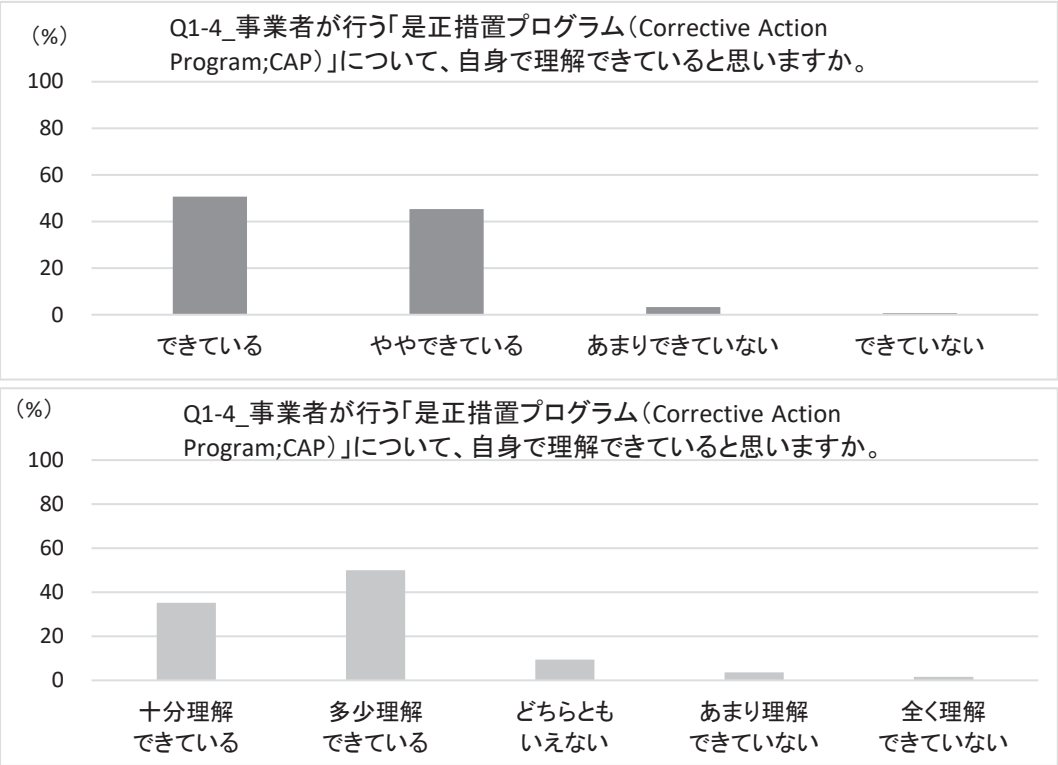

図 1-59 「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度

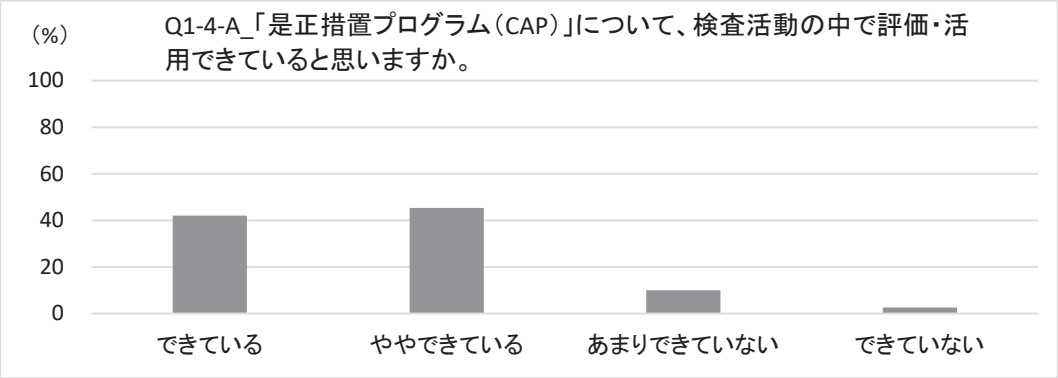

図 1-60　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用

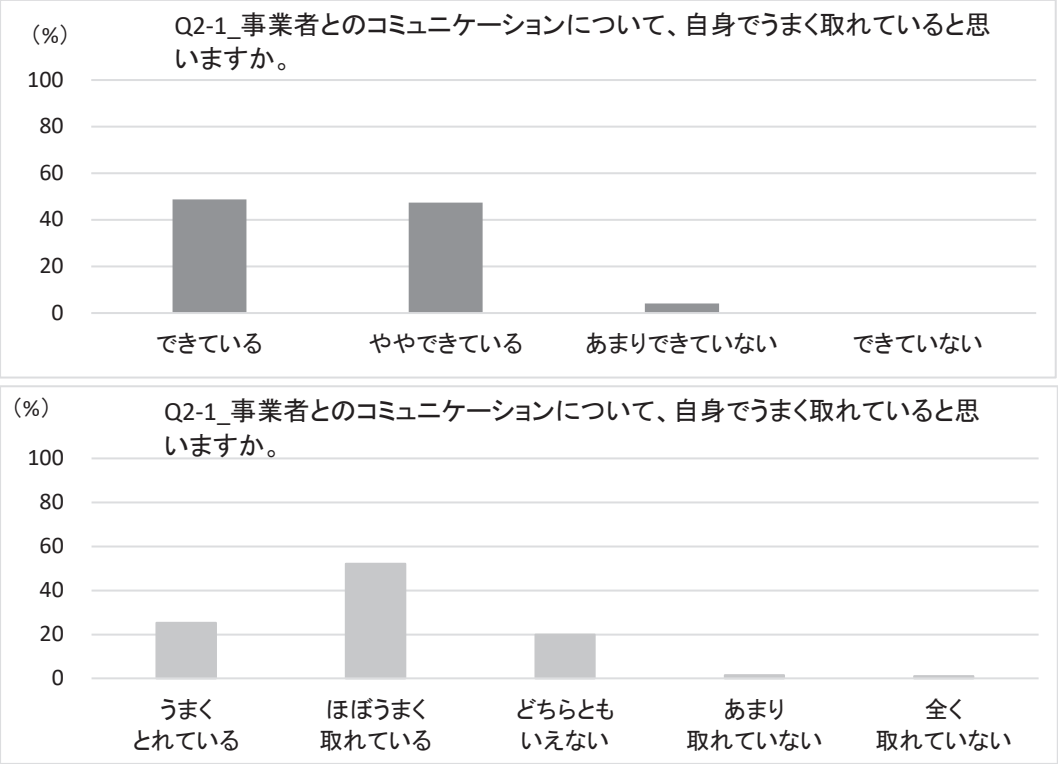

図 1-61　事業者とのコミュニケーション

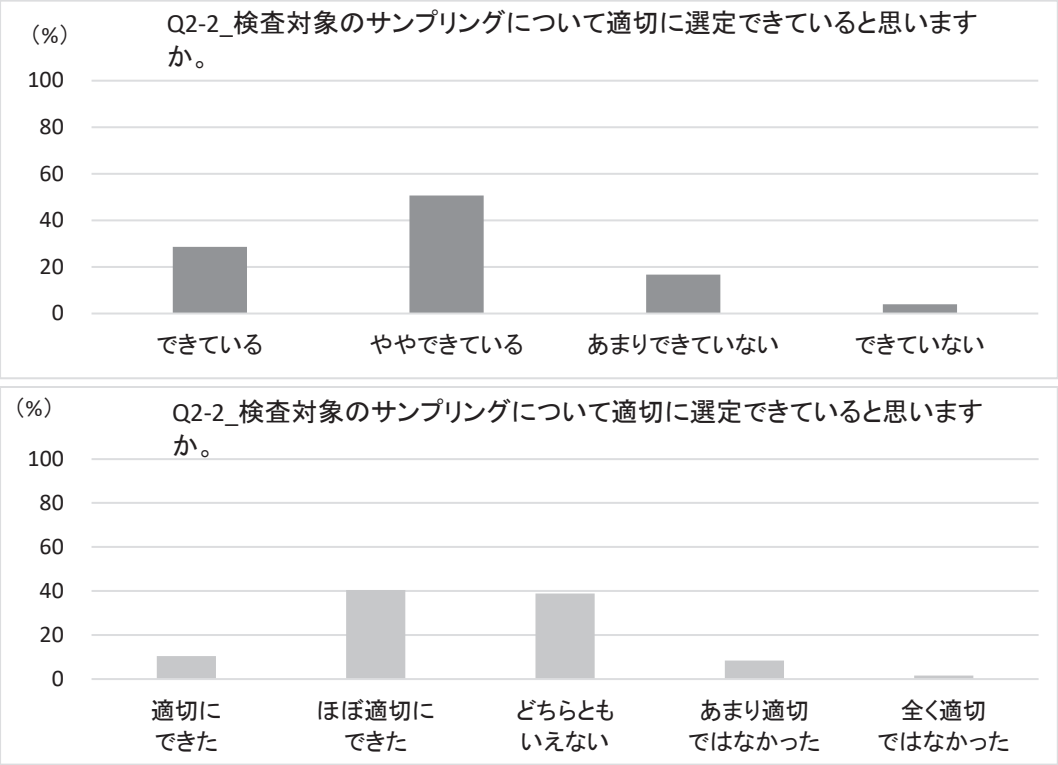

図 1-62　検査対象のサンプリングにおける適切な選定

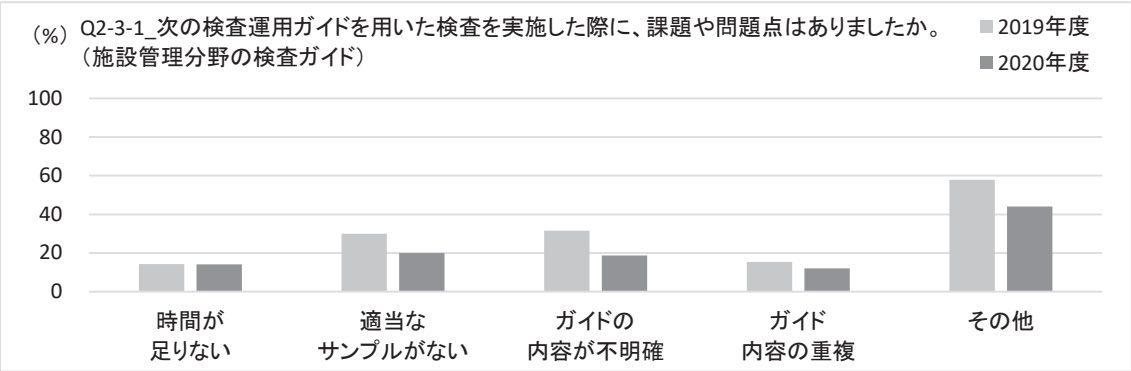

図 1-63　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点

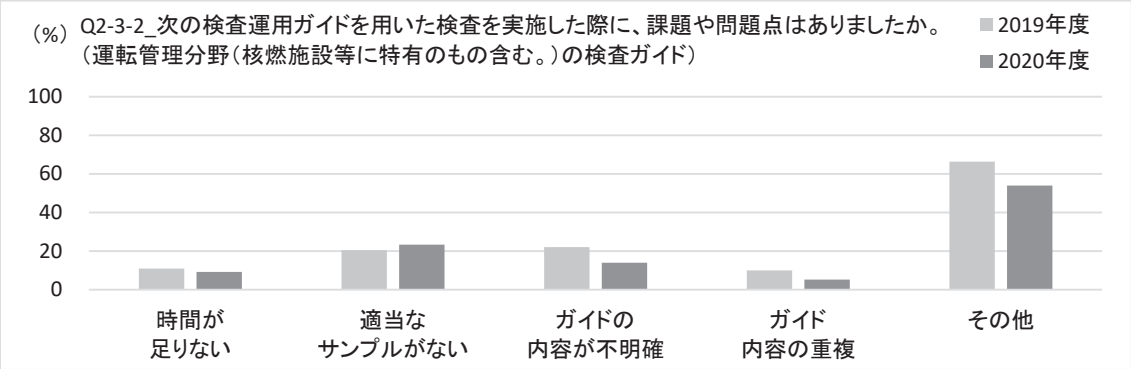

図 1-64　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点

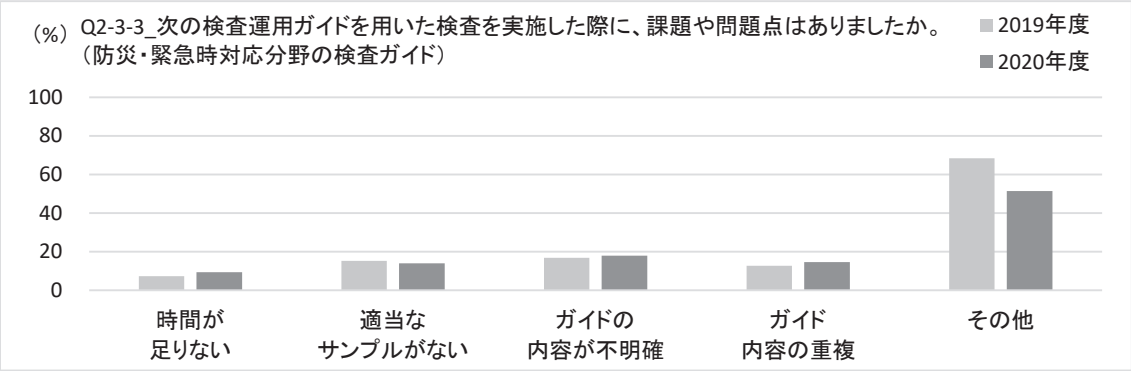

図 1-65　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点

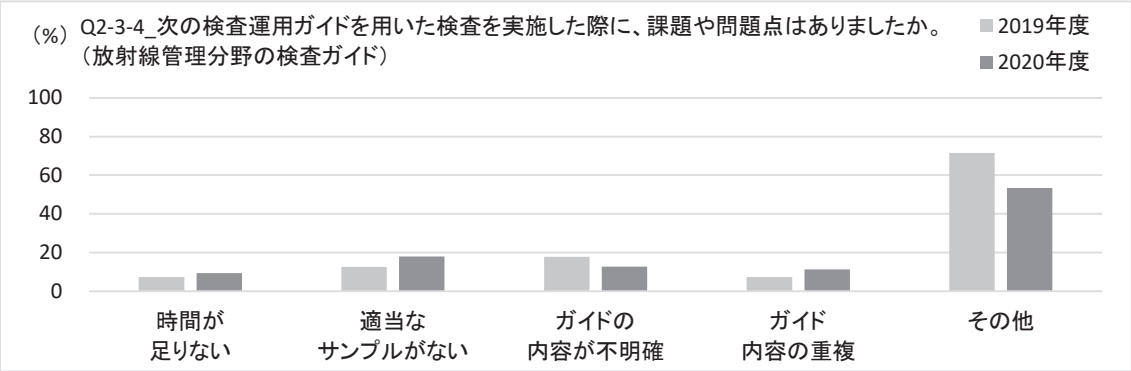

図 1-66　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点

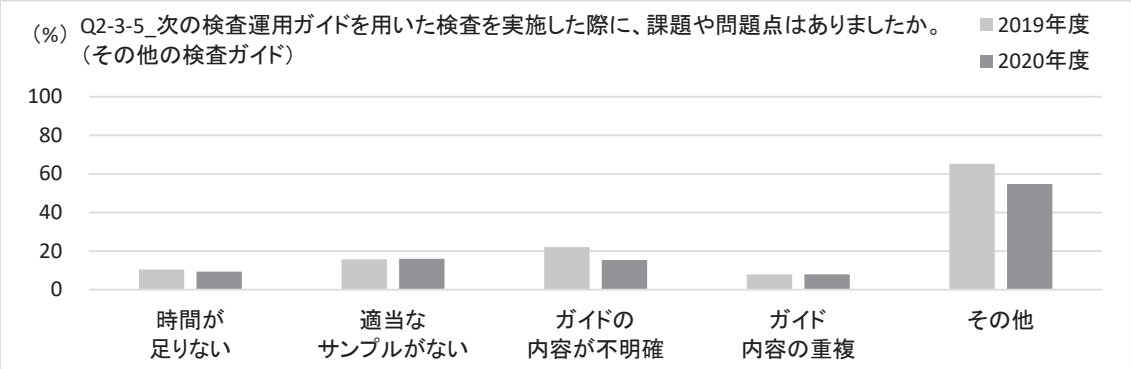

図 1-67　その他の検査ガイドにおける課題および問題点

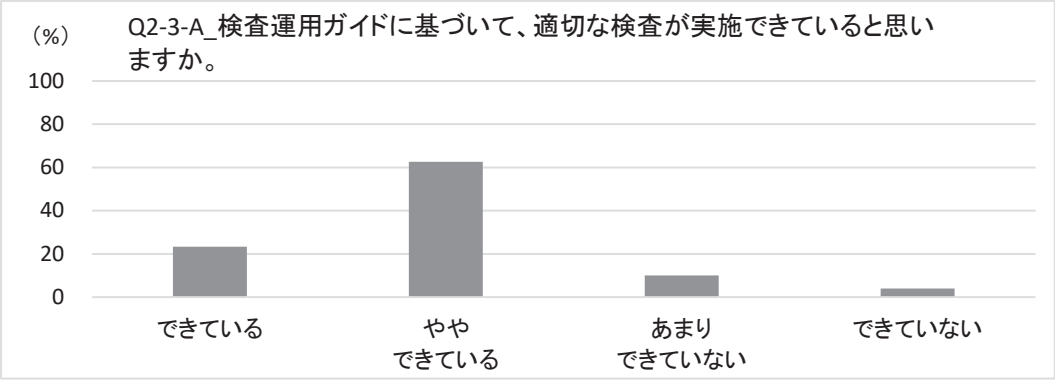

図 1-68　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか

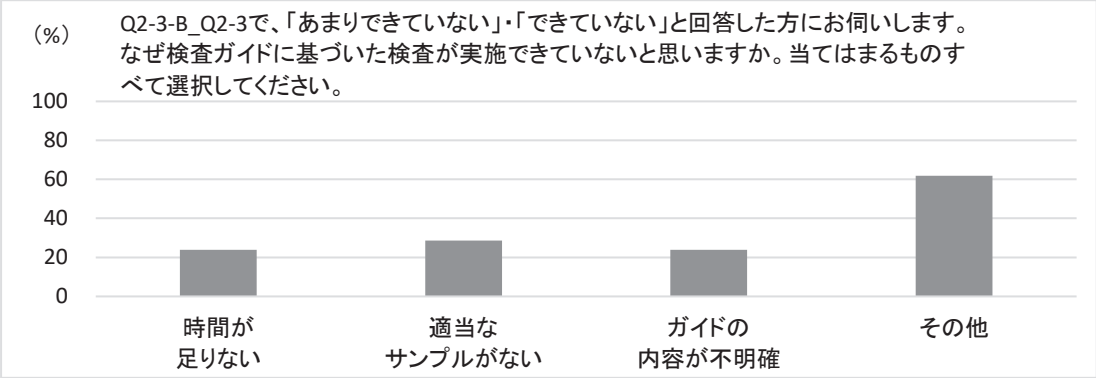

図 1-69　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由

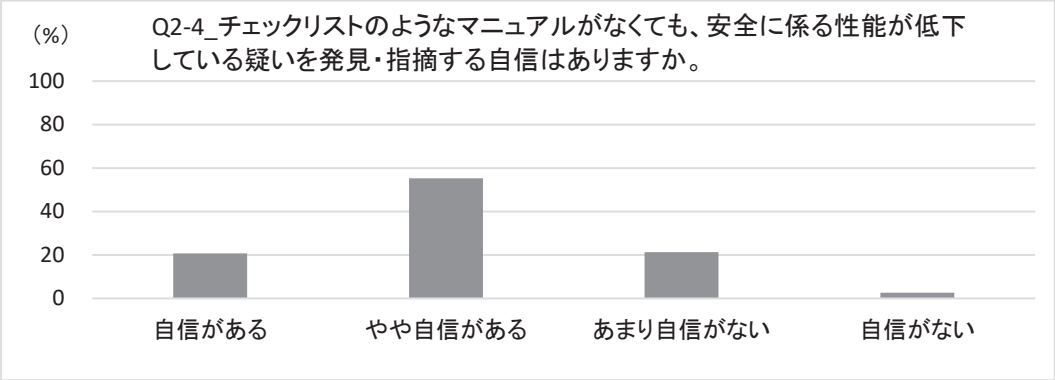

図 1-70　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか

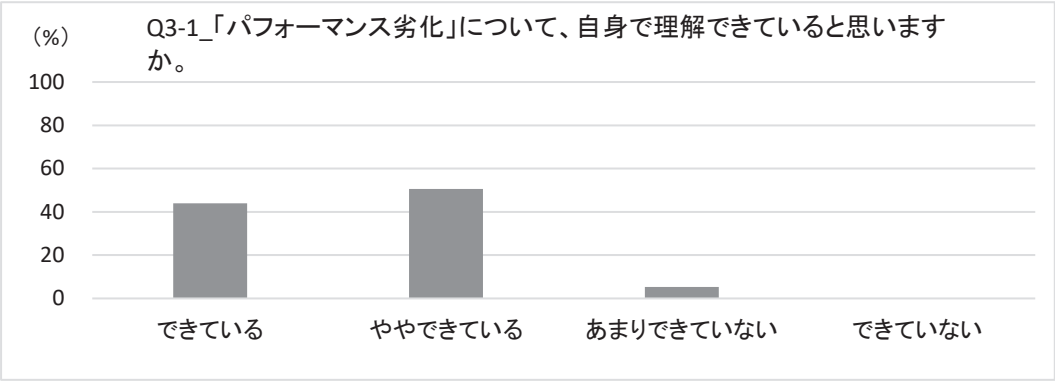

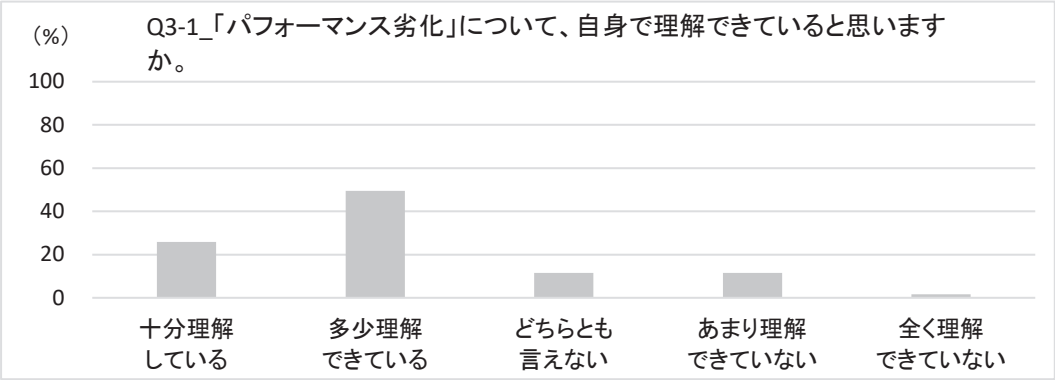

図 1-71　「パフォーマンス劣化」についての理解度

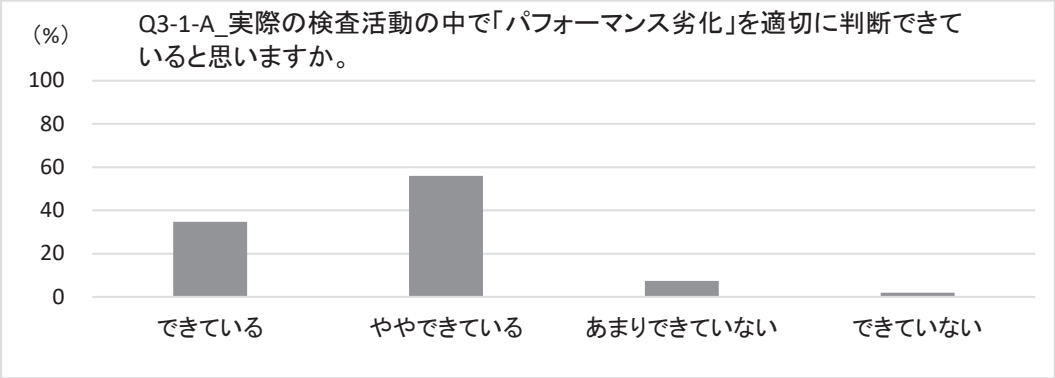

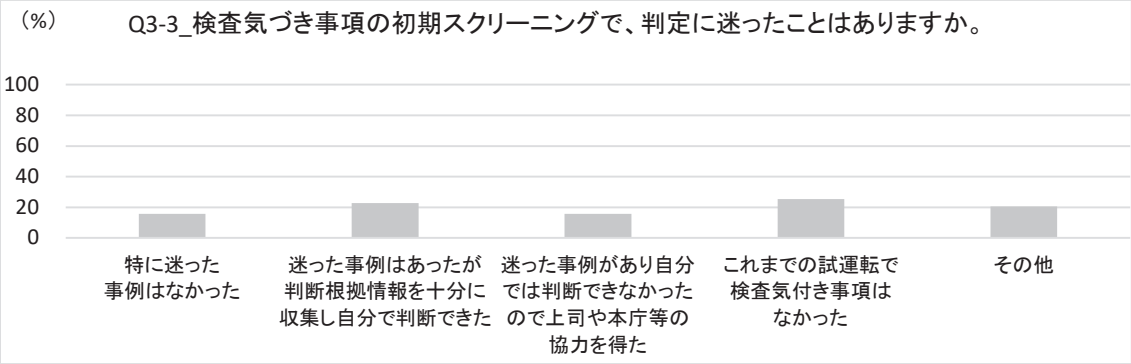

図 1-72 「パフォーマンス劣化」における適切な判断

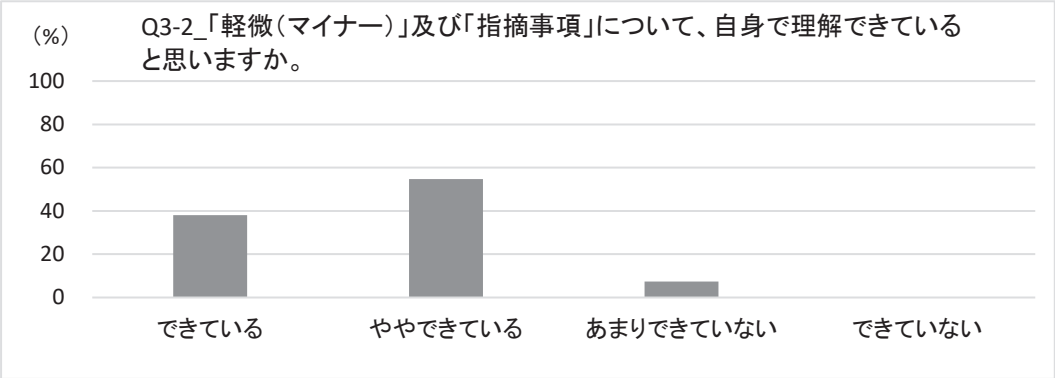

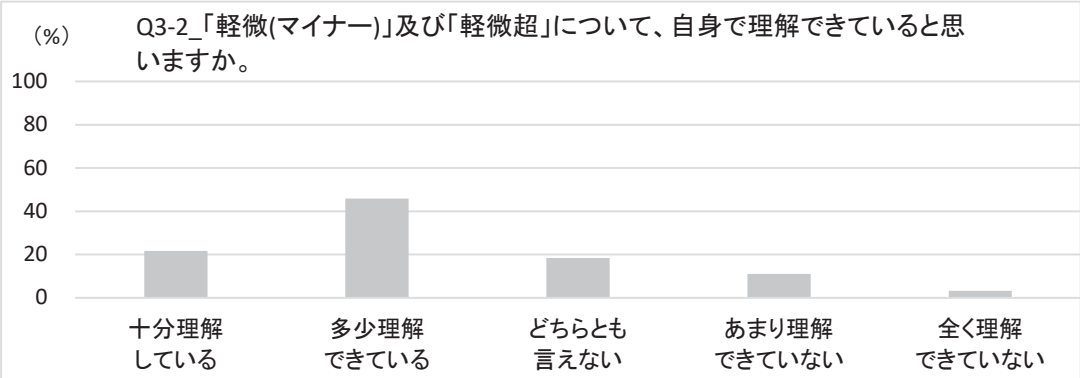

図 1-73 「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度

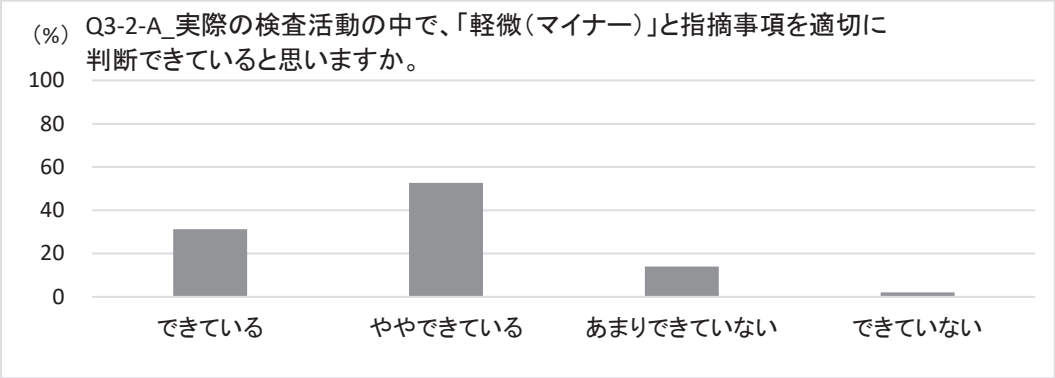

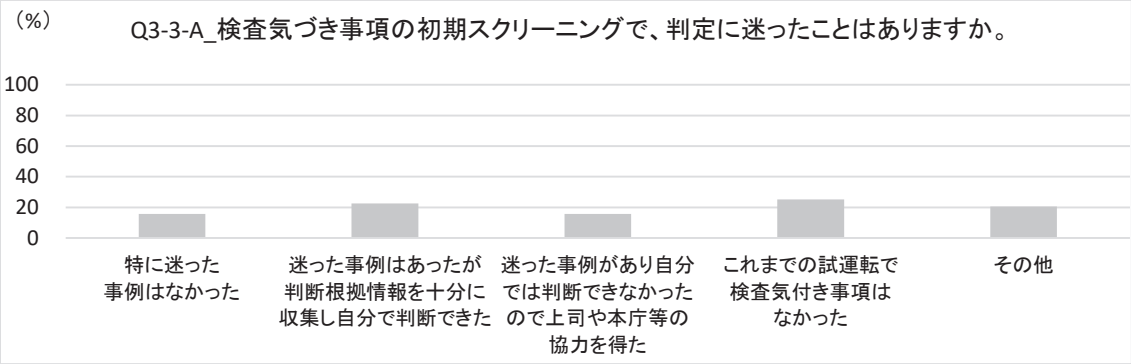

図 1-74　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断

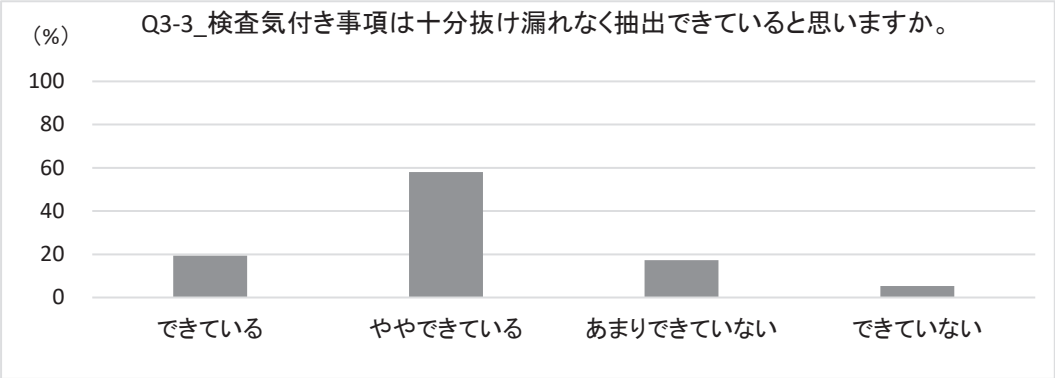

図 1-75　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否

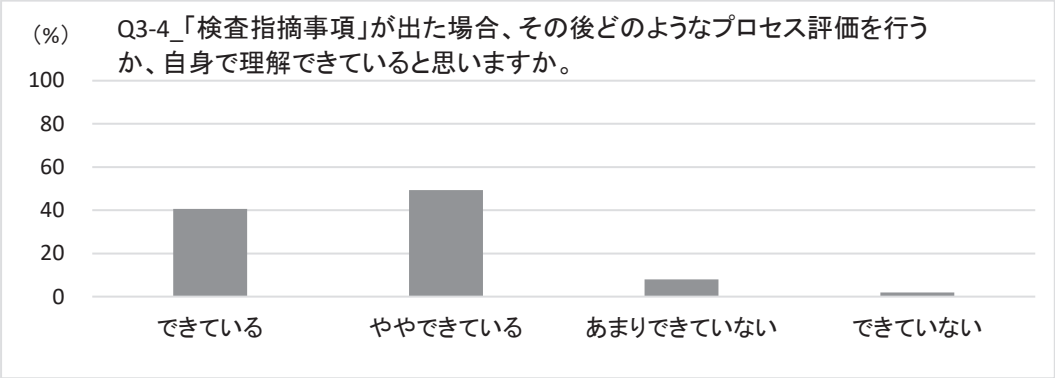

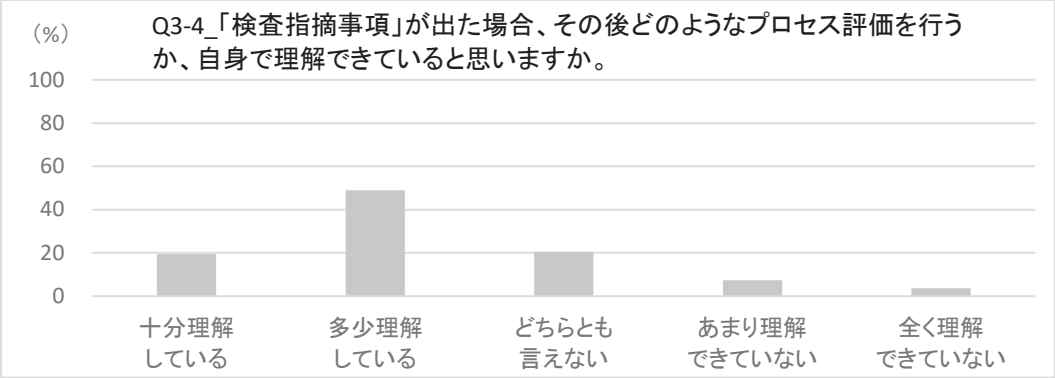

図 1-76　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度

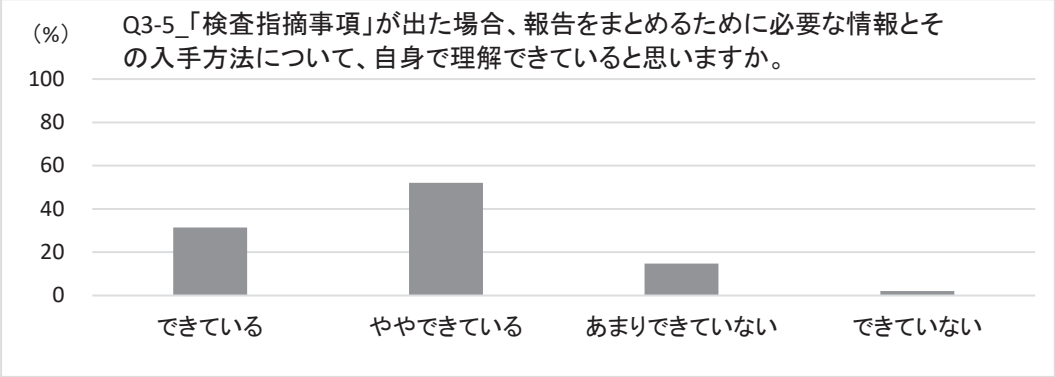

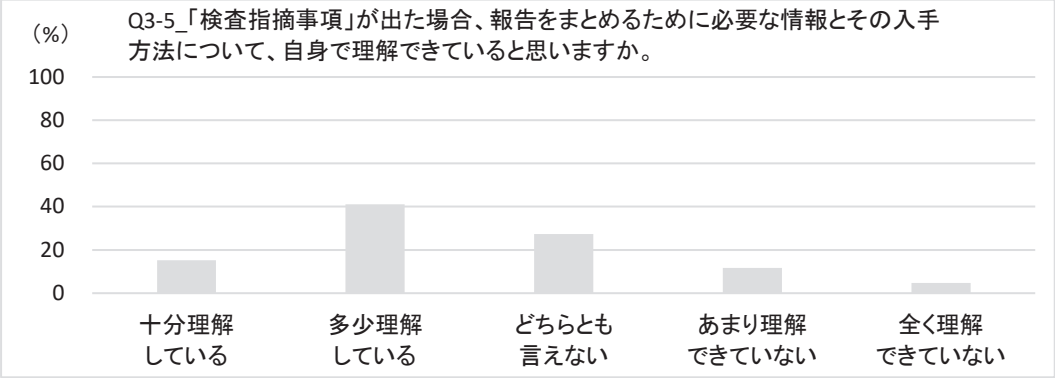

図 1-77　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度

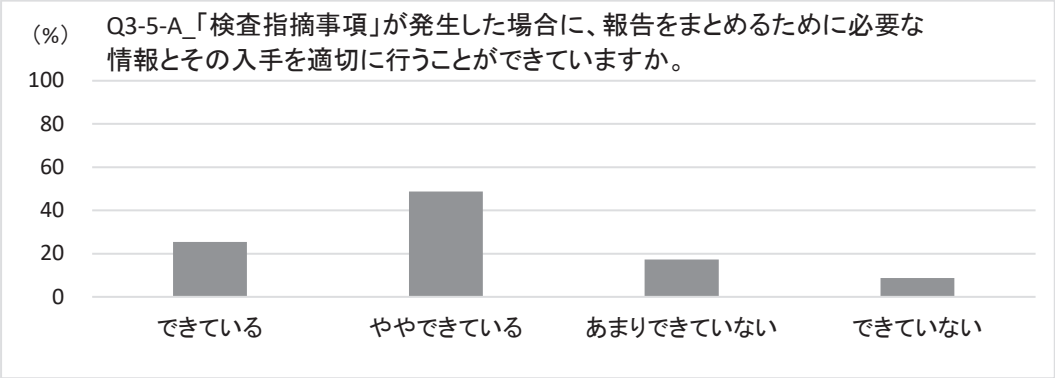

図 1-78　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手

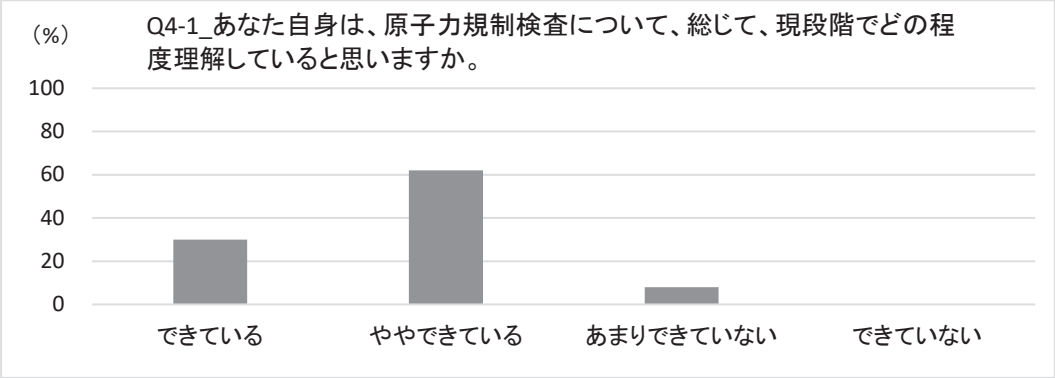

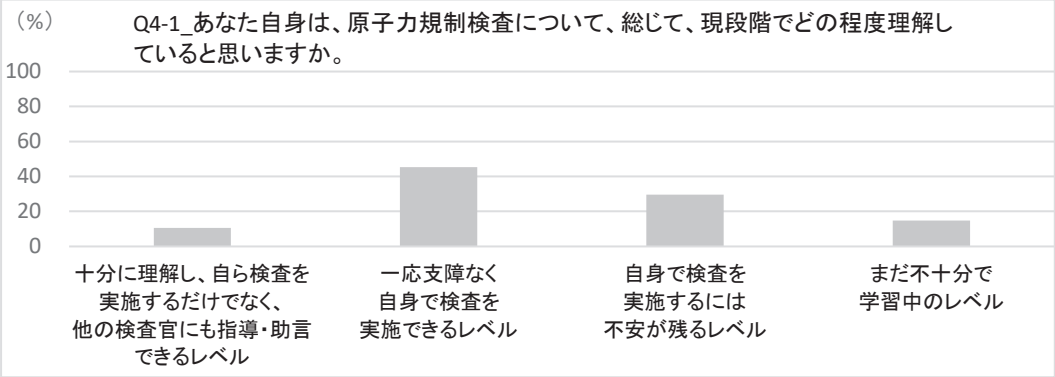

図 1-79　原子力規制検査における理解度

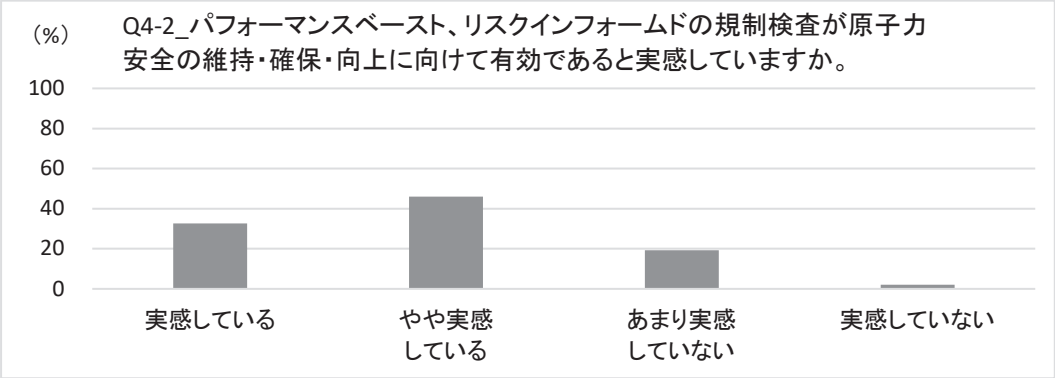

図 1-80　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか

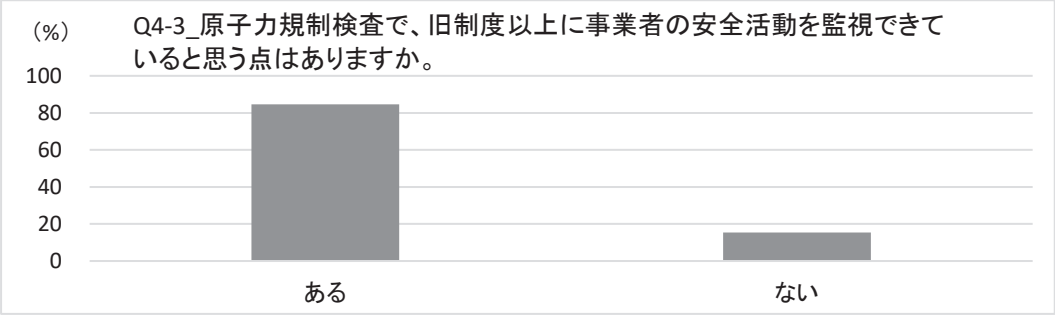

図 1-81　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか

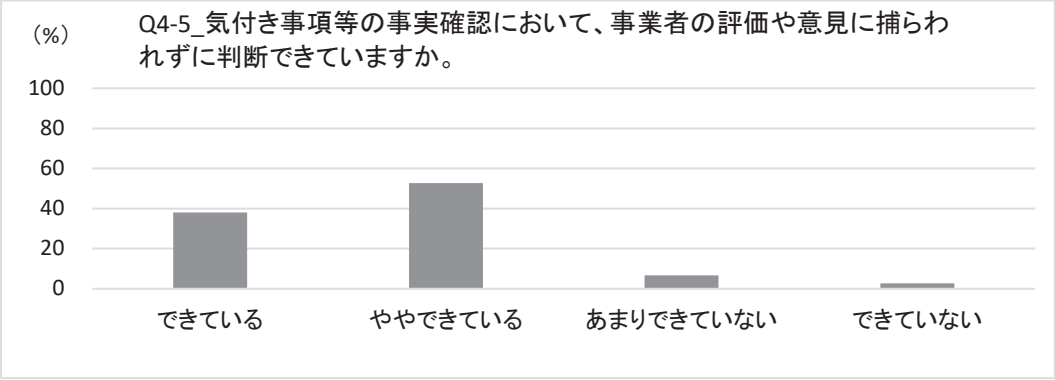

図 1-82　気付き事項等の事実確認における判断

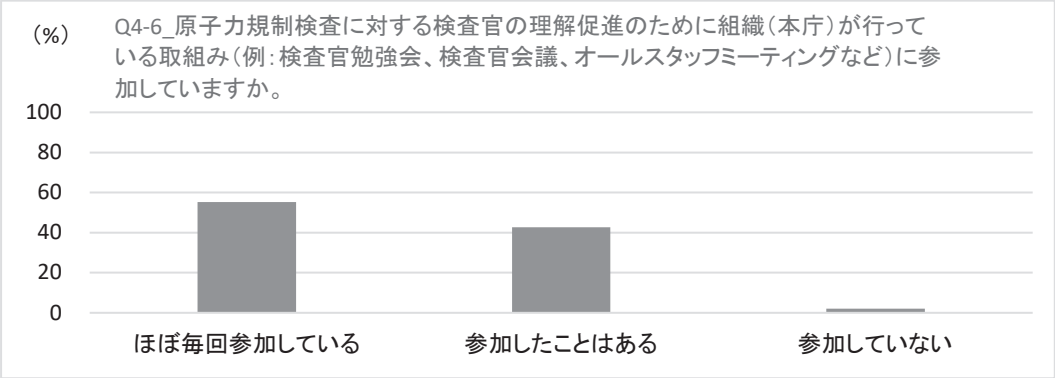

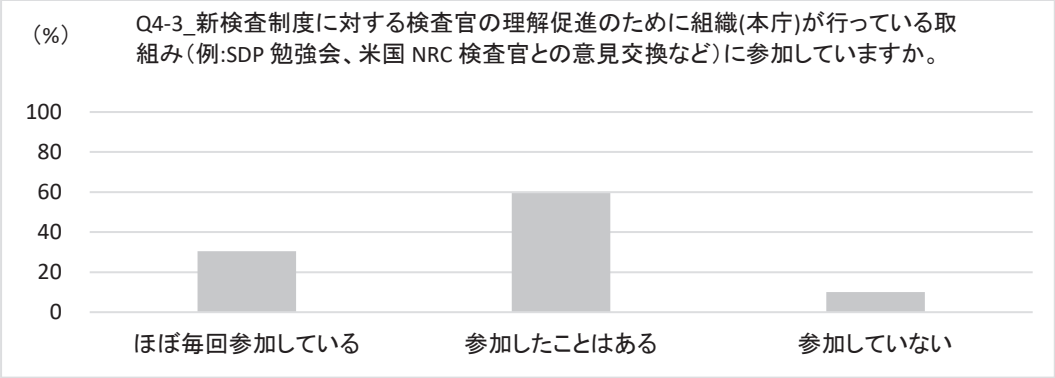

図 1-83　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況

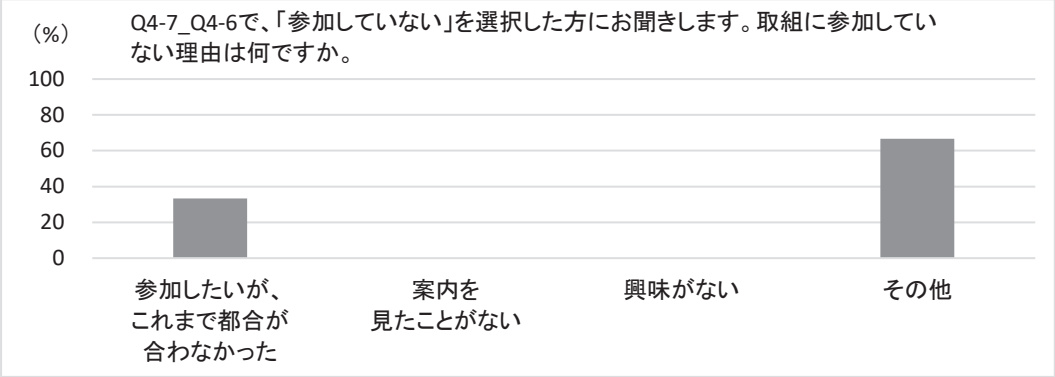

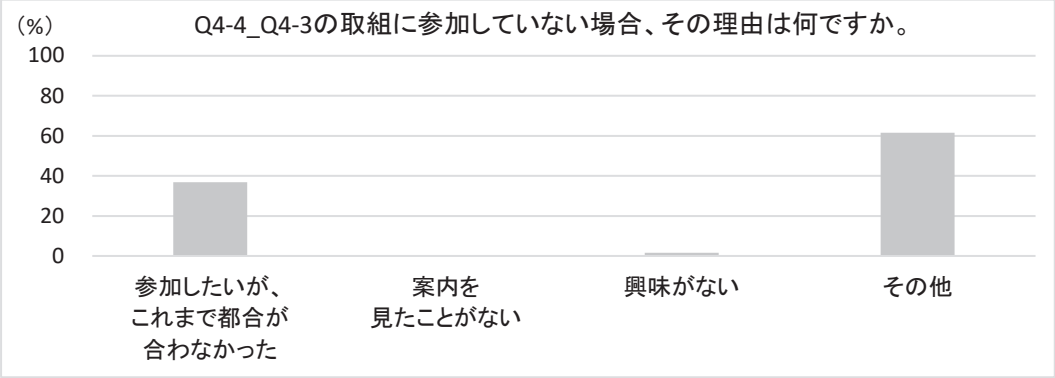

図 1-84　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由

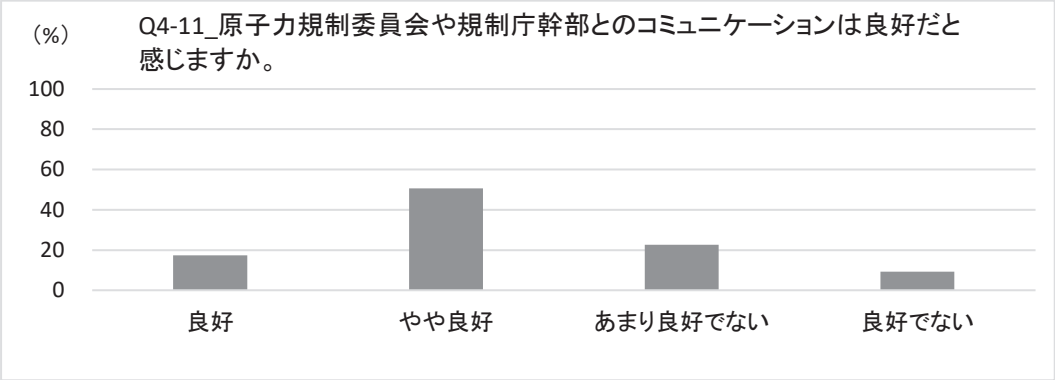

図 1-85　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション

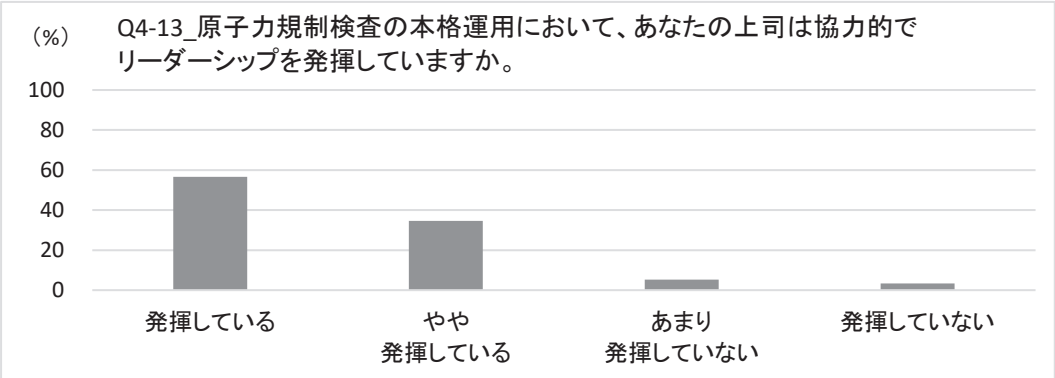

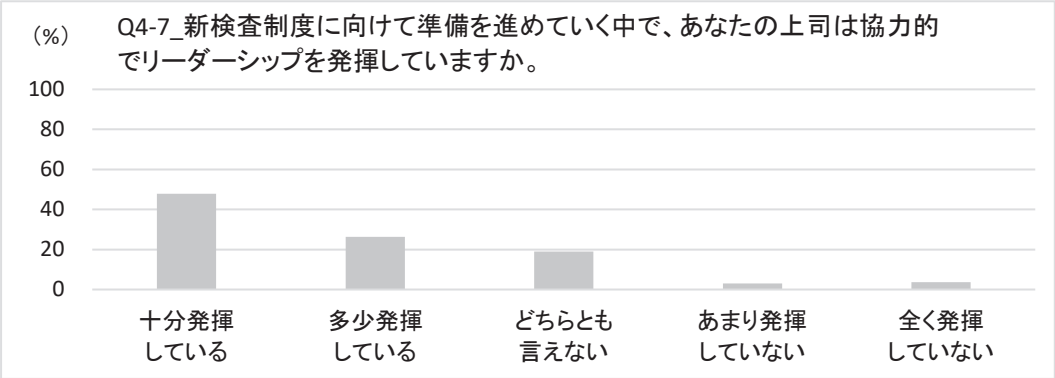

図 1-86　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い

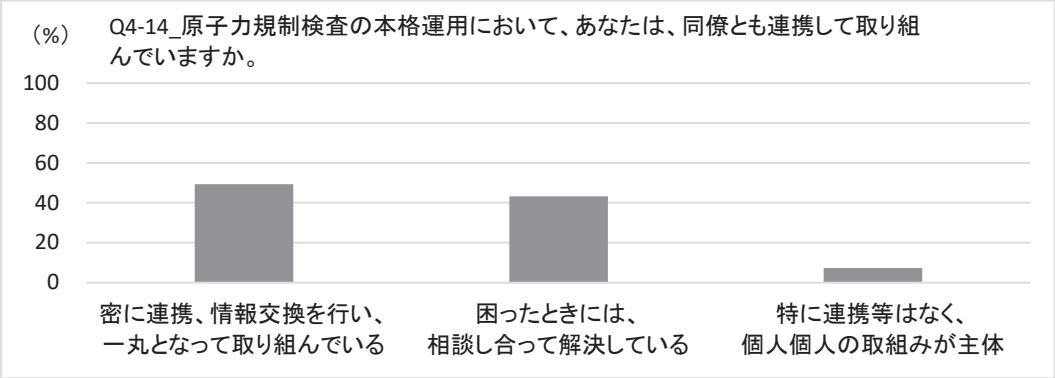

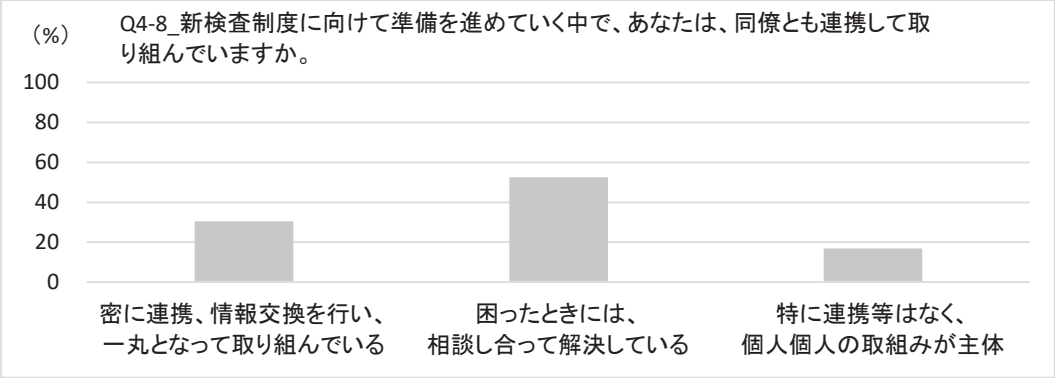

図 1-87　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携

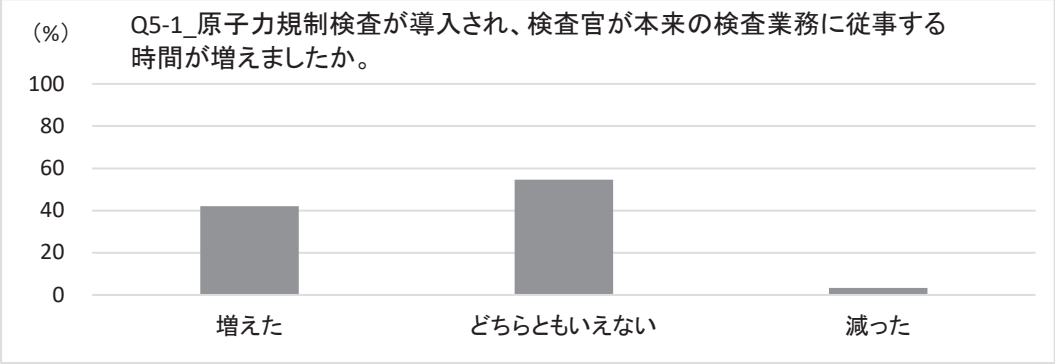

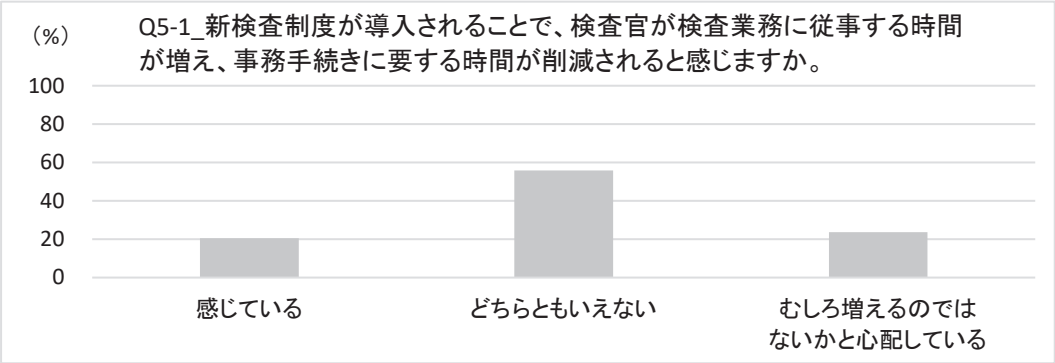

図 1-88　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化

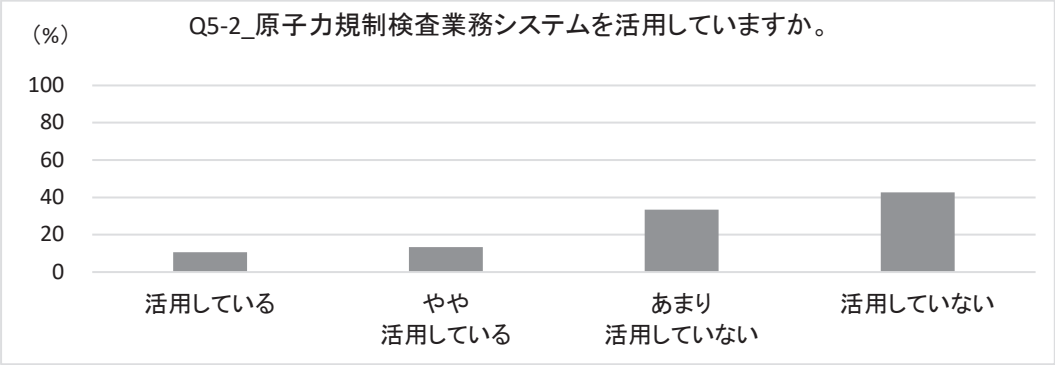

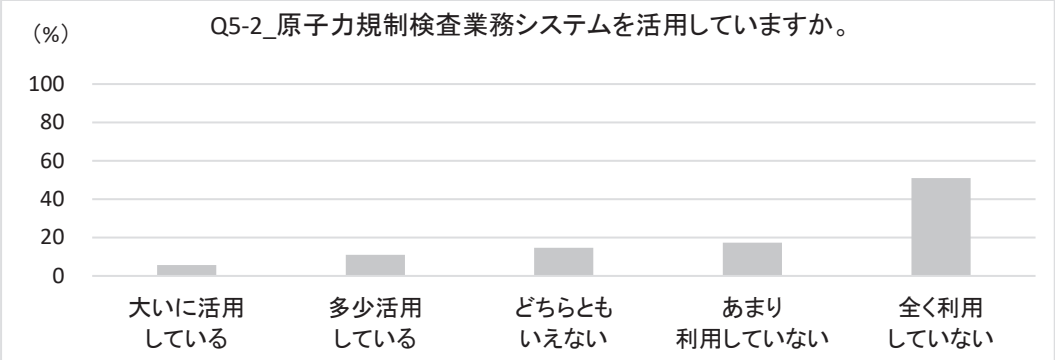

図 1-89　原子力規制検査業務システムの活用状況

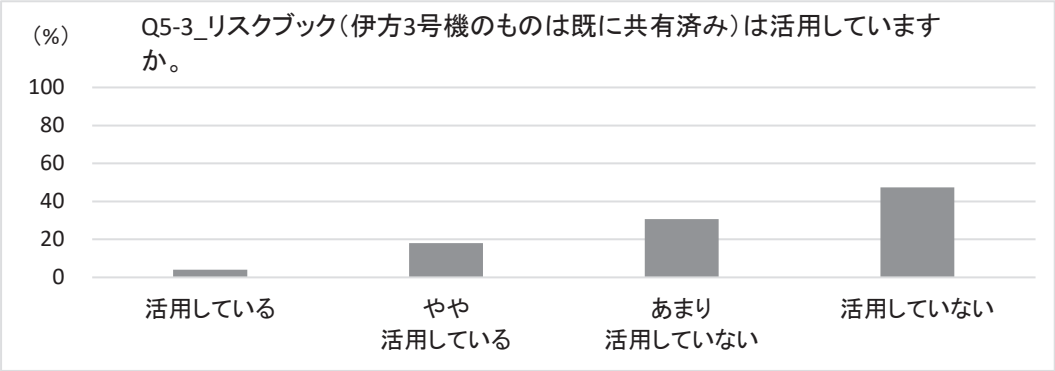

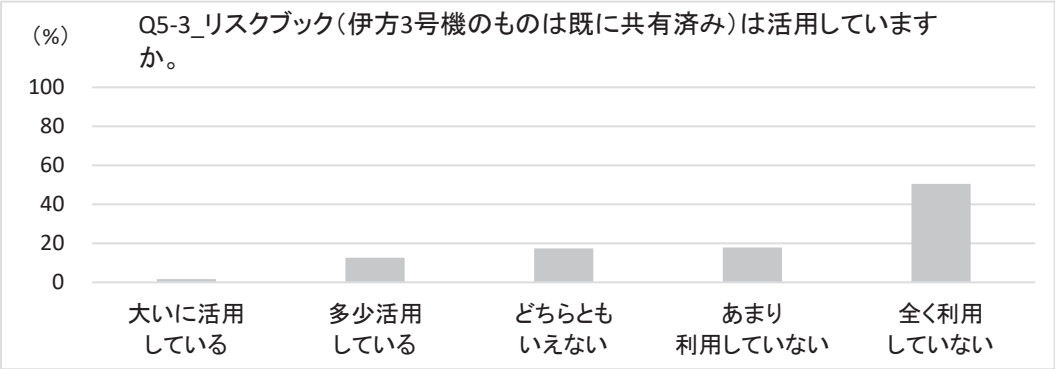

図 1-90　リスクブック（伊方 3 号機のものは既に共有済み）の活用状況

2. クロス集計結果（年代別、検査官資格未取得者を除く）

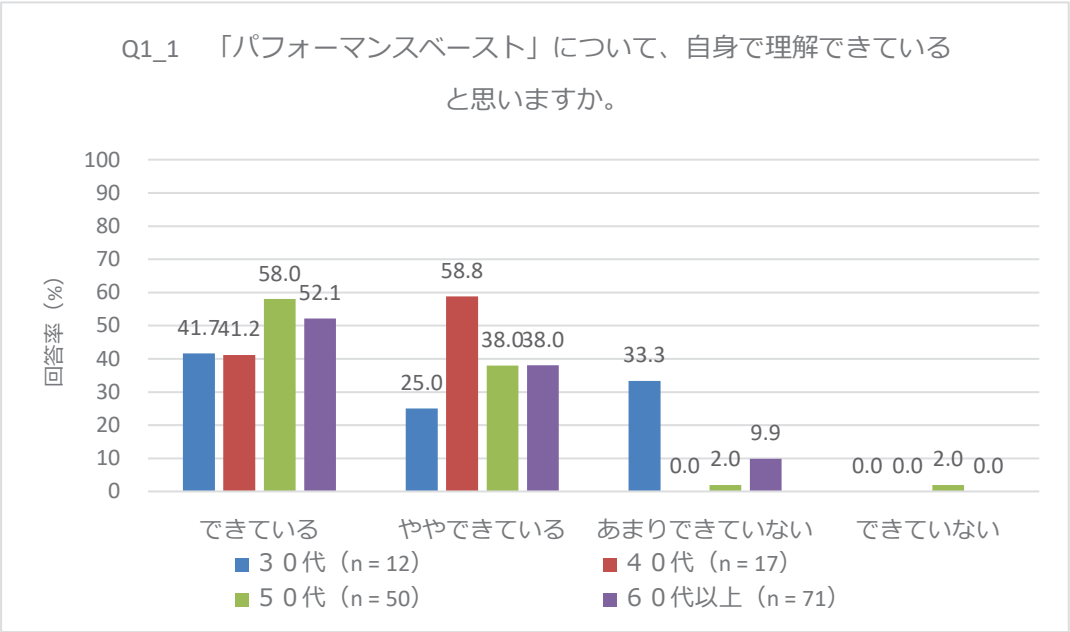

図 2-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×年代別

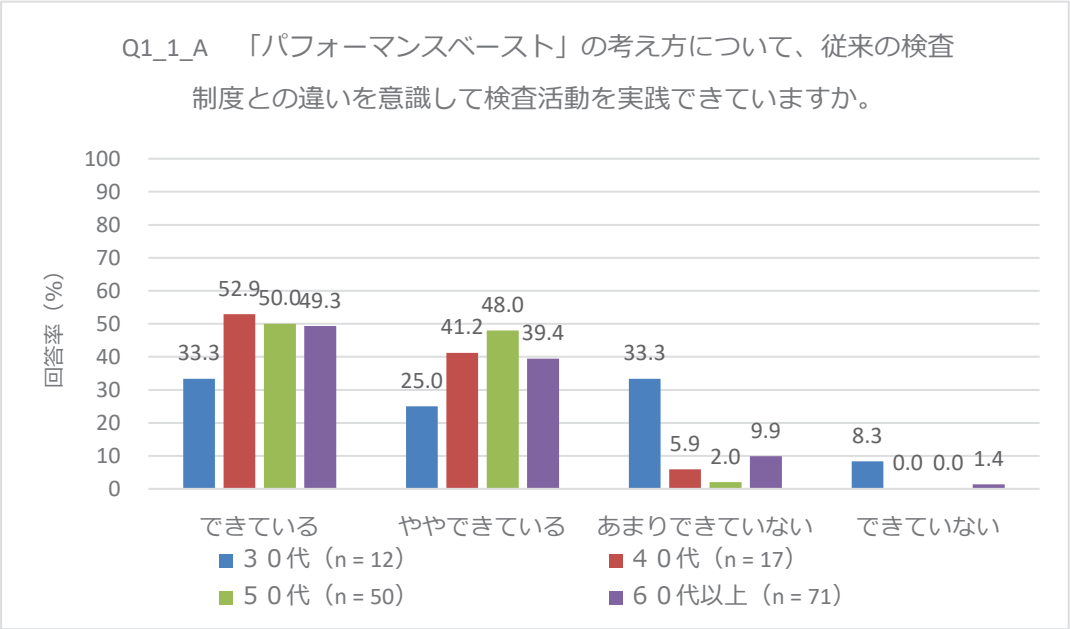

図 2-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×年代別

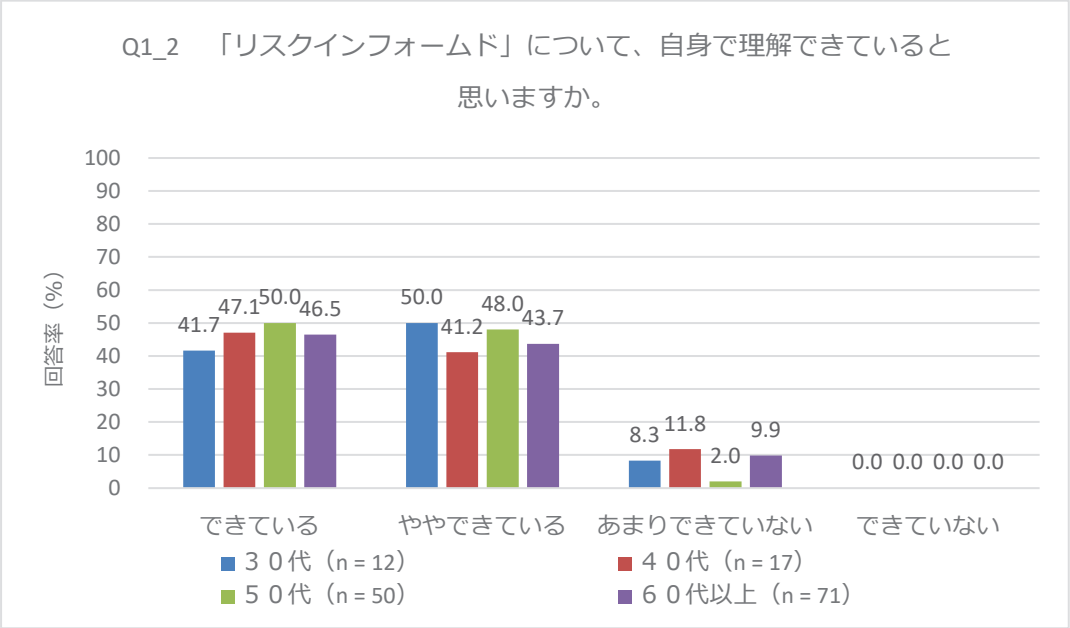

図 2-3　「リスクインフォームド」についての理解度×年代別

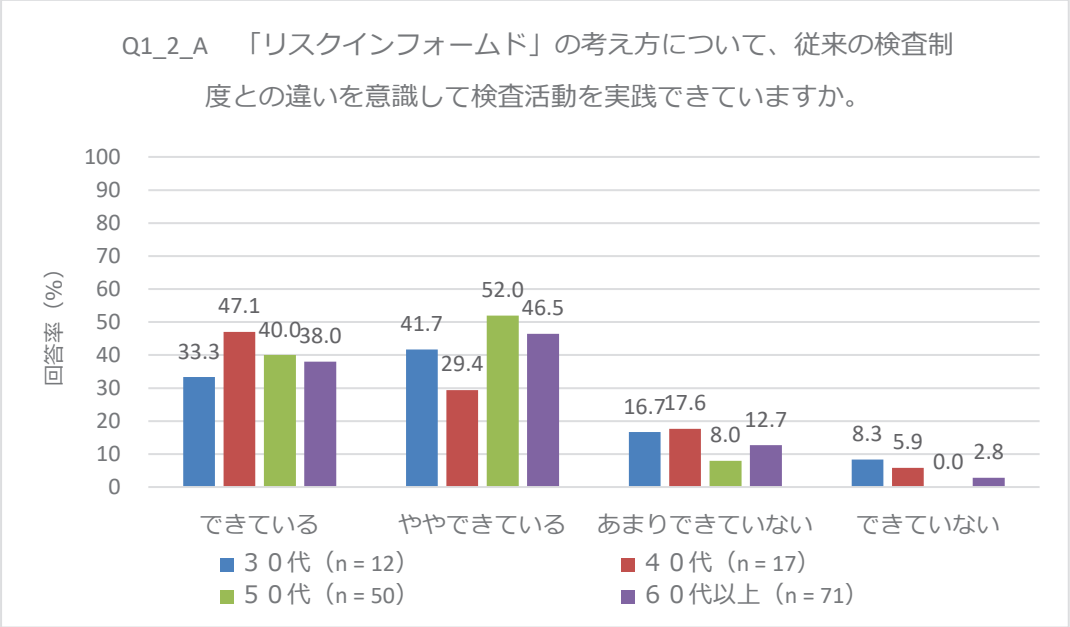

図 2-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×年代別

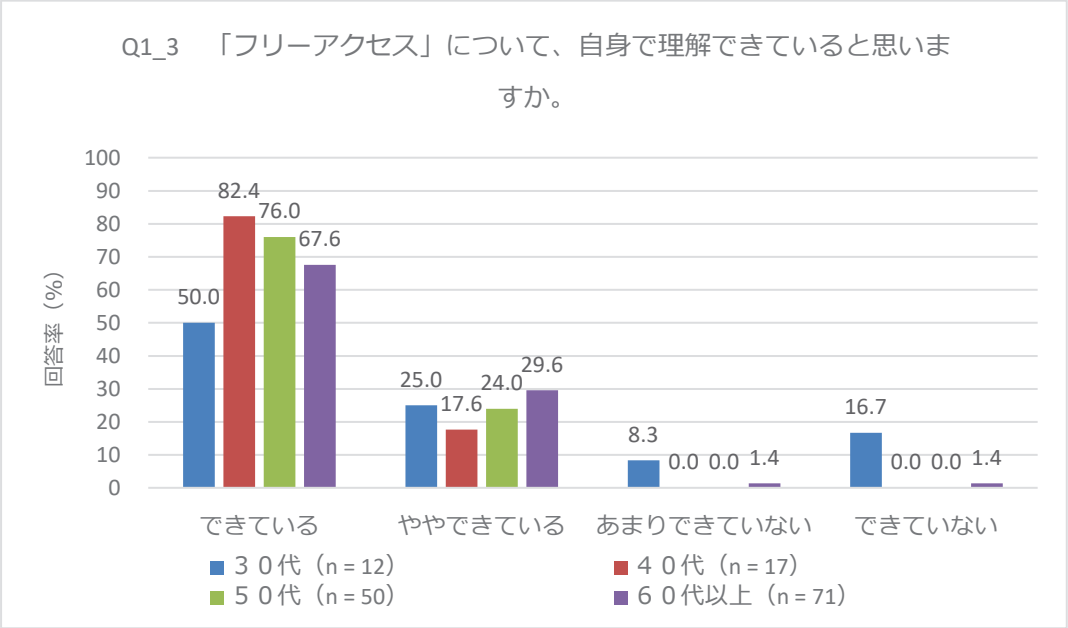

図 2-5　「フリーアクセス」についての理解度×年代別

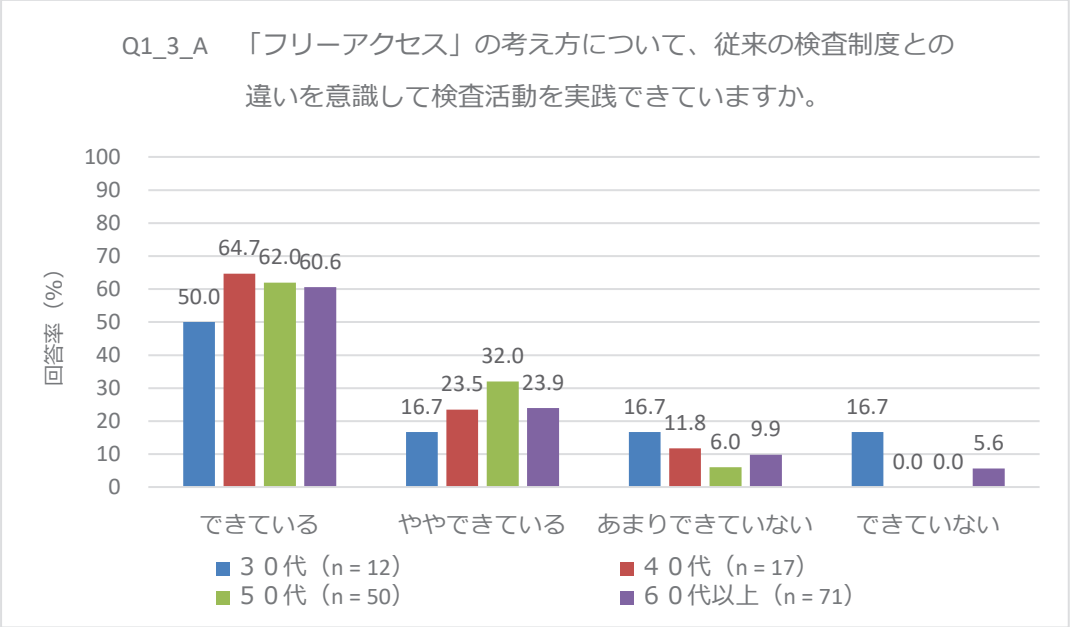

図 2-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×年代別

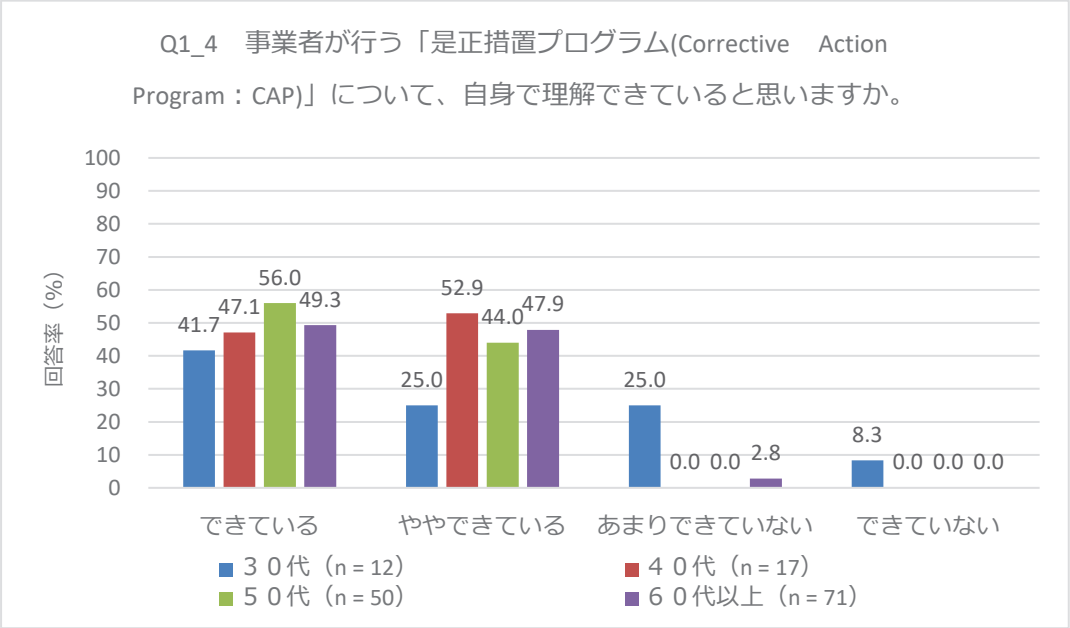

図 2-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×年代別

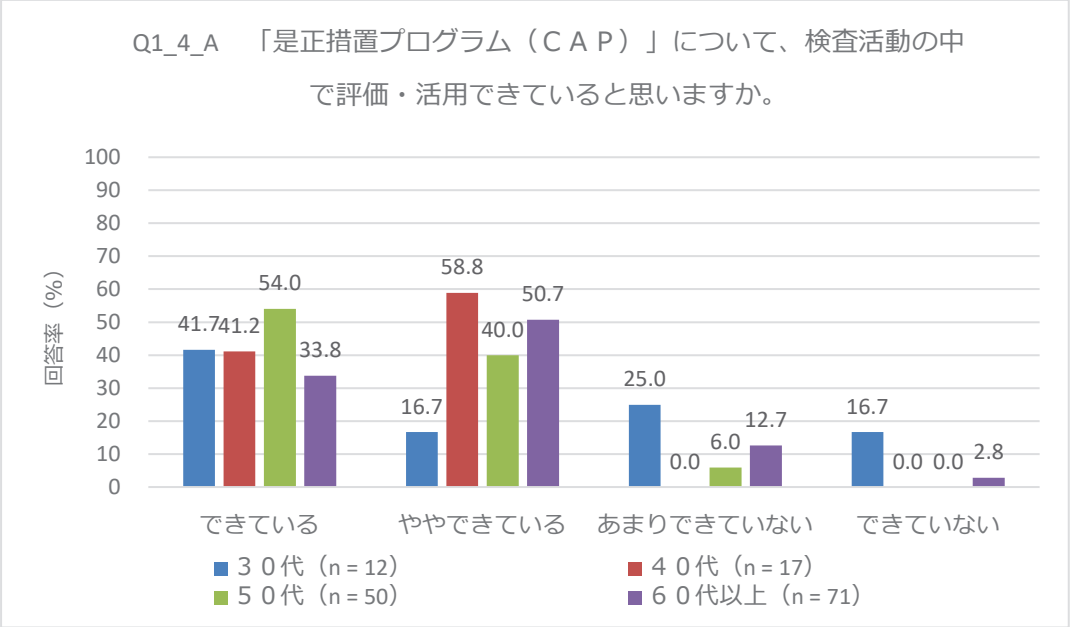

図 2-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×年代別

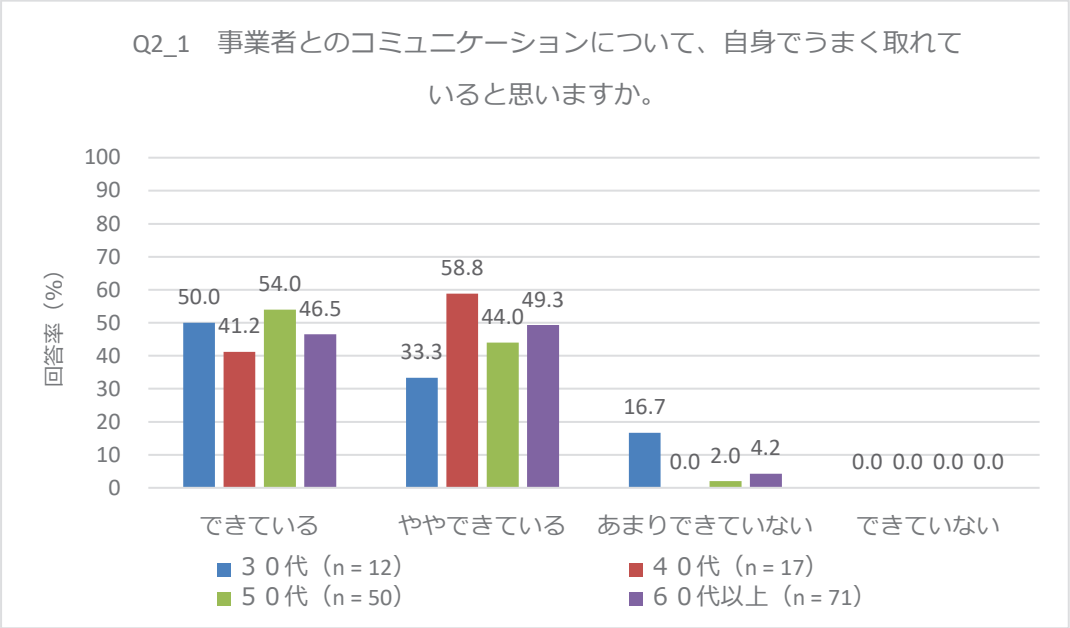

図 2-9　事業者とのコミュニケーション×年代別

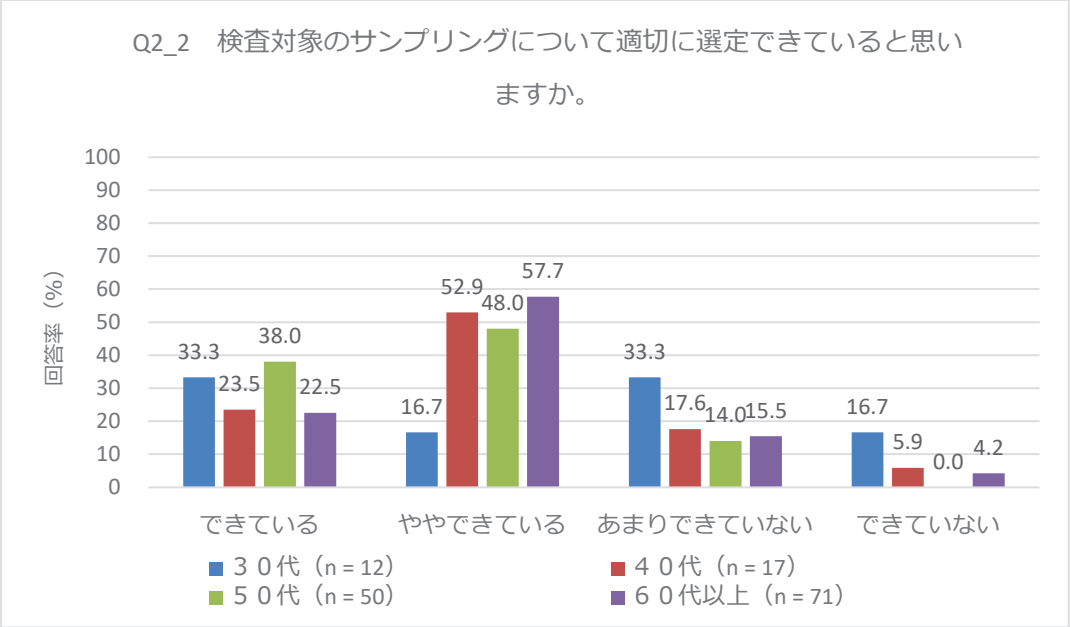

図 2-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×年代別

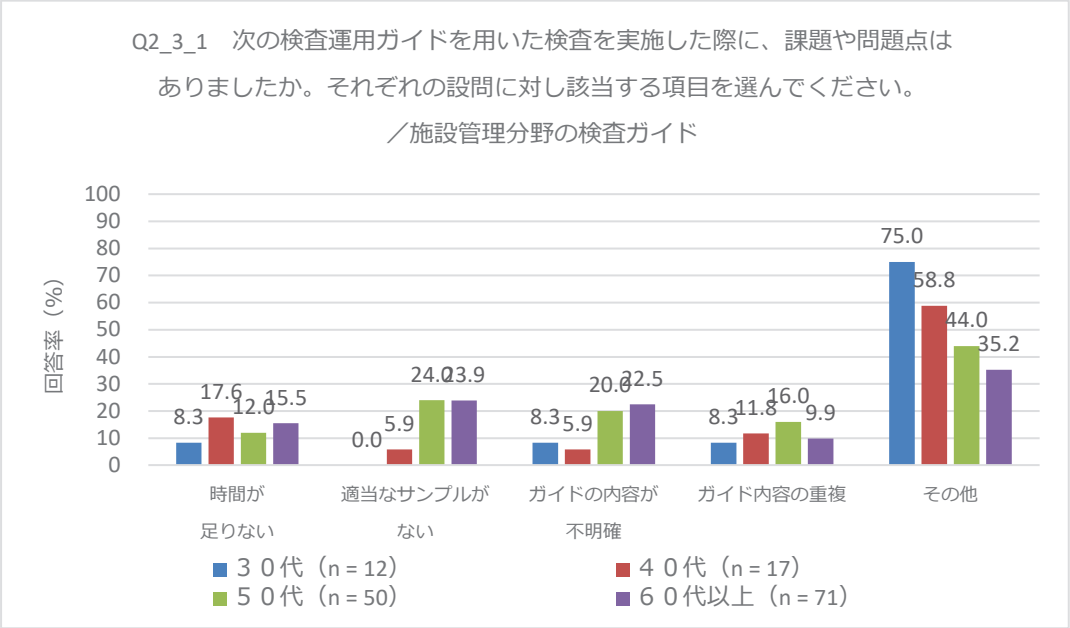

図 2-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×年代別

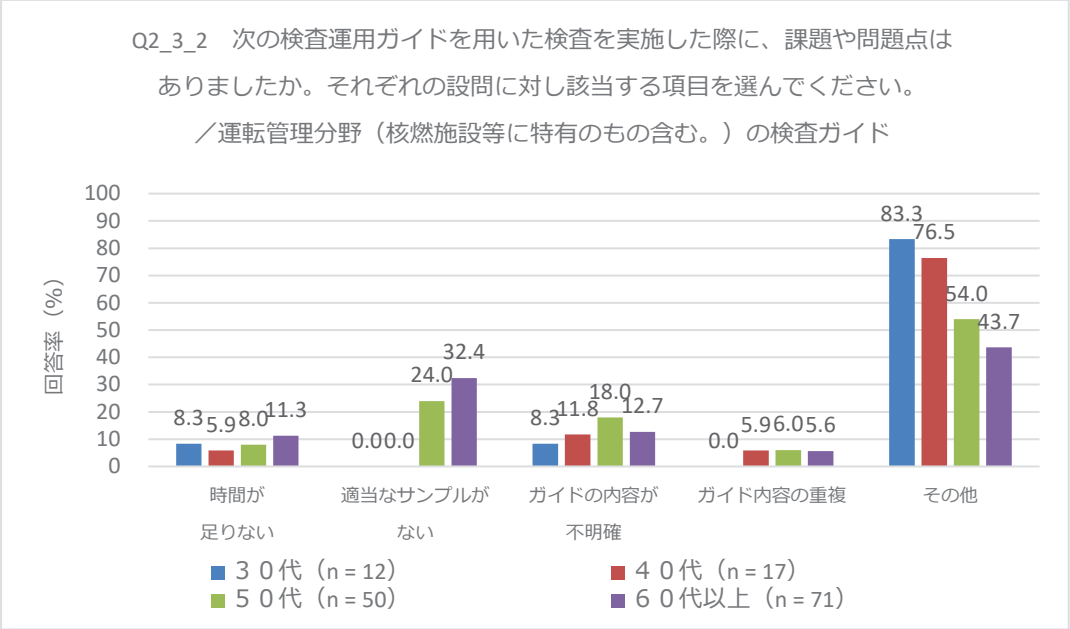

図 2-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×年代別

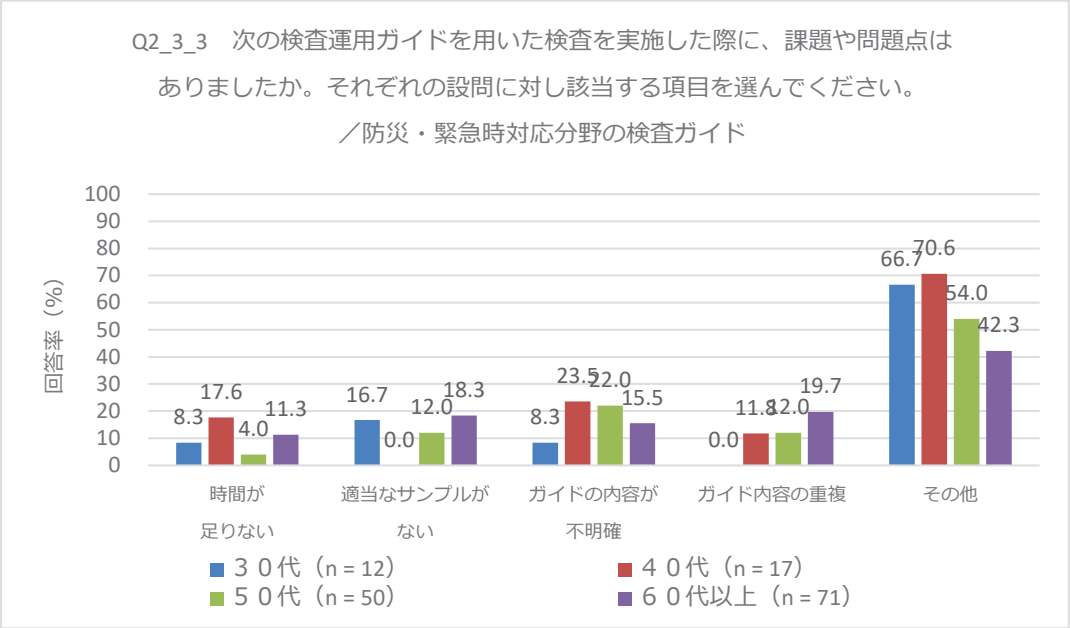

図 2-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×年代別

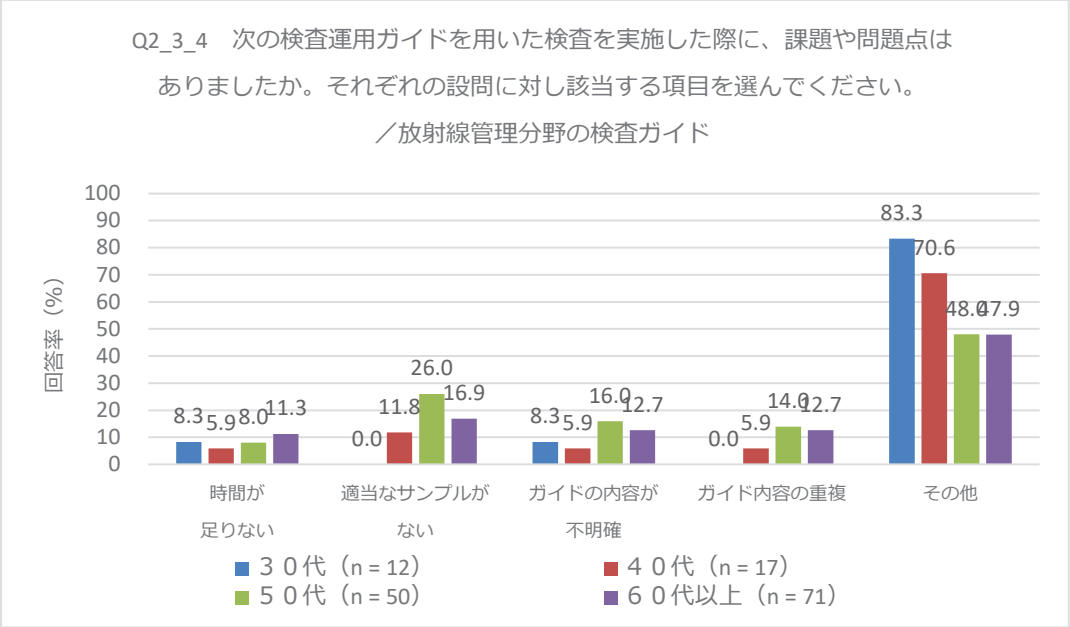

図 2-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×年代別

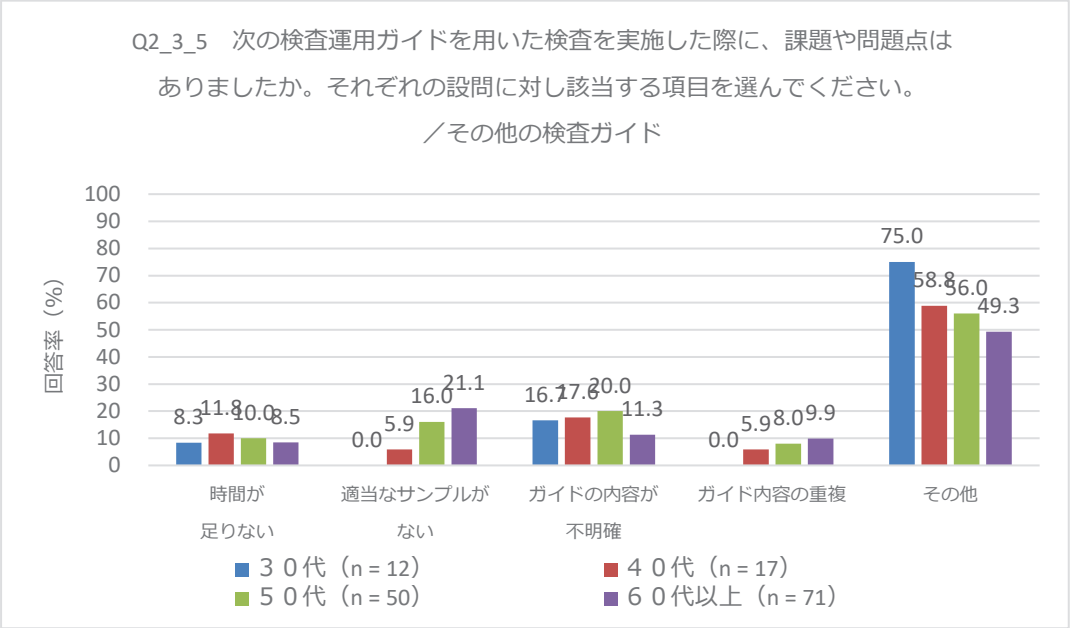

図 2-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×年代別

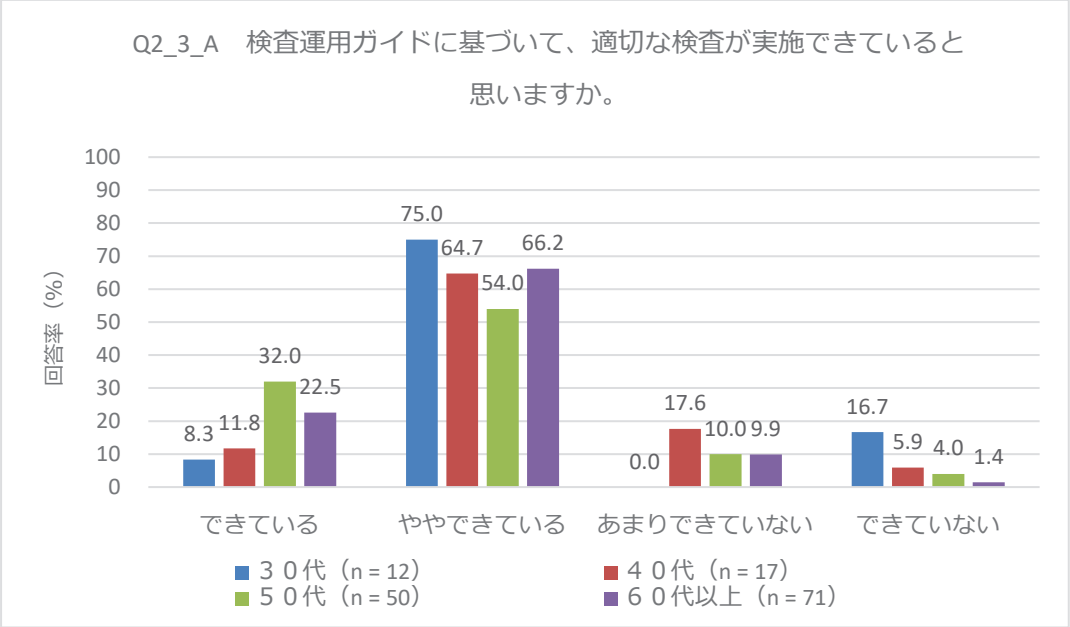

図 2-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×年代別

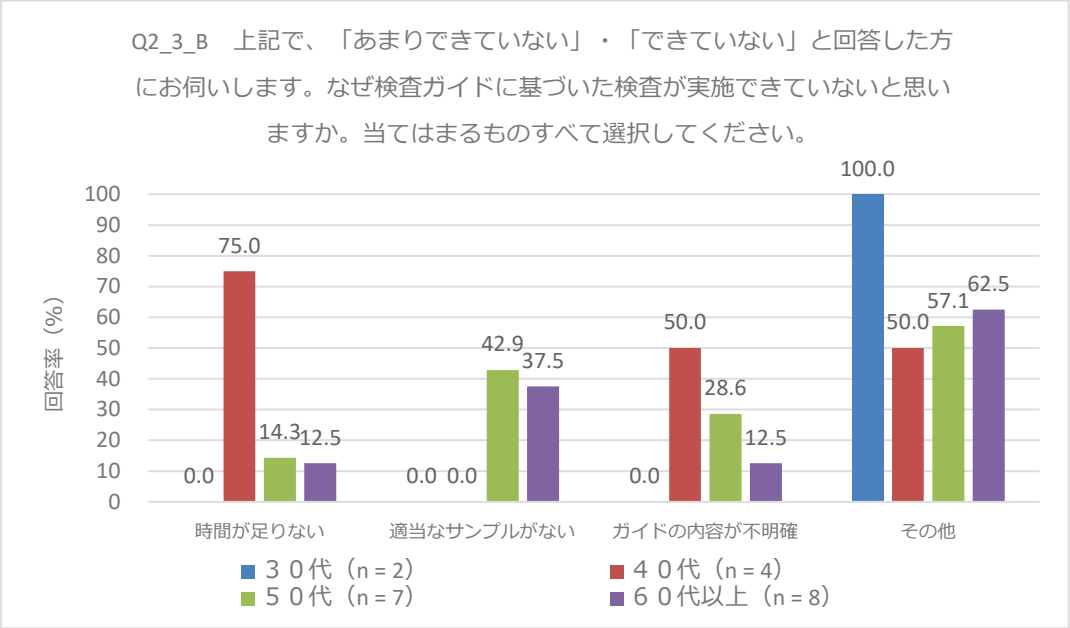

図 2-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×年代別

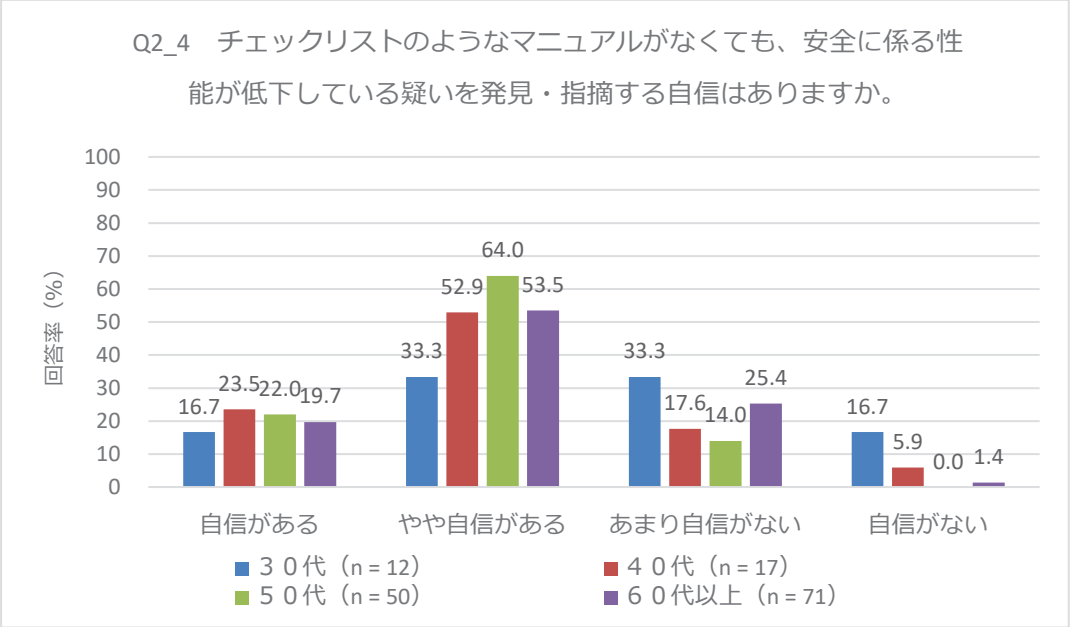

図 2-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×年代別

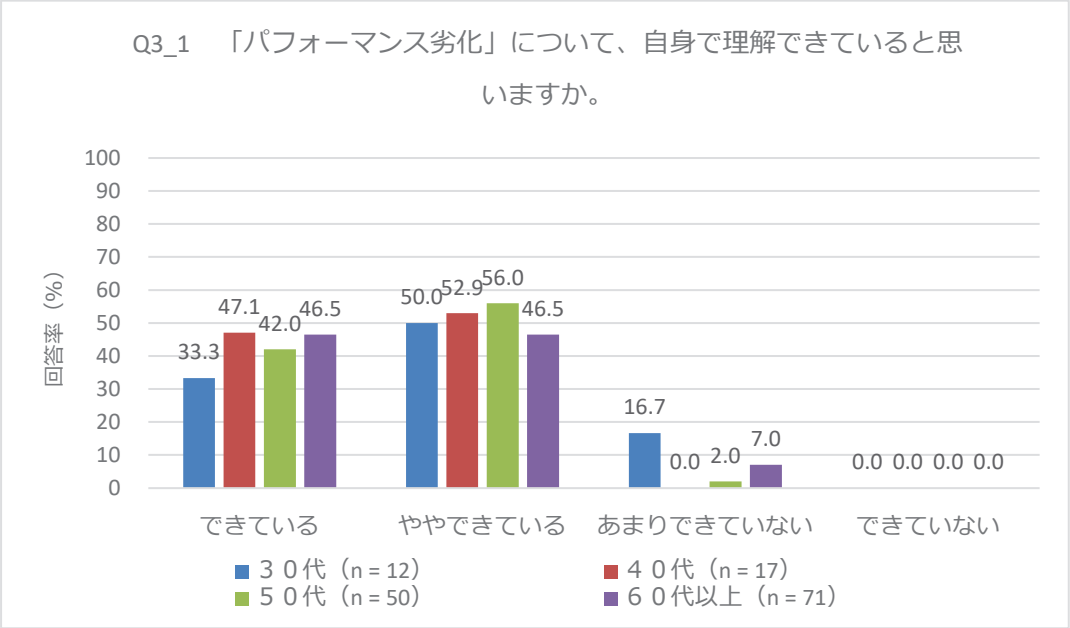

図 2-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×年代別

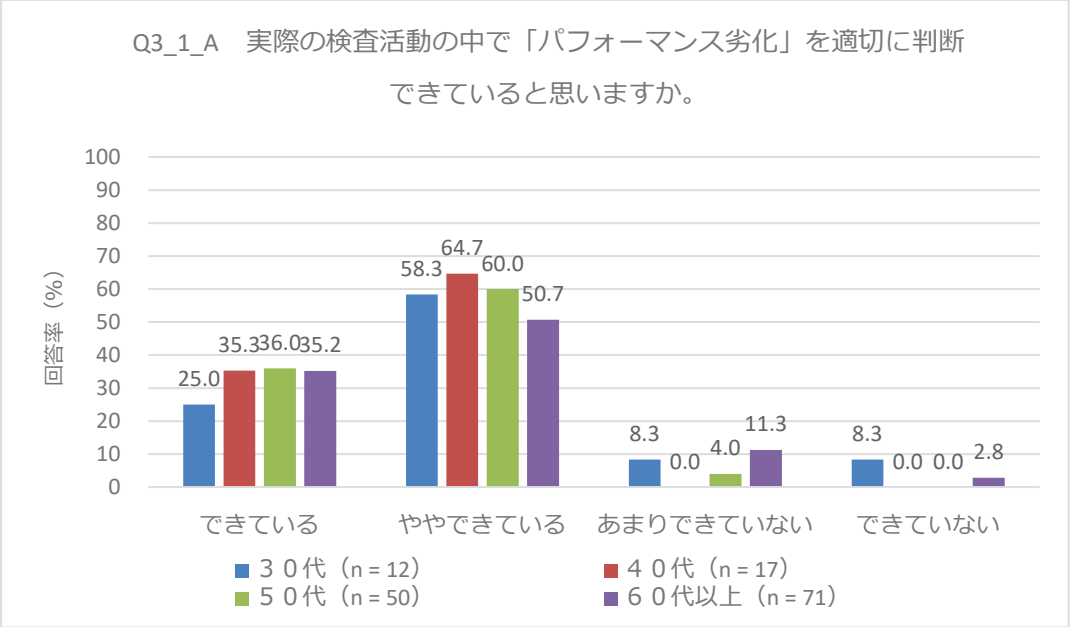

図 2-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×年代別

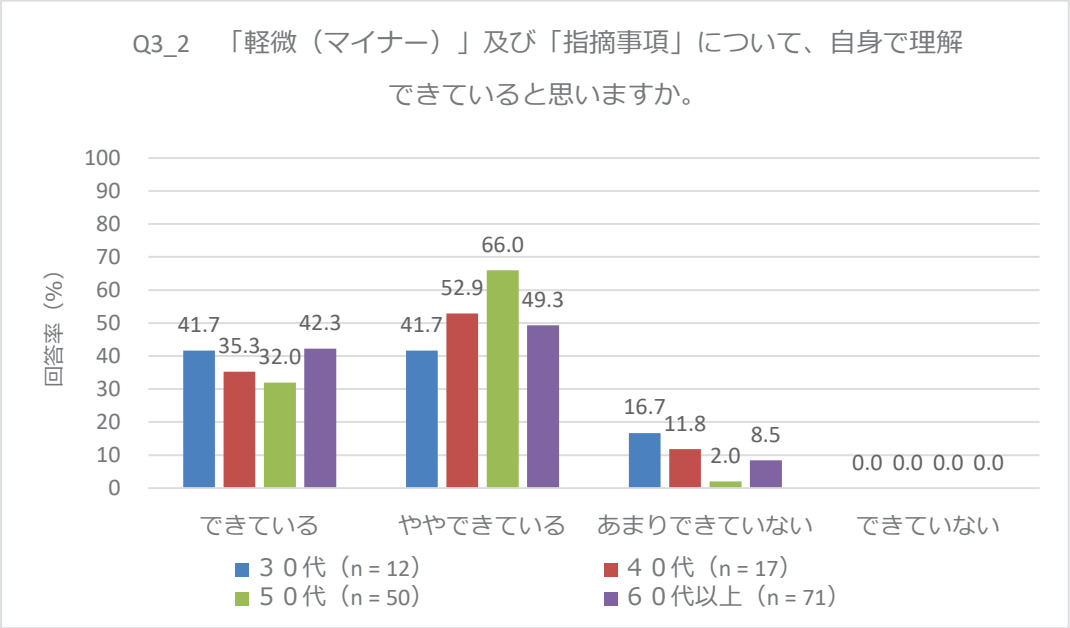

図 2-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×年代別

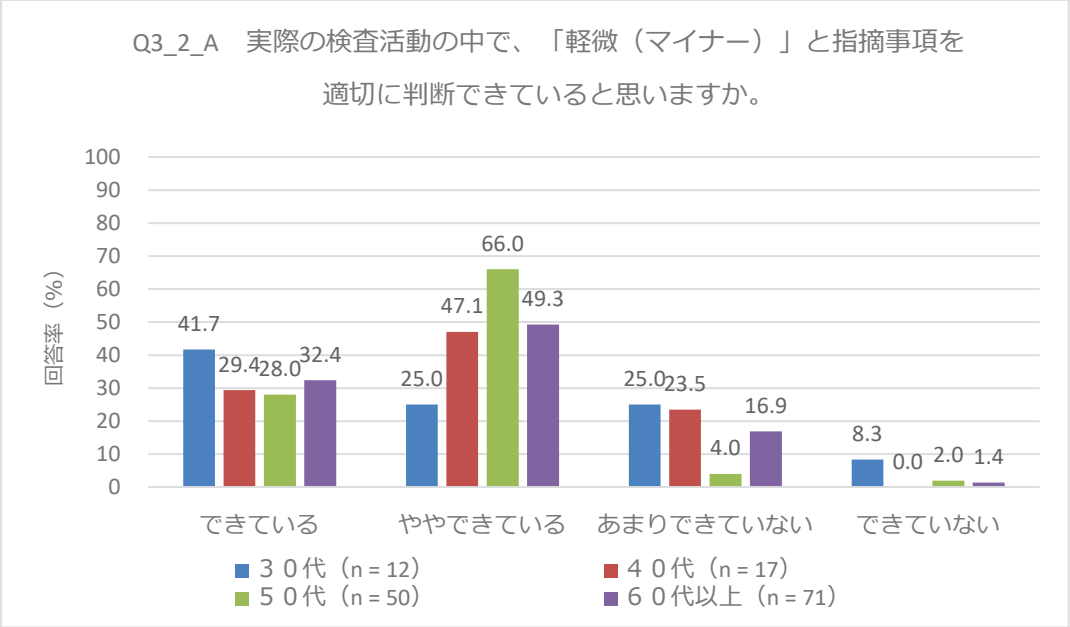

図 2-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×年代別

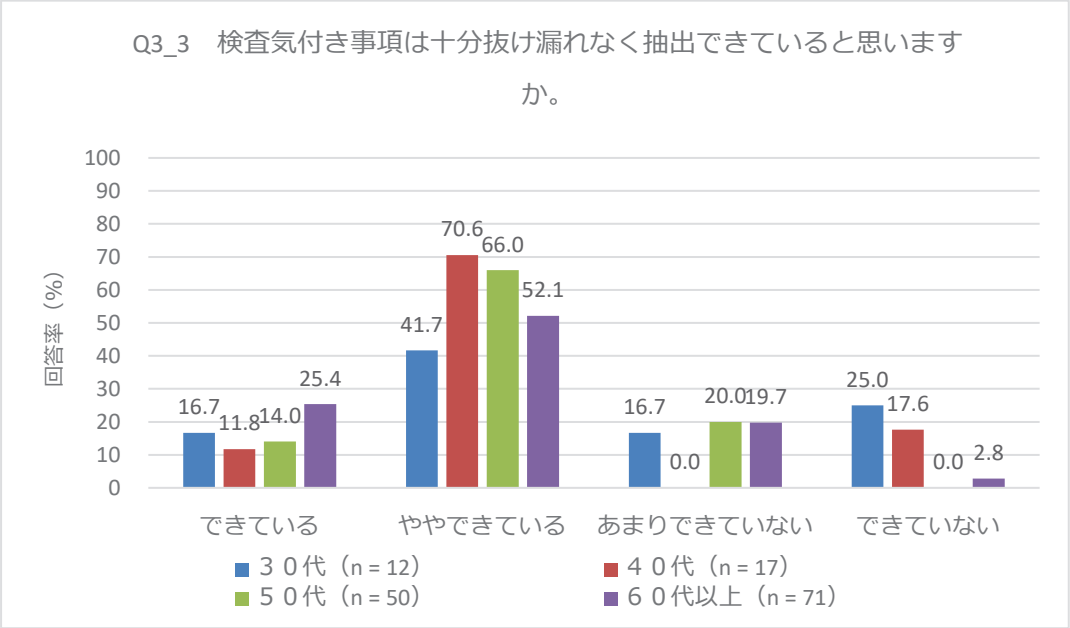

図 2-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×年代別

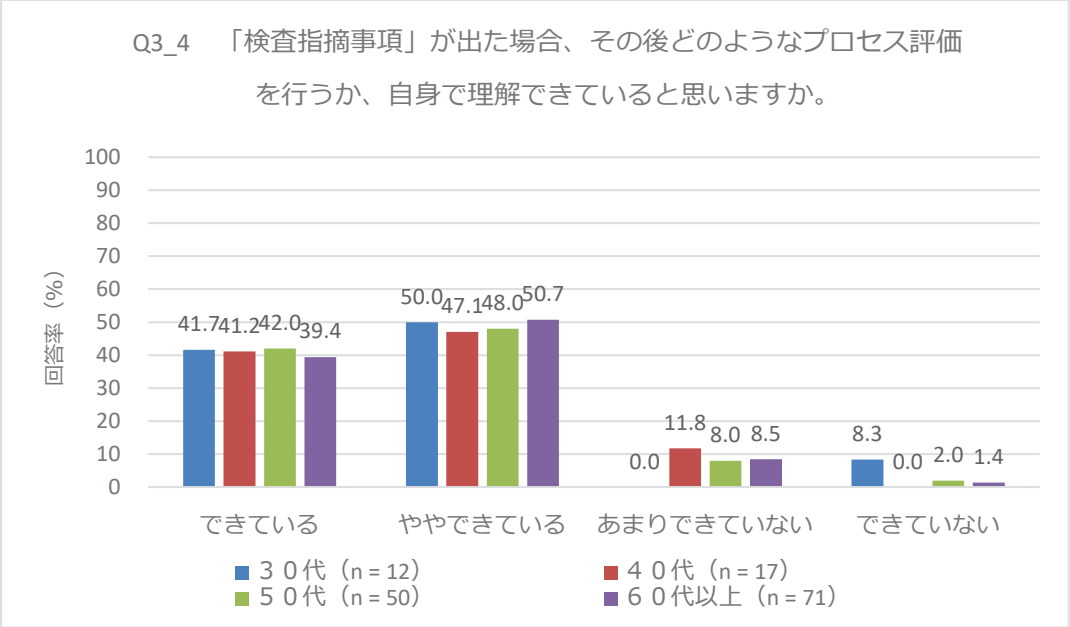

図 2-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×年代別

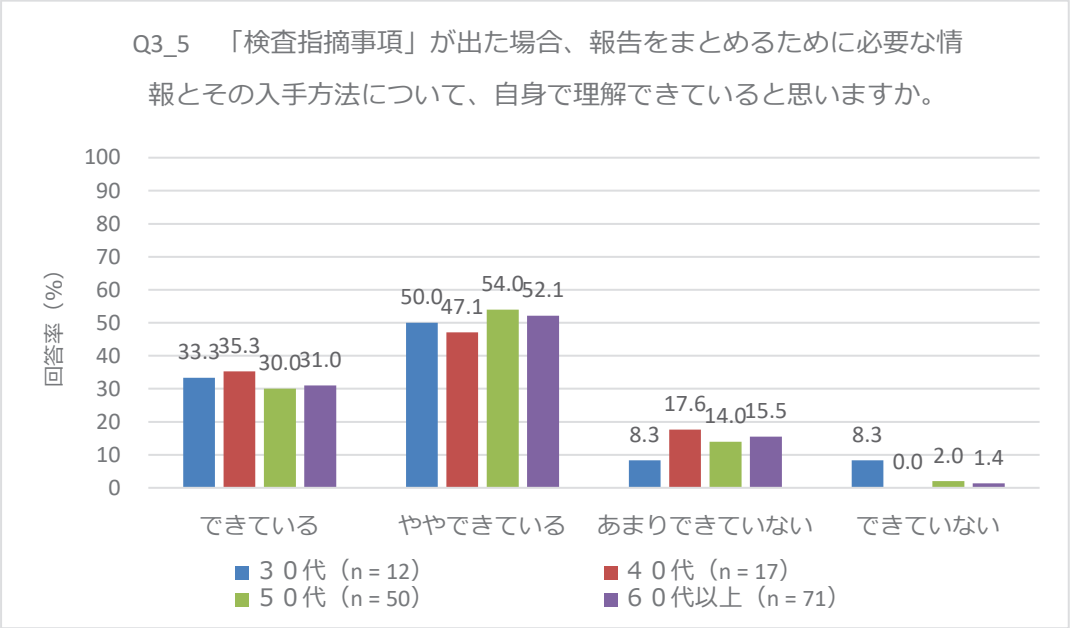

図 2-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×年代別

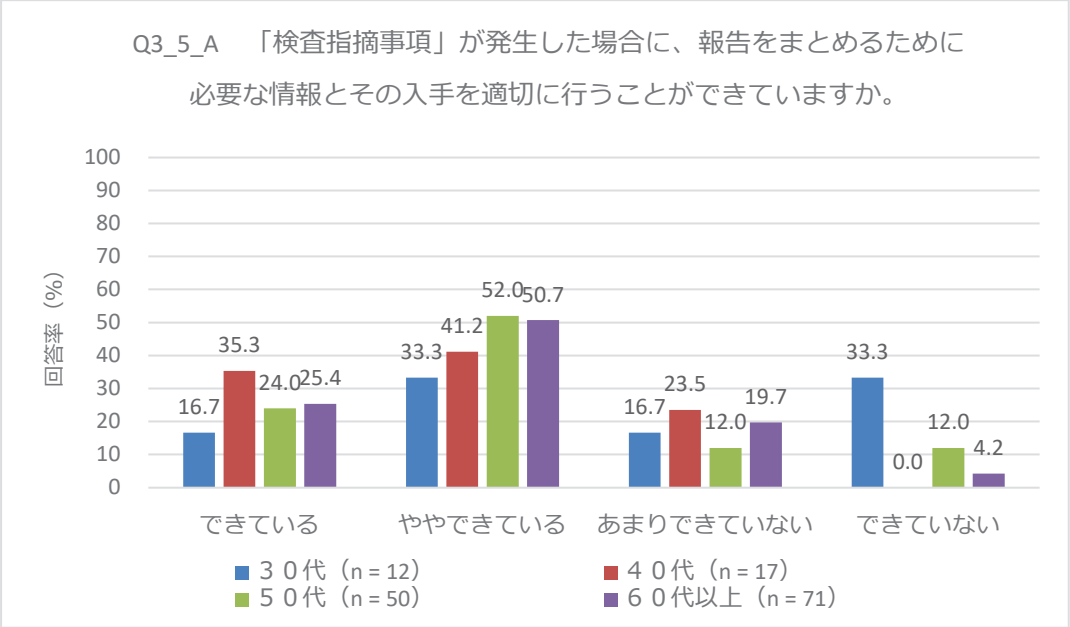

図 2-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×年代別

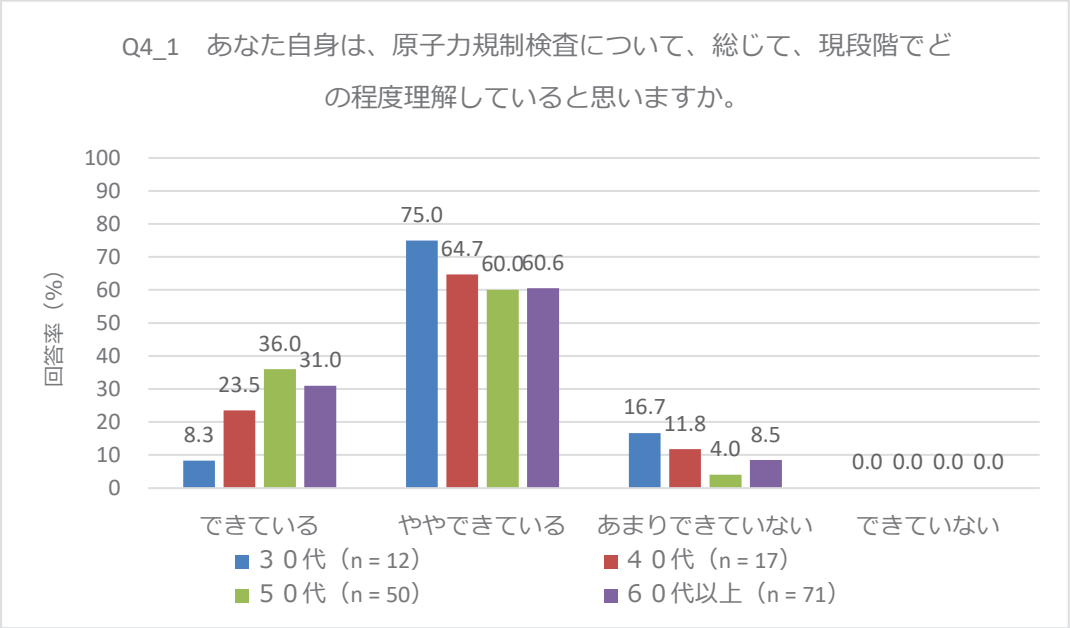

図 2-27　原子力規制検査における理解度×年代別

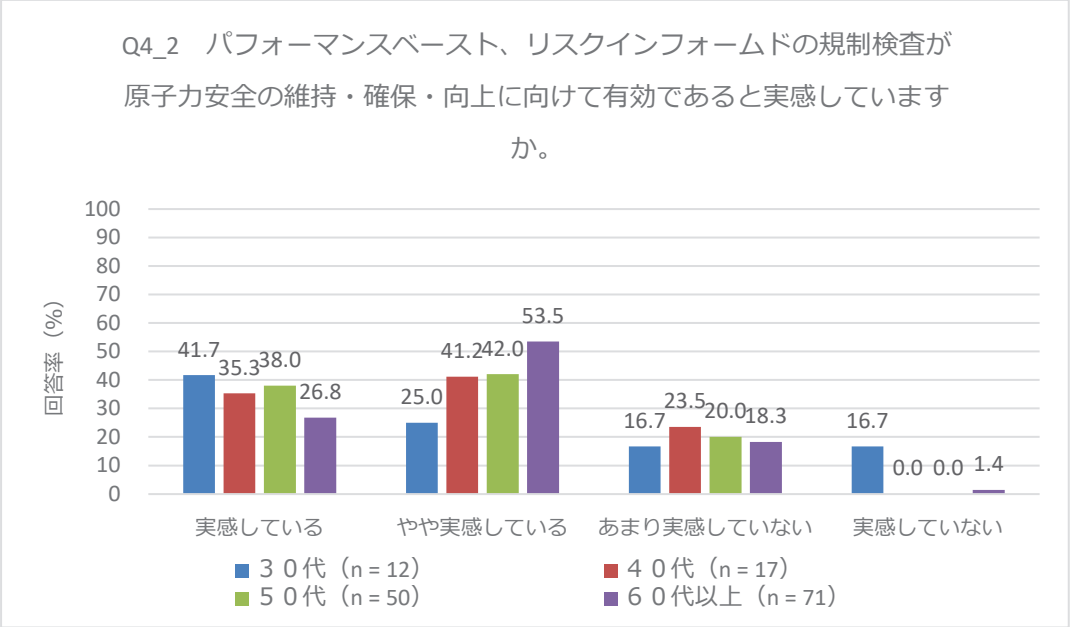

図 2-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×年代別

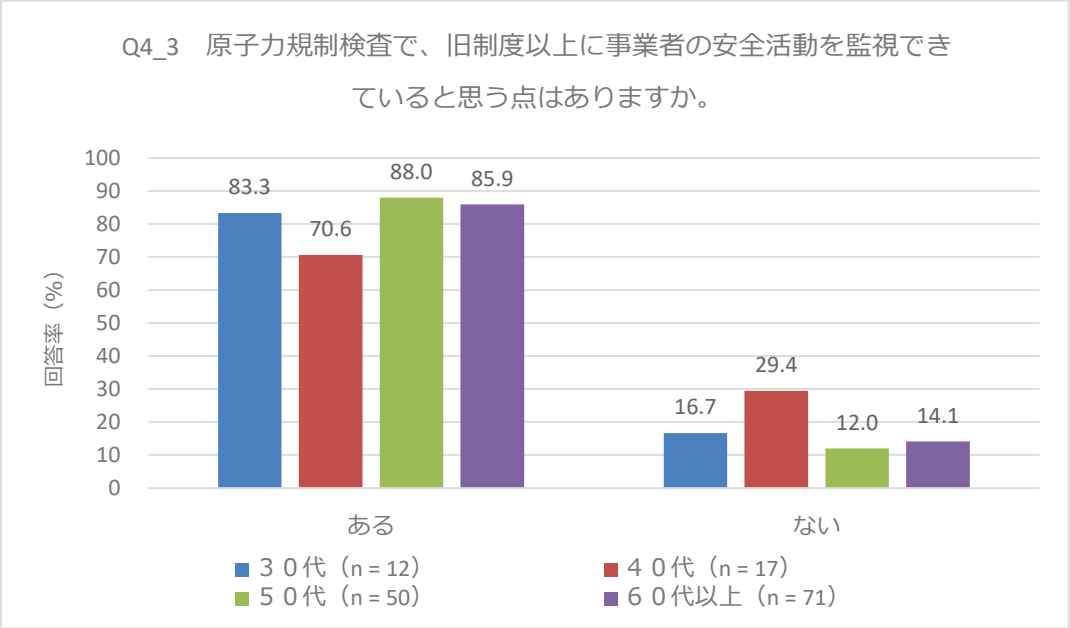

図 2-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×年代別

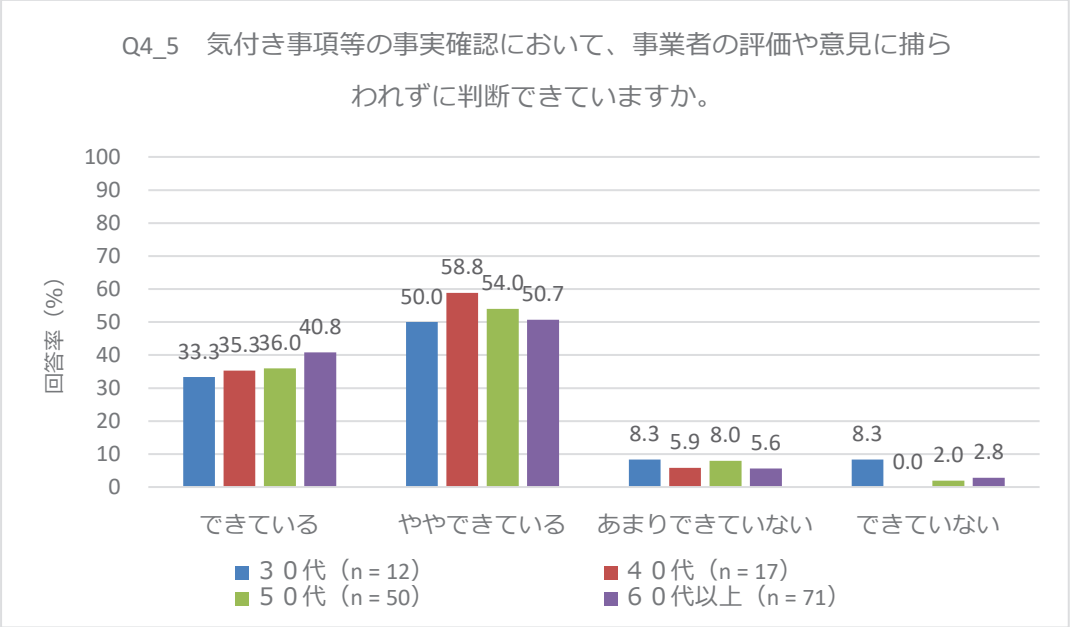

図 2-30　気付き事項等の事実確認における判断×年代別

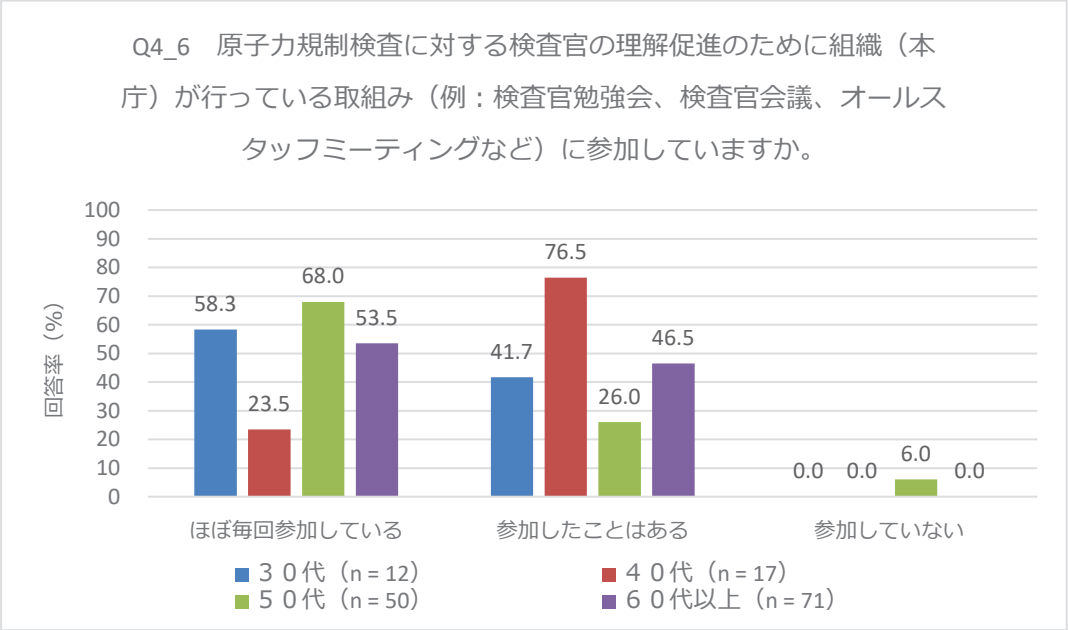

図 2-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×年代別

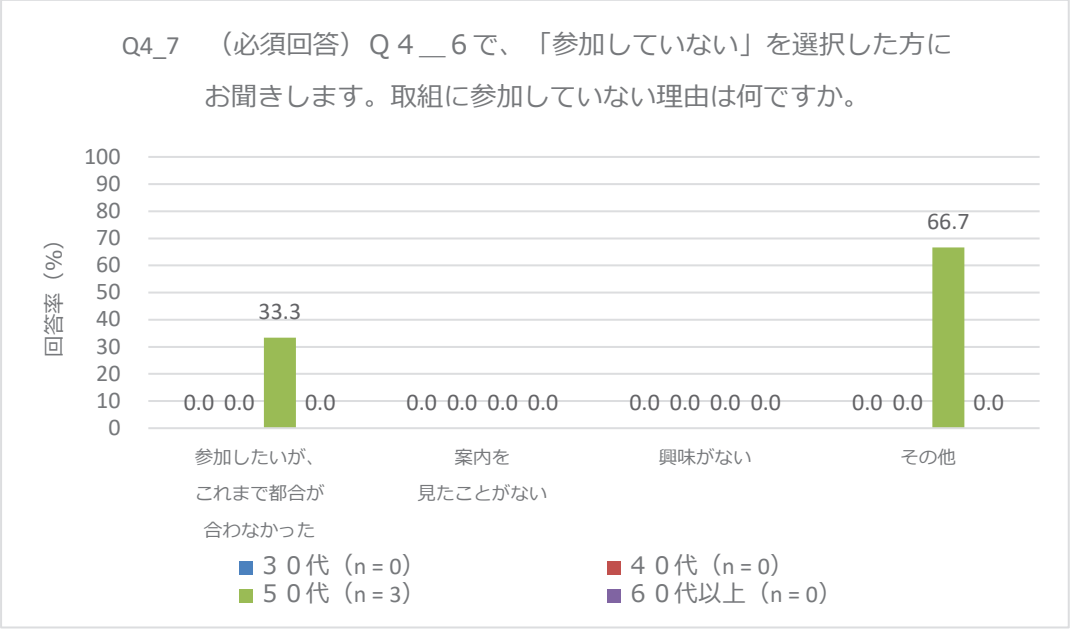

図 2-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×年代別

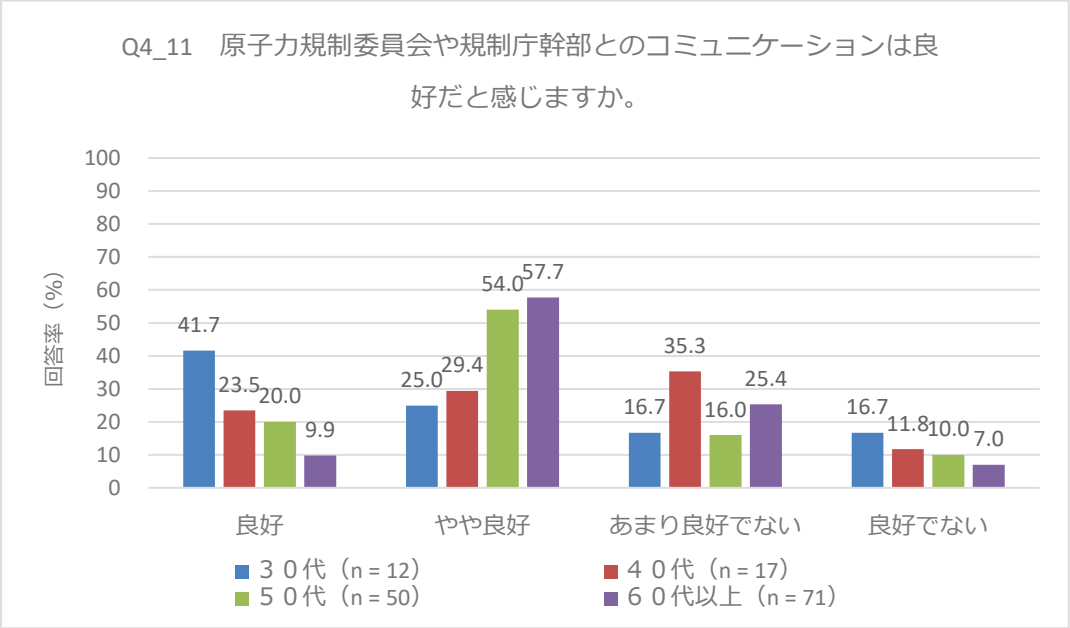

図 2-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×年代別

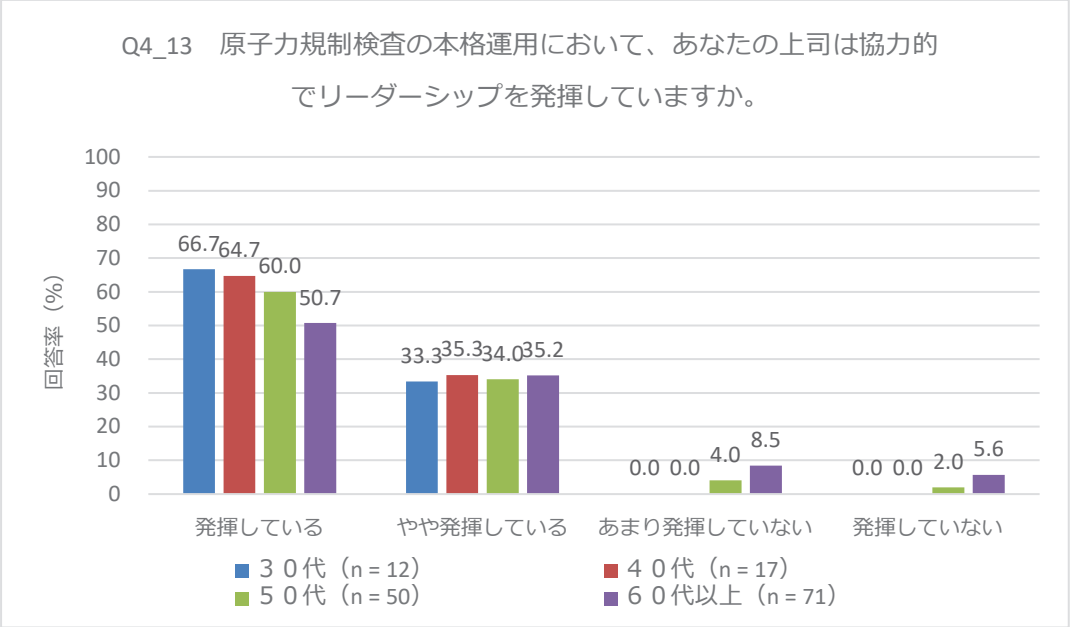

図 2-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×年代別

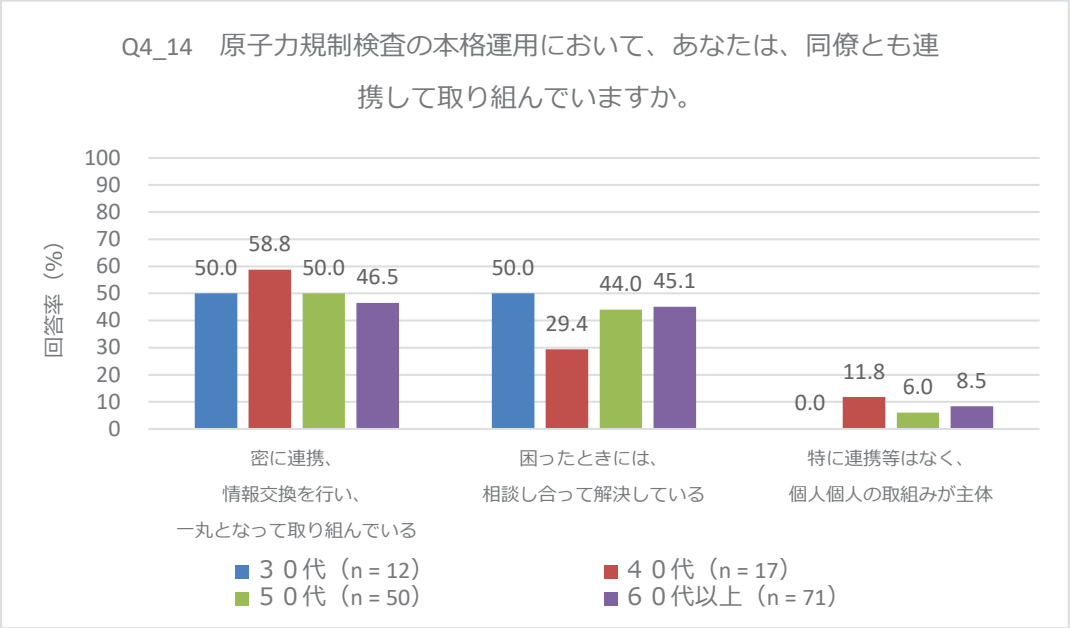

図 2-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×年代別

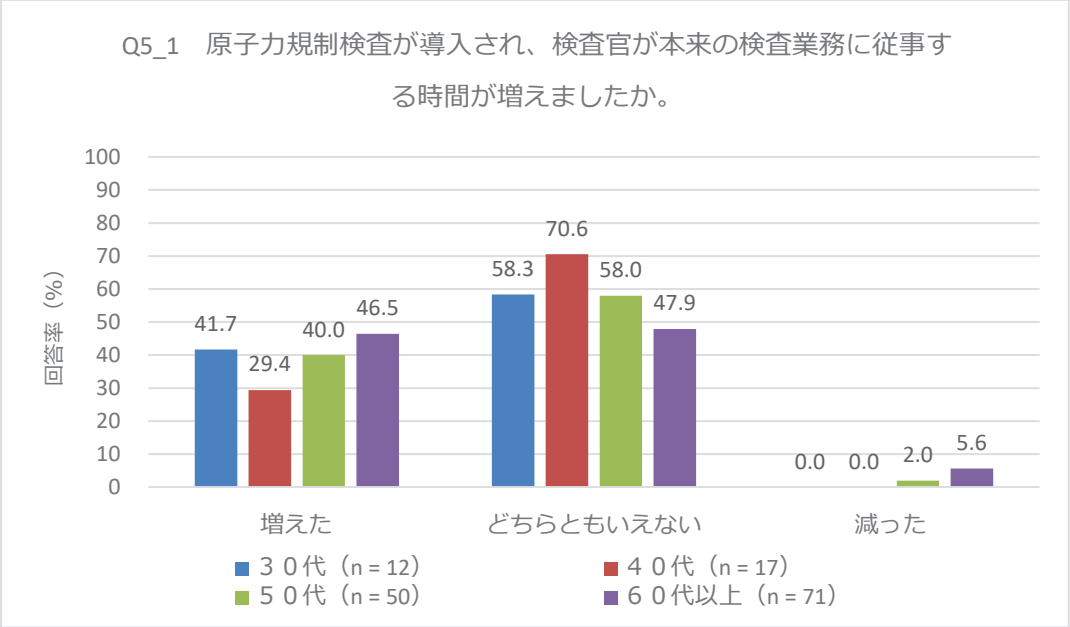

図 2-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×年代別

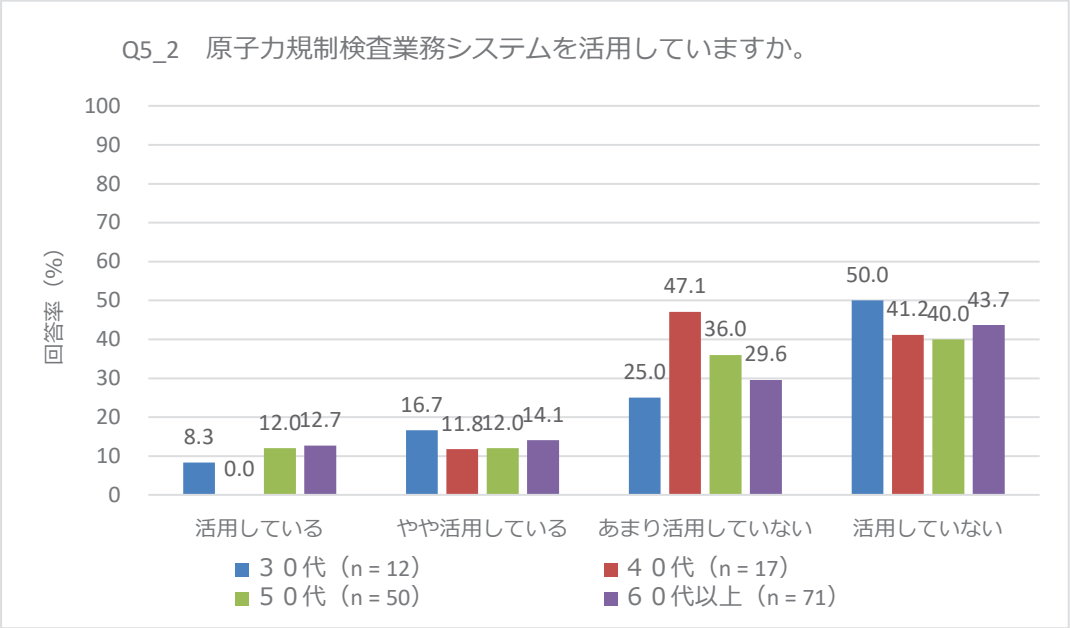

図 2-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×年代別

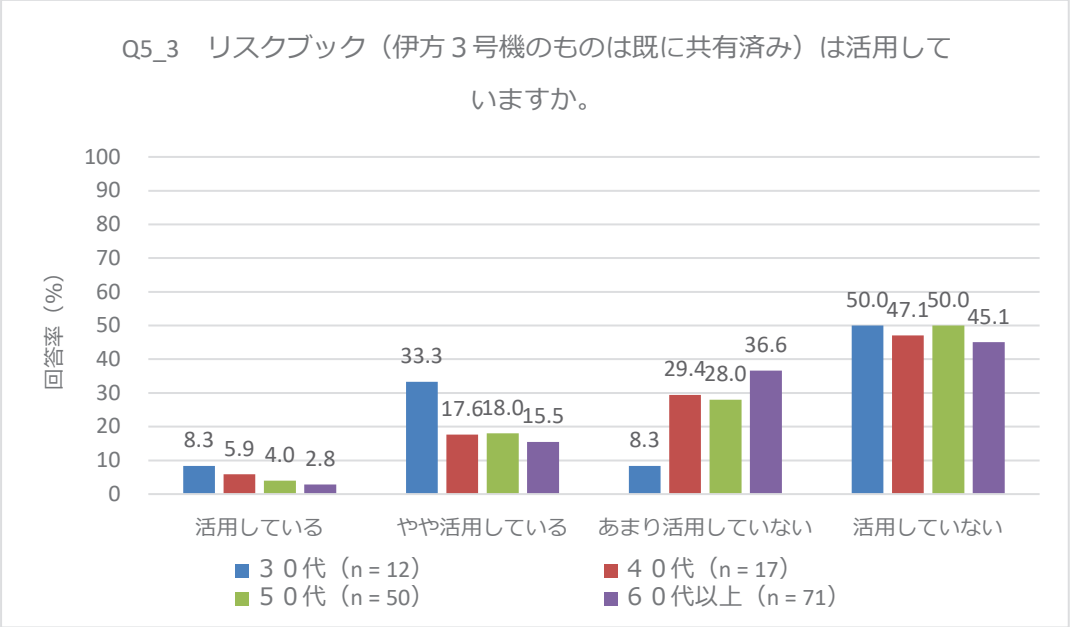

図 2-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×年代別

3. クロス集計結果（業務経験年数、検査官資格未取得者を除く）

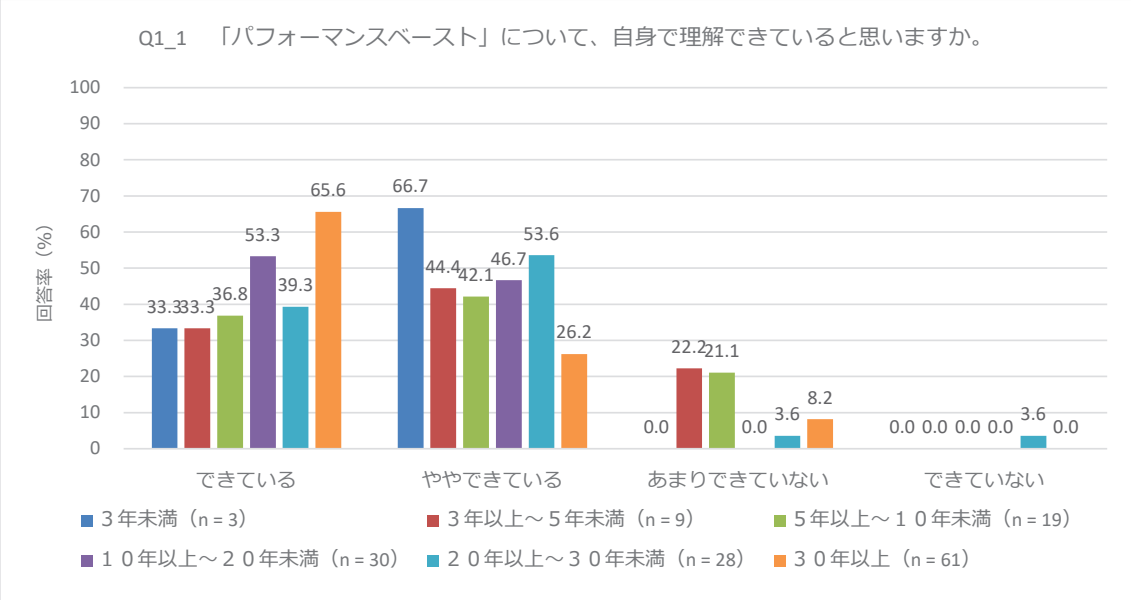

図 3-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×業務経験年数

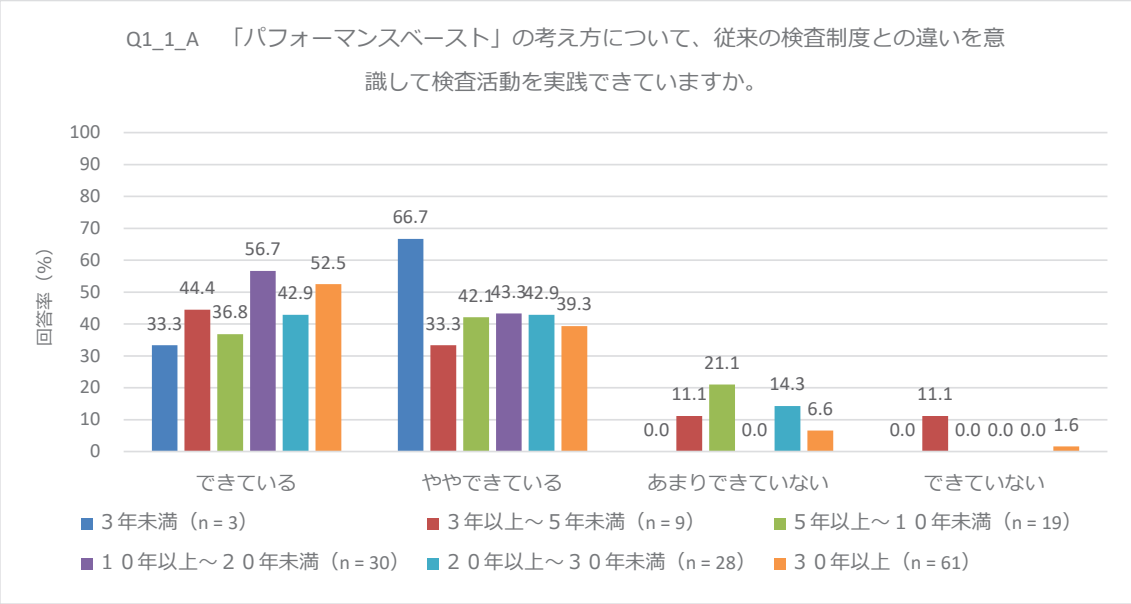

図 3-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×業務経験年数

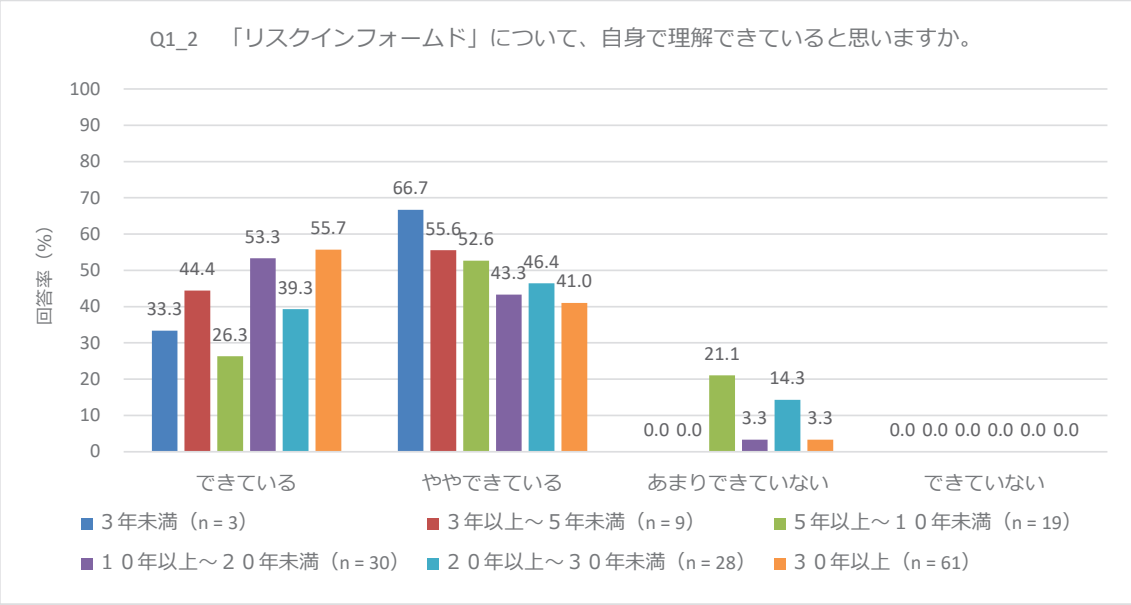

図 3-3　「リスクインフォームド」についての理解度×業務経験年数

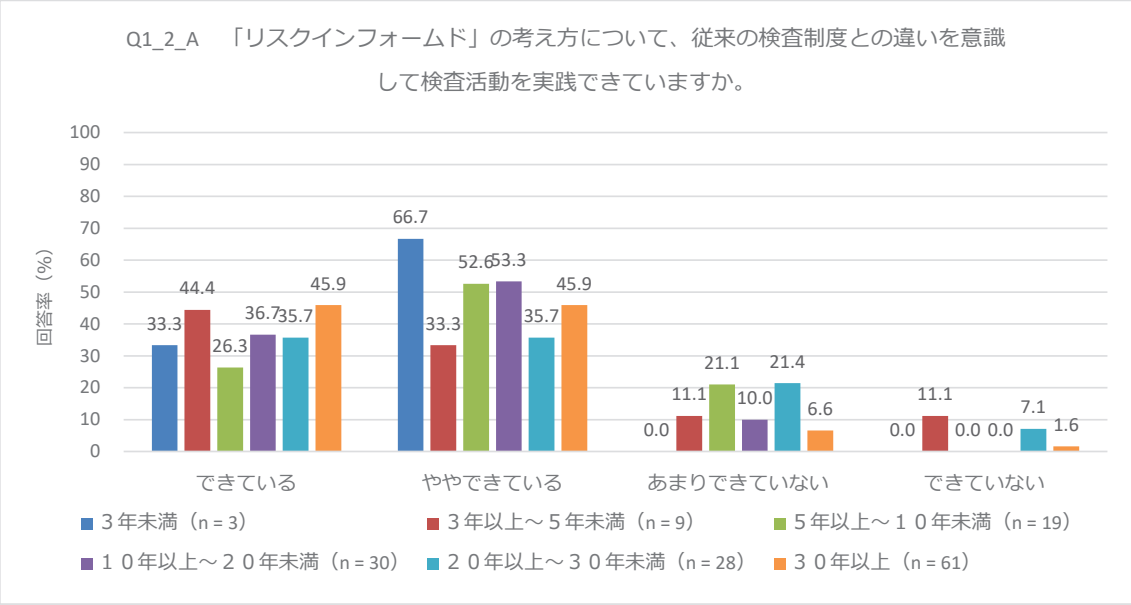

図 3-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×業務経験年数

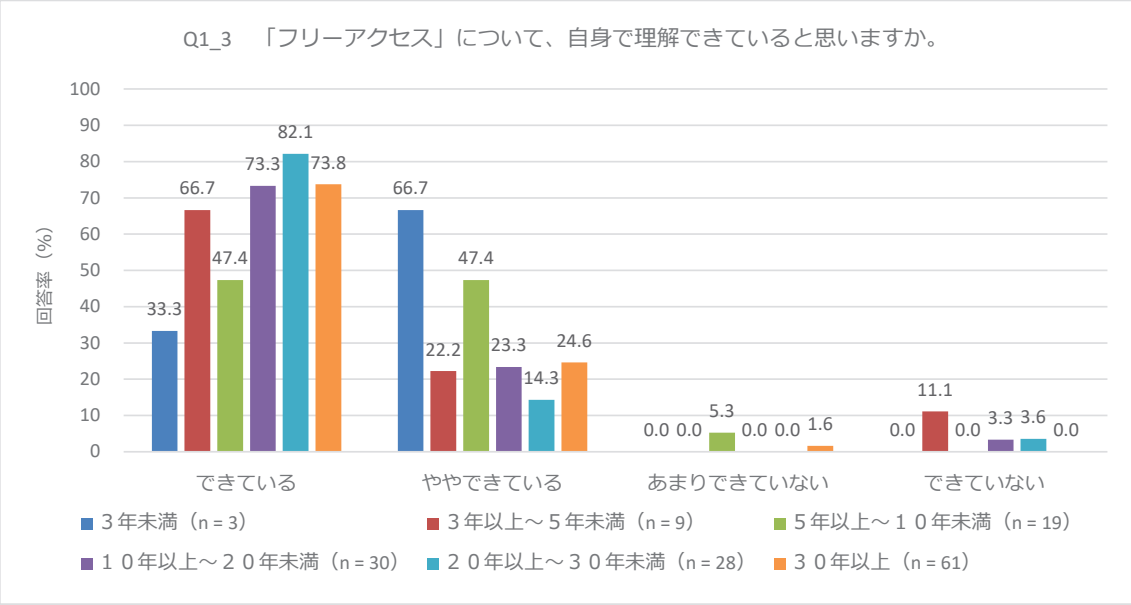

図 3-5　「フリーアクセス」についての理解度×業務経験年数

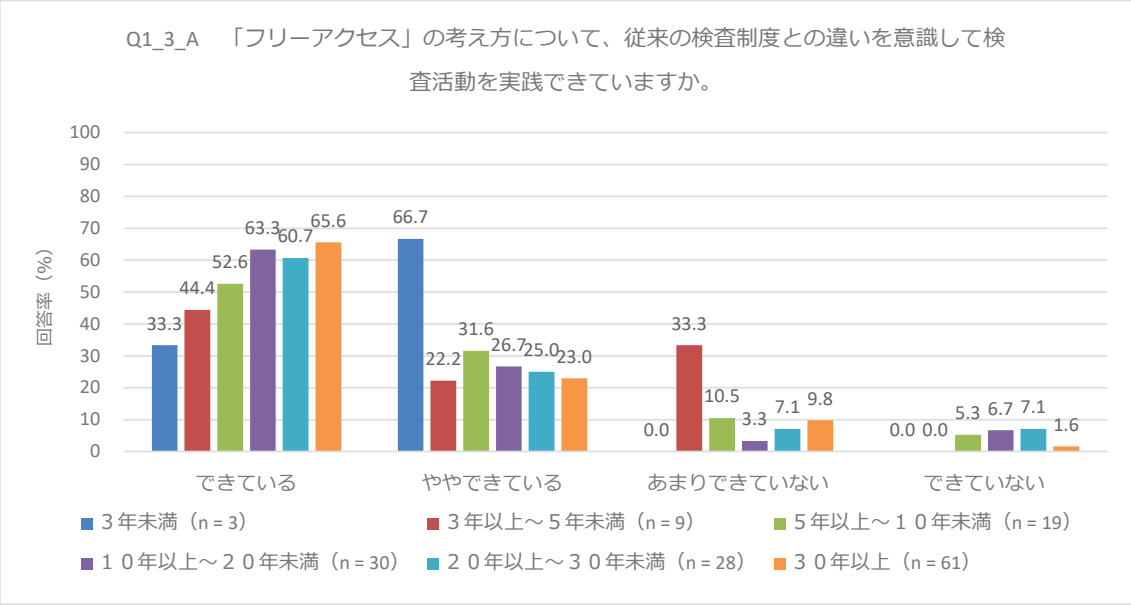

図 3-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×業務経験年数

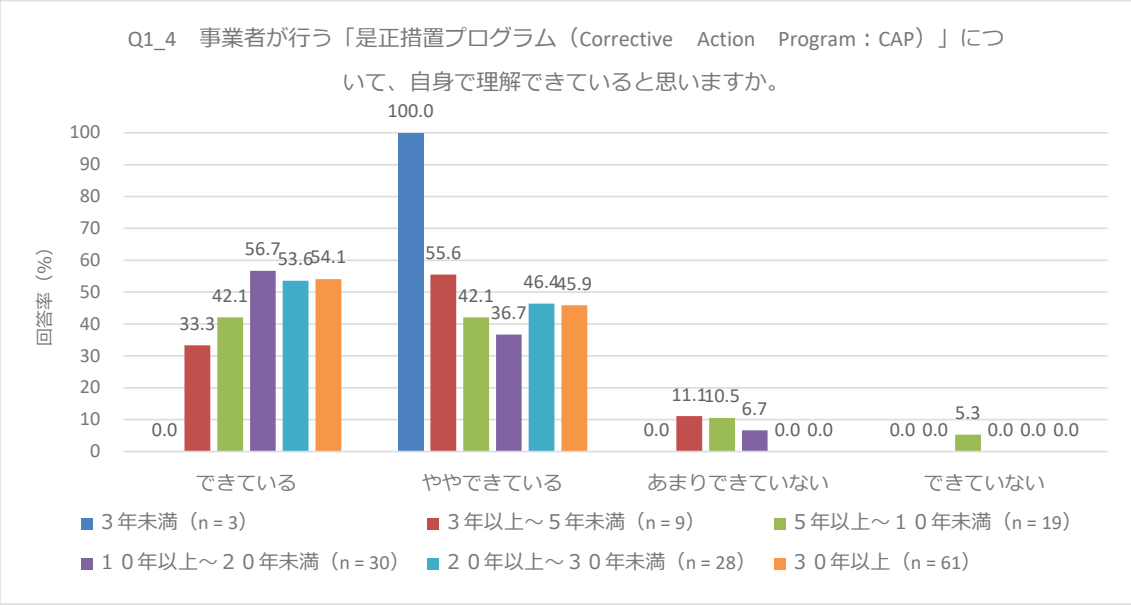

図 3-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×業務経験年数

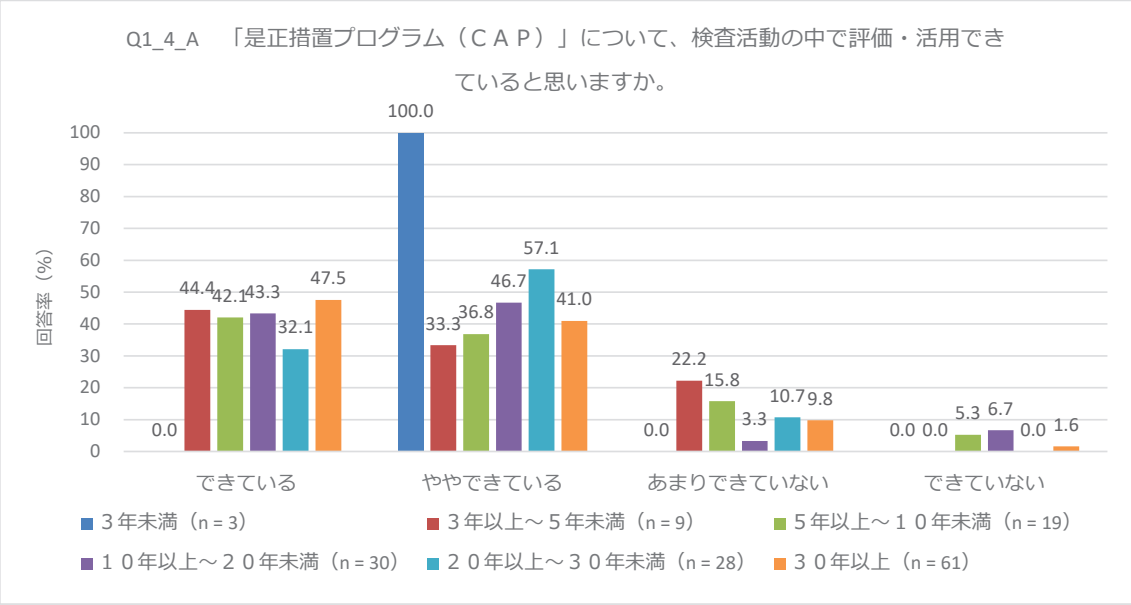

図 3-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×業務経験年数

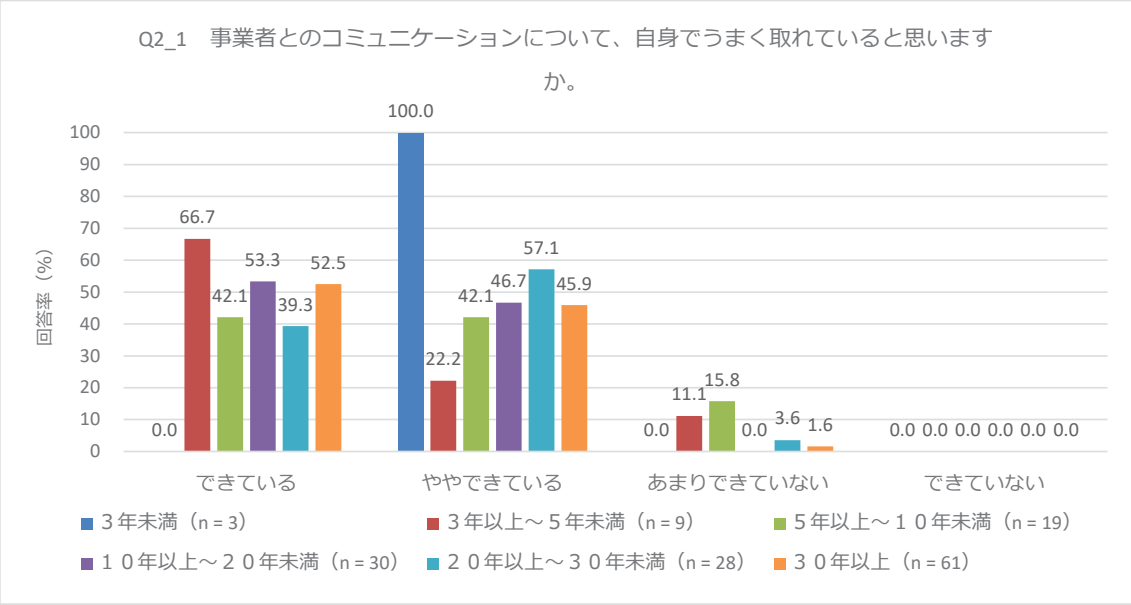

図 3-9　事業者とのコミュニケーション×業務経験年数

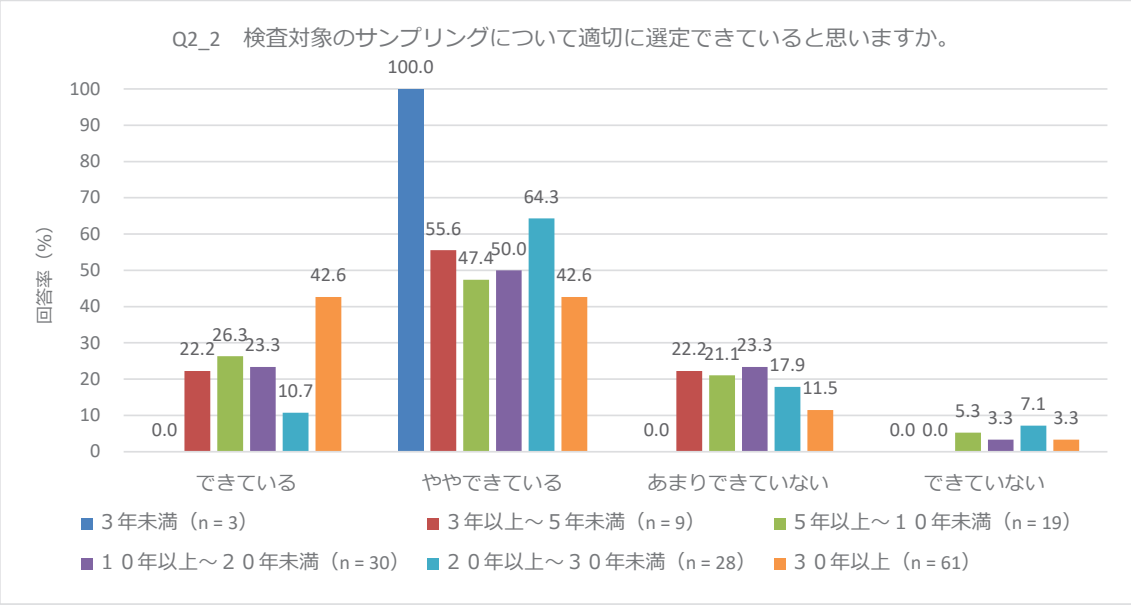

図 3-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×業務経験年数

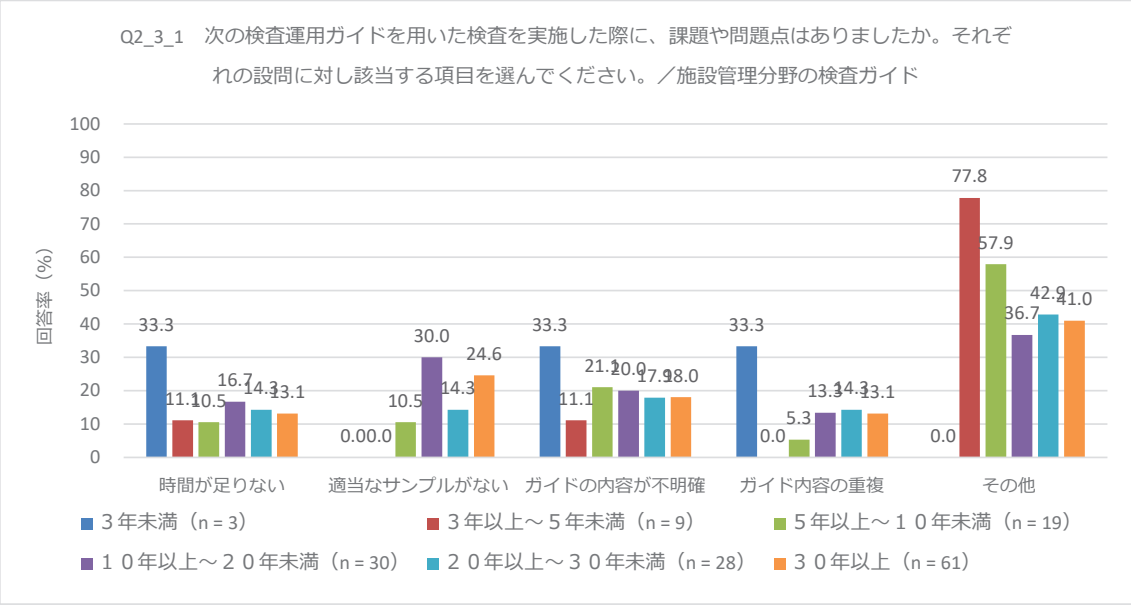

図 3-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×業務経験年数

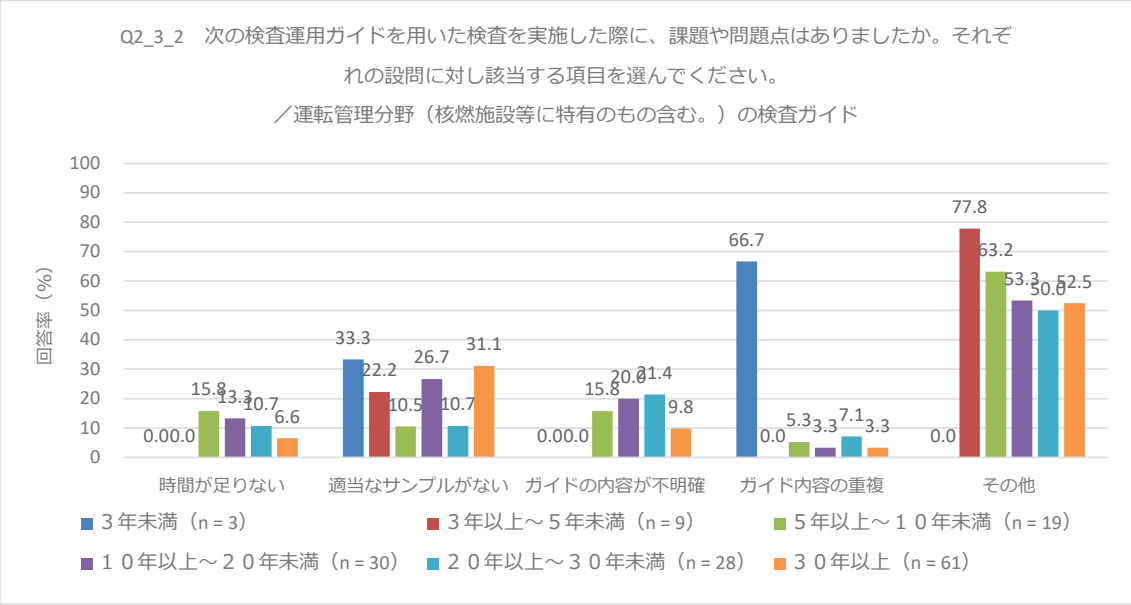

図 3-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×業務経験年数

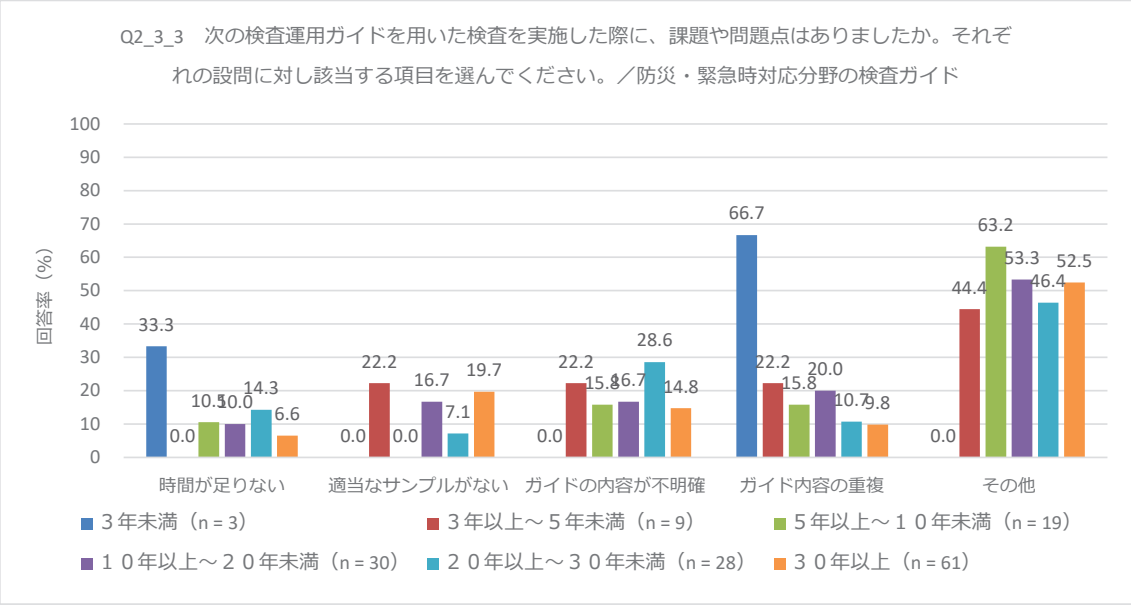

図 3-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×業務経験年数

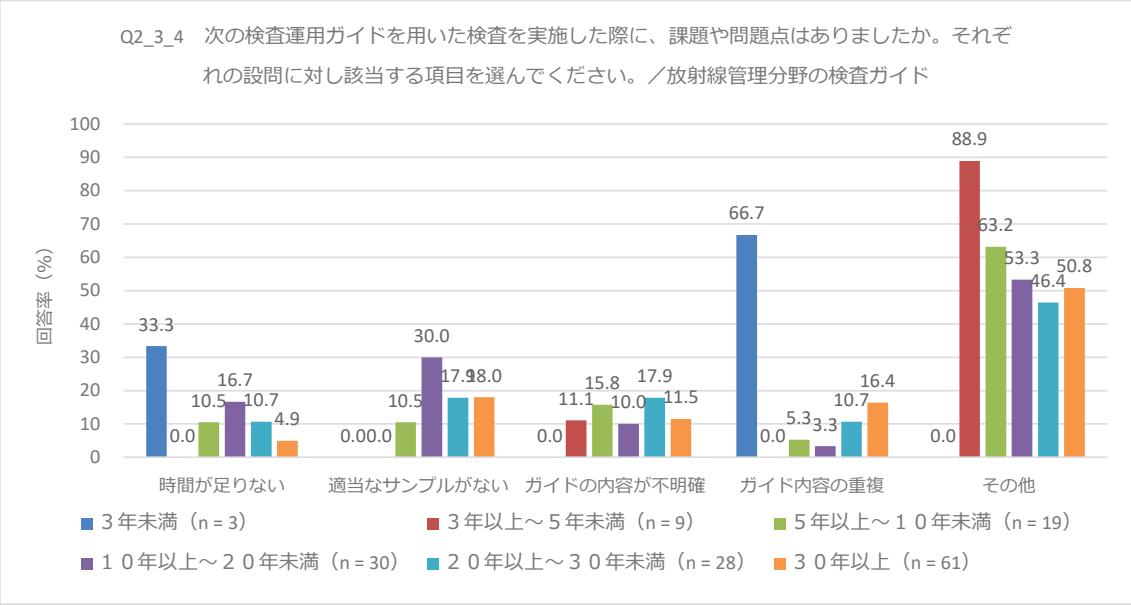

図 3-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×業務経験年数

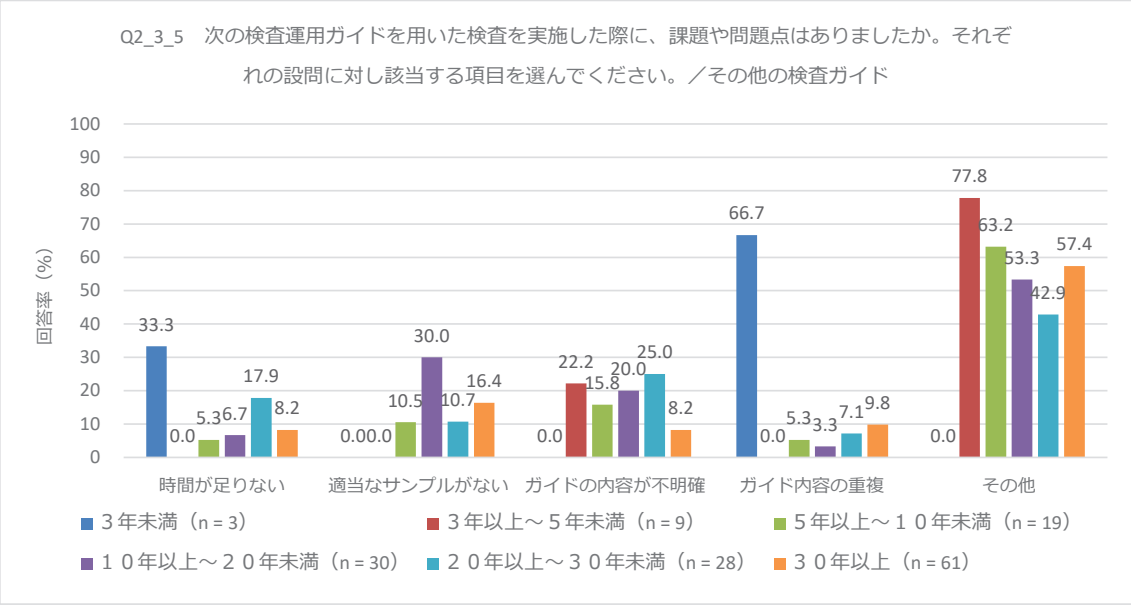

図 3-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×業務経験年数

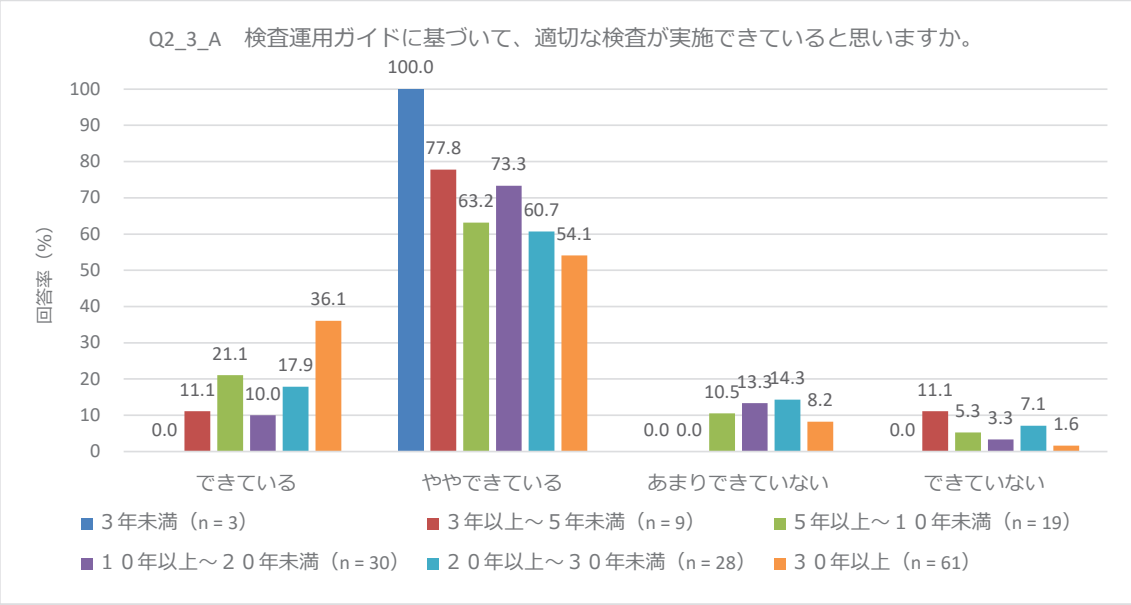

図 3-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×業務経験年数

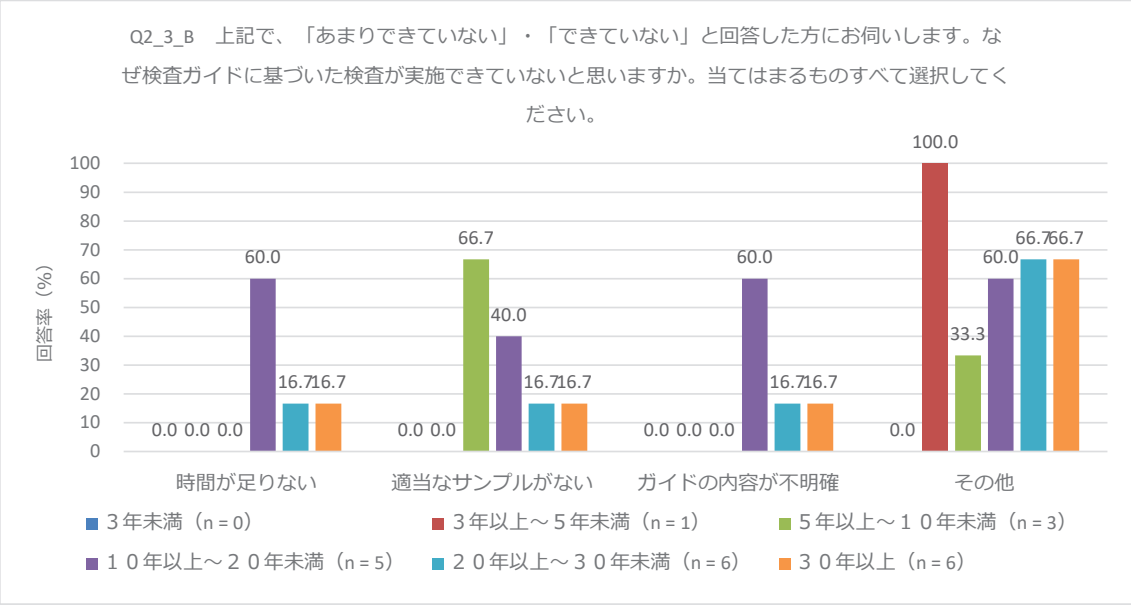

図 3-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×業務経験年数

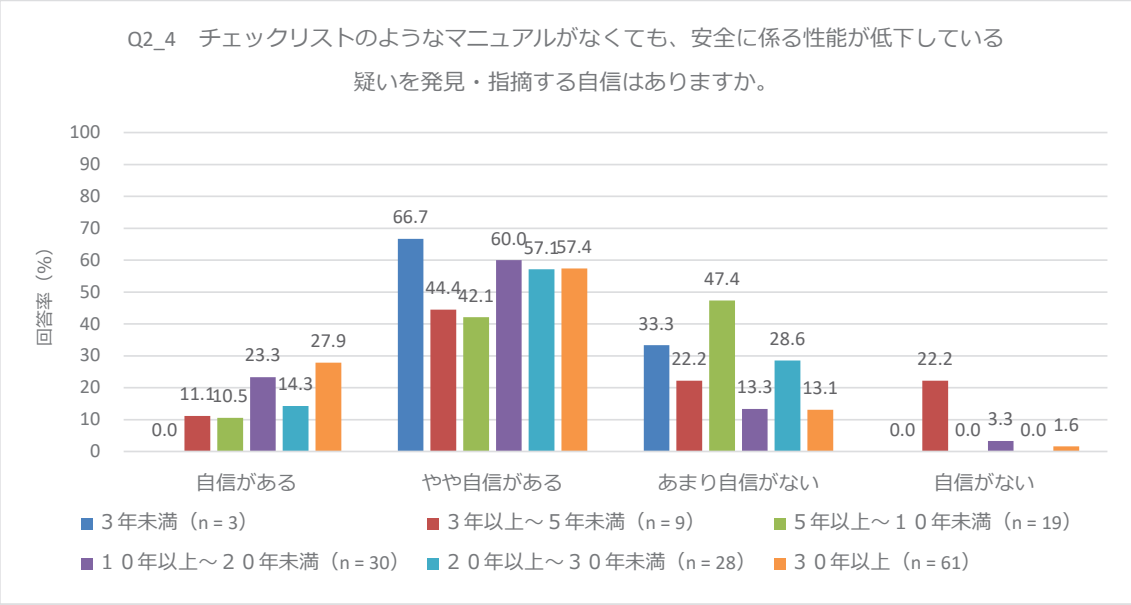

図 3-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×業務経験年数

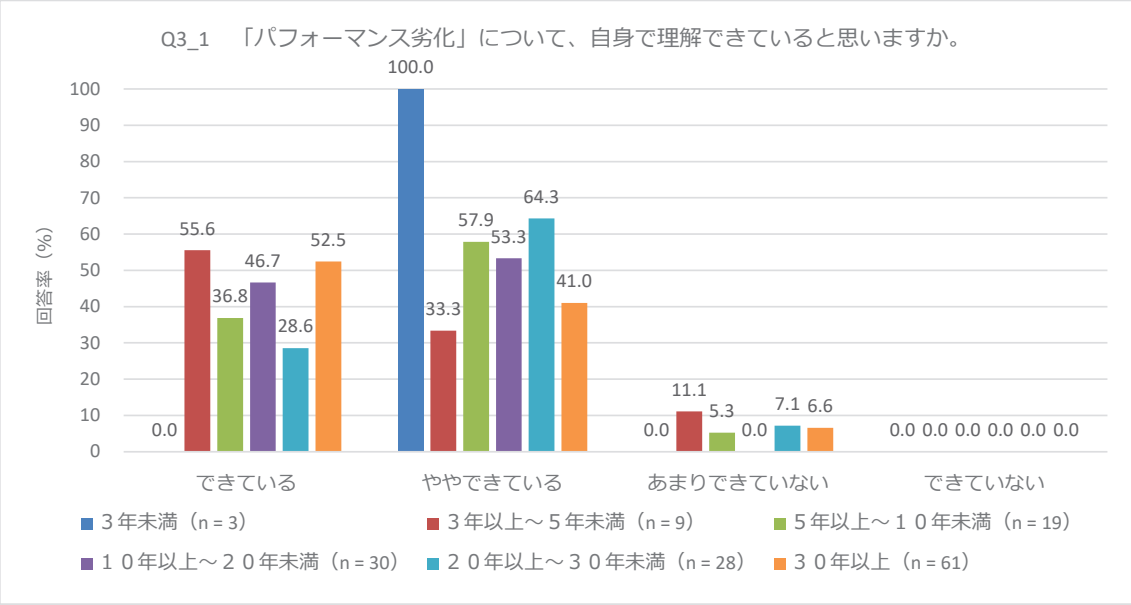

図 3-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×業務経験年数

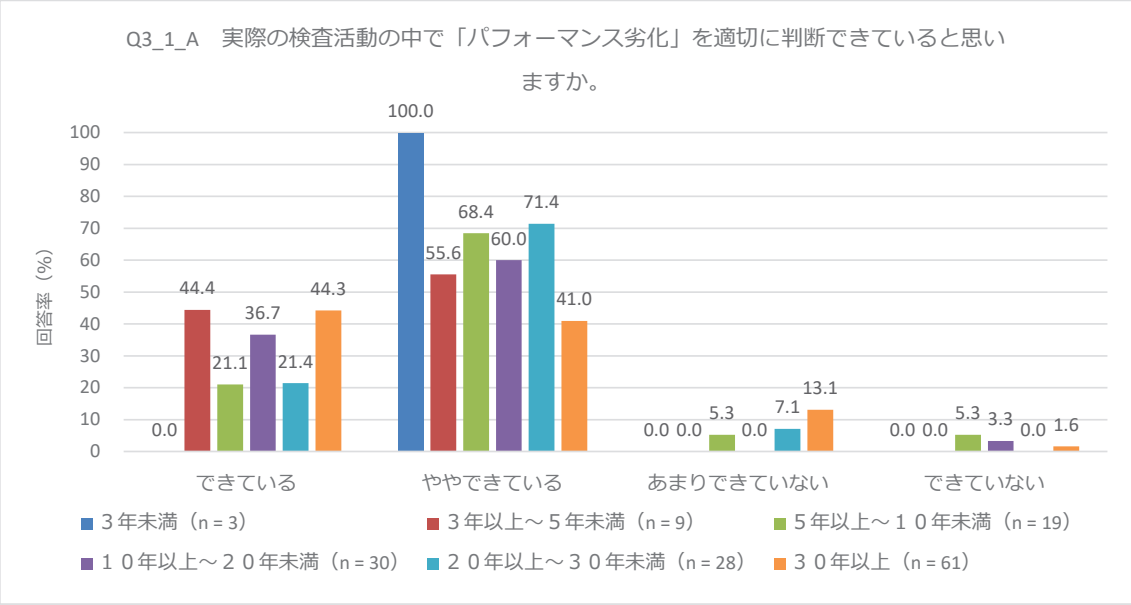

図 3-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×業務経験年数

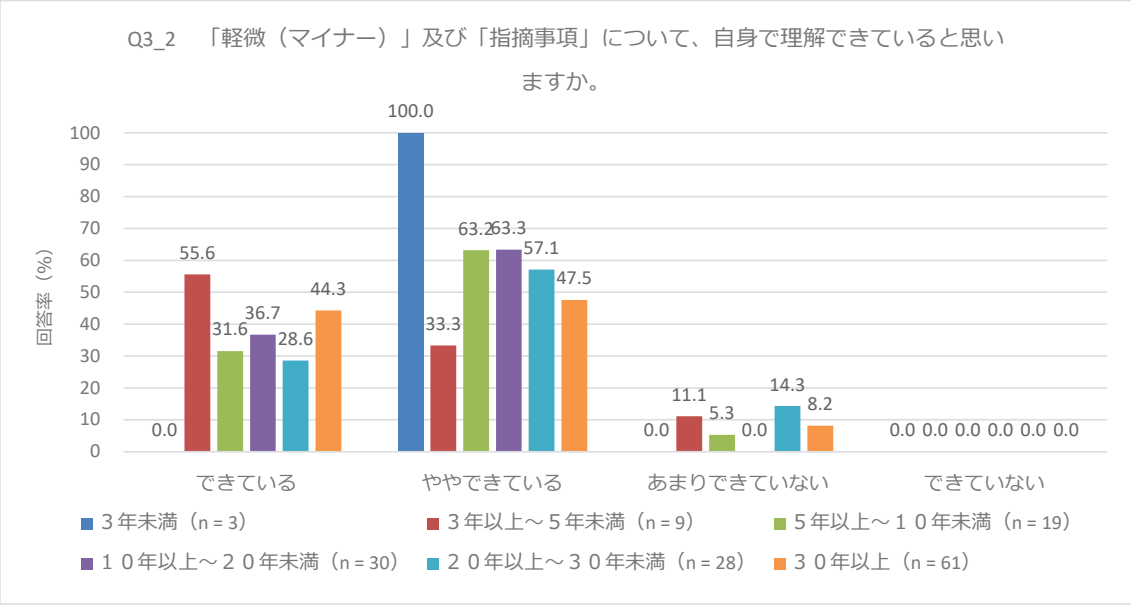

図 3-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×業務経験年数

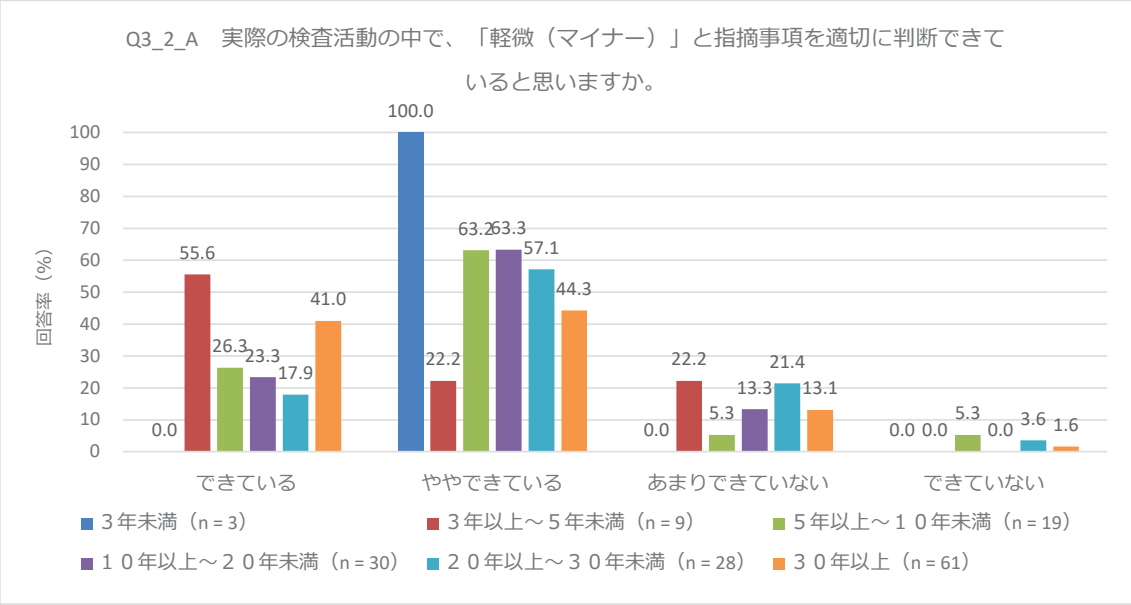

図 3-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×業務経験年数

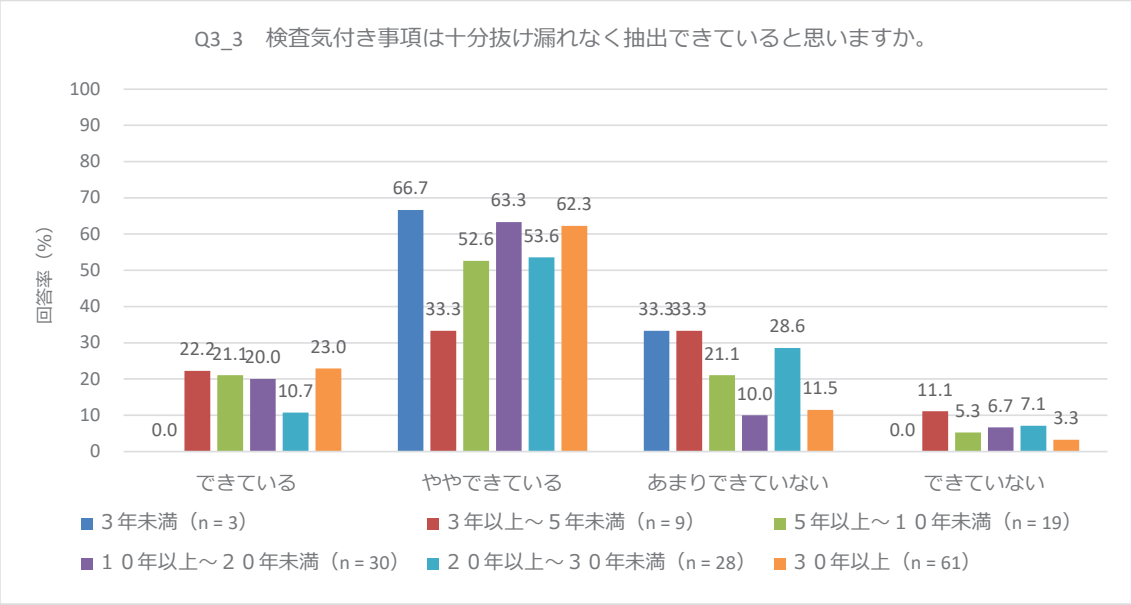

図 3-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×業務経験年数

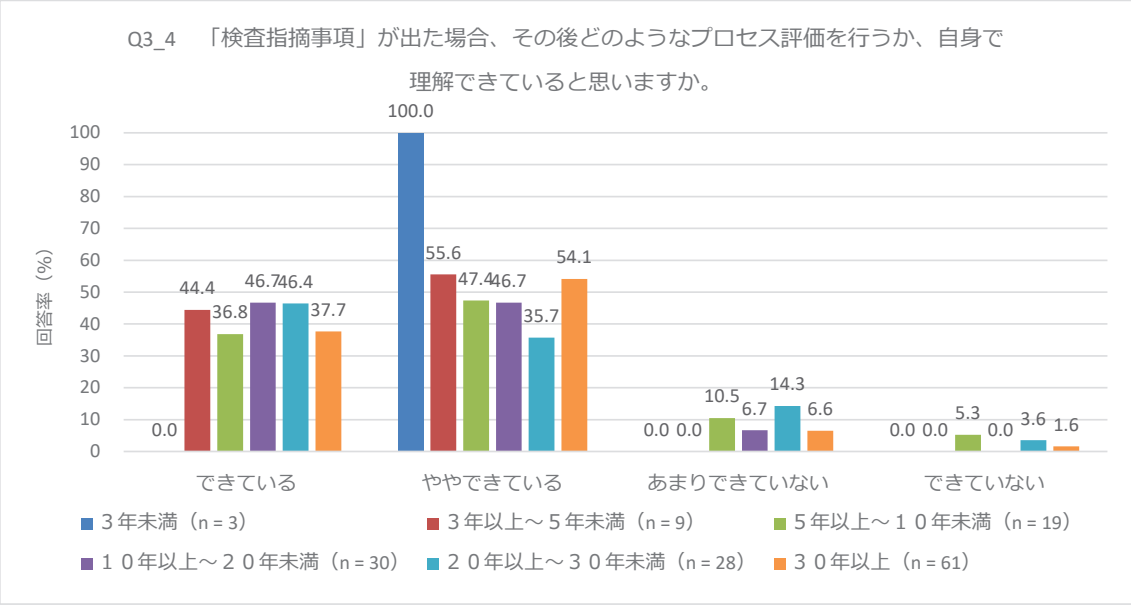

図 3-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×業務経験年数

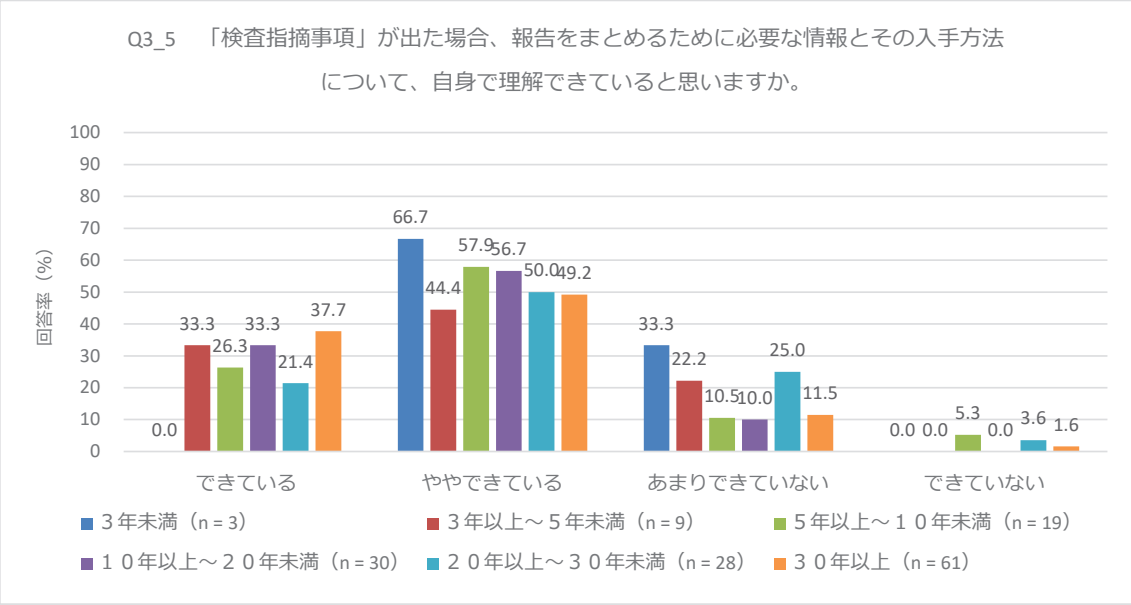

図 3-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×業務経験年数

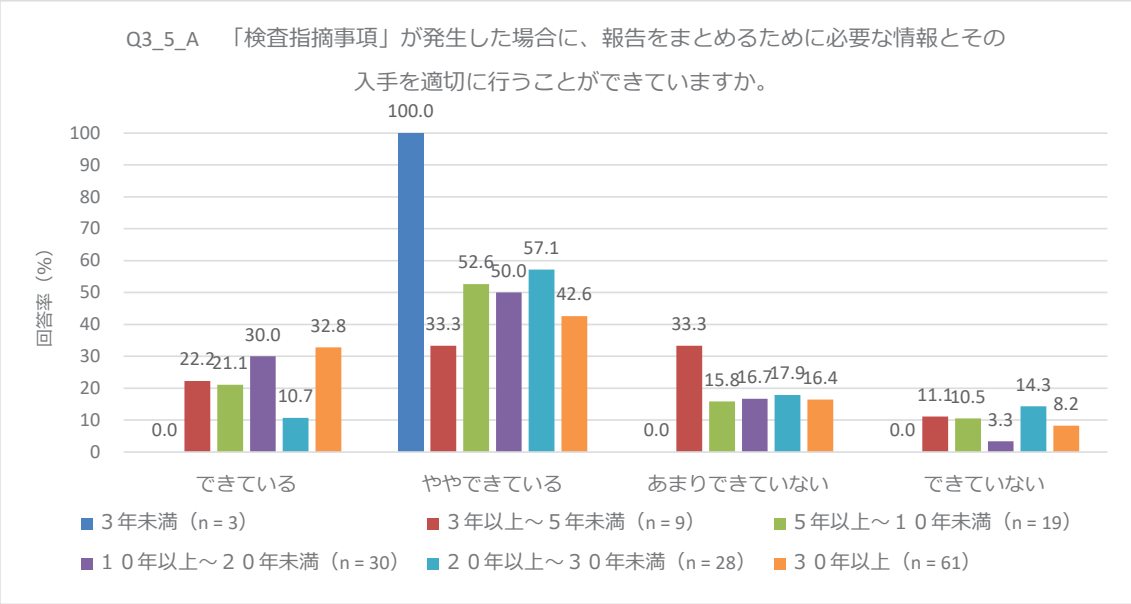

図 3-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×業務経験年数

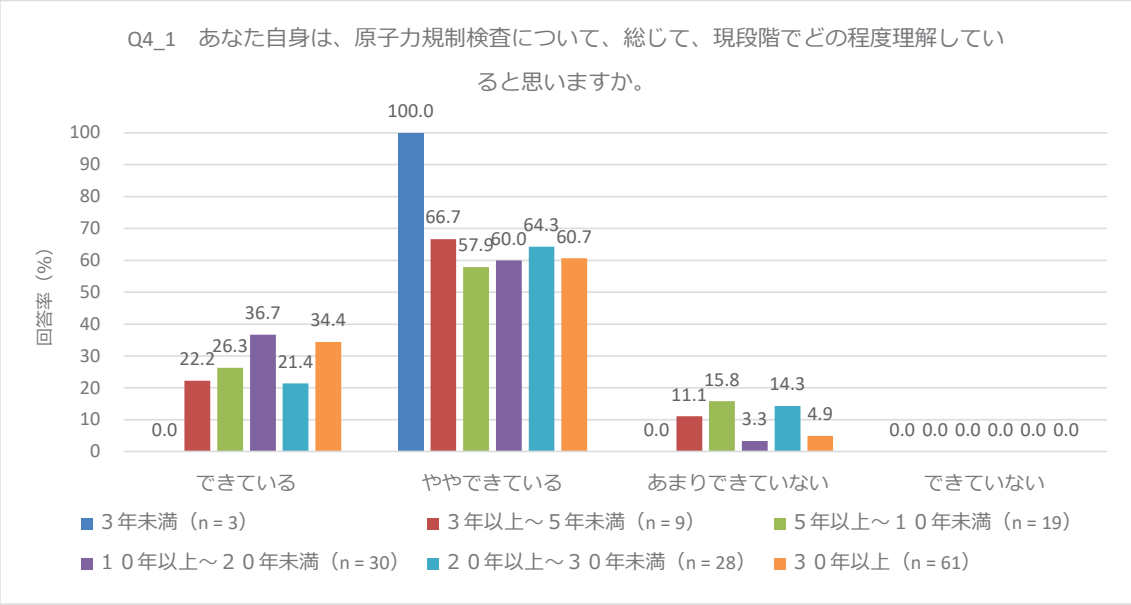

図 3-27　原子力規制検査における理解度×業務経験年数

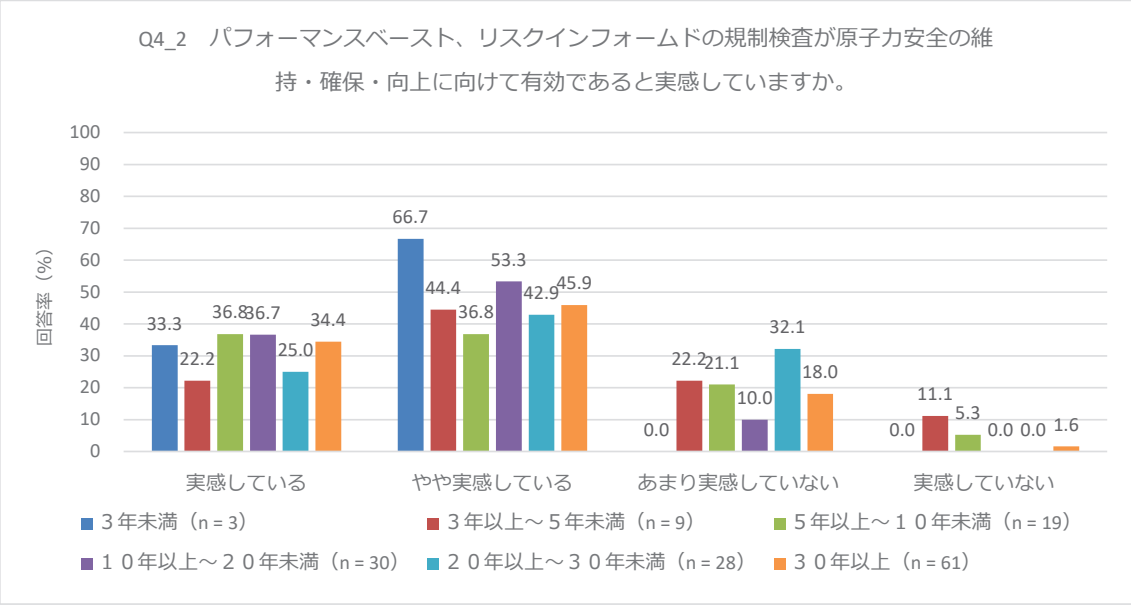

図 3-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×業務経験年数

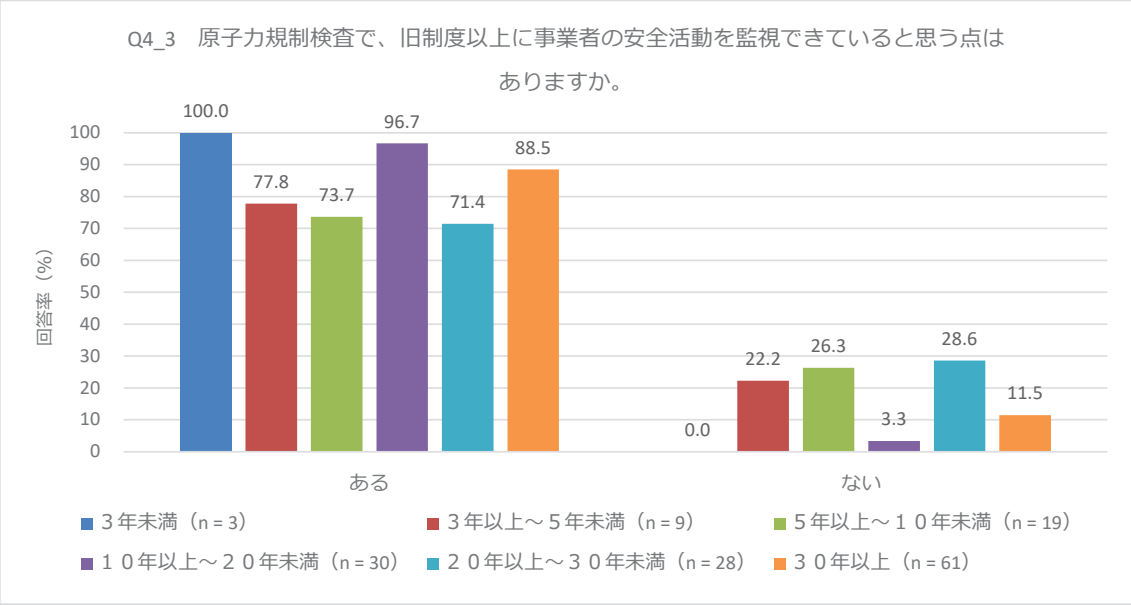

図 3-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×業務経験年数

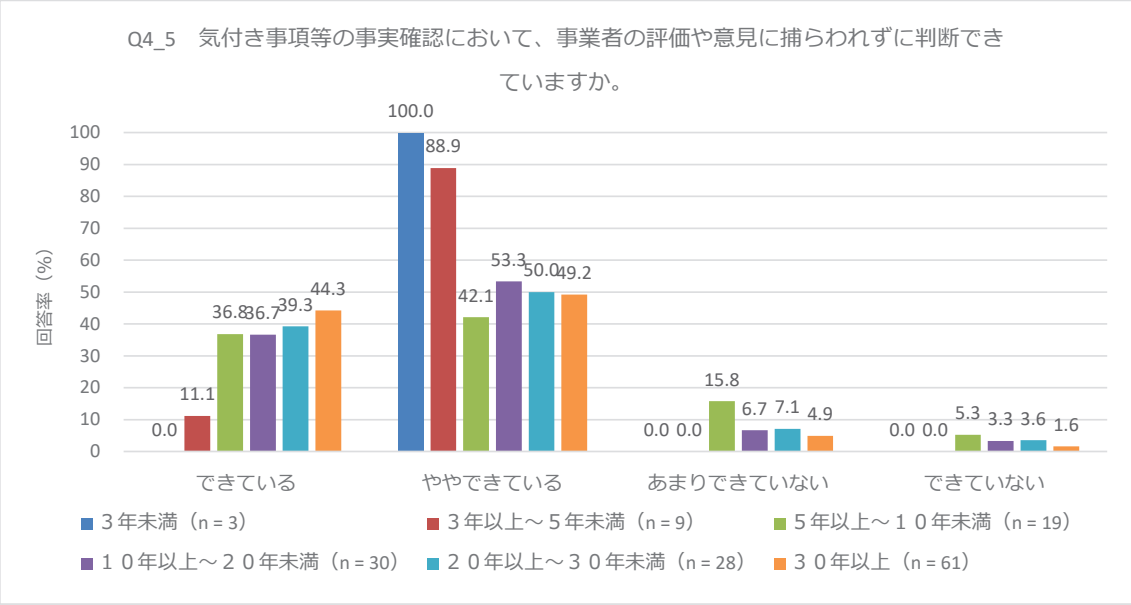

図 3-30　気付き事項等の事実確認における判断×業務経験年数

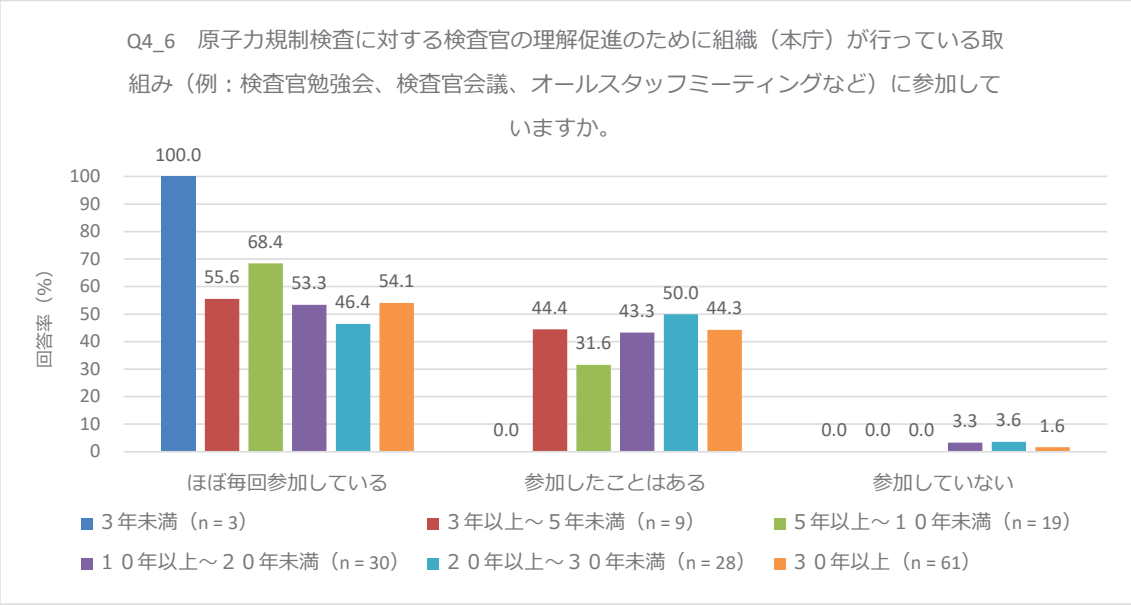

図 3-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×業務経験年数

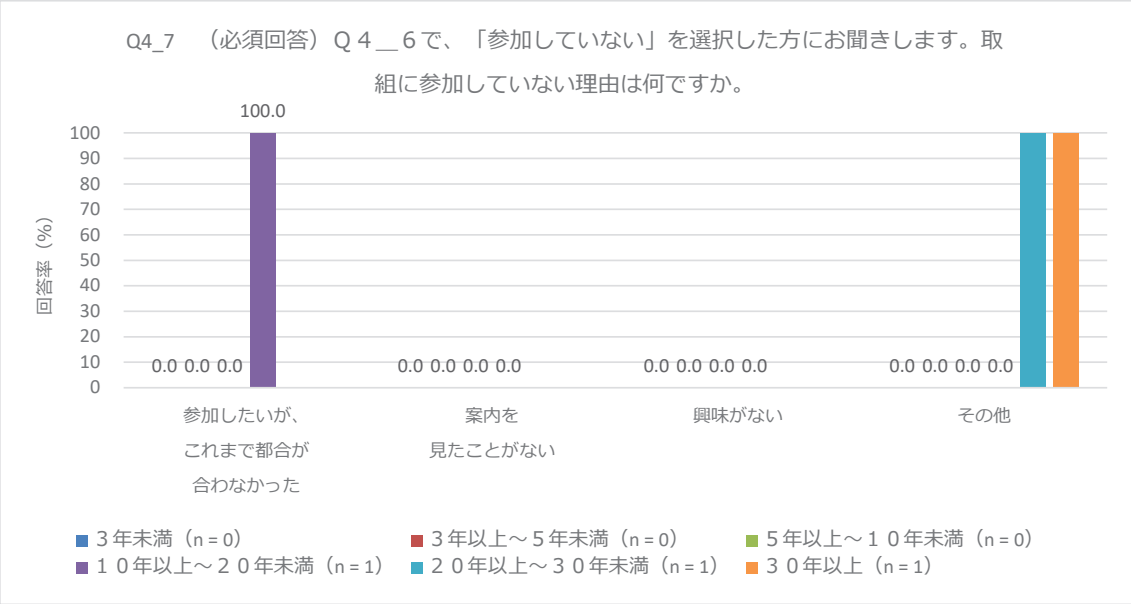

図 3-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×業務経験年数

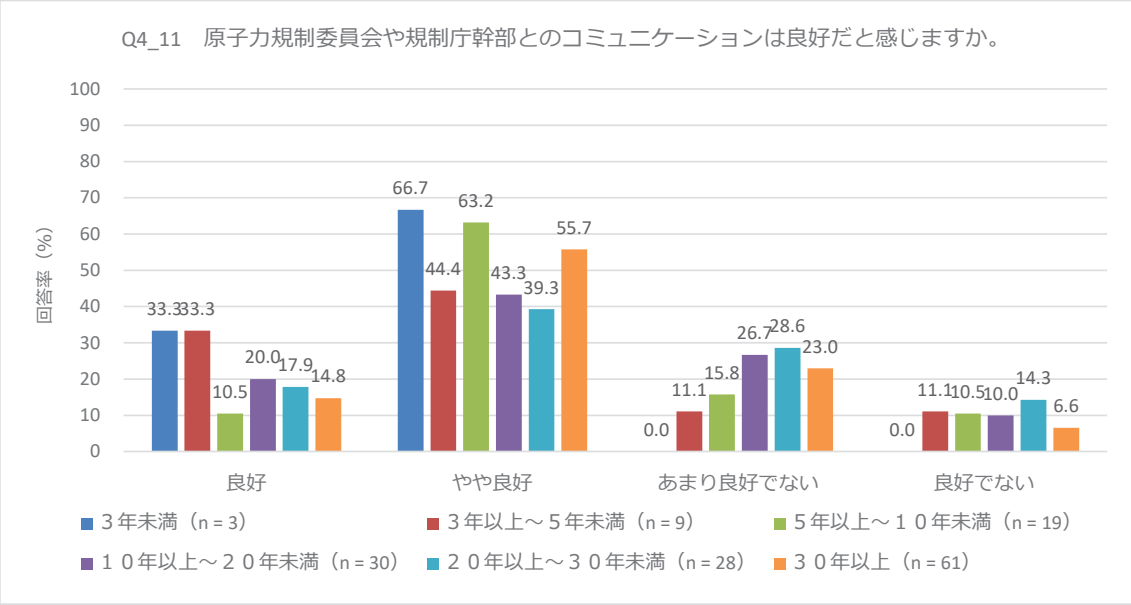

図 3-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×業務経験年数

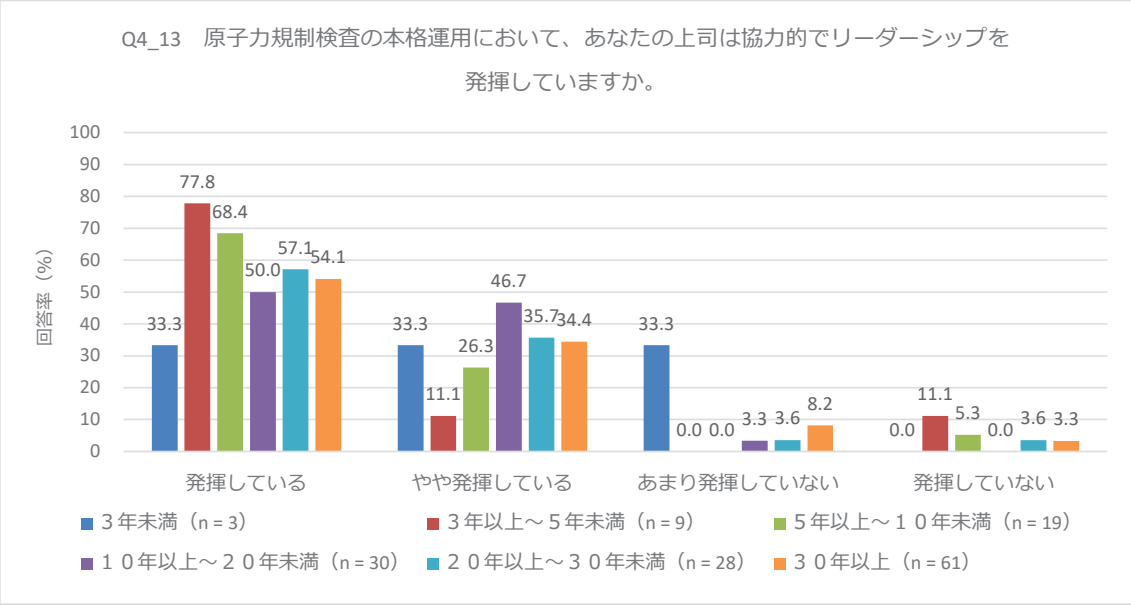

図 3-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×業務経験年数

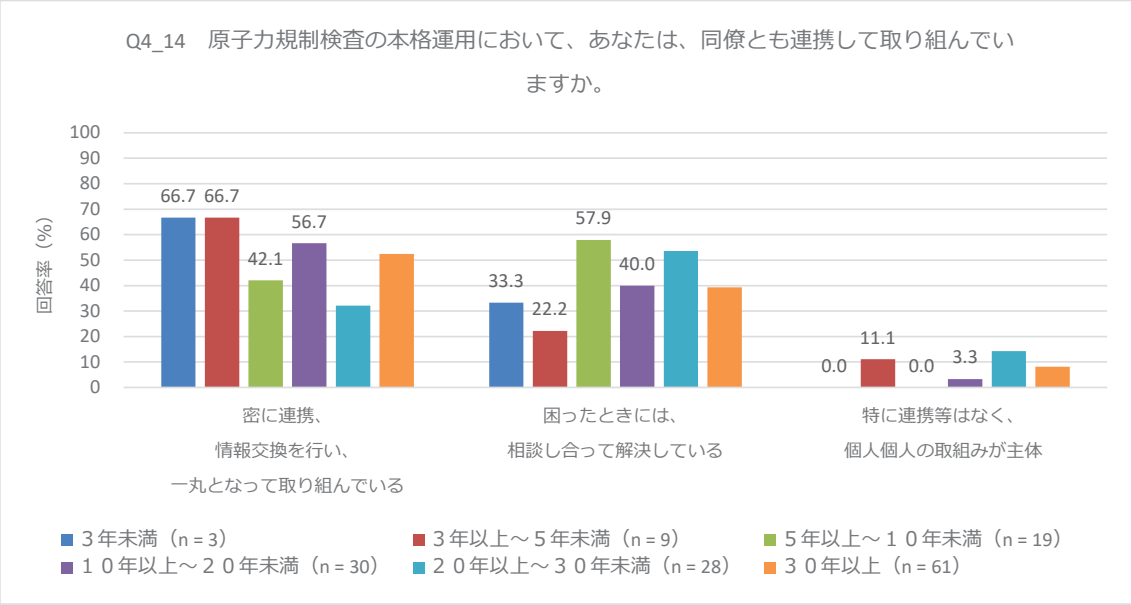

図 3-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×業務経験年数

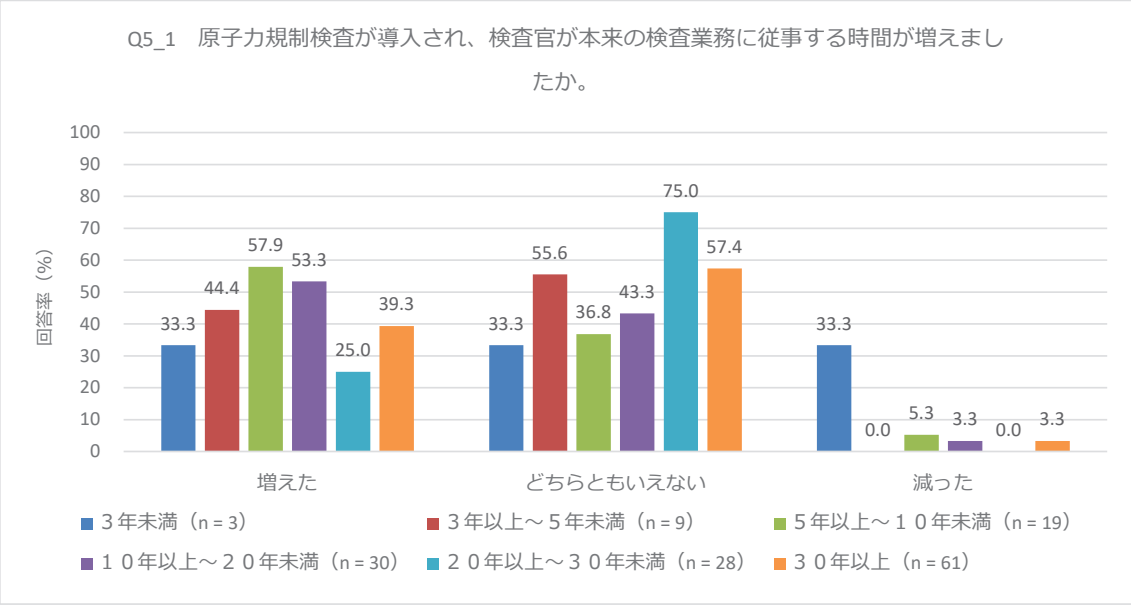

図 3-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×業務経験年数

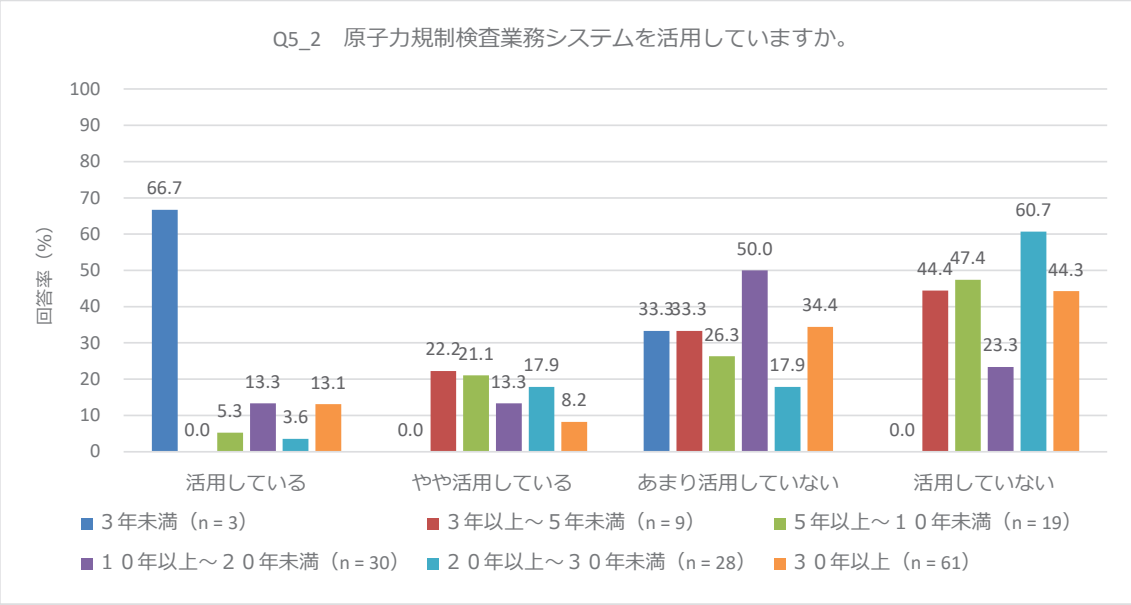

図 3-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×業務経験年数

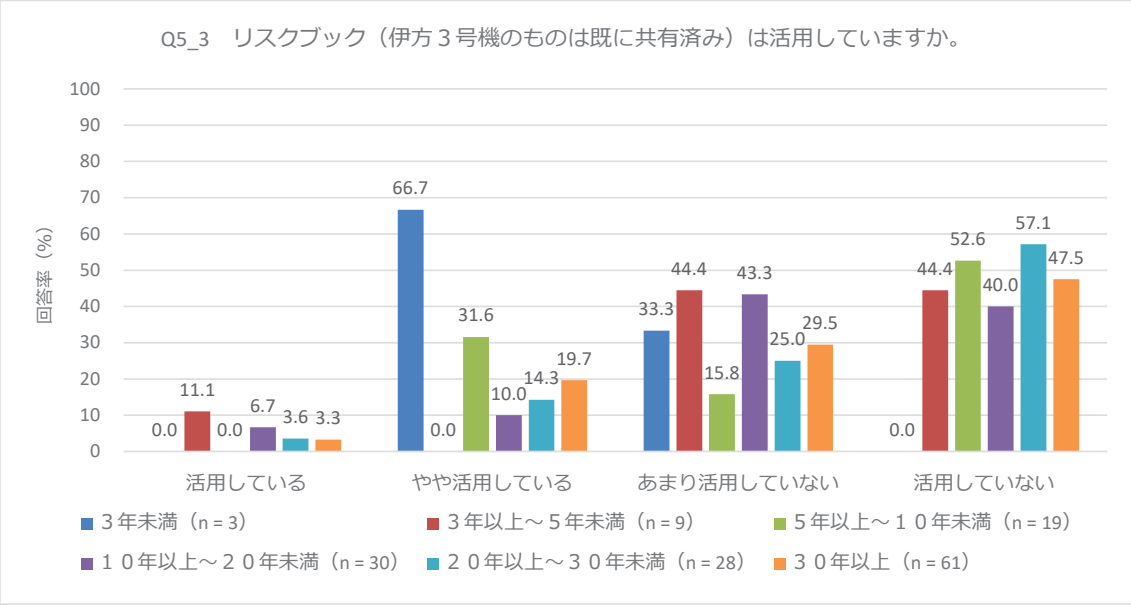

図 3-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×業務経験年数

4. クロス集計結果（検査経験年数、検査官資格未取得者を除く）

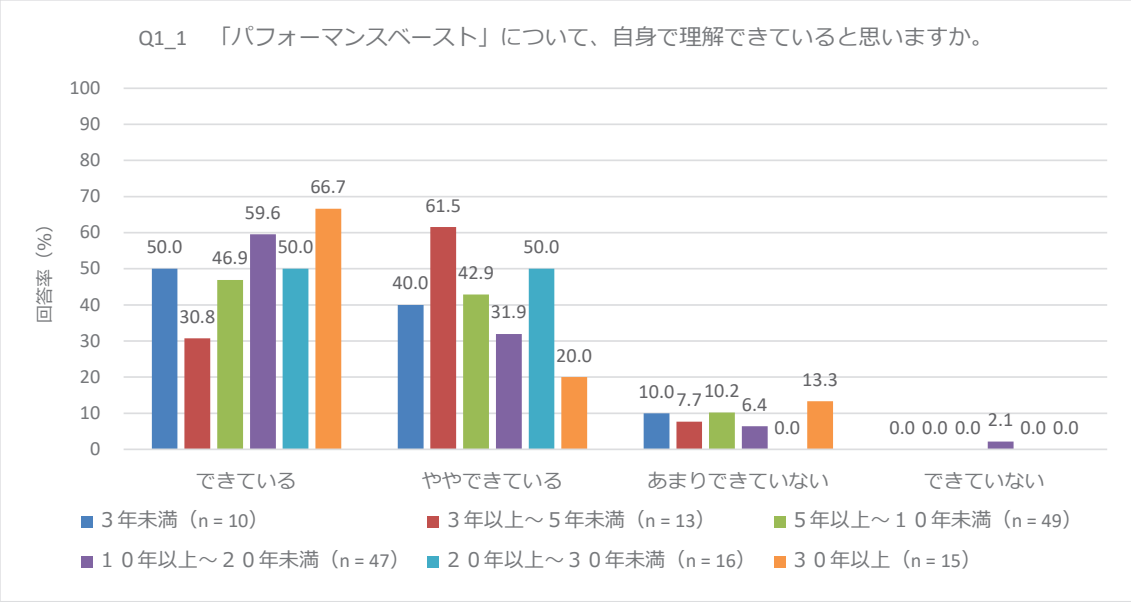

図 4-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×検査経験年数

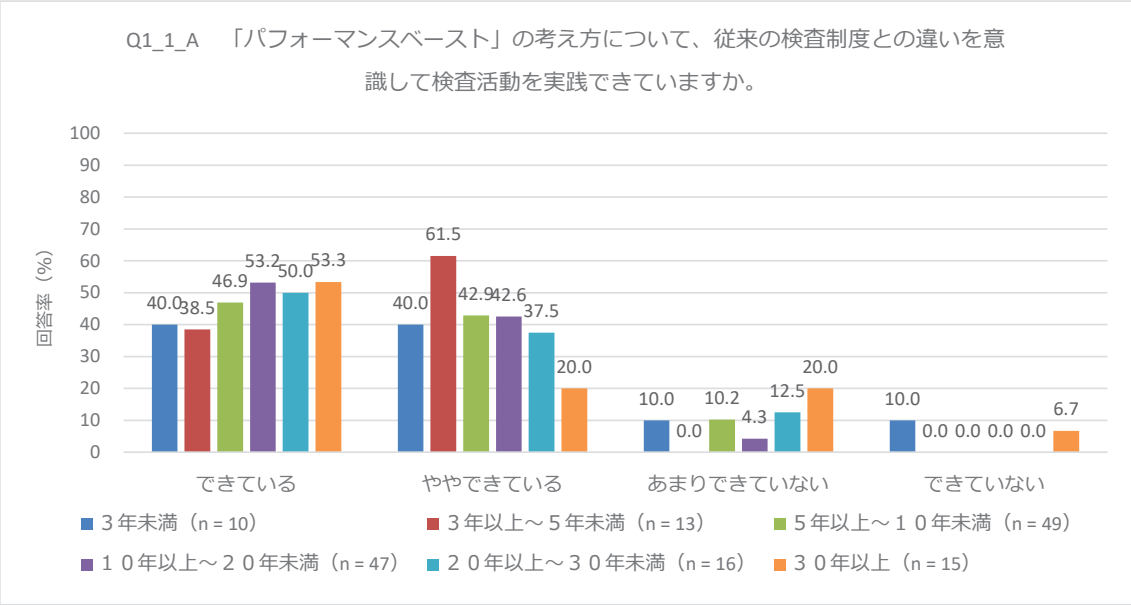

図 4-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×検査経験年数

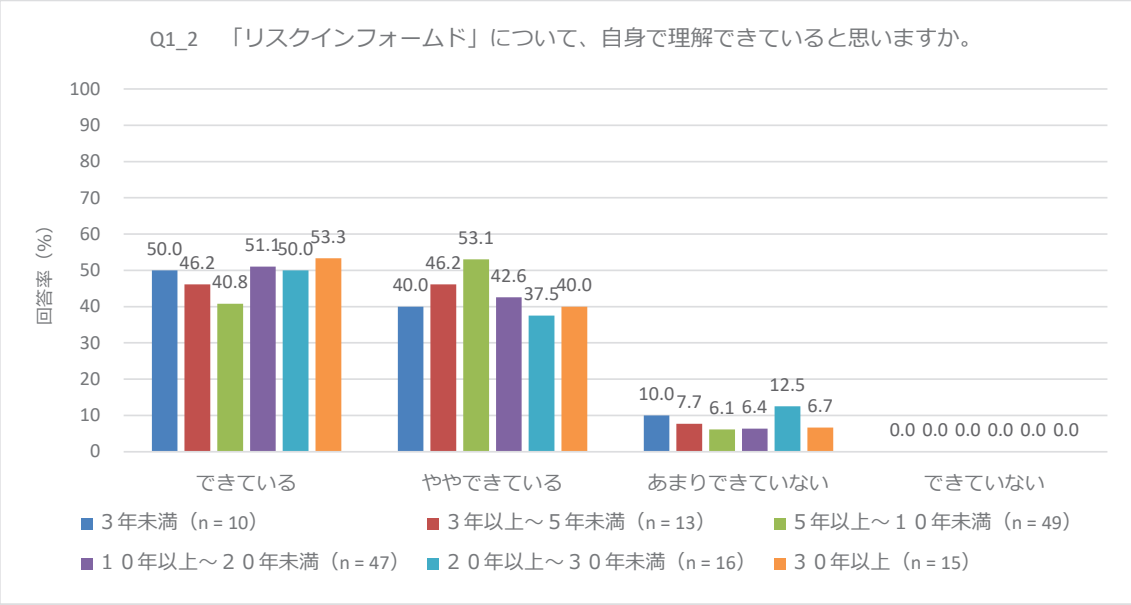

図 4-3　「リスクインフォームド」についての理解度×検査経験年数

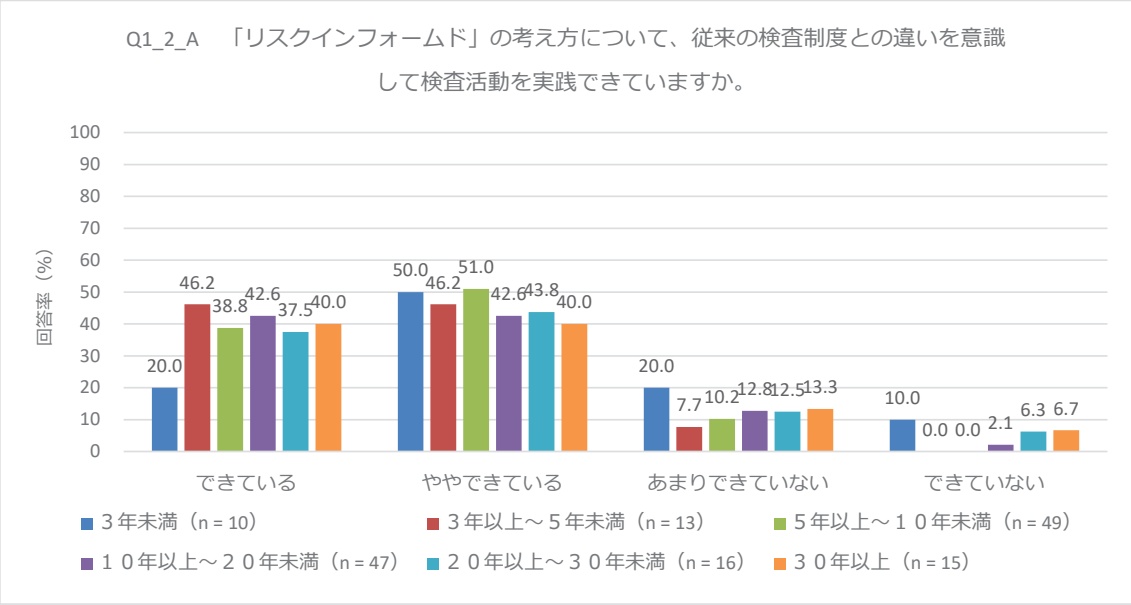

図 4-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×検査経験年数

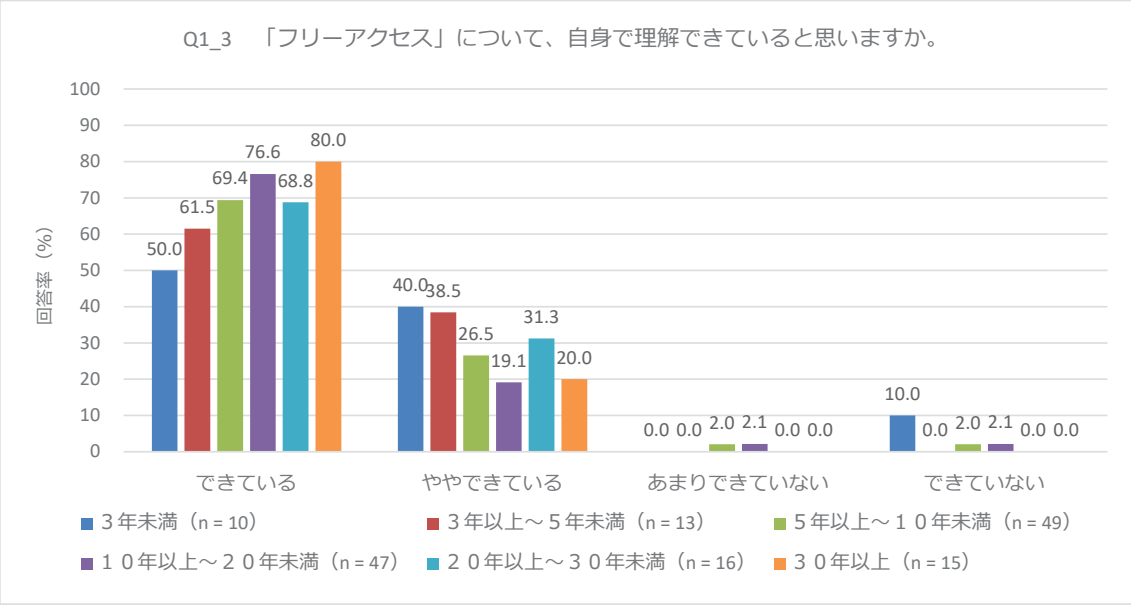

図 4-5　「フリーアクセス」についての理解度×検査経験年数

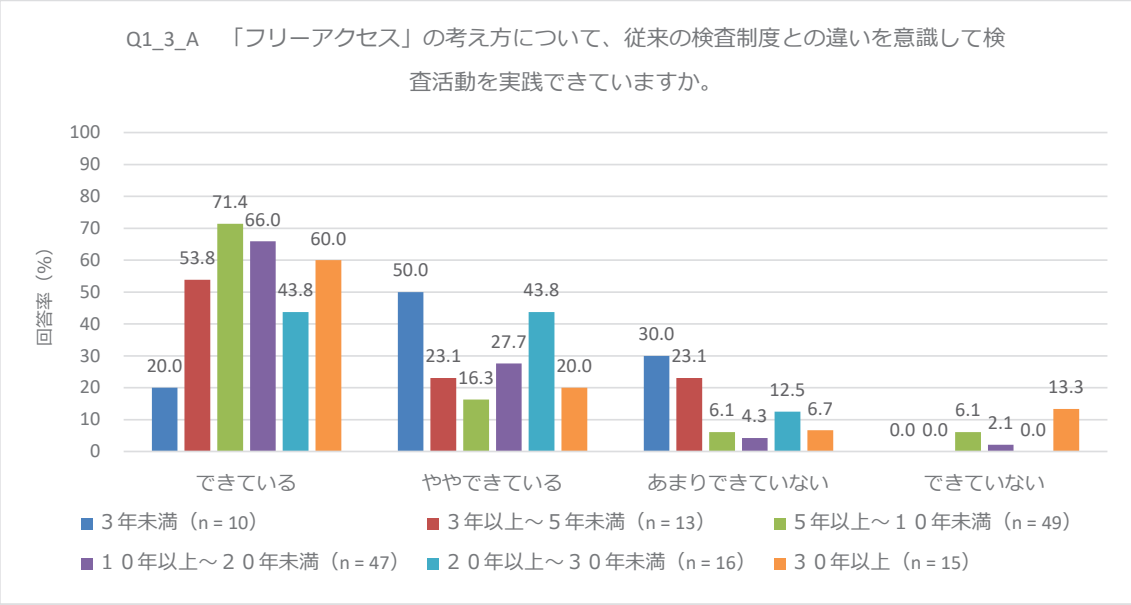

図 4-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×検査経験年数

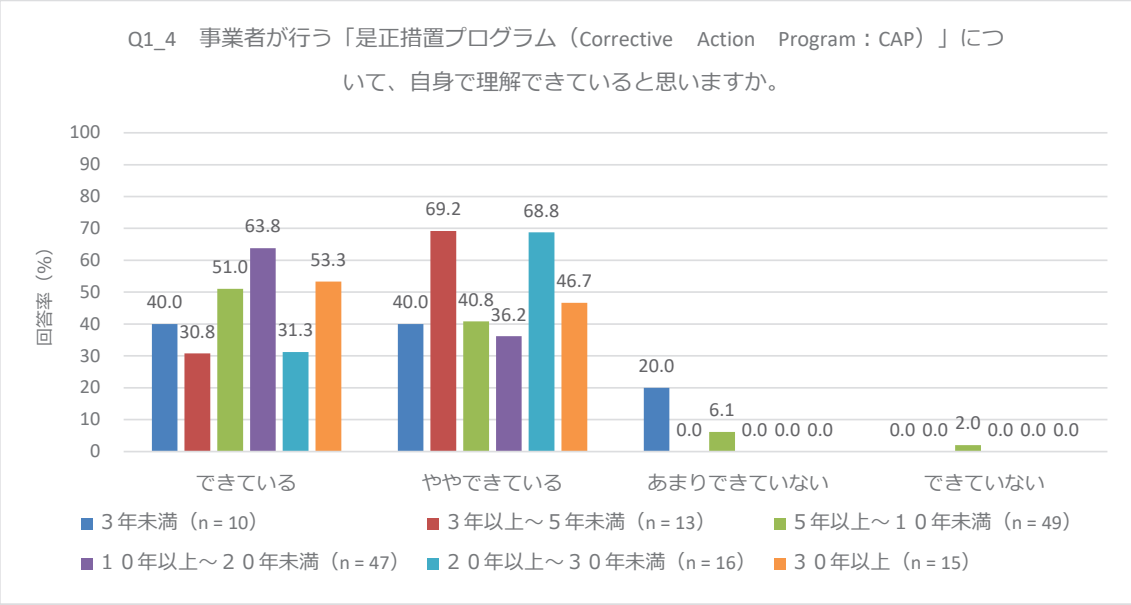

図 4-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×検査経験年数

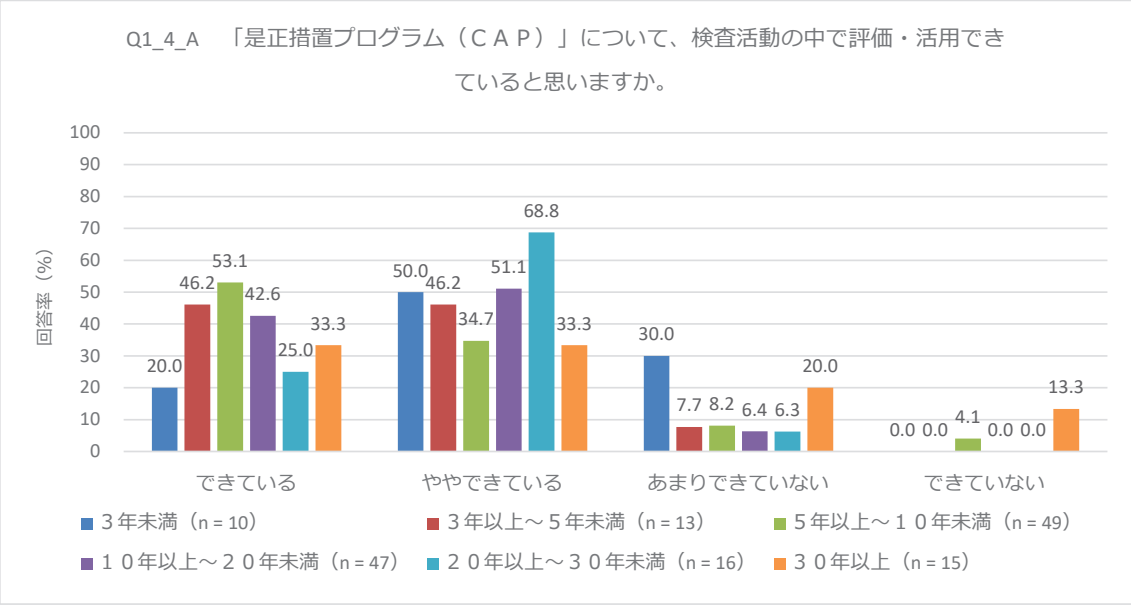

図 4-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×検査経験年数

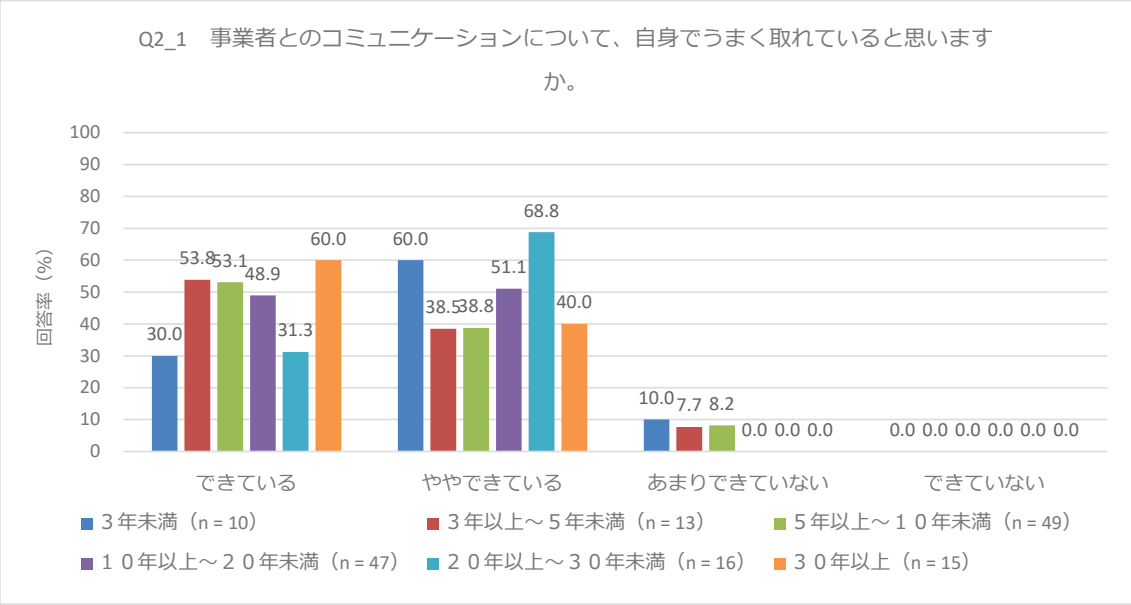

図 4-9　事業者とのコミュニケーション×検査経験年数

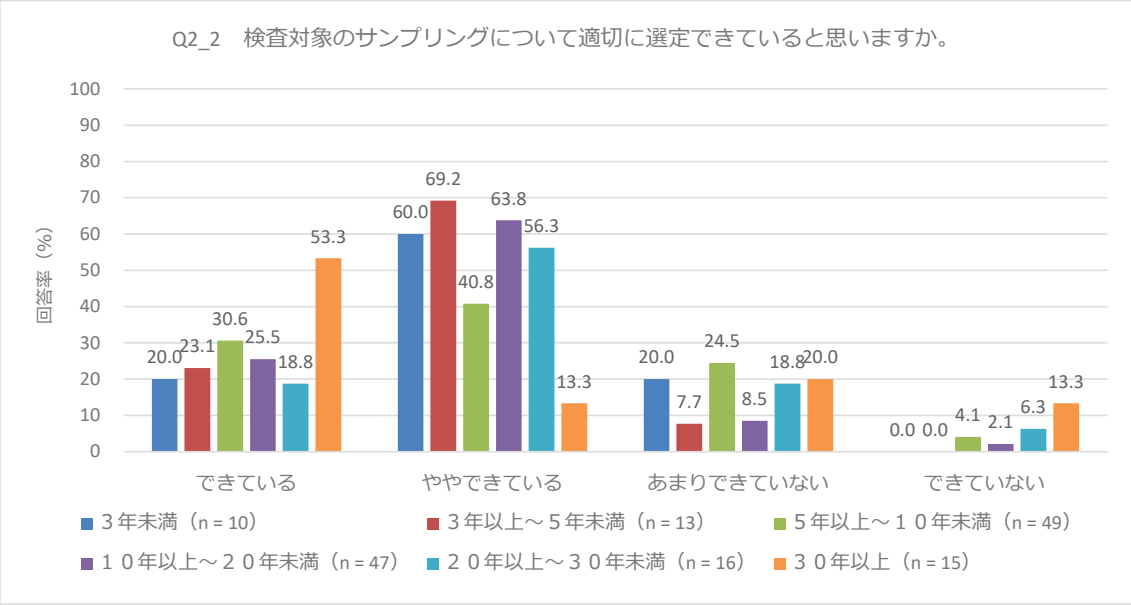

図 4-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×検査経験年数

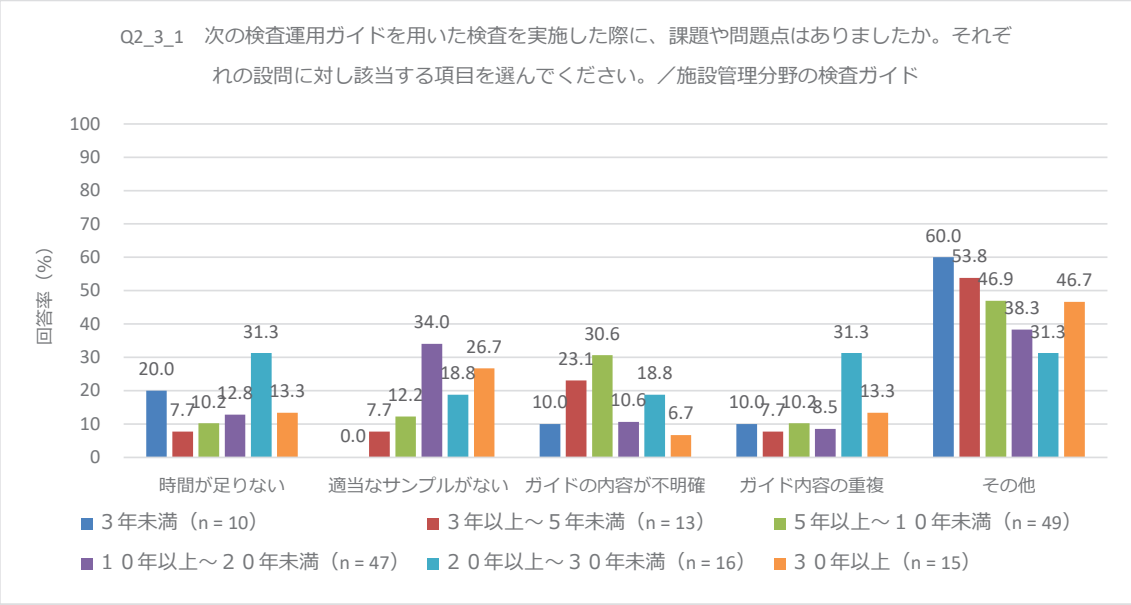

図 4-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×検査経験年数

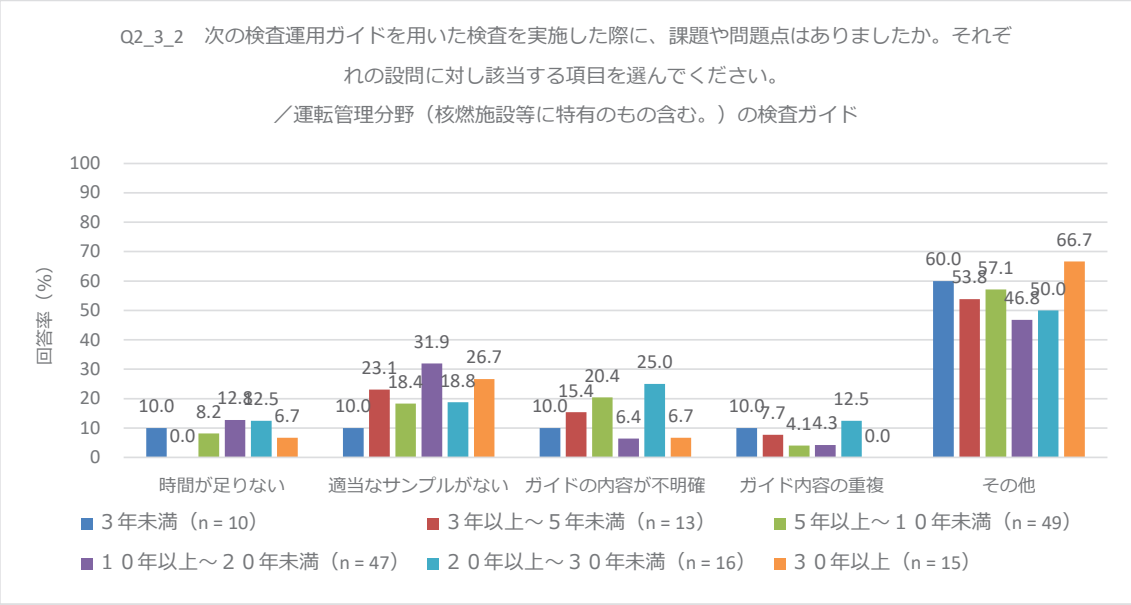

図 4-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×検査経験年数

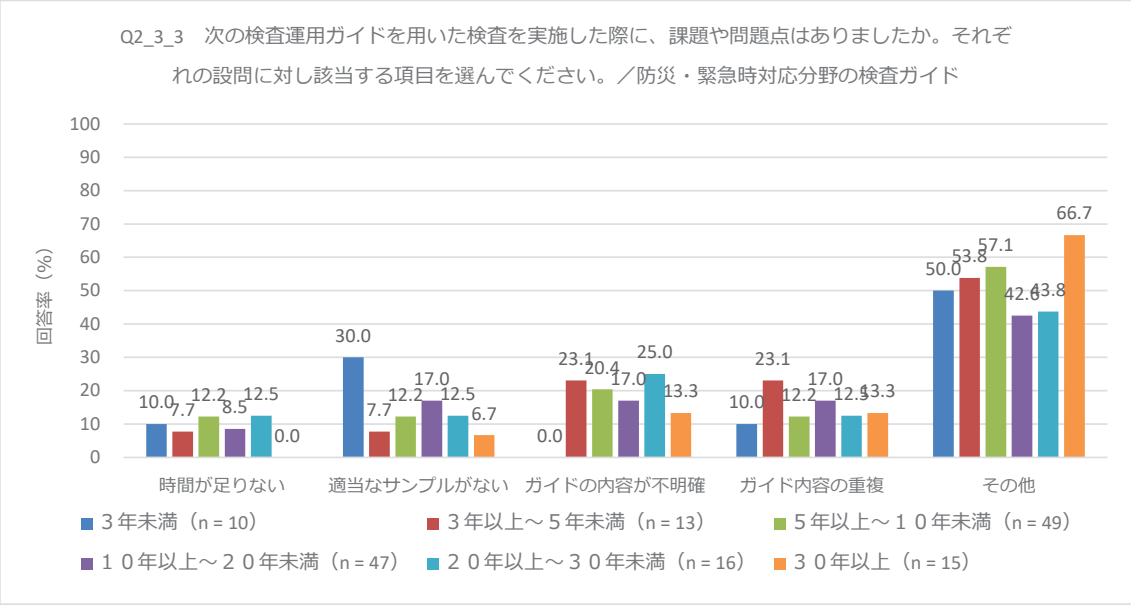

図 4-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×検査経験年数

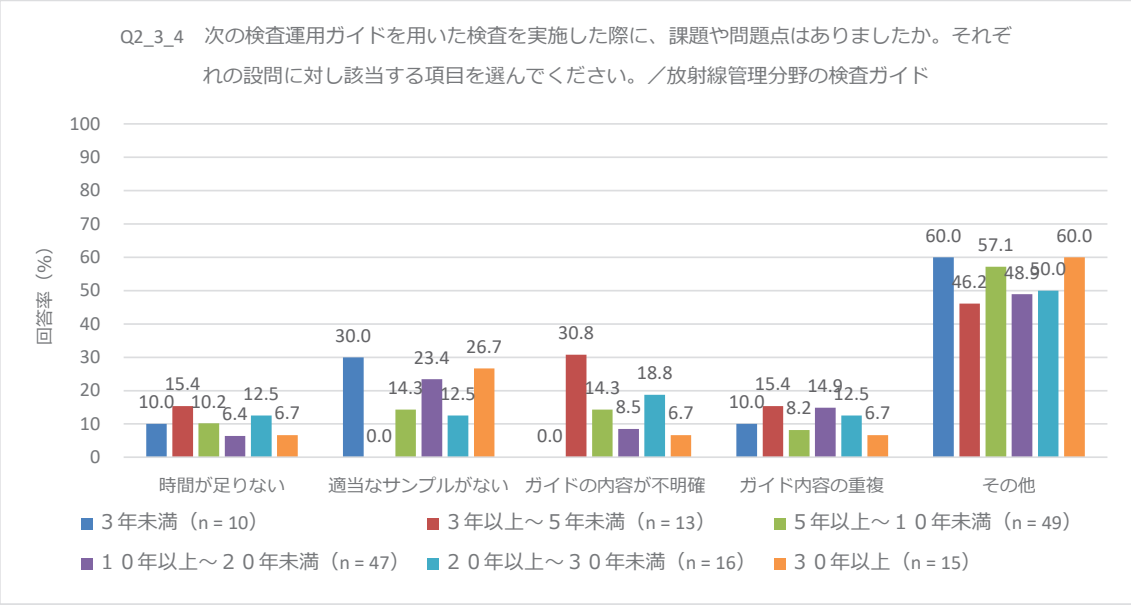

図 4-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×検査経験年数

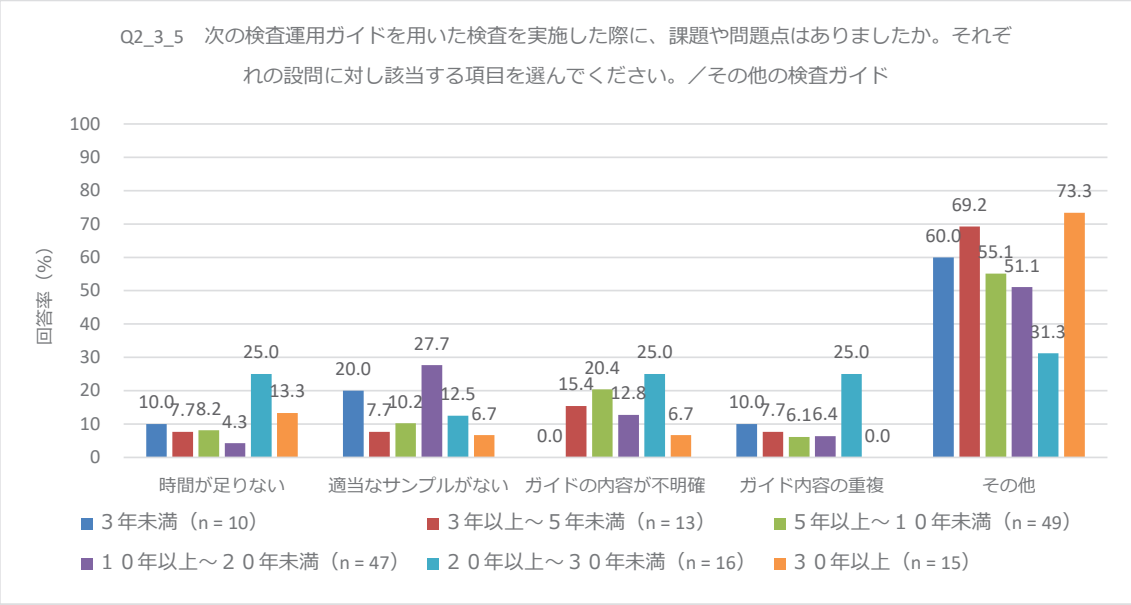

図 4-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×検査経験年数

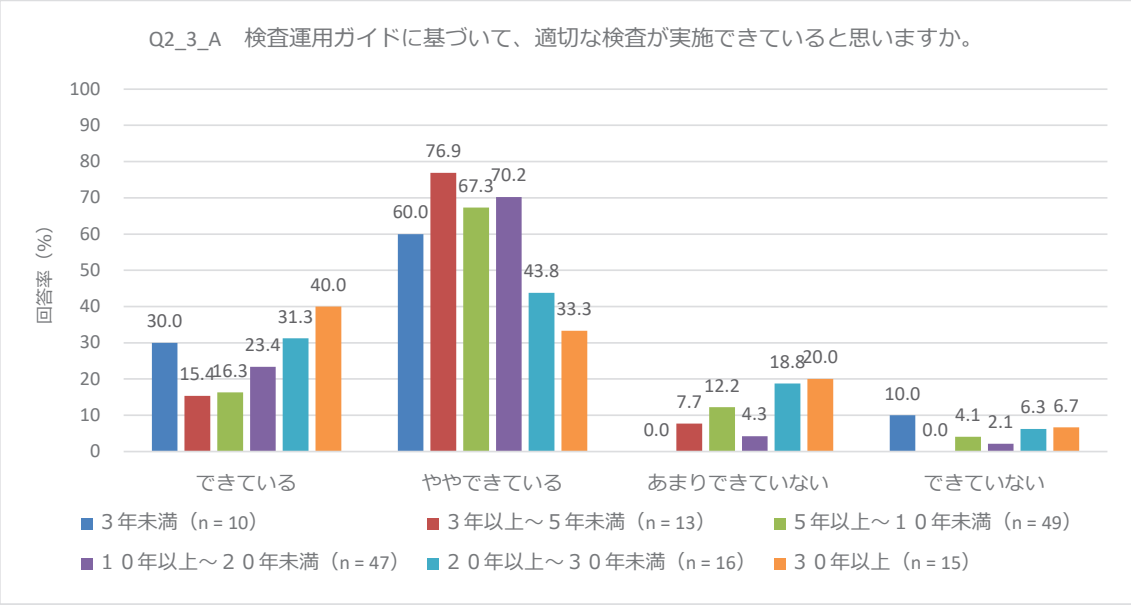

図 4-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×検査経験年数

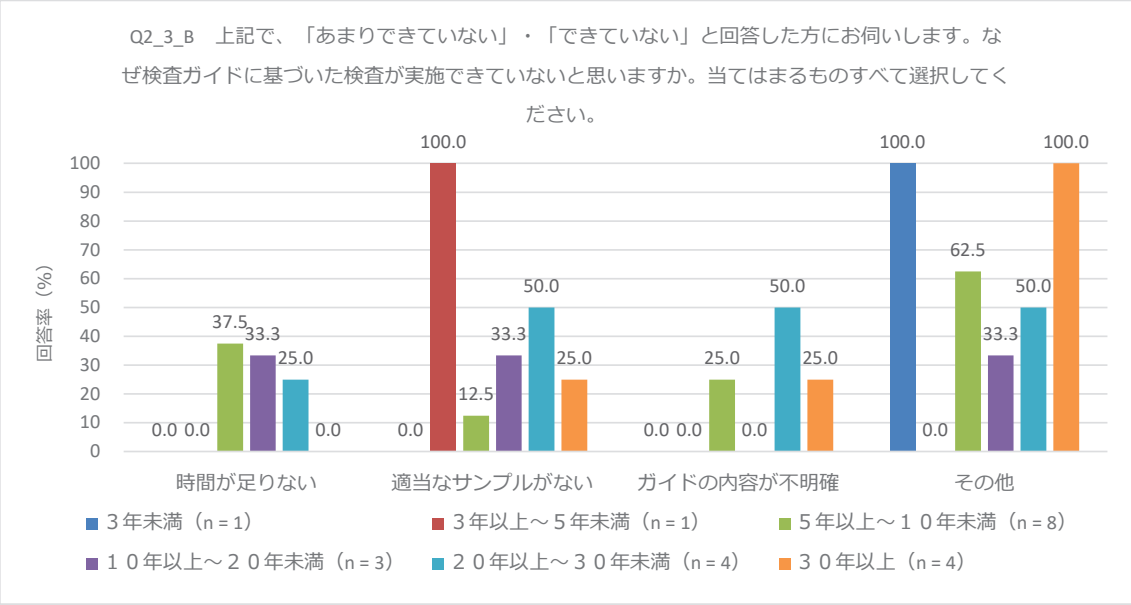

図 4-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×検査経験年数

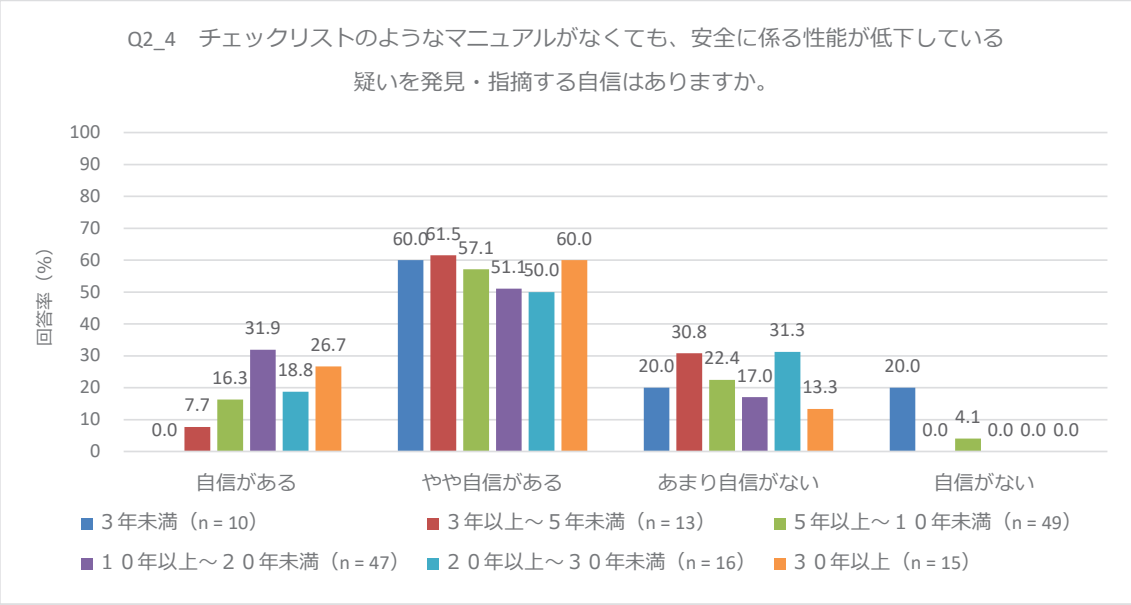

図 4-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×検査経験年数

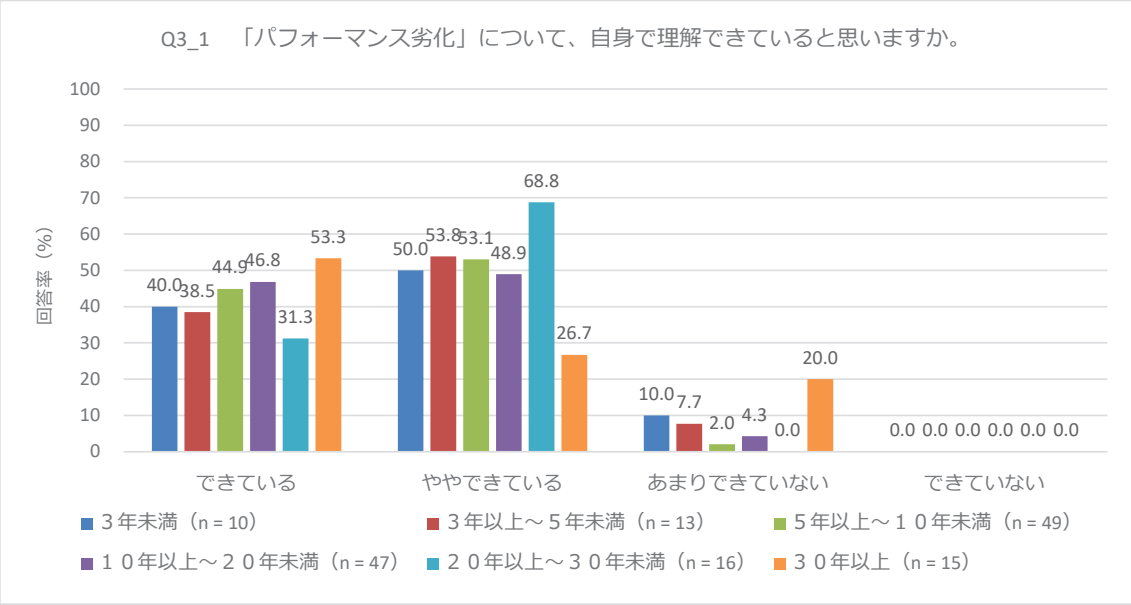

図 4-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×検査経験年数

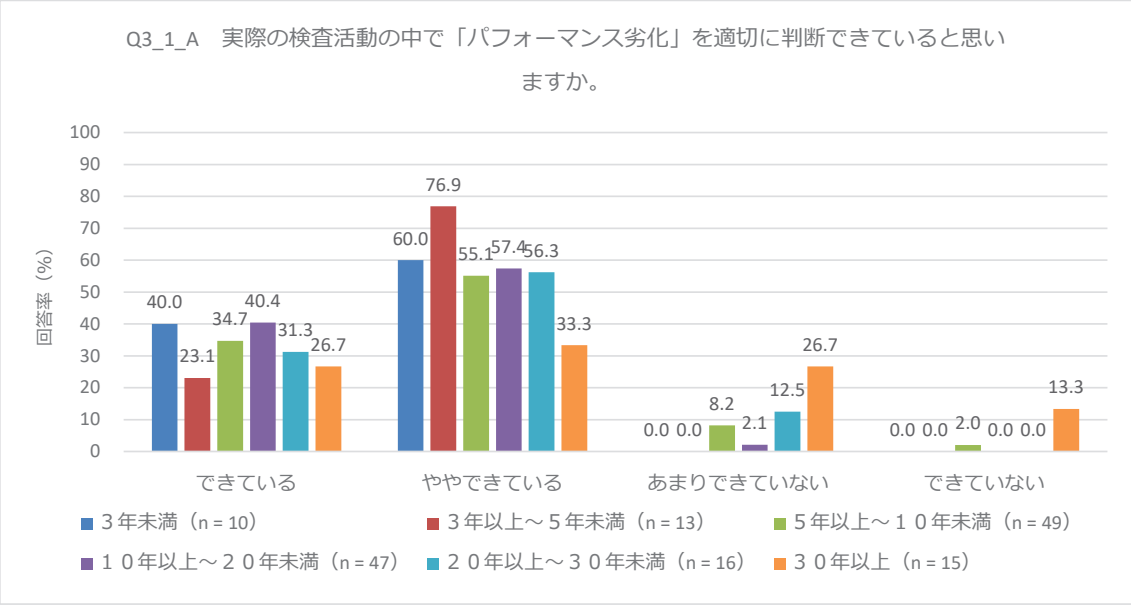

図 4-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×検査経験年数

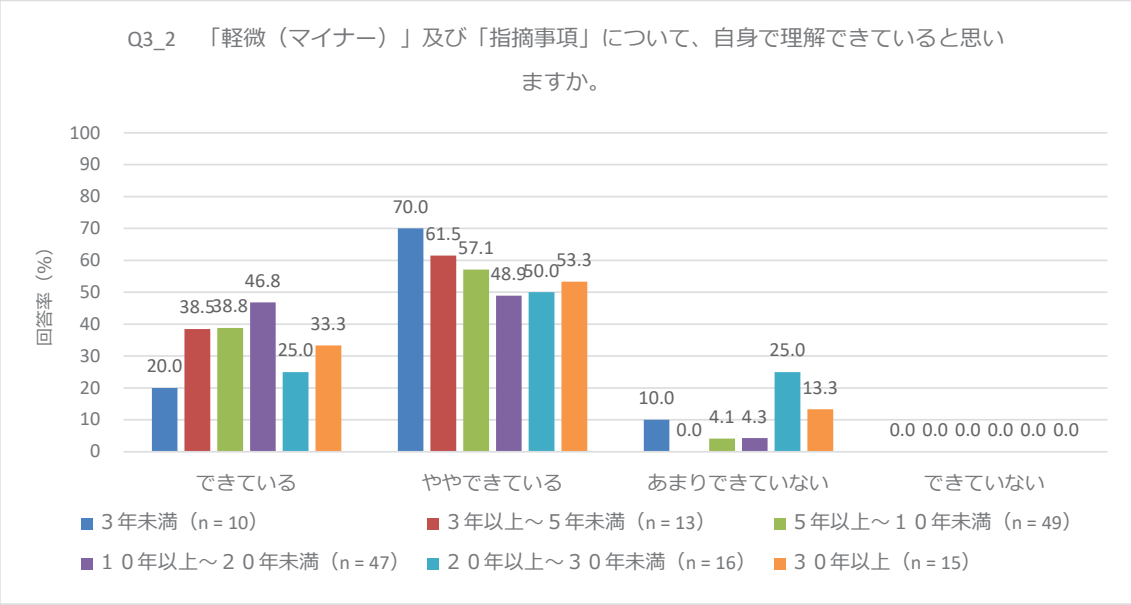

図 4-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×検査経験年数

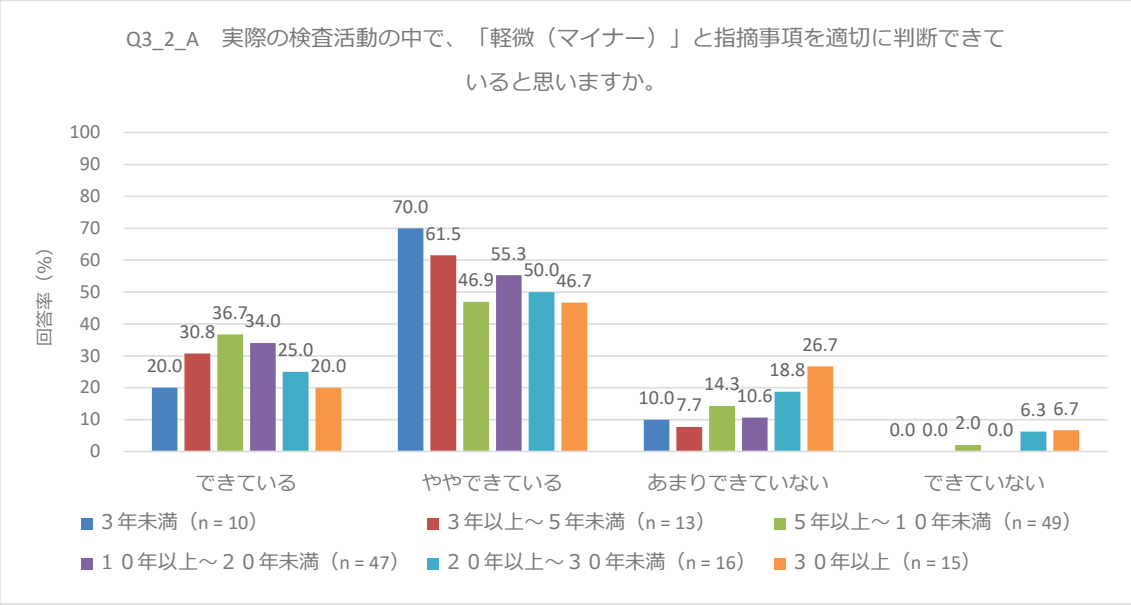

図 4-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×検査経験年数

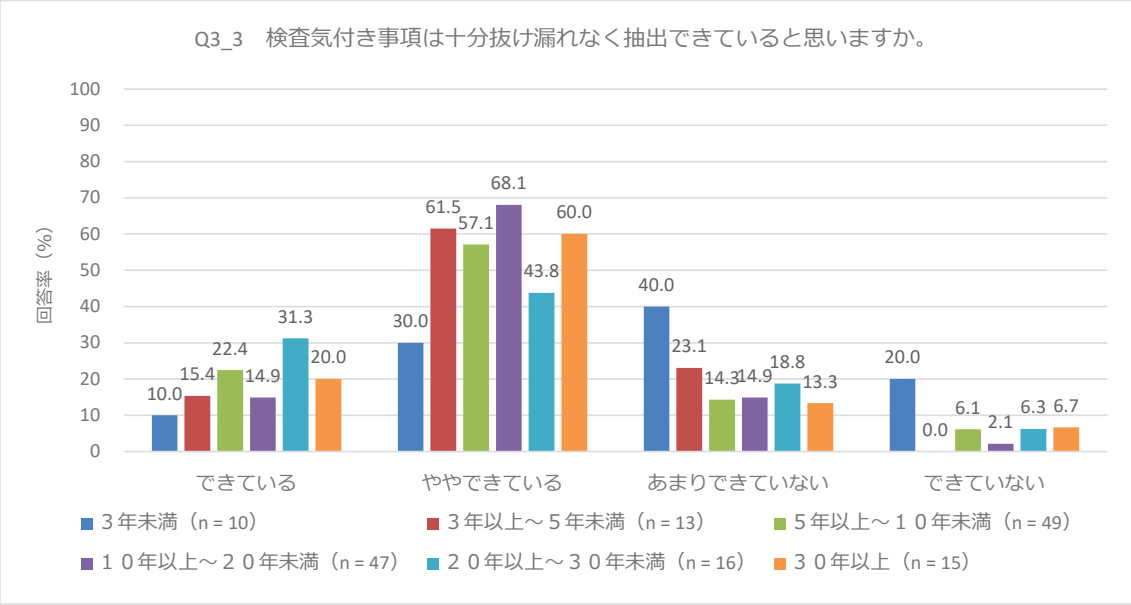

図 4-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×検査経験年数

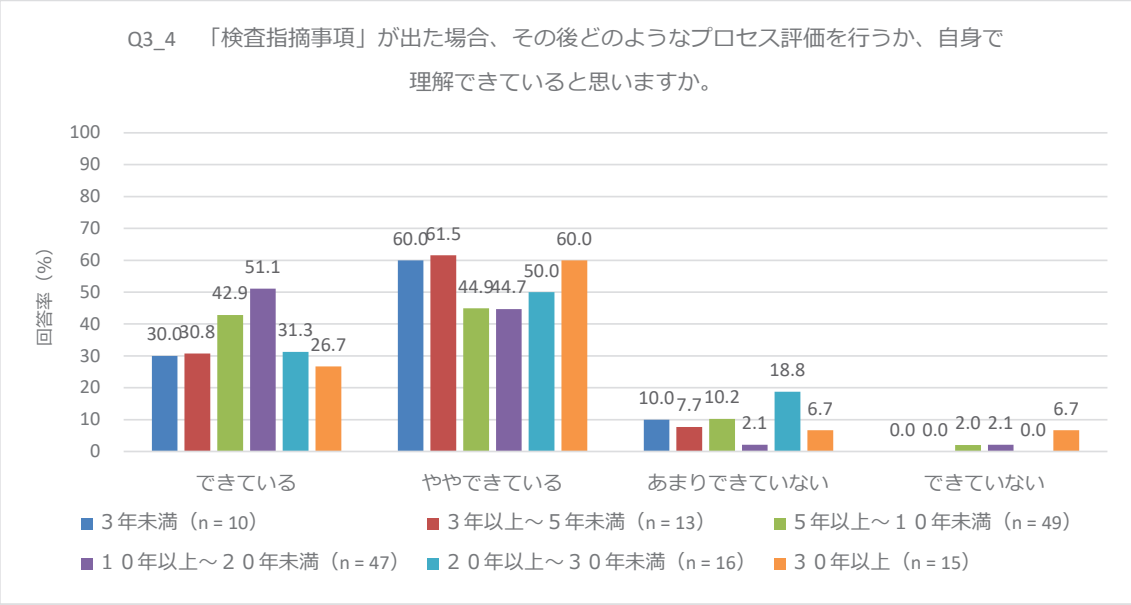

図 4-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×検査経験年数

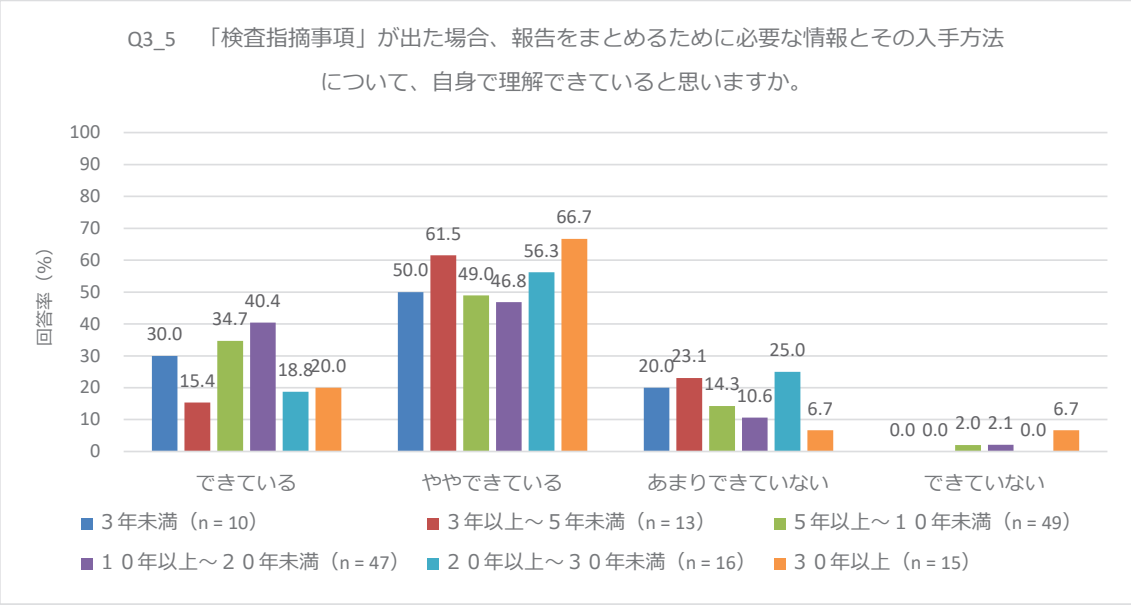

図 4-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×検査経験年数

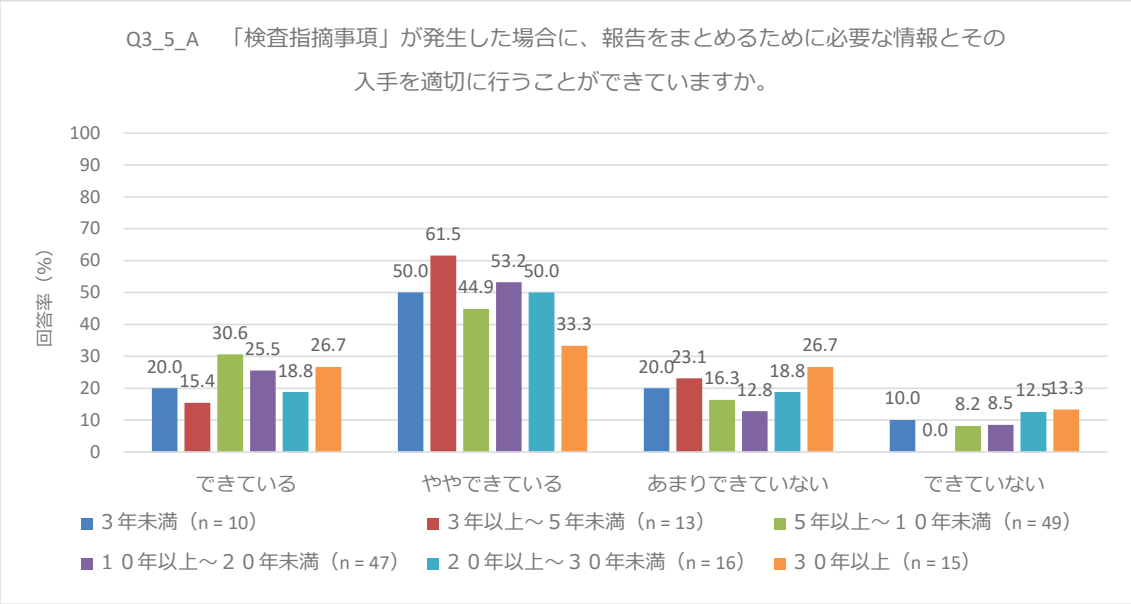

図 4-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×検査経験年数

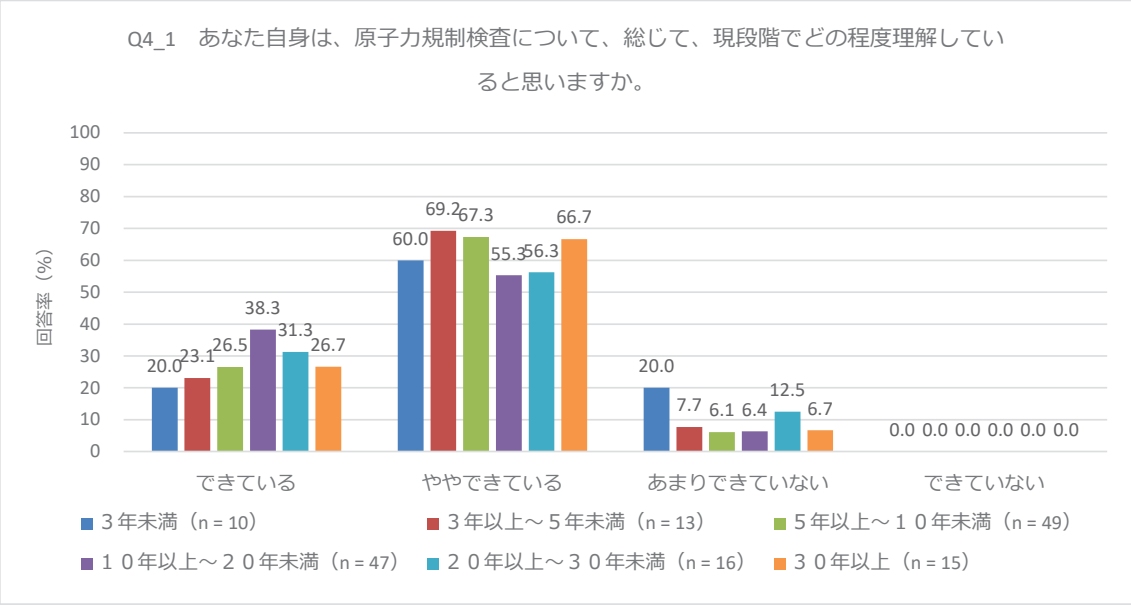

図 4-27　原子力規制検査における理解度×検査経験年数

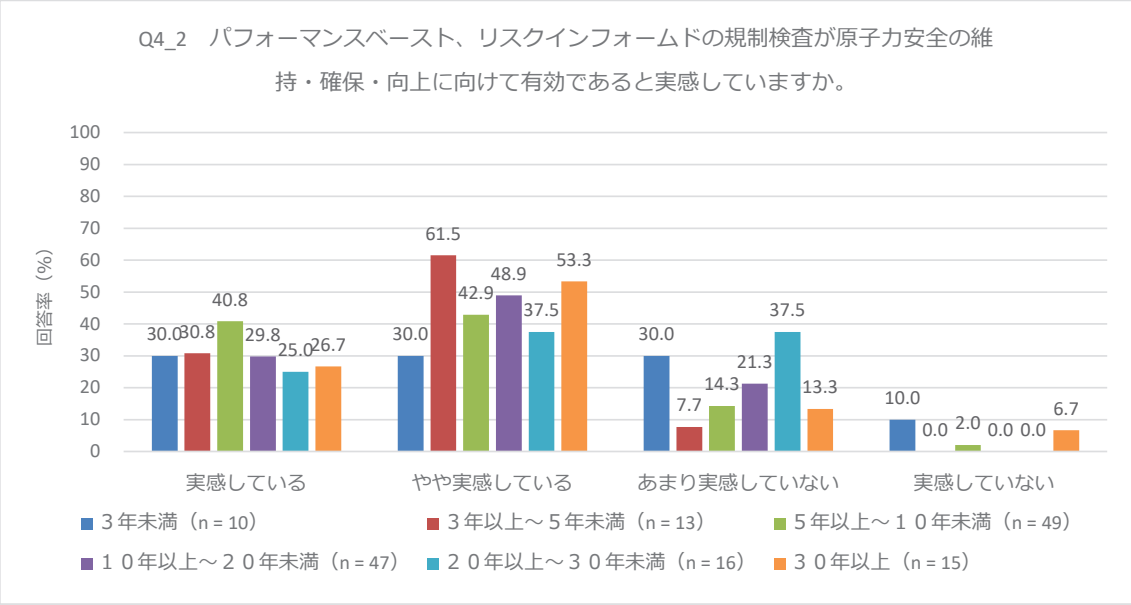

図 4-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×検査経験年数

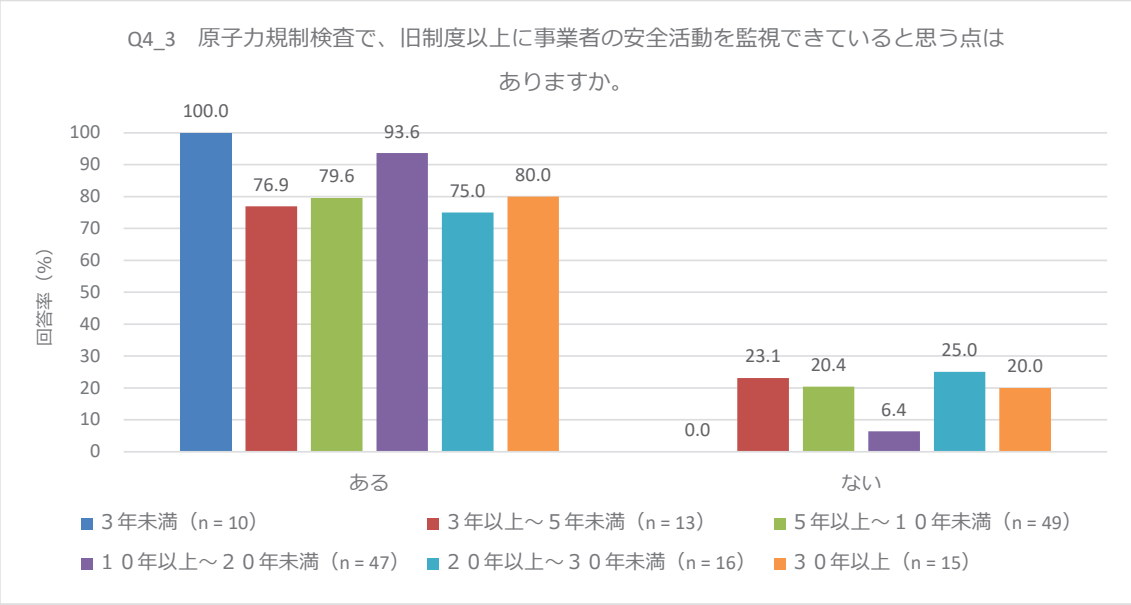

図 4-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×検査経験年数

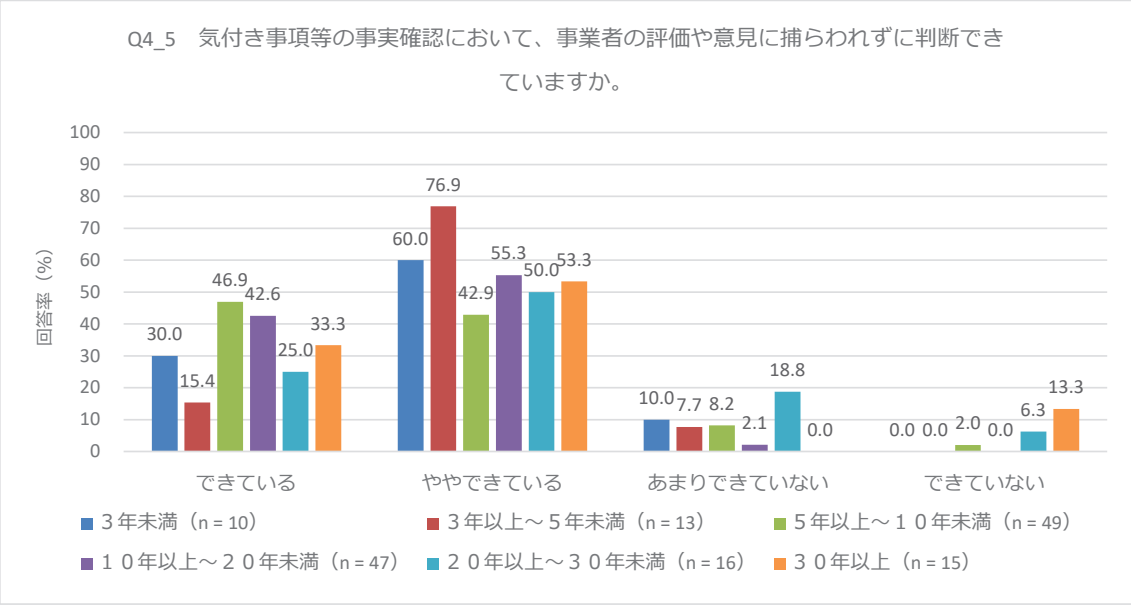

図 4-30　気付き事項等の事実確認における判断×検査経験年数

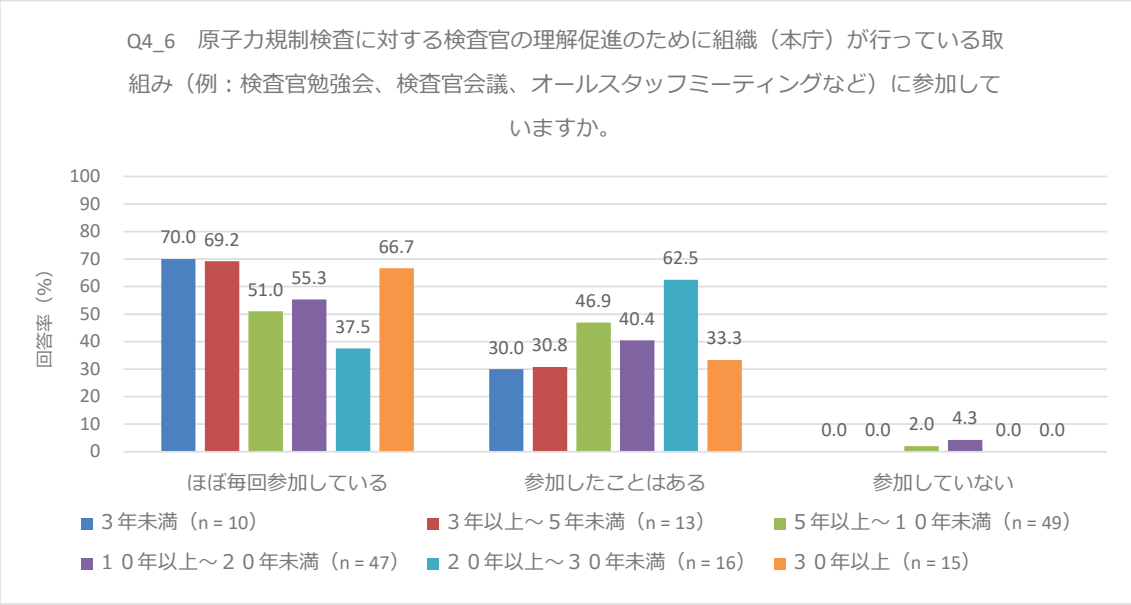

図 4-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×検査経験年数

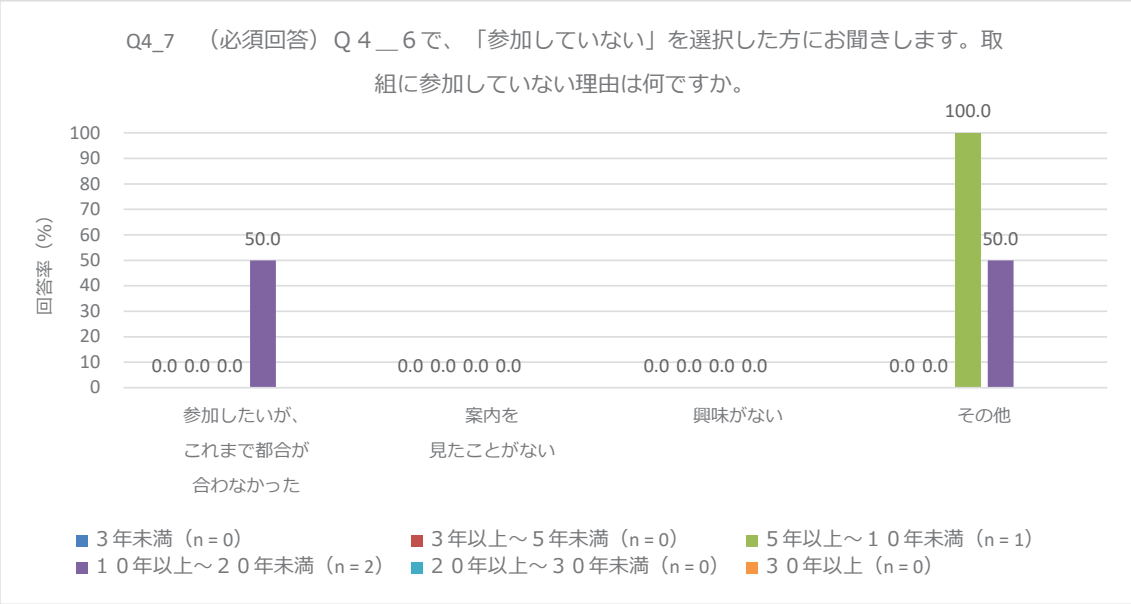

図 4-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×検査経験年数

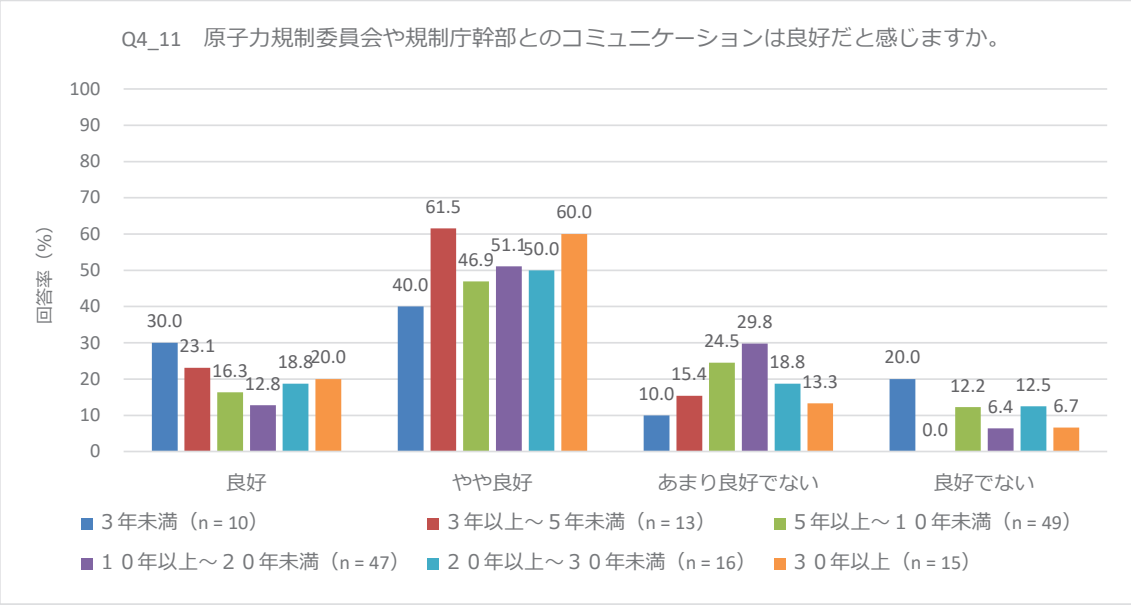

図 4-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×検査経験年数

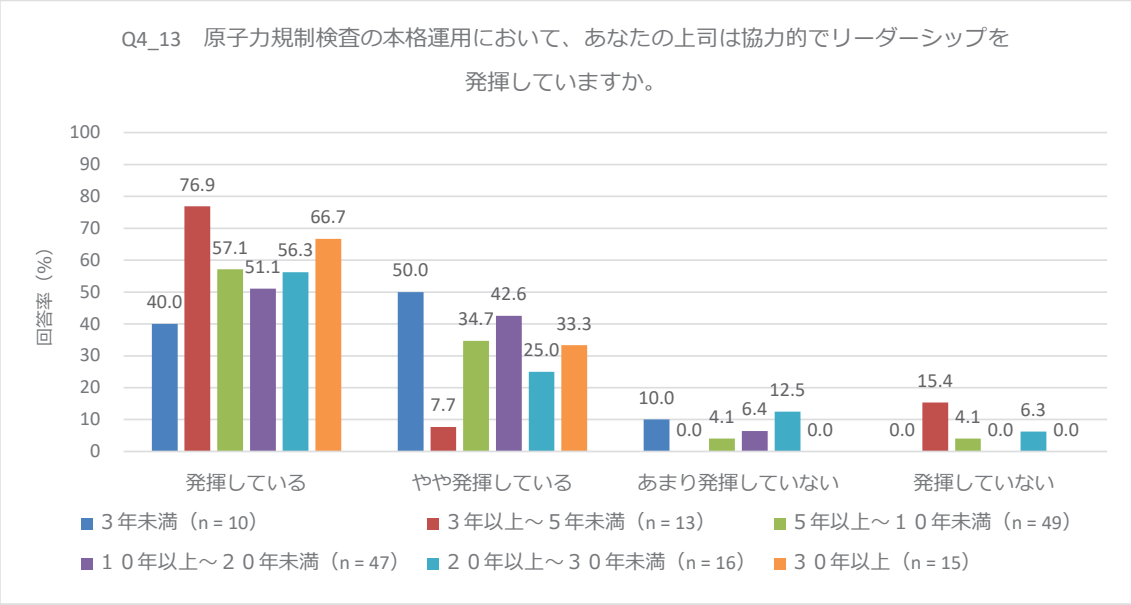

図 4-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×検査経験年数

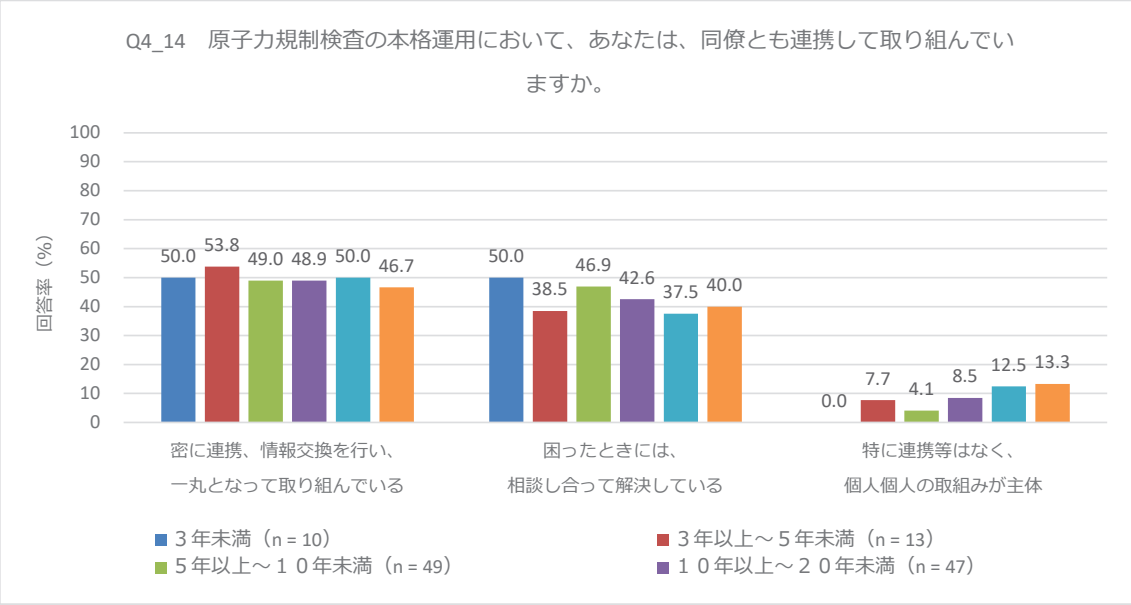

図 4-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×検査経験年数

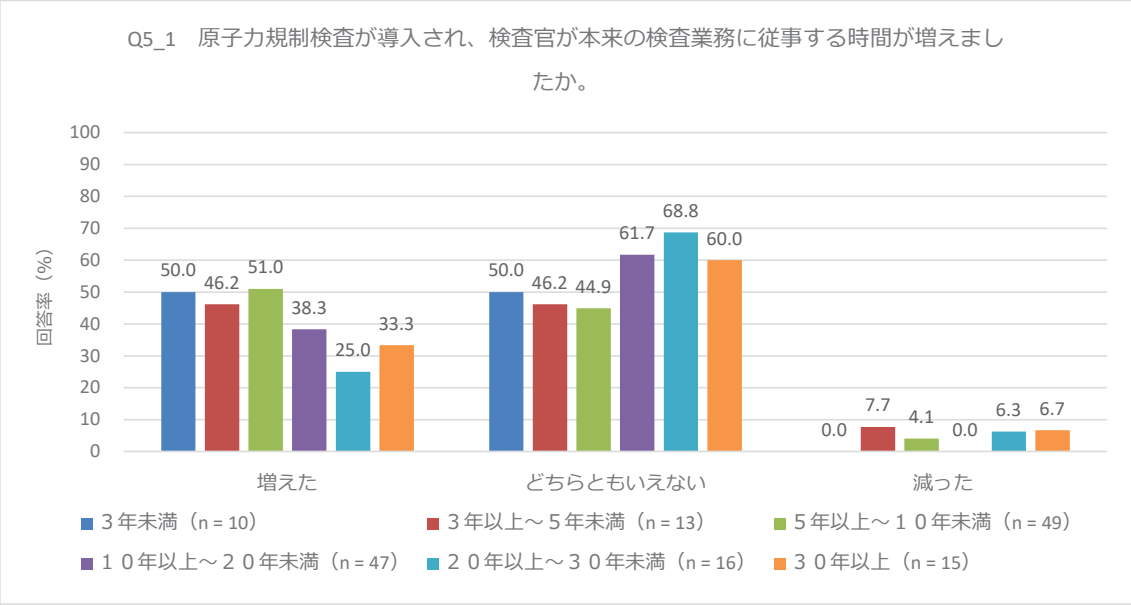

図 4-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×検査経験年数

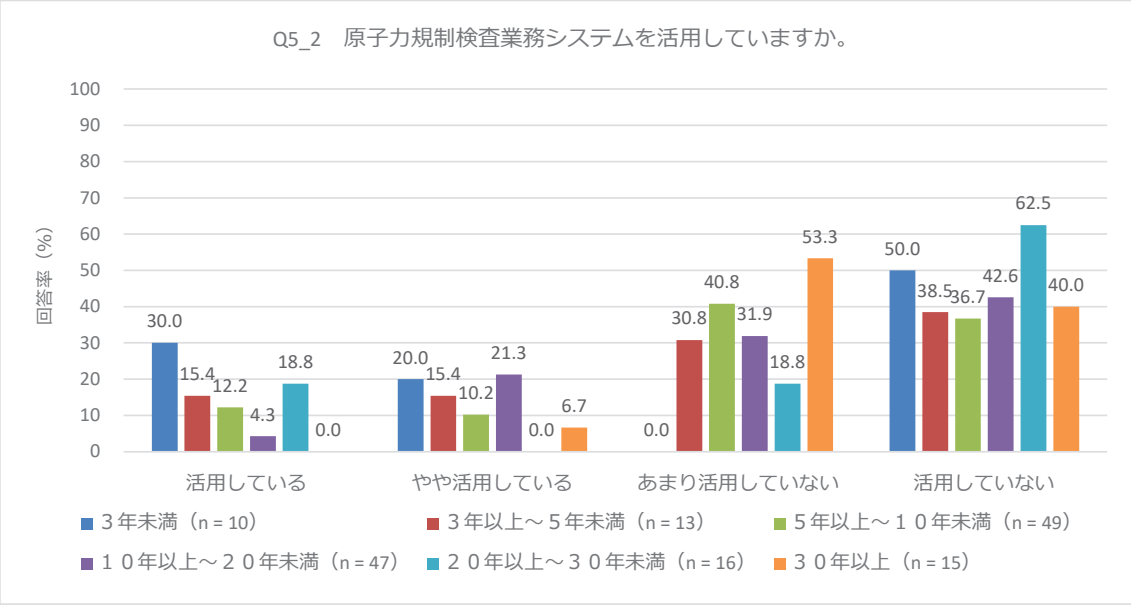

図 4-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×検査経験年数

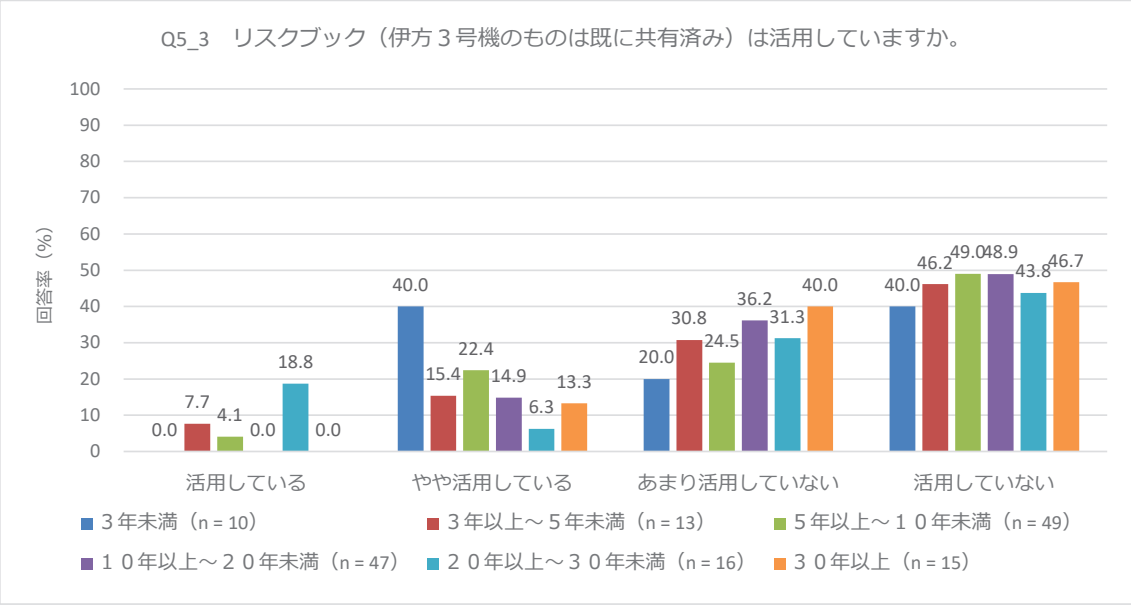

図 4-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×検査経験年数

5. クロス集計結果（民間経験年数、検査官資格未取得者を含む）

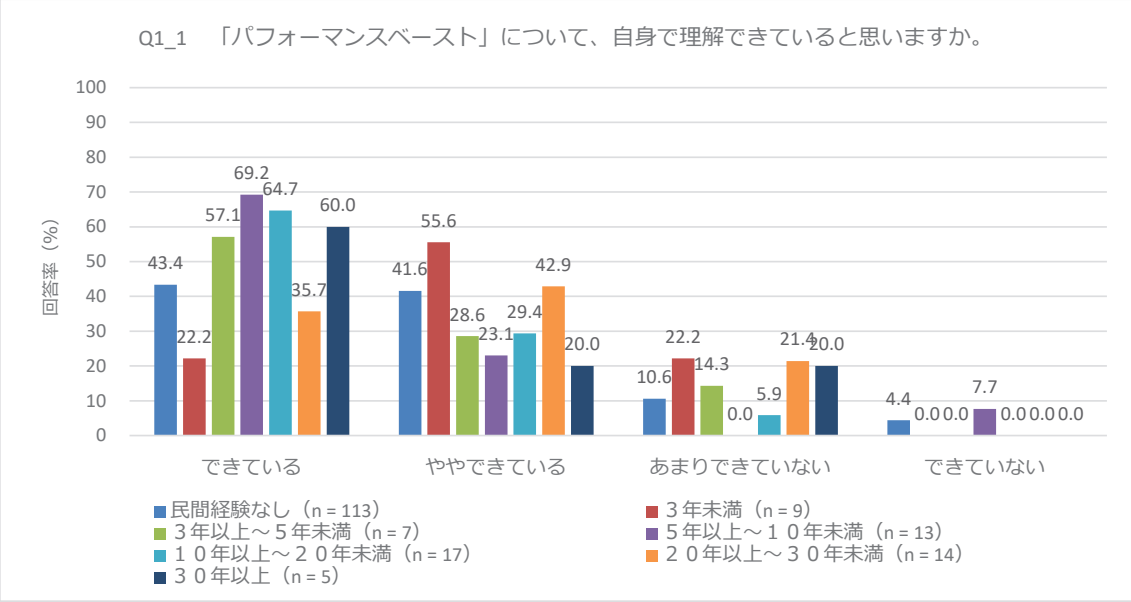

図 5-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×民間経験年数

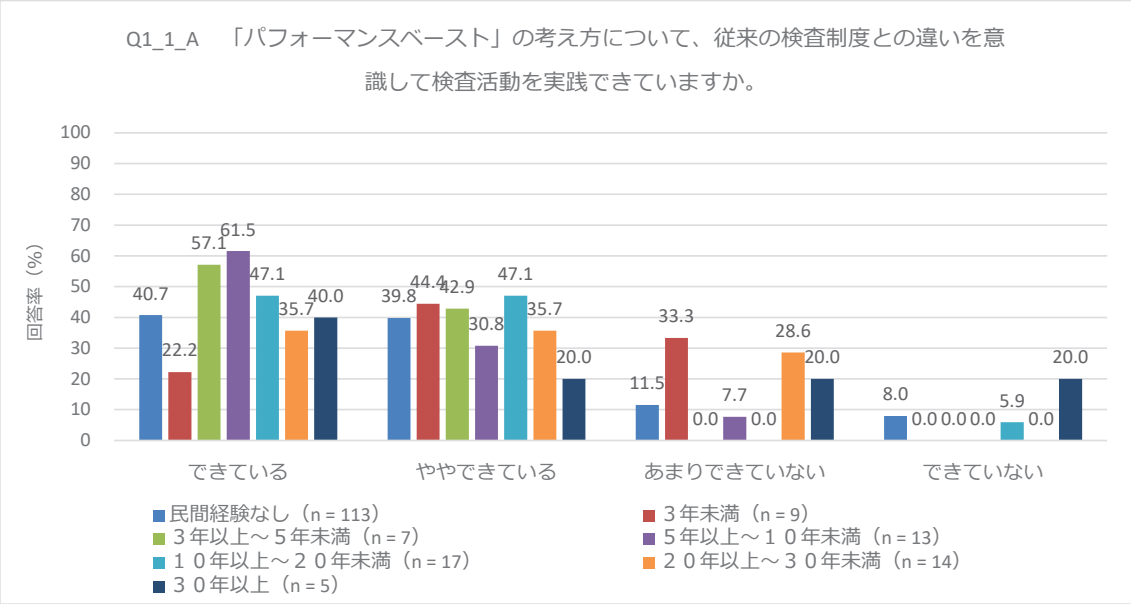

図 5-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×民間経験年数

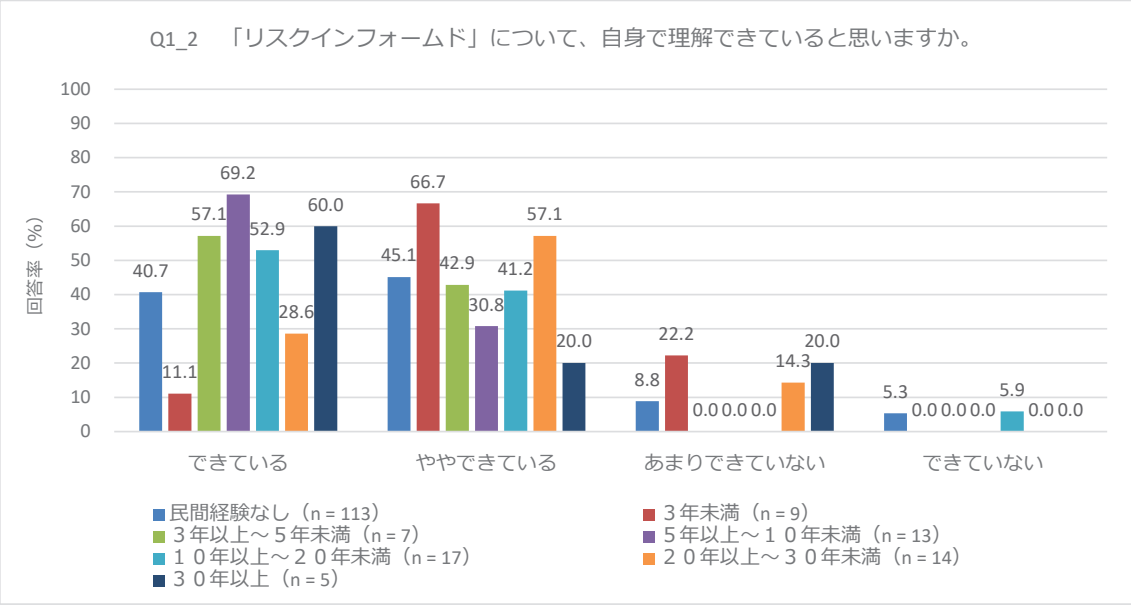

図 5-3　「リスクインフォームド」についての理解度×民間経験年数

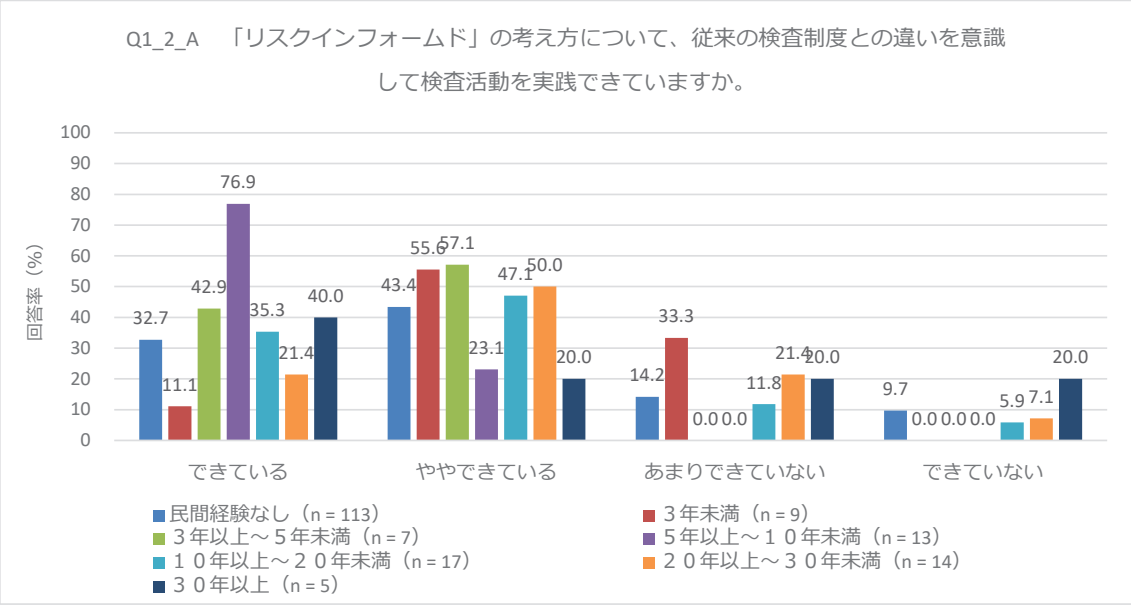

図 5-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×民間経験年数

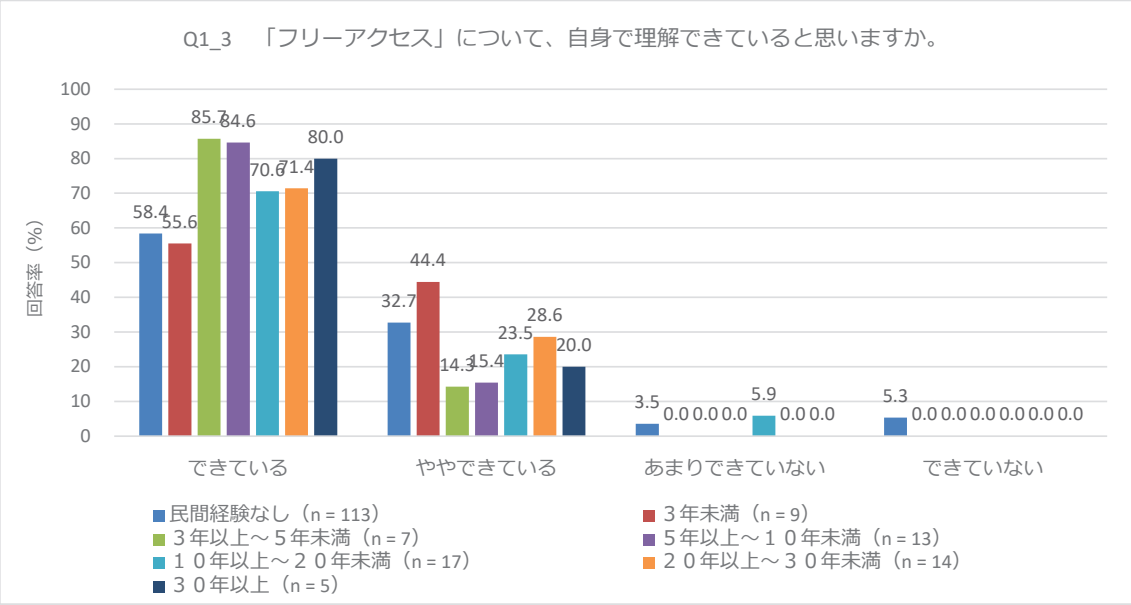

図 5-5　「フリーアクセス」についての理解度×民間経験年数

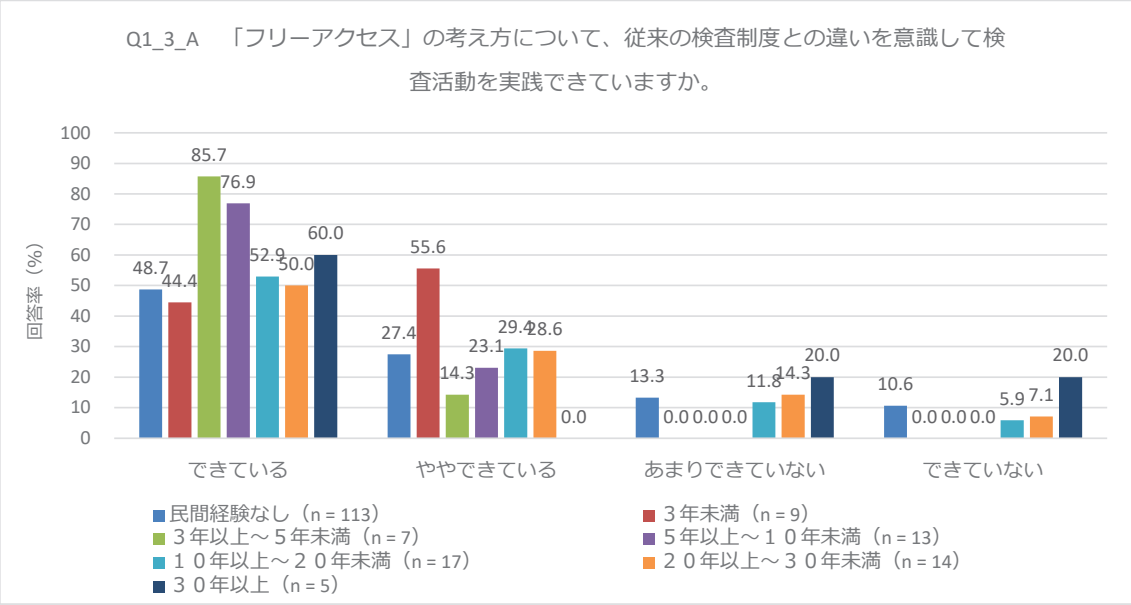

図 5-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×民間経験年数

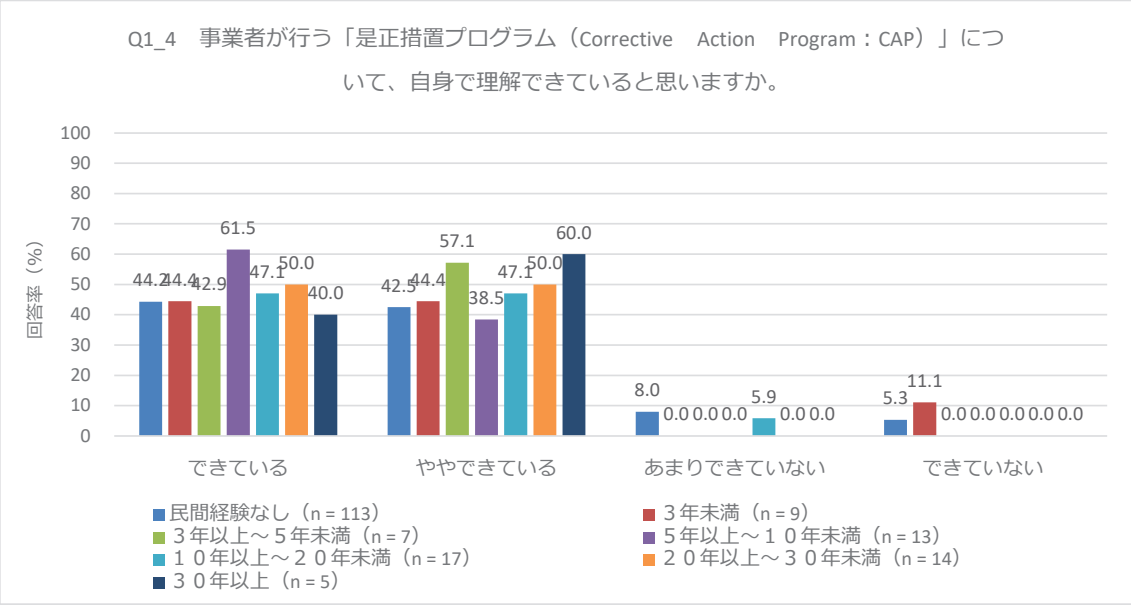

図 5-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×民間経験年数

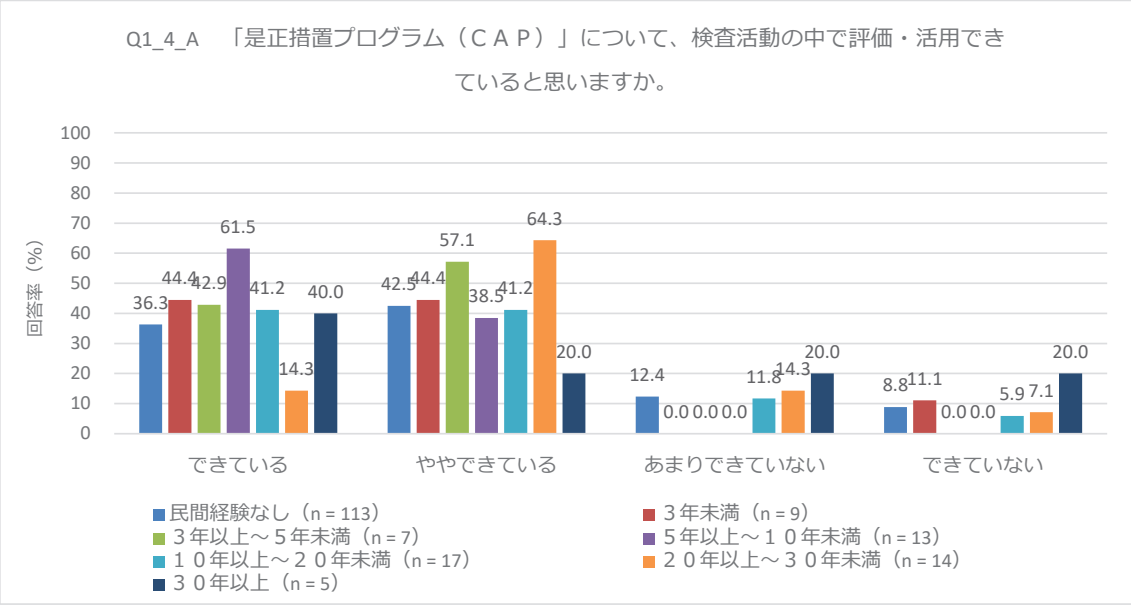

図 5-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×民間経験年数

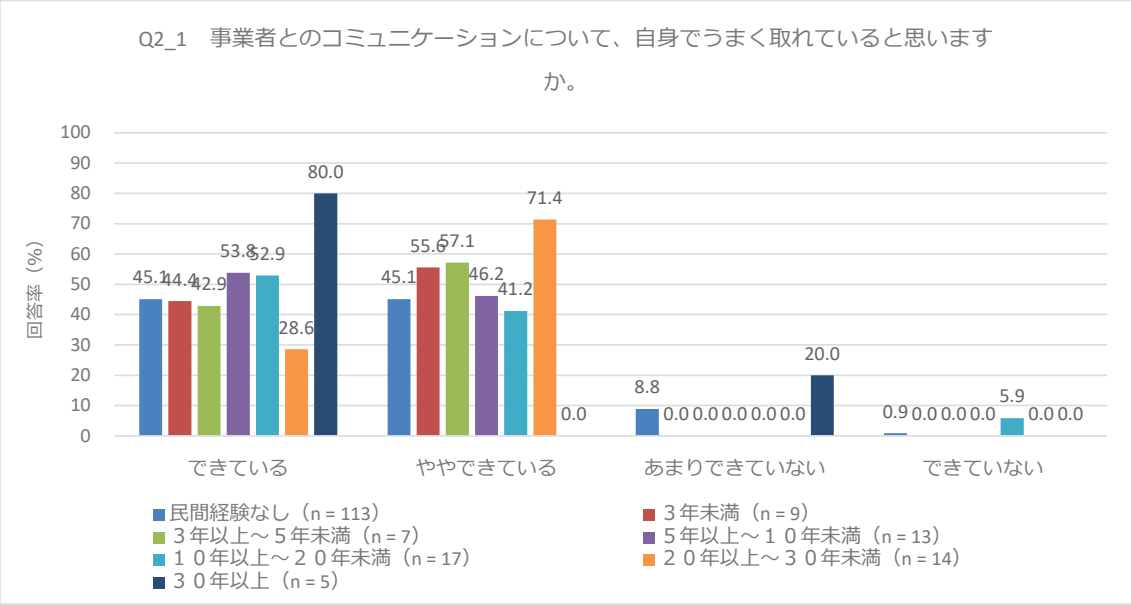

図 5-9　事業者とのコミュニケーション×民間経験年数

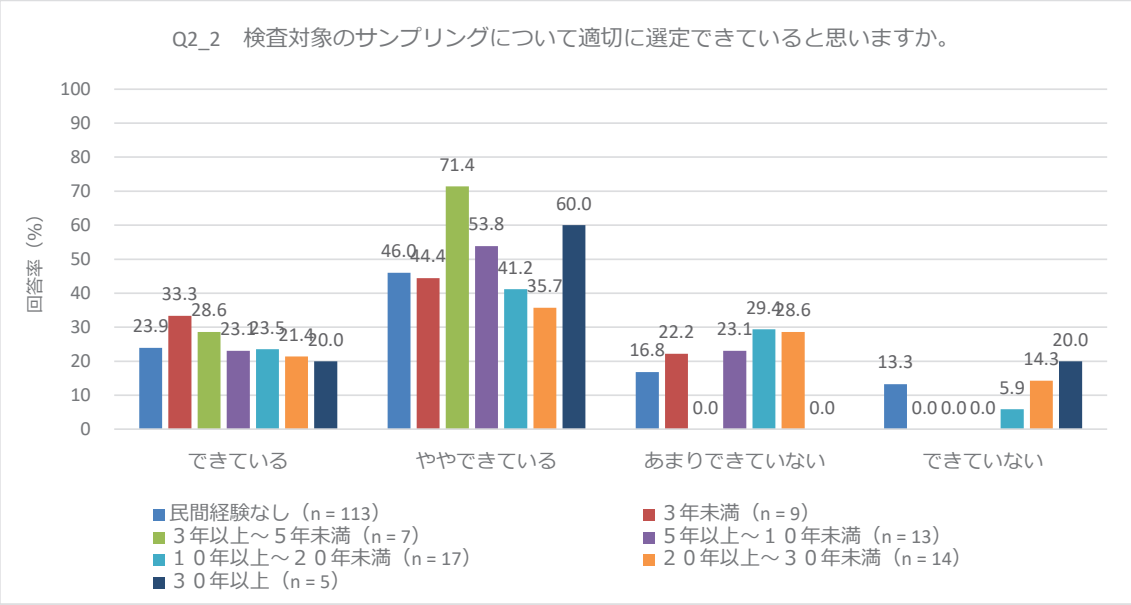

図 5-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×民間経験年数

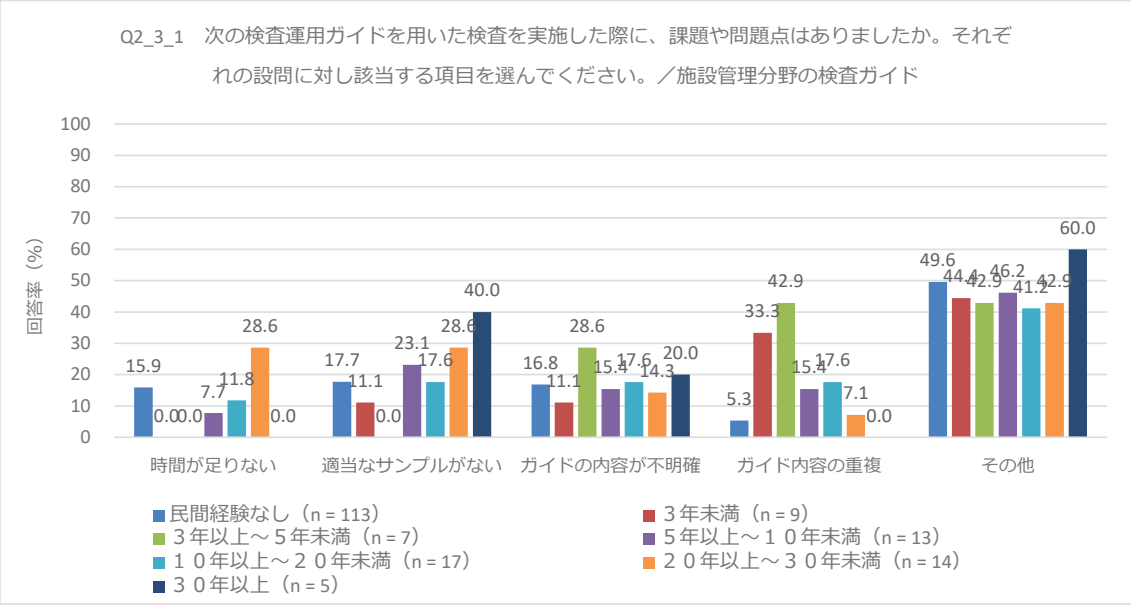

図 5-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×民間経験年数

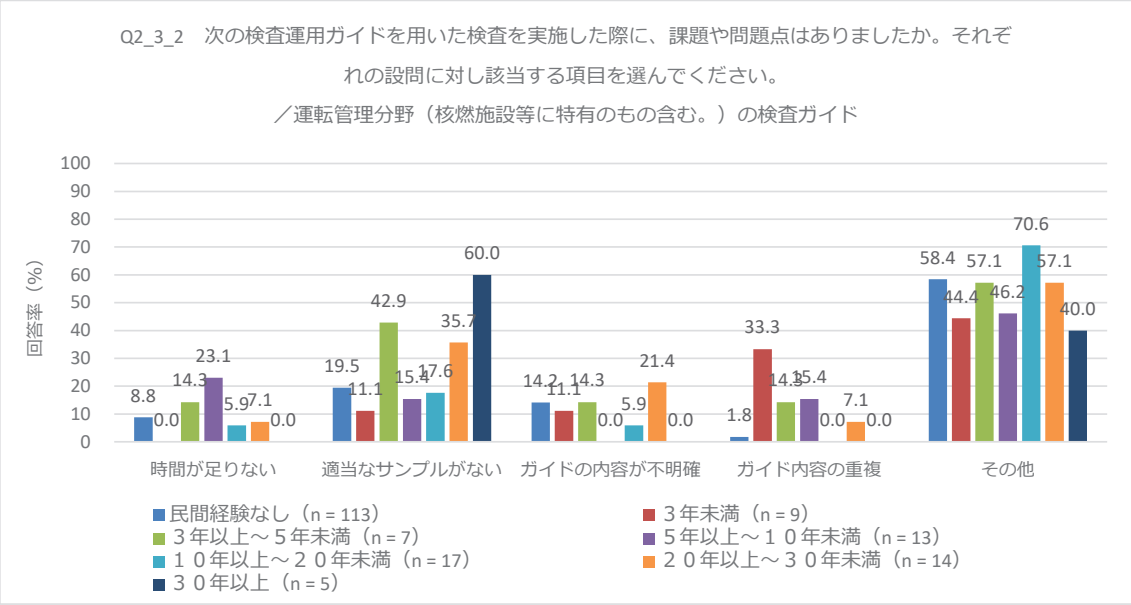

図 5-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×民間経験年数

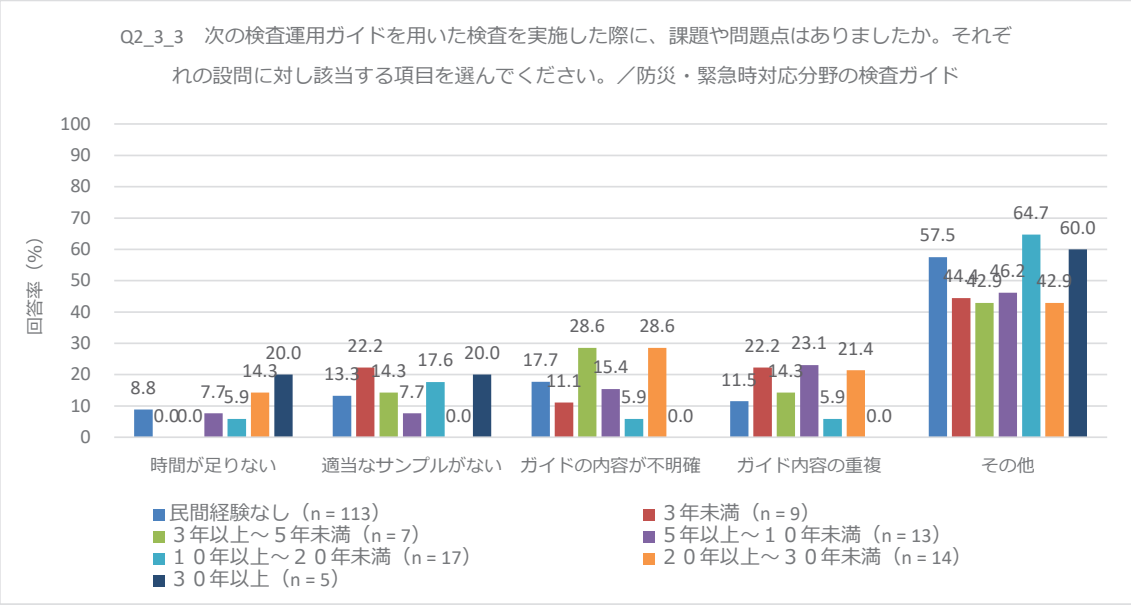

図 5-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×民間経験年数

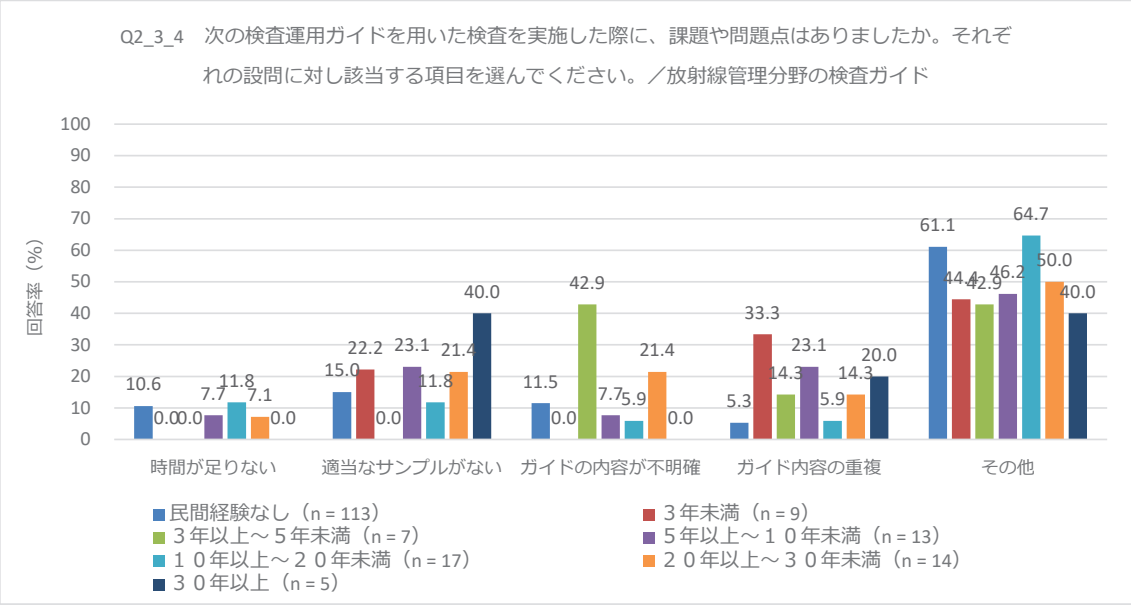

図 5-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×民間経験年数

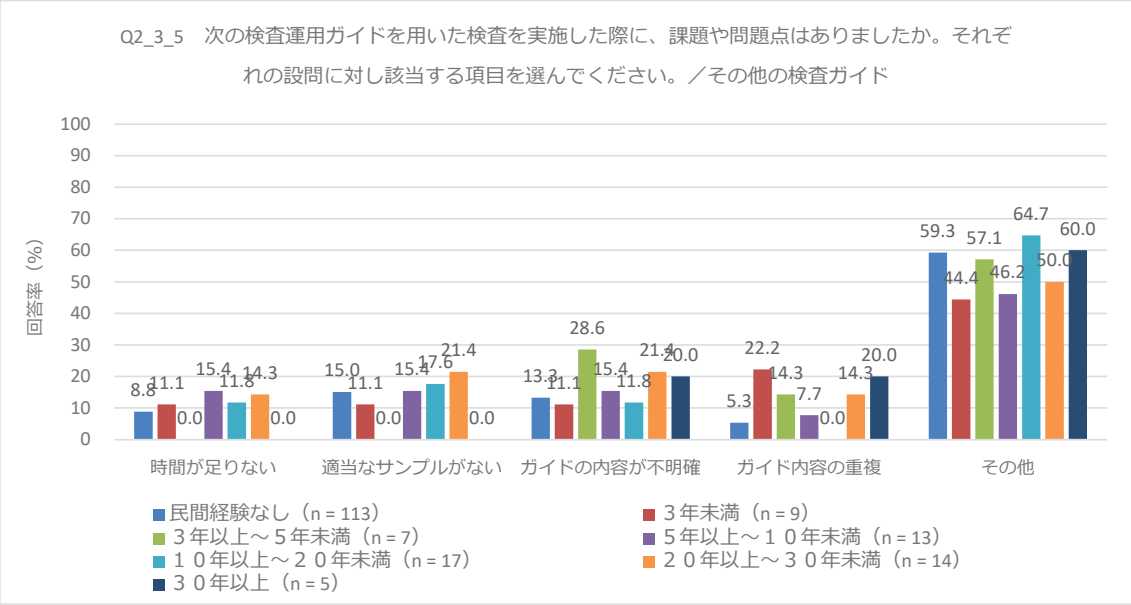

図 5-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×民間経験年数

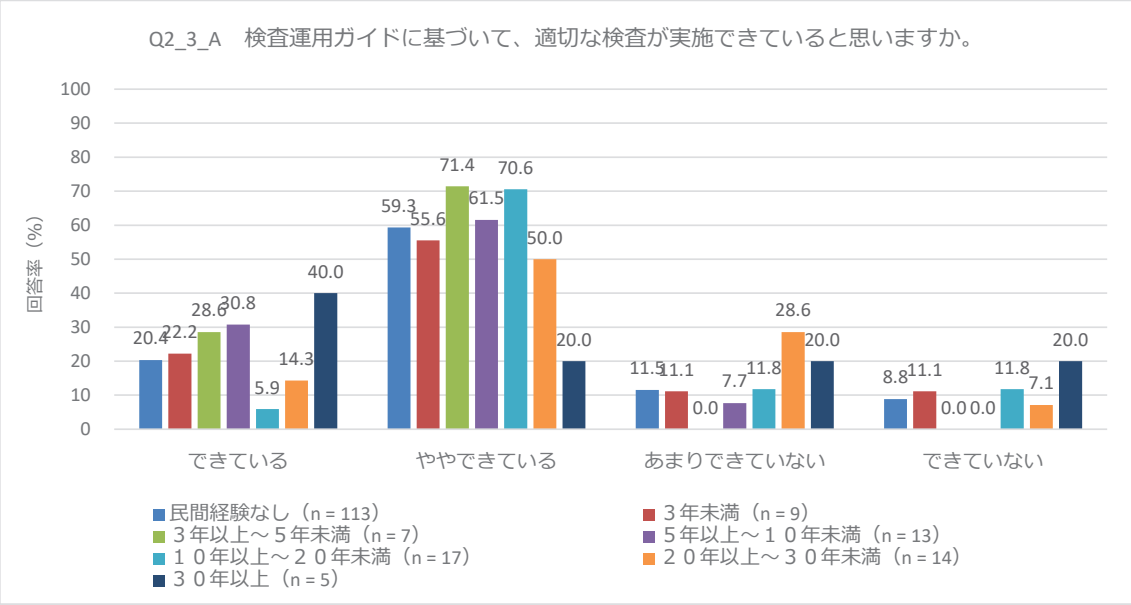

図 5-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×民間経験年数

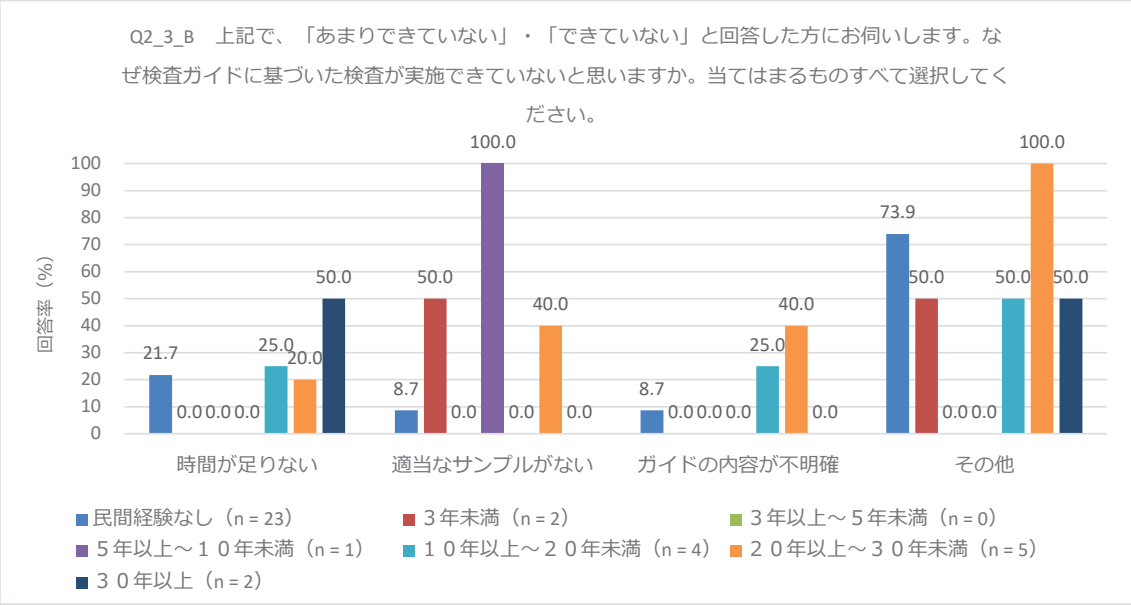

図 5-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×民間経験年数

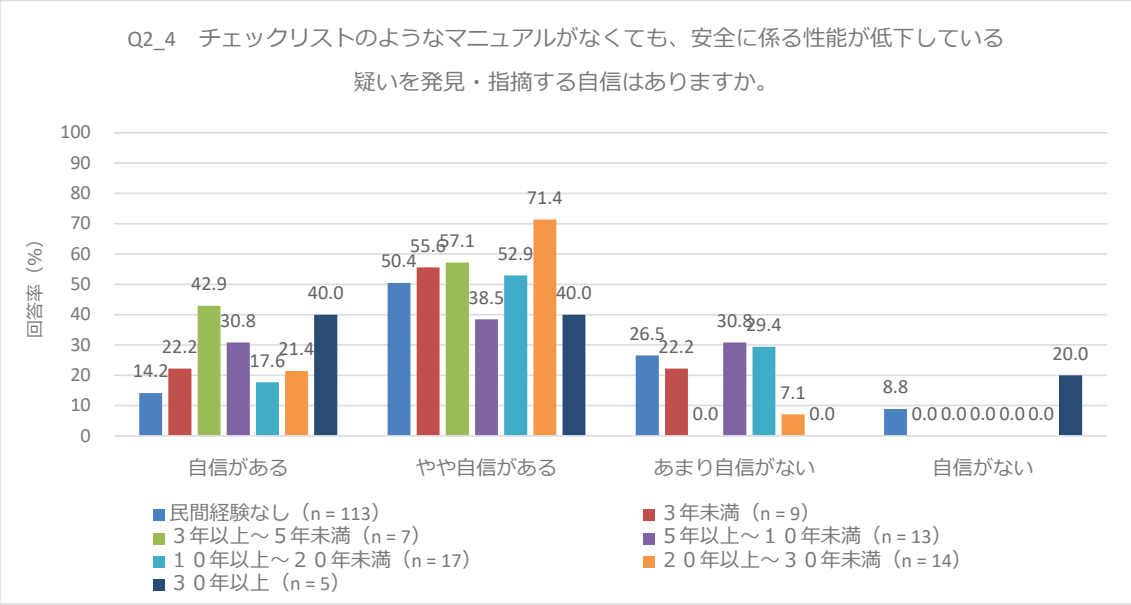

図 5-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×民間経験年数

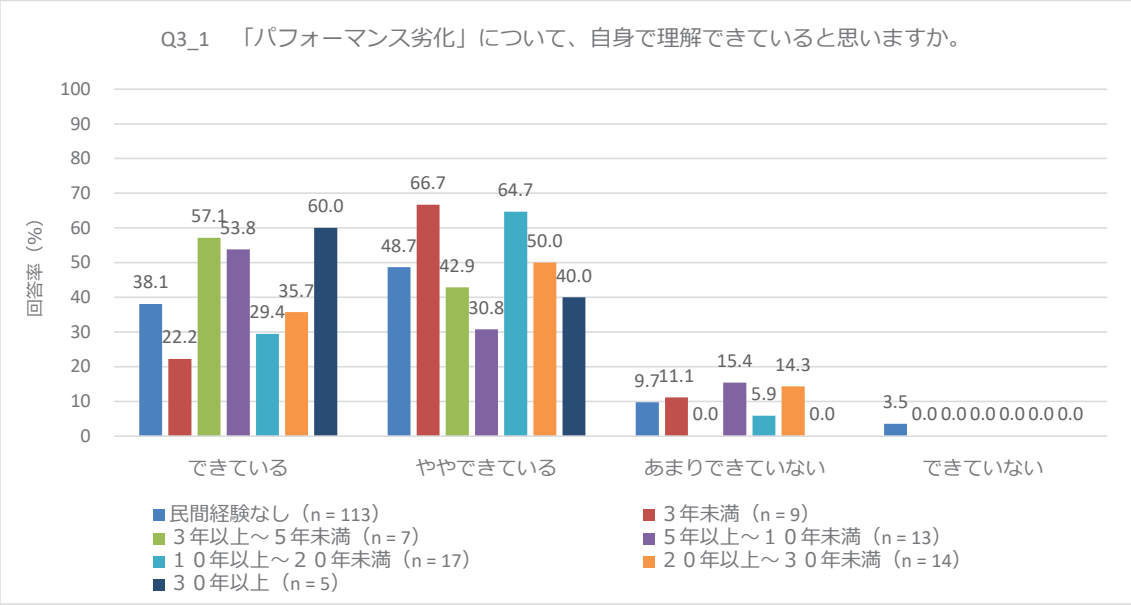

図 5-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×民間経験年数

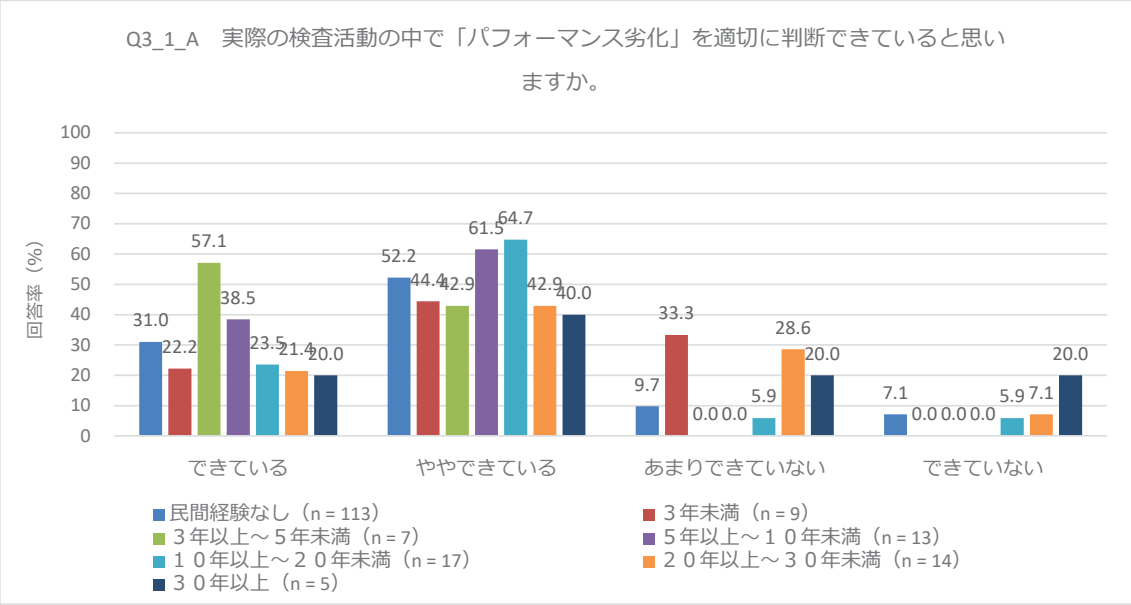

図 5-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×民間経験年数

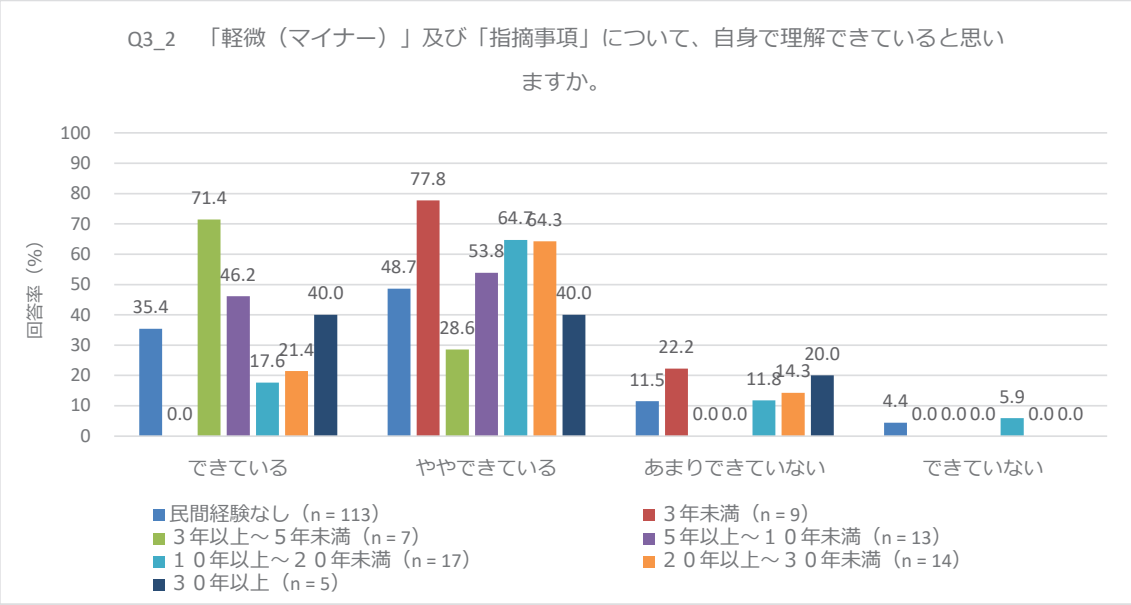

図 5-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×民間経験年数

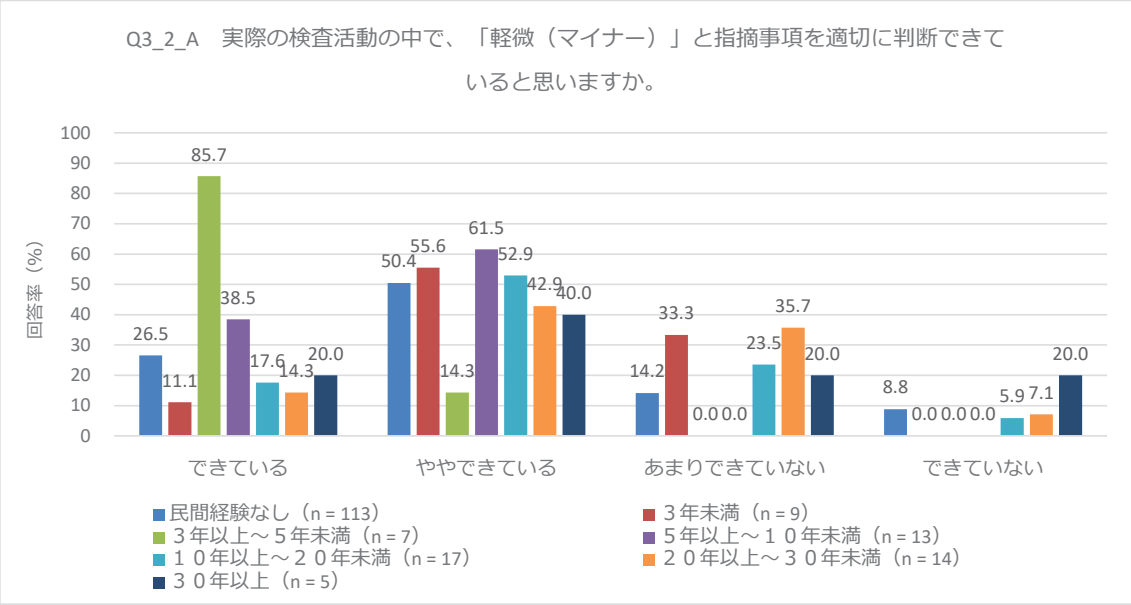

図 5-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×民間経験年数

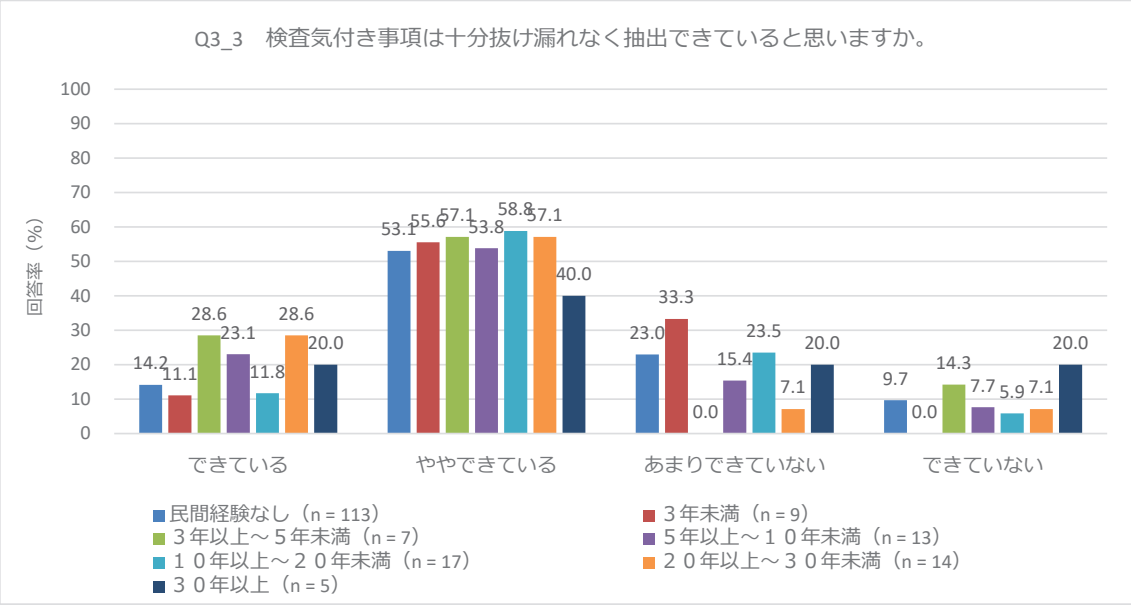

図 5-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×民間経験年数

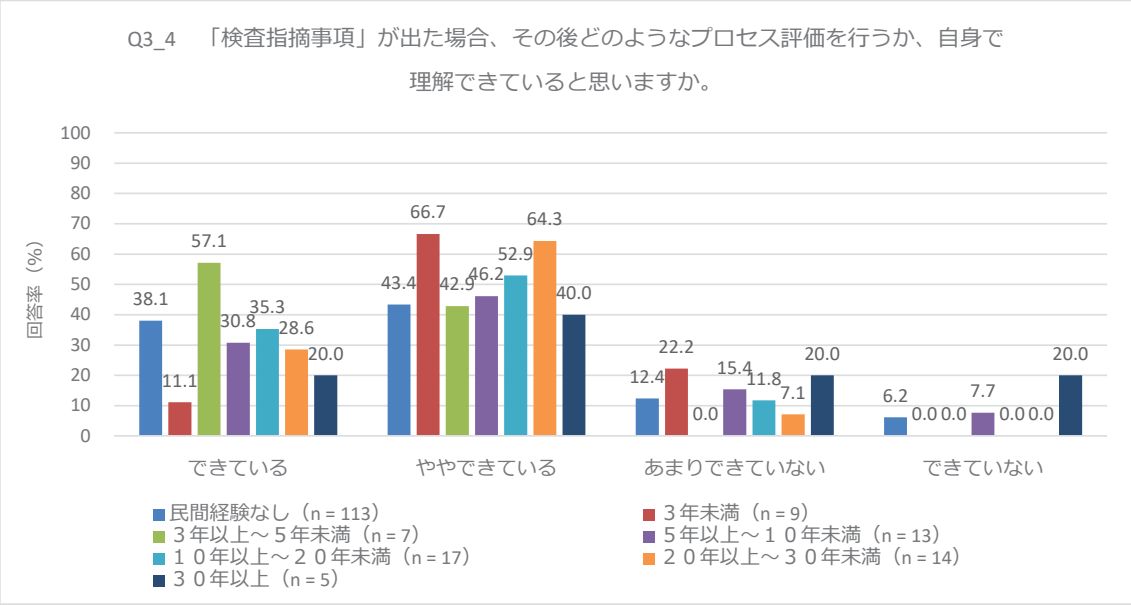

図 5-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×民間経験年数

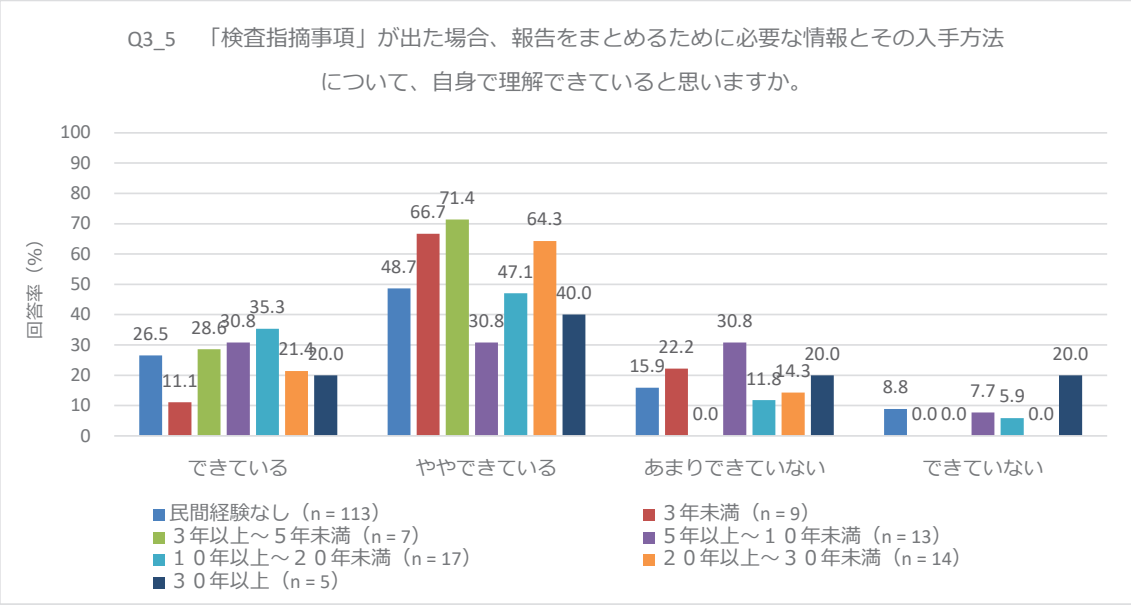

図 5-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×民間経験年数

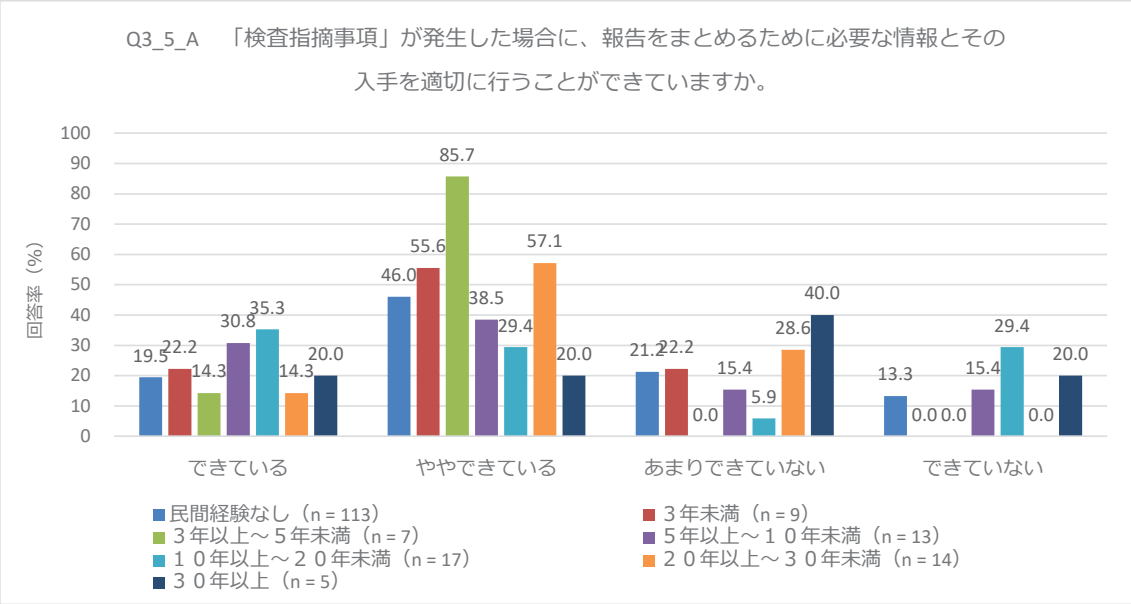

図 5-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×民間経験年数

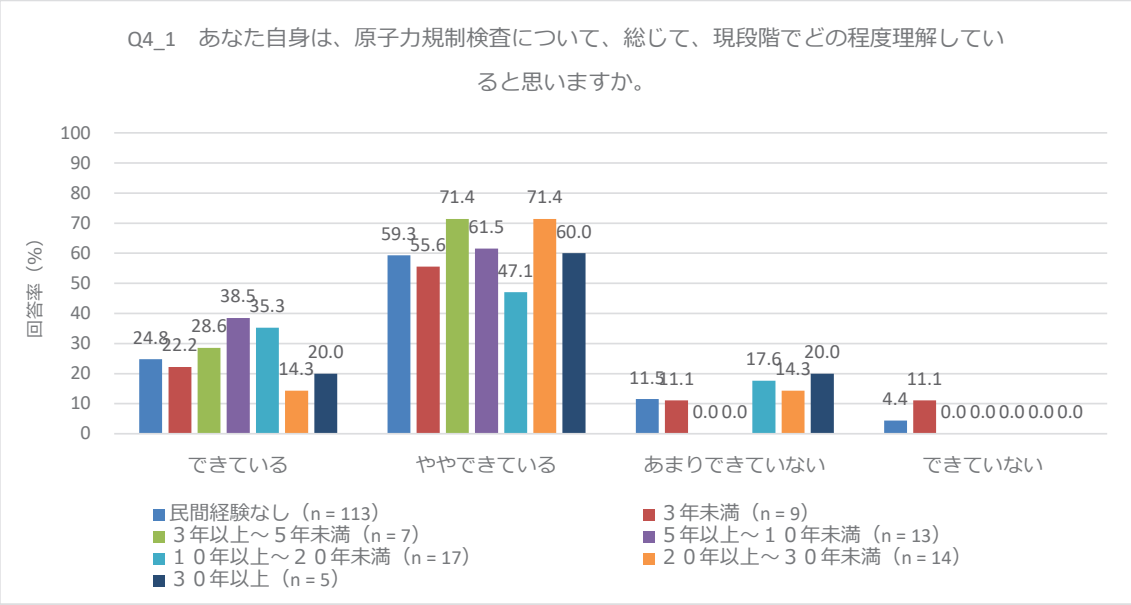

図 5-27　原子力規制検査における理解度×民間経験年数

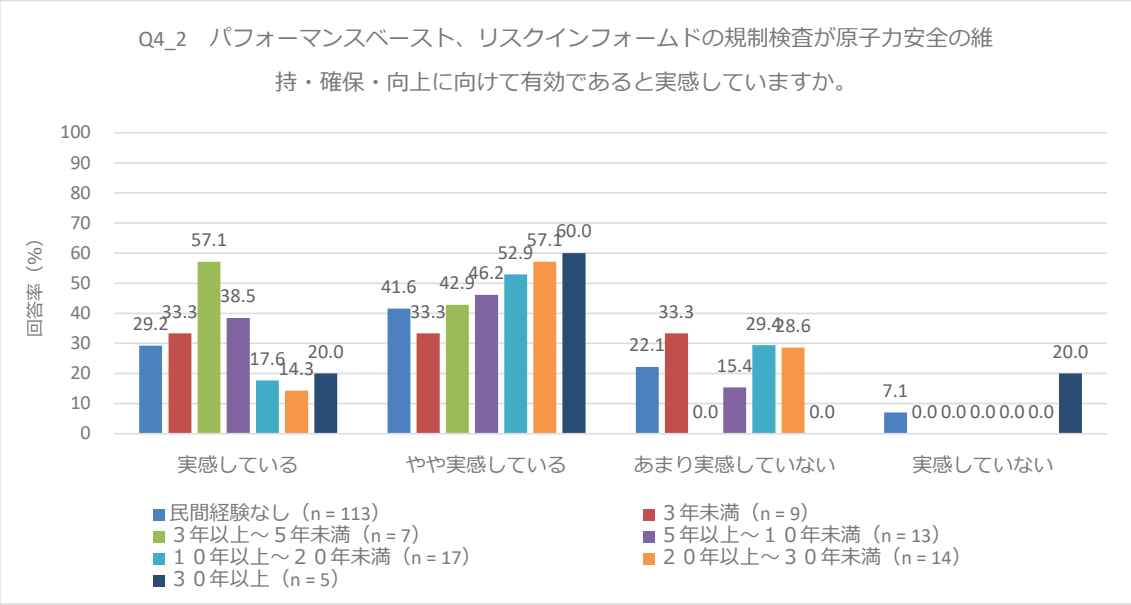

図 5-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×民間経験年数

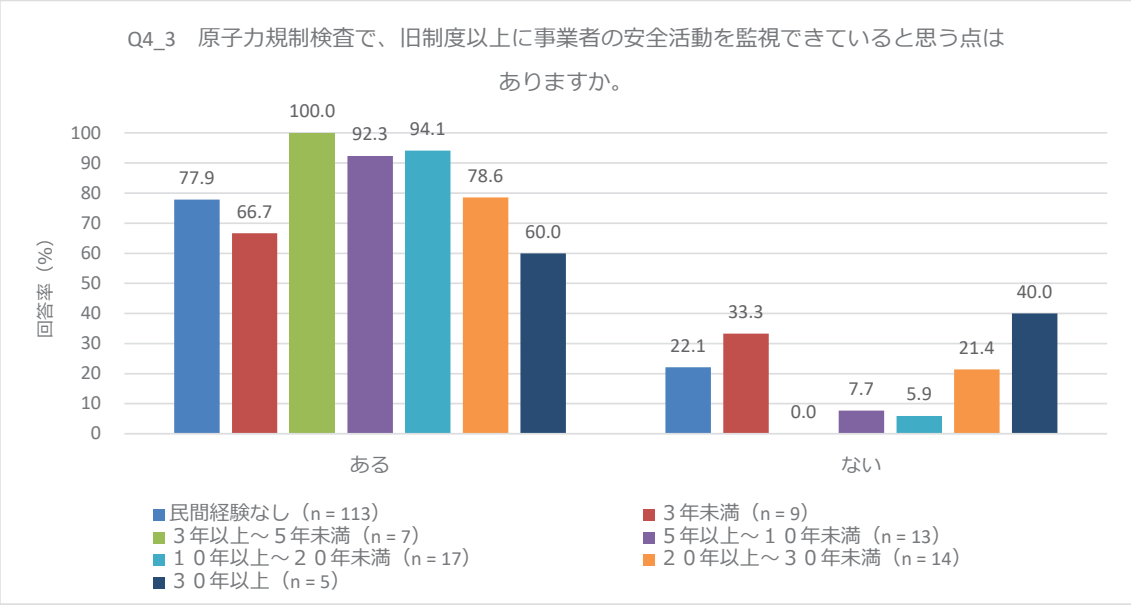

図 5-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×民間経験年数

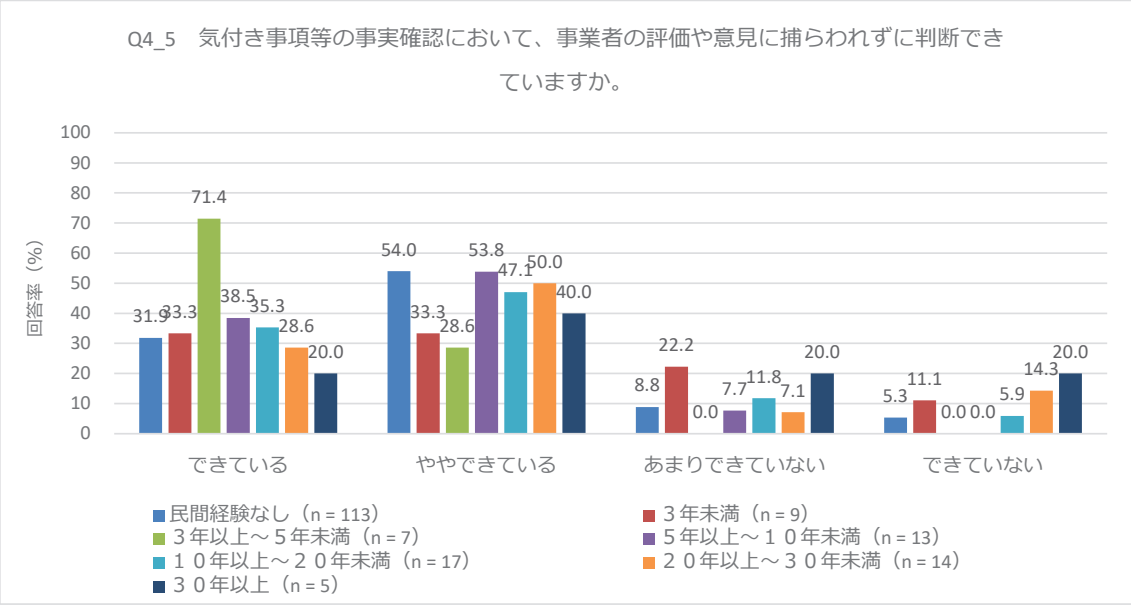

図 5-30　気付き事項等の事実確認における判断×民間経験年数

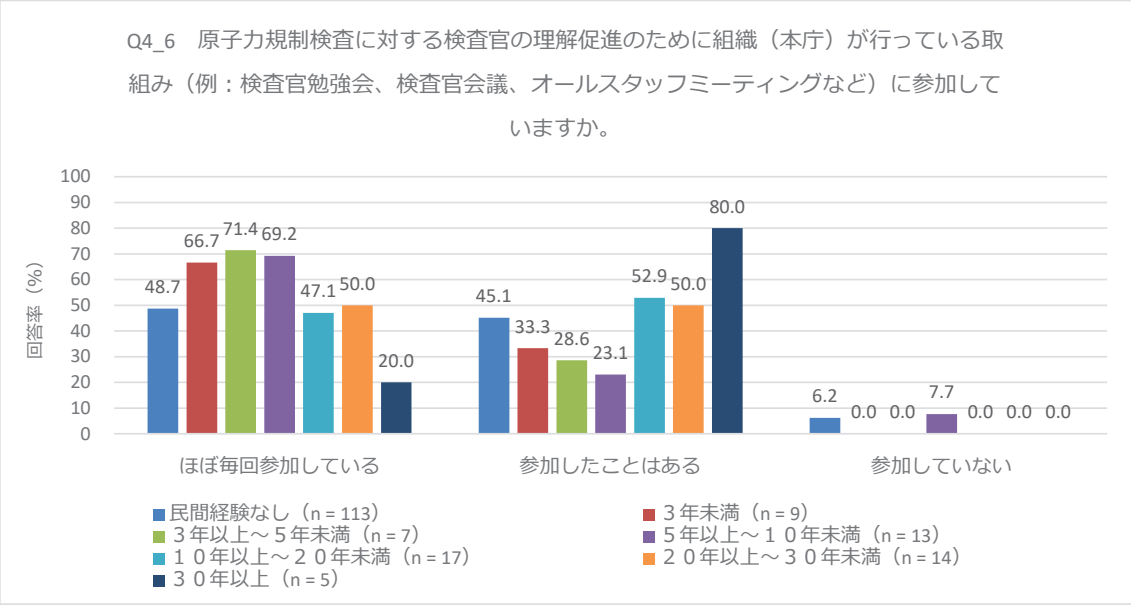

図 5-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×民間経験年数

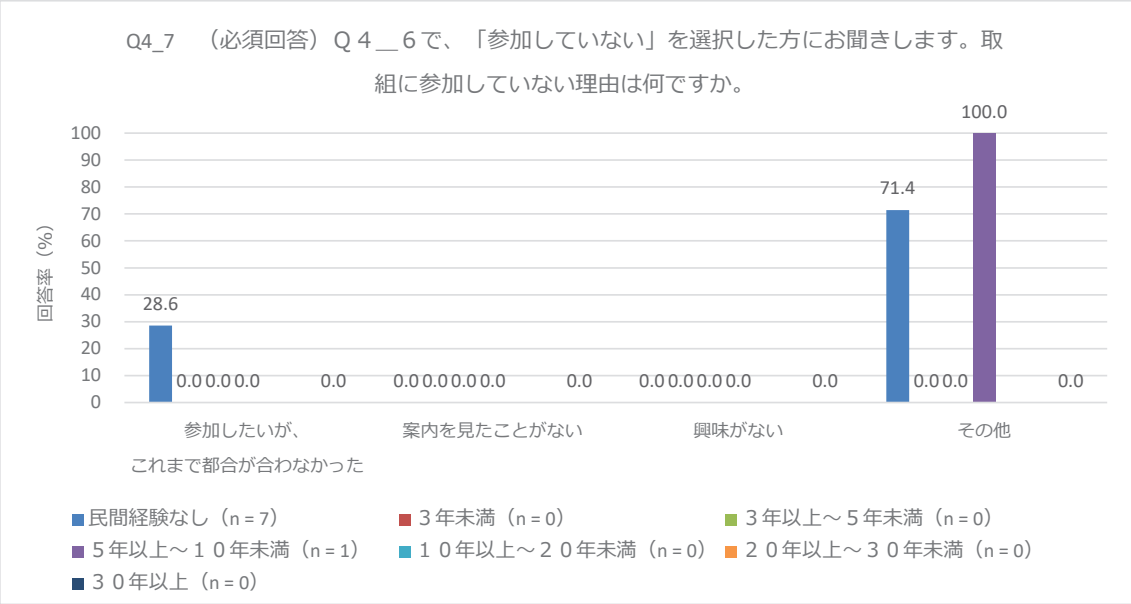

図 5-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×民間経験年数

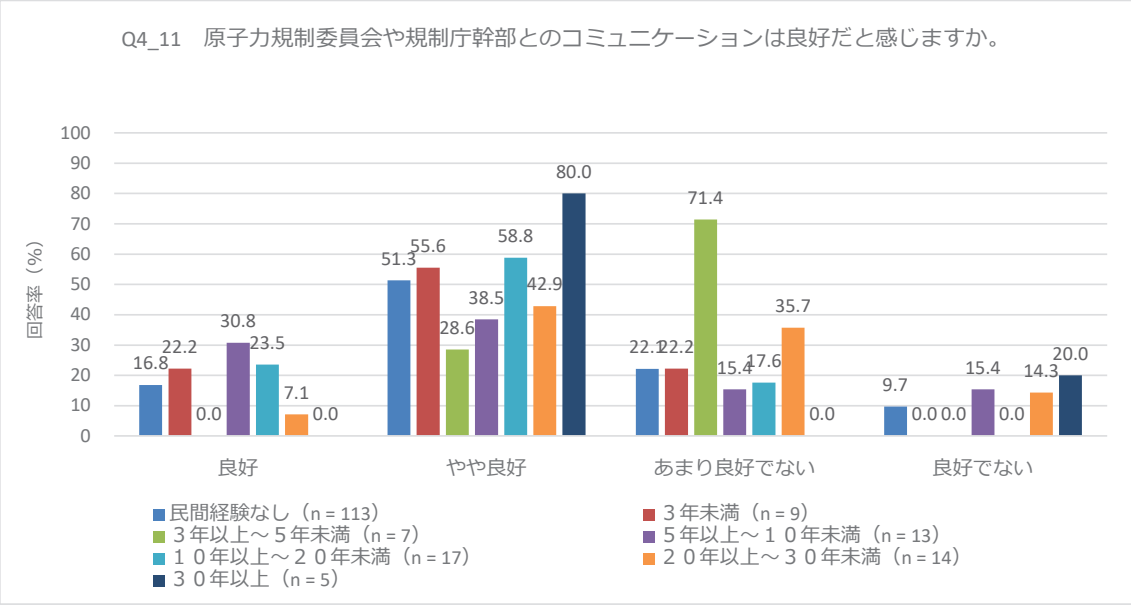

図 5-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×民間経験年数

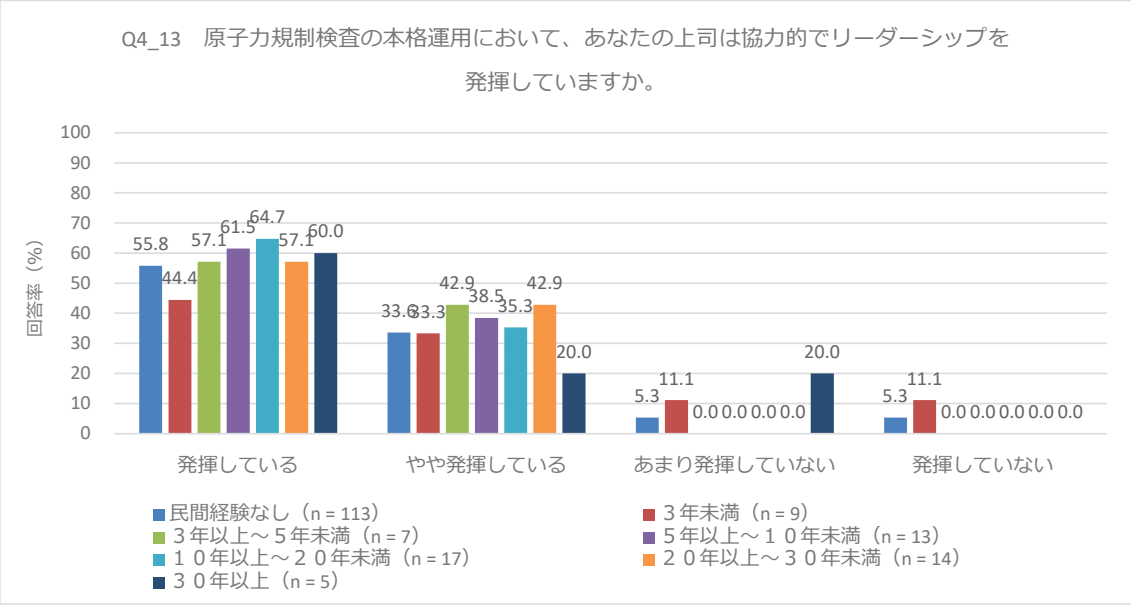

図 5-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×民間経験年数

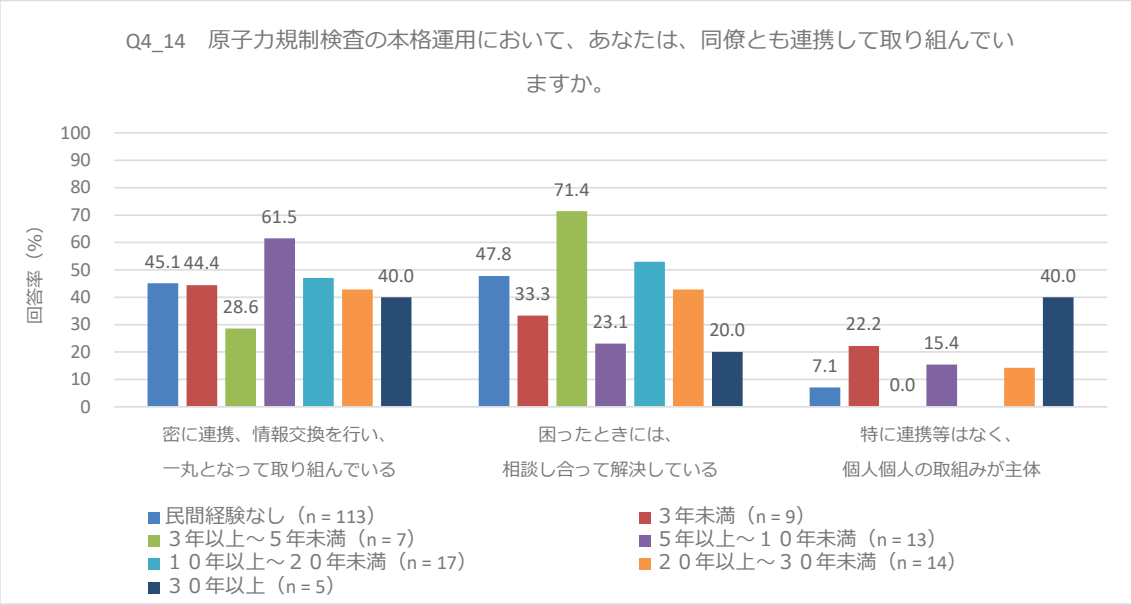

図 5-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×民間経験年数

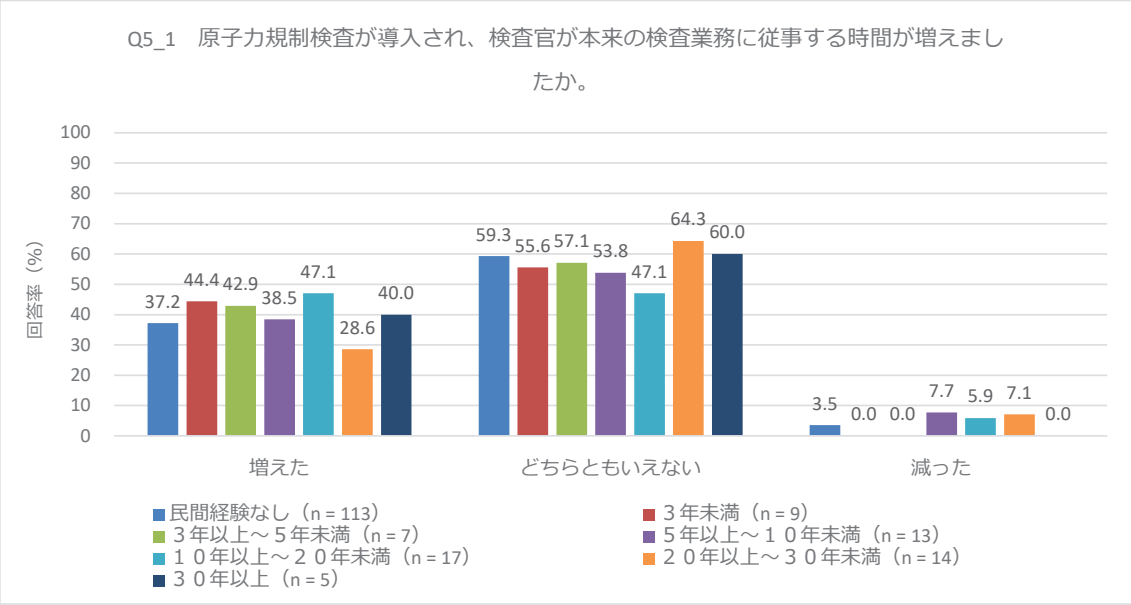

図 5-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×民間経験年数

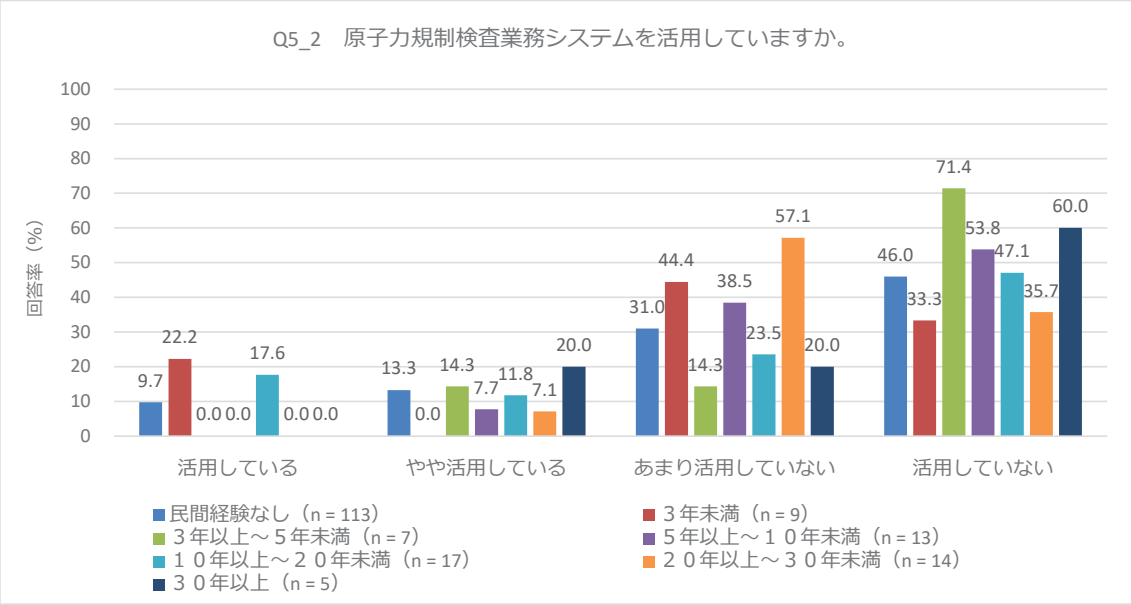

図 5-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×民間経験年数

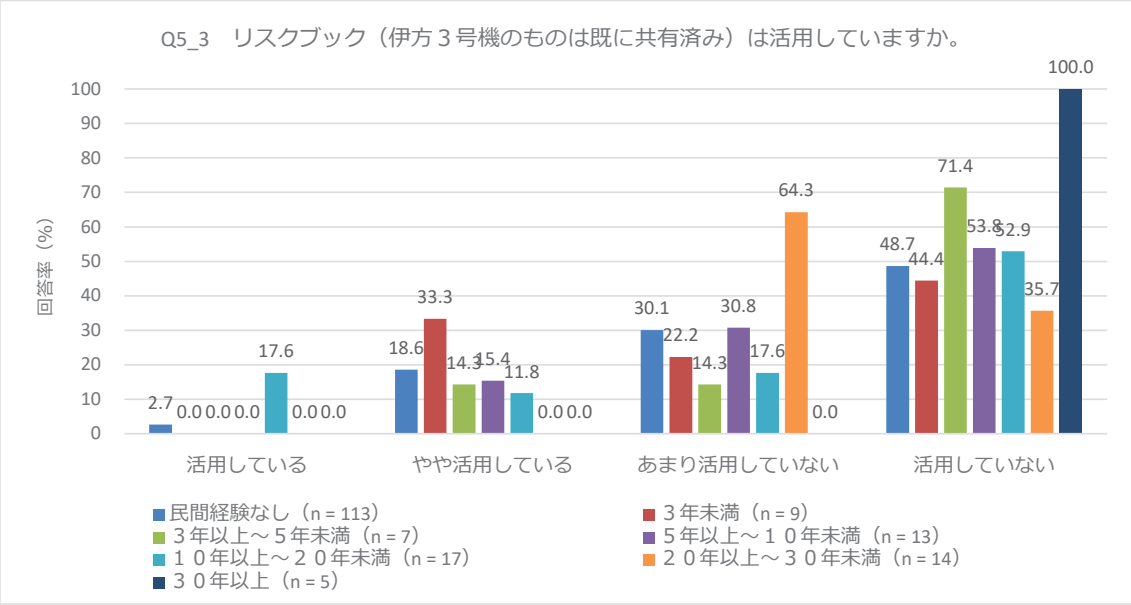

図 5-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×民間経験年数

6. クロス集計結果（勤続年数、検査官資格未取得者を除く）

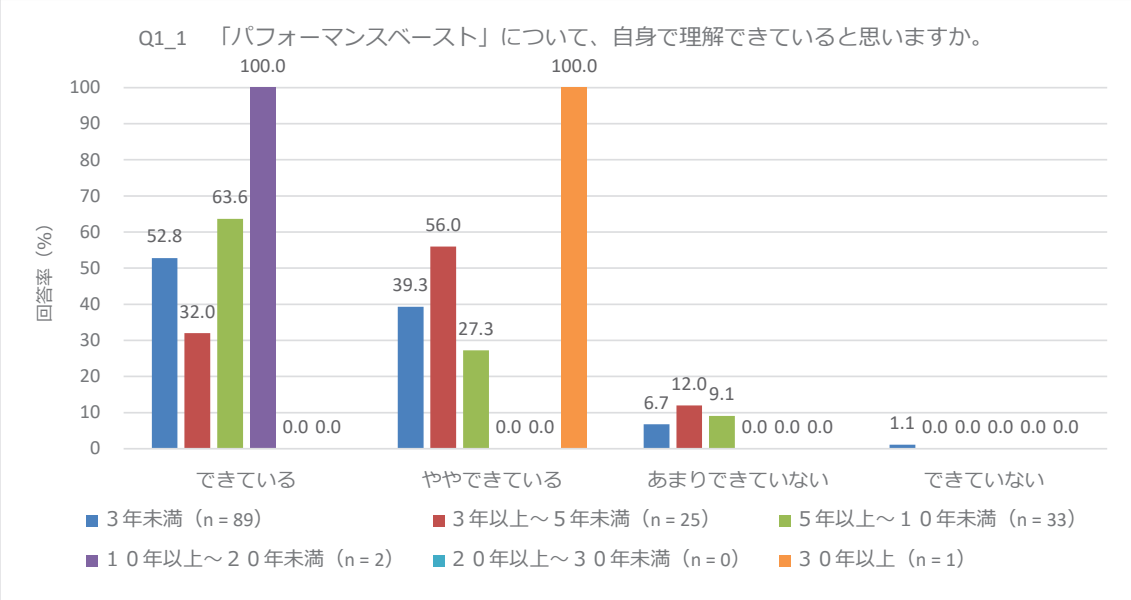

図 6-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×勤続年数

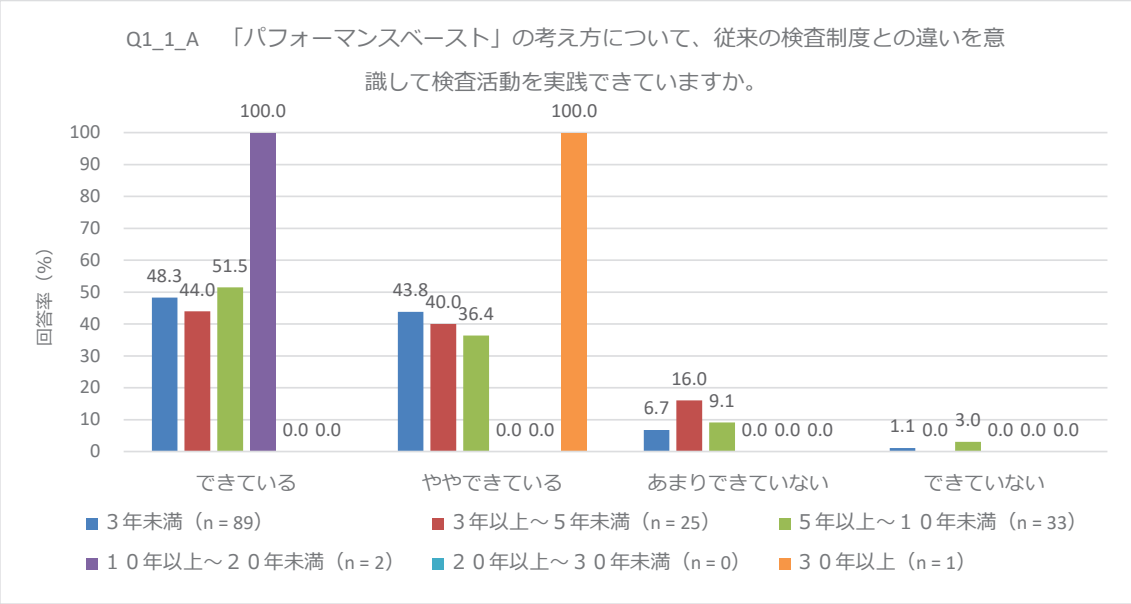

図 6-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×勤続年数

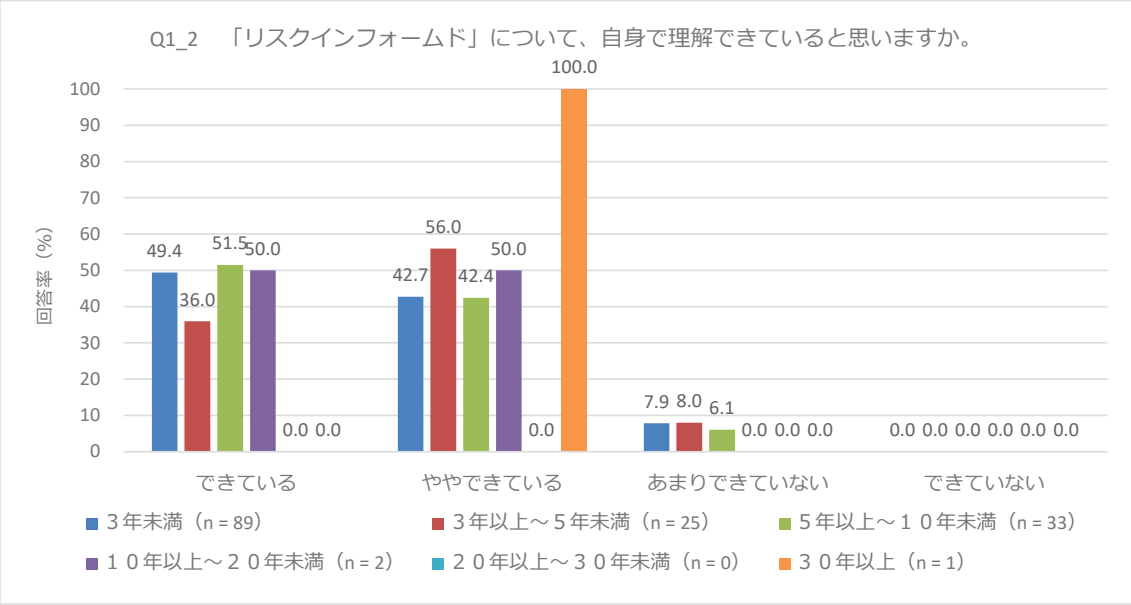

図 6-3　「リスクインフォームド」についての理解度×勤続年数

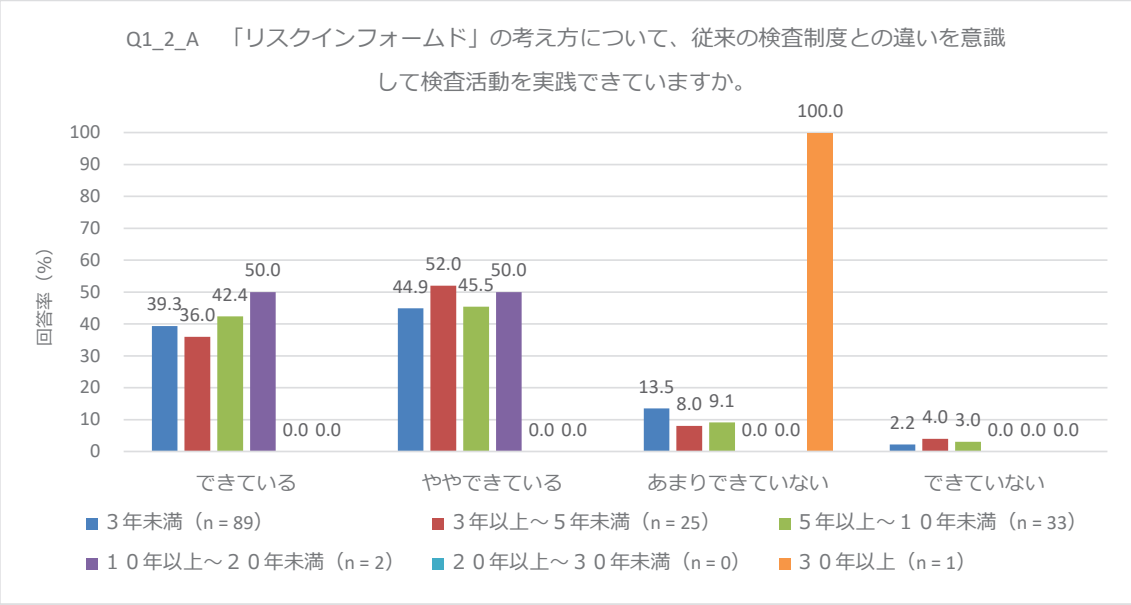

図 6-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×勤続年数

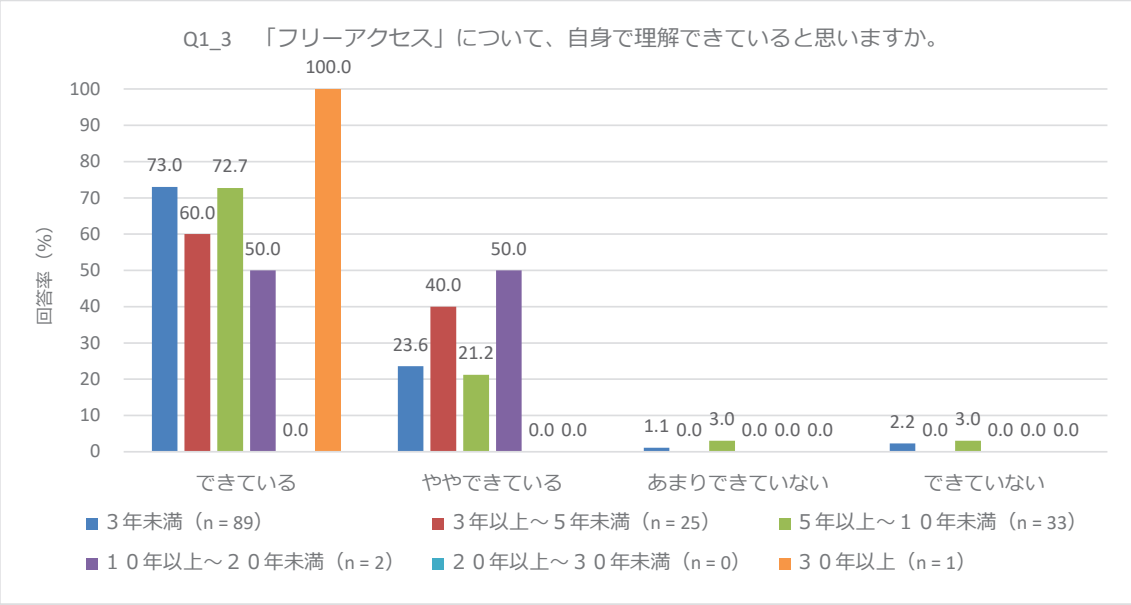

図 6-5　「フリーアクセス」についての理解度×勤続年数

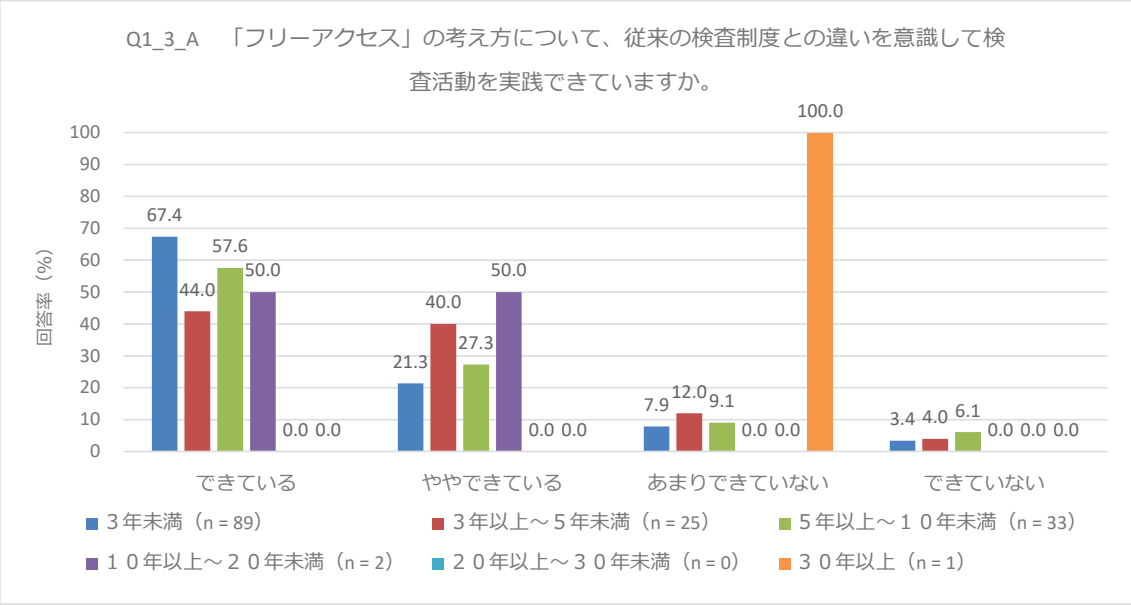

図 6-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×勤続年数

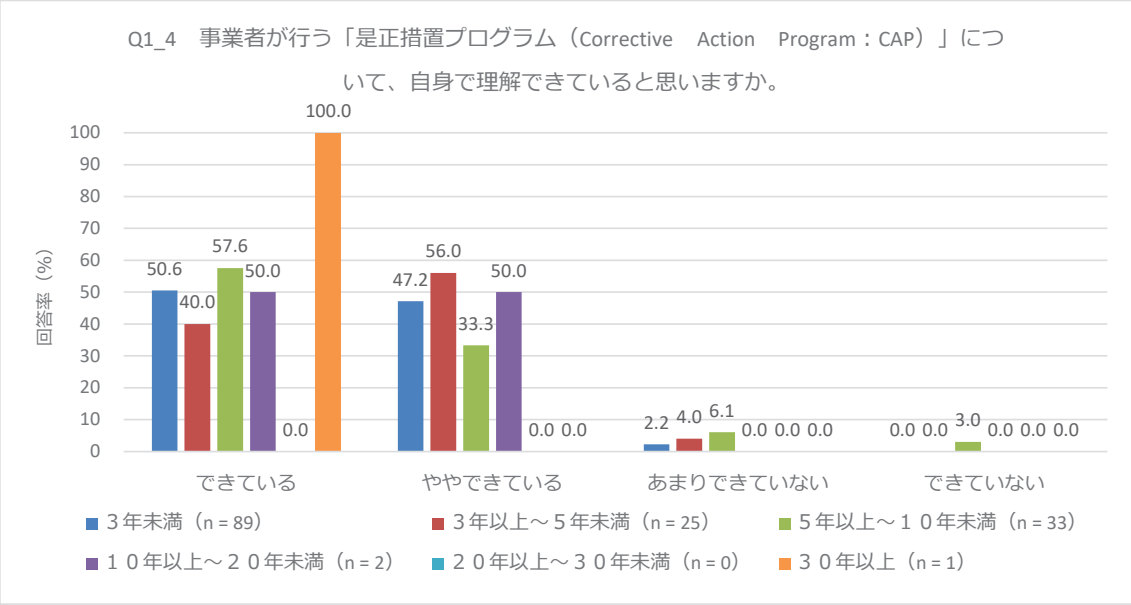

図 6-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×勤続年数

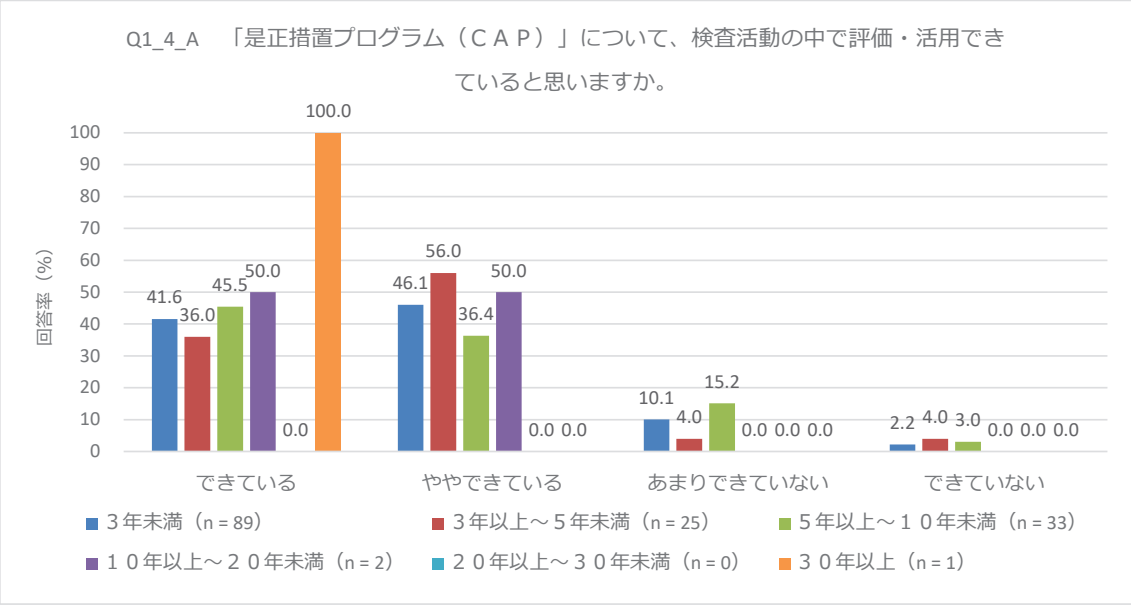

図 6-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×勤続年数

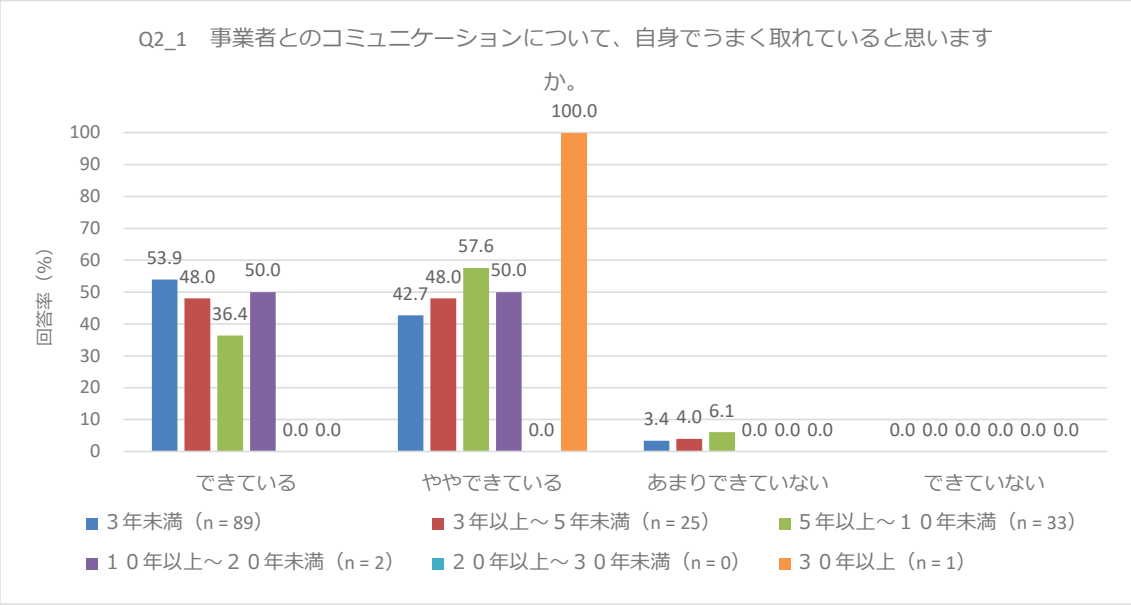

図 6-9　事業者とのコミュニケーション×勤続年数

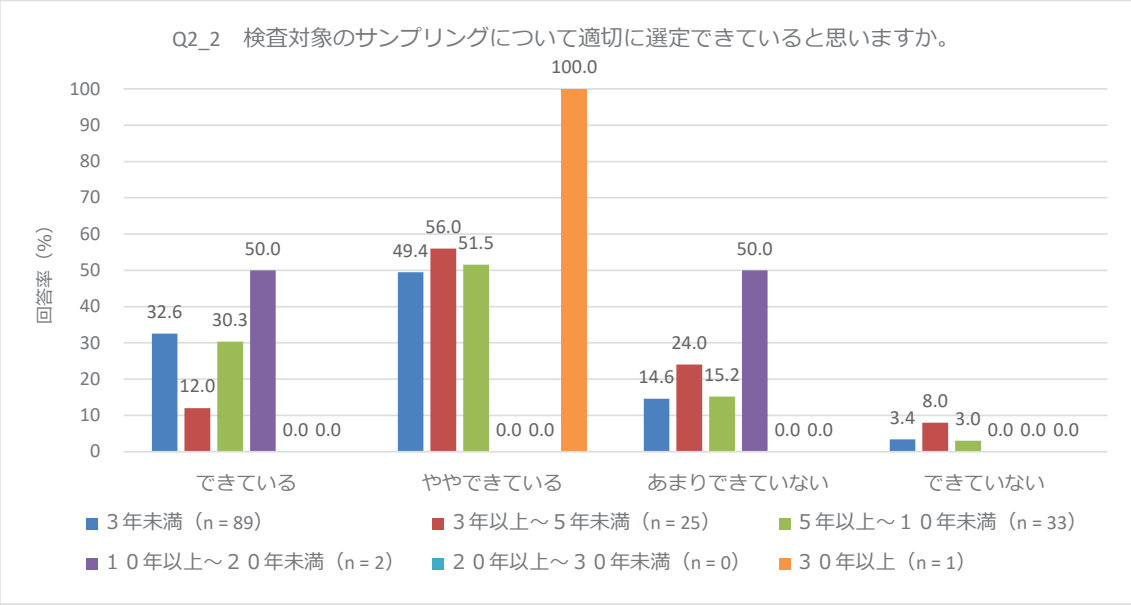

図 6-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×勤続年数

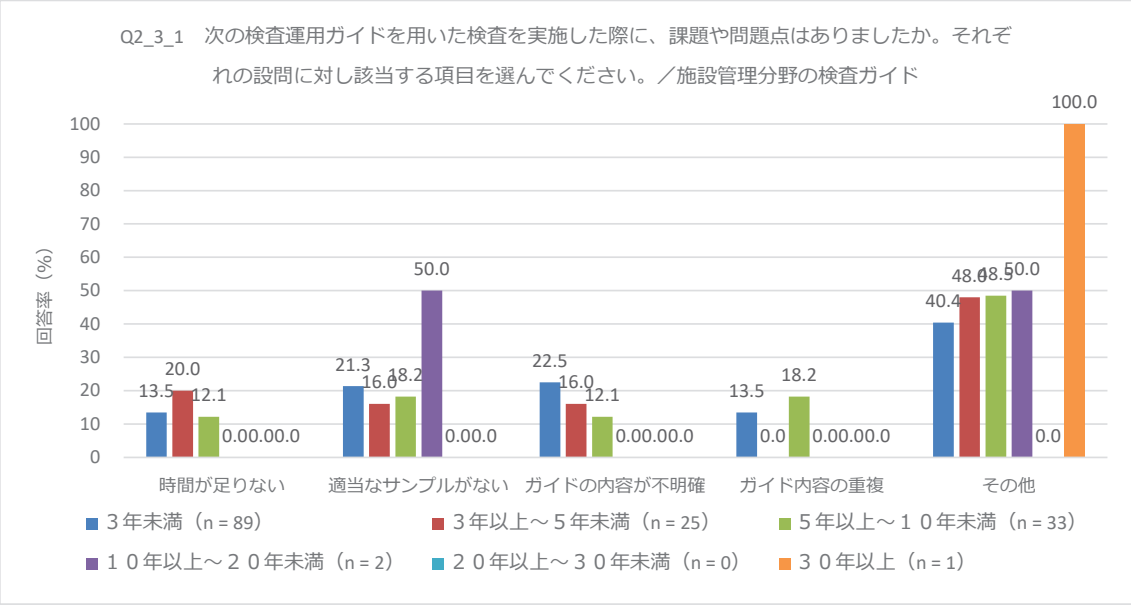

図 6-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×勤続年数

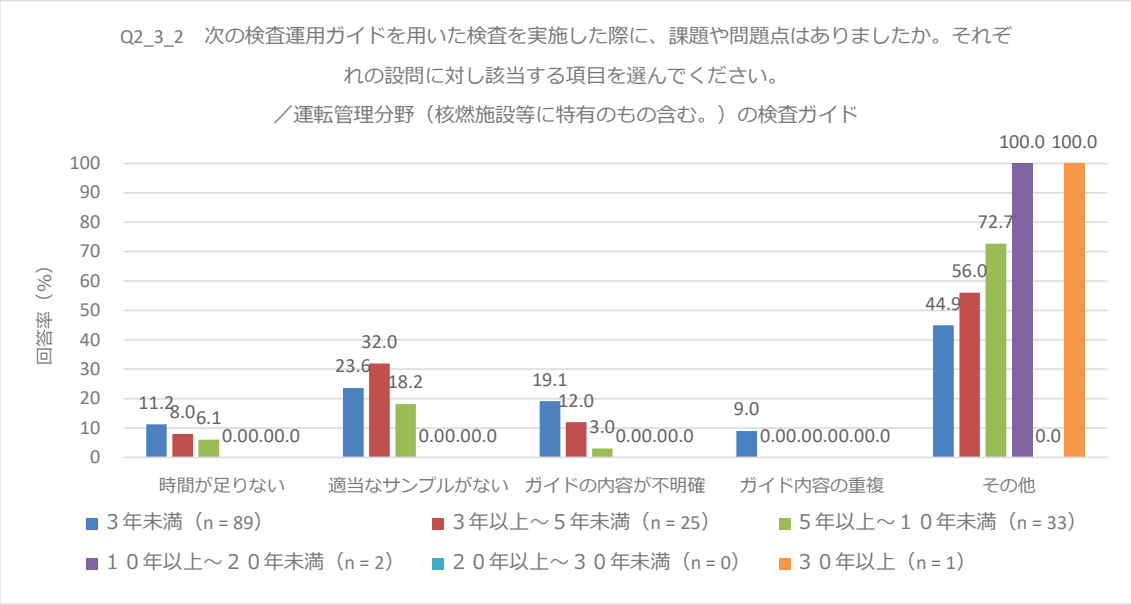

図 6-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×勤続年数

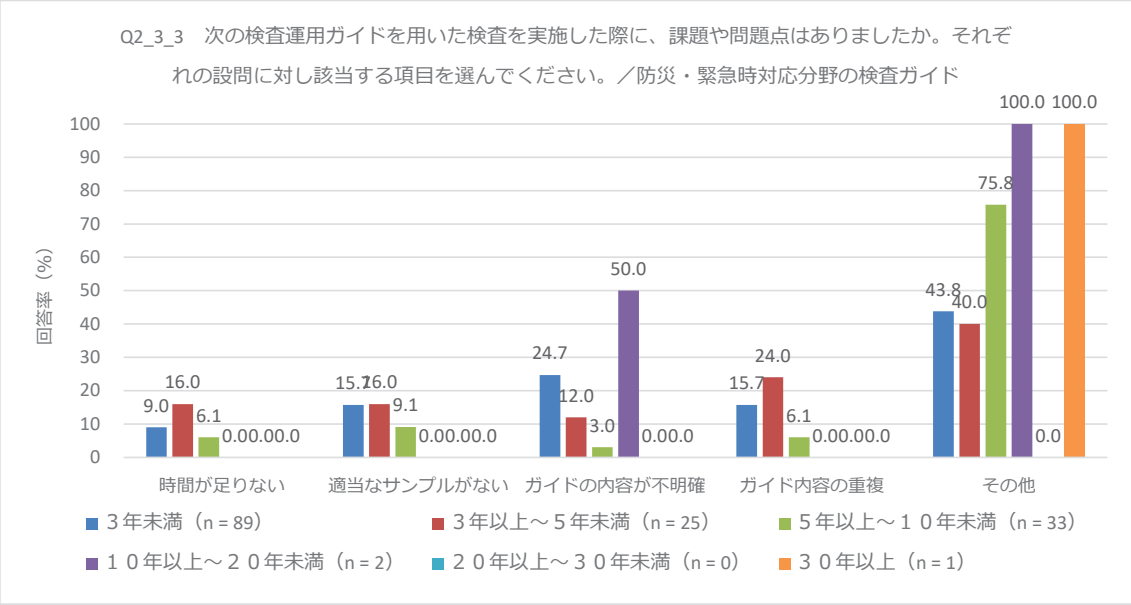

図 6-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×勤続年数

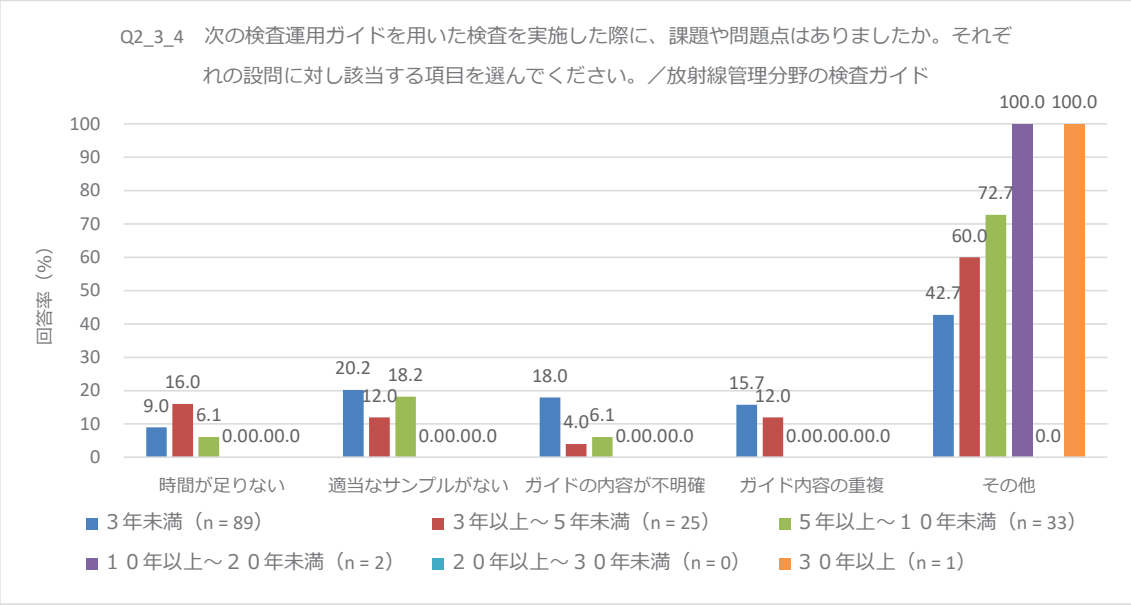

図 6-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×勤続年数

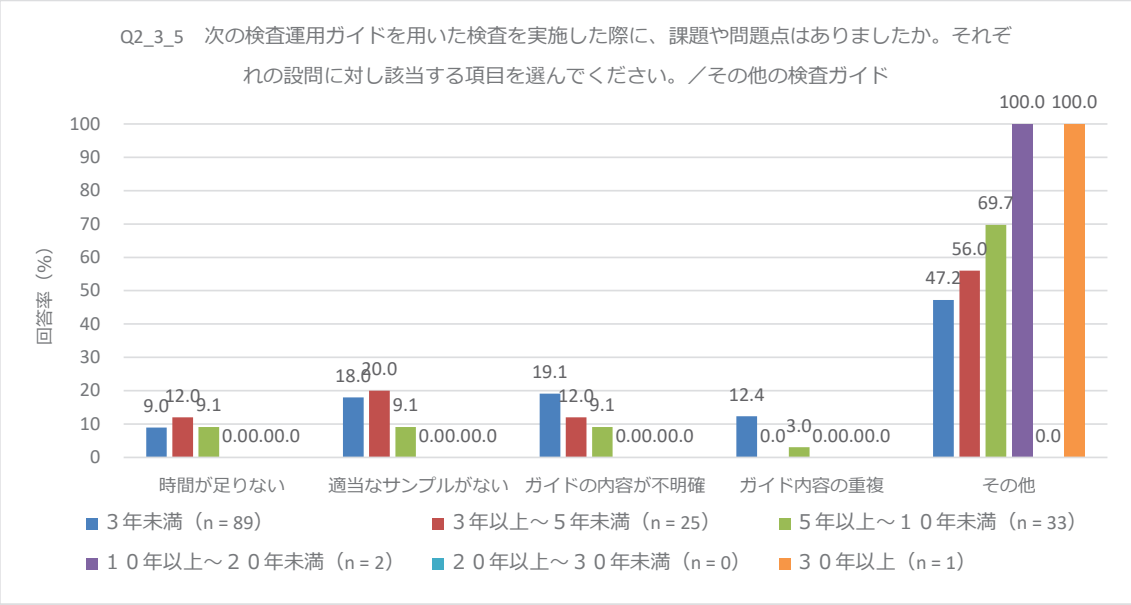

図 6-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×勤続年数

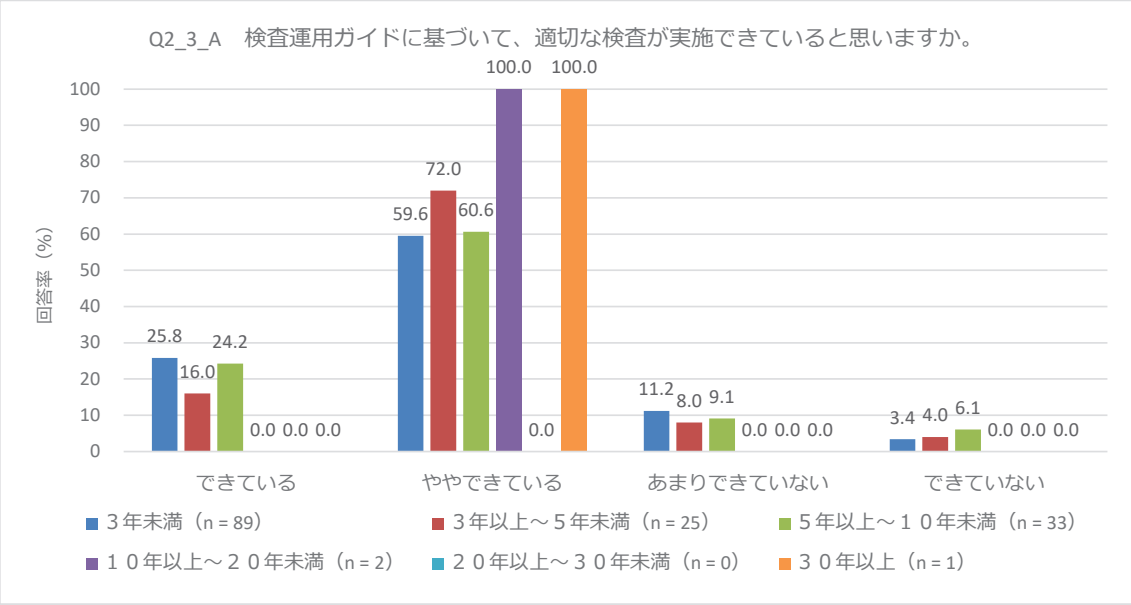

図 6-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×勤続年数

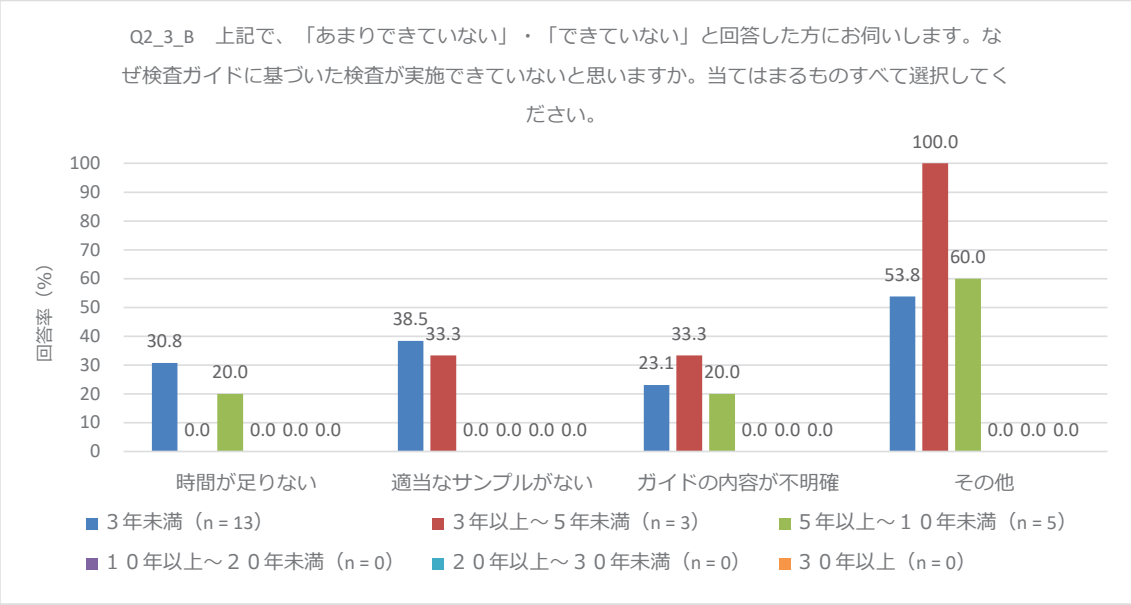

図 6-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×勤続年数

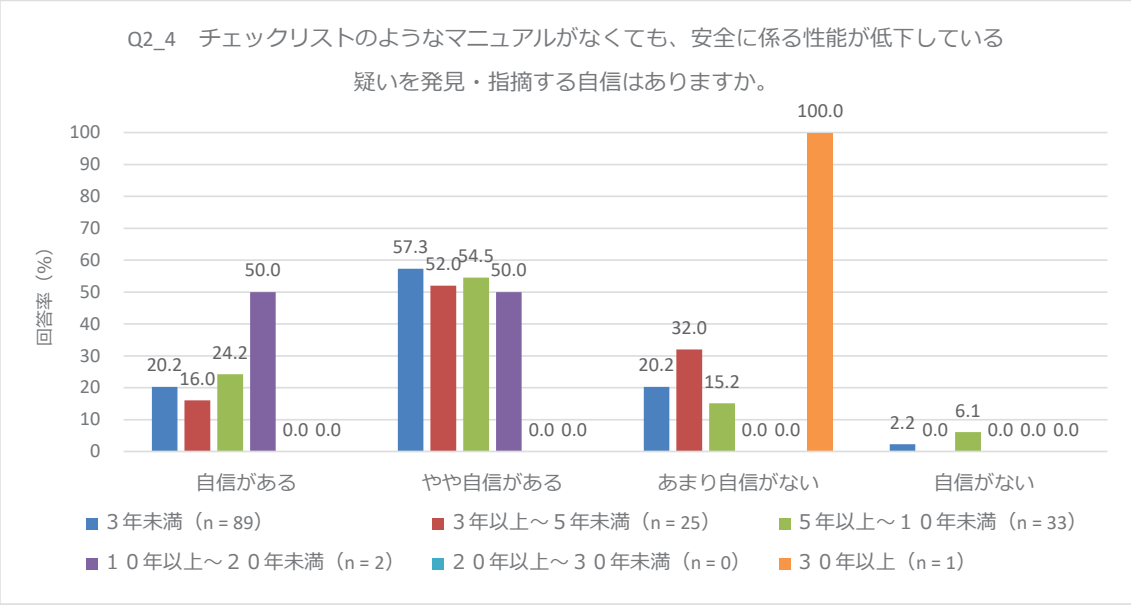

図 6-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×勤続年数

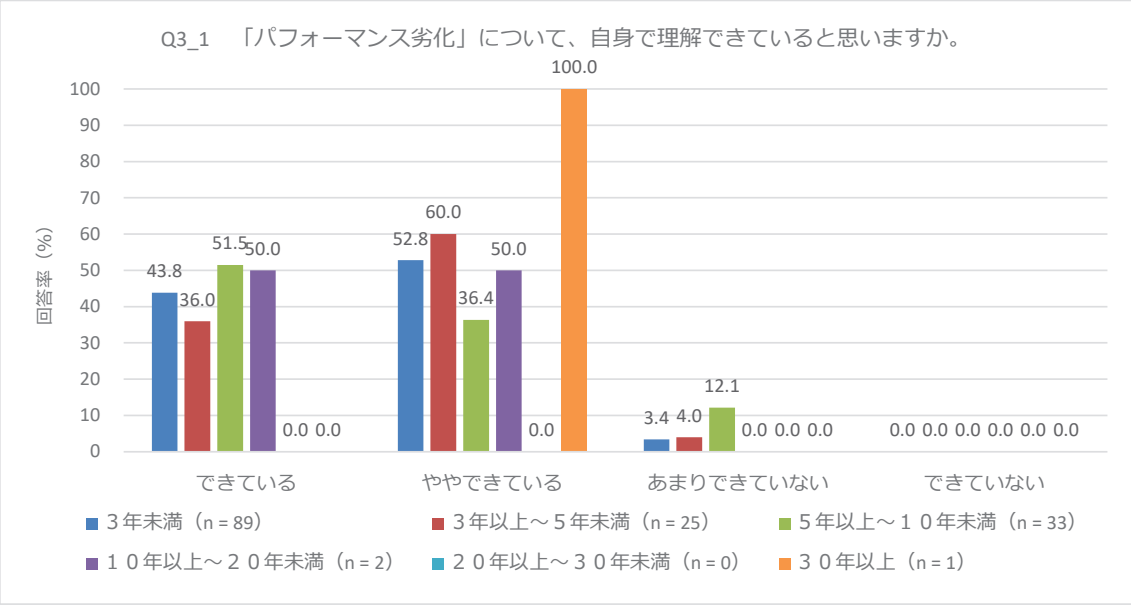

図 6-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×勤続年数

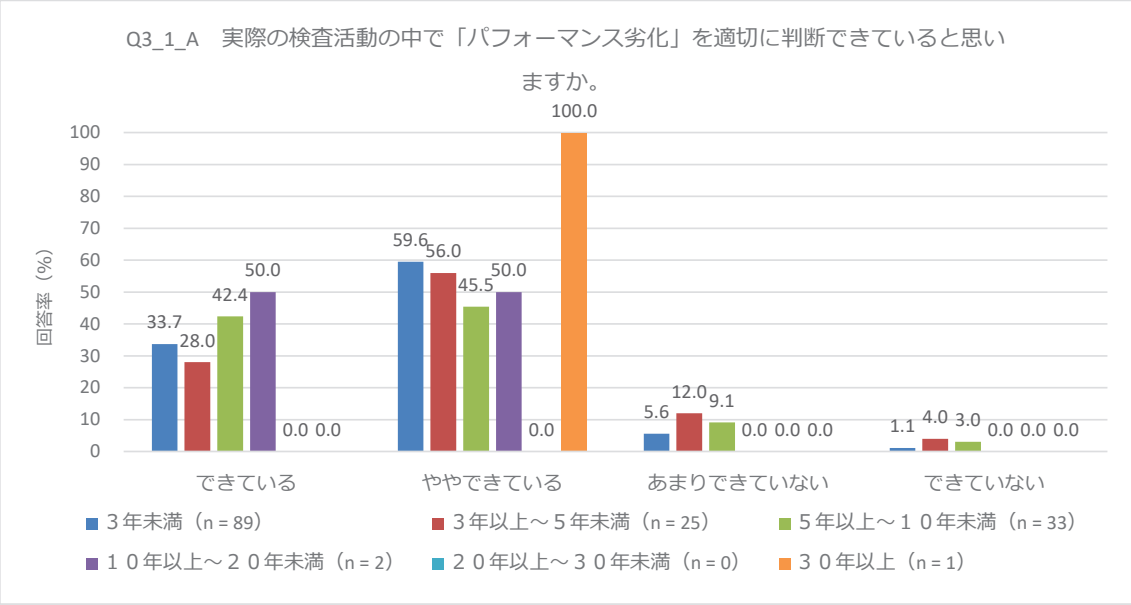

図 6-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×勤続年数

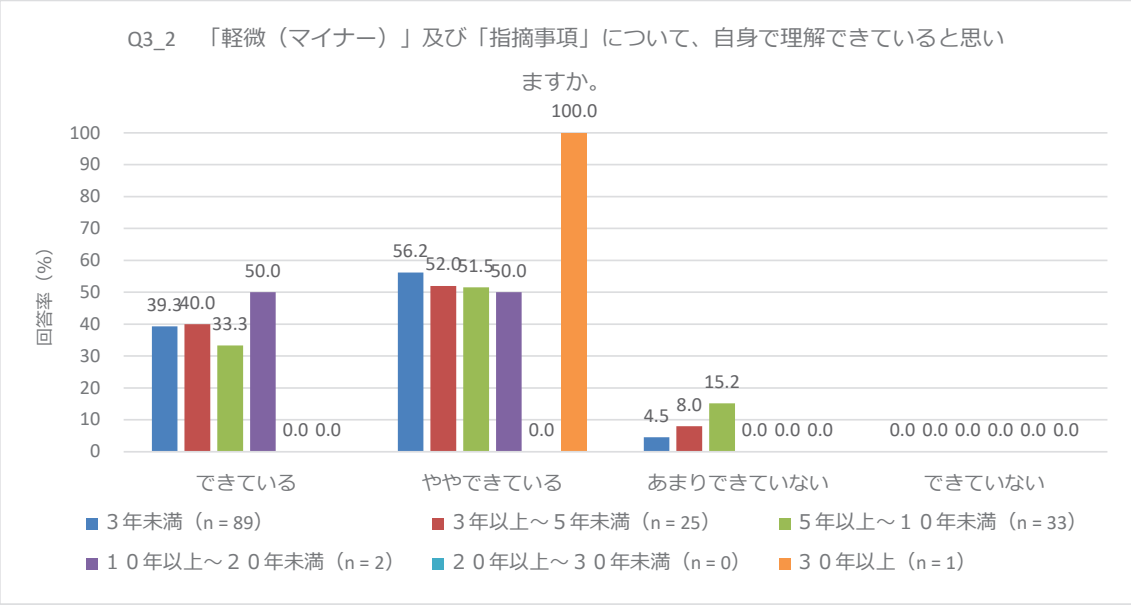

図 6-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×勤続年数

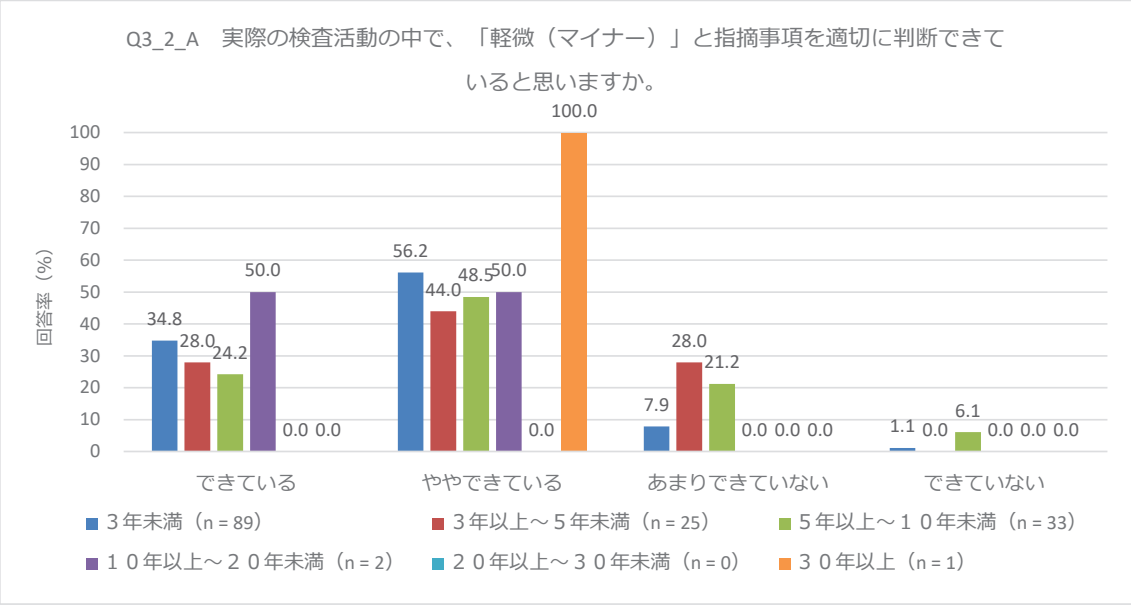

図 6-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×勤続年数

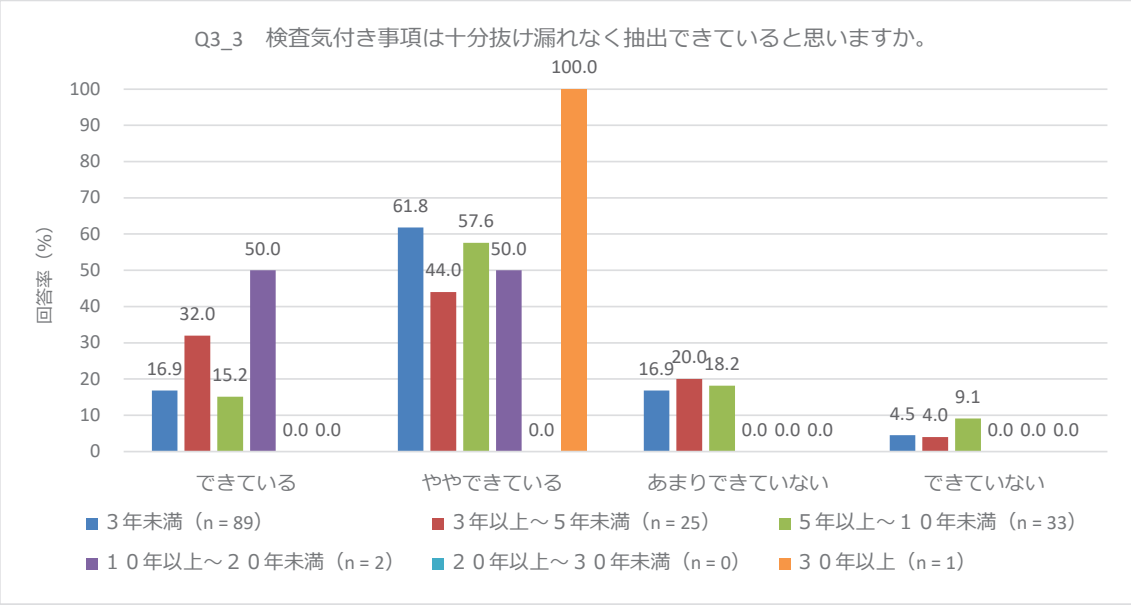

図 6-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×勤続年数

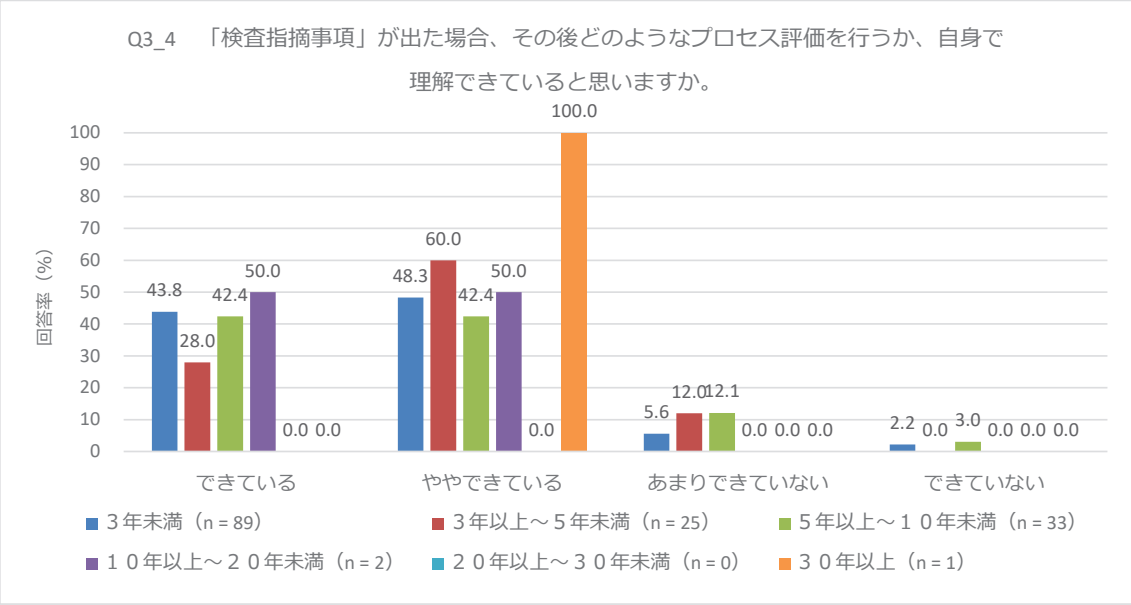

図 6-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×勤続年数

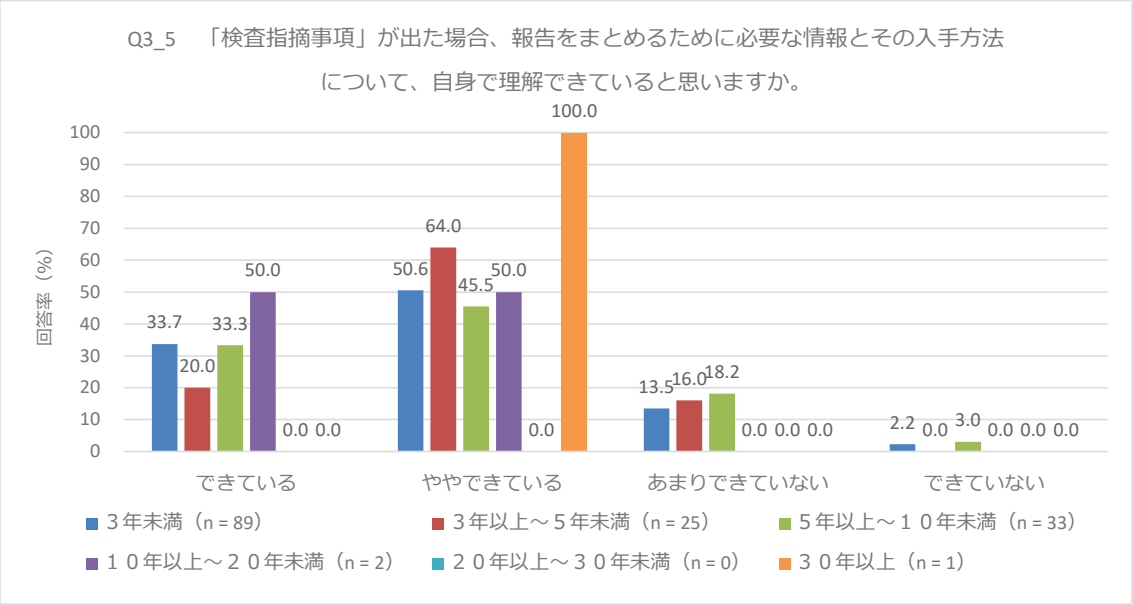

図 6-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×勤続年数

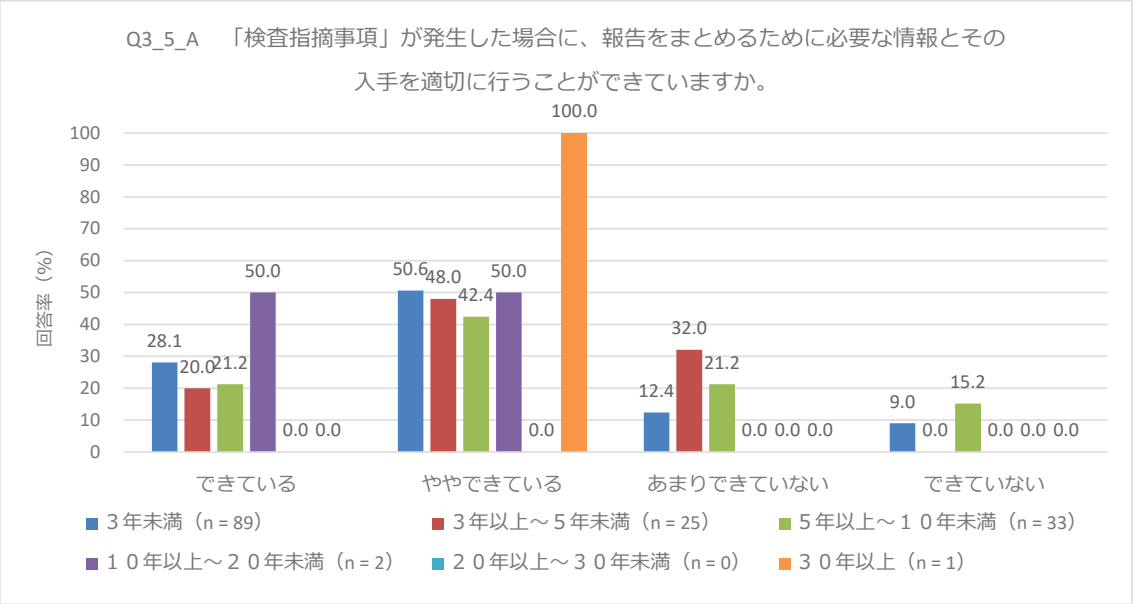

図 6-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×勤続年数

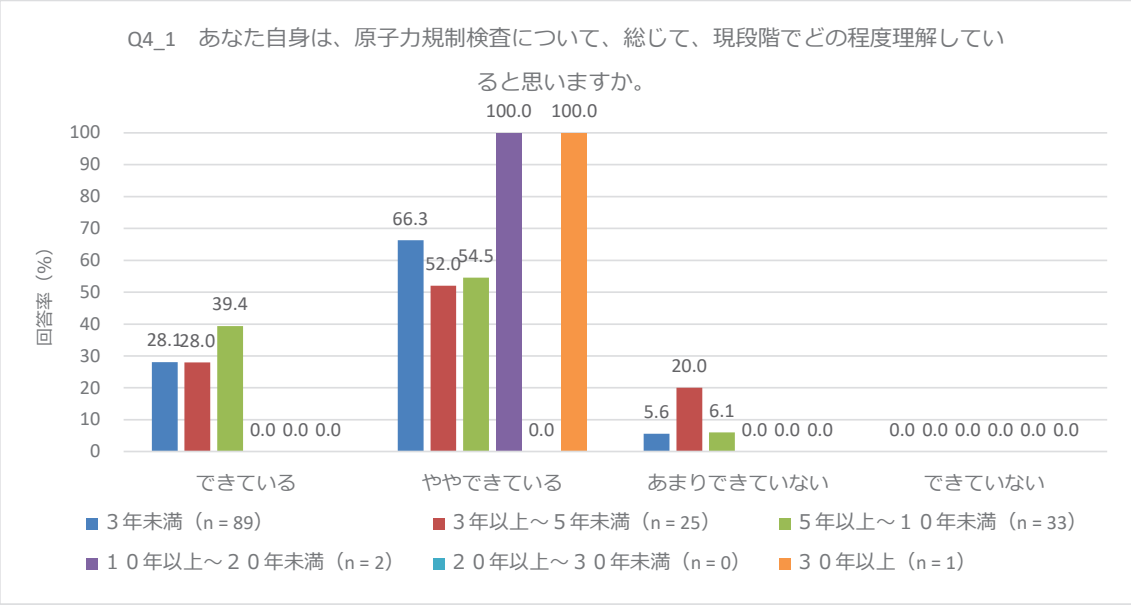

図 6-27　原子力規制検査における理解度×勤続年数

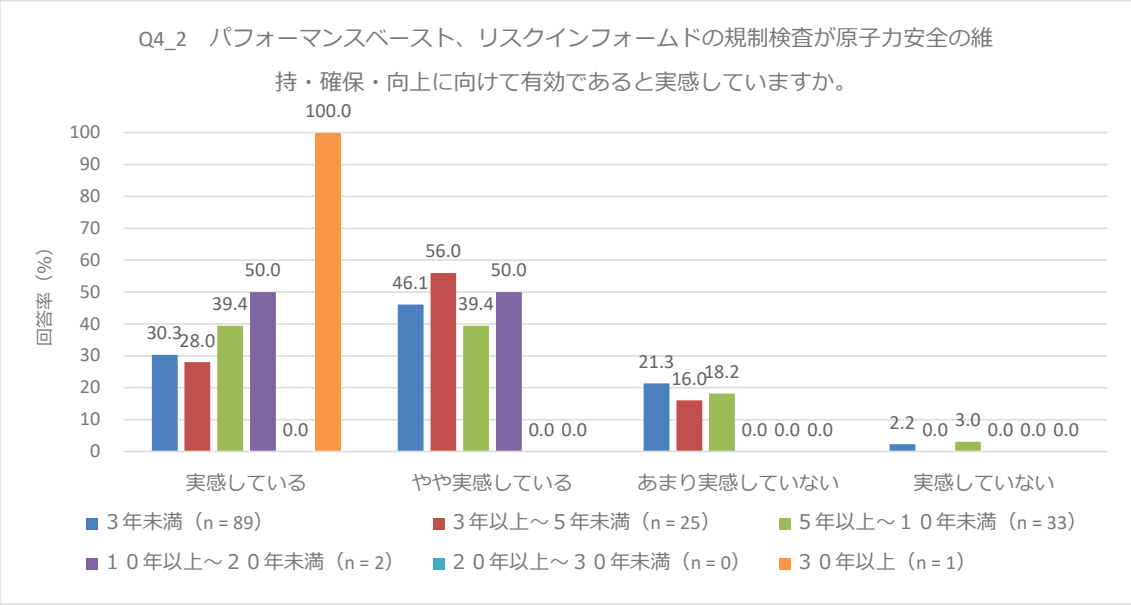

図 6-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×勤続年数

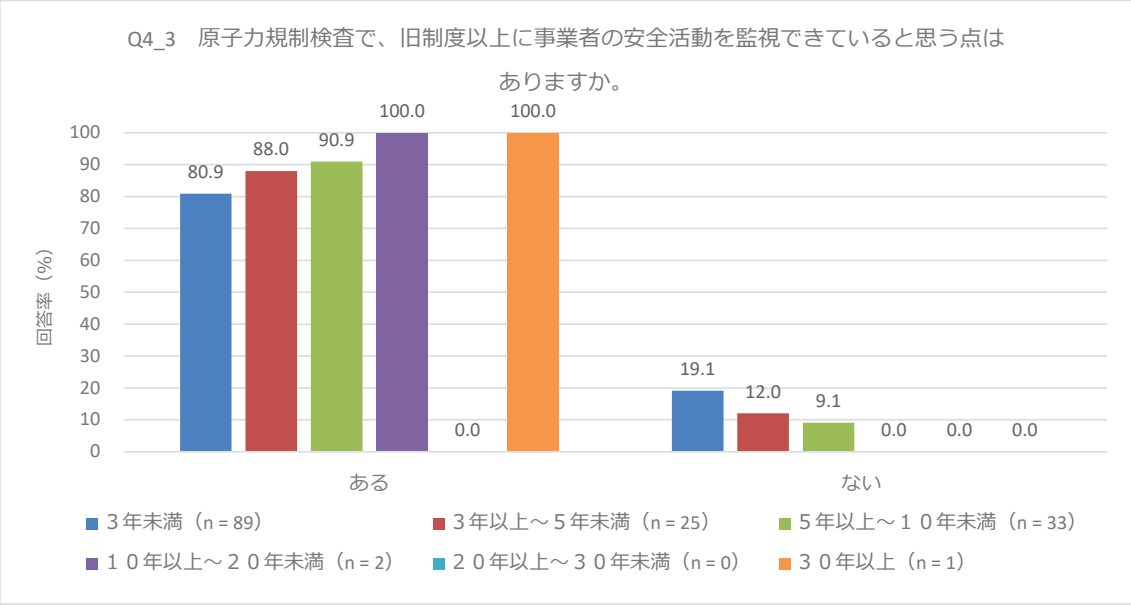

図 6-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×勤続年数

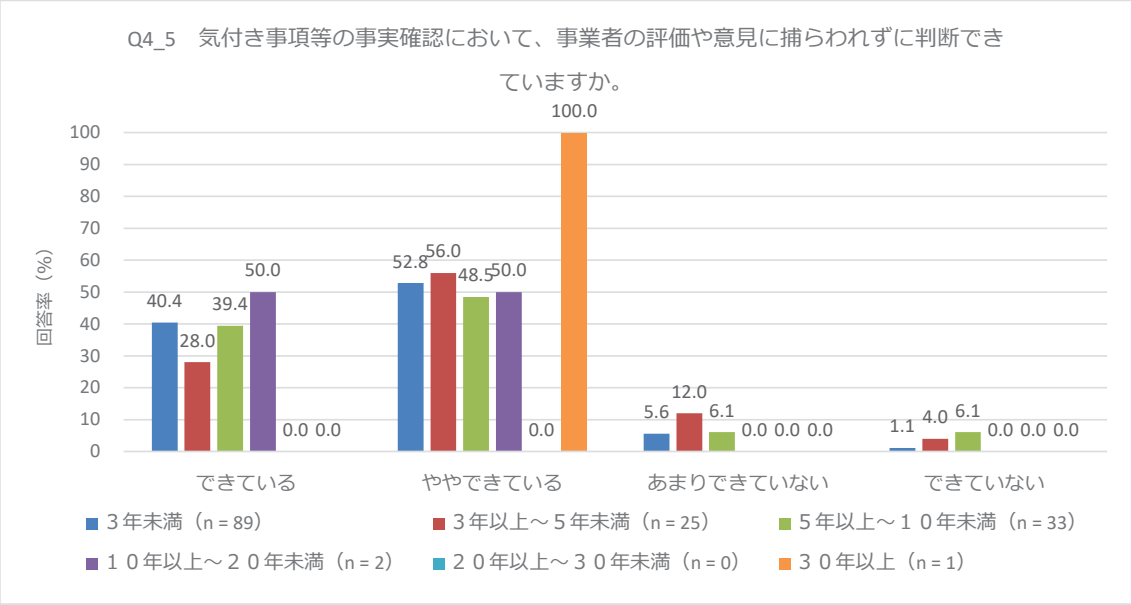

図 6-30　気付き事項等の事実確認における判断×勤続年数

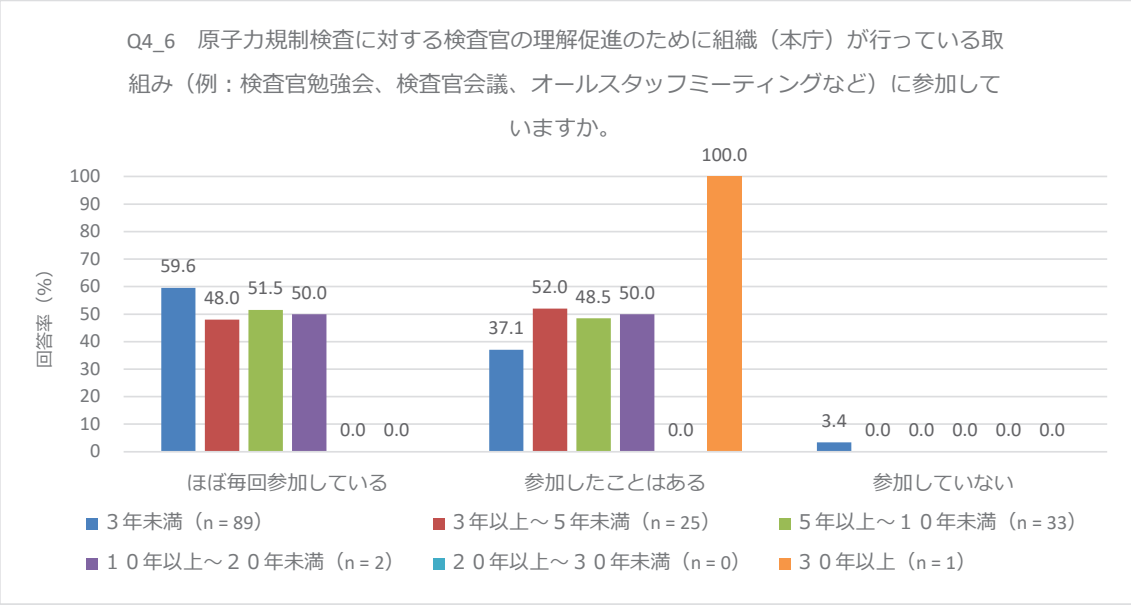

図 6-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×勤続年数

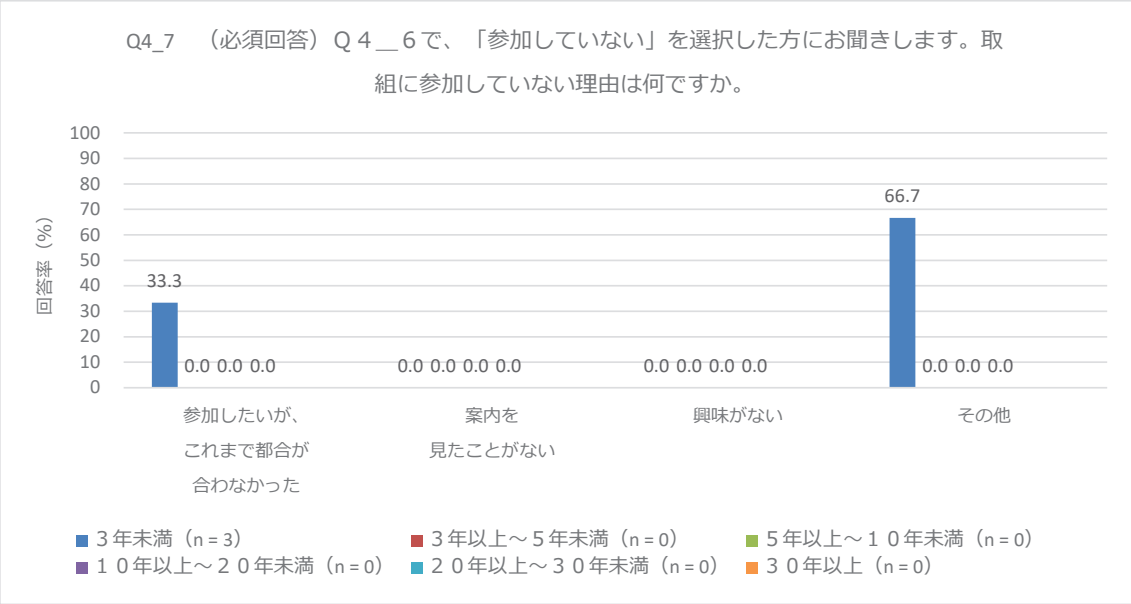

図 6-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×勤続年数

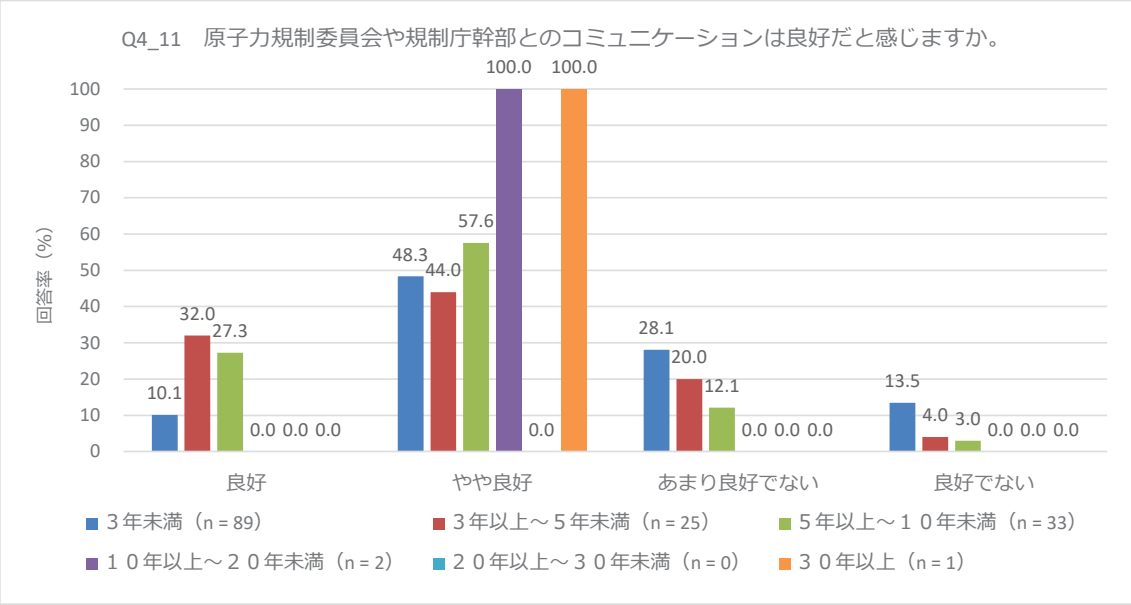

図 6-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×勤続年数

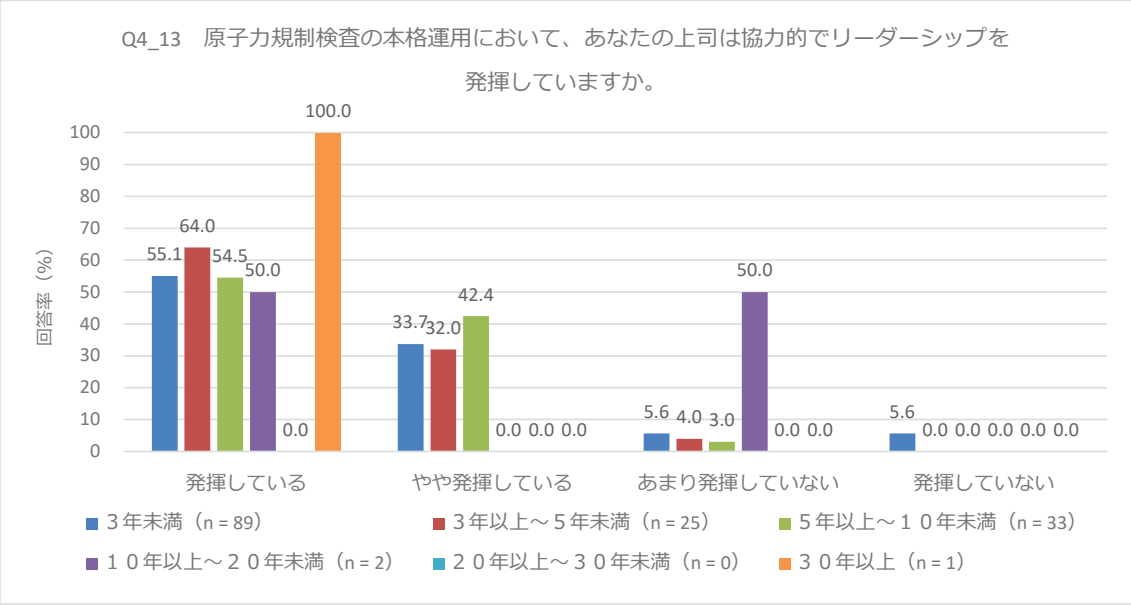

図 6-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×勤続年数

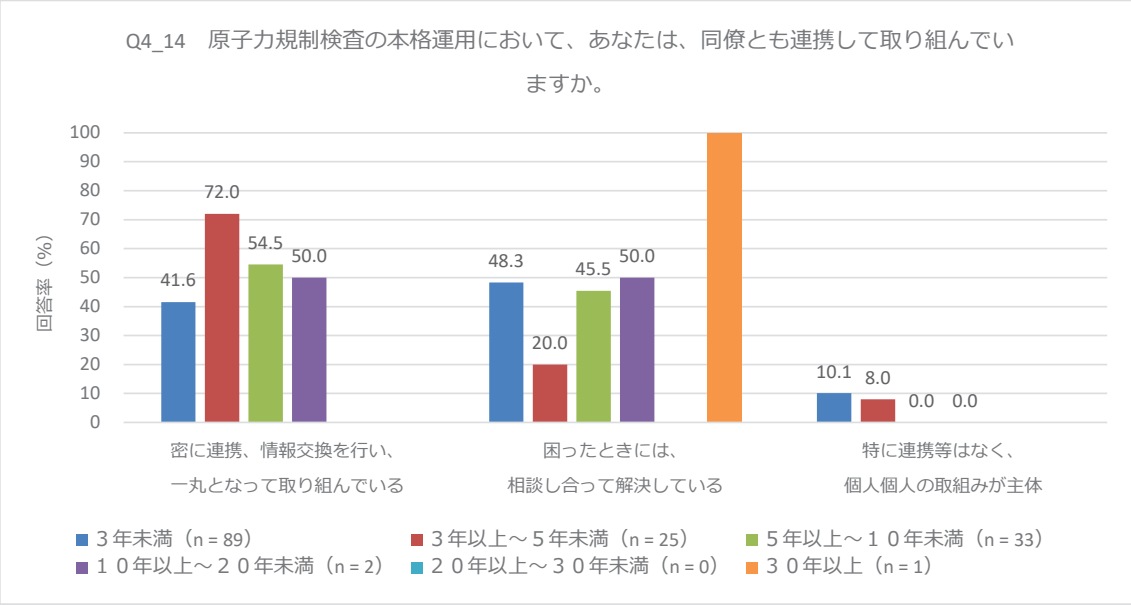

図 6-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×勤続年数

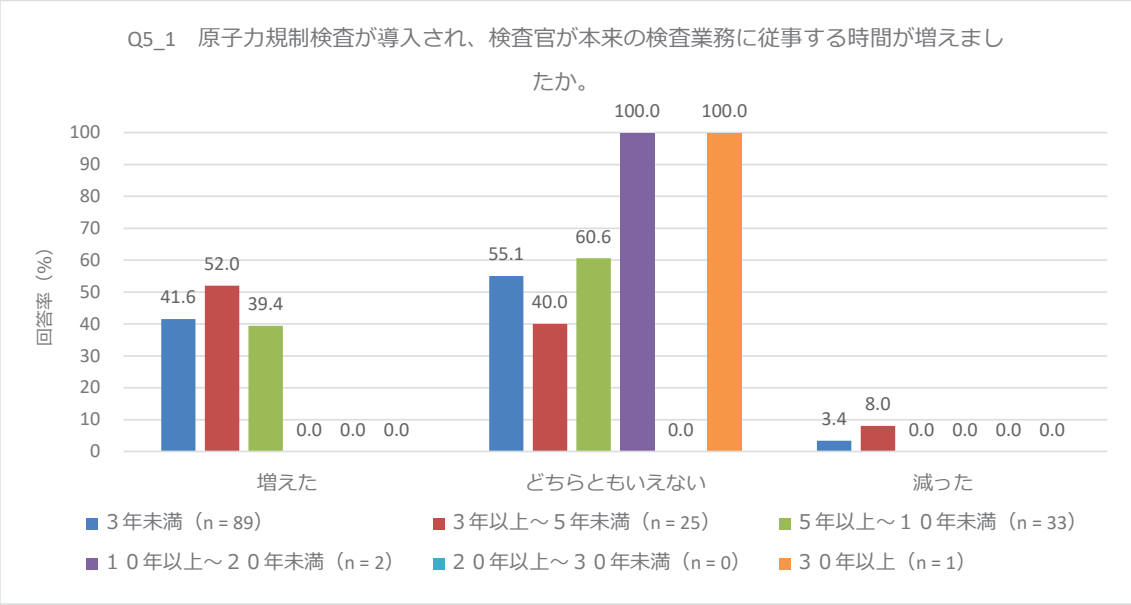

図 6-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×勤続年数

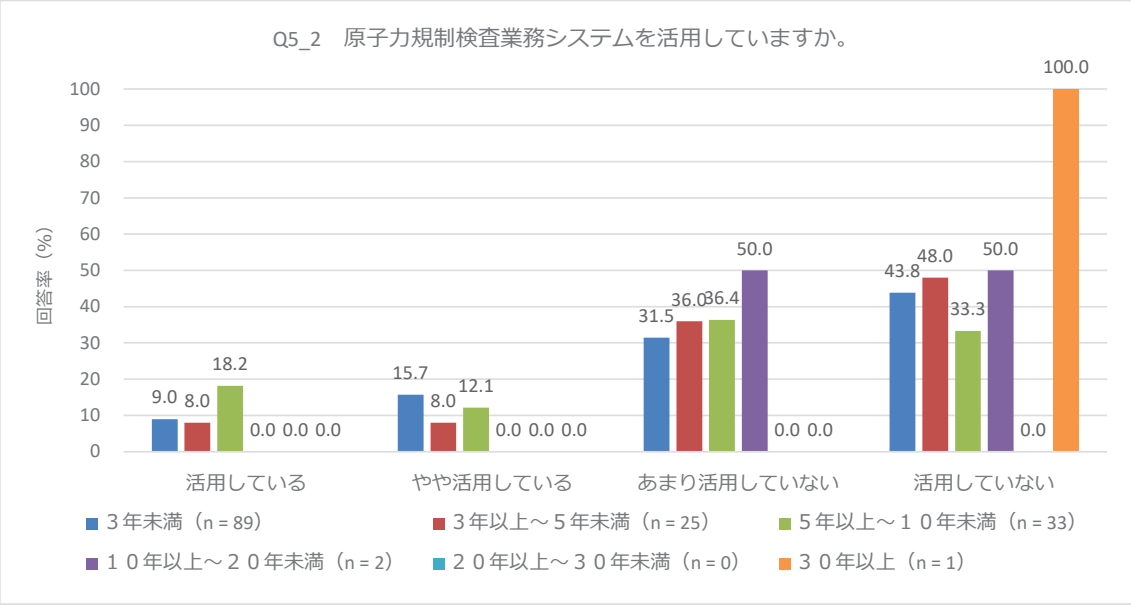

図 6-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×勤続年数

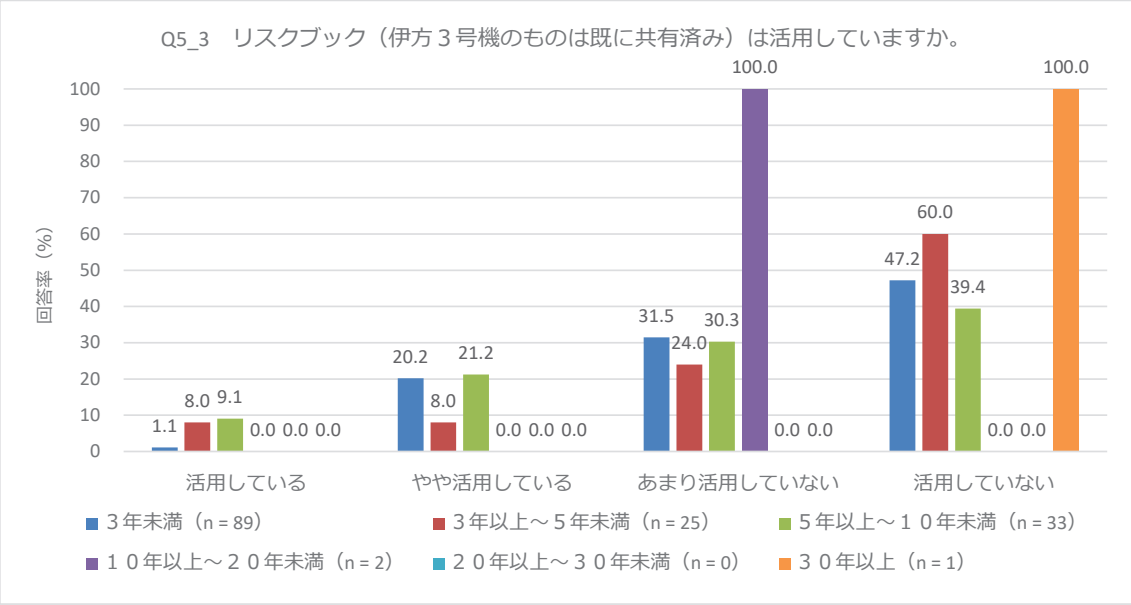

図 6-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×勤続年数

7. クロス集計結果（担当施設、検査官資格未取得者を除く）

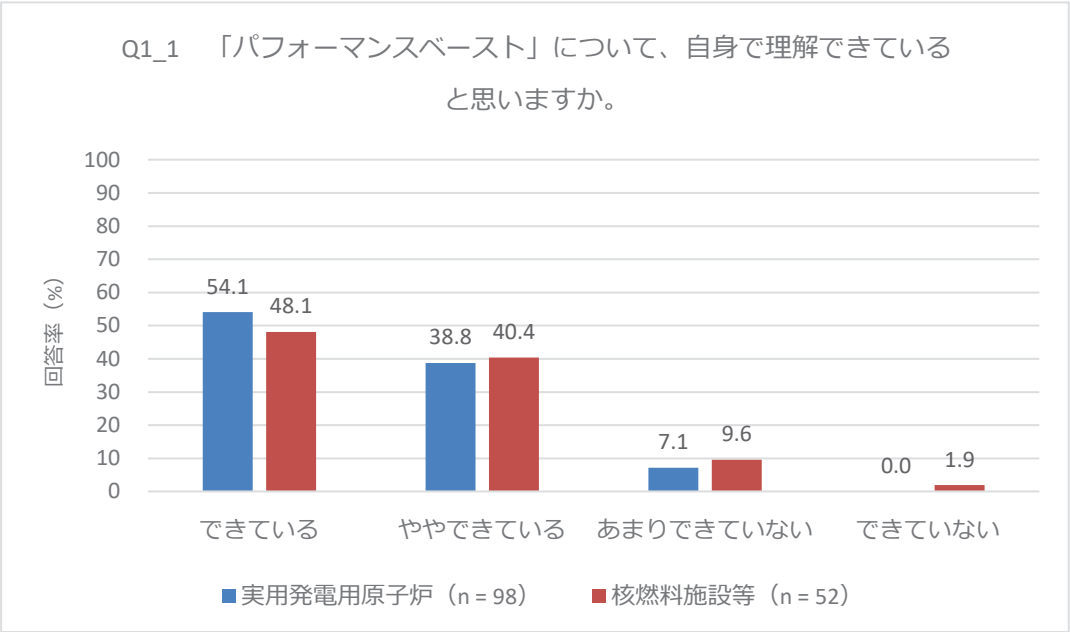

図 7-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×担当施設

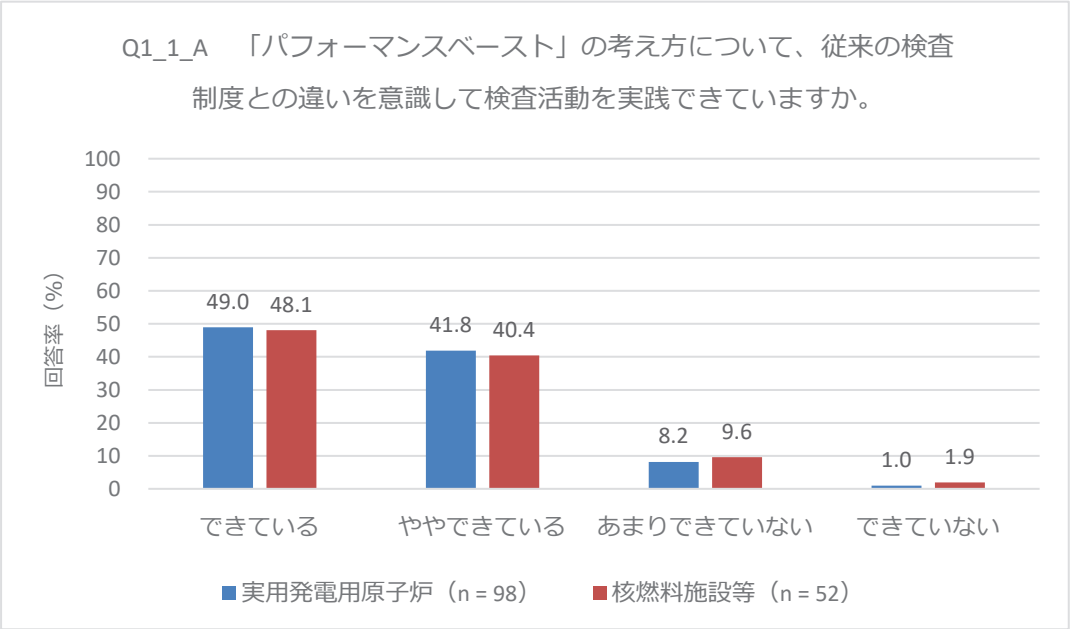

図 7-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×担当施設

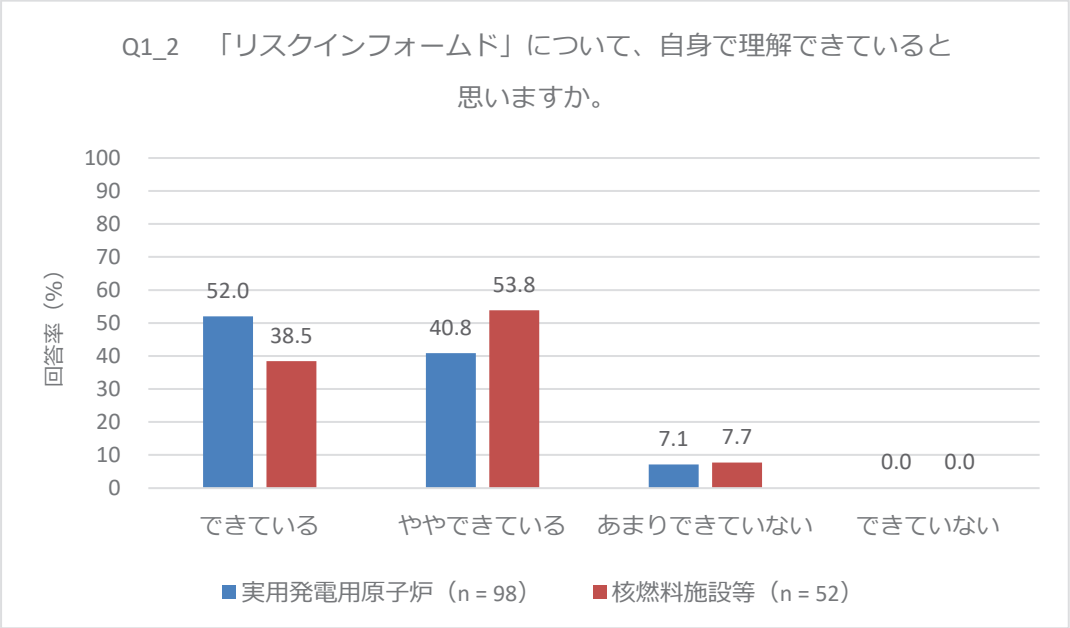

図 7-3　「リスクインフォームド」についての理解度×担当施設

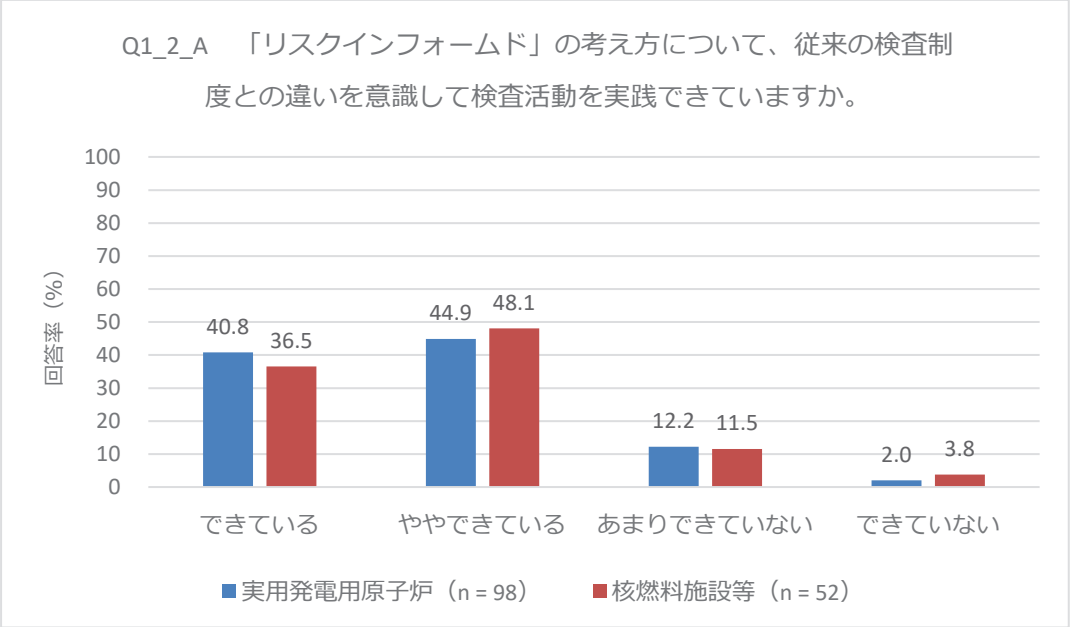

図 7-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×担当施設

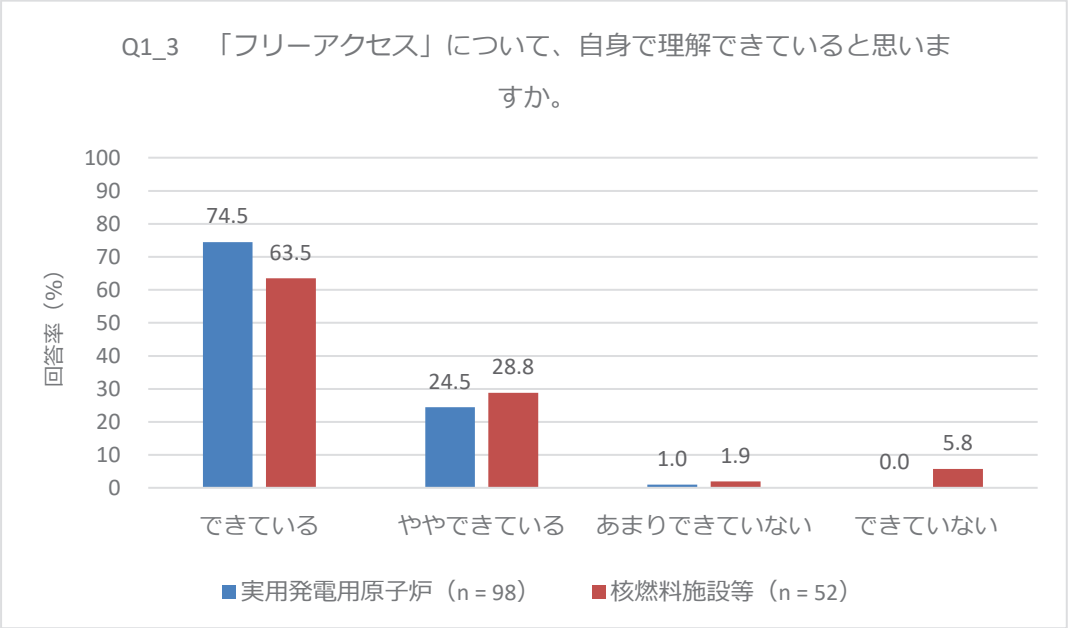

図 7-5　「フリーアクセス」についての理解度×担当施設

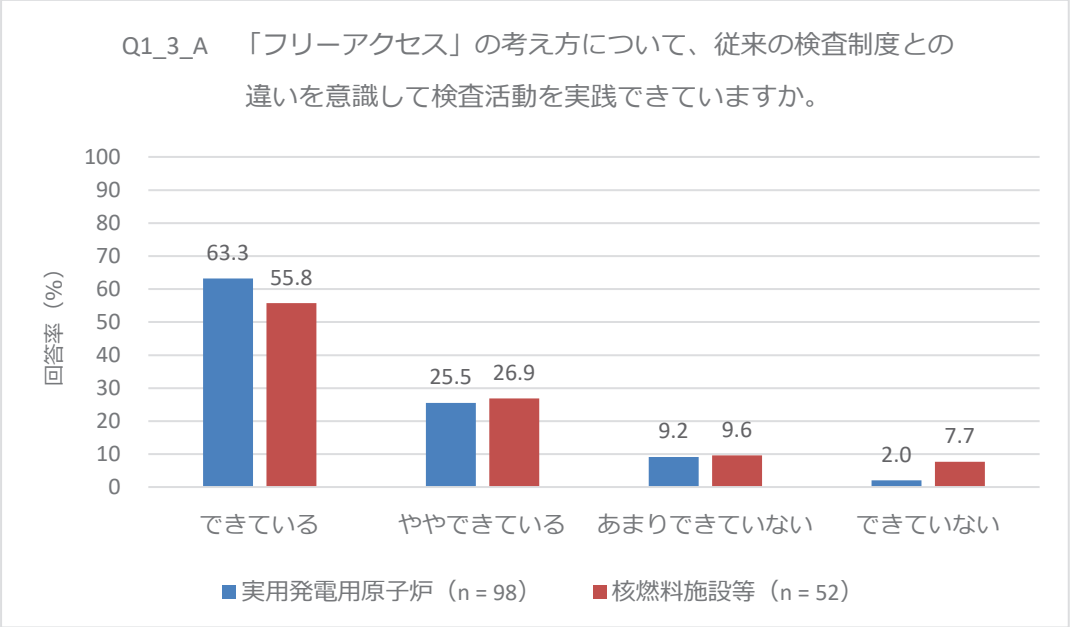

図 7-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×担当施設

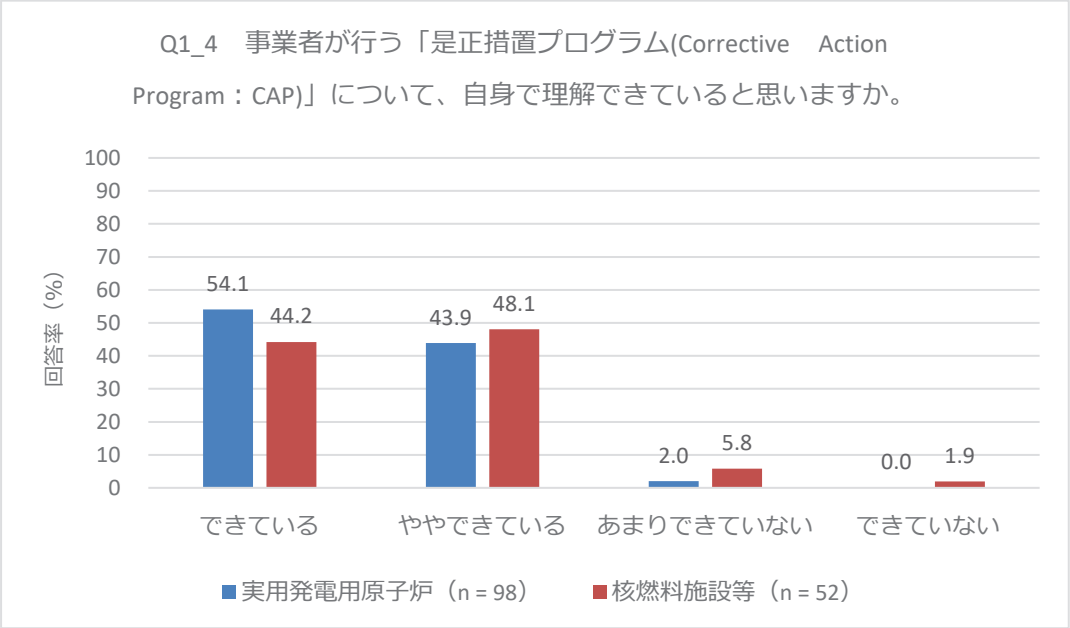

図 7-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×担当施設

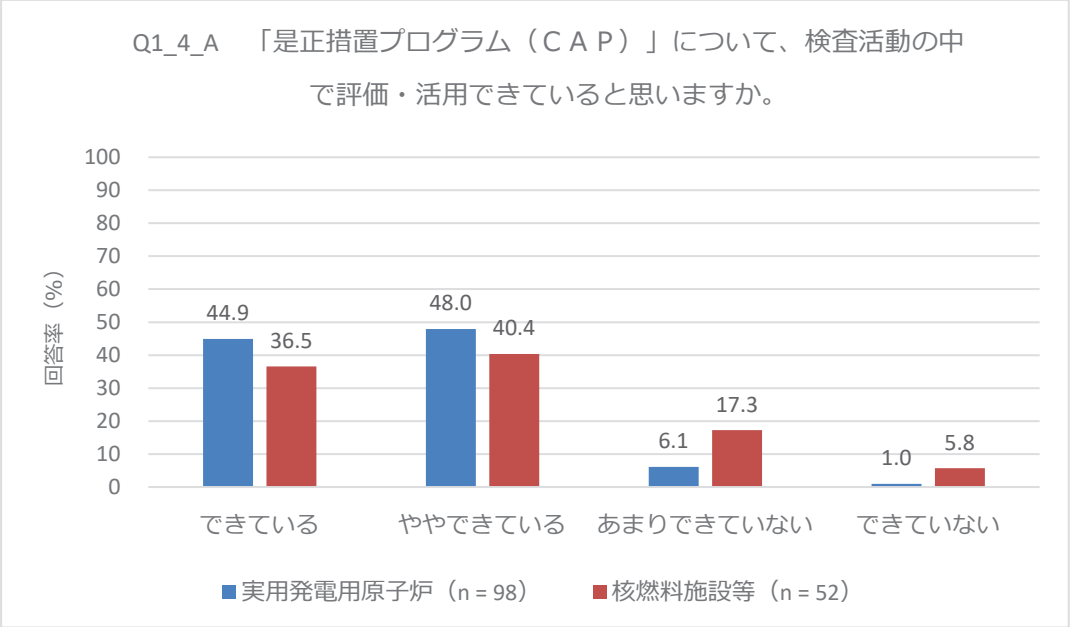

図 7-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×担当施設

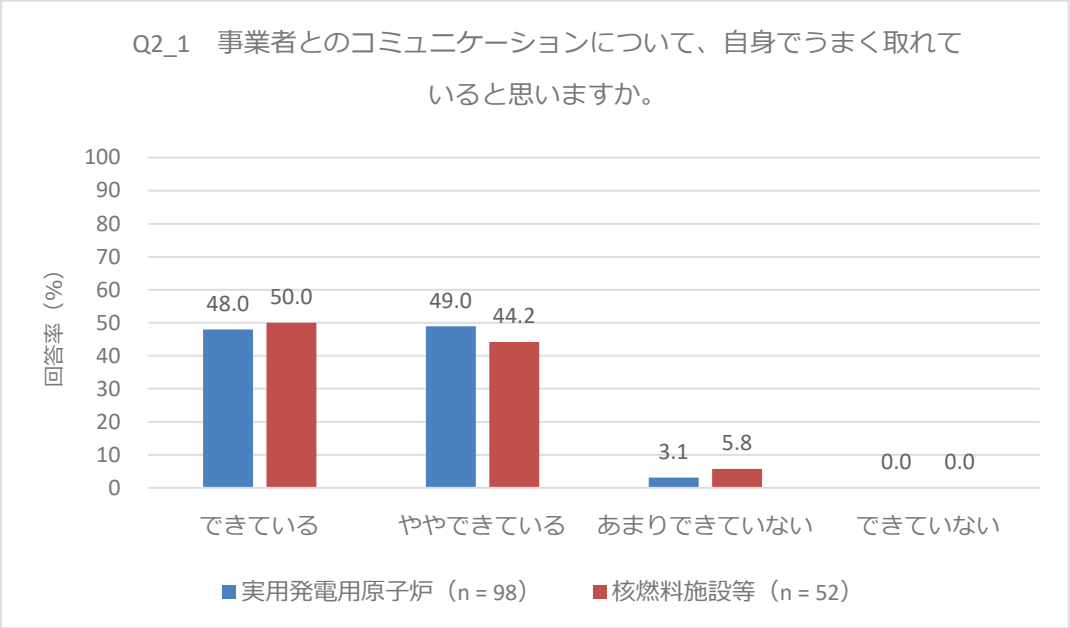

図 7-9　事業者とのコミュニケーション×担当施設

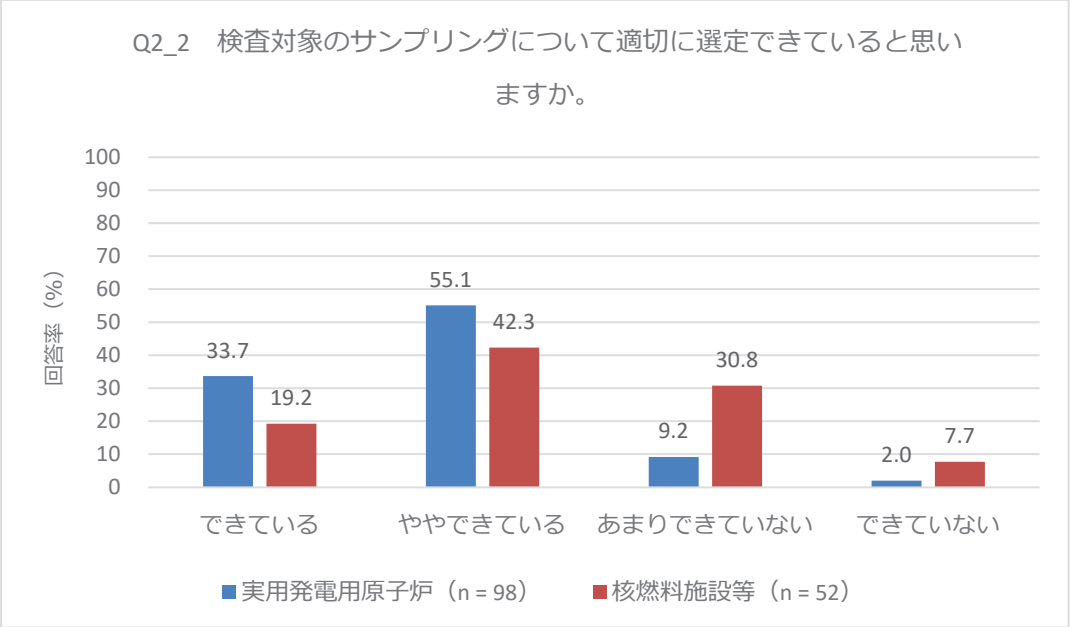

図 7-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×担当施設

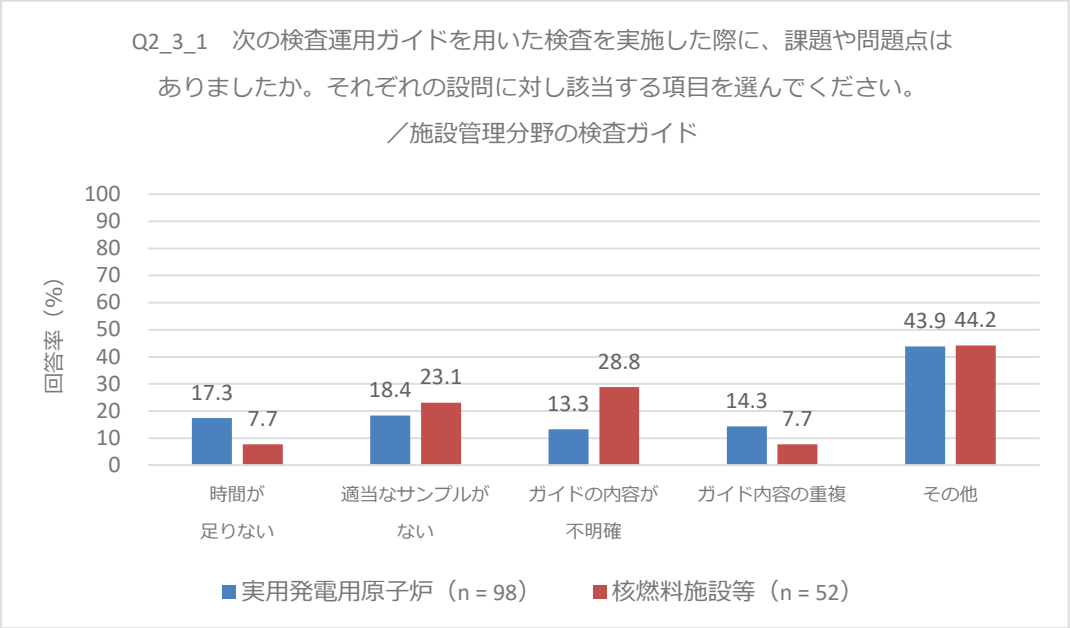

図 7-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×担当施設

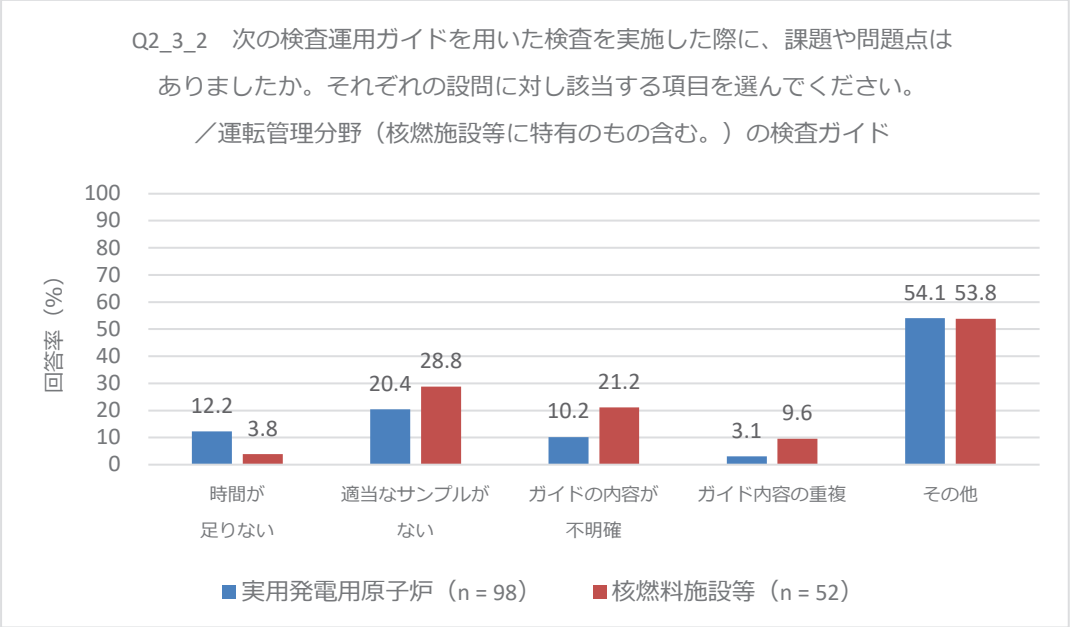

図 7-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×担当施設

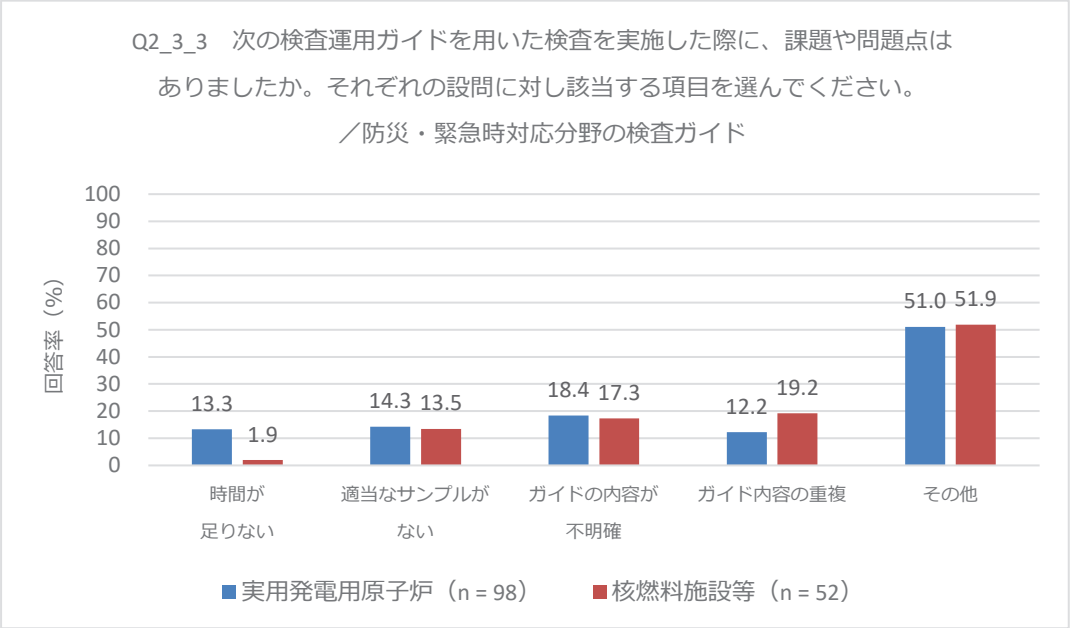

図 7-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×担当施設

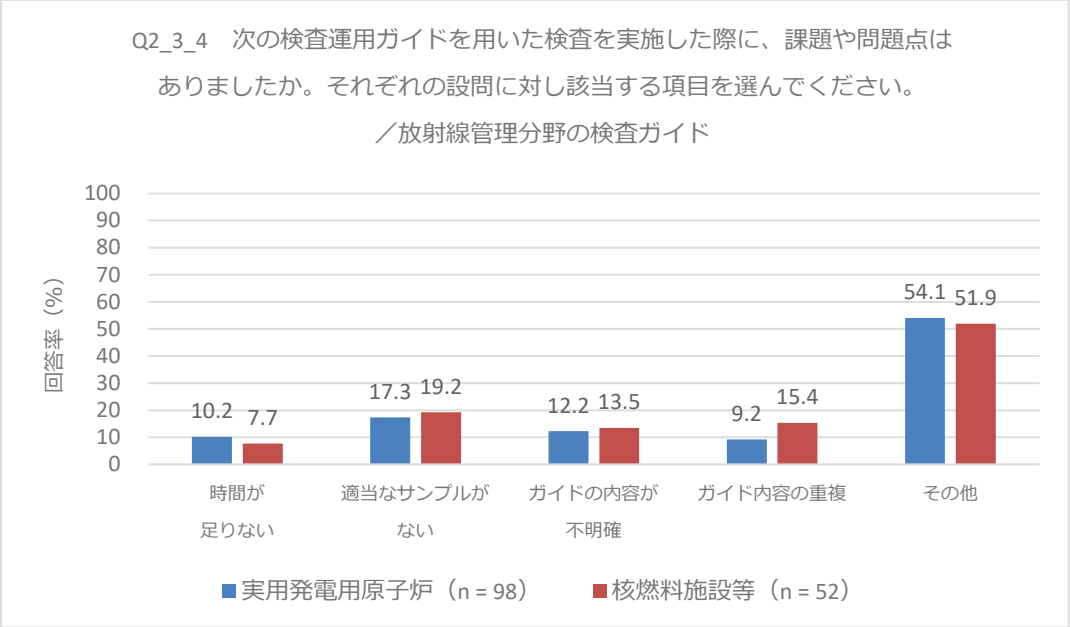

図 7-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×担当施設

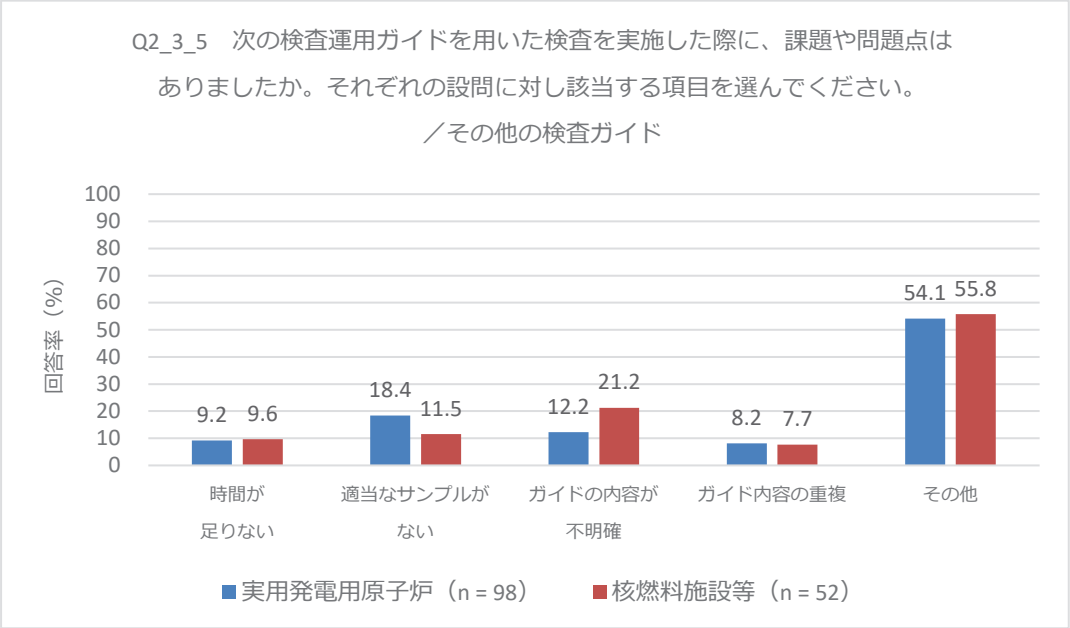

図 7-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×担当施設

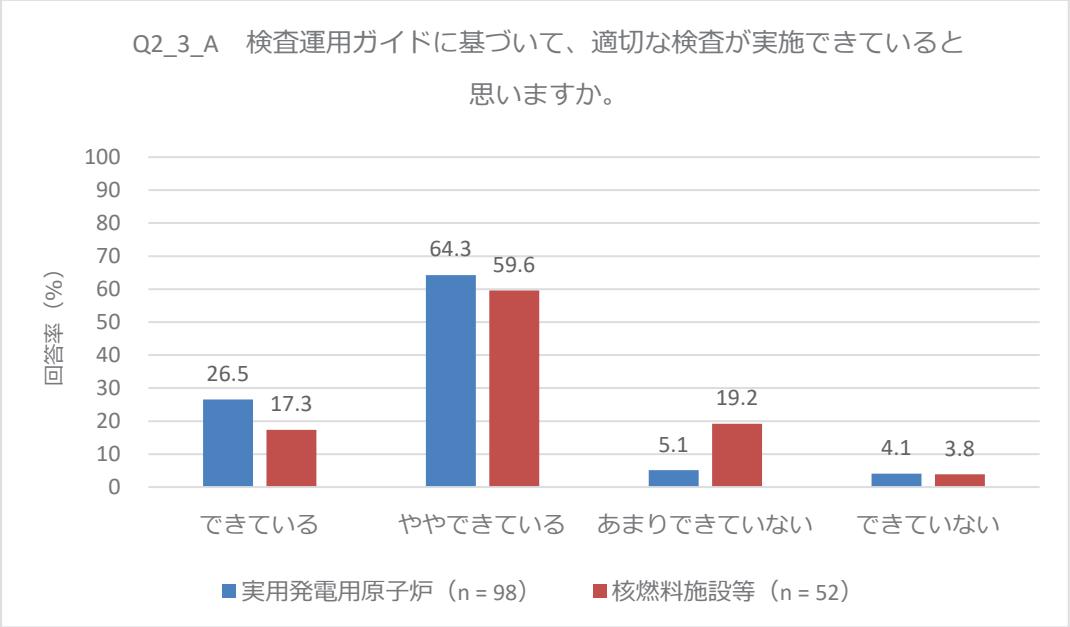

図 7-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×担当施設

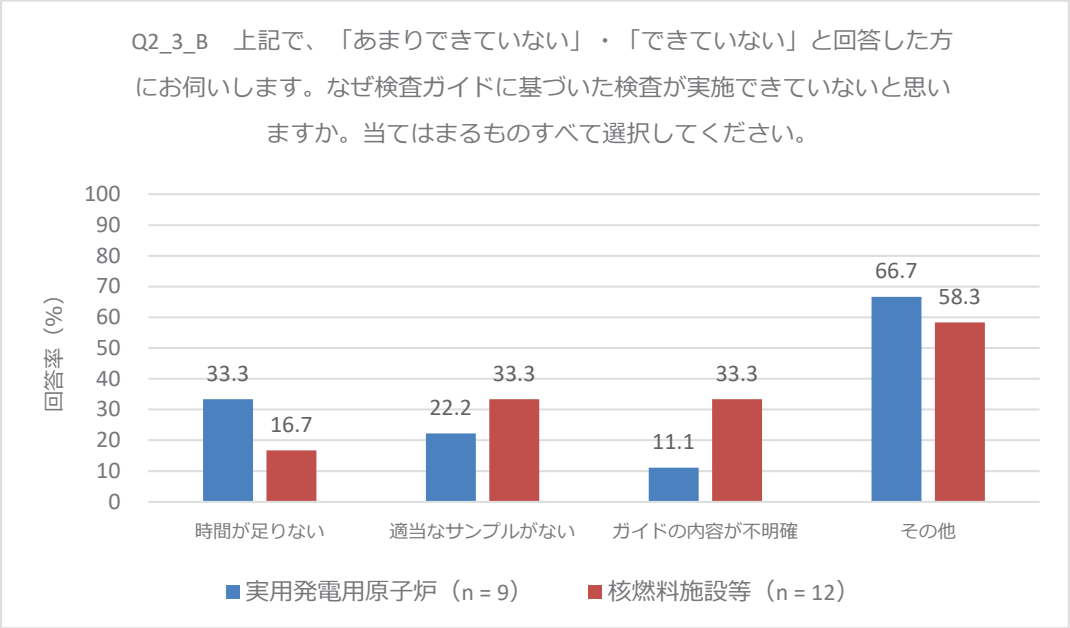

図 7-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×担当施設

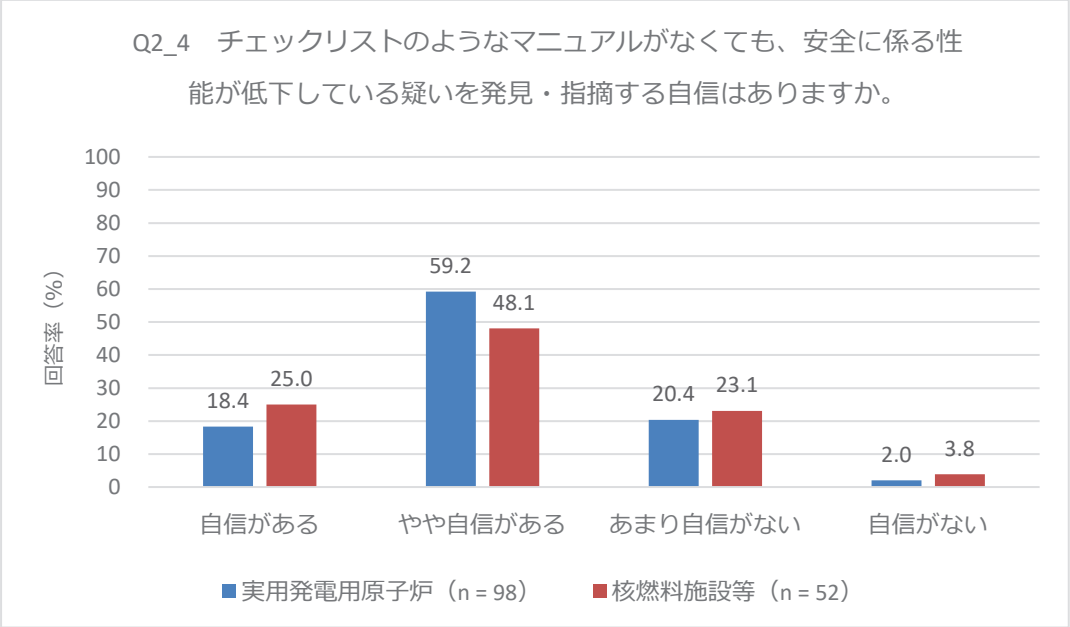

図 7-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×担当施設

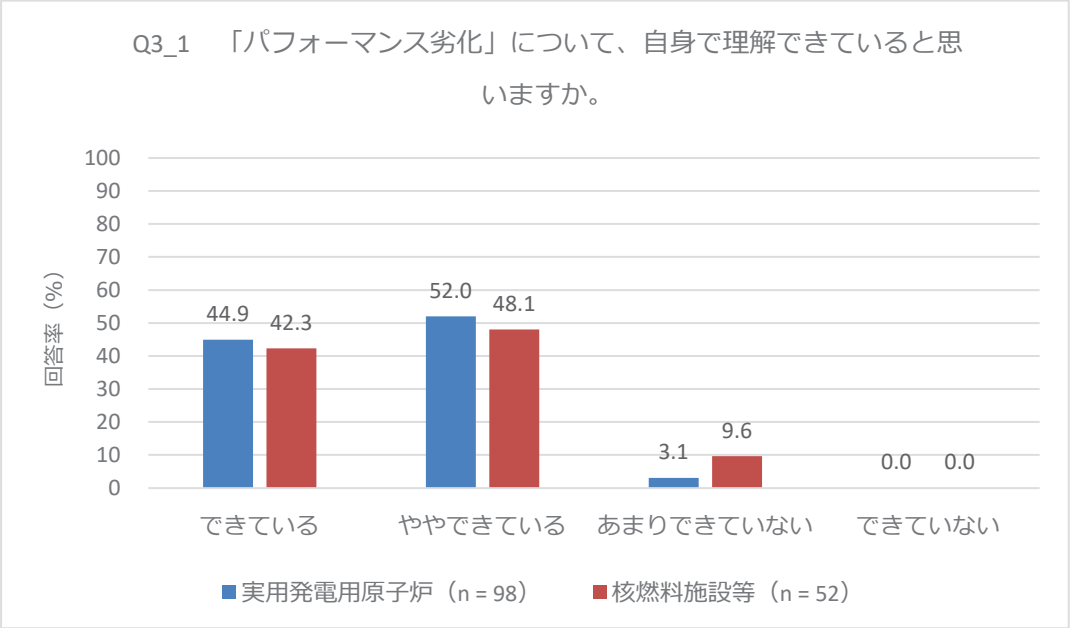

図 7-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×担当施設

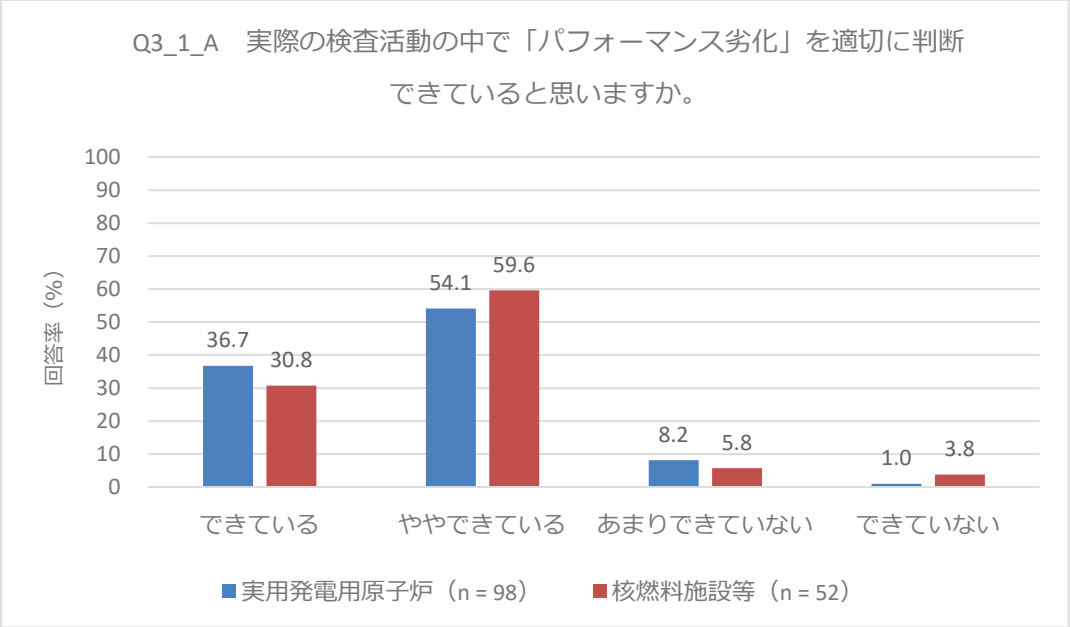

図 7-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×担当施設

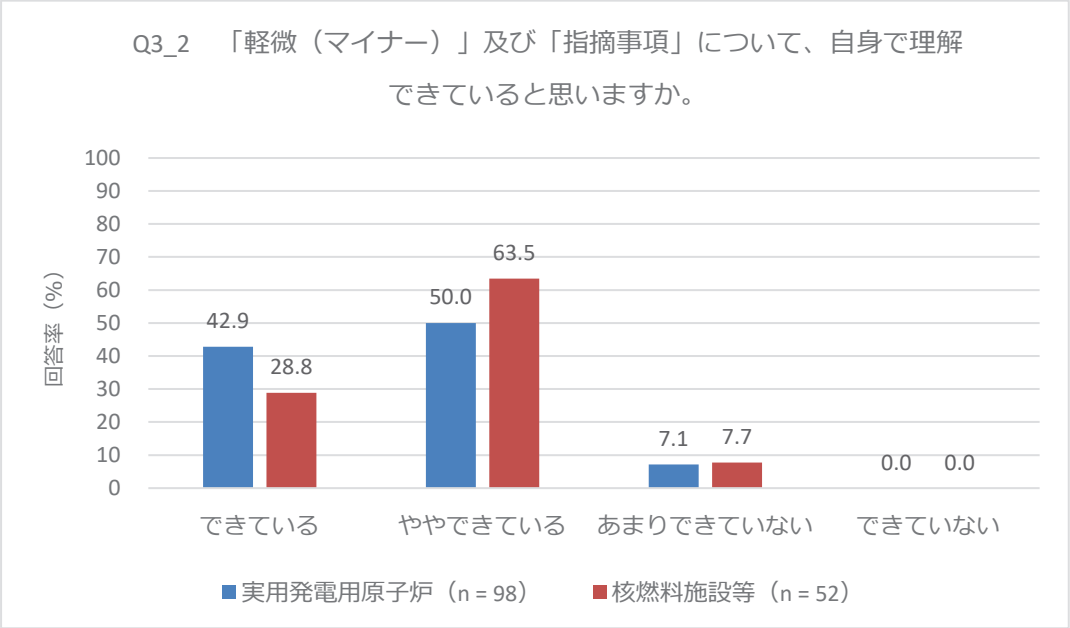

図 7-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×担当施設

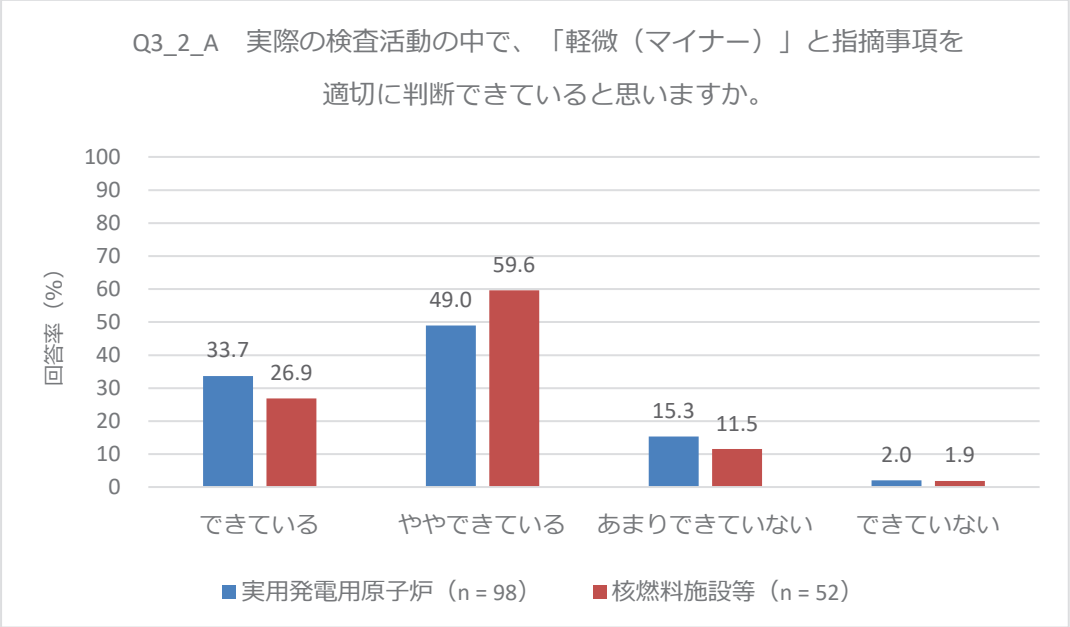

図 7-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×担当施設

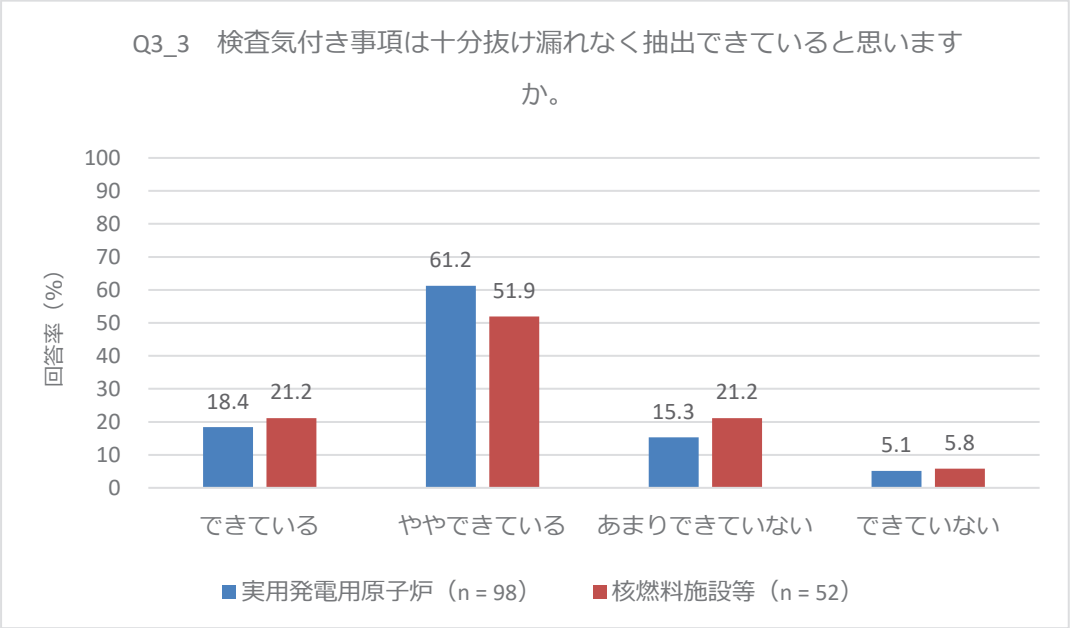

図 7-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×担当施設

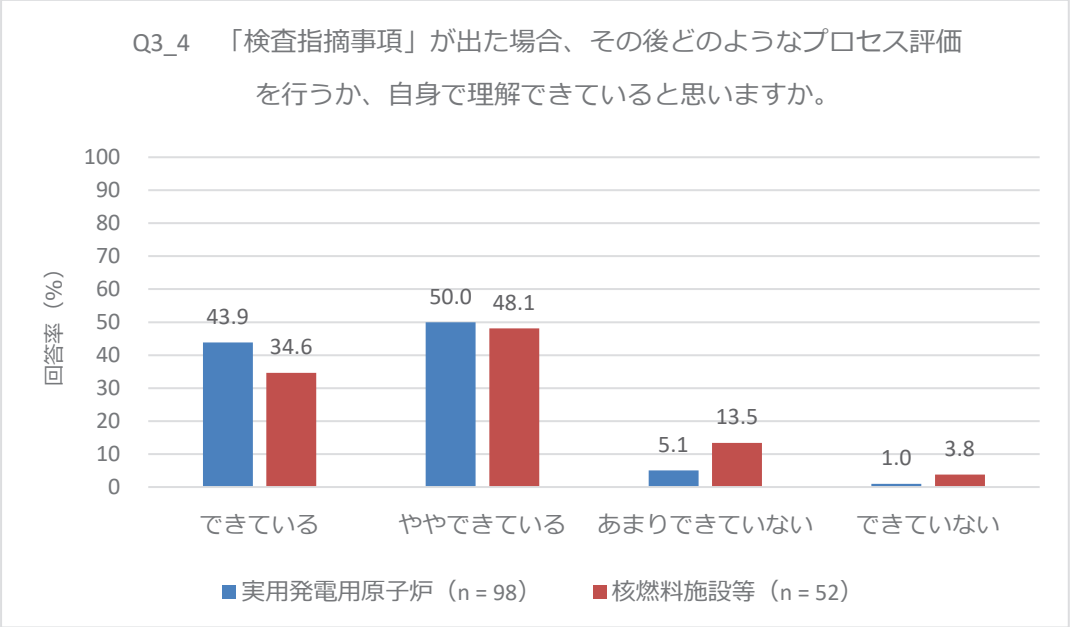

図 7-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×担当施設

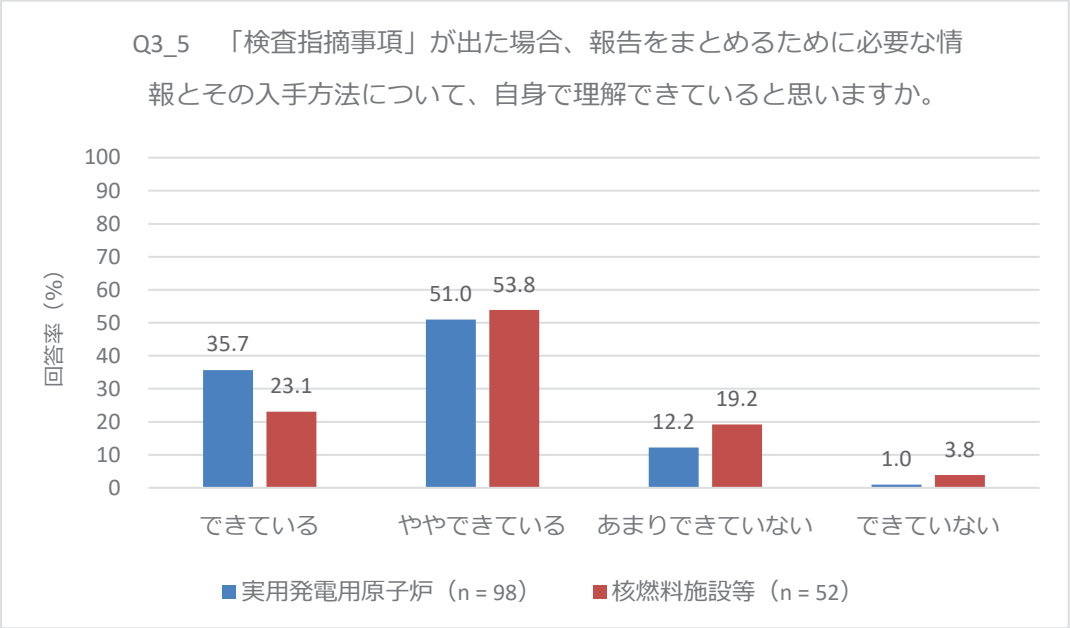

図 7-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×担当施設

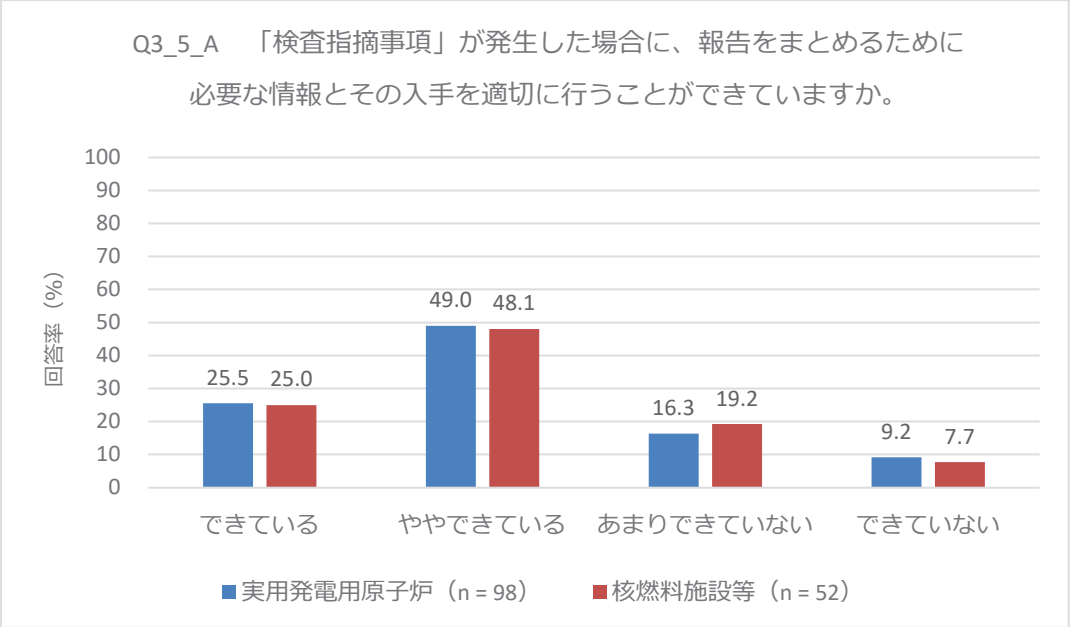

図 7-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×担当施設

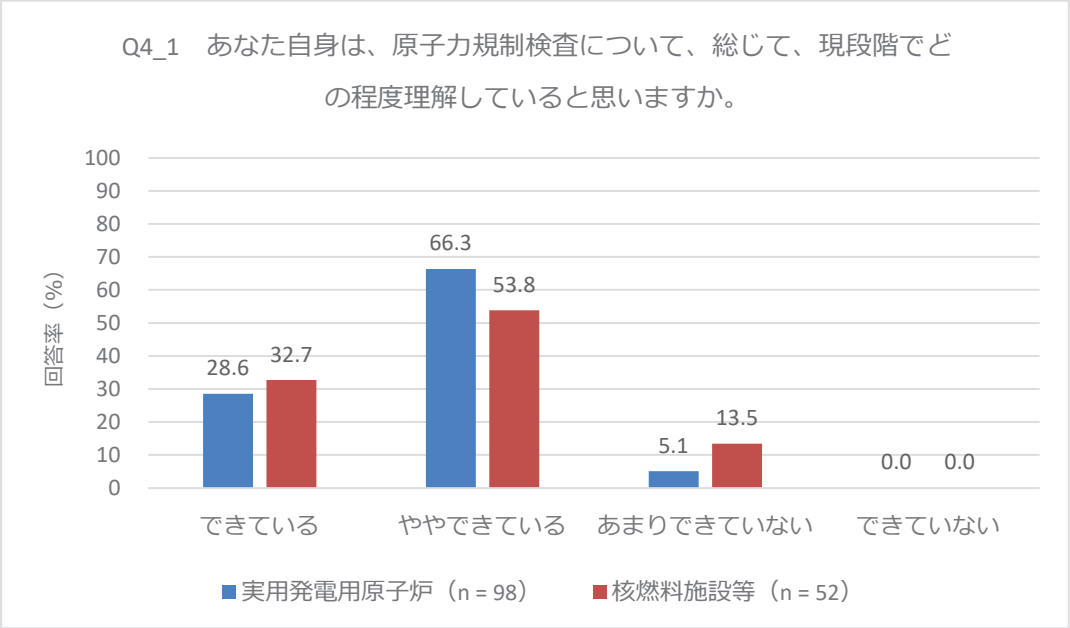

図 7-27　原子力規制検査における理解度×担当施設

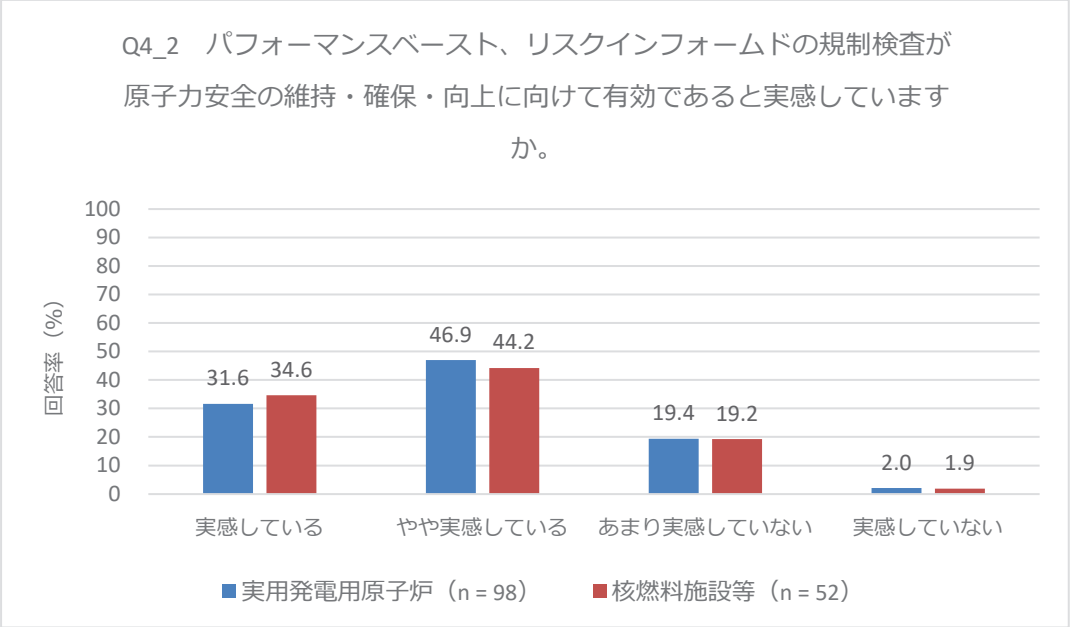

図 7-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×担当施設

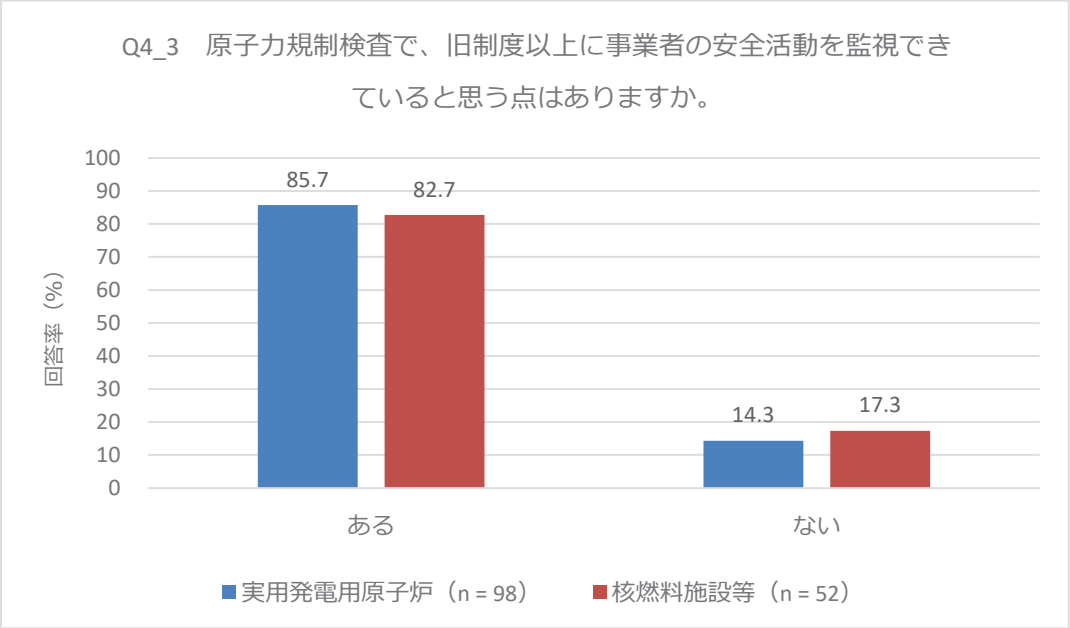

図 7-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×担当施設

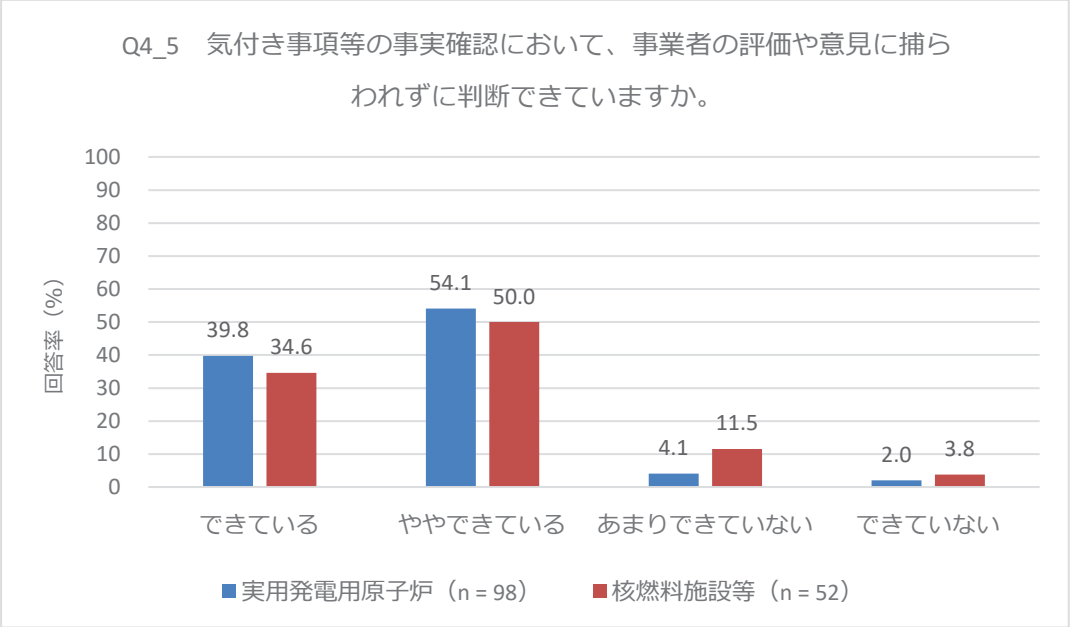

図 7-30　気付き事項等の事実確認における判断×担当施設

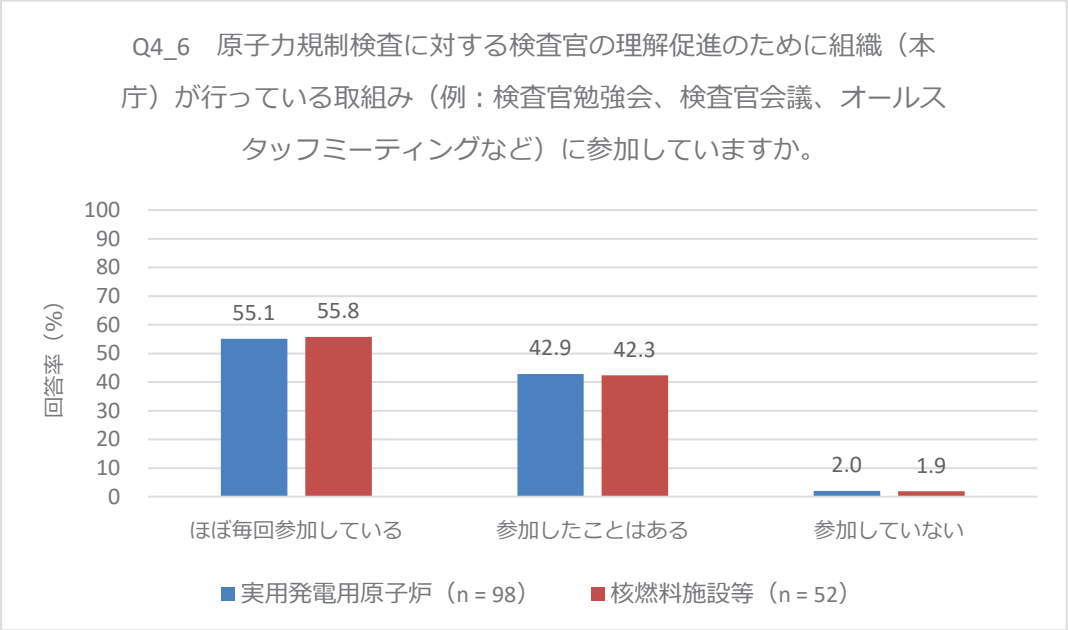

図 7-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×担当施設

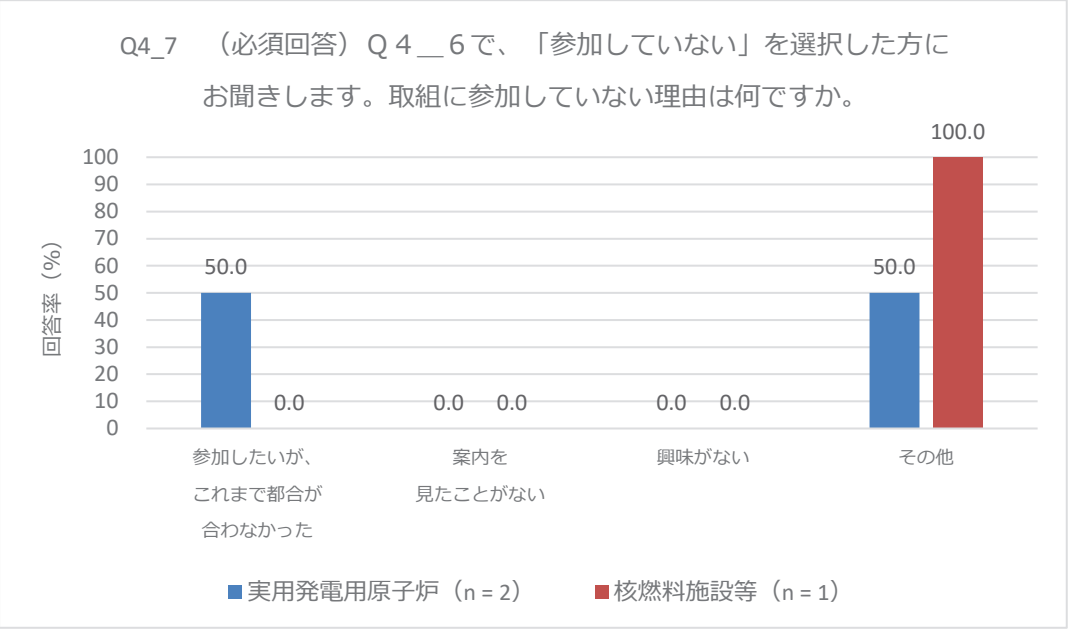

図 7-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×担当施設

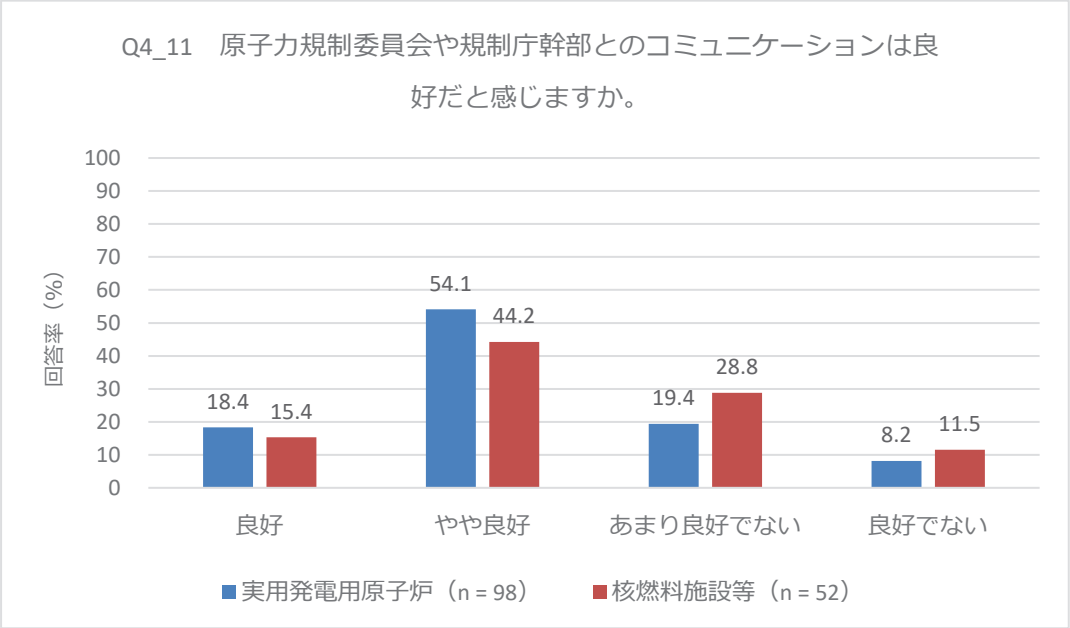

図 7-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×担当施設

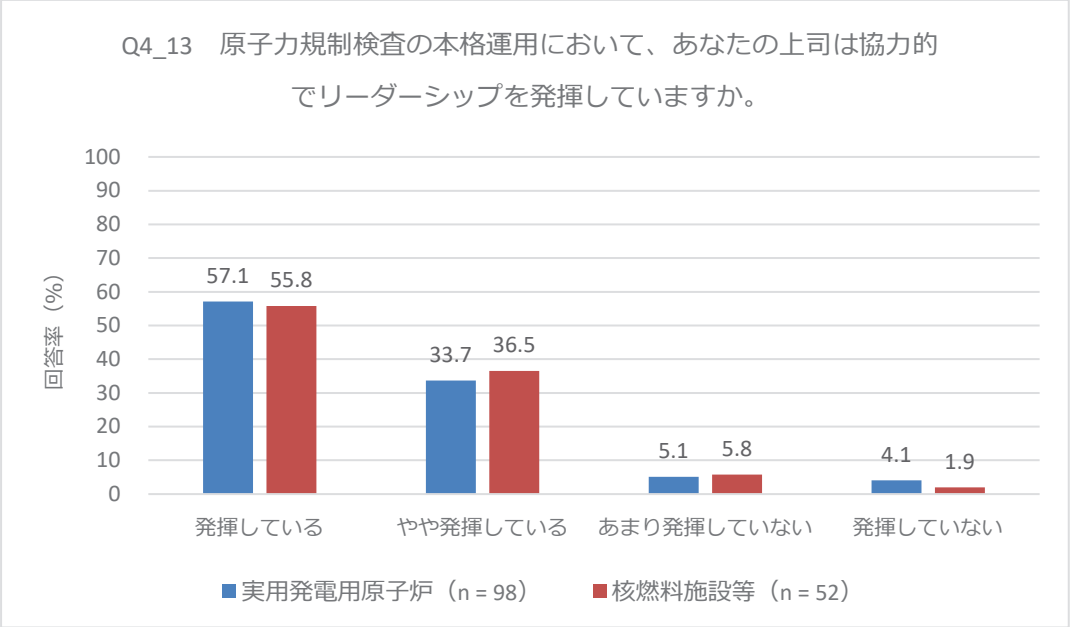

図 7-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×担当施設

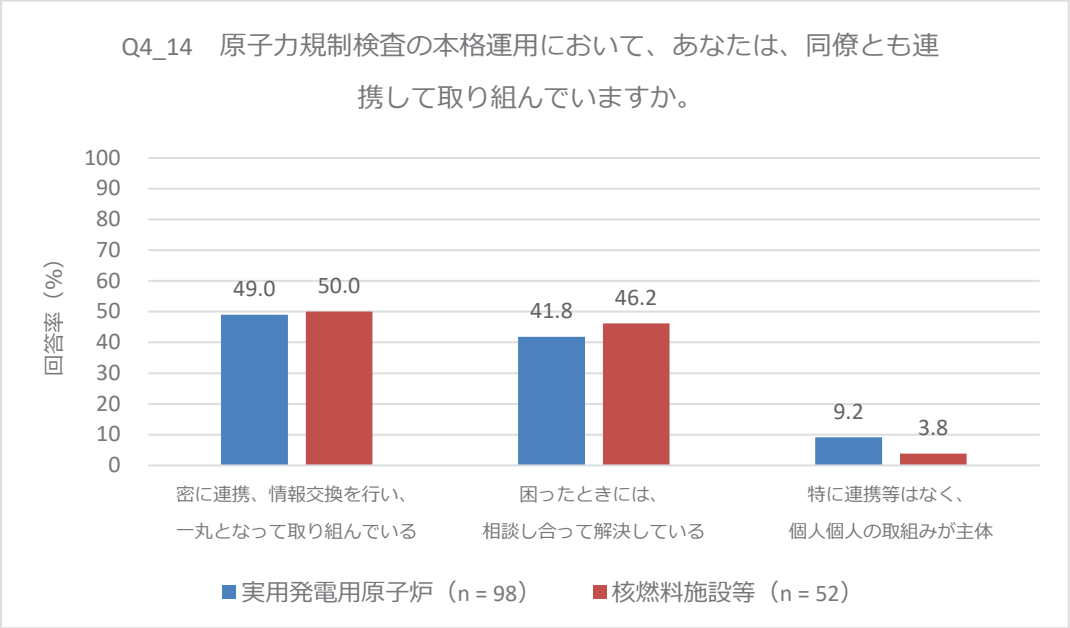

図 7-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×担当施設

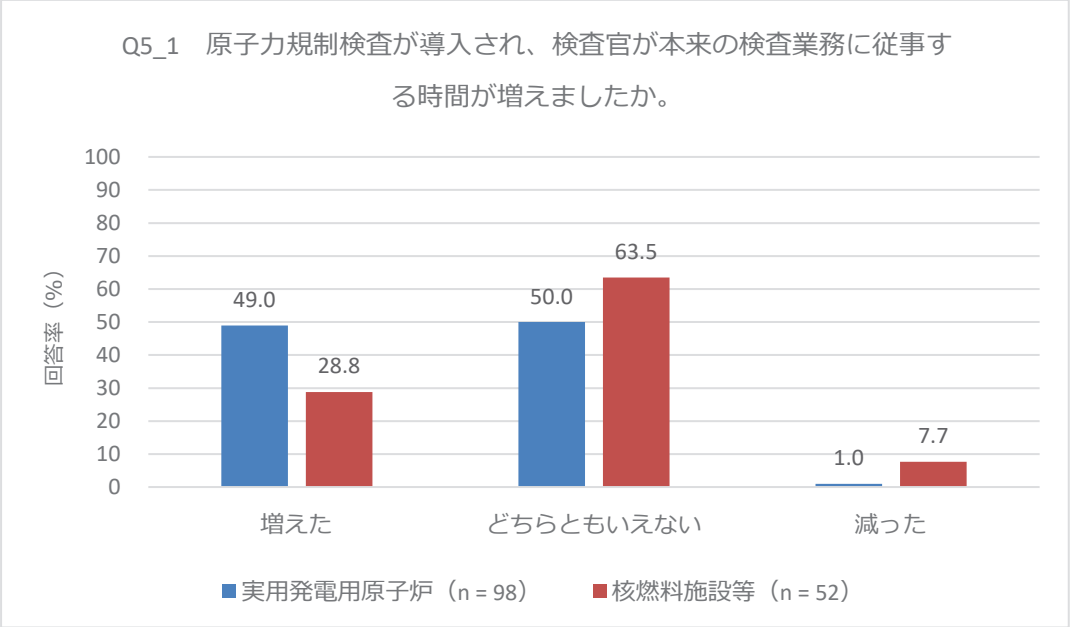

図 7-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×担当施設

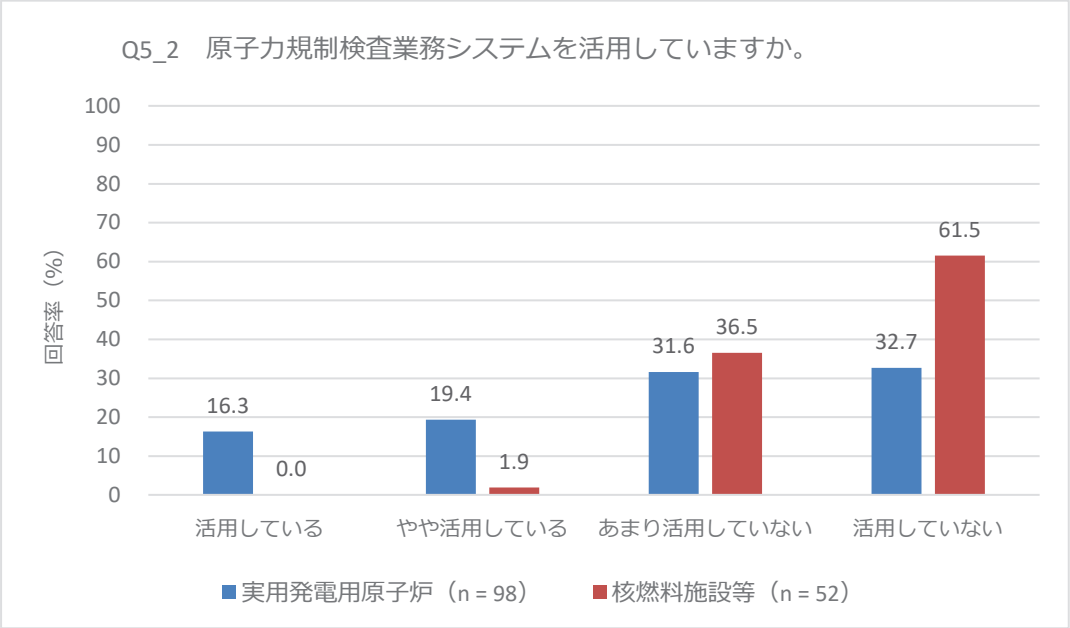

図 7-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×担当施設

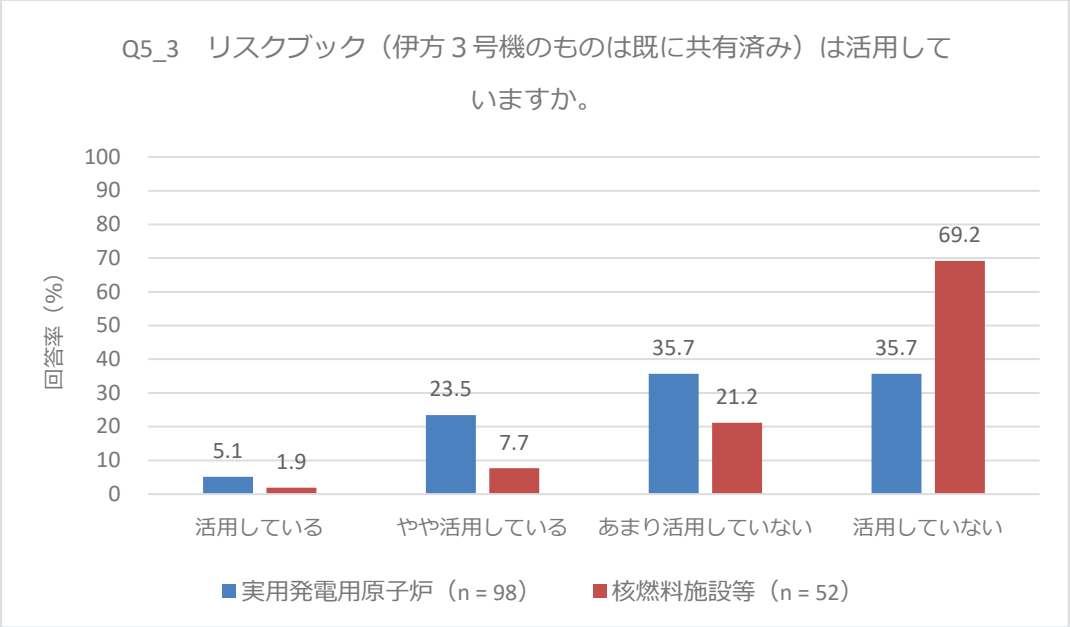

図 7-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×担当施設

8. クロス集計結果（検査官階級、検査官資格未取得者を除く）

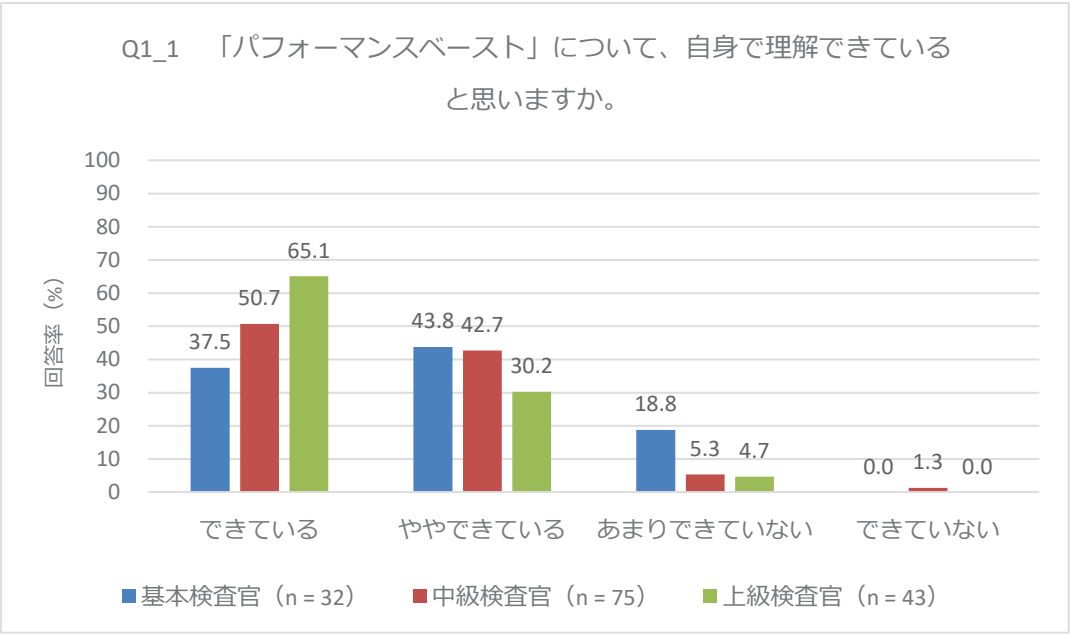

図 8-1　「パフォーマンスベースド」についての理解度×階級

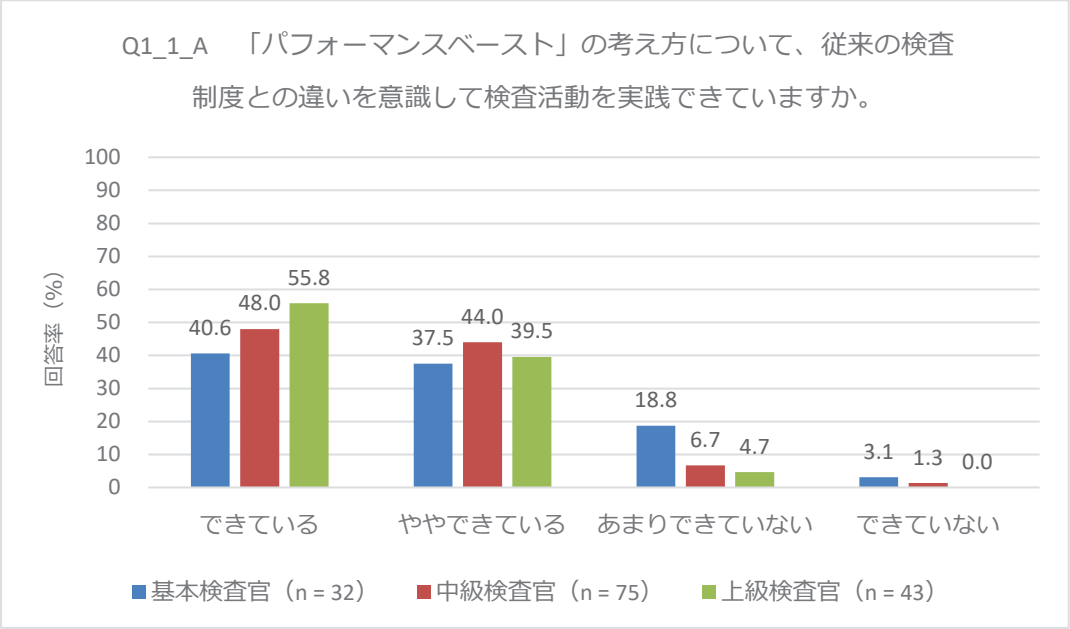

図 8-2　「パフォーマンスベースト」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×階級

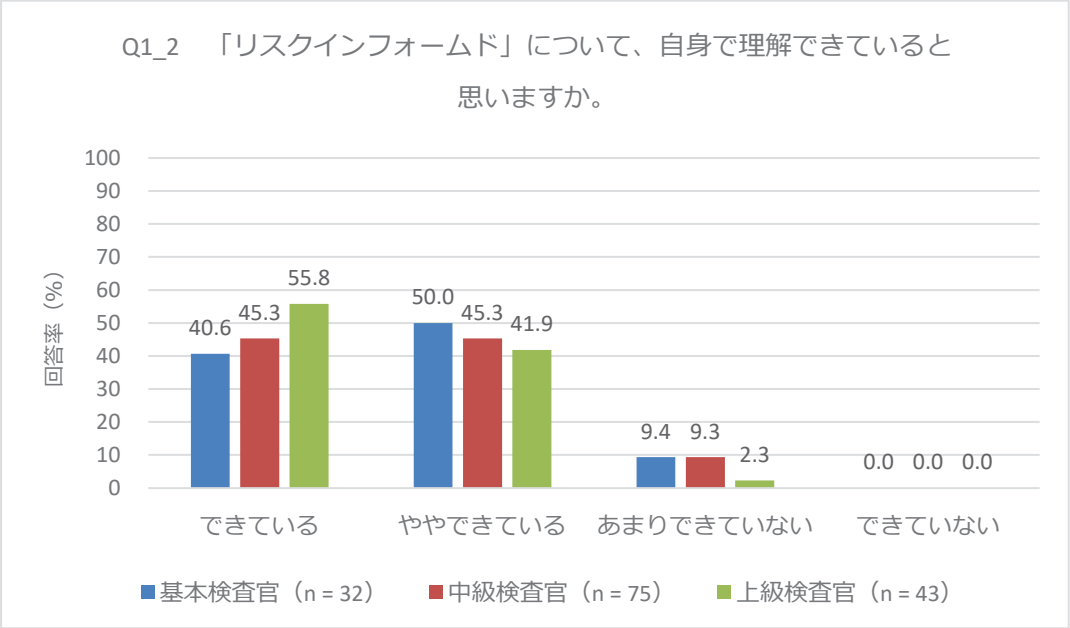

図 8-3　「リスクインフォームド」についての理解度×階級

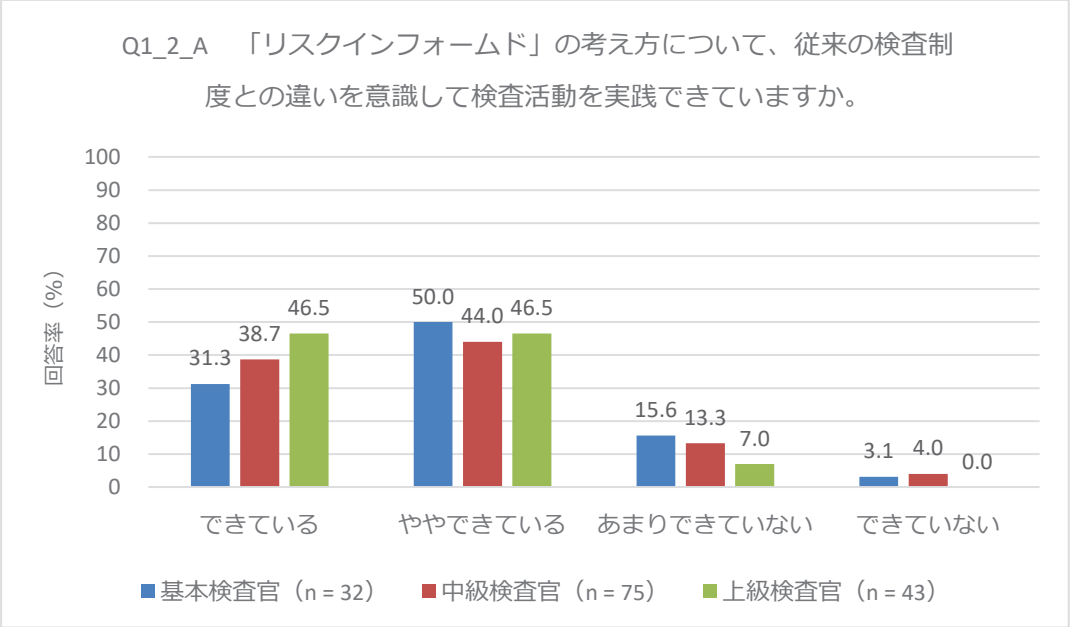

図 8-4　「リスクインフォームド」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×階級

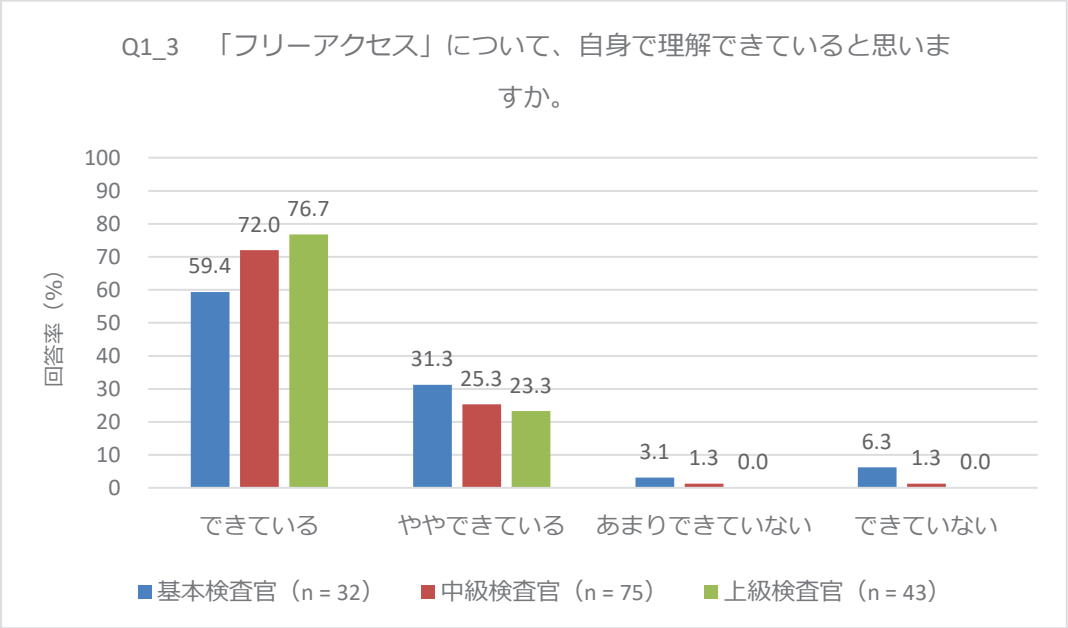

図 8-5　「フリーアクセス」についての理解度×階級

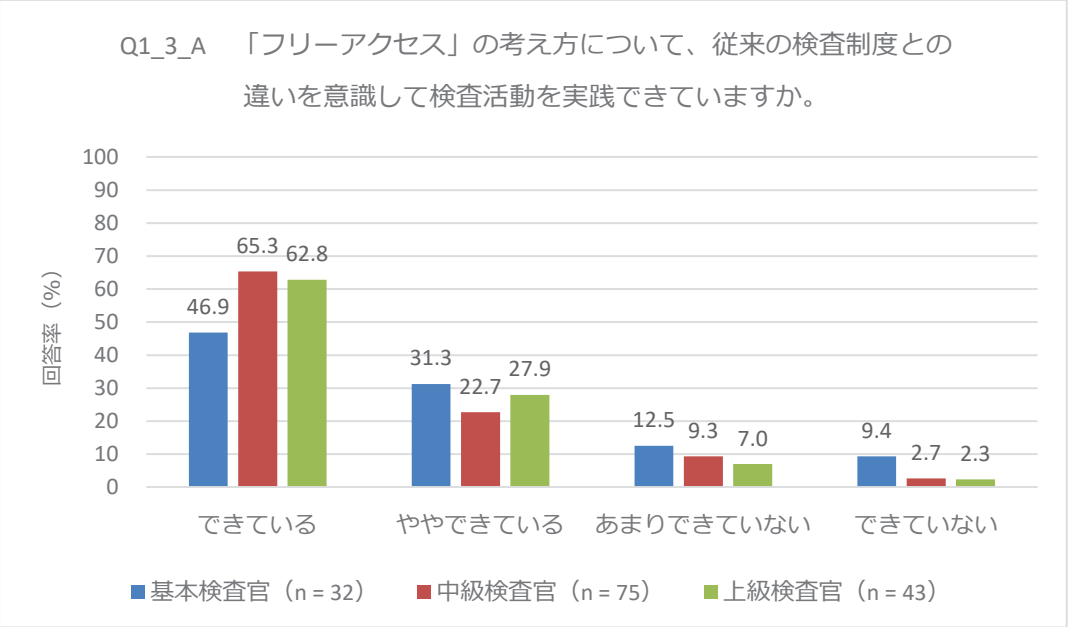

図 8-6　「フリーアクセス」における従来の検査制度との違いを意識した検査活動の実践×階級

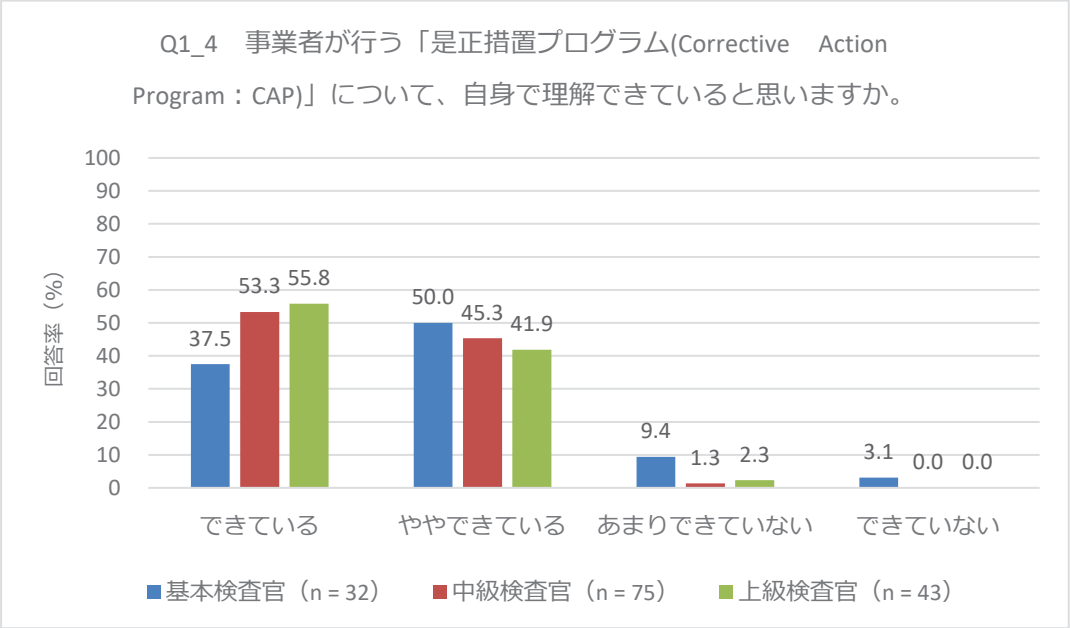

図 8-7　「是正措置プログラム（CAP）」についての理解度×階級

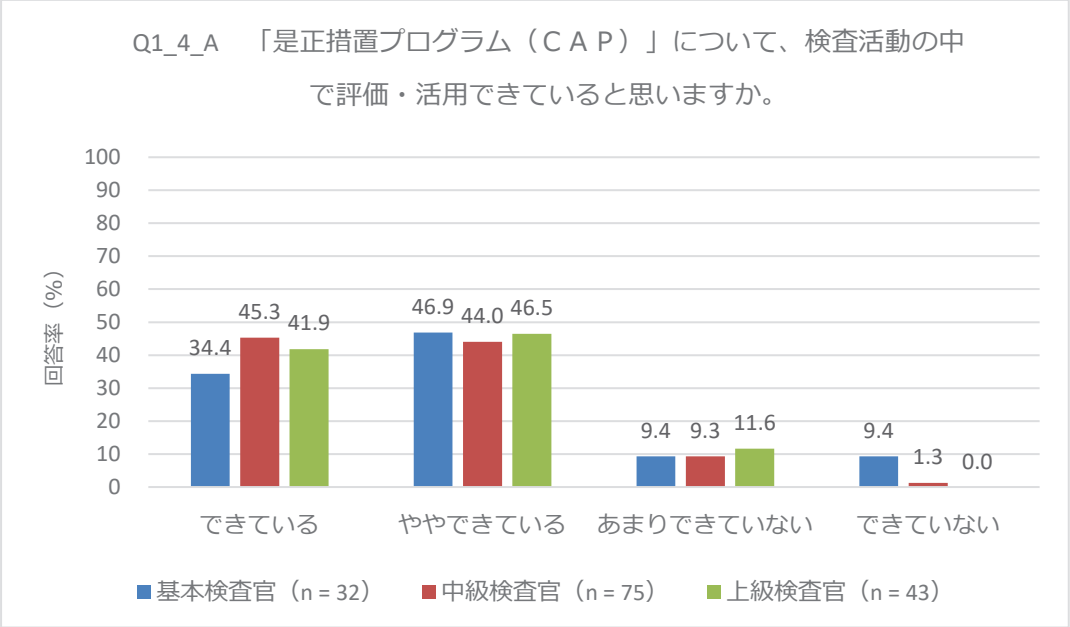

図 8-8　「是正措置プログラム（CAP）」における検査活動での評価・活用×階級

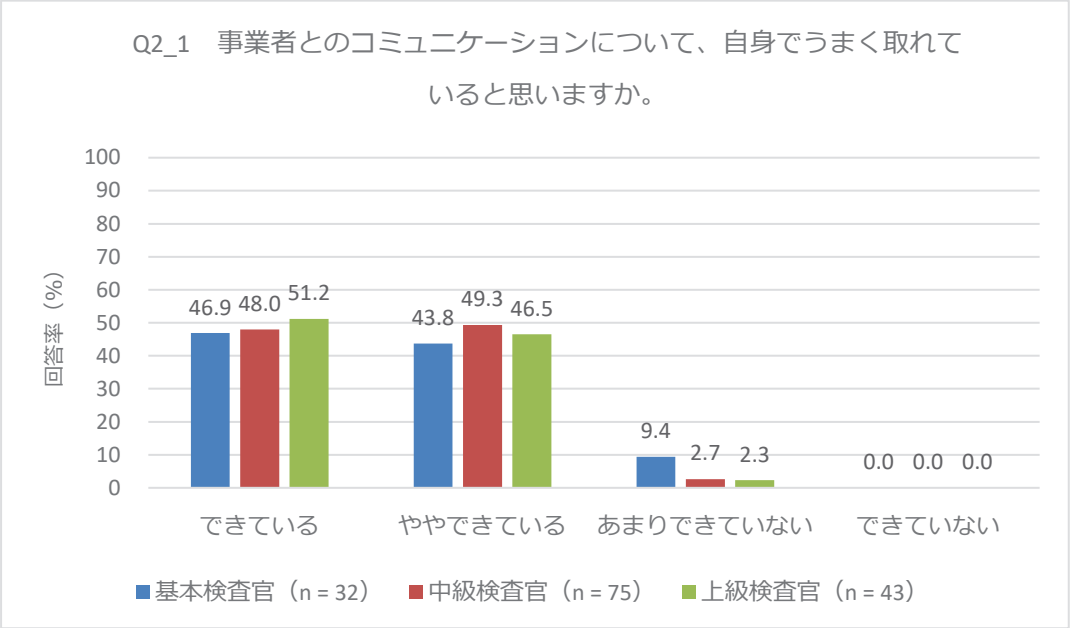

図 8-9　事業者とのコミュニケーション×階級

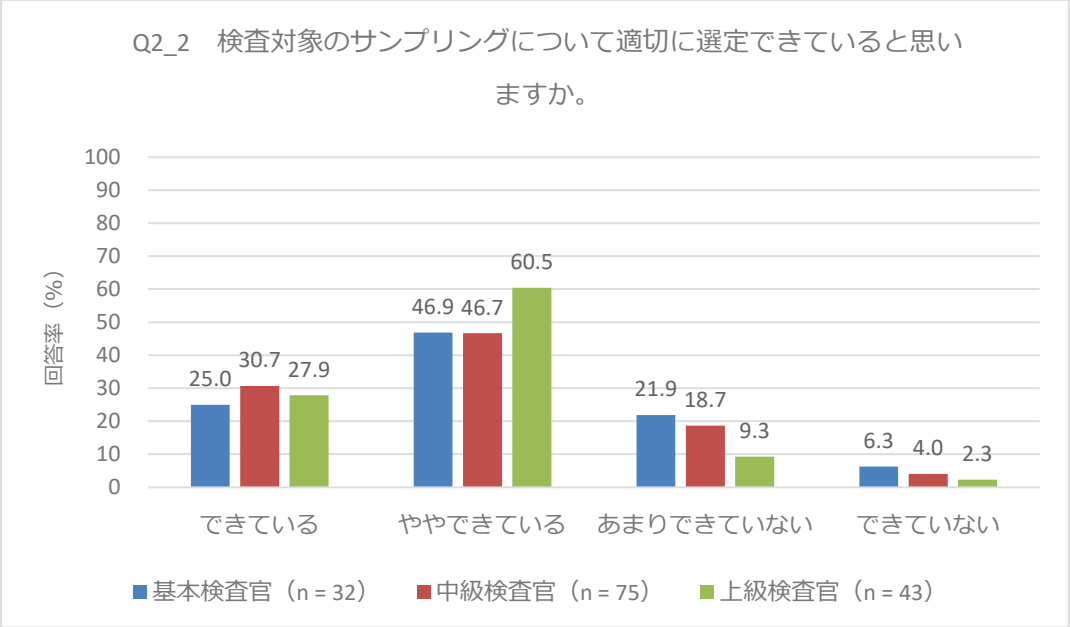

図 8-10　検査対象のサンプリングにおける適切な選定×階級

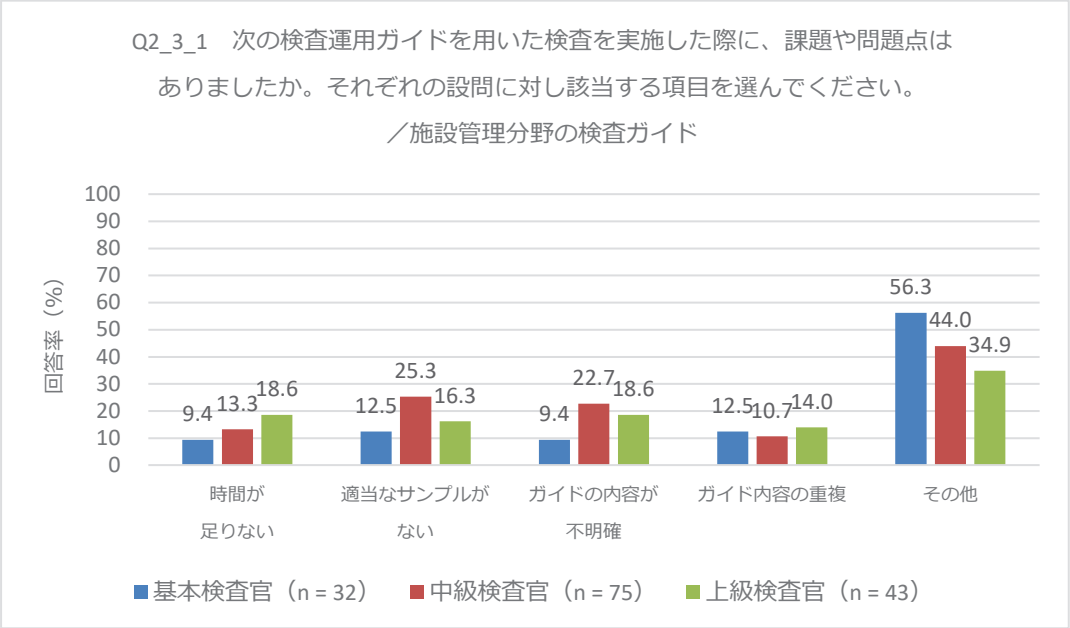

図 8-11　施設管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×階級

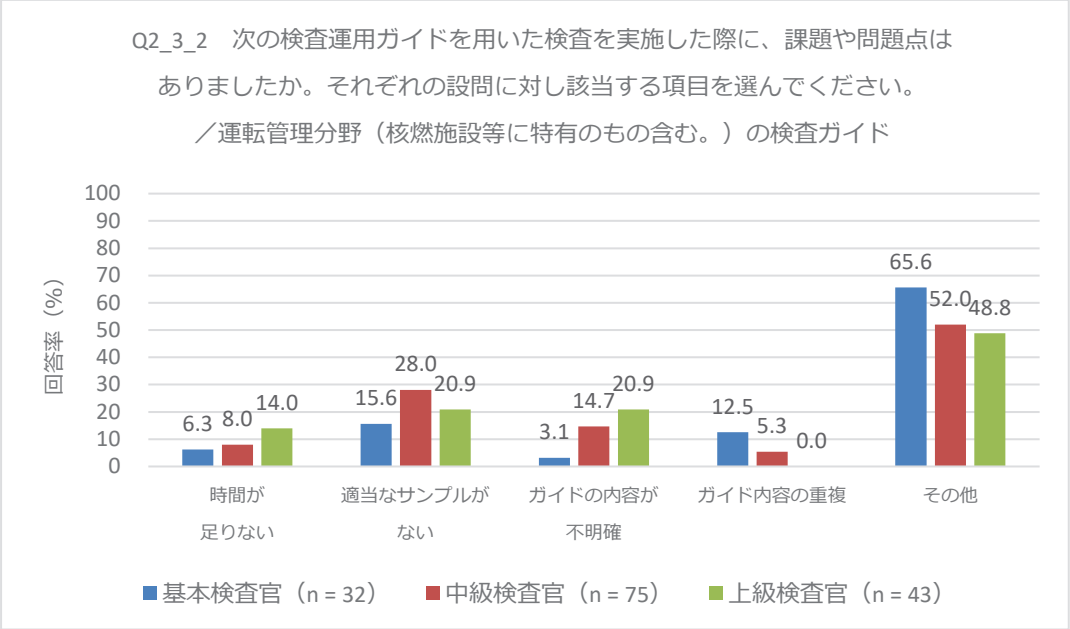

図 8-12　運転管理分野（核燃施設等に特有のもの含む。）の検査ガイドにおける課題および問題点×階級

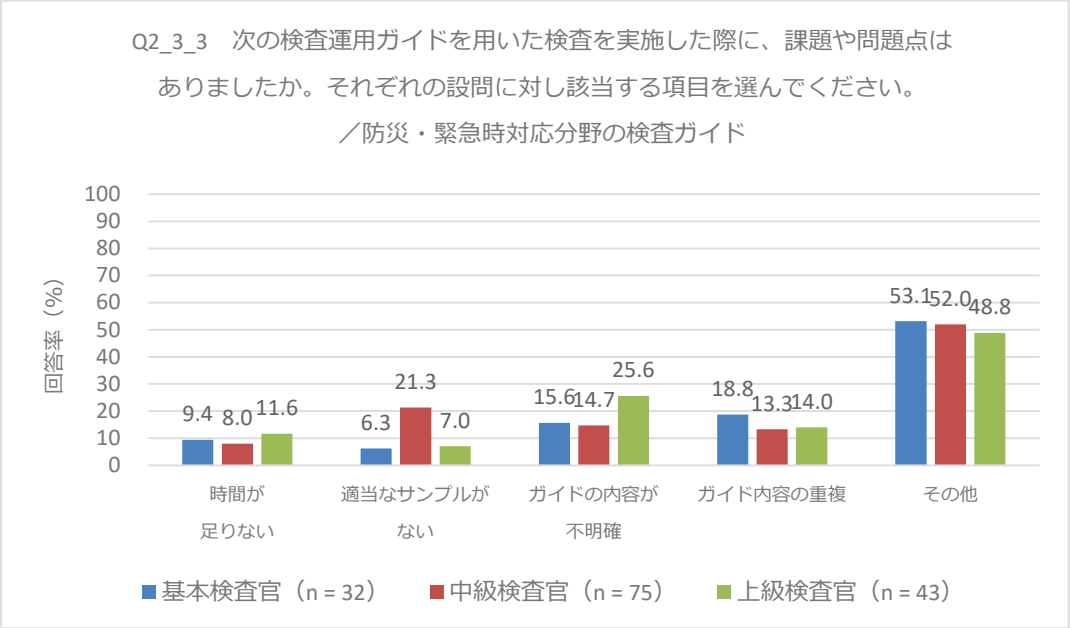

図 8-13　防災・緊急時対応分野の検査ガイドにおける課題および問題点×階級

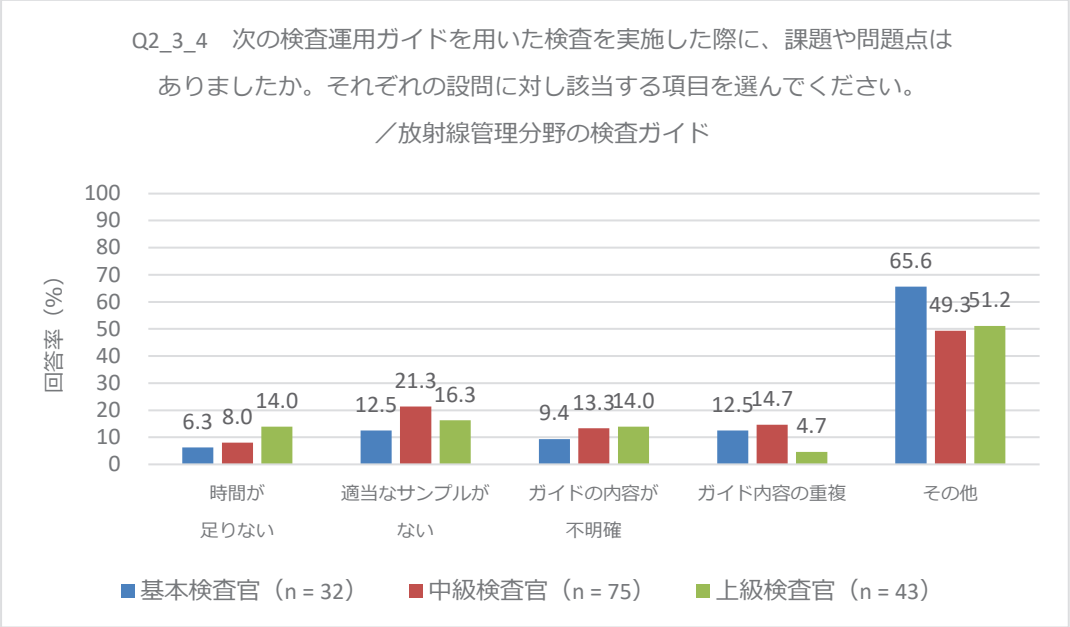

図 8-14　放射線管理分野の検査ガイドにおける課題および問題点×階級

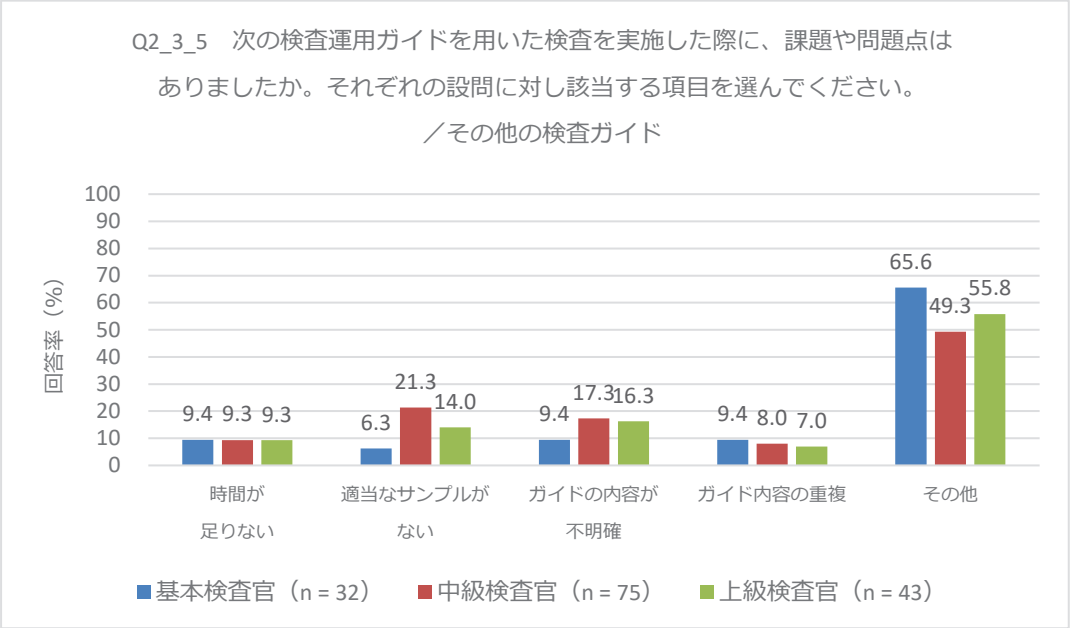

図 8-15　その他の検査ガイドにおける課題および問題点×階級

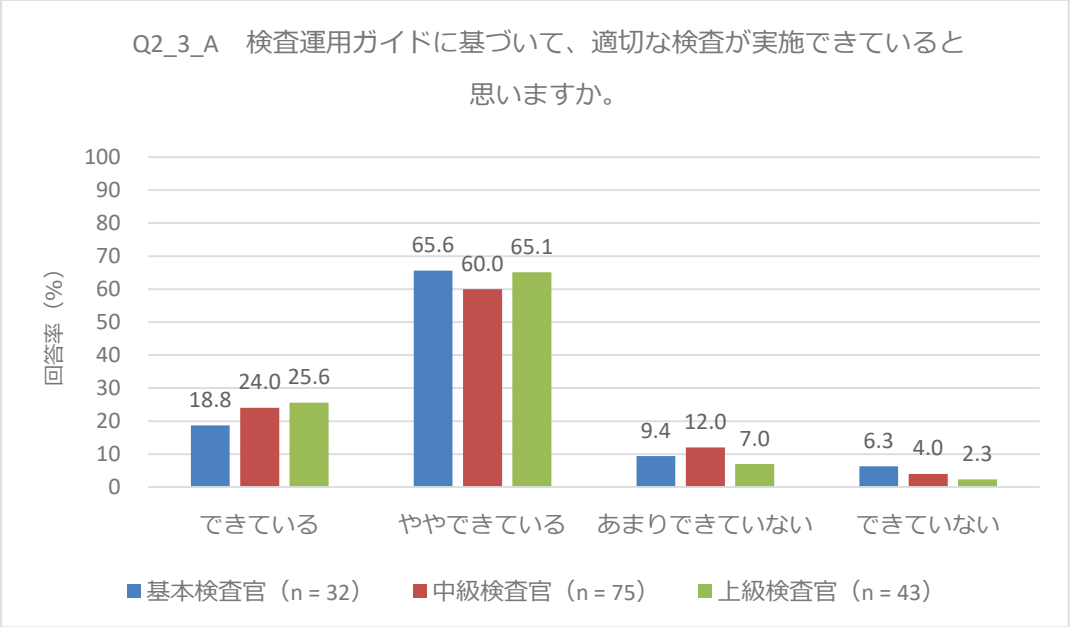

図 8-16　検査運用ガイドに基づいた適切な検査が実施できているか×階級

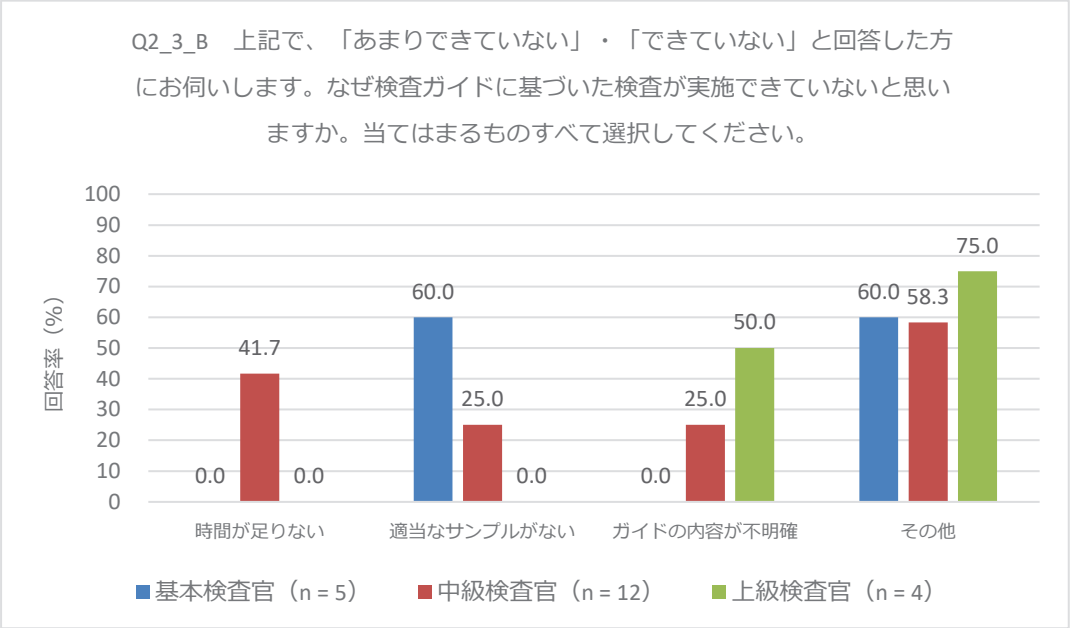

図 8-17　検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思う理由×階級

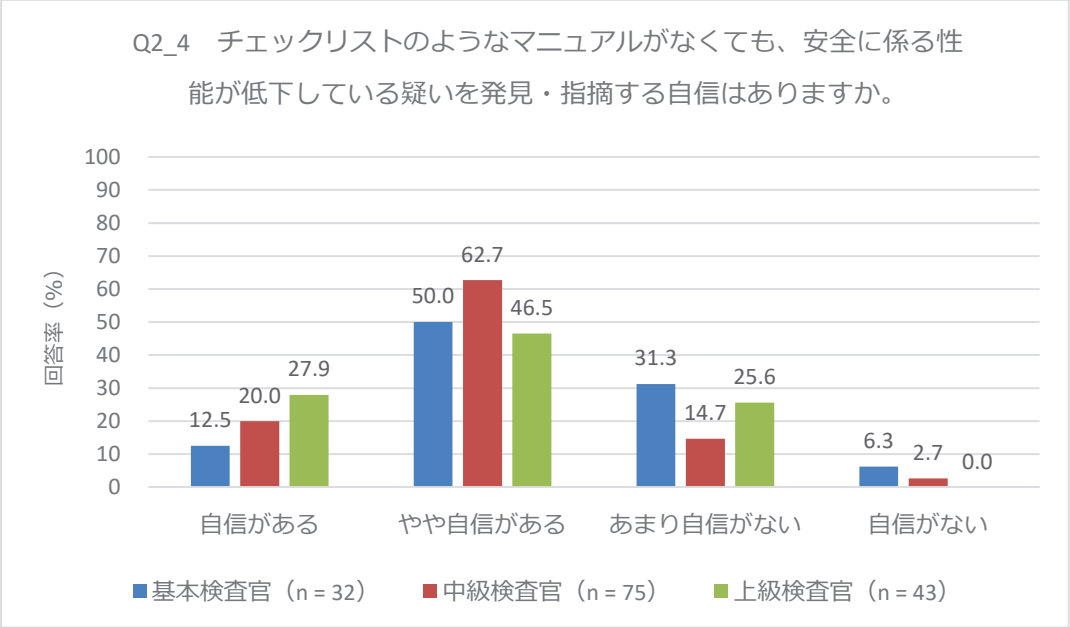

図 8-18　マニュアルがなくても安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信があるか×階級

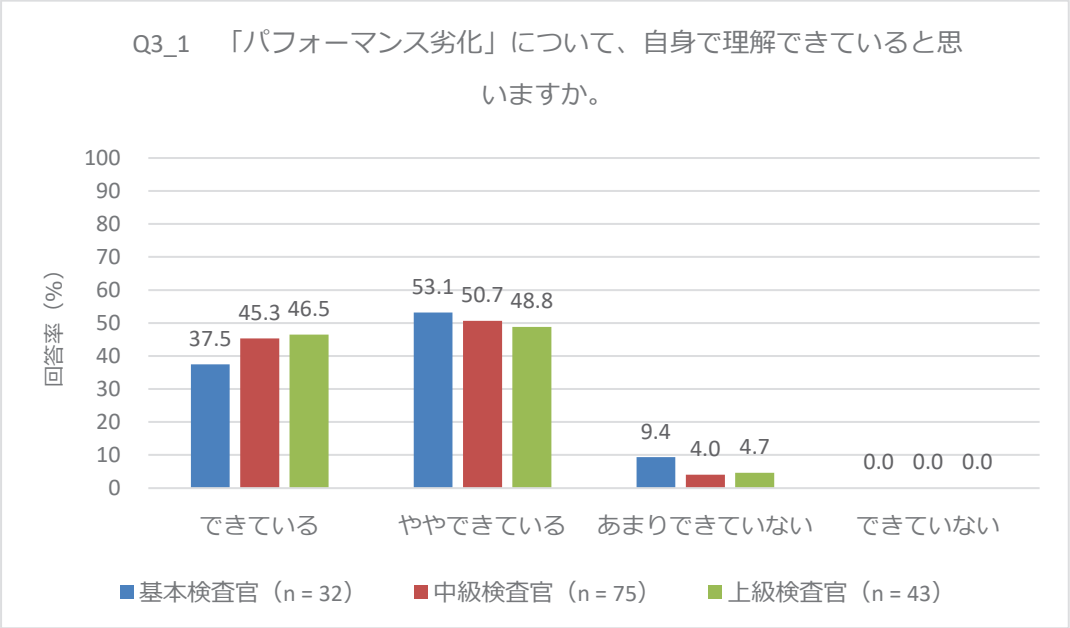

図 8-19　「パフォーマンス劣化」についての理解度×階級

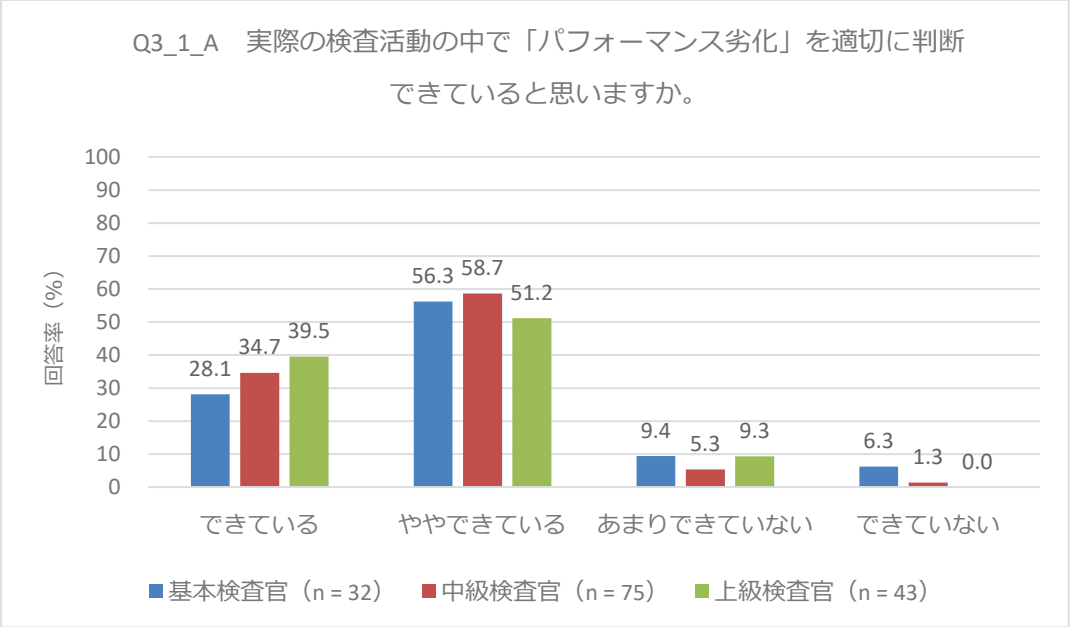

図 8-20　「パフォーマンス劣化」における適切な判断×階級

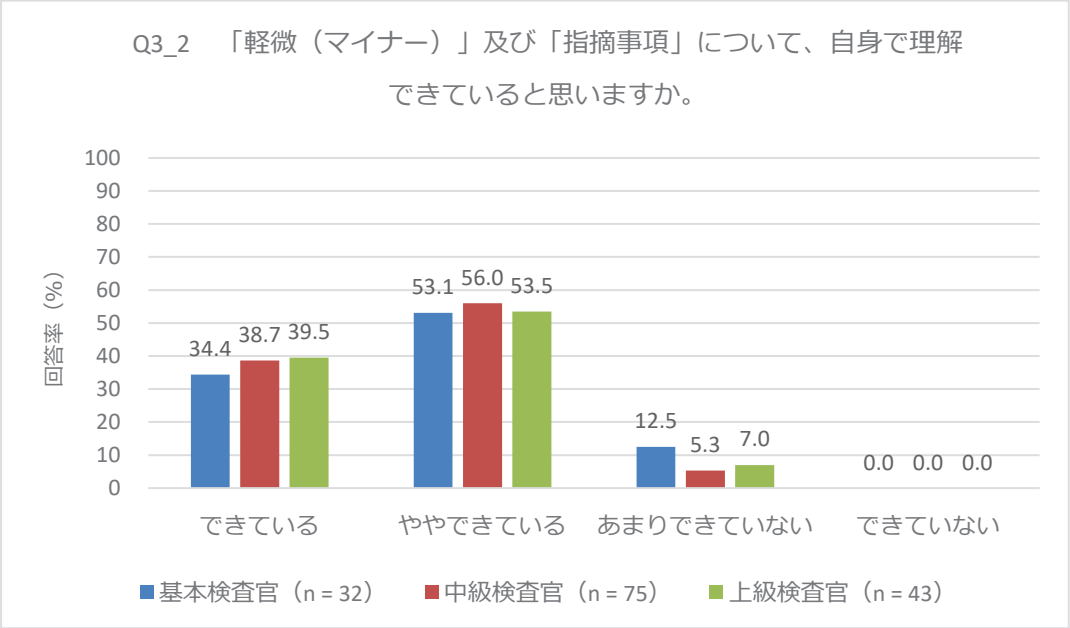

図 8-21　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」についての理解度×階級

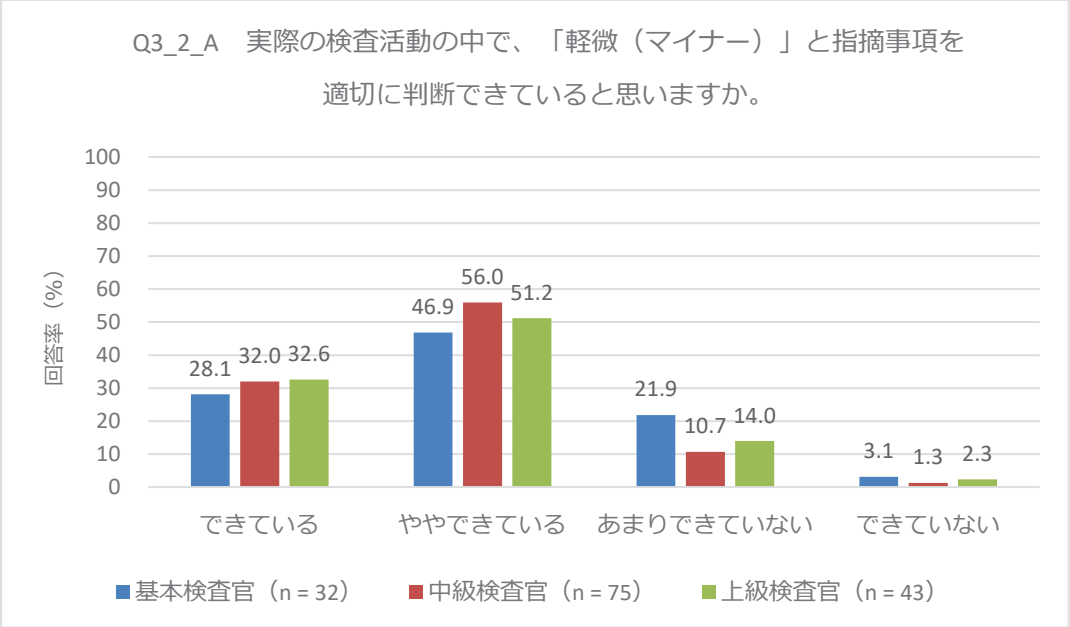

図 8-22　「軽微（マイナー）」及び「指摘事項」における適切な判断×階級

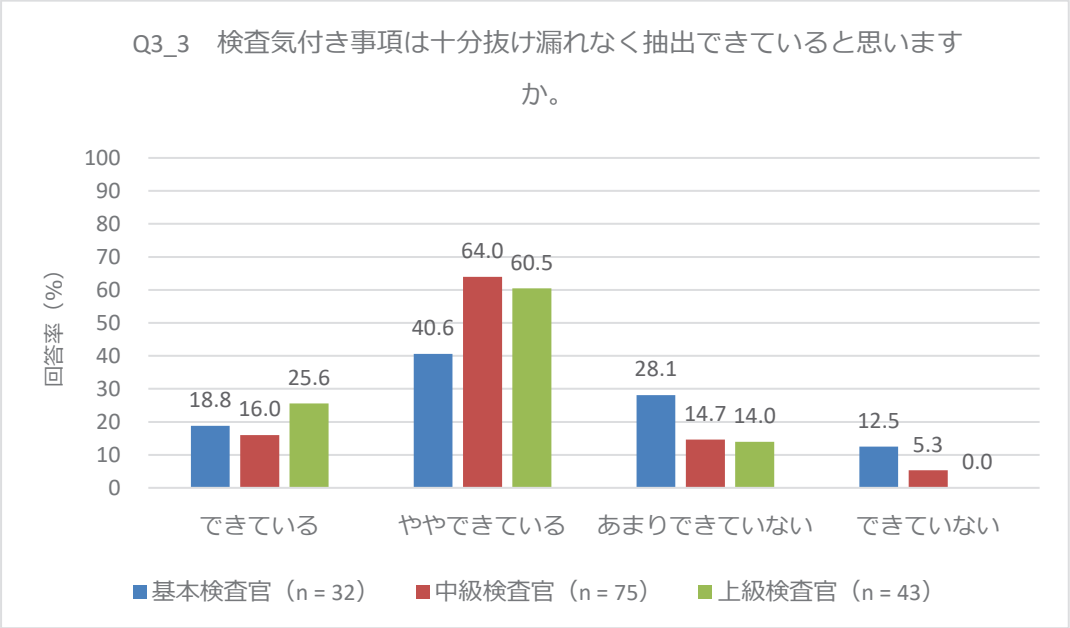

図 8-23　検査気付き事項における漏れのない抽出の可否×階級

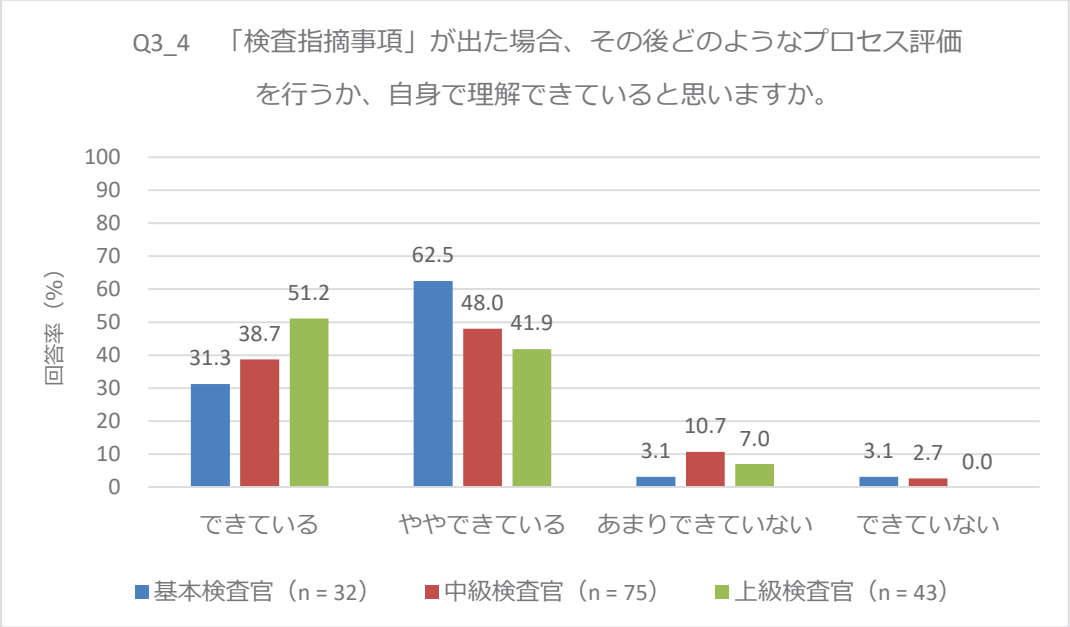

図 8-24　「検査指摘事項」発生後のプロセス評価についての理解度×階級

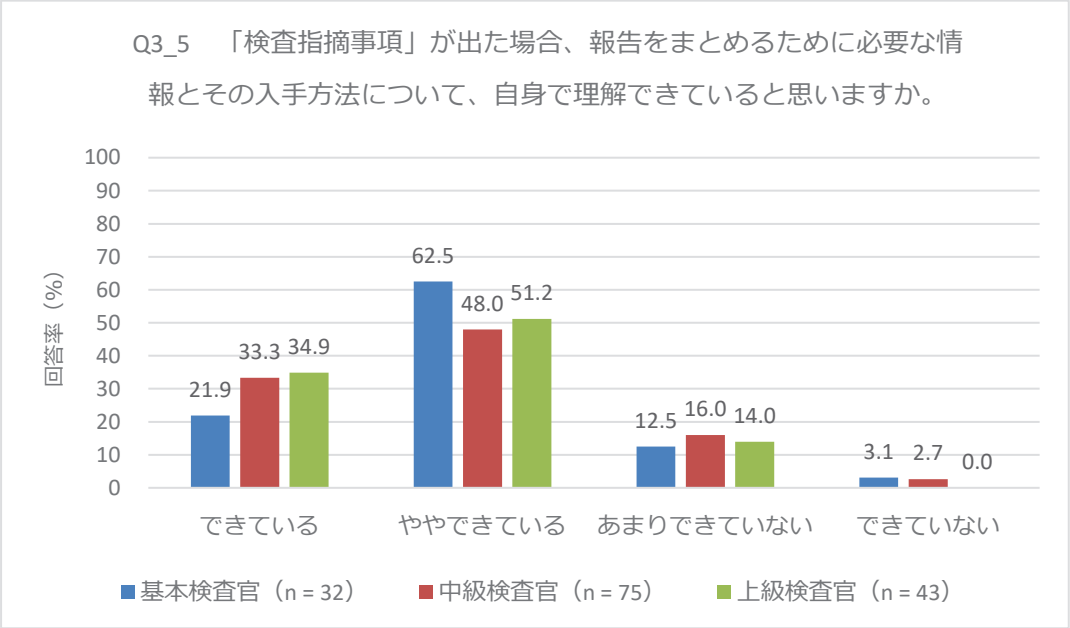

図 8-25　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報とその入手方法についての理解度×階級

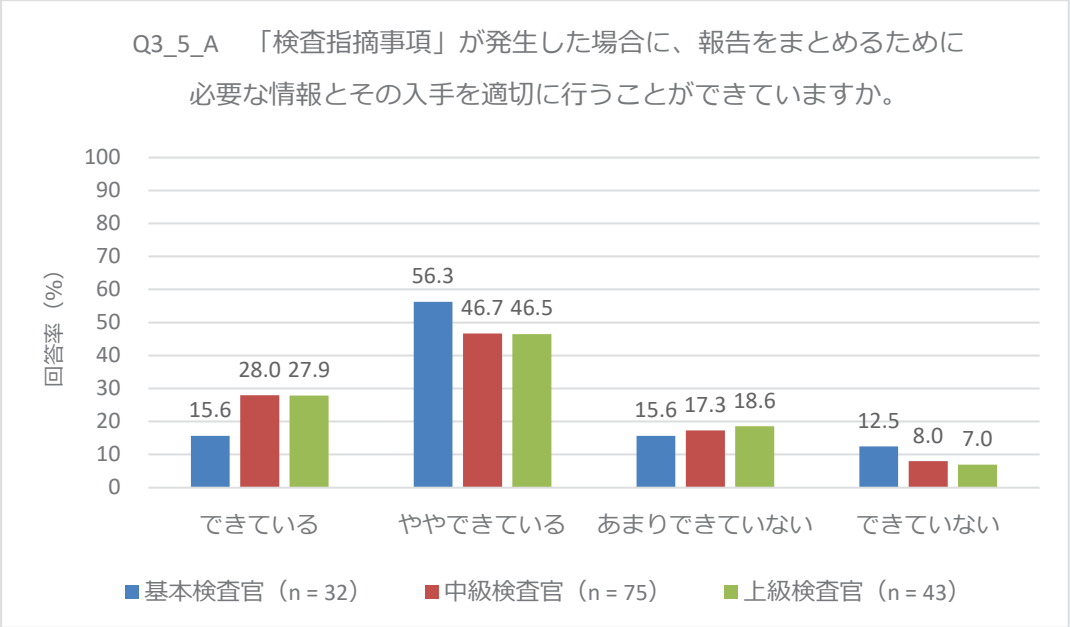

図 8-26　「検査指摘事項」発生時において報告書取りまとめの際に必要な情報の適切な入手×階級

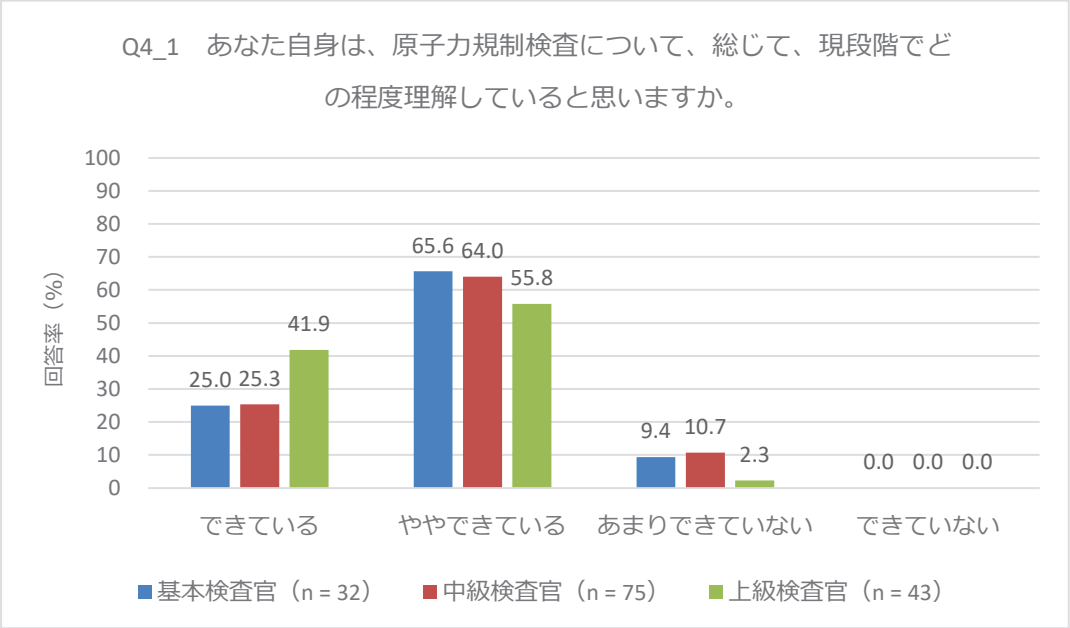

図 8-27　原子力規制検査における理解度×階級

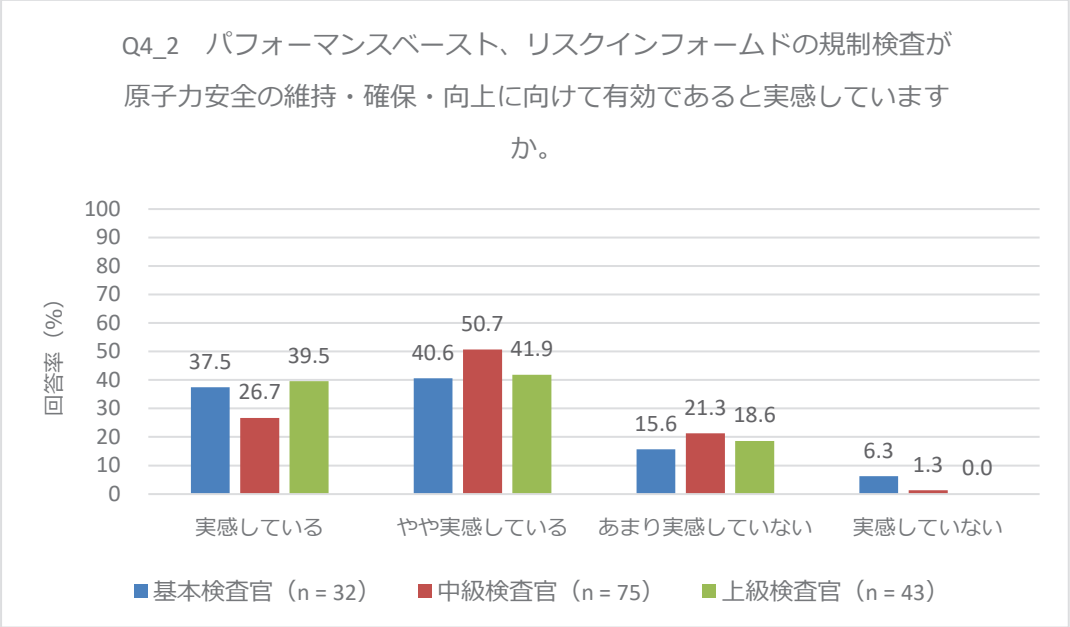

図 8-28　パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感しているか×階級

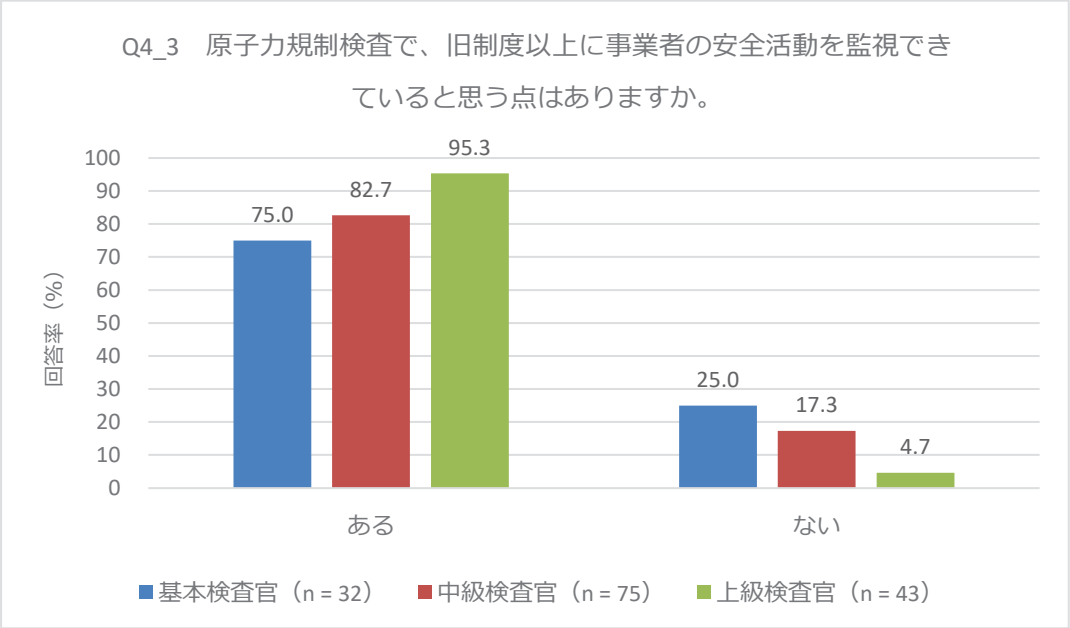

図 8-29　旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思うか×階級

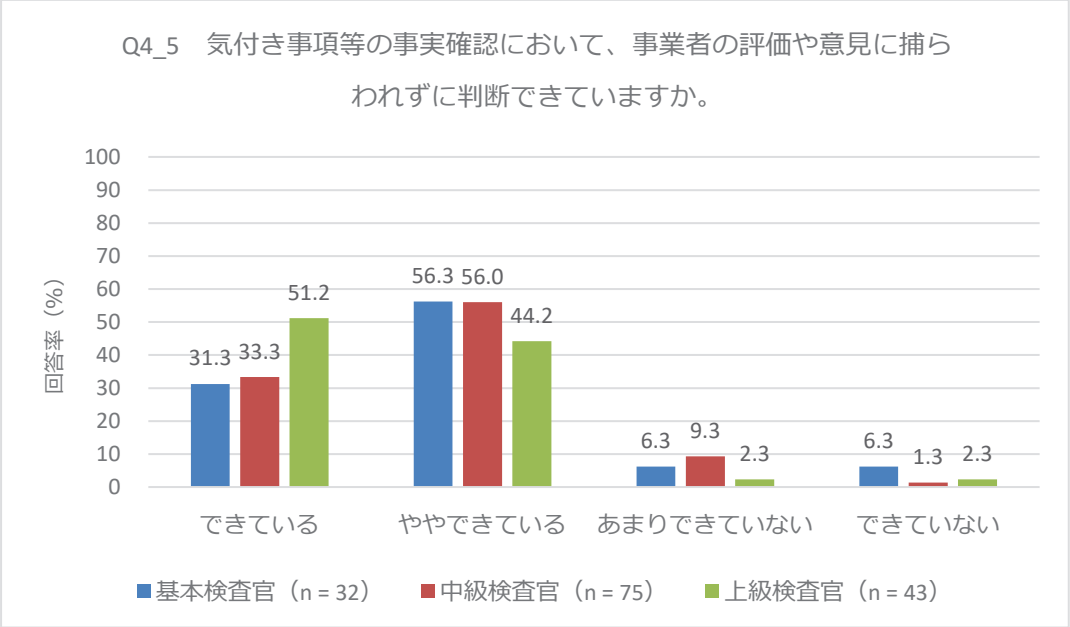

図 8-30　気付き事項等の事実確認における判断×階級

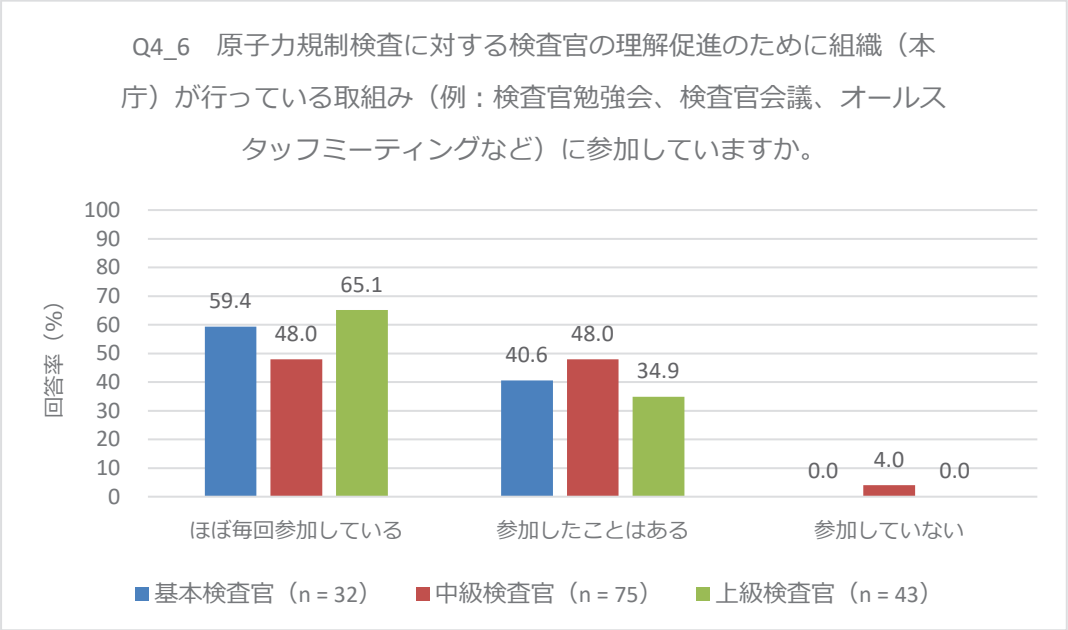

図 8-31　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組への参加状況×階級

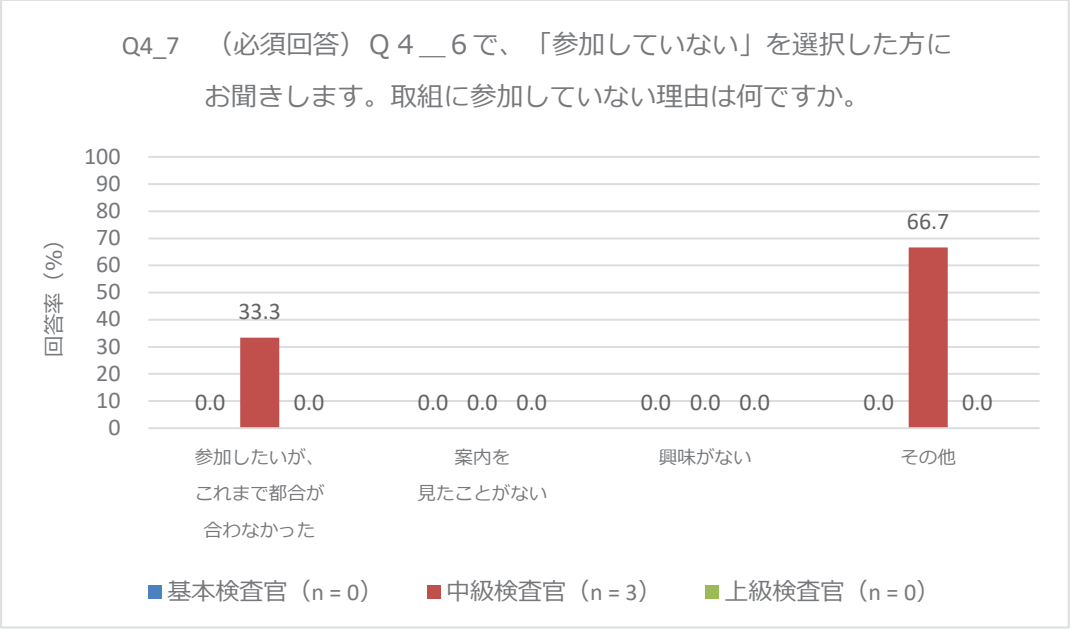

図 8-32　原子力規制検査に対する検査官の理解促進のための取組へ参加しない理由×階級

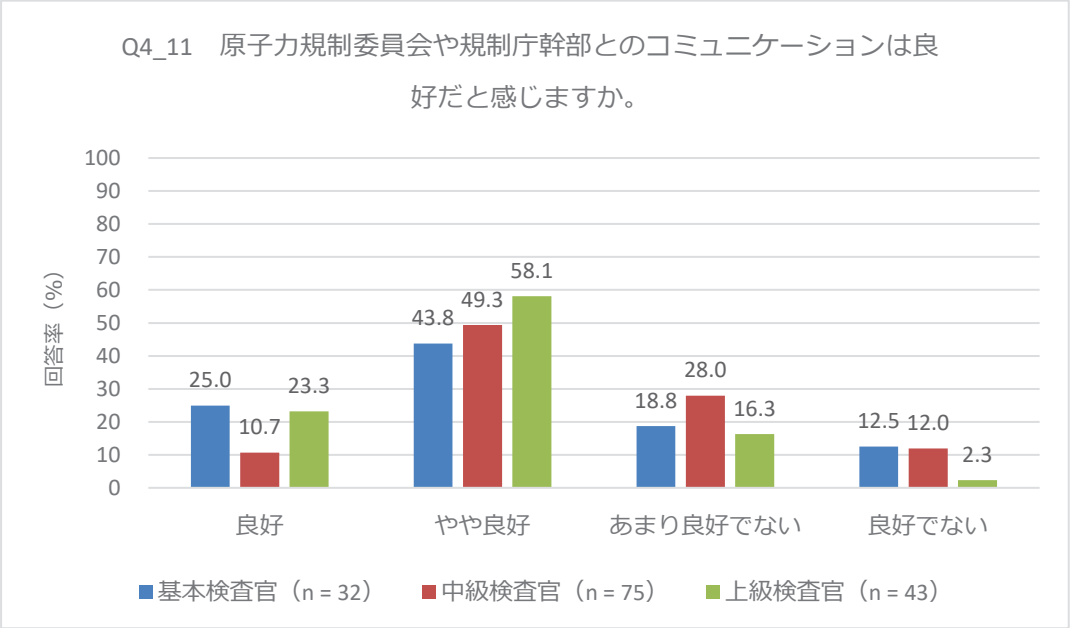

図 8-33　原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーション×階級

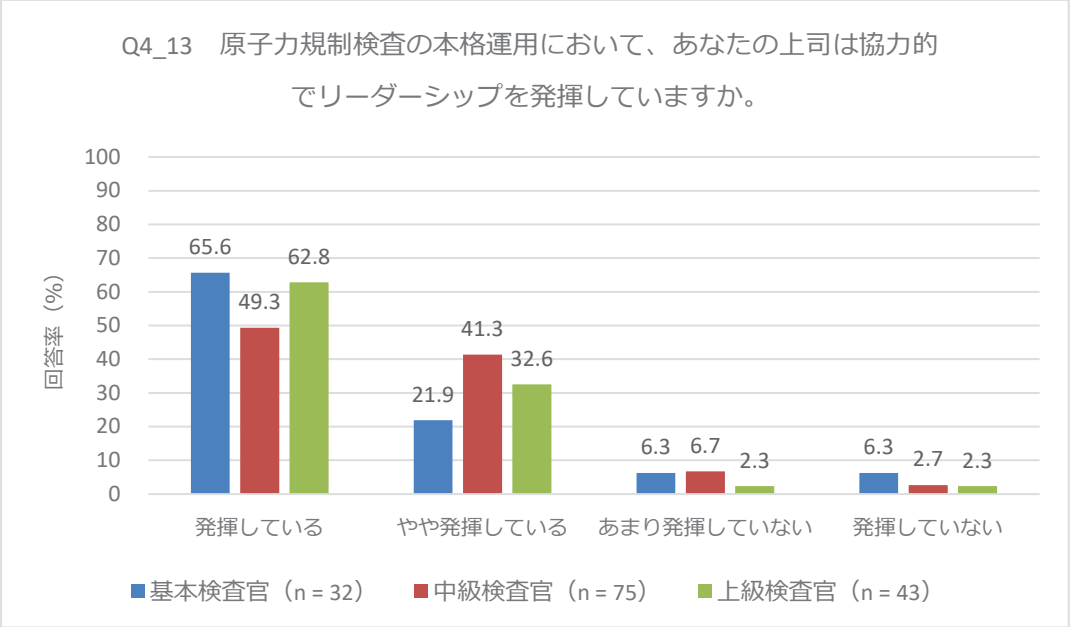

図 8-34　原子力規制検査の本格運用における上司の振る舞い×階級

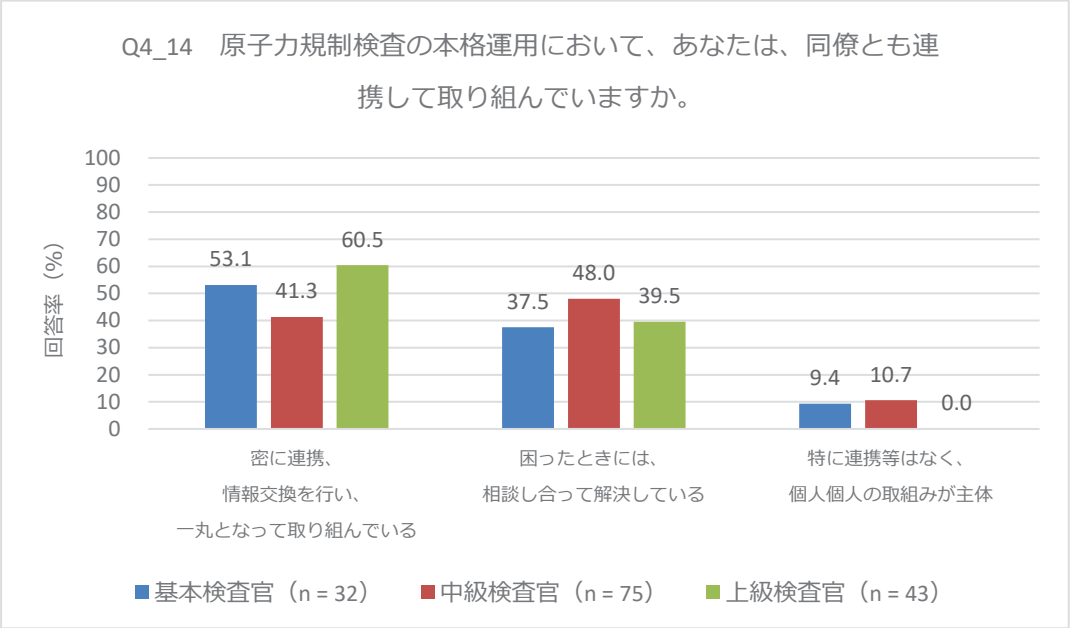

図 8-35　原子力規制検査の本格運用における同僚との連携×階級

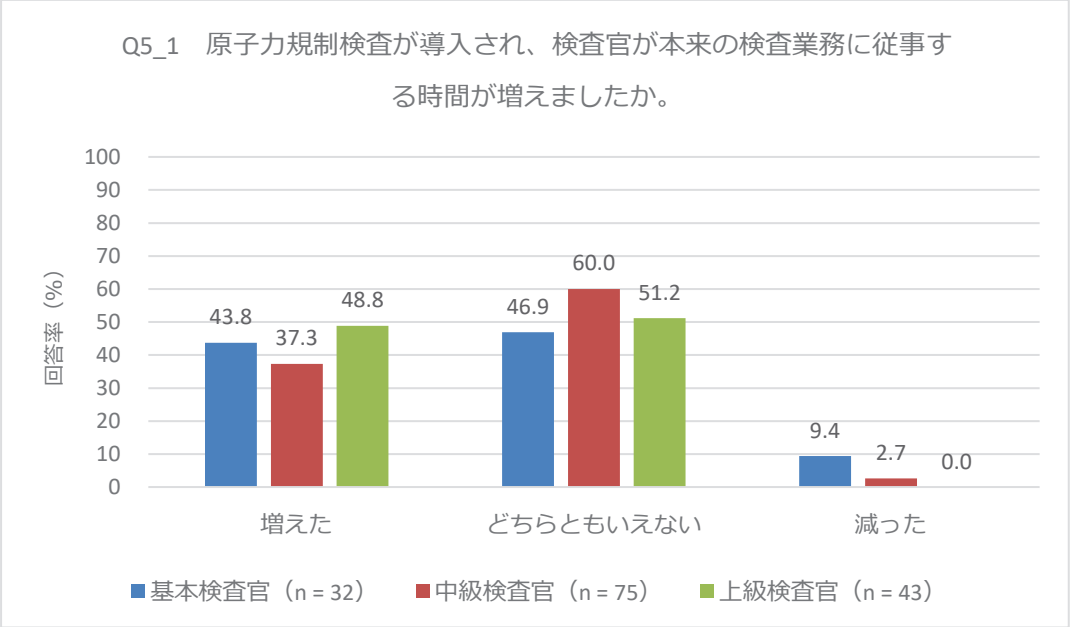

図 8-36　原子力規制検査導入後の検査業務に従事する時間の変化×階級

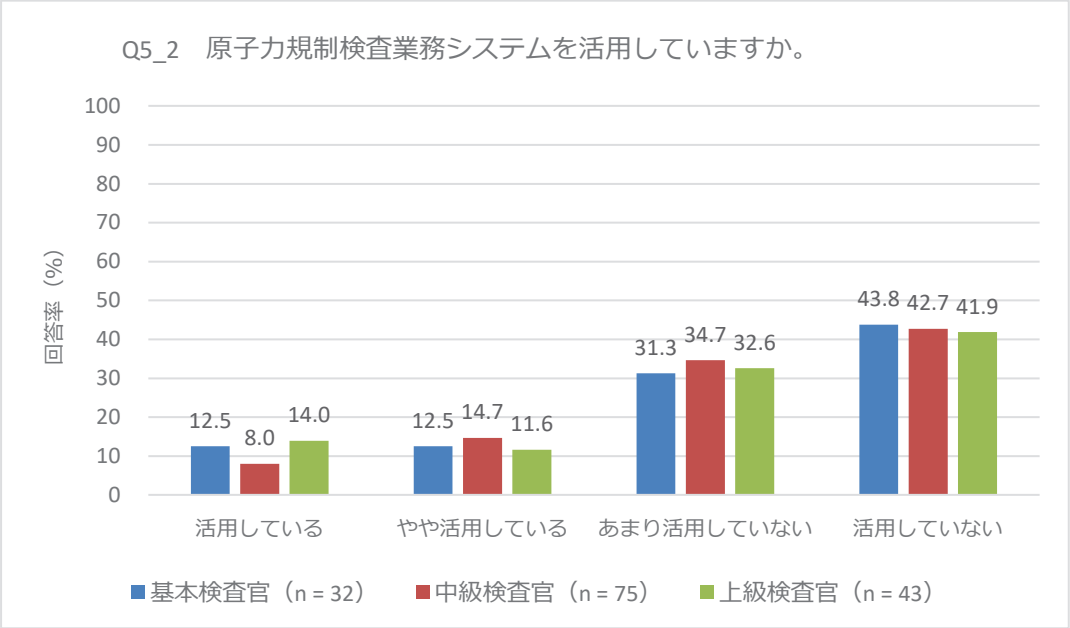

図 8-37　原子力規制検査業務システムの活用状況×階級

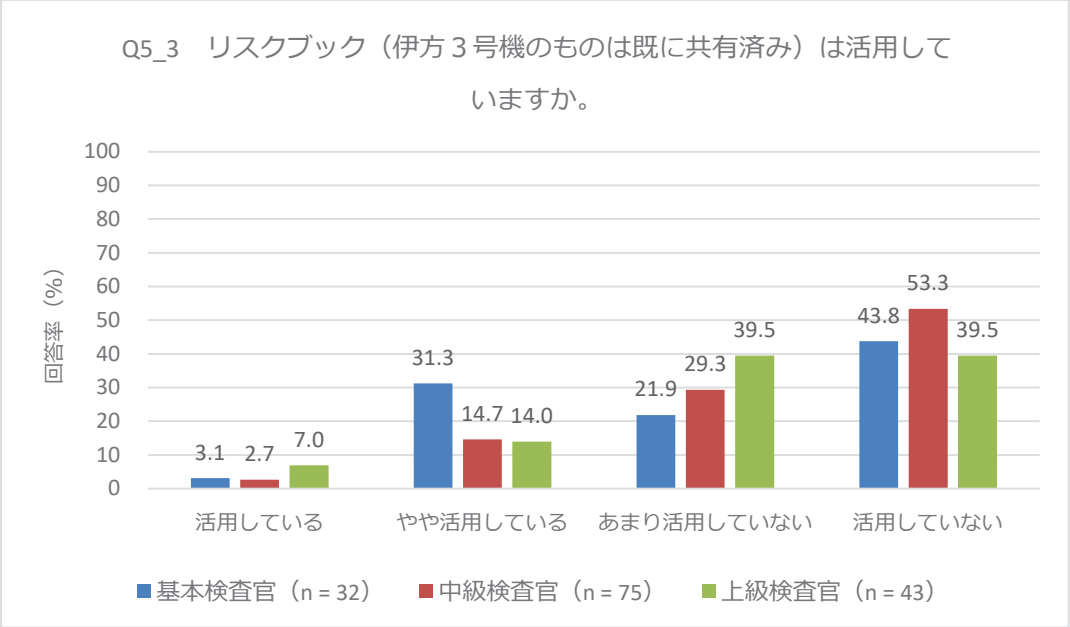

図 8-38　リスクブック（伊方３号機のものは既に共有済み）の活用状況×階級

No.	Q1_1_A「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_1_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。
1	できている	まとめ会議前に検査官だけでパフォーマンスベースドをもとにスクリーニングを実施し、原子力安全に寄り添いつつ、かつ、一貫性のある原子力検査ができている。
2	できている	従来は仕組みやルールに軸足を置きがちであったが、新制度では設備等の機能が維持されているか、発揮できるか等に焦点を当てている。
3	ややできている	手続きよりも結果重視。ただし結果が大丈夫でも可能性をどこまで見ればいいのか悩む。
4	ややできている	従来は逐条検査であり、今回は安全機能着眼型検査と理解している
5	できている	従来のように、QMSに偏った検査ではなく、パフォーマンス（結果）を重視した検査
6	できている	事業者の保安保全活動全般において、適正な設定基準に基づいて行われているかについて、現場活動を直接監視することにあり、品質記録は一部を補うものとするところに説得性があると思う。
7	できていない	検査官業務を未実施のため
8	できていない	検査官ではないため、回答不能
9	あまりできていない	現地、検査官の業務経験が浅くと運転している発電所に対する理解がまだ不足している。設備が安全確保上、十分な機能を維持していることの確認について、維持規格等の規格類や法令規則要求について、理解が不足している部分があり、経験の豊富な検査官に助力いただきながら検査を実施している。フリーアクセスで、事業者の活動を直接確認できているのは良いとおもう。従前は、事業者が説明用に準備した内容で確認していたので、事業者の活動の実態が見えていない部分もあったとおもう。
10	あまりできていない	運転検査官資格を保有しておらず、週一回程度の発電所勤務のため、新検査制度の殆ど携わっていない状況。フリーアクセスで運転検査官がプラント内を検査している状況は、従来の検査と大きく違うなと思う。
11	ややできている	コンプライアンスベースドからの脱却し、事業者の活動にフォーカスした検査
12	ややできている	無意識のうちに事業許可申請、技術基準等を確認していることが多いため。
13	あまりできていない	力量がなく、記録ベースの検査になる。
14	できていない	検査官ではないため回答不能
15	ややできている	定義としてはわかるが実際に案件に対してどのようにやっていくのか、やっていることが間違っていないか不安がある。従来のプロセス的なやり方を残しても良いのではないかとも考えます。
16	できている	従来は、保安規定等の条文に基づく検査であったが、規制検査では、原子力安全を考慮した事業者の実施内容（安全文化を含む）を重視した検査である。
17	できている	安全重要度やリスク重量度を考慮して、無駄な検査を実施しなくてよいため検査官自身の力量を発揮できる。
18	できている	従来の、決められた項目が決められた手順どおりか、判定基準に適合するかで合否判定を行っていた検査から、幅広い対象について、パフォーマンスの劣化や安全性への影響について指摘・評価していく方式にマインドチェンジできている。
19	ややできている	検査結果もさることながら、事業者の取り組み姿勢や、マネジメントなどに注視して検査を進めている。
20	できている	従来は逐条型検査として、保安活動が技術基準、保安規定等に適合しているか確認していたが、新検査制度では、保安活動が本来発揮する機能、性能を果たしているか着眼し検査を行っている。１００％パフォーマンスベースト検査として実践出来ているとは未だ思わないところがある。
21	できている	違い：文書主体の検査から現場や発電所の安全を主とした検査へを実施していいる（リスク、CAP情報の利用等）納得感：趣旨不明のため未回答
22	できていない	検査を担当していない。
23	あまりできていない	非該当施設等の検査を行っているが、検査の枠組みは変わったものの、従来から各施設に応じた検査をしており、明確なやり方の違いが実感できないため。
24	あまりできていない	実用炉と異なりパフォーマンス指標が確立されていない感じがする。このため、パフォーマンスベースドの面からはあまり違いを感じない。
25	できている	書類(社内規定)中心の検査から現場重視(実際の保安活動)の検査にシフト
26	ややできている	サンプル数が多すぎて、深く調べたり勉強することができていない。総花的な検査となってしまっている。
27	できている	事業者の活動を現場で主に見るようになった。
28	できている	安全上重要な設備に注目して検査を実施する。
29	できている	従来からの検査でも実際の業務の実施状況を直接確認する場面はあったが、主にQMS検査が中心だった。フリーアクセスを前提に事業者の業務の実態を通告なしに直接確認できる点が大きな違いである。チェックシートに従って決まった質問だけを確認するのではなくインタビューの中で気づいた疑問点を糸口に別の検査項目に進むこともあり、リアルであからさまな事業者の活動を確認出来ることで大きな納得感が得られる。
30	ややできている	現行制度下においては、事象の観察（確認）・評価において、酌量すべき項目・範囲が格段に広範多岐で、都度、苦慮する事の連続。
31	ややできている	従来の特に記録確認検査においては、誤記や日付の非整合等の表面的な問題に対して過剰な揚げ足とりになってしまうこともあったが、新制度においては実際の系統・機能に対する実体上の問題有無に着目することで、効率的かつ実効性ある制度になっていると考える。
32	あまりできていない	どうしてもどのように安全活動が行われているのかに意識がいってしまう。
33	ややできている	従来の基準に対する検査から事業者の活動に対する検査を実施することにより幅広い内容を確認できている。
34	できている	自ら検査テーマを考え、事業者のサポートなく、現場及び情報にアクセスして、検査を実施する。
35	できていない	従来の検査制度を経験していない
36	ややできている	実態に即しており、効率的に検査ができる

No.	Q1_1_A「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_1_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。
37	できている	従来の保安規定に基づく検査は、保安規定が遵守されているかどうかを確認するもので、事業者がどうような状況で活動しているかについてはあまり対象としていなかった。新検査制度においては、逆に事業者の活動状況を重視した検査となったと自分では理解している。どちらの制度においても長所、短所があると思われるが、新検査制度を実施していて感じるのは、事業者が保安規定を遵守しているかどうかを改めて確認する場面が少なくなっており、現場での事業者の活動を見て問題がなければ気付き事項なしとしている点が気になっている。その点において、新検査制度での検査はプロの目が必要と感じており従来の保安規定の遵守状況をどのような形で確認すればよいかについて工夫が必要と考えている。
38	ややできている	まだ事例が少ないため。
39	あまりできていない	安全上重要な機器等を選択して、重点的な視点に沿った検査が行えていないため。
40	できている	パフォーマンスベースドに考えが移行できておらず、いまだに事象の程度の議論が疎かになり、ON-OFFの判断になっている。程度で科学的な評価をしなければならない。
41	できている	従来の文書主体ではなく、現場主体で検査を実施している。
42	できている	事業者のパフォーマンスを見る指標を明確にし、また日々のらCAP活動を確認し検査活動に役立てる視点を持ち検査している。
43	できている	保安規定及び下位規定通りの画一的な保安活動に対する画一的な検査ではなくなった。
44	ややできている	従来型検査では必ずしも施設設備に関する機能確保や安全確保の視点ではなく、保安規定の遵守状況などいわゆるコンプライアンスベース型の検査とは視点が異なっている。そのため検査官自身が安全上重要な機能や設備に的を絞って検査することが可能になっている。
45	ややできている	検査の気づき事項がパフォーマンスに照らしてどこまで深く追及すべきか判断が難しい場合がある。
46	できていない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
47	ややできている	現場での検査実績が少ない。まだまだ机上の理解で回答したため、「やや」を選択した。
48	できている	従来の検査制度との違いを意識して検査に取り組んでいる。
49	ややできている	プロセスよりも結果に着目し、その安全への影響を考える。にもかかわらず結果として原子力安全に影響がないこともNGではあることから抜け出せない。停止中において安全が確保されているにもかかわずQMSというあみでプロセス重視し、ほぼ従来と変わらない制度。
50	ややできている	検査官によりばらばらであった検査の考え方に指標ができた点。
51	ややできている	現在学習中
52	できている	従来の検査制度については、年4回、1回について約2週間と短い期間において、保安規定の遵守状況等について、主として書類確認荷より検査を実施ていたが、新検査制度については、「パフォーマンスベースド」及び「リスクインフォームド」による検査を重視しているため、原子炉施設の安全上重要な設備、機器に対する運転操作、定例試験等におけるリスク情報を入手し、現場において、検査官が事業者の作業手順の実施状況を確認し、捜査員及び機器等のパフォーマンスが保たれていることを規制庁の検査官が直接確認できることを実感している。また、フリーアクセスにより事業者の運転基準等の文書及び現場に自由にアクセスでき、抜き打ち性も向上していると感じている。
53	できている	保安規程は見るものの、それ以外の部分でもリスクの高いものをみる検査をしているから
54	ややできている	従来のチェックリスト方式とは異なり業務遂行状況を基に検査しているので検査の視点が異なっている。
55	ややできている	保安規定等に基づきその遵守状況を検査するのではなく、事業者の施設と保安活動が安全確保上、本来果たすべき機能を発揮している状態であるかを主眼として検査している。
56	ややできている	従来の検査制度との相違は理解しているが、原子力規制検査としての実務が数多く実施できていない現状を考えるとこのような状況かと考えます。
57	あまりできていない	試験炉や核燃料施設における原子力規制制度にあまり納得していない。
58	ややできている	規定遵守といった視点から、原子力安全としてあるべき姿は何かを、現場重視で意識するようになったところ。
59	ややできている	検査の内容によっては必ずしもパフォーマンスベースで確認できなものがあると感じているため。
60	ややできている	ギャップについては、文書検査だけでなく、事業者のパフォーマンスを確認し、検査気づきをつきつめるという検査が実施できていると思う。納得感としては、タラレバの議論ではなく、事実を確認してから検査を深堀していくので、ロジカルに検査を進められる納得感がある。
61	ややできている	ガイドのサンプル数という制約やこれまでの検査の方法－仕組みを見ることに偏りがちなところがある。
62	あまりできていない	通事の巡視を通じて、パフォーマンス劣化を発見しうる能力が低い。
63	ややできている	事業者の責任において原子力の安全活動を行うことを担保としている。
64	できている	事業者が、規制要求を満足することが出来なければ、パフォーマンス劣化と判断している。
65	ややできている	従来、規定に従っているかの検査であったが、実際の保安活動を見て事業者の自主規定や管理目標などを含む検査まで考慮に入れるなど、どこまで着眼すれば良いかまだ難しい面はある。
66	できている	従来検査とは、以下の点で違いがあると認識している。1　事業者の活動状況等、安全に関わる分野について状況を確認している。2　安全に関わる設備等について、検査官自身が従来より学習する必要がある。3　他発電所等の知見が参考になる。
67	できている	リスク重要度を事前に把握し、巡視等にのぞんでいる。
68	できている	原子力施設への影響度という視点で検査や巡視を行うことで効率的な規制ができる
69	できている	現在の検査制度は「現場観察」を重視し、組織や要領・手順の仕組みといったソフト面や設備システム機器の運転可能性といったハード面の「実効性」を重視している。一方、従来の検査制度では現場観察よりも記録を重視し、ソフト・ハード面では実効性よりも実施の事実を重視する傾向があった。原子力安全について実効性が期待できる現在の検査方法の方が検査の達成感があり検査行為に納得でき優れていると感じている。

No.	Q1_1_A「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_1_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。
70	できている	よりリスクが高い設備等を対象として検査が行えるので、安全に係る事業者のパフォーマンスに重点置いて監視できる点等が従来の検査よりも優れている点と考えます。
71	できている	パフォーマンスベース検査とは、相対的に下位レベルの要求事項に対する適合性のみに着眼するのではなく、原子炉等規制法の目的に基づく各監視領域に対し、原子力施設等における設備及び活動のレベルが安全を維持する上で十分なものになっているかどうかに着眼し検査を行うことをいう。
72	ややできている	事業者の実施している行為について、その行為をなぜその様にしているのかを質問を通じて正していくことは以前の検査精度と大差ない考えています。
73	ややできている	フリーアクセスにより、自ら規制要求事項から事業者の活動までの幅広い情報を収集し、それに基づき、リスクベースで活動状況を評価しなければならないが、私は本事務所に移動して期間がまだ浅いため、事業者のマニュアル等の各種ルールを把握するのに時間がかかり、十分にできているとは言えない部分が少しあると思っている。
74	できている	従来の制度でも良い面はあった。切り口が変わった。
75	できている	机上における資料確認よりも、実際に現場でどのような状態に維持されているかを主として監視できる制度となった。
76	ややできている	事業者の質問に対して、自分の考えを伝えそうになるので、事業者の考え方を聞き出すような質問の仕方に注意している。
77	あまりできていない	従来の検査制度による検査を主担当として実施しているため。
78	ややできている	事業者のパフォーマンスを観察している。
79	できている	従来はプロセスに着目した検査、保安規定の遵守状況に着目した検査であったが、事業者が原子力の安全や核物質防護を維持・確保されているための活動に着目した検査に変わった。
80	できていない	検査業務を実施していない。
81	できている	原子力安全の確保に着目してその企図している内容について確認することとしている。
82	できている	事業者のパフォーマンスが原子力安全に影響を与えるものかどうかを主眼にした検査となっており、これまでの保安規定に違反するかどうかの検査に比べ実際的である。
83	できている	事業者の保安活動をまず確認するようになった。
84	できている	原子力施設の設備や保安活動が技術基準、保安規定等の条文に適合しているに主眼とした逐条型検査に対して、巡視に主眼を置いた安全機能着眼型検査を行うことで、安全確保上に本来果たすべき機能を発揮しているかを確認する検査を行っている。
85	できている	従来の検査はコンプライアンスベースド検査（逐条型検査）で、原子力施設の設備や保安活動が、技術基準、保安規定等の条文に対して適合しているかどうかを主眼として確認する検査であったが、新検査制度ではパフォーマンスト検査（安全機能着眼型検査）ということで、原子力施設の設備や保安活動が、安全確保上、本来果たすべき機能を発揮している状態かどうかを主眼とした検査である。
86	できている	旧検査制度においては、あらかじめ決められた期間に決められた項目について検査していたが、新検査制度においては、フリーアクセスにより情報収集活動を行うとともに、収集した情報（リスク情報を含む）を活用し、より重要な設備や保安活動を検査対象として選定し、いつでも実際の事業者の活動を監視することができるようになった。
87	ややできている	従来は、判断基準が明確な検査（使用前検査等）かQMSのシステムを見てきたが、パフォーマンスベーストでは、事業者の多方面での結果を出せているかを見ている。
88	できている	回答文書、エビデンスを対象とする検査から事業者の活動（設備の状態含む）を直接確認して検査のする。
89	あまりできていない	旧検査制度において現場での検査業務を行ったことがなく、また、研修において主に新検査制度を学習してきたため、旧検査制度を意識することがない。
90	できていない	そもそも従来の制度において検査業務に関与していないため、意識する必要性があまりなく、現在の制度が全て
91	できている	従来の検査では、文書や記録内容の確認が中心であったが、事業者活動が上手く機能しているかを中心に確認している。
92	ややできている	従来の検査においては、マニュアルや記録の記載不備をチェックする観点で行っていたが、新検査制度では、現場観察を重視し安全と信頼性に係る観点で検査を行う。また、プロセスよりも結果に注力する。事業者が見落とした安全に係る問題を重大な事態に至る前に指摘できれば、事業者にとっても良いことであり、事業者からも強力を得られ納得いく検査となる。
93	ややできている	従前は逐条型、プロセス検査が主であったが、現状は、事業者の活動、現場での行動を確認している。
94	あまりできていない	実際に教育等受けていない。
95	ややできている	安全性への影響を意識して、事業者のCAP情報から得られた不適合を確認している。
96	ややできている	現場を重視し、安全と信頼性に関する焦点をあてる検査であるため、従来の検査に加え経験を元に検査を行うことができるため原子力安全に注力できる。
97	あまりできていない	検査報告書の指摘事項を見ると多くが、従来のルール、手順に従っているかを見る逐条型検査となっており、パフォーマンスベーストになっていなのではと感じている。トラブルの多くが設備に影響を与えないルール、手順の違反によるものがほとんどである。
98	ややできている	NRCが実践しているパフォーマンスベーストと日本のものは似ているが同じではないと感じる。日本では従来のプロセス型を引きずっている感じがする。
99	できている	従来の検査制度からパフォーマンスベースドで検査を実施してきているので、特にギャップはない。
100	ややできている	原子力安全が実質的に担保されているか、形式的な書類の確認だけに留まらずに検査することが従来と異なると考えるが、サンプル数をこなすため、形式的な確認に留まってしまうこともある。
101	できている	プロセスよりも結果に着目して検査することが従来との違いであり、実効性がより高いものになると考える。
102	できている	保安規定に抵触するイベントが発生しても、原子力安全の維持に影響を与えないと判断したものは事業者の改善に任すこととしている。従来は影響の有無に係わらず保安規定違反と騒いでいた。
103	ややできている	規制および事業者のルールを完全に理解しきれていない。
104	できている	プラントへの影響度に応じたものを主体とした検査を実施し、検査の判定基準もプラントへ影響を与えるか否かに着眼して実施しているから。
105	できている	リスクに応じた原子力安全への影響度を考慮して、事業者の保安活動を監視できている。

No.	Q1_1_A「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_1_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。
106	できている	結果（不適合、懸案事項等）を元に他の分野を含めて検査を始めるところが従来と違う。結果が出ているので検査内容は絞って進めやすい。ただ、そんなに検査対象となるような不具合は起こりませんが。
107	あまりできていない	検査に係る業務に携わることとなって日が浅く（4か月）、現在の検査制度に係る考え方などについて実務を通じて体得中であり、従来との違いなどについては実感を得るに至っていない。
108	できている	事業者のイントラネットを利用して生のの活動状況を観る事が可能になった。
109	できている	机上での検査かつルールへのコンプライアンスを確認する検査が中心だった従来の検査制度と異なり、原子力規制検査制度は現場確認や原子力安全上の実効性の確認が中心となるパフォーマンスベーストのものであることを意識して検査活動を実践できているため。原子力規制検査制度には納得している。
110	ややできている	フリーアクセスでどこでも行けることが納得できる。
111	ややできている	安全上重要な事象か、という観点で、検査を実施している。
112	できている	保安活動が規制要求や事業者規定・基準に照らして満足しているかを確認するために、現場での確認や事業者からの聞き取りが主体となっている。
113	ややできている	マニュアルにとらわれず、設備の現状、事業者の生の活動を検査の対象とるよう努めている。
114	あまりできていない	常時現場に出て検査を実施しているわけではないので実践できているか判断が難しい。
115	ややできている	過去の運転実績等を勘案し、事業者の弱点に経営資源を集中させ効率的かつ効果的な検査を実施するということ。従来の検査では、定められた検査項目を網羅的に見ていくものだった。
116	できている	きっかけは、パフォーマンスベースドだが、その後の確認は、従来の検査と同様。そこには原子力安全に視点を置いてリスクに応じた確認となるが。
117	できている	従前までの検査は、時期的な（定期性を求められていた。）ことから、今そこにある不具合について然るべき時期に注視して検査を行うことが出来ず、不便であった。今回からの検査は時期に関係無く検査を実施することが出来るため本来あるべき業務に集中することが出来て非常に良いと思っている。
118	できている	従来の検査制度では、事業者の原子力安全に係る品質保証活動を網羅的かつ形式的に検査を実施していたが、より効率的な分野に重点化するため、リスク情報を活用（リスクインフォームド）し、事業者の安全確保の実績を反映（パフォーマンスベース）する検査制度に変更になったと理解している。
119	ややできている	原子力規制検査ではなく、従来の検査制度に近い実施計画検査となっているため、意識はしているものの十分に実践できているか自信がない。
120	あまりできていない	検査結果が検査官の考え方で左右される。
121	ややできている	核燃料施設での新検査制度の検査はまだ行われておらず、実用炉の検査経験がそのまま適用できるか判断できない。
122	できている	行った結果について安全であるかどうかを確認することを第1に考えて検査をするようになったことが変わった部分で、ルールも含めて安全かどうかを検討するようになったこと。
123	ややできている	パフォーマンスベーストの意味はあまり理解していないが、自分なりの解釈で、原子力規制検査制度の基づく検査をしているつもり。
124	できている	書類重視ではなく現場重視になったこと。
125	できている	検査の主体が、検査官から、事業者責任に移行した。
126	あまりできていない	事業者との対応の方法
127	できている	従来検査は机上に終始していた感があったのに対して、新検査では現場確認を重視し、事業者のパフォーマンスを見るという観点から現行制度の有効性を納得している。
128	あまりできていない	全体的な仕組みや骨格は理解できたものの、具体的に最低限何を確認しておくべきかが、ぼやっとしていて、私レベルだと何も見つけられず、検査時間を無駄に消費してしまいそうな印象を持っています。従来の定期安全管理審査や溶接安全管理審査では、審査の観点をチェックリスト化していて、事業者の活動や記録がチェックリストから逸脱してないかを確認していました。新検査制度でもガイドに現場確認を行う際の留意事項という審査の観点にたような記載がありますが、すでに頭の中に入っている前提で、検査官会議などはあまり触れられていません。このガイドではこの現場のこういった部分を確認する。この資料のこういった部分を確認する。結果リスクとはどういった関係がある。など、もっと具体的な記載があるとそれぞれのガイドで何を確認すべきかの理解が進むような印象を持ちました。
129	できている	従来の、保安規定に沿ったプロセス型現在ではなく、原子力安全に焦点を絞った検査ができる。
130	できている	従来は真っ先に仕組みや記録に意識がいきましたが、現在は施設の機能要求や現場の状況に意識がいくようになりました。また、原子力安全に影響しない部分の議論が減り、達成感も上がっていると感じます。
131	できている	保安規定の条文に事業者の活動が適合しているか（逐条・エビデンス確認）の検査から事業者の活動が原子力安全（監視領域）の目的に照らして適切（検査指摘事項がない状態）であるか、保安活動そのものを検査官が直に確認できる事に意義を感じる。
132	できている	法令遵守といった画一的な検査方式ではく、リスクに基づく設備重要度やCAP情報に基づきサンプリングを行い、単に基準適合性のみならず機能、性能が本来の設計仕様を満足するかなどに視点を置いている。
133	ややできている	従来の保安検査と異なり、保安規定の抵触の有無に関わらずパフォーマンスベースで指摘事項とするのかどうかを判断することを認識しているため。
134	あまりできていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
135	ややできている	一応研修を受けて現在の検査制度の理解はできているが、検査官になったのでが今年の一月からなので、従来の検査制度との比較はできない。
136	ややできている	従前の方法とあまり差がない。
137	ややできている	従来の検査制度では、原子力規制庁が直接、技術基準の適合性を判断していたが、新規制基準では、事業者が技術基準を満足しているかを確認することになるため、事前準備を入念に行い、確認内容をよく把握しておく必要があ
138	ややできている	新制度にそぐわないと実感している検査項目がある。
139	できていない	検査資格を所有していない
140	あまりできていない	なお従前の検査が業務の主体のため
141	できている	保安規定の遵守状況の検査に限らず、設置許可、工事計画認可等の記載事項・内容を踏まえて検査を行っている。

No.	Q1_1_A「パフォーマンスベースト」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_1_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点で記載してください。
142	できている	現場ウォークダウンを最重視して検査すること。
143	ややできている	手法を変えている
144	ややできている	曖昧な判断が少なくなると感じている
145	ややできている	従来は実施計画の条文の遵守状況を確認する逐条型検査であったが、新たな制度は原子力施設の設備や保安活動が、安全確保上、本来果たすべき機能を発揮している状態かどうかを主眼として確認していくので、リスク情報を活用し、設備の重要度に応じて検査を実施できるのとても効率的であると感じます。
146	ややできている	従来の検査制度との違いを意識しているつもりであるが、まだ、新検査の経験が少ないこと及び従前の検査を並行して実施していることから、実践できてるとは言えない。
147	できている	保安検査は品証を中心としたコンプライアンスベース検査だと理解している。パフォーマンスベースト、リスクインフォームの方針を委員会が決定していないため、納得はしていない。
148	できていない	新検査は行っていない。
149	ややできている	これまでは、コンプライアンスベースト検査主眼、これからは、パフォーマンスベースト検査主眼。
150	できている	合理性があり納得して実施している。
151	ややできている	原子力安全を達成するためのあるべき姿を考えながら設備や事業者の活動をみるようになったが、自分があまり詳しくない分野については取りあえずはまず保安規定などの条文に合致してかという目線で見てから、今着目している事柄は安全にどれだけ寄与するのかなと振り返ることもあるため。
152	ややできている	巡視や会議陪席の情報から起きている事象を検査として確認を進めているが、対象事業所特有の状況から、規制検査制度にとらわれずに、従来の方法も残しながら、日々検査としており、規制組織内での浸透から取り残されている感がある。
153	できている	これまでは、事前に決定した検査項目について、逐条検査を実施していたが、現在は事業者の活動を監視、検査官気づき等を端緒に検査を行い、事業者の弱みを指摘している。
154	できている	従来検査の判断と現在のパフォーマンスベーストの判断の違いにおいて従来の判断をしてしまう傾向がある。
155	ややできている	プロセス重視から、機能が発揮できているかに着目した検査を実施。
156	ややできている	事業者の活動（結果を含む）を直接検査官の目で確認することが重要な点であり、そこから原子力安全への影響を勘案すること。
157	あまりできていない	特定の現場を担当している訳ではないので、回答が困難です。
158	できている	従来と比較し、リスク情報を活用し、より規範的でない検査という点では、現場で何が発生しているのか事業者のパフォーマンスの状況が直接確認できること。
159	できている	マニュアルとおりか等の規範性をみるのではなく、毎日のCRを確認しリスクの観点で気になる点があれば現場に出向き、安全活動の結果に問題あるかどうか確認する。
160	あまりできていない	これまでの行政で行っていた検査とは全く違うので困惑している部分はあるが、勉強にはなっている。
161	ややできている	逐条検査のような、無駄な仕事をする無力感はないものの、安全機能着眼での欠陥事象が見つけられにくい自己能力の低さへの歯がゆさを感じている。
162	できていない	なお従前の使用前検査しか経験がないため。
163	ややできている	なお、従前の使用前検査が、多いが事務所勤務時は、リスクを意識して活動していた。
164	できている	事業者の活動が形式的なものではなく、成果としての安全性向上に寄与しているかを確認している。
165	ややできている	現在、担当しているサイトは廃止措置段階にあり、安全確保上の本来果たすべき機能のあるべき姿がわかりにくい。また、検査ガイドも不十分である。
166	ややできている	請負業者を含め事業者すべての階層において「パフォーマンスベースト」を理解しているとは言いがたくため。
167	ややできている	すべてをまんべんなく行っていた検査から、CAP情報や安全重要度を考慮した検査対象へと移行している。また、事業者の保安活動を直にフリーアクセスで確認している。
168	できている	従前の検査制度度ですでに要求事項として明確化されていた、重要度分類の考え方（設備安全上重要度、事象のプラントへの影響度、要因の深刻度に応じ保安活動のグレード分）に基づき、事故時対応、保安調査及び保安検査を行っていた。新検査制度でより明確化したもの。
169	できている	実際に起きた（生じた）事実を起点にするためプロセスで確認した事実から起きる（生じる）かもしれない点を議論するより合理的に感じる。
170	できている	従来は保安規定遵守状況を確認する検査であったため、品質保証が導入されたとしても逐条型の検査に偏ってしまう傾向があった。パフォーマンスに着目した検査がベースとなったことから、より効果的・実効的な検査を行うことができるようになった。
171	ややできている	従来の制度にはなじみが少ないため。
172	できている	従来は保安規定に抵触するしないで判断。これからはパフォーマンスそのものを見ていく。
173	ややできている	リスクの重要度の高いパフォーマンスについて検査を実施
174	できている	従来の検査と違い、新検査では事業者の活動の結果を監視することにより、事業者活動が十分なものかどうかにより、結果により規制の関与の程度が、変化するといううものである。
175	ややできている	事業者の活動や設備の現状を踏まえて安全停止等に係る内容を中心に事業者と話し合うようになった
176	できている	形式的な違反や、原子力安全に影響の少ない事象については、時間を掛けずに流している。また、主に原子力安全の観点からことの軽重を考えるようになった。
177	ややできている	網羅的な検査ではなく、検査対象を実効的に選択し、実施できるようになった。
178	ややできている	安全への影響お考慮しており受け入れやすい。

No.	Q1_2_A「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_2_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
1	ややできている	リスクの大きい事項に対する原子力規制検査をほとんど実施していない。他方、小職業務は法令的には別の要素があるので、リスクは低くとも、適切に実施する必要がある。
2	できている	従来は設備の重さにあまり関係なく不具合等に対応していたが、新制度では設備の重要度に応じたものとなっており、軽いものは事業者の活動を見守る程度としている。
3	できている	事業者の日々の活動の情報から見るべきポイントを決める、という点が以前に比べ強化されていると感じる。
4	ややできている	従来よりもリスク情報を活用した検査と理解している
5	ややできている	従来よりリスクインフォームドを意識しており、リスクの高い項目を検査していた。
6	できている	従前検査でも恐らく優秀な検査官はリスクインフォーム的な手法を用いていたと思います。個人的には長年施設設備、装置の設計製作を担当していたので、相互に関連する安全機能が実効的に動作するかなど、経年劣化の状況を踏まえて考察する癖が備わっており、これに加えて新規制基準の外的な事象からもたらされる影響についても判断基準とするところで深化したと思う。
7	できていない	検査官業務、未実施のため
8	できていない	検査官ではないため回答不能
9	ややできている	安全重要度の高い設備、機器について、従来より重点的に時間を割いて確認できるようになった。
10	あまりできていない	運転検査官資格を取得していないので良くわかりません。
11	ややできている	リスク（障害や問題の大きさとその発生確率）を考慮した検査活動と評価
12	ややできている	事業許可申請の設計基準事故、重大事故に至る可能性がある事故を確認するようになったから。
13	あまりできていない	経験分野以外は力量がなく、従来の検査になる。
14	できていない	検査官ではないため回答不能
15	ややできている	リスクを加味した検査を実施すると理解しているため。
16	できている	従来の検査は、規則や保安規定等の遵守に関する検査であったが、規制検査では、原子炉の炉心損傷度等を考慮した事象のリスクを反映した検査を実施している。
17	できている	リスク評価に基づき、リスクが高いものに対して十分な検査時間が費やせる。
18	できている	従来の決めれた対象のみについて、決められた抜き取り率での網羅的な検査から、リスク情報を収集し、リスクの高い重要なものに重点を置いた実効的な検査が実施できる。
19	あまりできていない	リスクインフォームドの、考え方は理解しているが、実際の検査特に使用前検査は従来の進め方とさほど違わない。
20	できている	WDでの現場の変化、不適合情報、CAP情報等を元に検査官自らの判断により設備、手順等を選定し検査できるので良い。
21	できている	パフォーマンスベースドの問いに対する回答に同じ
22	できていない	検査を担当していない。
23	あまりできていない	Q1-2と同様
24	ややできている	今までの規則の形而上の内容に対して検査する意識から、事象によるリスクの与える影響に対して検査する意識に変わった。
25	できている	安全性や放射線影響の度合いを十分に考慮
26	ややできている	リスクベースドにするとCCWと電源周りばかりになる。
27	できている	巡視や検査において設備の重要度を考慮するようになった。
28	できている	設備の重要度や原子炉の停止・冷却・影響緩和に与える影響を考慮して検査を実する。
29	あまりできていない	長期停止中のプラントについてNRC検査官はどう思うかの質問に対して「私なら、貴重な資源を（停止中のリスクの低いプラントに）割り当てることはしない。」との回答だった。私も同感で、再稼働前にプラントに燃料破損のリスクは限りなく小さくどんなにトラブルがあっても安全への影響はきわめて低い。従って、検査項目選定は主にCAP情報や規制基準対応工事に付随するリスク（安全系の隔離、FME（異物混入）等）が中心となる。これから、再稼働に入ってからはリスクモデルを元に、メリハリを持った検査に取り組みたい。
30	ややできている	自身の知見・技量では把握（認識）出来ていないリスク要因があるのではないかと、常に「おっかなびっくり」のストレス状態。
31	ややできている	検査対象をサンプリングする上で、従来はは星取表や複数ある担当部署の輪番などで機械的に抽出することもあったが、新制度においては例え同じ機器であっても、系統や使用方法によって、期待される機能等が異なることもあり、それらも考慮したサンプリングを行う動機付けになっていると感じた。
32	できている	物量が多いこともあるが重要度に応じた検査ができている。
33	ややできている	従前よりも重要な設備に対する検査に力を入れることが出来ている。
34	できている	研修で実習したリスク情報を基に、リスクの高い機器、設備等を重点に検査を組み立てる。
35	できていない	従来の検査制度を経験していない
36	ややできている	リスクに応じて、日々検査対象を選択できている

No.	Q1_2_A「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_2_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
37	ややできている	現在担当しているのは核燃料施設（試験研究炉及び加工施設）であり、施設の保守管理において発電所のようにリスクの考え方に基づく保守管理を実施していない。事業者は基本的には不具合が発生した場合は、運転を停止することとしており、保全計画においても部品交換を主体とした、機能、性能検査の実施時期について計画している。そのため、機器の故障リスクや故障確率を意識した検査は行っていない状況である。
38	ややできている	事例が少ないため。また従来の検査制度でもリスクインフォームドの考え方はある程度使われていたと認識しているため。
39	あまりできていない	安全上重要な機器を選択して検査が行えていないため。
40	できている	リスクの大小で評価をすべきであるが、リスクの大小をいちいち計算できないので、リスクメーターを意識して判断する。実際はまだそのような判断が必要な状況がない。
41	できている	従来は、保安活動全般を検査していましたが、燃料、廃棄物などを主体に検査している。
42	できている	リスクを抽出し、そこから得られる情報を検査に活かす視点を持ち、日々の監視活動を実施している。
43	できている	リスクを考えて確認できるようにしている。
44	ややできている	従来の検査に関しては先の質問で書いたとおりであり、事業者のパフォーマンス低下にリスク情報を活用して実施する検査であり、最も基本となるのがPRAである。この制度において検査官は施設固有のリスクを理解し、設備の特性および影響を考えて検査に当たることができる。
45	ややできている	PRAがまだサイト毎に完全でない現段階で、リスクの判断が難しい場合がある。
46	できていない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
47	できている	リスクインフォームドの考え方や、十分理解していると思っている。また、現場での検査に当たって、十分採り入れた対応が出来ると思っている。
48	できている	従来の検査制度との違いを意識して検査に取り組んでいる。
49	あまりできていない	QMSと事業者ルールの縛りと原子力安全と停止中で燃料はすべて炉外を考えると原子力安全のリスクはほぼ限られた機器、プロセスの監視のみであるが、PDではあるが緑未満にむけて注力。一方PDで緑以上となるのは被爆しかなくこのみにBWRは当面注力か？
50	あまりできていない	核燃料施設は施設により設備がさまざまであることや、発電炉と違いそもそものリスクが低いので差がつけにくい。
51	ややできている	現在学習中
52	できている	PRA等を使用した、リスク解析によるリスクの高くなる場面、例えば、ミッドループ運転中の余熱除去系統の運転等のリスク情報の把握と対策の確認。また、CAP資料によるリスク情報の把握等を実施している。これらの情報を活用し、検査、現場確認の時期と場所を決定し、検査を実施している。
53	ややできている	可能な範囲でリスクの高いものを優先して検査をしている。従来はリスクに関係なく平等に保安規程との適合をみていた。
54	ややできている	現在担当の施設は、燃料もなく、運転を終了させてから年数も経過しているのでリスクはほとんどないと理解している。
55	ややできている	日々の巡視を通じて得た情報に加え、リスク情報等を活用し具体的な検査対象を選択し検査している。
56	ややできている	前項と同様。
57	あまりできていない	実用炉に比べリスクが低い試験炉等のリスクインフォームドがしっくりこない。
58	ややできている	原子力安全を阻害するリスク、特に安全重要な機器に関連したリスクに注視して、現場確認を行うようになったところ。
59	ややできている	従来の検査との違いを意識して検査を行っているつもりであるが、事業者の活動の中には必ずしもリスクインフォームドで判断できないものがあり、そういうものは従来の検査やり方を踏襲すべきと考える。
60	あまりできていない	小職が実施している検査は緊急時関連であり、リスクインフォームドを使用する他の検査とは異なるため、あまりできていないと評価した。
61	ややできている	ガイドのサンプル数という制約あるし、そもそも長期停止中のプラントに原子力安全への大きなリスクは少ないと思う。
62	ややできている	事業者のリスク評価、リスクの高い作業等に焦点を当てて確認する意識が高まった。
63	あまりできていない	リスク情報を活用して設備の重要度に応じた検査活動を行っているが、特段大きなトラブル等がないのでこれでいいのか、少し不安である
64	ややできている	原子力安全に影響のない施設及び機器にかんしては、関与しない。
65	あまりできていない	設備の重要度などは理解できるが、その定量的なリスク評価までを総合的に判断するのはまだ力量がないと思う。
66	できている	日々の事業者の活動内容から、リスクが大きい分野について重点的に確認するようにしている。このため、日々の活動内容の把握や、リスク分析についてもより注意をはらって確認するようになった。
67	できている	事業者、検査官ともに、該当する事業所のリスクを把握するかが大切であり、また、それが効率のよい検査につながっているものと考える。
68	できている	原子力施設への影響度という視点で検査や巡視を行うことで効率的な規制ができる
69	できている	検査対象とするソフト（前述）やハード（前述）について、予めリスク（発生頻度、災害の規模）について十分な情報を得て、（且つ、原子力安全上の重要性の程度を踏まえた）検査をする現在の検査制度は、従来の検査制度と比較し検査の「選択と集中」を進める上で極めて合理的であり、効率的である。
70	できている	事業者の保安活動におけるリスクに着目して、重点指向で検査できる点が従来の検査制度と比較して優れている点と考えます。ただし、原子力規制検査制度の場合、検査官の力量に大きく依存する特徴がある点は留意点と考えます。
71	できている	規制上の要求事項がある設備又は活動に対し網羅的にその適合性を確認するのではなく、設備又は活動が担保している機能の安全上の重要性に応じた検査リソース(人、時間)の配分を行うことをいう。
72	できている	形式に拘った違反指摘をしない。

No.	Q1_2_A「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_2_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
73	ややできている	廃止措置を申請中の発電所であり、燃料が炉の中になく、プールにあり、冷え切った状態であり、リスクがほとんどない状態であるため、リスクの高い検査が難しく、十分とは言いがたい部分もあるのではと思っている。
74	ややできている	再稼働している施設がすくないので実践が少ない
75	できている	検査対象の選定や気付き事項の判定の際に、その対象の重要度や事業者活動の有効性、過去のトラブルなどからリスクを想定し、対応する仕組みである。
76	ややできている	特になし
77	あまりできていない	従来の検査制度による検査を主担当として実施しているため。
78	ややできている	リスク評価に基づいた検査スケジュールをたてている。
79	できている	従来はリスクを考慮することなく保安規定に記載されている項目について定期的に検査を実施していたが、PRAも参考に重要度も考慮した検査を実施している。
80	できていない	検査業務を実施していない。
81	できている	スクリーニングのSTEP2に該当する。安全に影響のないまたは少ない場合は事業者の活動にゆだねる。
82	できている	事業者の保安活動や設備の機能において、どこにリスクがあるのかを深掘りした検査を実施するため、より実際的な原子力安全を築いていくことが可能と考える。
83	ややできている	事業者の保安活動の中でリスクの高そうな活動を選択し検査するようになった。
84	できている	原子力施設の把握するため、日々の現場巡視から得られた情報と事業者が行う不適合管理とを比較し、是正処置管理の状況を確認することで安全に係る性能等の低下が無いことを監視できるようになった。
85	できている	リスクインフォームト検査は、リスク情報を活用することで、より重要な検査対象を選定し、原子力施設の設備及び活動の安全機能に着眼した検査である。
86	ややできている	旧検査制度においては、保安規定の遵守状況を2年で一通り確認する検査を行っていたが、新検査制度においては、リスク情報（定量的リスク情報、定性的リスク情報）を活用し、いつでもリスクが高まっている又は重要性が高まっている設備等を選定し検査ができるようになった。
87	ややできている	設備の検査及びQMSのシステムを制度で決まった範囲で見てきたが、問題がある設備・事業者の活動を幅広く確認しても当該対象がリスクの低いものではなくリスクの高いものに重点をおいて見ている。
88	ややできている	検査の対象の選定として、常に原子力安全のリスクを意識している。
89	あまりできていない	旧検査制度において現場での検査業務を行ったことがなく、また、研修において主に新検査制度について学習してきたため、あまり旧検査制度を意識したことがない。
90	できていない	従来の検査制度において検査業務に関与していないため、あまり意識する必要性がない
91	ややできている	事業者の不適合情報から原子力安全に影響がある事象を中心に深堀している。
92	ややできている	リスクベースドの検査ではなく、CDF値だけに頼るのではなく、他の情報なども総合的に勘案した検査活動を行う。実際の運用については未だ漠然としたところもあり、十分にできているとは言えないと思う。
93	ややできている	従来の検査は、保安規定に基づく逐条型、プロセス検査が主であったが、現状は、安全上重要な機器に着目しPSA評価、事業者の毎日のリスク予報を参考に活動している。
94	できていない	実際に教育等受けていない
95	ややできている	PRAによるリスク情報に基づいて、チーム検査の対象を選定している。
96	ややできている	他プラントでの不具合や、不適合をリスク情報として活用できることから、原子力安全に注力して検査できる。
97	ややできている	従来の網羅的に行う検査より、効率的で良い考えと評価している。
98	ややできている	これまでは全数検査であったが、新検査ではサンプルを選択する際は、リスク情報等を活用している。その結果、毎回、同じような設備の検査になってしまう。
99	できている	従来の検査制度からリスクインフォームドを意識して検査を実施していたので、ギャップはない。
100	ややできている	許認可書類を振り返る頻度は増えたが、まだ核燃施設は実用炉並みにはリスク情報は利用できないため。
101	できている	検査対象として、従来は保安活動を一律に選定していたが、新たな制度では、原子力安全に与える影響の度合いが高い活動や設備を選定することで、実効性がより高い検査になった。
102	できている	長期停止中のプラントでは使用済み核燃料の冷却機能への影響有無を主眼に検査対象の選定やcap情報のフォローを指導している
103	ややできている	リスクの考え方が難しい。
104	できている	その行動もしくは設備ができなかったもしくは起動しなかったことによりどのような影響が生じるか考えて検査を実施しているため。
105	ややできている	グレーテッドアプローチの神髄がリスクインフォームド理解している。リスクに応じて事業者保安活動の評価及び監視ができている。
106	できている	従来の検査制度でもリスクのことは考えていたと思いますが、新検査制度になりリスクを考慮し検査対象の選定をすることは重要なことだと思う。
107	あまりできていない	検査に係る業務に携わることとなって日が浅く、現在の検査制度に係る考え方などについて実務を通じて体得中であり、従来との違いなどについては実感を得るに至っていない。
108	できている	前述と同じく、イントラネットから自由に保守情報等を得ることが出来る。
109	できている	あらかじめ定められた項目を確認する従来の検査制度と異なり、原子力規制検査制度は原子力安全上のリスクを考慮して行うものであることを意識して検査活動を実践できているため。原子力規制検査制度には納得している。
110	ややできている	リスク情報（不適合情報等、PRA）を活用して、具体的に日常検査で確認している。

No.	Q1_2_A「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_2_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
111	ややできている	CAP会議、リスクブック等を用い、検査に活用している。
112	できている	CR、現場巡視、他施設の情報等のリスク情報を活用して検査を実施している。
113	できている	トラブルがあっても直接的、間接的にも安全上重要でないと判断したものはものについて事業者に説明等を求めないようにしている。
114	あまりできていない	常時現場に出て検査を実践しているわけではないので活動できているとはいえない。
115	ややできている	設備の重要度やリスク重要度を勘案し、原子力安全に直接的に影響を及ぼす可能性のある系統・機能に注目し、検査を実施していくもの。
116	ややできている	意識して検査活動をしているが、必ずしもリスクに応じた活動なのか、そうではないのでは、と疑問を持ちつつ活動を行わざるを得ない場合もある相場感の醸成途上ということで、人、環境によってギャップが生まれることはやむを得ないか。
117	できている	従来の検査を比較すると、書類作成上の誤謬や単なる転記ミスについて、保安規定違反（品質保証上）を掲げていたが、今回の新検査制度にあっては、原子炉に対する重要度の観点から法規制上の瑕疵を問うことが出来る（従来も考え方自体は変わらないと思うが）ものと思料。
118	できている	従来の検査制度では、事業者の原子力安全に係る品質保証活動全てを網羅的かつ形式的に検査を実施していたと理解しているが、新たな検査制度では、リスク情報を活用（リスクインフォームド）し、より効果的な分野に重点化するため、事業者の安全確保の実績を反映（パフォーマンスベース）する検査制度であると認識ている。
119	できている	従来の検査制度においても、リスクのあるもの又はリスクがありそうなものを検査対象として選定していたため、検査活動そのものの進め方には変わりはない。
120	あまりできていない	リスクの捉え方が検査官によってまちまちで、小さいリスクでもコストをかけて検査している傾向があるように感じている。
121	あまりできていない	核燃料施設の新検査制度での検査経験がないためわからない。
122	ややできている	従来の検査より、選定するサンプルや行った検査結果に対し、リスクを考慮した判断を追加するようになったことが、変わったことであり、重要な部分を念頭に検査できるのがよいと思う。
123	ややできている	検査を実施する際に、リスクを意識するようになった。
124	ややできている	現場を熟知してないと判断が難しい。
125	できている	検査官責任から事業者責任に移行したことから、全て検査官が確認するわけじゃなく、リスクが高いものを中心に抽出し確認する事で安全を担保するもの。
126	あまりできていない	理解が大変
127	できている	保安規定の順守状況をみるという従前検査に対して、現行はリスクに応じて検査に濃淡をつけるという観点より納得している。
128	ややできている	この設備が壊れると、どんなリスクがあるかを常に意識しながら検査を実施するところが、従来の指定された設備を検査する従来の検査とは異なる。
129	できている	原子力安全への影響を一番に考慮した検査対象の選択が行いやすくなった。
130	ややできている	核燃料施設のリスクについて、十分に理解していない中で実施している感が多少ありますが、施設の状況を踏まえ現場の確認ができていると感じます。
131	できている	従来の検査は、QMSが検査のベースであった。（リスクインフォームドは無し）規制検査では、設備故障やヒューマンエラーがプラントの安全性確保にどのような影響を与えるか、その時点でのプラント状況も考慮しながら検査活動が実施できている。保安検査は、ほとんど机上の検査であったが、規制検査においては、①まずは現場（執務場所も含んで）に行く。＜現場に行かずしては始まらない＞②現物を見る。＜その設備が何なのか、要求機能は？、安全上重要な機器なのか？、サポート系？などの理解が出来ないと何も判断出来ない＞③最後に現状を把握する。＜設備はどのような状況なのか？プラント状態は？などの現状を把握しないと総合的な判断が出来ない＞と言ったような検査を日々心がけて実施している。
132	できている	検査のサンプリング、事業者のCRの確認において、リスク重要度を常に意識し、リスクの高いものに検査時間を割くようにしている。
133	ややできている	指摘事項の重要度評価において、PRAを活用する運用となっていることを理解しているため。
134	あまりできていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
135	あまりできていない	毎朝のCAP会議で、リスクの高低を確認して巡視ルートを決めている。
136	ややできている	従前の方法とあまり差がない。
137	ややできている	設備の安全性に対する重要度を良く把握にて検査計画を建て、検査を実施する。
138	ややできている	所属の関係上チーム7検査が主となっているため、プラントの状況に応じた検査時期を設定することが難しい
139	できていない	検査資格を所有していない
140	できていない	なお従前の検査が業務の主体のため
141	ややできている	原子炉のリスク評価が一部のプラントのみであり、かつ限定された設備であることから、全ての規制検査ガイドにおいてリスクインフォームドで検査を行うことができていない。
142	できている	安全、運転への影響度を考慮し、検査の深さ等を選択
143	ややできている	検査対象の選択
144	ややできている	重要な設備に重点を置くことができる
145	ややできている	従来の検査ではやみくもに条文ごとの検査を実施していたが、新しい検査精度ではリスク情報を活用して、リスクの高い設備等に着目し焦点をしぼって検査を実施できるので検査時間を効率、効果的に実施できるようになった
146	ややできている	リスクを意識はしているが、まだ、検査実施が回数が少ない。

No.	Q1_2_A「リスクインフォームド」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_2_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
147	できている	リスクの低い軽微については、関与しなくなった。リスクインフォームド、パフォーマンスベーストの方針を委員会が決定していないので、納得はしていない。
148	できていない	新検査は行っていない。
149	ややできている	これまでは、逐条型に近い検査。これからは、リスク情報を踏まえた検査。
150	できている	重点をおいて実施検査できるため、無駄な検査を省ける。
151	あまりできていない	核燃料施設の事故パターンなどがまだあまり具体的にイメージできていないところがあるのでなんとも言えない。
152	ややできている	設備のおかれた状況や運転状況を理解したうえで、巡視や会議陪席からの情報をもとに見るべき対象を選定している。決められた対象だけでなく、現在の状況から対象を選定しているが、対象事業所特有な状況から必要な割り振りは無く、際限なく対象となり得るため、他事務所からの疎外感がある。
153	できている	巡視等で発見した気づき事項等について、リスクの軽重をスクリーニングして検査している。安全確保設備等については、優先的に検査している。
154	できている	小さなリスクの問題点が多く発生することからそちらが気になってしまう。
155	あまりできていない	リスクは大なり小なりありますが、重大事故がないプラントとあるプラントでの考え方が少し不明。
156	ややできている	保安規定の条項の遵守状況ではなく事業者活動の中から原子力安全につながる筋道を見つけ出す検査手法に違いを感ずる。
157	できていない	特定の現場を担当している訳ではないので、回答が困難です。
158	できている	安全上の重要度、不適合等のリスク情報を活用することにより、リスクの高い設備をサンプリングし、重点的に確認することができ、事業者のパフォーマンス劣化傾向を評価できる点にある。
159	できている	従前は個体廃棄物保管庫を定期的に巡視していたが、リスクの観点からCRで何も報告されなければ巡視せず、他の安全重要設備の巡視を行う。
160	あまりできていない	1_Bに同じ
161	ややできている	担当している施設では、廃炉に向かって準備中であり、リスクを定量化できない不満がある。
162	できていない	なお従前の使用前検査しか経験がないため。
163	ややできている	停止プラントであったので、あまり納得感はない
164	できている	事業者の活動の根拠においてリスクを考慮しているかや、検査の判断において安全に対するリスクの程度を考慮してグレードを判断している。
165	ややできている	現在、担当しているサイトは廃止措置段階にあり、リスクの重要度が分かりにくい。
166	ややできている	従来の検査制度でなれた事業者特に現場作業者レベルにおいて保安規定を
167	ややできている	原子炉起動・停止工程において、CDFを活用して立ち合いのポイントを決定している。
168	できている	従来も、安全上重要な保安検査として、停止時の炉心損傷確率等を踏まえた事業者の安全上の措置状況を確認していた。代表プラントのリスク情報が提供され、より定量的なものになりつつある。
169	ややできている	原子力安全への影響度に応じて関与の度合いを調整できるので限られた時間を効果的に活用できると感じる。
170	できている	パフォーマンスベースドと同様に、保安規定遵守状況を確認する検査から、事業者の原子力安全に関する活動全般を網羅し、かつ安全に特化した部分に着目して検査ができるようになったことは、より実効的な検査につながった。
171	ややできている	従来の制度へのなじみが少ないため。
172	できている	これからは事象に対する安全上の重要度を見ていく。
173	ややできている	発生割合と影響の大きさを定量的に評価している。
174	できている	事業者活動において、リスク情報を活用しリスクの大小により、安全裕度を監視することにより、事業者の自主的な安全性向上につながり、パフォーマンス劣化を未然に防止する役割がある。
175	あまりできていない	発電所の安全に係るリスク情報（設備や活動に伴うリスク評価）をもとに事業者の活動状況に着目したり検査の視点材料と活用したりと検査を行うにあたり重要な情報となった
176	ややできている	従来の検査では保安規定がベースで、そこにはリスクの有無や、大小の記載はなかったが、現在は何が起こるか、その事象に対して、どこまでのことが起こるか考えるようになった。
177	ややできている	検査対象選定の際、CDF等を考慮して対象とする検査にリソースを有効的に充当できるようになった。また、同種の事象でも対象とする機器の重要度に応じた検査とするようになった。
178	ややできている	決定論から確率論による対象の選定

No.	Q1_3_A「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_3_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
1	できている	訪問箇所での視点を事前には告げない、訪問箇所行くことを現場作業員に周知して貰わない、特殊な訪問箇所へ急に行く等を原子力規制検査の位置付けを使って実施している。
2	できている	従来は何でもかんでも事業者から情報を入手していたが、新制度では自らアクセスできるので、幅広く情報を取りに行ける。また、現場もどこへでも行け、協力会社の方にも聞き取り等でき、事業者の活動が把握しやすい。
3	できている	ほしい情報、場所に拒否されることなく行き着ける、それが制度上も担保されたものと理解。
4	ややできている	従来はペーパーによる確認を主とした検査だったが、今回は検査官が自由に現場に進出して検査する
5	できている	基本、現場へは、1人で入って行動しており、電力内のイントラネットおよび資料室にて、ほしい資料を捜している。
6	できている	やはり前問のリスクインフォームドが基礎にないとフリーアクセス(確認したい目的へのアクセス)に近づくことは出来ない。闇雲に無意味な時間を要するだけになる。正しく理解すれば良い手法である。従来も行きたい場所、人に邪魔されずアクセスすることは可能だったと考える。隠蔽とまでは言わないまでも一時的に事業者預かり的な対応をとる場合もあろうかと思う。
7	できていない	検査官業務を未実施のため
8	できていない	検査官ではないため回答不能
9	できている	事業者が整備した情報システムにおいて情報が入手でき、事業者に不要な負担をかけることなく必要な情報が入手できている。
10	あまりできていない	運転検査官資格を取得していないので良くわかりません。
11	できている	検査官主体のアプローチ
12	ややできている	現場のウォークダウンで常に確認すべき項目を事前に設定する習慣がついてきたから。
13	あまりできていない	どうしても事業者に頼ってしまう。
14	できていない	検査官ではないため回答不能
15	できている	事業者のきまりを守りながら施設内の様々な場所へ立ち入ると理解しているため。
16	できている	規制検査に当たって、検査官は、必要に応じて適切な時間に、対象となる事業者の施設の現場に立ち入り、検査を行う。検査に関し、事業者への事前の予告、調整等はしない。
17	できている	検査官が自由に事業者の情報にアクセスすることができ、検査の深さ等に貢献できる。
18	できている	従来の、事業者に案内された場所でのみ、事業者から示される受動的な検査から、検査官自身が必要と考える対象に自ら自由にアクセスし検査できる能動的な検査となった。
19	ややできている	フリーアクセスの考え方は理解しているが、複数のプラントに対してフリーアクセスで検査するのは、現実的ではない。
20	ややできている	フリーアクセスと言いながら全て確認できるものと認識していない。どの程度までなら許容できるのか匙加減が難しい。事業者も協力的で特に困ったことはないが。
21	できている	違い：事業者のエスコート等なく情報・現場等にアクセスできるようになった点。ただし、事業者と同等レベルのアクセス権であり、また、用途は検査に限られる。納得感：趣旨不明のため未回答
22	あまりできていない	検査官の言動から何となく理解している程度である。
23	できていない	実践する機会が無かった。
24	ややできている	必要なデータへのアクセスが可能となったが、現場確認について事業者へ引率を被曝管理上依頼することはあまり変わらない。しかし、こちらから主体的に情報や確認事象を取得すべく事業者に要求できるようになった。
25	できている	事業者の情報を受動的ではなく能動的に収集
26	できている	自分の行きたいところに自由にアクセスできていると思う。
27	できている	新しい検査精度を理解してもらい事業者の情報等にも、アクセスしやすくなった。
28	できている	事業者の保安活動の情報へのフリーアクセスと現場へのフリーアクセスにより、事業者のありのままの活動を検査する。
29	できている	事業者の執務室で直接担当者に気軽にインタビューしたり、協力企業担当者へ質問することは今までの検査では考えられなかった。新型コロナ感染防止のため、現在はPHSで担当者とやりとりをすることが多い。また、特定の事案については、詳しい説明を求めたり、現場を直接案内してもらったりする場面もある。さらに、事業者の定検工程や当直の業務計画を詳しく調べROP的に現場で質問できるように努力している。
30	できている	事業者が設定しているルールを理解し、個別的事情（都合）に配慮しつつも、検査官としての要求を丁寧且つ粘り強く要請していく事が重要。
31	ややできている	従来は全ての情報や現場に対して必ず事業者を介する必要があった。新制度においては、必要に応じて能動的に事業者を介さずともそれらにアクセスすることが可能となり、従来では見えてこなかった問題点にアプローチ出来る可能性が広がったと感じている。
32	できている	事業者とのコミュニケーションが取りやすくなった。
33	ややできている	現場や資料のアクセスができる範囲が広がったことにより、検査できる範囲が増えている。
34	ややできている	紙媒体の情報等、事業者の居室で閲覧するべく資料及びインタビューにつき、コロナの関係で検査官室までご足労願っている。
35	できていない	従来の検査制度を経験していない
36	できている	CAP活動のシステムへのアクセス権の付与、巡視箇所の選定など、状況に応じてできる
37	できていない	フリーアクセスの理想形は検査官自身が自由に事業所職員と同様に立入りできることであるが、現状では達成できていない。従来と同じく、事業者に事前に連絡した上で施設に立ち入っている状況である。その理由としては、検査官の安全の確保が大きな理由である。ただし、申し出を行えば立入りを拒否されるというケースはない状況である
38	できていない	現場にいないため（本庁勤務）。

No.	Q1_3_A「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_3_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
39	ややできている	事業者の業務規定類、日常の業務連絡内容等に自由にアクセスし、確認して検査活動を行ったいる。
40	あまりできていない	フリーアクセスの言葉どおりに現場や事業者のデータにアクセスできるわけではないので、その範囲で自由にアクセスできるということでそれで十分活動できることから問題なし。
41	できている	従来の保安検査では、あらかじめ検査項目を事業者へ伝えて検査していましたが、フリーアクセスにより、自分が確認したい現場及び記録確認ができるようになった。
42	できている	検査の視点を明確にし、必要な事業者の情報や保安活動にアクセスする視点を持ち、日々の監視活動、保安検査を実施している。
43	できている	事前に関係規則、保安規定、現場へのアクセスを準備して検査するようになった。
44	できている	フリーアクセスは施設の保守点検等の日程を事前に入手しその時間・場所で検査官が立ち会って確認することができる。これにより重要な点検の実施状況を確実に確認できる。
45	できている	事業者の理解も進んできており、検査の深堀や自由度が良くなってきているとの感触がある。
46	できていない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
47	できていない	現場経験が無いため。
48	できている	従来の検査制度との違いを意識して検査に取り組んでいる。
49	あまりできていない	磁力のみでは情報の品質が低下し、入手に苦労。現状自分の深掘りは自分の力量に依存し結局事業者に質問、エビデンス投げかける従来型が効率よく正確で深掘りはできる。フリーなのは現場へいくことのみでよいのではないか。情報は容易なものは取りにいくがその後は窓口依頼でよいのでは
50	ややできている	核燃料施設ではフリーアクセスでありどこでも検査することは可能であるが、エスコートフリーではない点では完全フリーとまではなっていない。何個かの施設を担当しているため、完全フリーは難しいと感じる。
51	ややできている	現在学習中
52	できている	従来は、設備の試験手順書等については、事業者の手を介して印刷物を入手していたが、新検査制度においては、事業者のイントラネットを発電所検査官室に設置し、パソコン、プリンタにより試験の手順書等を入手可能となった。また、工事記録等の電子化されていない文書については、事業者の書庫を訪れ、必要な文書を入手できるようになった。
53	できている	不適合システムで情報を検索。行きたい施設を検査官自らで選択出来ている。
54	あまりできていない	事業者のスタッフも少なく、突然、検査に行っても対応できるとは限らないのでフリーアクセスによる検査は難しい。
55	ややできている	事業者のルールに則り、検査官が必要な検査に必要な資料や施設、保安活動等を確認できる。
56	ややできている	前項と同様。
57	あまりできていない	何が変わったのかよく分からない。
58	できている	事業者のエスコートなし、安全に注視して、施錠された場所も、検査官でいけるようになったところ。
59	できている	検査の視点を広げることができ、検査結果の納得感が従来に比べて大きく感じる。
60	できている	ギャップについては、旧検査時代よりもウォークダウンを活用していること。また、事業者のエスコートを伴わないことで、より自由に事業者活動を確認できている満足感がある。
61	できている	事業者のルールには従うが、現場、図書室、システムを等しての文書、情報へのアクセスも問題なくできている。その分、これまでのように待っていれば説明に来てくれるということはないので、必要な情報を積極的に取りに行く姿勢が必要となった。
62	あまりできていない	現場への精通度が低いため、フリーアクセスする自信がない。
63	ややできている	自分の段取りどおり確認すべき場所での検査ができている。
64	できている	今までは、事業者の執務室に行きにくかったが、フリーアクセスで行きやすくなった。
65	ややできている	従来、事業者と一緒に現場等を巡視していたが、フリーアクセスになりいつでもどこでも自分の検査したい内容が自由にできることが良いと思う。
66	できている	事業者の保安活動について、検査官として自由に確認できると感じる。ただし、事業者のルールにしたがうことや、抜き打ち検査の必要がない状況においては事業者の説明も踏まえて確認することも重要であると思う。
67	できている	巡視までの事前情報により、巡視先を決定しており、問題点がありそうな場所へのアプローチができている。
68	できている	従来の保安検査のようなことはなく、検査官もいつでもどこでも何時でも活動できる
69	できている	事業者職員と同じ自由度レベルで現場や事業者情報にアクセスすることが事業者了解のもの実施できるので、従来、場合によってはアクセスし難かった場所や情報へ、堂々とアクセスを要求できる体制が整い、従来より納得がいくまで検査できることができるようになった。
70	できている	従来の検査でも既にフリーアクセスになっていたので、これがエポックメーキングとは考えませんが、フリーアクセスについてより事業者に理解していただけよう丁寧に説明等を行ったことで、理解が進み、文書類のリスト整備や閲覧環境が整った点は進歩と考えます。
71	できている	検査の独立性を確保する観点から、事業者の情報及び原子力施設等の設備の現場状況について、事業者に通告することなく検査官自らがアプローチする手法をいう。
72	できている	従来の検査制度においても、ストレスなく事業者情報を入手できたので、おなじと考えるが、PP関係については新検査になっても扱いがおなじなので、進歩したとは考えていません。
73	できている	事業者の資料等、一部事業者に要求しないといけない部分もあるが、基本的には事業者の要領書等の記載内容から必要な資料等を特定し、それを要求しているのでできていると思う。
74	あまりできていない	システムへのアクセス権不足、使える端末数不足、立ち入り手続きに時間を要する等の障害あり
75	ややできている	可能な限り自ら情報を収集したいが、本庁職員はその所在がわからず、事業者を頼ってしまう場面がまだまだある。
76	ややできている	特になし

No.	Q1_3_A「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_3_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
77	あまりできていない	従来の検査制度による検査を主担当して県緊急を実施しているため。
78	ややできている	事業者の電子データや現場作業をフリーにアクセスしている
79	できている	以前から現場巡視においては、検査官フリーアクセスできていたが、従来以上に会議体への陪席、資料確認や情報収集活動としてフリーアクセスで実施できるようになった。
80	できていない	検査業務を実施していない。
81	できている	制限なくアクセスすることで、すべて自らのアクセスではないことを理解し、事業者の協力も得つつ、主体的に調査・確認している。
82	できている	事業者の準備した資料ではないため、より現実の問題点を把握することが可能である。
83	できている	事業者の執務室へ気兼ねせず入って検査に関する情報入手、ヒアリング等実施するようになった。
84	できている	私が所管する発電所施設は、新検査制度がはじまる前からフリーアクセスが進んでいたので従来の検査制度との違いはほとんどなかった。施設への入域とか、記録等のアクセスに問題はなかった。
85	できている	従来は被検査者の検査対応部門を通じた図面、記録の確認、現場巡視が中心で、視点に影響される可能性が否定できなかったが、検査官が必要と考える際に、現場の実態を調節に確認する運用とし、規制機関が必要とする情報等に自由にアクセスできる仕組み（フリーアクセス）とした。
86	できている	旧検査制度においては、事業者が介在し情報収集していたが、新検査制度においては、検査官自ら事業者の情報等にアクセスし収集できるようになった。
87	ややできている	従来は、事業者側から提示された資料・説明を受けていたが、規制側として、必要な資料の確認・説明を求めている。
88	できている	可能な限り事業者に依頼しない。フォリーに検査の対象を取り込む。
89	あまりできていない	旧検査制度において現場での検査業務を行ったことがなく、また、研修において主に新検査制度について学習してきたため、あまり旧検査制度を意識したことがない。
90	あまりできていない	法令上の検査の時期を指定しない規定とフリーアクセスの現在の扱いについて違和感がある
91	ややできている	従来の施設検査では、検査スケジュールを事業者と事前調整していたが、新検査では、事業者活動のスケジュールを検査官が事前確認し、検査官が検査日程と検査立会対象施設を決定している。ただし、事業者検査への規制検査は、事業者が検査を行なっていないと出来ないので、スケジュールの事前確認が必要であり、日常検査のように自由に現場確認はできていない。また、横断分野の検査についても、事業者と事前スケジュール調整が必要となっている。
92	ややできている	フリーアクセスの考え方自体は浸透しつつあるが、実際の現場へのアクセスは事業者の協力が必要であり、好き勝手に検査することはできないが、従来の場所・時間を決めた形式ばった検査からは発展しており、事業者の納得も得られつつある。
93	ややできている	現状、各現場へはフリーアクセスで可能であるが、情報へのアクセスにについては、一部、事業者に申し入れないと入手できない書類がある。
94	ややできている	言葉通りの実施と理解している。
95	ややできている	事業者への事前の通告なく発電所への立ち入りを実施しているが、発電所内のルールには必ず従うようにしている。
96	できている	パフォーマンスを直接確認できることから、納得ができる検査を行える
97	できている	従来は事業者にエスコートされなければ検査ができなかったが、必要なときに検査ができ良い制度であると評価する。
98	あまりできていない	チーム検査で全発電所を回っているが、事業者ごとに情報端末のシステムは違っており、使いこなすことなど到底不可能。事務所と連携して現場を回ることについても、検査の期間が長く、また、量も膨大であるため、事務所の検査官への負担が大きすぎるため、事業者に頼らざるを得ない。
99	できている	従来の検査制度から実施しており、ギャップはない。
100	できている	検査で必要な情報をフリーアクセスで入手しているほか、抜き打ちで現場確認することでら活動の実態を見ることができている。
101	できている	検査に必要な情報を、事業者からの説明のみに頼るのではなく、検査官自らが取りに行くことにより、実効性がより高い検査になった。
102	できている	極力、一次情報に基づき状況の判断を行うようになっている
103	ややできている	事業者の活動全体が見えない。活動を検査官にすべてオープンにしているとは思えない。
104	できている	事業者への事前通告なくプラントで気になる場所へアクセスして検査を実施した。また、文書については、事前通告なく事業者の執務室や図書室へ入り、必要な資料を確認したため。
105	できている	フリーアクセスにより事業者の保安活動に係る情報を密かに入手し、それに基づきリスクが高い活動を判断し、能動的に監視活動が実施できている。
106	できている	現場、情報へのフリーアクセスにより、情報へのフリーアクセスで不具合等の情報から問題点を選定し、現場を確認できるので、検査を進めやすい。
107	ややできている	検査に係る業務に携わることとなって日が浅く、現在の検査制度に係る考え方などについて実務を通じて体得中であり、従来との違いなどについては実感を得るに至っていない。
108	できている	事業者の執務室に自由に出入り出来るようになった。
109	できている	事業者に資料を一式用意させてそれらを確認する従来の検査制度と異なり、原子力規制検査制度は検査官が自ら情報を入手していくものであることを意識して検査活動を実践できているため。現場へのアクセスについても同様。原子力規制検査制度には納得している。
110	ややできている	どこへでもアクセスして事業者の活動に関する情報を入手できること。
111	ややできている	自分自身で、必要な場所を確認できるので、良い制度と思う。
112	できている	現場や事業者執務室等に必要ならば一人でもアクセスできている。ただし、事前の情報収集（作業場所・時間や担当者の対応の可否等）で事業者の協力が必要な場合がある。
113	あまりできていない	資料は決まった場所に置かれていないケースがほとんどなので担当者に依頼するしかない。特に、許認可関連の補足資料は保管庫に保管されており直接検査官はアクセスできない。

No.	Q1_3_A「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_3_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
114	あまりできていない	常時現場にでて検査を実践しているわけではないので事業者の情報へのアクセスを実践していないため。
115	ややできている	事業者の検査に係わる情報や現場に自由にアクセスすることができ、事業者の業務の実態を的確に捉え、不備があれば事業者に改善を促すためのもの。
116	できている	自分から積極的に情報を取りに行くことを心掛けている。生の情報を確認できる。
117	できている	従来の検査制度では特に事業者の用意する記録を準備させることに時間を割いていたが、今後は自らが事業者の品質にアクセスし、納得出来る記録が入手できるため非常に良いと感じている。
118	できている	検査官が必要とする時期に、必要とする場所へ事業者とは独立した立場で情報や現場へアクセスできていると認識している。
119	できている	事業者イントラへのアクセス権限が付与されたこと及び各種会議体への陪席が可能となったことにより、情報に対するフリーアクセスが向上し、検査の準備が容易になった。
120	ややできている	フリーアクセスと言っても事業者のルールに従う必要があり、トラブルが進展中の現場に行くときは安全確認が必要であることから、従来の制度とそれほで変更点はない。
121	あまりできていない	初めて行く施設にフリーアクセスはできない。
122	できている	自分自身の選択で、検査に必要な対応ができるように、事業者と調整して、フリーアクセスに必要な手続きを行うことや、事業者自らの活動を事業者が責任をもって実施し、それを確認できるようになったこと。
123	できている	事業者に頼らず、検査官自らが行動し、必要な設備や資料にアクセスするように心がけている。
124	できている	特になし。
125	あまりできていない	全てのプラントの特性や地の利を理解する必要があり、事業者などの力を借りる必要がある。
126	ややできている	いつでもどこにでも自由に行動できる
127	できている	フリーアクセスにより、検査官の裁量で自由に現場を確認できることに納得している。
128	ややできている	日頃からフリーアクセスをして、発電所の通常どおりを理解し、発電所の異常に気づけるようすること。
129	できている	従来の、事業者に資料を要求したり現場案内を依頼せずに、検査官自ら主体的に検査ができるから。
130	ややできている	核燃料施設の場合、現場の事業者は同行しますが、現場および記録を自分の意思で確認する点でができていると考えます。
131	できている	従来は「説明しろ！」規制検査は、検査官が納得できる判断（説明責任を含めて）が可能なところまで主体的に検査活動として情報収集が出来る。また、情報収集では、事業者へ過度な負担を掛けないよう、コミュニケーションテクニックで支援を受けている。
132	ややできている	検査等に必要な必要な情報、資料は先ずは検査官自ら事業者PC等で調査、確認し、必要な場合のみ事業者に問い合わせする、また現場確認においても事業者のエスコートなしに検査官の裁量、自身の都合により確認を行っている。
133	ややできている	フリーアクセスが法的に定められたことを認識しているため。
134	あまりできていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
135	できている	新人検査官は、自分で勉強しなければならないので、フリーアクセスは効率が悪く、納得感は少ないです。
136	ややできている	フリーアクセスにはもう少し時間が掛かる。
137	ややできている	従来は検査対象及び項目のみに着目して検査を実施していたが、新制度では、検査時に確認したい内容については、ほぼ、自由にアクセスして確認することができる。
138	できている	例えば「使用前事業者検査に対する監督」という検査項目は新検査制度に移行したあと、メリットが見当たらない。
139	できていない	検査資格を所有していない
140	あまりできていない	使用前確認などは、スポットでのサイトへの訪問となるため、アテンド無しで現場に行くことは難しい
141	できている	発電所のルール（2マンルールなど）を守りながら、検査官自らが自主的に現場や執務室書庫等を確認する検査ができている。
142	できている	検査官が自ら行動し必要な情報を収集する
143	ややできている	検査に必要な資料を事業者に提示を要求している
144	できている	現時点で重要と考えるデータ（事象の適切性）などを直接確認できること
145	できている	従来の検査では事前に検査場所を伝え、事業者が付き添い、検査を行っていたが、新しい検査制度では365日24時間、夜間、休日を問わず、事業者が保安活動を実施している場合には現場に立ち入り、検査の対象として実施することができ、抜き打ち的に実施できるのでとても効果的だと思います。
146	できていない	現場へのフリーアクセスは現地検査官に依存することが大きく、確認したい書類に関しては難しい。
147	できていない	本庁で業務しているため、機会がない。
148	できていない	新検査は行っていない。
149	ややできている	事業者活動情報を基に、必要な時に必要な場所に事業者のエスコートなしで検査に赴く。
150	できている	以前より、試行的に実施しており特に違和感はない。
151	できている	検査に必要な情報を検査官が自ら取りに行けるのでその過程でいろいろな情報も取り入れることができるようになった反面2マンルール等の障害でフリーアクセスよりも事業者から情報をもらえたほうが早い場合もあるのでケースバイケースでフリーアクセスにこだわりすぎないことも時間を有効に使うために大切だと思う。

No.	Q1_3_A「フリーアクセス」の考え方について、従来の検査制度との違いを意識して検査活動を実践できていますか。	Q1_3_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
152	できている	決まった場所、時間帯での縛りがあったが、いつでもどこでもに近い状況で確認行為を行える。フリーアクセスに関しては、対象事業所特有ということはないと思う。
153	できている	事業者に過度な負担をかけることなく、現場のウォークダウンを行い、パフォーマンスの劣化兆候、リスク情報を収集できるの。また、マニュアル等についてもDBに容易にアクセスできるので効率的に検査できている。
154	できている	書類確認については事業者執務室で行うよりも検査官室で行う方が便利なので検査官室で行うことが多い。
155	あまりできていない	現場へ行く機会が少ないため、あまり活用していない。
156	できている	事業者のルールを遵守した上で、検査官自らが確認したい事項を取得することができることは従来の検査と異なると感ずる。
157	できていない	現在の検査では、事実上フリーアクセスして出来ない。
158	できている	事業者の保安活動への立ち会い、各種情報収集、文書等の閲覧、職員に対するインタビュー等、適宜自由度を持って対応することができ、納得感は大きい。
159	できている	事業者の同行なく必要な時検査現場に行って、設備の状態を自ら確認する。数日後、執務席に出向き作業記録を確認する。
160	ややできている	前の行政では有り得ないのでおもしろい。
161	できている	担当事業所では、自分が勅任したときから、フリーアクセスへの理解が高く、検査官への信頼も対愛と感じられるが、以前実用炉でのアクセスの規制では、閉口するものがあった。
162	ややできている	なお従前の使用前検査しか経験がないため。
163	ややできている	従前も現場へのアクセスはフリーであったので、変化はないが、情報のフリーアクセスは意義があると感じる？
164	できている	従来から事業者に頼らず現場への立ち入りは行っていたが、事業者への執務室への立ち入りについても躊躇なく行えるようになった。
165	ややできている	現場へのフリーアクセスは当然として、今年度より、担当課へのフリーアクセスも可能となり知りたい情報が入りやすくなった。
166	ややできている	従来の検査制度における巡視と、365日常に検査である原子力規制検査の「フリーアクセス」では、事業者に緊張感を持った日々の活動をもたらす。
167	ややできている	事業者執務室に積極的に行って、状況確認や資料確認を行うようになった。また、時間外の立会も多くなった。
168	できている	現場及び会議体のフリーアクセスは既に確立していた。文書、記録及び協力会社へのフリーアクセスは、新検査制度で踏み込んだものになった。
169	ややできている	限られた期間に事業者それぞれの情報システムを使いこなせるようになるのは難しく、必要な情報を事業者に事前に準備させているが、対応程度も事業者それぞれのため難しい面はある。
170	できている	事業者のルールの範疇で自由に現場や情報にアクセスできることは、事業者にお願いしてアクセスしていた従来の保安検査自体とあまり変わらない（自分の意識だけかもしれないが）。ただし、「事業者へのお願い」といったプロセスがなくなったことにより、施設に対してより理解を深めることが必要となり、研修や独自学習する機会が増えたことにより、検査に対する姿勢や満足感が増した。
171	ややできている	従来の制度にはなじみが少ないため。
172	できている	これまでのように検査官室で事業者に来てもらって説明を受けるのではなく、自ら情報を取りに行く。
173	できている	自らが問題意識をもって実施している。問題の特定と解決を意識して、自ら実施している。
174	できている	自由に事業者活動の情報にアクセスできることを要求しており、従来の決められた範囲にとどまらず広く事業者の活動の監視が可能となった。
175	ややできている	事業者に頼らず、リスク情報等をもとに検査官としての知識、経験を生かして発電所内の現場確認を行う
176	できている	特に鍵管理されている場所等について、従来は同行を依頼していたが、現在は鍵の借り出しから、自身で行っている。
177	できている	事業者のルールは守りつつも、事業者に悟られず、抜き打ち的な検査が可能となった。
178	ややできている	検査に必要であれば何時でも予告なくアクセスできる

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
1	ややできている	小職の業務においてCAPを対象としたことがたまたまないため。（大過去にCAPへ参加したことはあるものの、回答対象外と判断した。）
2	できている	capに上がる前の事前スクリーニング等を傍聴でき、事業者の改善活動の取り組みの深さが把握できる。
3	できている	一つ一つの不適合対処に留まらず、大きな傾向を掴み、それを改善に繋げていくものと理解。
4	ややできている	従来は不適合を主に対応を行ってきたが、CAP活動はさらに概念を拡張して対応している
5	できている	CR件名を、従来に比べ、検査項目に選定する割合が多くなった。
6	ややできている	従前の不適合管理(是正処置、予防処置)の深化版であると思われるが、CAPはある意味、事業者活動の中核であり、単離して個別に扱う種のものではなく、あらゆる活動の目であり判断の源となる。CAP自体が有益に機能していない場合はCAP運用自体の分析評価がインプットになることも含んでいると考える。
7	できていない	検査官業務を未実施のため
8	できていない	検査官ではないため回答不能
9	できている	CAP活動において、情報が幅広く入力され、影響度が高い不適合についても情報が従前より早く共有されるようになったのは良いことだと思う。
10	あまりできていない	運転検査官資格を取得していないので良くわかりません。
11	ややできている	検査活動のサンプル選定において活用している。
12	ややできている	事業者のCRリポートの確認やCAP会議に陪席し、活動を監視しているから。
13	ややできている	なし
14	できていない	検査官ではないため回答不能
15	ややできている	毎日、それを注視しながら検査を実施しているため。
16	できている	従来の活動は、事象が生じた後に、対応する検査活動であったが、CAP活動では、気づき事項となるすべての事例を取り上げ、共有化し、是正処置が必要な事案は、適切の処理する活動である。
17	ややできている	検査対象を選定するにあたり、CAP活動から情報を得ることができ事業者の傾向が確認できる。
18	できている	従来の、事業者が不適合と判断したもののみ是正を行う活動から、気付き事項や予防的なものまで幅広い情報を吸い上げ、安全への影響に応じた対応を幅広く行う活動となっている。
19	あまりできていない	自身の業務は、主に使用前検査に係る業務なので、何か具体的なトラブルがない限り、あまり関係しない。
20	ややできている	事業者の活動（CAP）の成果が表れるのは次年度からと思うので現状注視している。なお、CAP情報は検査選定の際活用している。
21	できている	日々の発電所に係る膨大な情報（軽重問わず）を集約・整理し、対応・対策・是正・再発防止の検討、情報共有等を行うシステムで以前はそこまで体系化整理されていなかったと認識。現在は、日々のCAP会議等傍聴し情報収集をおこない検査を実施している。納得感：意味不明
22	できていない	検査を担当していない。
23	できていない	アプローチの仕方がよく分からないため。
24	ややできている	CR情報やCAP会議等への陪席、議事録の確認を通じて事業者のPI&R活動が今までより把握できるようになった。
25	できている	フリーアクセスを活用し、事業者自らが改善活動に取り組んでいるか確認
26	できている	CAPでの処置内容を聞いて、現場で実施されているか等活用している。
27	できている	事業者の活動にCAP活動という概念が導入されてのが、従来と変わっている。
28	できている	事業者が自ら改善する仕組みを構築し、改善している様を検査する。
29	ややできている	従来SR（不適合）とCR（不適合以外）を分けて運用していたが、今月からCR一本化の運用が始まったばかりある。細かい運用について事業者も不慣れな点があることや、記載内容に不明な点もあり、事業者の業務内容の理解を深め疑問点は速やかに解決していきたい。
30	ややできている	現行制度下では、事象の発見から評価（判定）を経て是正処置を策定し実行（適用）していく全段階を俯瞰しつつ、事業者の自発的改善プロセスを確認していく事が重要。
31	あまりできていない	従来の不適合よりも収集する対象の裾のが広がったものと理解している。こういった事業者の活動自体は必要と思うものの、重要なものを除いて、検査においてどれほど重点を置くべきか迷うところがある。
32	できている	迅速な情報収集ができるようになった。
33	ややできている	事業者のコンディションレポートとなる案件が増えることにより、検査に活用できる情報が増えた。
34	できている	スクリーニング会議の資料は必ず目を通し、陪席の際は議論の内容を評価している。発電所の安全情報が最もみて取れる場所である。
35	ややできている	従来の検査制度を経験していない。
36	できている	事業者のCAP活動を監視することで、事業者の対応方針がよく分かる。また、日々の検査対象の選定にも役に立つ。

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
37	できていない	従来の保安検査では事業者の不適合処置、是正処置の実施状況を確認し、適切に処置がおこなわれているかを検査していた。新検査制度でのCAP活動はヒヤリハット、危険予知を含めた活動と理解しているが、コロナの影響もあり、事業者が会議体を組織した活動が行えないため、オンライン会議により、個人から事例の有無について聞き取っているのみである。そういう事から事業者もCAP活動が浸透しておらず、検査においても事業者のCAP活動を評価、活用する状況に至っていない
38	あまりできていない	触れる機会が少ないため。
39	ややできている	CAP会議の資料を基に、規制検査時の立会い検査項目を選定しているため。
40	できている	CAPの活動を観察していれば、事業者の考え方や活動の程度がわかる。CAPは重要な情報源。
41	あまりできていない	従来は不適合管理、是正処置、予防処置などでしたが、CAPは対象となる不適合の幅を広げすているのではないか。
42	できている	事業者が行うCAP活動を監視する視点を明確にし、その活動内容を確認し検査対象の選定に役立てている。
43	ややできている	具体的なCAP活動事例をいくつか確認する必要がある。
44	あまりできていない	事業者のCAPシステムが実用炉ほど整備されておらず、現在構築途上であるため。
45	できている	検査対象の選別に非常に役立つ一方で、事業者によってCAP活動が形式的になっているところもあり、事業者への更なる浸透が必要と思われる。
46	できていない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
47	ややできている	ここは、制度の肝なので、理解に努めている。
48	できている	従来の検査制度との違いを意識して検査に取り組んでいる。
49	ややできている	ことが起きたことの結果なので基本PDでは。よってここから検査はスタートではないか。発電所の現状では原子力安全のリスクは棚上げし、仕組みが悪い、プロセスという従来タイプに陥りがち
50	ややできている	まだまだではあるが、意識的にCAPを活用しようとしている。
51	ややできている	現在学習中
52	できている	毎週、CAP資料及びCAP会議に陪席することにより、当該及び他の原子炉施設における不具合事象が適切に処理されていることを確認することができるようになった。また、CAP情報により再発事象、類似事象、水平展開、工事記録空の情報等を確認することにより、規制検査の項目選定の情報源としている。
53	ややできている	自身でシステムを検索し気になったものを深く確認しているから。
54	ややできている	事業者側がまだ認識できていない面が多く、指導に時間が掛かっている。
55	ややできている	日々の状態レポートや不適合管理票を閲覧するとともに、関連する会議体に陪席し事業者のCAP活動を確認している。
56	ややできている	前項と同様。
57	できていない	CAP会議に参加したことがない。
58	ややできている	事業者が行うCAP会議に陪席して、不適合や気になったところを現場巡視するようになったところ。
59	できている	従来に比べて事業者の活動に対してタイムリーな情報を入手することができるようになったと思う。その結果、検査対象とするべき項目の選択が広がったと思う。
60	できている	ギャップについては、試運用時にはCRの活かし方を理解していなかったが、新検査下では活用できる様になった。
61	ややできている	事業者はこれまでSR（不適合）を起票して管理していたが、最近CR（コンデションレポート）に一括集約して管理するようになった。システム上の管理の仕組みが複雑で学習中であるが、こちらが中止する観点は変わらないと考えている。
62	ややできている	再発する不適合事象について、パフォーマンス劣化の観点から是正措置が妥当なのか注視する癖がついた。
63	あまりできていない	事業者の気づきや不適合事象の処理が、果たして事業者の活動に影響を与えているのか、あまり見えない。
64	ややできている	今までは、不適合のみの確認であったが、不適合のみでは無くなった。
65	ややできている	CAPの中で事業者が検討する内容が把握できるなど保安活動が見えるので検査項目につながり、スムーズに検査が行える。
66	できている	事業者のCAP活動に、さまざまな情報が盛り込まれているため、その中からリスクのある問題点の是正処置要領について確認することとしている。さまざまな情報があるため、取捨選択が必要ではあるが、その分漏れが少ないと思う。
67	あまりできていない	事業者により、CAP活動に差があり、CAP活動が十分だとは言いがたい事業所がある。
68	できている	事業者自らの改善活動の度合いを測れる点では有効な情報源としている
69	できている	従来はCAP関連の委員会を含め事業者が実施する委員会には陪席する機会がなかった。新しい検査制度によりCAP活動検査の名目で各種委員会へ出席する機会が生まれ、その結果事業者の是正措置活動にアクセスでき、その中から、事業者の特性把握に必要な情報を収することができるようになった。
70	できている	担当している原子力規制検査を担当する施設では、本年4月からCAP活動の本格運用を開始しており、定期的に事業者の会議を傍聴すること等により、CAP情報が入手できている。同情報をもとにROPを実践している。当面、事業者のCAP活動の監視を継続して参りたい。

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
71	できている	本来のQMSで求めている不適合管理の姿をCAPと称している。これまでの不適合管理は事業者が不適合の範囲を狭めていただけで、あるべき姿としては変わらない。網羅的な検査を志向しない原子力規制検査においては、リスクインフォームド検査を実現するために最も重要な情報源といえる。
72	できている	CAP情報は、事業者の行う行為をウォッチする最善のツールと考えています。
73	できている	事業者はまだ、不適合とコンディションレポートを分けた状態で運営しており、コンディションレポートは、数はそれなりに発出されているが、内容、対応等がまだまだこなれていない状態であり、それらに対する確認、内容、対応を含めた検査へのインプット情報としての活用も十分にできていると思うから。
74	ややできている	事業者がCAPへの理解不十分、特に不適合の捉え方、データ分析
75	ややできている	現場検査官ではないので、CAPをそれほど見れてはいない。しかし、何か気になる箇所があれば、そこも含めて掘り下げることとしている。
76	ややできている	検査の場面ではCAP活動が重要であること。
77	あまりできていない	従来の検査制度による検査を主担当として実施しているため。
78	ややできている	事業者のCAP活動はできているが、規制庁自身のCAP活動ができていない。
79	できている	CAPで収集した情報を速やかに他の検査官に情報共有を図るとともに、CAP情報を踏まえ、気になる場合は現場確認や当日の検査項目として取り上げて実施するなど、コミュニケーションを図って検査を実施している。
80	できていない	検査業務を実施していない。
81	できている	従来の不適合と基本的には同じ活動であるが、CRなどと組み合わせて対象の活動範囲（良好事例も）含まれた。なお、他所情報などは従来より取り入れている。
82	ややできている	発電所の中のあらゆる問題点を網羅したものと考えているが、一部、漏れているものがあるのではないかと懸念している。
83	ややできている	事業者自ら保安活動の状態を確認し、不適合の場合は自ら是正する能力を確認するようになった。
84	できている	従来から不適合管理について巡視時の確認及び事業者が行う不適合管理状況を確認してきているので大きなギャップは無いと考えている。
85	ややできている	従来は気づき事項をもとに不適合管理会議で安全上の観点から不適合か否か、不適合ならばどの程度のものかを評価し、必要な場合は再発防止対策を講じてきたが、現在はCAQ（不適合）か否か、CAQの場合はA～Dに管理区分し、当該不適合の原因を調べ、分析し、原因の特定、再発防止のための処置の必要性及び必要な処置の検討を行っている。
86	ややできている	スクリーニング会議やCAP会議を傍聴することで、事業者の弱点等が把握でき、その弱点に対し検査できるようになった。
87	ややできている	従来は、不適合事象を中心に問題として扱ってきたが、CAPとして幅広く情報を集めて傾向を含め分析、未然防止にまで応用できる取り組みとなっている。
88	ややできている	日々の事業者のcap活動を英サーチしている。
89	あまりできていない	CAPにおける案件の大半が、機器の劣化によるものや労働安全に関するものといった、事業者のパフォーマンスの劣化に係る兆候を示すものがないため。
90	あまりできていない	capを前提とした検査制度であると認識しているが、小規模な事業者については有効性について疑問に思います。
91	できている	横断分野の検査のうち、PI＆RはCAPを重要視しており、事業者のCAP会議に陪席し、事業者のCAPが機能しているかを、確認している。また、過去3年間の不適合情報を深堀し、不適合の再発や類似事象の発生がないか、確認している。
92	できている	発生事象の安全に係る重要の観点でのスクリーニング、つまりリスクインフォームド検査における情報の一部として活用できている。全ての不適合を追うのではなく、絞り込むことにより、より効率的な検査への助けとなっており、検査官・事業者共々納得感が醸成されつつある。
93	ややできている	従来から、保安検査において不適合処置・是正処置に注目し検査を実施してたが、さらに、CRの概念が入り、改善活動が顕在化するようになり、検査の視点が広がった。
94	できていない	教育等受けていない。
95	ややできている	事業者からのCAP情報に基づいてチーム検査対象を選定している。
96	できている	不適合について、深く議論をできることから原子力安全に注力ができる。
97	ややできている	CAP活動を監視することで表に現れてこない不適合の兆候、事業者の弱点が見えてくる。
98	ややできている	CAP情報も参考にして、検査対象サンプルを増やすこともある。また、他プラントのCAP情報も参考にサンプルを選定している。
99	ややできている	従来の検査制度から活用しており、ギャップはない。
100	ややできている	CAPの情報をきっかけとして検査することもあるが、件数が多すぎて最適な選定ができていないおそれ。
101	できている	事業者自身が保安活動の問題点を特定し、是正することが、事業者の責務であり、それが果たされいるかを確認することにより、実効性がより高い検査になった。
102	ややできている	事業者による分析結果を先ずは尊重する。原子力安全への影響がほとんどない不具合の是正処置には関与せず、影響の度合いが大きいものに規制リソースを掛ける。
103	ややできている	不適合に対する事業者の判断と検査官側の認識にギャップがあるが、事業者に指導できないところがもどかしい。
104	できている	事業者のCAP会議に陪席し、事業者の是正処置活動をしっかりと確認した。

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1 （必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
105	ややできている	CAP活動の良いところは、あらゆる情報がその重要度にかかわらず事業者幹部の目に触れ、情報共有され、対処及び管理方針が決定され、情報共有できるところ。この活動が適正に実施されれば、事業者保安活動の劇的且つ継続的な改善が期待できる。
106	ややできている	広範囲の情報をしきい値を低くし、スクリーニング会議の場で検討が行われる。その会議を傍聴することで、検査官もいち早く情報をインプットすることができるので、検査を行う上でスタートとなるところ。
107	ややできている	検査に係る業務に携わることとなって日が浅く、現在の検査制度に係る考え方などについて実務を通じて体得中であり、従来との違いなどについては実感を得るに至っていない。
108	ややできている	capに挙がる案件が少ない。
109	できている	従来の検査制度では不適合等の情報は事業者に用意させていたが、原子力規制検査制度では自ら日常的に事業者のデータベースにアクセスする等して不適合等の情報を入手・評価し、検査で着目する点の検討等に活用できているため。不適合情報等における疑問点の問い合わせ等を通じてCAP活動自体の評価もできている。原子力規制検査制度には納得している。
110	ややできている	CAP情報を活用して具体的に検査で確認する事項を選定している。
111	ややできている	細かな事業者の活動を、把握できる。
112	できている	事業者自らが改善を行うことを基本とした検査であり、CR及びCAP判定された事象を契機に検査活動を開始する等、評価・活用している。
113	ややできている	不適合案件を除くと、CRに挙げられる情報は設備関連の情報がほとんどで、作業手順、作業の仕組み等の気づきが少ない。このため既存のしくみの改善の機会が少ない。
114	あまりできていない	常時現場にいるわけではなく事業者のCAP会合を傍聴した経験もないのでできているとはいえない。
115	ややできている	検査を実施する上で、地方検査官事務所より日々のCAP情報を入手し、必要に応じてCAP活動の内容について深堀りしていっている。従来の検査ではそこまでは立ち入れなかった。
116	できている	是正処置に限らず、事業者の未然防止に係る活動、傾向を確認することができる。
117	できている	事業者が行うCAP会議及びこれに類する会議体に積極的に介入することによって、従来の検査には無い、事業者の強み弱みが把握することが出来、弱点に注視するような検査を実施出来、ひいては原子力の安全性を更に良いものとすることが出来るものと思量。
118	できている	より効率的な検査とするため、事業者のCAP活動を確認したうえで、検査官として原子力安全上の懸念事項（監視領域の活動目的を達成していないあるいはそのおそれ）を焦点に検査を進めている。
119	できている	従来の検査制度においても、事業者の改善活動の根幹であると意識して情報収集及び検査を実施していたため。
120	ややできている	CAP活動の監視は、検査で確認する内容の選定には役に立つと思うが、是正措置の数が多くすべての活動を監視することは困難
121	あまりできていない	核燃料施設でのCAP活動の実例が少なくよくわからない。
122	できている	事業者自らが、自分たちの活動を客観的にみることができるシステムとなっており、その活動をみることで、事業者のPDCAが適切に行われているかを確認することができること。
123	できている	事業者のCAP活動について、常に評価している。
124	あまりできていない	事業者のcap活動が活発ではないきがする。
125	できている	そのプラントの特性を知る上で重要な指標としている。
126	ややできている	事業者によって違う
127	できている	是正処置を事業者の裁量に任せ、検査官はその有効性や頻発性に視点を置き検査するところに納得感を得ている。
128	ややできている	従前から事業者は保全の有効性を評価していたので、範囲が広くなった違いはあるが、保全の有効性評価の仕組み自体に違いはないと思っています。
129	ややできている	以前の不適合情報会議でも検査活動に評価活用出来ていた。
130	ややできている	まだ、経験した現在の検査数が少ないことから、検査制度の違いまで感じることはほとんどありません。そんな中でもCAPシステムについては事業者の活動を注意深く見ています。
131	できている	従来は、不適合管理プロセス（QMS）として検査。規制検査では、CRにより設備の状態や保安活動を確認しており、安全に影響がない事象は事業者のCAP活動に任せている。（規制側が首を突っ込まない）また、安全に影響のあるものは、管理プロセスを確認するのではなく、CAQ判断やプラント状況や系統状態に応じた事象の評価・対応・優先度が判断されているか、それが実効的なものであるかを確認している。
132	できている	毎日の朝会に参加し、新しく発行されたCRに注意を払うとともに、重要なものは詳細を現場で確認したり、事業者に問い合わせをしている。またグレード分け、是正処置の適切性も確認している。
133	ややできている	従来と違い、事業者のCAP 活動をフリーアクセスで確認する事ができるようになり、検査で深掘りする場合の観点として、類似事象の再発の有無等があることを認識しているため。
134	ややできている	入庁前に事業者のCAP活動を見ていたから
135	できている	情報収集はCAPを活用して行っている。
136	できている	事情者の視点で物事をとらえがちである。
137	ややできている	従来、事業者はQMSに従った不適合にのみ着目しがちであったが、不適合に結びつくような事項についても、幅広く情報共有して事業者自身が是正することが可能となった。
138	ややできている	従前の検査精度の時に比べて事業者のCAP情報が入手しやすくなり、事業者が保安活動へ取り組む姿勢が把握しやすくなった。

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
139	できていない	検査資格を所有していない
140	ややできている	従来の改善処置の延長上にあるため、事業者とお互いに活用しやすい。
141	ややできている	事業者の是正措置プログラムの取扱いに違いがあり、事業者のプログラムを理解したうえで、その取扱いが妥当なものかを確認し、検査している。
142	できている	事業者の自主性を重んじ、事業者の見落とし、考えの偏り等に注意し活用
143	あまりできていない	検査対象ではないから
144	ややできている	会議体がオープンになった感があり、確認しやすい
145	できている	従来の検査では大きな不具合事案やトラブルの情報のみしか把握することができなかったが、新しい検査制度では、事業者の不適合事象等の再発防止、未然防止および改善活動への取り組みを検討する会議対に陪席することで、事業所内で細かな不適合事象まで把握でき、それに対してどう対処しようとしているのか確認することができる。それをもとに検査で何を確認したらよいかを検討することができるのでとてもよいと思う。
146	あまりできていない	現状ではCAPを活用する機会はなかった。
147	できていない	本庁でいるので、普段は検査をしていない。
148	できていない	新検査は行っていない。
149	ややできている	CAPへの参加
150	できている	検査の視点の参考になり、効率的な検査が実施できる。
151	ややできている	コンディションレポートで事業者の弱みが以前より見えるようになったが、検査に必要なレポートがあまり重要でない情報に紛れていたり、使い勝手の悪い検索システムで苦労したり、記載が省略されすぎてわかりにくいレポートの内容を理解するのに手間がかかることもあるので検査官が慣れることも必要だし事業者もCAPをよく理解してレポートを書くようにならなければ、今後もお互いに無駄が出ると思われるため。
152	ややできている	検査期間に事業者から聴取するだけでなく、フリーアクセスにより、審議状況や処置進捗の情報を確認でき、事務所内での共有も行われている。
153	できている	従来は、個別案件の改善活動を検査していたが、現在はCAP活動を監視しており、不適合の傾向分析等改善活動の全体像を見ているので、検査のカウンターパートが改善担当となり、所大リスクの改善につながっていると感じる。
154	できている	CAP活動を注視することが最も発電所の状況を知る上で大切である。
155	できている	従来の不適合処理から未然防止の活動が定着化していると思われる。
156	ややできている	事業者のCAP活動から指標をとらえて検査に着手する方法に慣れるようになってきた。
157	あまりできていない	まだ大部分の被検者が、CAPを導入していない。
158	できている	事業者のCAP会議に陪席することにより、CR情報、不適合情報等、事業者の情報を効果的に入手可能となった。
159	できている	CAPやコンディションレポート(CR)からン全系設備を検査対象を選んでいる。
160	できていない	すみません。まだよく理解できてません。
161	できている	CAPで審議されることにより、細かな問題も議論されるようになり、そこから安全危機感への掘り下げがなされるようになった。
162	あまりできていない	事業者における不適合是正活動と認識している。なお従前の使用前検査においても案件があれば説明を受けている。
163	ややできている	重要度の高い機器に重点をおけること、事業者の意思決定の過程が把握でき、納得感がある。
164	できている	JEAC4111に基づく保安規定での不適合管理、是正処置においても同様のことが要求されてきたが、事業者が不適合の定義を甘くして不適合報告を余り起票していなかったが、新制度になり事業者もWANOの指導に基づき、不適合でなくてもCRを起票するように成ってきた点は評価できる。しかし、CAPはCRを起票するだけでなく、是正することは当然であるが、直ちに是正をしないような事象であったもデータの分析から得られた情報に基づき必要な是正処置を行うことが規則では求められているが、その部分はまだまだ出来ていない。検査では、こう言ったCAPのサイクルを適切に活用して再発防止や不適合の未然防止ができているかを見ていくことにしている。
165	あまりできていない	事業者のcap活動が不十分なため。
166	ややできている	少人数の事務所であるため、CAP活動の会議体に必ず同席することができないため、その結論に至る過程がわからないことがある。
167	ややできている	CAP活動を重視するようになった。またその情報をもとに巡視や検査をするようになった。
168	できている	QMSの無い米国検査制度をもとに導入されたため、QMSのごく一部の活動（継続的改善）であるCAPを突出した要求として提示されたことで、QMSが定着している組織にとって品質保証活動の劣化を招いていないか懸念している。
169	ややできている	CAPには関連する情報が登録されることが少ないため現時点で活用する機会は少ないが、今後マイナーに対する事業者の対応を確認するために活用できる。
170	できている	CAP活動は従前より存在し、保安規定に基づく品質保障活動の一環としてこれまでも確認していたところ。新検査制度に伴いCAP活動がよりシステマチックになり、充実化したことにより、事業者の自主改善活動の強化につながるものと思われる。一方で、形骸化も懸念されることから、確実かつ効果的にCAP活動が行われるためのシステムの構築が必要と考える。
171	ややできている	従来の制度にはなじみが少ないため。

No.	Q1_4_A「是正措置プログラム（CAP）」について、検査活動の中で評価・活用できていると思いますか。	Q1_4_B_1（必須回答）上記の選択理由を、特に、従来の検査制度との違い（ギャップ）、原子力規制検査制度への納得感と言った視点でご記載ください。
172	できている	CAP活動を監視していくことが事業者主体の安全確保につながる。
173	できている	重要度の高い人的過誤や設備に対して実施
174	できている	事業者が自主的な安全性向上により、良質なパフォーマンスを発揮できるような改善活動を行う必要とされている。
175	ややできている	発電所内で業務を行うスタッフが、従来の不適合事象はもとより気づき事項等もふくめてCRをインプットしスクリーニングを行い対応を行うことにより未然防止対策等の対応を従来に比べて幅広く行うことができる
176	できている	従来出席をそれほどしていなかったCAP会議に必ず同席し、日々の事業者の活動を確認するようになった。また、改善内容に疑問があるときは積極的に説明を求めている。
177	できている	事業者の活動状況、事業者の認識が登録されているCRについてもれなく把握できるようになった。ただし、事業者の分析は、結果の分析が多く、要因の分析まで至っていない状況であり、今後PI&R等の検査を通じて対応していく。
178	ややできている	事業者の活動状況から対象の選定ができる

No.	Q2_1 事業者とのコミュニケーションについて、自身でうまく取れていると思いますか。	Q2_1_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、うまくコミュニケーションできている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。うまくコミュニケーションできていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	ややできている	現場の物等に関して、なるべく相手の使っている言葉・用語を用いて対話・質問をすることで、深い回答を引きだすようにしている。同時に、法律用語、申請書に記載の用語、今後のネガティブな事項等は現場では極力控えている。
2	ややできている	事業者とともに現場進出する
3	できている	頻繁に階層ごとにインタビューを行なっている。日常の保安に関係する取組についてストレスなく話してもらえる環境作りを行ってきた。
4	できていない	検査官業務を未実施のため
5	できている	日頃から頻繁に情報共有している。
6	ややできている	私はチーム検査を担当し、検査では専門的な観点での事業者との論議が多く、そういった観点コミュニケーションが重要なファクターとなっている。
7	あまりできていない	事業者と規制側の立場の違いはどうしようもない。
8	できている	事業者に対しての配慮が重要かと思います。当たり前のことですが、質問するためには先ず相手に事前連絡を入れて都合を聞き、アポが取れればこちらに来て貰わずに積極的に出向いて行く。検査の講評等には、日頃の対応に対して謝意を述べるなど。
9	できている	検査実施後、直ちに実施した検査の日報を（当日に）作成し、確認した資料、内容及び気づき事項を事業者と確認し、事実誤認がないことや必要な処置の内容等を両者で共有している。
10	ややできている	出来るだけフェイストゥフェイスで事業者とコミュニケーションを取ること心がけるとともに、気軽なスタンスで会話を行い事業者が話しやすい雰囲気を作ることが重要である。
11	ややできている	以前の検査に比べて、実際の検査活動に即したコミュニケーションが取れていると思う。
12	できている	事業者の都合、状況下を把握してからコミュニケーションを計っている。闇雲に連絡はしない。
13	できている	毎月の発電所資機材点検や、マニュアルの見直しなど、良好な関係で行えている。出向ということもあり、偉ぶらず謙虚な言動を心がけている。既に異動した検査官で、横柄な態度を取っていた人が居たので、事業者にとって気分は良くないと思う。規制という上の立場意識が無意識にでも出ていると、機微な情報ほど入って来なくなるのでは。
14	ややできている	法令の意味や記載場所について聞かれる事が多いため、検査の際に印刷した物を持ち歩いている点
15	ややできている	疑問があればすぐに確認の説明を求める。現場でも邪魔にならないらように配慮しつつ質問し確認する。
16	できている	面談等で最後にポイントをお互いに確認している
17	ややできている	丁寧な言葉遣いに気をつけている
18	できている	発電所で中央制御室に行った時は当直長と話をするようにしている。
19	ややできている	事業者の居室に出向き会話をする。
20	ややできている	朝会で得た情報の中で疑問に思った点についてPHSで直接担当者に質問しすぐに解決できることが多い。窓口担当者が誰かを知っていればほとんどの場合はスムーズに解決できる。
21	ややできている	運転管理部門とは事象の事実関係及び評価（判定）について率直に遣り取りしている実感があるが、保守管理部門とは自身の専門的技術的知見不足からか問題の核心を「はぐらかされている」と感じる事が多い。
22	できている	CAP活動で得た情報に基づき、そく深い情報を得ている。
23	できている	事業者、現場作業員共、気になる点について問い合わせを行っている。また快よく丁寧な回答を貰っている。
24	あまりできていない	フリーアクセスにより、聞きづらい場面がある
25	できている	事業者に気軽に声を掛ける、世間話をすることに努めている。また時々であるが、意見交換の場を設けて事業者からの意見を聞く機会を設けている。新検査制度になってからは事業者の活動に対して、その場でコメントや意見をいう機会がなくなっていることから、事業者としては、検査官からもっと気づいた点についてコメントや意見が欲しいと考えていると感じている。
26	あまりできていない	直接事業者と連絡を取る頻度が低いため。
27	できている	事業者を敬い、対等の関係で対応する。国のコメントは責任を生じることを肝に銘じる。
28	できている	フリーアクセスでは、事前に担当者が在席していることを確認している。
29	できている	CAP活動に対する規制側からの確認事項についての事業者の対応が迅速。お互いに目指す目標が理解できている。指摘事項について、事業者があるべき姿をしっかり整理できるよう、コミュニケーションを通して整理できている。
30	できている	WDでは管理職ほか一般職員に対しても気軽にこちらから声掛けするよう意識して行っている。
31	あまりできていない	コロナ対策のため、事業者と接触する機会を控えている。
32	できていない	検査実績が無いため、この回答とした。
33	できている	必要に応じて、検査前に事業者とコミュニケーションを取っている。
34	ややできている	窓口への質問投げかけ機会がほとんどで自ずとうまくいっている。
35	できている	事業者の検査対応部署についても日頃から、シビアアクシデント対応訓練等の要員となっているため、訓練日程等を把握しつつ、必要な調整については、先行的に実施している。また、対等な立場でコミュニケーションを実施するよう心がけている。
36	ややできている	チーム検査において、日常検査官を含めたコミュニケーションを事業者と行うことでより良好な関係が築けていると感じる。

No.	Q2_1 事業者とのコミュニケーションについて、自身でうまく取れていると思いますか。	Q2_1_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、うまくコミュニケーションできている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。うまくコミュニケーションできていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
37	ややできている	突然の停電の通報を事業者から受けたが移動時間がOFCから1時間半掛かるため、現場確認は、後日となった。
38	ややできている	特になし。
39	ややできている	上手くできている点は、こちらからの要求に対して、応答があることや、事業者の意見が聞ける環境であること。出来ていない点は、トラブル等の即応性が高い情報の連携が遅いこと。
40	ややできている	うまくコミュニケーションがとれている理由としては、事業者活動の事実確認方法を説明することで、検査への不安感を取り除いていると思われる。検査期間中、しめくくり会議等では、あまり要望が出ていない。良くない点としては、しめくくり会議等では要望が出ないが、ATENAの四半期のまとめ等で要望が出てくること。
41	できている	これまでは保安検査担当や各グループのGM（課長）に質問し、説明を求めることが基本だったが、設備を所管する担当者に直接はなしを聞くことが中心となった。また、現場でも協力企業の担当者に積極的に声をかけ、必要な情報を得るようにしている。
42	あまりできていない	重大事故等対処訓練等の予定について、直前まで情報が共有されないため、他の業務を予定しており、対応出来なかった。
43	ややできている	わからないことについて、何でも聞きに行っている。
44	できている	中操に行った際、世間話しをしてから説明を受けた。その事で、当直長も楽に話せた。
45	ややできている	現場の協力会社へのコミュニケーションが難しい。現場の作業者にいつ話しかけたら良いのか判断が難しい。事業者の社員に対してのコミュニケーションはある程度できていると思う。
46	できている	事業者側に、どのような検査目的があって確認したいのか、何の確認を行って結果、どのように判断しているのかを、問題のあるなしにかかわらずコミニュケーションをはかって、相互に誤解が生じないように努力している。検査の締めくくり会議においては、検査結果だけではなく、検査内容についても説明している。
47	できている	規制側も事業者も原子力の安全というゴールは同じという認識を共有して良く会話できる関係にしている
48	できている	可能な限り、検査官が事業者のCAPに関する委員会（上部組織、下部組織）に出席することで、規制当局が事業者のCAP活動を真剣に考えていることを事業者担当者に暗に強烈に伝えている。また、現場観察はフリーアクセスだが事業者担当者が同行しており、現場観察（ウォークダウン）中および観察後では事業者に対して「なぜこれで良いのか？」「規制の考え方はこうである」と示すことにより、事業者の安全に対する理解と意識が向上し、その波及効果をCAP活動委員会の陪席上で確認している。
49	できている	ヒアリングの始めに必ず天気の話などアイスブレークを入れて事業者がお話しやすい雰囲気を作ることを心がけている。些細な工夫かもしれませんが、さまざまな情報を入手するには効果が大きいと実感している。
50	できている	安全上の問題意識を明確にした上で、こちらが知りたいこと、確認したいことをはっきり伝える。口頭だと理解が困難な場合は必要に応じてメモを渡す、など。誤解があった場合などは、何度でも説明を行う。
51	できている	すべてではないが、事業者の本音を聞き出せることができる。
52	できている	事業者には迎合することなく、必要な確認等は十分にとれている状態を継続できていることからコミュニケーションはとれていると思う
53	あまりできていない	質問対応者が規制検査、品質管理への理解が不十分で対話になりにくい
54	できている	事業者とこコミュニケーション、特にインタビューについては、必ずこちらが少人数となるよう心がけ、事業者にいらぬ緊張を与えないようにしている。
55	ややできている	担当する部署を探して、電話やメールでコミュニケーションしている。
56	ややできている	事業者と誠実に対応すること。
57	できている	原子力安全の達成するためのイコールパートナーとして上から目線ではなく規制活動を行うように心がけている。
58	ややできている	課長クラスの実務ベースの人間はコミュニケーションが取れているが、発電所幹部とのコミュニケーションが実務で接する機会がないため不足気味である。
59	できている	事業者とは日ごろからコミュニケーションをとるよう心掛けているので、情報を入手しやすくなっている。
60	できている	早朝および夕方定期的に実施している会議の場やフリーアクセス等あらゆる場を通じ、お互い偏見を持たず事実関係等について共通の認識を基に技術的な議論をしている。
61	できている	いつでも事業者と対等な立場で接していることからコミュニケーションに問題はないと考えている。
62	ややできている	伝えたいことをホワイトボードに記載するなど、伝えたことを分かりやすく示し、疑問があれば確認を取るようにしている。
63	ややできている	コミュニケーションに良好の評価は不可、常に相手の意見をちゃんと聴くのみ。
64	ややできている	チーム検査の初回会議で毎日の事業者との打合せを行うこと、ホワイトボードに質問や気付き事項を記載し、明確化を図ること、質問や気付き事項の内容確認や説明は事業者都合で対応可能である旨伝えている。また、締め括り会議で、事業者関係者に検査結果や気付き事項を説明しており、これに関してはコミュニケーションはとれていると考えている。
65	ややできている	現場の事業者と接する機会が少ないため、コミュニケーションが上手くできているとの確認までには至らないため。
66	ややできている	日々接触を継続。
67	ややできている	日常の挨拶や質問の回答対するお礼の言葉は必ず言うようにしている。
68	できている	検査官室に気軽に入れる雰囲気となっている。視察など庶務的な手続き等の打ち合わせを事務所の自席で行うことが多いのが一因。
69	ややできている	質問事項のやりとりは、確認表を作成し、文書で共有を図っている。

No.	Q2_1 事業者とのコミュニケーションについて、自身でうまく取れていると思いますか。	Q2_1_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、うまくコミュニケーションできている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。うまくコミュニケーションできていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
70	できている	従来の検査制度からトラブル等があるたびに、事業者の居室等に出入りして状況を確認しているうちに信頼関係が構築されたと思う。また、率先して現場の巡視を実施し、現場の作業員の方とお話しするうちに現場の作業員の方とも信頼関係を構築することができた。
71	できている	検査で気付いた事項を事業者に問いかけて、事業者から回答を得ることができている。
72	ややできている	良好なコミュニケーションには信頼関係を構築することが必要
73	できている	先ずは、事業者に対しこちらから率先して挨拶をする。保安活動のキーマンはもとより、担当レベルの若手まで、必要であれば対等の立場で対話をする。相手の能力を認め、話をよく聞く。等
74	ややできている	普段からよく話すようにしてますし、こちらの質問の意図を最初に説明するようにしています。
75	できている	特に個別の良好事例はないが、事業者とは問題なくコミュニケーションがとれているとともに、言うべきことははっきりと伝えるなど一定の距離感は確保した関係を保っている。
76	ややできている	こちらの方から話しかける対応を積極的に行っている。
77	できている	毎朝夕の事業者との軽易なミーティングや現場、執務室等での担当者への聞き取り等を実施するとともに、事務所長と発電所長との軽易な会合も実施していいること。及び、事業者との情報交換に努めて写真を活用して現場感覚を共有している。
78	ややできている	なるべくコミュニケーションをとるよう努めていたが、現状はコロナ対応で必要最小限の接触に留めるよう努めている。
79	ややできている	自分が感じた疑問点については相手側にきちんと伝えるように心がけている。また、相手側の質問については可能な限りきちんと対応している。さらに相手側の意見についてはきちんと耳を傾けるように努めている。
80	ややできている	検査を行う前に事業者とコミュニケーションを取り、検査に必要な事前資料の入手に努めている。検査中においても適宜現場への立ち入り等をスムーズに行えるよう、事業者と連絡を密にしている。これは、旧制度からの事業者担当者とのコミュニケーションを継続的に続けていたからこそ成り立っている。
81	できている	コミュニケーションを通じて、それぞれの立場で理解が深まっていると感じている。
82	できている	CAP会議等に積極的に参加し、その場では質問出来ないことを検査官が事業者の執務室に出掛けて更問を行うなど、ちょっとした消化不良も解消することによって、疑問点を払拭している。
83	できている	チーム検査を進めるに当たり、事業者と十分にコミュニケーションを図ったうえで進めている。特に、訓練の検査では検査ガイドに基づき、原子炉設置変更許可申請書の内容について十分に認識共有を図ったうえで検査に臨んでいる。
84	できている	事業者の名前を覚える努力をして、なるべく役職だけではなく、個人名を呼んで会話を進めている。
85	あまりできていない	JAEA原科研の担当者に電話等で真意を伝えることが難しかった。
86	できている	事業者に質問しても、適切に回答があること及び質問の中で自分たちの活動に問題を感じれば、改善を行うことができるようになっている。
87	ややできている	警戒させない。威圧感を与えない。
88	できている	ある程度の信頼関係を築けるよう、挨拶など気持ち良く実施している。
89	できている	現場において実機を目の前にして誤解のないように直接コミュニケーションをとるように心掛けている。
90	あまりできていない	事業者に問題の意図を伝え、すぐに行動させるような関係性を維持することはとても難しい。
91	ややできている	本庁では、事業者との毎日のコミュニケーション機会は少ない。
92	ややできている	常に事業者に話をしてもらい、自分の考えを押しつけることのないよう心がけています。特に最近は、事業者との面談が増え論理的、科学的な説明に心がけており、事業者の理解に乖離がないか確認しながら進めております。
93	できている	良好事例かわからないが①威張らない・怖い顔をしない・役人言葉を使わない。②聞きたいことは、何を聞きたいか、かみ砕いて丁寧に伝える。③相手の説明や意見は、最後までしっかり聞く。（途中で遮らない）④自分の話の内容に間違いがあったら、素直に謝り、訂正をする。⑤また、検査の支援を受けるにあたり、負担がかかりそうな場合は、丁寧にお願いをする。⑥相手（担当者・管理職・所長）によって話し方（口調や態度）を変えない。⑦常に相手の意見は尊重して聞く（否定はしない）
94	できている	発電所長との四半期ごとのヒアリング、検査担当GMとはトラブル、最近ではコロナなど休日、昼夜を問わず連絡をうけている。また対外対応としてプレス対応を行った場合はお互いに情報共有を行っている。
95	ややできている	挨拶等を行うこと。
96	あまりできていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
97	できている	ヒアリングを快く、設定してくれる。
98	ややできている	結局事業者が体裁を整えた報告書を用意せざるを得ない。
99	できている	検査を行う際の必要資料、質問事項等は事前に取りまとめて、あらかじめ事業者に連絡を行うことにより、検査時に効率よく実施できるよう配慮。
100	できている	事業者の窓口となる係員と日頃からよく連携をとっている。
101	ややできている	検査においては、日々の事業者の活動を確認し、なぜその様な手順、措置をするのかを聴きながら確認している。
102	ややできている	必要に応じ意見を交換している
103	ややできている	定例的な打ち合わせを行っていることがよいと考える
104	できている	メールが使えなくなり、電話をする機会が増えた。手間はかかるものの、結果的にコミュニケーションが密になった。

No.	Q2_1 事業者とのコミュニケーションについて、自身でうまく取れていると思いますか。	Q2_1_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、うまくコミュニケーションできている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。うまくコミュニケーションできていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
105	できている	無し
106	ややできている	声かけ等。
107	できている	相手の話を聞くこと。
108	できている	笑顔であいさつを欠かさないこと。担当者の名前と顔を一致させ、名前で話し掛ける。あくまで個人的に良いと思ったことは素直にほめる。言いにくいこと、例えば懸念したことも一呼吸考えていうべきだと思うことは個人的にと前置きの上でできるだけ素直にソフトな言い回しを選んでお話しする。
109	ややできている	日々の運転状況の聴取(TV会議)、中央操作室巡視、宿直時に当直長や運転班長とのコミュニケーションに努めている。トラブル等が発生した際の情報収集では、内容確認とための聴取は欠かせない。また、検査官対応の担当者は細部まで協力してくれる(言いにくいこともしっかり言ってくれる)。
110	できている	検査に関する打ち合わせは当然だが、訓練や定例試験の情報収集等日々コミュニケーションを取り、情報取得の際には必ずお礼を述べること、過度な負担をかけないことを心がけている。
111	できている	コミュニケーションはとれていると思うものの、検査官の活動状況についてどの程度事業者側に知らせた方がよいかに迷いがある。
112	できている	現場の作業責任者クラスの者と直接作業状況や作業環境等について事業者を介さないで聴取している。
113	ややできている	他人に紹介する様な良好事例など、持ち合わせていないです。ただ、規制者側と被規制者側との両方の立場を知っているからとしか。言いようがない。
114	できている	主任者との対話の機会がり、よい意味で情報交換ができている。
115	できている	特にないが相手を尊重して話すよう心掛けている。
116	ややできている	なかなか、現場で作業している人に声を掛けにくいのは、自分が声を掛けられる側だと、いやだと思うから。
117	ややできている	特になし
118	できている	主にチーム検査を担当しているが、検査の開始においては、検査の進め方を説明し、事業者に不要な負担をかけないようにすることなどを説明している。また、検査終了時には、検査内容の説明だけでなく、その根拠等についても説明し、事業者の疑問解消に努めている。
119	できている	担当課へのフリーアクセスが効果あり。
120	できている	事業者に積極的に向き合うことで事業者も積極的に情報提供するようになった。
121	ややできている	CAP会議陪席、フリーアクセスによる文書及び現場確認により、保修、放射線管理、安全管理等部門との直接対話する機会が増えたが、定例の運転状況聴取が無くなり、運転管理管理部門及び原子炉主任技術者とのコミュニケーションが激減した。炉主任は、中立的立場で現場を観察し、との結果等を直接経営者に伝達する職務をになってい。安全上の課題等意見交換や間接的な経営層への情報伝達の機会を維持するため、定例的な炉主任との意見交換の場を設けて、コミュニケーションの強化を図っている。
122	ややできている	何かあれば検査期間中以外でも聞いて欲しいと伝え続けたところ一部の担当者からは前広に情報提供が届くようになった。一方で、こちらの言葉足らずで無駄な時間を費やす場面も何度か経験した。
123	できている	現場で質問しても嫌な顔一つせずに回答してくれること。また、こちらが現場に行くと、向こうから話しかけてくることもしばしばあること。
124	できている	事業者の意見をしっかり聞いて議論している
125	ややできている	安全に対する取り組みとして、法令等規制要求に基づく内容以外に更なる高みを目指した活動について、検査を通して話し合うことができた
126	できている	チーム検査等の事前相談があったり、いい意味で事業者が本音で愚痴を言ってくれる。

No.	Q2_2 検査対象のサンプリングについて適切に選定できていると思いますか。	Q2_2_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、適切に選定できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。適切に選定できていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	あまりできていない	直接、サンプル選定に関わってはいないが、各事例をどのガイドに紐づけて確認すれば良いか、といった視点では常に考えている。
2	できている	工程表等を確認して先行的な準備をおこなう
3	できている	CR件名で、リスクインフォームドを考慮したり、検査項目の趣旨にあった検査を心がけている。
4	ややできている	年次活動計画があって、その充足感を考慮しつつ四半期ごとにフォーカスして選定している。また通年ほぼ変わらず継続な活動については適当に時期をずらすなどして対応している。
5	できていない	検査官業務を未実施のため
6	できていない	検査官ではないため回答不能
7	できている	事前調査結果を踏まえ適切なサンプルの選定とサンプル量を定めている。
8	ややできている	サンプル数を意識して検査している。
9	あまりできていない	初年度のサンプリングは、本庁が予算等を考慮して設定したが、試験炉の規模や状態（運転中、工事中、休止中等）が様々であり、各試験炉の状態に合わせて、リスクの高い状態の試験炉のサンプル数を多く、リスクの低い試験炉はサンプル数少なくする対応が早急に必要である。
10	ややできている	特に良好事例に挙げられるものはない。
11	ややできている	WDでの現場の変化、安全作業指示書、不具合情報等を確認しサンプリングしている。選定した事案が期待したものではないことは只有る。
12	できていない	検査を担当していない。
13	できていない	実施する機会が無いため。
14	あまりできていない	リスクのあると思われる事象を深掘りして確認することからサンプルの項目や数とはあいにくい
15	あまりできていない	実際の検査には直接は参加していないため
16	あまりできていない	サンプリング数が多すぎて1日2つ位をやっている所感
17	ややできている	停止プラントでは、検査サンプルに片寄りが出来てしまう。
18	ややできている	安全上重要な施設を中心にサンプルしている。
19	ややできている	得意分野については、検査対象のサンプリングは問題なくできているが、火災防護や内部溢水等は問題点を見つけにくい。
20	ややできている	コンディションレポート、CAP会議資料から疑問点や要確認事項を抽出し、基本検査ガイドに照らして個別具体的な確認を積み重ねている。
21	あまりできていない	緊急事案が多すぎるため。
22	できている	サーベラス、定期事業者検査等の事業者検査及び訓練について、リスク下位の項目についても、年間サンプル数以上の検査数で対応出来ている。
23	できていない	検査に割く時間がない。
24	あまりできていない	検査ガイドに記載された検査対象の選定の考え方は、リスクの考えを基本とした事業者の活動がベースとなっているが、核燃料施設は保安規定を基本とした活動がベースとなっている。そのため、現状ではガイドにマッチしたようなサンプリングは余りできておらず、ガイド名称に関連があると思われる項目を検査項目として、サンプリングしている状況である。
25	あまりできていない	初年度であり、年間のサンプル数や検査実施のカウント数など試行錯誤中のため。
26	あまりできていない	定められているサンプル数を消化する事が先にたち、より適切な検査内容、検査項目の選定まで至っていないと考える。
27	できている	リスクの高い活動に注力している。
28	ややできている	担当施設は、新規制基準対応工事中のため、改造工事が主体で、燃料を扱っていないので、放射線管理、運転管理などを確認するリスクが低くなっている。
29	できている	現場の状況を踏まえてフレキシブルに選定している。
30	できている	IPおよび検査実績表を確認しながらサンプル数管理を行っている。
31	できていない	現実の検査を経験していないため、この回答とした。
32	できている	検査計画等により、適切に実施している。
33	あまりできていない	重要機器、原子力安全のリスクに関わる不具合はさすがにすくなく、被爆に係る項目に限定しがちである。
34	あまりできていない	核燃料施設ではガイドに記載されているように作業がきれいに分かれているわけではなく、その日の事業者の作業内容や教育・訓練などによりその日の検査を行うため、うまく進められない日が多い。
35	できている	日頃の検査については、安全上重要な機器を選定し、管理表検査を実施している。また、事業者のイントラネットにより配信される工事計画等の情報を事務所で共有し、検査の担当者等を決定している。さらに定期事業者検査については、事業者の定期検査計画書より検査の予定表を作成し、毎週水曜日に翌週の検査実施項目、担当者等を決定し、事務所内の情報共有を図っている。
36	あまりできていない	事業が進行していない施設に対して「設計管理」がサンプルとして選択されていたり、サンプルの選定が必ずしも適切でなかったりしていると感じている。
37	ややできている	設計管理のチーム検査において、なるべく現場の工事が完了しているものをサンプリングする。

No.	Q2_2 検査対象のサンプリングについて適切に選定できていると思いますか。	Q2_2_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、適切に選定できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。適切に選定できていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
38	ややできている	年間計画を意識して、サンプリングしていること。一方で、放射線被ばく、系統構成等のサンプリング数が多すぎるところ。
39	ややできている	本検査制度を始めたばかりであり、本質問に対しては現時点で正確に答えられないと思うが、恐らく「できているだろ」と考える。
40	できている	チーム検査のサンプルは明確であることが挙げられる。
41	ややできている	ガイドのサンプル数という制約があるので全てが適切なものを選択しているとは思えないが、事業者の工程表（三ヶ月、週間、当日）や規制文書、現場巡視等から情報を入手して、選定に利用している。
42	できていない	検査対象のサンプリングを割り当てがない。（検査官資格未取得）
43	ややできている	ガイド自体の意味しているところがわからないところがある。
44	できている	日々の不適合から選定していた。
45	ややできている	検査のサンプリングについては、日頃のイベント（定期試験等）を把握しながら立会等を行っているので、適切に設定している。
46	ややできている	事業者の年間活動から、活動に応じた検査ができるようある程度計画するとともに、状況に応じた検査ができるよう、細部活動予定について問いあわせ、検査がサンプリングできるようにしている。
47	ややできている	適用ガイドが適切でない。事業者の業務と乖離している。
48	できている	日々発電所の状況に合わせ柔軟に検査対象を選定している
49	できている	現場観察および事業者とのヒアリングを綿密に行うことにより、一定の計画性をベースに頻繁な計画変更を許容できる検査を行い、一つ目サンプリングが空フリに終わっても、2つ目、3つ目のサンプリングを行い、これを継続することで、結局は無駄のないサンプリングを実施している。
50	できている	検査対象施設のリスク情報（施設の安全重要度、耐震クラスなど）に留意し、事業者の作業スケジュールなどは特に注目して情報収集を行うことで、タイムリに検査対象を選定できている。
51	できている	サンプルの選定にあたっては、・当該対象が安全上重要なもの・当該対象は安全と関係ないが、安全上重要なものに直接又は間接的に影響を及ぼしうるという観点から選定している。
52	あまりできていない	上からの押しつけで、検査官の自主性を阻害している。無責任な検査につながる
53	ややできている	作業自体が非常に少なく、リスクが少ない作業が大半なため、サンプリングは十分に事前情報を収集していないと、少ないサンプリングの機会を逃すことになる状況であるが、それなりにタイミングを失することなく検査が実施できている。
54	ややできている	再稼働施設が少なくリスク評価がしにくい
55	あまりできていない	選定作業自体をほぼ経験していない。
56	ややできている	必要なサンプル数は達成している、不要なサンプルは当てる必要がない。
57	できていない	検査業務を実施していない。
58	あまりできていない	長期停止中の審査中の実用炉や廃止措置中の研究炉を対象としているため、火災防護や内部溢水ほかのサンプル数が施設の実態にそぐわない。
59	できている	良好事例ではないが、現場の状況が変わっているので、サンプリングに困らない状況である。
60	できている	事業者の活動に合わせて柔軟に検査項目を選定している。
61	ややできている	事業者毎の仕組みを理解し、事例として確認する。その時の手段としてサンプリングを選び、結果としての確認内容を明確にしている。
62	あまりできていない	そもそも地震防護及び津波防護に係る知見がなく、また、これらに関する設備を思いつく範囲で検査してもサンプル数が足りず、途方に暮れたことがあった。
63	ややできている	横断分野の検査のうちPI＆Rの検査では、過去3年間の記録を確認し、重要な事項のみ深堀する事項として絞り込んでいる。ただし、長期停止中のプラントが多く、リスクが高い機器が冷温停止中であるため、リスクの高い機器な活動に絞ったサンプリングが難しくなっている。
64	ややできている	費用とのリンクが強すぎて、適切なサンプル数について、硬直した考え方となっているため。
65	できていない	理解不足。
66	ややできている	CAP情報からリスク重要度を参考にして選定している。
67	できていない	対象外です。
68	ややできている	前述の通り。
69	ややできている	事務本館の消火設備の不具合など、原子力安全に影響しない事項に注意する事例があった。
70	あまりできていない	年度当初に示された事務所ごとのサンプル数に縛られている
71	ややできている	核燃料等施設は、原子力安全に対するリスクが低い設備・運用が多いため、リスクインフォームドを適用する観点で気づきに基づくサンプルの選定が難しい。どちらかというと、許認可定等に基づき実施されている保安活動のうち重要度の高いものを検査として確認してしまっている。
72	できている	運転中、長期定検中のプラントが有るので検査対象の選択に困らない。
73	できている	特に個別の良好事例はないが、例えば直近の不適合の数が多い設備に着目する、当該発電所での前例が少ない作業に着目するといったやり方で検査対象を選定している。
74	ややできている	まんべんなく目的意識を持って対応することを念頭に置いている。

No.	Q2_2 検査対象のサンプリングについて適切に選定できていると思いますか。	Q2_2_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、適切に選定できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。適切に選定できていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
75	ややできている	全般的にはサンプリングは適切にできているが、長期停止で新規制基準適用前のサイトの特性から、検査対象が非常に少ない場合があり、サンプリングが一部適切にできない場合がある。
76	ややできている	ガイドによってはサンプリングの数が事業者の活動状況に比べ多いと感じるものがある。また、検査の対象となる活動自体が少ない場合、サンプル数を満足するため同じ活動に対して同じことを繰り返し確認する必要があるが、事業者に検査の必要性を説明しにくい。
77	できていない	常時、現場にいて検査を実施していないのでサンプリングの経験がない。
78	できている	今までの経験を活かし、構造物の弱点を把握した上、検査対象をサンプリングしている。
79	できている	事業者が日々作成する運転日誌等の記録により、より重要度の高い設備に対する不具合を日々監視している。
80	できている	訓練の検査では、検査ガイドに基づき「重大事故等対処の成立性確認訓練」及び「大規模損壊対処の技術的能力の確認訓練」を、それぞれサンプル1として選定することとなっている。
81	あまりできていない	実例はないが、適切なコツをつかめていない。
82	ややできている	事業者のCAP活動や、実際の活動の中から、問題点を摘出し、確認していること。
83	できている	検査計画の立案、柔軟な計画変更。
84	できている	検査の前にした調べでサイトに赴き、情報収集することでリスクに応じて適切に検査対象をサンプリングしている。
85	あまりできていない	リスク情報に基づく検査対象のサンプリングはしたことがないのでこれからの課題です
86	ややできている	BWRは長期停止中なので、サンプリング対象が限定されることがある。
87	あまりできていない	設計管理のチーム検査を実施する際に、検査対象を選定するのに苦労しています。その理由は、工事内容の理解が不十分なこと、現場の状況が想像できないことだと考え、状況把握に努めております。
88	できている	良好事例かわからないが収集した情報は、①設置許可上の設計方針や重要度や事象が与える影響等を確認。（添付八、九、十を参照）②設備に関する事象は、機能上の要求事項を確認。（設工認、保安規定、設計仕様書等を参照）③プラントの状態や点検（除外設備）状況等の把握（リスク情報を含む）。④監視領域（小分類）への影響を勘案し、必要なガイドの選定や検査計画を立案。⑤事務所内で情報共有し、検査上必要な確認項目の共有や必要により専門家の助言を受ける。⑥検査の実施。等を実践している。
89	ややできている	CAP情報や工事の工程、進捗、対外的な関心を常に確認した上で、総合的に判断している。
90	ややできている	サンプリングの観点を理解していると認識しているため。
91	できていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
92	できている	検査ガイドをよく読んで、ポイントと目的を理解すること。
93	あまりできていない	従前の方法に傾倒しがちである
94	ややできている	事業者から事前に検査工程、検査計画などの情報を取り入れ、設備の安全性に対する重要度等を考慮し、検査を計画、実施するようにしている。
95	できていない	検査資格を所有していない
96	できていない	サンプリングの必要な検査に参画出来ていない。
97	ややできている	トラブル事例などをもとに検査対象を選択している
98	ややできている	不適合事案を選択できること。
99	できていない	新検査は行っていない。
100	ややできている	作業計画予定表の入手及びCAPでの情報収集。作業員とのコミュニケーションによる情報収集。
101	できている	CAP等を参考に実施している。
102	あまりできていない	サンプリング数がノルマ的に感じられ、特に四半期末は足りないサンプル数を無理に検査対象を探して検査していることもあり、適切な検査とは言えない気がする。まだまだフリーアクセスで入手できる情報で円滑に検査対象を満足にサンプリングできるところまで至っていない。
103	ややできている	巡視での気づきや会議陪席での情報からコメントし、必要な改善、処置状況を確認している。
104	ややできている	リスクが小さい問題点が多いため検査対象とするかどうかの取捨選択が難しい。
105	ややできている	作業工程の進捗が事前に取得していた工程からずれて作業休止となり、空振りとなったことがある。
106	ややできている	長期停止中のプラントなので対象サンプルが限られてしまう。
107	あまりできていない	サンプル数が多すぎて、数をこなすことが重要課題となっているため。
108	ややできている	事業者の活動を把握して、検査を選択していた。
109	できている	事業者の活動の状況、結果から気づきとなる事象に対して検査を行うようにしている。
110	できている	規定上の最低サンプル数を確保した後、CAP会議及び工程調整会議等の情報をもとに、現状のプラント状態でリスクの高い設備、保安活動を選定し検査を実施している。結果的に、特定の活動にサンプル数及び検査時間が偏ることになる。検査状況の評価において、ここも考慮いただきたい。

No.	Q2_2 検査対象のサンプリングについて適切に選定できていると思いますか。	Q2_2_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、適切に選定できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。適切に選定できていないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
111	ややできている	これまでの経験から最小限の情報で狙いどおりのサンプリングができている。それでも一定の割合で空振りになった場面も経験している。
112	ややできている	ガイド記載事項は基本的な確認項目であり、大幅に逸脱しなければ柔軟にアプローチを変更しなら実施していれば、サンプリングに問題を感じることはない。（例として、臨界警報装置の試験にかかるガイドの適用（臨界ガイドか被ばくガイド））。
113	ややできている	検査スケジュールに応じたサンプリングを実施
114	あまりできていない	サンプル数を熟すことが大前提となっており、自分の思う深堀下検査が思うようにできないことがある。
115	できている	指定サンプル数及びプラントの状況（特にプラントの起動停止）を考慮し、年度計画（担当者、時期等）を計画し、事務所内で共有し、都度実績を確認している。

No.	Q2_3_A 検査運用ガイドに基づいて、適切な検査が実施できていると思いますか。	Q2_3_B-4 上記で、「あまりできていない」・「できていない」と回答した方にお伺いします。なぜ検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思いますか。当てはまるものすべて選択してください。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。	Q2_3_B_SNT4_1 上記で、「あまりできていない」・「できていない」と回答した方にお伺いします。なぜ検査ガイドに基づいた検査が実施できていないと思いますか。当てはまるものすべて選択してください。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。／その他
1	できていない	その他	検査官経験なし
2	できていない	その他	検査官ではないため回答不能
3	できていない	その他	検査官ではないため回答不能
4	できていない	その他	検査を担当していない。
5	あまりできていない	その他	事業者は主に保安規定に基づく活動を実施しているため、検査ガイドの考え方に基づく検査項目をサンプリングする事が難しい。
6	できていない	その他	現在、検査業務をほとんど実施していない。
7	あまりできていない	その他	現場経験が皆無。ガイドを使った検査の実経験が無いため。
8	あまりできていない	その他	どのガイドで検査を実施するか迷う場合が多い。
9	あまりできていない	その他	検査対象となる施設に対応したガイドになっていない。カスタマイズしたガイドとするべき（保安規定のように事業所毎のガイドにしては？）
10	あまりできていない	その他	新検査は、ガイドのみで実施するものではなく、検査官の専門性を活用することも求められているので、検査が検査ガイドに従って適切にできているという設問は、アンケートにふさわしくないと思う。
11	あまりできていない	その他	自らが主体的に検査を実施していない。（検査官資格資格未取得）
12	あまりできていない	その他	従来の検査制度による検査を実施しているため。
13	できていない	その他	検査業務を実施していない。
14	できていない	その他	現場検査官ではなくほとんど検査の機会がなかったため評価不可
15	あまりできていない	その他	一般的、総花的な内容とルール、規定の遵守の確認が主となっている。パフォーマンスベーストではない。
16	あまりできていない	その他	各施設の特徴に応じた内容となっていない
17	あまりできていない	その他	検査業務未経験
18	できていない	その他	・十分な力量を持った検査官（中級資格）の不足・効率的かつ技術的深みのあるけ検査を実施するためには、許認可事項を十分に理解する必要がある。・検査ガイドは、米国の許可事項となっている「緊急時計画」（日本の原子力事業者防災業務計画に相当）の内容に関する内容となっており、日本の監視領域である「重大事故等対処及び大規模損壊対処」の内容に修正する必要がある。米国の監視領域で対象となっている機能（災害発生時の行方不明者の捜索、消防活動、医療活動等）との比較も必要ではないか。
19	できていない	その他	担当施設では検査ガイドを参考としているため、必ずしも検査ガイドに基づいていないため
20	できていない	その他	未経験
21	できていない	その他	まだ検査業務に就いたばかりだから
22	できていない	その他	検査資格を所有していない
23	できていない	その他	未使用のため
24	できていない	その他	新検査は行っていない。
25	できていない	その他	次回が初検査です。
26	あまりできていない	その他	なお従前の使用前検査しか経験がない。

No.	Q2_4 チェックリストのようなマニュアルがなくても、安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信はありますか。	Q2_4_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、自信がある方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。自信がないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	自信がない	チェックリストの問題ではなく、現場を見る力を養う方法がない。ウォークダウン研修でそれが身につくとは考えられない。
2	あまり自信がない	自分で予兆を見つけるのではなく、事業者のCAP活動のリストから選択する傾向が強いのではと感じる。
3	やや自信がある	CAP検討会への陪席、ウォークダウンの実施
4	自信がある	前の問でも回答しましたが、安全設計を含む施設設備、装置の開発、製造を担当してきたので、人が管理すべき要点を理解しているからです。また劣化の兆候を把握するツールも知っているので対処が可能です。
5	あまり自信がない	スタンダードな必須の確認事項を明確にするべき
6	自信がない	検査官ではないため回答不能
7	やや自信がある	私はチーム検査を担当しており、事前確認を行うことで事業者の特徴を専門的な観点で把握することができ、その方向性で検査の展開が実施出来ている。
8	自信がない	経験分野以外は自信がない。
9	あまり自信がない	技術的にあまり詳しくないため。
10	やや自信がある	現在、複数の施設の状況を同時に比較できる環境にあることから、通常と異なる状況やリスクの確認ができやすい環境にある。また、事務所内での情報共有で気づき等への対処が速やかにできる状態にある。
11	あまり自信がない	得意としない設備に関してはチェックリストは有用である。
12	自信がない	検査を担当していない。
13	やや自信がある	疑問については事業者によく確認する。
14	あまり自信がない	自由に指摘できる制度は、今まで以上のレベルが高い検査ができると思うが、一方でチェックリストは最低限のレベルを確保できる良さもあると思う。
15	自信がある	安全にかかる性能が低下している場合は、その兆候が不具合という形で現れる。
16	やや自信がある	得意分野や経験のある事案は容易に問題点や課題を指摘できるが未経験の分野は見過ごしていることがあるかもしれない。
17	あまり自信がない	総合的（俯瞰的）に安全確保に疑義を感じても、ガイド又はチェックリストを活用しないと、重大な見落としを冒す惧れを感じる。
18	やや自信がある	ガイドの視点を活用しながら検査すると、非常に楽に実施出来る。
19	やや自信がある	マニュアルで記載できないチェックポイントを理解している
20	自信がある	ウオークダウンにおいて、作業の実施状況や休止中の設備に物が置いてある、通路に物が落ちている等の状況を確認しており、その都度核燃料取扱主任者に注意を促している。
21	あまり自信がない	現場にいないため（本庁業務のため）。
22	やや自信がある	現場での正常な状況は、ある程度体感として習得しているつもりでいる。
23	やや自信がある	事業者の振る舞いや考え方及び現場の状況を観察していれば、徴候は発見できる。
24	やや自信がある	燃料がどこにあり、いつ頃移動させるかを常に意識している。
25	自信がある	日常のコミュニケーションで確認できている。
26	やや自信がある	施設を数多く見てくると脆弱な箇所をあらかじめ予測できる。
27	あまり自信がない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
28	やや自信がある	過去の経験と、ガイドの目の付け所は概ね理解しているように思っている。
29	あまり自信がない	一般的な性能はわかるが、安全とその機器の性能との関係はその場で判断は怪しい
30	やや自信がある	複数の施設を担当しているため、各施設の活動を比較して、見ることができ、不適合の水平展開状況などについて話をしている。
31	やや自信がある	検査対象となる機器のパフォーマンスの基準となる、判定基準を確認すること、例えば、ポンプの吐出圧力、モータの動作中の異音、振動、漏洩の有無、バルブの動作状況、漏洩検査時の圧力制限値の確認等である。検査現場の状況により直接確認できない場合は、事業者の検査手順終了後等に実施者等に確認する。
32	あまり自信がない	検査機会が少なく、事業者の事業活動が十分に把握できていない。
33	自信がある	今までの経験による。
34	あまり自信がない	ポンプ、弁、配管等の異常の有無は経験からポイントはわかるが、計装関係等はなかなかわかりづらいところはある。検査官は経験から、頭の中にチェックリストはあると思う。それを紙にすることで、検査官の底上げ、後継のための知識管理につながると思う。
35	あまり自信がない	新検査では、事実確認は重要である。事実確認時にチェックリスト（事業者には非公開）を使用することは、事実確認漏れを防ぐのに有効だと思う。
36	やや自信がある	自動で閉動作をする扉の不適合に対して、事業者が策定した応急処置が適切でないことを、検査官の現場観察により指摘した。
37	あまり自信がない	現場の理解が不十分、検査ノルマがない。
38	やや自信がある	確認する際は、自分で質問する内容は簡単なチェックシートを利用して実施した。

No.	Q2_4 チェックリストのようなマニュアルがなくても、安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信はありますか。	Q2_4_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、自信がある方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。自信がないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
39	あまり自信がない	現場での巡視等力量を積まないといけないと感じる。
40	やや自信がある	事業者のCAP活動等により、安全に関する事項については、内容を再確認する等により活動に問題がないかどうか確認している。
41	あまり自信がない	自分自身の能力
42	自信がある	あれおかしいな、普通じゃないなを確かめてハッキリさせる
43	自信がある	本来あるべきソフト面（既述）ハード面（既述）の姿を思い描き、パフォーマンスの低下の有無を観察しながら、現場を観察し、生成した疑問を適切な質問に変換し、穏やかに事業者に投げかけ、事業者説明をその内容、説明姿勢の点で冷静に分析することで、事業者に安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信はあります。チェックリストは教育用としては役に立つと思量します。最近の例では、使用施設の煙検知器の一つが長期間定期点検し忘れていた事象を発見・指摘し、その事象に関する事業者の原因分析に資する質問を投げかけ事業者の特性を指摘しました。その結果、事業者は火災報知設備の点検に関する意識が向上し、関連マニュアル類が改定され訓練の意識も高まりました。
44	自信がある	事前に検査ガイドを熟読しておいた上で、事業者にはなるべく多くの質問を投げかけて回答を吟味しながらヒアリングやWDを行うようにしている。
45	自信がある	上位要求がどのようなものかを理解した上で検査を行うことが重要であることから、法、規則、基準、許認可内容の理解を深めること
46	自信がある	チェックリストを使わなくても、事業者の違反行為を指摘してきました
47	やや自信がある	事業者が実施しているCAPを中心に、対応状況を確認するとともに、必要な現場進出をおこなっている。また、検査を実施する場合は常に炉規則、品管基準規則等のほか消防法等の各種法令、規制要求事項を踏まえて、事業者活動が適切に実施されているかを確認している。時間はかかるもののほぼできているのではと自己評価している。
48	あまり自信がない	設問の意味が？
49	自信がある	設備の通常状態を確実に知ることから始まる。把握できてれば、何かしらの変化にも気付くことができる。何度も現場に足を運び、適切な状態というものを見極めるようにしている。
50	やや自信がある	設備はCBMデータで発見できる。教育などの運用面は作業員のパフォーマンスでわかる。
51	やや自信がある	CAP活動の深掘り
52	自信がある	現場巡視時に事業者の運転員や作業員の様子や運転状況から良くわかる。
53	自信がない	安全に係る性能が低下している疑いを見逃したことはないものの、そもそも機械や電気に関する基礎的な知識が不足しているため、発見・指摘する自信がない。
54	自信がない	現場経験がないため
55	あまり自信がない	保安検査の経験がなく、事業者活動の本質が理解できていない。事例研究を実施した際、自身で発見できるか自身が持てなかった。
56	あまり自信がない	安全に係るチェック項目をリストを使用せずに、見落としなくできるまでには、日頃からの当該設備への理解と慣れが必要。
57	自信がない	知識技能不足
58	自信がない	現場での経験が少ないから。
59	あまり自信がない	活動の安全機能の低下の指摘にはやや自信があるが、設備に関しては、仮設設備であるので難しいと感じている。
60	やや自信がある	事業者の検査内容を規格基準や設工認などとチェックすること。現場も同様に設備の状態を愚直に確認していくことに尽きる。特に新規制適合検査においては、経過措置により数年前に据付が完了している機器等があるため、現時点でも機能・性能が維持できているかの観点で、現場や記録をよく確認すること。
61	自信がある	日頃から設備や保安活動について勉強している。
62	やや自信がある	フリーアクセスによる情報から、リスクが高いと判断する事業者活動を選定して検査実施
63	自信がある	メーカーで培った、設計開発者としての目がある。
64	あまり自信がない	経験不足の感が否めないため。
65	やや自信がある	例えばモーター、ポンプ等は回転体として捉えれば劣化兆候は共通なので現場の運転等に立ち会えばある程度指摘できる。
66	あまり自信がない	常時現場にいるわけではないので、現時点で自信があるとはいえない。
67	自信がある	これは、日々実直に検査を実施してきた経験に基づくもので、設備や記録を見たときに「何かおかしい」とひらめく現場力が必要であるものと思量。
68	やや自信がある	状態監視を通じて、許認可事項の内容や関係者からのヒアリングにより、より技術的に深く調査していくことになる。ただし、状態監視から検査気付きを得るためには、相当程度の知識及び経験が必要かと思います。
69	あまり自信がない	経験がないため。
70	やや自信がある	事業者が実施した活動について、ルールや結果を見直して、問題点等を質問し、事業者が問題点と感じて改善に取り組むようにしていること。
71	自信がある	チェックリストを使用すると検査の視点が限定される恐れがある。自分の検査経験に基づき、現場の保安活動、ステータス等に応じて適切にサンプリングを選定できる自信がある。
72	あまり自信がない	未経験ではあるが、予め決められたチェックリストなしに検査をできる自信がない。

No.	Q2_4 チェックリストのようなマニュアルがなくても、安全に係る性能が低下している疑いを発見・指摘する自信はありますか。	Q2_4_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、自信がある方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。自信がないと思う方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
73	自信がある	事業者の活動を監視していればわかる。
74	やや自信がある	検査を実施する際は、事前に論点を整理し、チームメンバーと議論および共有することで必要な部分に十分な労力を注げると感じます。
75	自信がある	設置許可基準や技術基準等の要求事項を理解していれば、出来て当たり前と感じている。検査官は、事象をとらえる時点でQMSやPDCA、保安規定第3条をベースに考えないようにするべき。
76	あまり自信がない	経験不足のため。
77	やや自信がある	過去の経験から
78	やや自信がある	事業者の教育資料をよく読む。
79	やや自信がある	自身の業務経験及び現場のコミュニケーションなどでおかしいと感じる事項について指摘できる。
80	自信がない	検査資格を所有していない
81	やや自信がある	前職での経験
82	やや自信がある	検査の目的を把握すれば可能であると思う
83	あまり自信がない	運転プラントの安全にかかわる機能のイメージがつかめない（運転プラントの経験が少ないため）
84	やや自信がある	事業者のマニュアル等の改定が遅れており、検査がきっちりできなかった。
85	あまり自信がない	熟知した対象なら自信をもって指摘できるが、今一自信が持てない対象では、指摘まではできず、問い合わせするところまでかと思う。
86	自信がある	事業者の活動を数多く監視、複数回見ることにより、前回との違い、ガイドや手順書との相違等発見しやすい。
87	やや自信がある	CAP活動において通常と違う現象に注目している。
88	あまり自信がない	短い検査時間の間にその疑いを全然見逃していない自信は、無い。
89	やや自信がある	事業者が定期的に採取している診断データや中央操作室で圧力等の指示値のトレンド変化を確認している。現場では異音や振動。
90	あまり自信がない	時にはチェックリストのようなマニュアルも必要かと思います。柔軟にすればよりよくなることもあるかと思います。
91	やや自信がある	特になし
92	自信がある	設備の機能、事業者の保安活動の目的を理解して、検査の目的に従って検査を行うこと。
93	やや自信がある	これまでの事故トラブル対応経験、保安検査違反事項への対応等を生かして検査を行っている。系統設備、発生するトラブル及び保安活動上の問題等をすべてマニュアル化は不可能。基本て時な要求事項を整備したものがあれは、それの応用で対応は可能と考える。
94	やや自信がある	正常な状態を意識的に何度も確認すること。不明な点は質問してよく議論すること。
95	自信がある	施設に係る機能要求等について、事業指定や保安規定等を事前に理解しておけば、気づきが確認された時点でおおよその検討がつく。核燃料施設の場合は、実用炉のような技術的に確立したtech spec.のようなものが存在しないため、検査官には現場経験や審査経験のようなものが必要となり、その力量をいかに上げるかが重要になると感じている。
96	やや自信がある	三現主義を重視している
97	やや自信がある	機械設計担当歴が長く、これまでも諸々の不適合事象を経験しており、原因究明等においてもこの経験が生かせている。至近の事例としは、原因究明の際、事業者の見落とした要因を指摘等。

No.	Q2_5_1 （任意回答）その他、検査活動における良好事例（知識として残し、共有すべき事例等）があれば、ご記載ください。
1	検査官活動の良好、失敗事例集を共有する仕組みが必要
2	検査官ではないため回答不能
3	検査実施前の事前調査を実施し、そこで検査対象部門の管理者に対するインタビューで、事業者の特徴をつかむこと。
4	なし
5	規制検査において、実施検査の確認資料、確認内容を日報（当日作成）としてデーターベースを構築しており、後任検査官への技術伝承に反映することとしている。
6	現状なし
7	なし
8	とくになし
9	なし
10	特になし。
11	手厚い検査や点検が行われている設備（安全上重要な設備）は殆ど不具合は発生しない。普段検査されない、重要度の低い設備ほど不具合が発生し、また間接的に重要設備に影響を与えている。全ての設備に触ってみる、覗いてみることが大切です。
12	規制検査自体が、マニュアル化、指標化などで業務の見える化の事例で良好事例である思う（特に霞が関内で）。この制度をしっかり改善しながら続けていくとよいと思う。
13	特に思いつきません
14	毎日現場を歩く。普段の様子の把握とそれとの変化を感じる。
15	放射線の基本として、線量と汚染の区別を意識している。
16	現場で、マネジメントレベルを含む組織の格階層との定期的なコミュニケーションの場を設け対話を継続している。事業者自ら対話を提案してくる土壌が生まれている。
17	特になし
18	経験不足でお答えできません。
19	検査官としての立場も大事だが、専門外及び確認事項があれば、検査状況を確認し、担当者に確認することが、知見を向上させる近道である。
20	原子力規制検査の経験が少ないので特になし。
21	現場においては安全に注意すること。気づき事項がある場合は、一義的責任は事業者にあることなら鑑みて、事業者の説明に対して傾聴すること。
22	特になし
23	特になし。
24	検査報告書には、気づき事項がなければ検査内容が残らないが、検査メモを作成し、検査結果にかかわらず、検査の理由や検査内容を記録している。
25	なし。
26	特になし
27	事業者は規制側が求めるCAPの理解が必ずしも正しくないこともあり、名称に「CAP」と記載がなくてもCAP関連内容が議題に登ることがある。事業者の様々な会議に許される限り貪欲に陪席し、どの委員会に出席すべきかは検査官の目と耳で判断すること。その成果を検査に使用することで、効率的、合理的な検査の質が高まる。
28	「これはダメだ」と感じたら、なぜダメなのか、ダメな点は具体的に何か、ダメな基準はどれくらいか、など、自分が思ったことの根拠を自身に問いかけること。
29	良好と言える様なことはございません
30	特になし
31	事業者の活動で検査官の目に見えている部分は氷山の一角です。それを念頭に監視活動をすることで、深堀のセンスは向上します。
32	現場の日々変わる状況に注意する様巡視すること。
33	特になし。
34	なし
35	愚直に設工認や規格基準と現物及び記録を突き合わせていくのみ
36	日頃から事業者や作業員の方とのコミニュケーションが取れているおかげで、突然のインタビュー等でも快く対応していただける状況です。
37	特になし。
38	時間外検査における地方検査官事務所との連携（防災車の使用）や現場でのカメラ撮影等の実施
39	日々の検査の中でガイドに基づき検査を実施して来たが、重大な違反レベルのものについては指摘は無かった。

No.	Q2_5_1 （任意回答）その他、検査活動における良好事例（知識として残し、共有すべき事例等）があれば、ご記載ください。
40	事業者と対等の立場で、原子力安全について議論できる雰囲気の醸成が必要かと思います。従来の品質保証活動の検査の手法である、保安規定に基づく手順書の有無や活動記録の確認を主体とした検査手法からの意識改革が必要かと思います。
41	事業者への質問・確認事項を口頭で伝達するのではなく、ホワイトボードに書き出すことで確実にコミュニケーションが取れるように工夫している。現場の放射線環境を把握する目的で検査官が放射線測定器を持参し自ら測定し、事業者の測定結果の適切性を確認している。
42	検査未経験
43	特になし。
44	ありません
45	従前の方法を知らないと次のステップに移行できない。
46	検査資格を所有していない
47	無
48	特になし。
49	事業者の活動や設備点検のスケジュール（工程表）をできるだけ集め、準備ができた検査は結果もまとまっていたように思います。
50	特になし
51	特になし
52	特になし
53	特になし
54	常に何が正しいのか？この判断で良いのかを問いかけたり、迷ったときには、周囲の検査官と相談する。
55	事業者と議論を重ねる
56	特になし
57	原因分析には、5M等の手法に基づき整理するのが効果的。

No.	Q3_3 検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できていると思いますか。	Q3_3_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、抽出できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。抽出できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	できていない	実際の検査を担当していない
2	できている	フリーアクセス、コミュニケーション及びリスクインフォームドです。
3	できていない	検査官ではないため回答不能
4	ややできている	検査では、エビデンス、マニュアルに執着せず、3現主義で事業者活動を確認・把握する。
5	あまりできていない	経験分野以外はあまりできていない。
6	あまりできていない	基本的には、規制要求と事業者自主基準に合っていないものが該当するかと思われるが、そうやって明確なもの以外がなかなか見つけられない。
7	できている	確認資料での齟齬や現場確認での気づき事項等については、検査日報で所長に報告している他、事業者と共有し、事業者のCAP活動で適切の対処できていることを常に監視している。
8	ややできている	ある保安活動の全ての場面に遭遇することは不可能で、気づきを確認できるときのタイミングと思う。
9	できていない	検査を担当していない。
10	できていない	現時点において、指摘事項と判断すべき事象に遭遇していないため、漏れなく抽出出来ていると断言できないため
11	ややできている	検査官の理解の度合いと経験の深さによる。
12	あまりできていない	検査すべき項目、範囲を網羅的に確認するのが理想だが、現実にはマンパワー等の制約から、サンプル検査の域を出ないと感じている。
13	できている	スクリーニング会議での議論とほぼ合致している。
14	あまりできていない	検査項目が少ない
15	できている	事業者は手順書に従って試験等の活動を実施しており、パフォーマンスが劣化していると思われる状況は確認されていない。また、その後、設備に不具合が発生した事例も起こっていないため、できていると感じている。
16	あまりできていない	基本的に抽出された案件しか目に入らないため。
17	あまりできていない	現場確認では、五感を研ぎす必要があると考えるが、年齢が上がって来た事に伴い、五感の感度も低下気味である。
18	できていない	気づき事項をもれなく抽出できると考えるのは現実的ではない。事業者が見つけてくる事象がすべてであるとすればCAPでほぼ把握できる。
19	ややできている	事業者はまじめに取り組んでいるが、組織の縦と横のつながりを意識している。
20	できている	現場状況の把握、事業者のCR、CAP活動、の確認、監視の継続を通して抽出。
21	ややできている	現在まで気付き事項と記載すべき事項はなかったが、何か気になることがあれば必ず確認するようにしている。
22	あまりできていない	実績が無いので、不明である。
23	ややできている	発電所の現状と結果を鑑み　重大なPDはなかったとかんがえる
24	できている	検査の気づきについては、検査項目の要求事項を明確にして、要求事項に対して、事業者の状況（パフォーマンス等）が、要求を満たしているのか否かを判断している。判断に迷うような場合には、他の事例等の確認を実施し、まずは事務所内、それから実用炉監視部門、専門検査部門等に相談、検討し、結論を出すようにしている。
25	あまりできていない	漏れなくということはあり得ないのでは？
26	あまりできていない	検査サンプルにおける事業者の弱点が見つけられないことが多い。
27	できている	チーム内での議論を行い検討している。
28	ややできている	現場巡回して、気になったところを事業者に連携して説明を求めるようにしている。
29	ややできている	チーム検査で、チーム員から検査気づき事項を挙げていただける件数が少ない。チーム長として、軽微にも至らない検査気づきを紹介するが、それでも挙がってこない。これが課題だと考える。
30	ややできている	「系統構成」「作業管理」等の検査の中で、配管の流れ方向の誤記、ケーブル管の分離記号の誤記等を数件気付きとして伝えた。
31	あまりできていない	他の業務ののため、フリーアクセスで現場を確認する機会が少ない。
32	ややできている	原子力安全に影響は低いが、ほったらかしにしていたら影響は高くなるような内容は、気付き事項としていた。また、ガイドの判断基準になる4つの項目に該当しないものの気づきとした。
33	あまりできていない	1つの検査項目について、自分が判断した検査気付き事項のほか他の検査官では別の視点から気付き事項が出てくるなど十分に抽出できていない部分もある。
34	できている	事業者の活動内容について、気づき事項の判断フローを適用して判断することで、自身の判断についての訓練としている。また、判断に疑念がある場合については、事務所内で検査官同士議論することにより解決をはかっている。
35	ややできている	不適合情報（CAP活動）及びインタビューを監視することで可能と考える。
36	ややできている	検査で見た範囲では十分漏れなくできていると考えているが、そもそも検査で検査官が見れる範囲は限定されている。そのため、各種委員会の陪席や事業者へのヒアリングを可能な範囲で実施することで効率性、合理性を高めているが、検査官が人間である以上「漏れなく抽出」することはできないと思量。
37	できていない	気づき事項を抜け漏れなく抽出し安全に係る説明性を確立する義務を負っているのは事業者であり、検査官に網羅性は要求されていない。
38	ややできている	十分な抜け漏れなくは、自分自身で判断できません
39	できている	自身が事業者の代わりに安全活動を行うなら、何をどうするかを考えれば、自ずと見るべき箇所が理解できる。そこを監視している。

No.	Q3_3 検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できていると思いますか。	Q3_3_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、抽出できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。抽出できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
40	できている	散布稟議範囲においてはできていると思う

No.	Q3_3 検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できていると思いますか。	Q3_3_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、抽出できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。抽出できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
41	できている	保安規定に定めていることや書かれていないことでも運転管理上問題がありそうな事象について気付きとして抽出すよ様にしている。
42	できていない	検査気付き事項に漏れがあったことはないものの、そもそも機械や電気に関する基礎的知識が不足しているため、自信がない。
43	あまりできていない	自身が、指摘事項を検出できていない。気付き事項を多数検出できていない。
44	できていない	知識技能不足
45	ややできている	前述の通り
46	できていない	検査官の数と事業規模が整合していないため。
47	ややできている	日頃から設備や保安活動について勉強している。
48	ややできている	事業者の全ての活動を見ている訳ではない。
49	できている	“検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できている”という状況がよく理解できませんでしたが、選択肢を一つ選択する必要があるため“できている”を選択しました。“抜け漏れなく抽出”するのは網羅的な検査だと思いますが、原子力規制検査は網羅的ではなくサンプリング的な検査だと思います。
50	あまりできていない	経験不足の感が否めないため。
51	あまりできていない	常時現場に検査を実施していないのでできているとはいえない。
52	ややできている	指摘した内容がその後、原子力安全に悪影響を及ぼす可能性があるか判断できない場合がある。
53	ややできている	抜き取りの検査である限り、十分抜け漏れなく抽出することは無理。
54	ややできている	これも日々の自身の業務に対する研鑽の成果であると思量。
55	ややできている	検査を行った範囲においては抽出できていると考えるが、十分かつ漏れなくかどうかは主観的な判断となるので難しいと思われる。
56	あまりできていない	検査気付き事項を見つけてはいるが、「十分抜け漏れなく抽出している」かの判断は自分ではできない。
57	あまりできていない	経験がないため。
58	できている	検査の下準備を入念に実施するとともに、事務所検査官より日ごろの管理状況を聞き取ることで、事業者のパフォーマンスを把握し気づき事項を抽出している。
59	あまりできていない	検査未経験ですが、気づき事項を抽出するのは難しいと思う。
60	ややできている	本庁では、事務所報告等から判断するしかないが、大凡できていると思う。
61	できている	良好事例はない。
62	あまりできていない	CRの数が多く、また事業者活動も多岐に渡るので、重要なものに注視しているが、抜けなく出来ているかは自信がない。特に一見、重要度が低く見えるものについてどこまで波及が及ぶかなど必ずしも検討できていない。
63	できていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
64	ややできている	不適合になっているものは、必ず、気づきにかける。
65	あまりできていない	事業者の意見に対応した見地で即答ができない。
66	ややできている	特に重要だとおもわれる事項については、事業者と対面で直接、説明を受け、質疑応答により確実に確認を行う。
67	できていない	検査資格を所有していない
68	できていない	「気付きに漏れがない」という設問の意図が不明
69	ややできている	検査目的に照らし判断することで可能であると考える
70	できている	抽出が漏れないように、スクリーニングシートを作成した。
71	できていない	新検査は行っていない。
72	できている	特になし。
73	あまりできていない	複数の検査官で事業者の説明を聴取する際、自分は説明資料で理解しようとする傾向が強く、自分とは異なる視点での質問で気づくことがあった。
74	あまりできていない	完全に出来ている自信は、無い。
75	できている	安全設備系の不適合事象はパフォーマンス劣化によるものかを確認する。
76	あまりできていない	安全上重要と思われないことばかり気づくので、挙げていない。
77	ややできている	特になし
78	できている	個々の気づきにおいて、それぞれの要求事項を確認し、それに照らして満足ができているかの判断を行うこと。
79	できている	質問の意図がよくわからない。本来、日々自分が選定したサンプルをガイドに従い確認、検証した結果がすべて「検査官としての気づき」である。それを、重要度評価し劣化、警備等と分類している。
80	ややできている	ややできているとした理由は、現在の検査官の人数と力量を考慮した十分な検査はできているが、施設が大き過ぎて、抜けなく把握できているかという観点では100%YESと言えるか自信がない。

No.	Q3_3 検査気付き事項は十分抜け漏れなく抽出できていると思いますか。	Q3_3_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、抽出できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。抽出できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
81	ややできている	事業者の資料を十分に読んでいる。
82	ややできている	事象発生時の原因等については、5Mに則り、判断するよう心掛けている。

No.	Q3_5_A「検査指摘事項」が発生した場合に、報告をまとめるために必要な情報とその入手を適切に行うことができていますか。	Q3_5_B_1（任意回答）上記、選択した理由として、できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	あまりできていない	現状は、検査指摘事項となっていない。ただし他の事案を報告書で確認すると、事案毎の程度の差を感じることもある。
2	できていない	検査官業務、未実施のため
3	できていない	検査官ではないため回答不能
4	ややできている	私が担当するチーム検査のグループでは、気付き事項が確認されたら、全て（マイナーであっても）文書化を行う対応。四半期に一度、その事例についてグループ員でディスカッションを実施。
5	あまりできていない	まだやったことがない。
6	できている	これまでに検査指摘事項はなかったが、事務所内での情報共有や勉強会等で習得できているものと考える。
7	できていない	指摘事項に関する報告書を纏めたことはない。
8	できていない	検査を担当していない。
9	できていない	これまで実施した検査において、検査指摘事項に遭遇していないため。
10	ややできている	本庁の実施していたSDP勉強会にできる限り参加すると共にいつでも確認てきるようにノートに基準をまとめて手持ちにした。
11	ややできている	明確な検査指摘事項が見つかっていない。
12	ややできている	再発又は類似事象の発生を注視しつつ、業務の実施（現場での手順）にどの程度反映されているかを都度確認している。
13	できていない	指摘事項の発生なし
14	できている	独自て可能な情報収集と、事実確認のための問い合わせ及びインタビューで収集する情報の区別が付いている。
15	あまりできていない	指摘事項の発生に立ち会えていない
16	ややできている	検査指摘事項が発生した経験がないため、何ともいえないが、これまでの勉強会等での事例から、ほぼ実施できると考えている
17	あまりできていない	報告書をまとめる側にいないため
18	ややできている	実際に、報告書などを作成する必要が生じた場面には、まだ遭遇したことがないため。
19	できている	必要な情報は、適時に入手できるので、その点で問題はない。
20	あまりできていない	検査指摘事項が発生していないため。
21	できている	事業者との良好なコミュニケーション。
22	ややできている	まだ実例がないので、できると思うと回答している。
23	あまりできていない	経験不足。横から見ていると、検査指摘事項となった後の本庁判断とのすりあわせの経験も無く、相場観が解らない。
24	ややできている	実際にはやっていないが出来そう。
25	できている	指摘事項となった要求事項が記載されている文書（許認可関連文書等）をネット等を利用して入手する。
26	あまりできていない	新検査制度における指摘事項の事例を自身で作成したことがないため経験が不足している。
27	ややできている	まだ実績がない。
28	ややできている	日常検査においては、事業者への説明要求、再度の現場確認等を行うことはできる。一方で、チーム検査は本庁で行なっており、きちんとした場面を抑えられていないところが散見される。
29	あまりできていない	検査指摘事項が発生した場合、その判断を実施する前にほぼほぼの事実確認が終っていなければ、よい判断プロセスと思えない。報告書をまとめるための情報収集といわれると、小職はよく理解していないと思う。
30	ややできている	他事務所の指摘事項は必ず確認している。
31	ややできている	事実関係を確認するために、事業者とヒアリングをかなり時間をかけて行った。
32	あまりできていない	検査指摘事項の報告をまとめる内容について、関係部署からの修正が何回もありまだまだ適切な報告内容になっていないと思う。
33	あまりできていない	本年度の検査において、検査指摘事項がないため、検査指摘事項に応じた資料入手についてある程度の知識はあるが、実際にできるかどうかはわからない。
34	できている	疑問点について、こちらから積極的に文書による質問をだし、回答をもらう。
35	できている	使用施設の煙感知器が長期間点検していなかった事象では、検査指摘事項候補として、所定の書式の報告書を作成し、本庁に提出しました。所定の書式があれば要領に基づき作成することができます。
36	できている	PDであること、軽微でないことを立証するロジックに最低限必要な情報と付帯的な情報を区分し、前者が全て揃っているかを確認する。
37	ややできている	新検査において、指摘事項は発生していないので、不明です。検査官を続けていくなかで、検査指摘事項を自分の実施経験として体験すれば自信になると考えます

No.	Q3_5_A「検査指摘事項」が発生した場合に、報告をまとめるために必要な情報とその入手を適切に行うことができていますか。	Q3_5_B_1（任意回答）上記、選択した理由として、できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
38	ややできている	まだ、検査指摘事項を発出していないため、十分にできているかどうか不安があるが、他で発生した検査指摘事項を良く確認するとともに、検査気づき事項があった場合は、指摘事項表を練習で記載してみる等のアプローチを行っている。
39	ややできている	まだ指摘していないため
40	できている	指摘事項に係る事実確認を、自身が納得するまで深堀している。そうしないと、他人に報告するための文書は書けない。
41	できていない	検査業務を実施していない。
42	できている	事業者との日頃のコミニュケーションをとることで、情報収集に問題なくできている。
43	できていない	一部例外を除き、検査指摘事項が発生していないため。
44	できていない	まだ、指摘事項を検出していない。未だ、検査報告書に指摘事項を記載していない。
45	できていない	知識情報不足
46	あまりできていない	対象外のため。
47	できていない	これまでに指摘事項の発生はなかった
48	ややできている	フリーアクセスによる情報の入手がほぼできていると考える。
49	ややできている	リスクの大きさや重要度判断に必要な事実を収集する
50	できていない	指摘事項となった事案がない
51	ややできている	担当者として実際に実施した事がないが、容易に出来ると思っている。
52	できていない	検査指摘事項がまだ発生していないため“できていない”を選択した。
53	ややできている	本庁との情報共有を絶やさないように実施している。
54	ややできている	指摘事項の経験はないができると思う。
55	あまりできていない	現行制度での経験が不足しているのでできているとはいえない。
56	できていない	まだ、検査指摘事項に該当する指摘をした経験がないため。
57	できている	これも先ほどと同様検査指摘事項までに行かない軽微なものであった。
58	できている	スクリーニングにより検査指摘事項となる場合は、安全重要度評価ガイドの初期評価により、監視領域を特定し、どの付属書を使て安全重要度評価を行うかのステップへ進むこととなる。スクリーニングの判断事項である「監視領域の活動目的に影響を与えたか」は、検査官の主観的な判断となるおそれがあり、検査を通じて相場観の醸成が必要である。
59	あまりできていない	経験がないため。
60	できている	定期的に気付きガイド、重要度ガイドを見直すことで知識の維持を図っている。また、気づき事項であってもどうなれば指摘事項に該当するがチーム内で話し合って整理している。
61	あまりできていない	検査未実施ですが、本庁や事業者がもっている情報をうまく活用し、まとめていくのは難しいと感じています。
62	ややできている	現場と本庁で必要な情報の判断が相違する場合もある。
63	ややできている	まだ、経験が少なく、判断に不安があります。
64	できている	検査指摘事項となった事案は、現在のところ無い。
65	あまりできていない	取りまとめを自分自身でやったことがないため。
66	できていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
67	できていない	指摘となった事例経験がない。
68	あまりできていない	今までの検査において、検査指摘事項は無かった。手順について、おおまかには理解しているが、実際に行わないと完全に解っているとはいえない。
69	あまりできていない	検査指摘事項となる事案を経験していない
70	できていない	検査資格を所有していない
71	あまりできていない	機会がないため
72	できていない	新検査は行っていない。
73	できている	特になし。
74	ややできている	報告例やガイドを確認する。

No.	Q3_5_A「検査指摘事項」が発生した場合に、報告をまとめるために必要な情報とその入手を適切に行うことができていますか。	Q3_5_B_1（任意回答）上記、選択した理由として、できている方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。できていないと考えられる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
75	ややできている	不明な事項はフリーアクセスにより調査、確認は面談により行っている。
76	できていない	まだ指摘事項に出くわした経験が、無い。
77	できている	特になし
78	ややできている	特になし
79	できている	スクリーニング、SDPガイドに従って検査で確認できた情報を整理して決められた書式に記載する。
80	ややできている	担当しているプラントは廃止措置中と長期停止中であるため、安全上課題となる指摘事項の経験は少ない。
81	ややできている	事務所での情報収集だけでなく、本庁の知見、知識を借りながら不足している情報等を収集する等により、より確実な判断を行うための情報収集を行なっている。
82	ややできている	重要な機器やヒューマンエラーに重点をおいて検査を実施
83	できている	本庁担当部門と連絡を密にし、タイムリーな対応に心掛けている。

No.	Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	Q4_2A_1（必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。
1	実感している	重箱の隅つつきによる大きな問題の見落とす、指摘しやすい形式的な問題に注目しリスクのある現実を見逃す、これらは保安検査や品質保証導入後に起った問題であり、今回の改正は正常化に向かっている。
2	やや実感している	原子力安全に直接関わる事項に資源を投入するのが自然です。
3	やや実感している	違反を取るのではなく、事業者に考えさせて、その結果として必要と考えたことをする様に促すことが大事だと感じる。従前は検査官から言われたからやる、というニュアンスも少なからず感じた。
4	やや実感している	これまでの膠着した逐条検査に比べ結果にフォーカスできる
5	やや実感している	有効であるかどうかは、10年後に判断すべきであって、今の段階で判断すべきではない。
6	実感している	予防的側面を具備していることに期待できる。
7	やや実感している	事業者の弱点に焦点を向けた検査制度であることから、原子力安全の確認には効率的だと思う
8	あまり実感していない	検査官ではないため回答不能
9	実感している	逐条的な確認がなくなり、不要な検査が減ったことから、安全上重要な設備・機器の確認に時間を費やせるようになった。
10	やや実感している	当事務所の運転検査官の活動状況からそう感じている。
11	やや実感している	限られた資源に対して、最適なアプローチで進められる。
12	やや実感している	事務所のなかで議論が活発になったから。
13	やや実感している	なし
14	実感していない	検査官ではないため回答不能
15	あまり実感していない	従前のやり方を否定するほどのものでもないかと思います。
16	やや実感している	新規性基準対応に関連した耐震工事等でのトラブル対応や汚染事故の対応で、JAEA原子力科学研究所の安全意識の向上や管理体制の強化が図られていると感じている。
17	あまり実感していない	まだ始まったばかりなので、評価するには時期尚早。
18	実感している	重要度の高いものが効果的に検査でき、事業者にとってもすべてが対象なので、保安活動に緊張感が生まれる。
19	あまり実感していない	まだ、新検査の機会が乏しい。
20	やや実感している	原子力規制検査はまだ過渡期であり、今後改善し有効な検査にしていけば良いと思う。ただ、従前の保安検査よりは有効であると実感している。また、事業者に説明責任を負わせたことが原子力安全の維持に繋がると思う。
21	やや実感している	検査官の力量に依存する部分が大きいと感じる。例えば、新人検査官の場合ぇは、以前のチェックリストに沿った検査のほうが、もれなく最低限の検査はできると思う。当該制度が活きるのは、一定の力量を持った検査官の場合に限られるのではないか。（新人検査官であっても、他の検査官のサポートがあれば問題なく検査できるとしても、現状それほど人員的に各地方事務所に余力があるのかは疑問別問題ですが、）
22	実感していない	検査を担当していない。
23	実感していない	制度設計として有用であることは、理解しているが、現時点で実感する機会が無いため。
24	やや実感している	形而上の検査ではなく、実際の事象の安全への影響をとらえた検査となった感じがする。
25	やや実感している	ある意味で当たり前のことがようやくスタートしたと認識
26	あまり実感していない	検査官の勉強不足で深い議論ができていない。
27	やや実感している	効果が現れるのは、各検査官が検査になれて、より専門性を発揮出来るようになる必要がある。
28	実感している	リスクの高い行為や施設に注力出来る。
29	やや実感している	表面化していない潜在的なリスクの抽出は規制検査ですべて確認できるわけではない。新しい知見や兆候を感度よく見つける必要がある。
30	実感している	規制検査活動は、検査官と事業者との双方向の働き掛けで進められているが、目指す処は事業者による自発的改善にあることが理念として関係者に理解されていると実感。
31	実感している	従来、安全上重要度の低い設備に対しても規則や保安規定に書かれていることのみをもって、仕方なくリソースを割いていた場合もあったかと思うが、今後はより重要なものに重点を置くことができるので、より深みのある検査が行えるようになったと感じている。
32	あまり実感していない	効果が目に見えてこないから。
33	やや実感している	パフォーマンスベースド及びリスクインフォームドを取り入れることにより従前の検査よりも重要な案件に注力することができる。
34	実感している	事業者の一義的責任への取り組みが伝わっている。
35	あまり実感していない	本来の定員及び資質の検査官が配置されて初めて規制検査が満足するが、未充足のため
36	やや実感している	効果的な検査になるとは思うが、検査官の力量、マンパワーが不可欠
37	やや実感している	発電所においては有効な手段であると思うが、核燃料施設においては主に、保安規定の遵守状況についての検査が有効であると考える但し、核燃料施設においても、施設の経年劣化については、リスクの考え方、保全の有効性評価の考え方を取入れて、10年ごとの評価ではなく、数年ごとにリスク評価を行い、保全計画を変えて行く考え方を導入する必要がある。

No.	Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	Q4_2A_1 （必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。
38	あまり実感していない	まだ運用開始して日が浅いため
39	やや実感している	安全重要度が高い機器のメンテナンスは適切に行われていることは承知いている。安全重要度が低い安全弁の定期事業者検査において、不適合処理（機能検査不合格）が発生した。
40	実感している	現時点で有効か否か実績が出ていないので、実感というよりも「かならずよくなるという信念」はある。
41	やや実感している	事業者の活動がより理解できるようになったと思う。
42	実感している	より現場重視で、リスクに応じた監視活動ができ、事業者の意識も変わって来ていると実感？
43	実感している	検査するときに、パフォーマンスを維持するのに何が必要か、ある活動にたいするパフォーマンスはリスクにどのように関係しているのかを考えて検査すると、検査を受ける側も、納得して活動に反映させていることが多いように感じる。
44	実感している	施設でのWDにおいても今までの視点とは異なり、重要であると考える部分では機器の状態だけではなく制御系も確認するなど幅広い検査が可能となっている。また事業者側も検査の内容について理解が進んでいる。
45	やや実感している	新検査制度の本質であるが、習得には多くの経験が必要
46	あまり実感していない	現在、検査業務をほとんど実施していない。
47	あまり実感していない	実感は得られていないが、理念は十分理解しているし、正しい道だと思っている。
48	実感している	パーフォマンスベースト等に係る規制検査研修及び実務を通じて有効であると感じている。
49	あまり実感していない	いつでも検査しているが裏をかえすと何もアナウンスがないと事業者はそれなりできていると思いがち緊張感があるようなないような雰囲気と感じる。定期的に緊張感を感じる時間（MUSTの検査期間）が必要
50	やや実感している	事業者がCAPに対して認識を持ち始めている。リスクインフォームドはまだ核燃料施設では具体的に行われてはいないが、準備が進められている。
51	やや実感している	事業者の意識向上
52	実感している	原子炉施設の運転に関して、危険予知ができるので、有効であると考える。
53	実感している	無駄なことを排除し本当に必要な安全に関する実効性のある検査に従事しやすい考え方であると理解しているから。
54	やや実感している	施設の安全上の重要度に応じて検査の深さ、細かさの濃淡を付けるやり方には賛同しており、実効性があると実感している。
55	実感している	ただ保安規定等の遵守状況を確認するのではなく、リスク情報を活用し劣化が疑われる保安活動等を検査できるため、原子力安全の維持・確保・向上に役立つと考える。
56	あまり実感していない	まだ、従前の検査が主体であること。
57	実感していない	旧検査制度でも原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であったと感じるから
58	あまり実感していない	事業者の安全への意識が、以前より高まっているかわからないところがある。
59	実感している	事業者の活動をよりありのままに確認する手段としては、従来の検査制度に比べると合理的、効果的な手法であると思う。
60	やや実感している	プラントウォークダウンに勝る検査は無いと思う。
61	やや実感している	これまでの検査では、仕組みとしての完全性を求めて、原子力安全に影響の小さい案件についても時間をかけてしまうことが多かった。現在の検査では、マイナーなものは事業者の処置に任せて必要と考えられる検査対象に注力できている。
62	あまり実感していない	検査に主体的に参加していない。
63	あまり実感していない	事業者の日々の活動において、マニュアル等に基づき、検査等も実施できている。
64	あまり実感していない	まだ、始まったばかりのため有効であるとは言いにくい。
65	やや実感している	まだまだ有効であるか実感するには時間がかかると思うが、従前の検査から考えると今の検査は事業者の保安活動がよく見えるので有効であるとやや実感している。
66	やや実感している	従来の検査に比べて、より安全上重要な内容について重点を絞って確認することができ、網羅的な検査より、より有効であると感じている。
67	やや実感している	リスクを把握して、そこに体力を傾注して検査行うことが効率的かつ重要と考える。
68	やや実感している	リスク評価が全てじゃないところ
69	実感している	ソフト面、ハード面の検査対象に関して十分な情報を得た上でその実効性を、実施の有無のみならず原子力安全への達成度を含めた上で、検査するの制度であるので、その有効性は明らかです。他方、検査官品質が高いことが条件であり、そのため、現状では当該品質についての本庁認識の向上と、当該品質の向上のための教育システムのさらなる充実は不可欠と考えています。
70	やや実感している	原子力規制検査制度は検査官の力量に大きく依存するため、検査官の力量の維持・向上のための仕組み作りにより注力すべきと考えます。
71	実感している	指摘事項を受けた事業者の改善内容が安全性に直結したものになっていくことが期待できるため
72	実感している	形式ではなく、実際どいうなのかを問う姿勢になったから
73	やや実感している	理想ではあるが、事業者の自らの改善活動が起動にのり、CAPやオペラビリティ判断が適切に実施されるようになれば今までの検査以上に原子力安全が確保されると思われる。その評価がパフォーマンスベースドやリスクインフォームドの規制検査が目指すところであるから。ただし、現状では、事業者のCAP活動や、オペラビリティ判断に基づく活動は端緒についたばかりであるため、やや実感していると評価した
74	あまり実感していない	旧制度でも発見できた事象である

No.	Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	Q4_2A_1（必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。
75	実感している	リソースの限られた検査活動では、リスクの有無を把握してアクションするしかない。以前の網羅的な検査より、適切である。
76	やや実感している	事業者が新検査精度を十分に理解できていないところが、見られるが、事業者の理解が進むと有効であると考えている。
77	あまり実感していない	現在の担当が、従来の検査制度による検査であるため、実感する場面はほとんどないが、パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査は、原子力安全の維持・確保・向上に向け、大いに有効であると確信している。
78	やや実感している	有効です
79	実感している	リスクも参考にしつつ重要な設備・機器について、性能や機能の低下になっていないことを現場で確認し、問題があればさらに深く踏み込んでいく活動であり、原子力安全の維持。確保には有効である
80	実感していない	検査業務を実施していない。
81	実感している	行き過ぎたQMS活動により、書類ばかりに目が行く従来の検査より有効と考える。
82	やや実感している	これまでの逐条型検査と違い、事業者のパフォーマンスに着目し、実際的であるため
83	やや実感している	事業者に常時検査しているというプレッシャーをかけ続けることができることが有効と感じている
84	実感している	現場巡視及び不適合管理の是正状況管理を行うことで、逐条型検査では見えてこない現場の状況や問題点が明確になることを実感している。
85	実感している	現場観察を重視し、安全と信頼性に関することがらに焦点を当てる検査や意思決定プロセスにおいてリスク計算結果とともに他の要素も考慮した検査は有効と考える。
86	実感している	事業者の活動に合わせてタイムリーにリスク情報を活用したパフォーマンスベースド検査を行うことで重大なトラブルを未然防止することも可能であるため。
87	やや実感している	サンプリングを含め重要と考えるものを中心に確認ができる。
88	やや実感している	従来の書面、エビデンス重視の検索は重箱の隅を突く検査、現在は実動作、設備の状況を検査していることから、指摘の是正が原子力安全に直結している。
89	実感していない	有効であるとは思うが、現場での検査業務の経歴が浅く、実感するまでには至っていない。
90	あまり実感していない	評価するにはある程度の期間が必要であると思います。
91	あまり実感していない	従来と比較し、どこまで良くなったかの、成果評価は行われていない。
92	やや実感している	逐条検査的なものから、より安全に影響があるか、実際に影響を与えたかの観点での検査になり、限られたリソースにおける効率的な検査になりつつあると感じているため。
93	やや実感している	従来の保安検査に比較して、リスクインフォームドの検査を実施ししているので、その日の発電所の状態、作業でリスクを考慮して検査を実施しているので原子力安全により注目できている。
94	あまり実感していない	日頃の業務を肌で感じて。
95	やや実感している	規制機関による安全確保のためのリソースを適切な箇所に集中することで、無駄なく安全性の向上を図れるから。
96	実感している	どんな悪いことが起きるのか。どれくらい発生しやすいのか。影響は、どれくらいなのかを、考えながら検査を行える
97	やや実感している	逐条型検査の表面的な検査よりは実効性がある。特にフルーアクセスは有効な手段。
98	あまり実感していない	旧態依然とした使用前確認の制度（処分）が残っているため。この部分だけ取り残されている感じがする。設計管理と作業管理のガイドで十分事足りる。事業者責任であるならば処分不要と考える。現に施設定期検査に係る処分行為はなくすことができている。
99	やや実感している	やっと自分の実施していた検査に、精度が追いついてきと思っている。
100	実感している	検査官側で常に原子力安全を意識したものの見方や活動が行われるようになったため。
101	実感している	火災防護の不備など実効性のある指摘がなされている。
102	実感している	作法や手続きに関する指摘はなくし、原子力安全に影響を与える不適合への規制対応を通じて、事業者の保安活動が真に安全性向上に寄与することを促すことができる
103	あまり実感していない	事業者の安全に対する取り組みが向上しているとも思えない。
104	やや実感している	プラントへの安全性に着目して検査に軽重をつけているため。
105	やや実感している	リスクに応じて保安活動の監視ができていると感じる。
106	実感している	パフォーマンスベースで検査を行うにあたり、リスクを考慮し検査対象を選定することで、安全で重要な設備に対して検査ができていると思う。
107	やや実感している	規制検査に係る考え方などについて実務を通じて体得中であり、その有効性を理解し業務に生かしたいと考えている。
108	あまり実感していない	まだ始まったばかりで、成果が見えてない。
109	実感している	原子力安全上重要だと考えられる点等に重点を置いた検査ができるため
110	やや実感している	従来の保安検査と違い、本人自体の技量等が問われるため、原子力安全の維持・向上等には貢献できている。
111	やや実感している	本当に必要な、安全上重要な、検査に注力できる。
112	やや実感している	事業者の不具合や故障等に対する対応が早くなったと感じることから
113	やや実感している	安全上重要な事項に検査を集中できる

No.	Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	Q4_2A_1（必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。
114	あまり実感していない	現場での検査実績が少ないので有効性をあまり実感できていない。
115	やや実感している	自身が設定した検査ポイントについて従来検査より深堀りして検査を実施することができ、事業者の認識が希薄な場合はPDCAを回していくよう導けるから。
116	実感している	エビデンスを主にした確認とは違い、生の活動状況が確認できている。
117	やや実感している	未だに古い体質の検査に囚われている検査官もいるため、教育が大事と感じている。
118	実感している	事業者の安全活動の実績に応じて、弾力的に検査分野を選定・重点化できる検査制度であり、原子力安全の維持・確保・向上に繋がる制度であると認識している。ただ、この制度は検査官の力量に大きく左右されることが懸念され
119	やや実感している	原子力安全が劣化しつつあると感じているため
120	あまり実感していない	パフォーマンスベースとかリスクインフォームドとか、カタカナで説明せず、日本語で名称を設定してください。直感的にわかりにくいです。
121	やや実感している	放射線管理のチーム検査において現場でPDを発見したときに感じた。
122	実感している	事業者自らが、パフォーマンスを意識して、ルール等を見直していることができはじめていて、また、本当に必要な活動については、適切に資源投入していること。
123	やや実感している	総花的に検査するのではなく、パフォーマンスやリスクなどにしぼった検査は有効と考える。
124	あまり実感していない	導入間もないので見えて来ない。
125	実感している	保全の主体が事業者に移った事から、事業者の考え方が変わってきていると思われる。
126	あまり実感していない	不明
127	実感している	検査資源をリスク等に応じて適切に投入できるようになったとともに、机上検査だけにとらわれることなく、現場及び実態に焦点を当てることで原子力安全の維持向上に貢献していると考える。
128	やや実感している	検査官１人１人が発電所のリスクの理解が進むことで、発電所での大きな事故を未然に防ぐことができると思います。
129	やや実感している	従来型検査と、安全確保にどの程度違いが出るかわからないから。
130	やや実感している	重要な部分に目を向けることができる検査だと感じます。
131	実感している	①安全に直結する施設の状況や事業者の活動をリアルタイムに確認することが出来ること。②保安検査のように机上の検査で「手順書に書いてある・書いていない」のようなやり取りをしなくても良いこと。③QMS、PDCA、保安規定第３条を検査メインにしなくて良くなったこと。④安全に直接影響のないものは、事業者の活動に委ねられること。（日常観察でフォロー出来ること）⑤安全に注力した検査活動が出来ること。⑥その結果、事業者とは、より安全に関連する議論が活発出来るようになり、自主的改善の意識が高まったと実感出来ていること。
132	あまり実感していない	現状、新しい制度を円滑に立ち上げ、運用することに精一杯であり、より実効性のあるサンプリングや検査実施までに及んでいないため。
133	実感している	フリーアクセスが認められたことや従来の検査よりメリハリの効いた検査ができるようになったため。
134	やや実感している	事業者の意識を高めることができると思うからです
135	やや実感している	有効ではあると思うが完ぺきではない。
136	あまり実感していない	中途半端な対応をしているのではないかとつい、疑念が出る
137	やや実感している	安全性に着目した内容について、より注目して検査が実施できるから。
138	あまり実感していない	勉強会、試運用等に参加し一通りの勉強はしても、実プラントで実際に検査をしてみると、現場の状況（背景含めて）により事象の受け止め方が検査官により違ってくる（特に実際に現場を確認した検査官と現地からの情報入手できない本庁検査官の間の認識の違いが大きい）。
139	実感していない	検査資格を所有していない
140	あまり実感していない	RI情報は、事業者からの供出が遅れすぎていて活用の見込みはない。PBに関しては、従来から積み上げてきた日本の安全文化から鑑みると、違和感を覚える。
141	やや実感している	原子力安全の維持等に有効と思うが、事故の発生件数が少なくなったとの裏付けが現状ではない。
142	実感している	全てを検査するには、人、専門性、時間がない
143	やや実感している	従来の検査では指摘できないものを対象にしているため
144	あまり実感していない	指摘事項等に接する機会が少ないため
145	実感している	従来の逐条型検査とは違い、事業者の活動をリスク情報等を活用することで柔軟にリスクの高い設備等を重点的に検査をすることができるので、原子力の安全を効果的、効率的に確認することができると思う。
146	あまり実感していない	規制検査の経験（回数）が、まだ、少なくあまり実感がない。
147	実感している	安全にフォーカスできるため
148	実感していない	新検査は行っていない。
149	やや実感している	感じているから。
150	やや実感している	従来の方法と組み合わせた方がよりいい場合もあると感じる時もある。
151	やや実感している	重要度の高いものばかり検査対象に選んでしまった場合、はたしてその組織の根本的な弱み等を正確に気付くことができるのかという点でまだ少し疑念があるため

No.	Q4_2 パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が原子力安全の維持・確保・向上に向けて有効であると実感していますか。	Q4_2A_1 （必須回答）上記選択した理由を具体的にご記載ください。
152	あまり実感していない	見方、考え方を理解し、継続し、慣れてくれば、有効と考えるが、もう少し訓練が必要
153	実感している	リスクが高いと思われる事案にリソースを投入できるから。
154	実感している	検査指摘事項となりそうな検査気づき事項について本庁と情報共有している。
155	実感している	検査に要する時間配分等、柔軟な検査が実現可能となり、事業者も検査官が何を問題としているかを容易に把握可能であり、共通認識を持つことによって、目的が達成可能と思います。
156	やや実感している	事業者活動（保全活動等）から、事業者の判断根拠を検査することによって確認している。
157	あまり実感していない	まだそこまでのレベルに達していると思われる被検者に、出くわしていない。
158	実感している	検査官のフリーアクセス、リスクの活用等、規制側が事業者に対して保安活動を監視するうえで、制度としては、非常に有効であり、機能的であると思われる。
159	実感している	安全重要設備を対象に気づき事項があれば納得できるまでとことん検査できる。
160	あまり実感していない	現場での行政指導が行えないことが前の行政ではありえなかったので、その部分には違和感を感じる。
161	あまり実感していない	廃止措置準備中なので、危険が少ない。（本格的な廃炉が始まると危険が発生すると思われる。）
162	実感していない	新検査制度は実行していないため
163	やや実感している	制度が始まりこれからが重要と感じている。
164	実感している	原子力は大きなリスクを伴う施設であり、表面的な活動や事柄にとらわれることなく、安全と向き合うことができる。
165	やや実感している	フリーアクセスでありのままの姿を見れれば有効と思います。
166	やや実感している	従来の検査制度では、保安規定を守れば、原子力安全を確保できるものといった感があったが、原子力安全への追求する姿勢を求められことが重要である。
167	やや実感している	事業者の生の保安活動を確認することで、事業者は気を抜けなくなり、安全確保への意識が向上する。
168	やや実感している	前の質問と同様、従前の検査制度でも、グレード分けの考え方は存在していた。限られた規制資源を有効に配分すためには必須の事項と考える。
169	やや実感している	検査の仕方として原子力安全に対して効果的であると日々感じているが、実際にどのように有効的かの判断はもう少し後になって判ることではないかと思う。
170	実感している	より安全に特化した部分について実効的な検査が行えること。
171	やや実感している	当該検査での気づき事項等が事業者の活動の改善を促していることを実感しているため。
172	実感している	安全上の重要なところに資源を割くことが出来るため。
173	やや実感している	横断分野の検査に係る時間が多いので有効的
174	やや実感している	規制側のみならず事業者の意識も変化する必要があるが、事業者の理解が完全ではないこと。規制側の指摘も適切な指摘となっていないケースがあり、道半ばと感じている。
175	あまり実感していない	発電所及び規制側が新検査制度に追いついていないのではないかと感じる時がある（小職含む）
176	やや実感している	今までの形式的な検査と比較し、許可ベースで事業者のふるまいを観察できるので、指摘できる。従来は保安規定（下位文書含む）に記載があるかから調べていた。
177	やや実感している	有効であることは認識しつつも、これを実施する検査官の力量次第との印象。
178	実感している	気付きを含めて事業者にコメントができている

No.	Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	Q4_3A_1（必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。
1	ある	形式的な事項でも「みなければならない」という事項が減り、積極的に深堀することが可能となった。検査官の力量次第ではあるが、重点的な検査が可能であり、実効性をともなう検査とすることもできるようなった。
2	ある	フリーアクセスでほとんどの情報にアクセスできるため。
3	ある	ある状態を見て、これでいいのか？と問いかける姿勢は強まったとではないかと感じる。
4	ある	現場進出、インタビューの機会が増え事業者の活動をより把握できるようになった
5	ある	電力内のイントラネット内で、資料等を検索できるので、従来より、電力の実態が把握できるようになった。
6	ある	十分に検査官としての力量が無くても検査ツールがあるので、著しい漏れはなさそう。
7	ある	監視範囲が広がり、まだ、定型的な確認、監視でなくなったことから、事業者の監視意識が高揚させれる
8	ない	検査官ではないため回答不能
9	ある	事業者の情報データベースをフリーアクセスで確認することで、事業者が持っている情報にかなり近い情報を即時に入手できるようになり、監視、確認できる範囲が広がったと思う。
10	ある	当事務所運転検査官の活動状況からそう思う。
11	ある	従来であれば、定められたルールの実施が求められる活動であったが、規制検査では本質的な活動に対する事業者との議論が出来ていることから、事業者の自主的な改善に対してインパクトがある。
12	ない	事業者の社内規定や保安規定を時間をかけて確認できていないため。
13	ない	保安検査と同じ検査となっているから。
14	ない	検査官ではないため回答不能
15	ない	プロセスの監視
16	ある	従来の規制制度は、トラブルの事後処理により安全の向上を図る体制であったが、規制検査は、パフォーマンス劣化やリスクインフォームドの検査で、安全の先取りの規制となっている。
17	ある	保安検査期間以外でも事業者の活動を確認できるため
18	ある	これまでの検査では発見できなかった系統上の不具合や、記録確認では発見できなかった計算式の設定誤り等が検出されている。
19	ある	火災関係はいままではなかった。
20	ある	従前の限られた期間での予め検査項目を伝える方法より、日々の保安活動から検査項目を選定できる点、フリーアクセスで情報が閲覧できる点、1年中検査期間である点等及び事業者のの会合に陪席し活動が確認できる事。
21	ある	CAP・リスク情報等の適切な利用により、重要な案件は比較すると全体的に監視できていると考える。
22	ない	検査資格を所有していない
23	ない	比較できるほどの経験が無いため
24	ある	フリーアクセスによる主体的な検査ができるようになった。
25	ある	旧制度では限定された範囲でしか確認できなかったが、確認する保安活動の範囲が広がった
26	ない	この検査制度は検査官の力量による影響が非常に大きい上、具体的な判定基準を無くしているため、最低限の確認ができているのか不安に思うときがある。
27	ある	定期検査等に現場で立ち会う機会が増えた。
28	ある	フリーアクセスで、ありのままの活動を検査できる。
29	ある	フリーアクセスにより、事業者の活動がその準備段階からつぶさに確認出来るようになったことで早い段階から課題や問題点を理解できるようになった。
30	ある	規制検査が日常的に積み重ねられる事を通じて、事業者の「在るがままの姿」がより浮き彫りになると感じているから。
31	ある	従来は自主検査としていた設工認(使用前確認)不要の工事に対する検査が事業者検査化された点
32	ある	検査官の力量。
33	ある	従来の基準に対する検査と比較して事業者の活動全般を確認できている。
34	ある	安全、安心への一義的責任への取り組み。
35	ある	旧制度との比較ができない。
36	ある	CR情報を活用して効率的にみられる
37	ない	試験研究炉及び加工施設では、リスクに基づく保安活動の考え方が浸透していない。その上、従来の保安検査でしっかり確認していた保安規定の遵守状況の確認が疎かになってしまっている。核燃料施設においては、保安規定の遵守状況の検査をベースにし、その上で施設の状況に応じて、保守管理等にリスクの考え方を導入した経年劣化対策や長寿命化対策等の実施状況について、検査を実施するという方法が有効ではないかと考える
38	ある	検査官会議での発表をみて、事務所なりに考えて活動していると思われる。
39	ない	旧制度での保安検査では、事業者に検査項目を示し、その遵守状況を聞き取り、書類審査で確認していた。新制度においては、フリーアクセスにより一見、監視範囲が広がっているようにも感じる事ができるが、事業者は次々と別の活動を行っており、自分が注目した内容や事項の現況保存は難しい。故に、検出事項になる前の、判断の時間に余裕がないため。

No.	Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	Q4_3A_1（必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。
40	ある	いつでもどこでも検査ができるという事業者からすれば抑止力となる。検査制度の仕組みとして監視できるはずという考えがある。
41	ある	現在は耐震補強工事などを主体に確認している。
42	ある	事業者のCAP活動
43	ある	事業者の保安活動に対するリスクのある活動、事項、優先度などが事業者と共有できていると思われる点
44	ある	やはり事業者の活動を検査官自身が選定して確認できる点が大きい。
45	ある	チェックリスト形式でなく、検査官の気づきを反映しやすくなり、事業者の意識向上に大変有効と思われる。
46	ある	自分の気付きから事業者の保安活動を深く掘り下げて監視できる。
47	ない	「ない」と言うよりは、解らないと応えたい。
48	ある	事業者の安全活動に深く入り込んで監視できていると思う。（事業者のイントラに接続等）
49	ある	新検査制度では安全の責任は一義的に事業者にあるとしたところ。
50	ある	ガイドにより具体的な検査の指標ができたことにより、検査の項目に抜けが出ることが少なくなると感じている。事業者はあまりガイドを見てはいないようであるが、ガイドを示して検査を進めることにより、何が検査の対象となっているか検査官側と事業者側双方で理解しやすくなっている。（検査官の独断と偏見による検査が少なくなることが期待される。）
51	ない	旧制度における検査を経験していないため判断できない
52	ある	原子力運転のために必要な安全上重要な設備、機器等について、現場及び中央制御室において事業者の実施する手順等が最新の手順書によって正しく実施されていることを確認することにより設備のパフォーマンスが維持確保されていることを直接確認できる。また、検査開始時の検査体制、必要な確認書類、検査機材及び検査担当者の力量、独立性等について、検査実施前に確認できることは、事業者の安全活動を現場で確認できていると認識している
53	ある	保安規程に書いてあることのみに囚われずに検査対象を監視できるから。
54	ない	従来のチェックリスト方式の方が抜けなく検査ができると感じる。
55	ある	実際の施設や保安活動等を検査ガイドに基づき検査することにより、事業者の弱点の明確化ができると考える。
56	ある	事業者が自ら行うことにより監視できると考えます。
57	ない	旧制度と変わらない。
58	ない	旧制度の運用がわからないので、回答不要。
59	ある	従来に比べて事業者の活動を確認し、検査官の気付きをよりタイムリーに発することができるようになったのではないかと思う。中でタイムリーに
60	ある	事業者の活動を確認することで、その活動の計画から活動までを調べることが出来る。旧検査は、計画と活動は見ていたが、現場の確認は弱い部分があったと思う。
61	ある	例えばディーゼル発電機はしばしばトラブルが発生するが、これまでは事業者の報告をそのまま聞くことか多かった。現在は現場で不具合箇所・状況を確認し事業者の調査・対応状況が適切か、技術的な点からも確認するようになった。
62	ある	従来の検査項目以外の幅広い視点でパフォーマンス劣化の観点からフリーアクセス可能なため、現場の実情に基づき検査可能である。
63	ある	旧制度は文書上の検査であったが新検査は実活動の検査であること。
64	ある	フリーアクセスは良いと思う。
65	ある	フリーアクセスが一番の理由。いつでもどこでもなんにでもアクセスできる制度で、事業者の保安活動（施設、情報等）に監視ができている。
66	ある	従来は、書類検査が主体で、実際の現場の保全状況について確認できていない部分もあったが、新制度においては事業者の活動に応じて実際の作業状況なども確認し、より事業者の安全活動を監視することができると思う。
67	ある	毎日が規制検査であり、緊張した関係を維持できているから。
68	ある	事業者の主体性が感じられる
69	ある	事業者の各種委員会に陪席することで、事業者の原子力安全に関する認識状況を把握することができます。また、施設の事業者担当者に直接ヒアリングし、点検結果などの生データを見ることもできるので、担当者の品質を把握することができます。これらにより、事業者の安全に係る組織的・技術的品質を監視することができています。
70	ある	リスクインフォームド、パフォーマンスベースﾄﾞの検査がある程度機能していると考えるため。
71	ない	網羅性の優先度が下がり監視の範囲は狭まったが、より重要な点について監視を強化できていると考える
72	ない	事業者の行為に注目し、質問を通じて、その行為を正すのは旧制度でも同じでした
73	ある	今まで以上に、規制要求を勉強した上で検査に望んでいるので、監視が強化できていると思う
74	ない	新旧でわ監視の切り口が違うだけ、右から見るのか左から見るのか、PIが機能しだしたら変わるかも
75	ある	事業者の安全活動全般を見れることが要因。今までは、限られた時期の決められた項目しか検査できていなかったが、それでは安全を確信できなかった。
76	ある	事業者との認識の共有が従来の制度よりも図られやすく、新制度について、事業者の理解が進むことにより、事業者の安全活動の監視が容易になると考えている。
77	ある	フリーアクセス、リスクインフォームドにより、事業者の安全活動を旧制度以上に確実に監視できると思う。

No.	Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	Q4_3A_1 （必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。
78	ある	監視範囲が広く、上流文書までさかのぼりパフォーマンスを評価できる。
79	ある	サーベランス等実作業を現場で監視する機会が旧制度に比べかなり増えたことで、今まで以上に事業者の実際の活動を確認すことができる。
80	ない	検査業務を実施していない。
81	ある	書類審査に掛けていた監視活動の時間をを、原子力安全に向けることができるから。
82	ある	検査気付き事項やパフォーマンス劣化があった場合、様々なガイドを使って様々な視点で検査をするため事業者の安全活動を監視できていると思う。
83	ある	事業者の普段の保安活動の監視
84	ある	不適合管理の是正処置が現場に活かされているかが分かるようになった。原子力施設内では、各号機や主管毎に管理されているが、水平展開がうまくいっているかが施設毎の巡視で確認できる様になったことが実感した。
85	ある	フリーアクセスにより事業者のありのままの保安活動を観察できるようになった。
86	ある	いつでも、どこにでも、何にでも検査が行えるため。
87	ある	制度として決まった内容・範囲を見るのではなく、幅広い中からサンプリングを含め重要と考えるものを見ていくことで従来よりも有効と考える。
88	ある	現場の観察時間、深さが従来と変わった。
89	ある	サーベランスや定事検の立会等、現場での検査・巡視に重点が置かれており、また、チーム検査により、放射線防護、火災防護等の様々な分野において専門的な検査がなされている。
90	ある	そもそも法令上の検査の項目が従前より増えている
91	ある	事業者のQMS活動、放射線管理、火災防護、訓練などの活動は、良く見れていると思われる。
92	ある	限られた人的資源や時間を、より安全に係る確認に向けられるため。
93	ある	従来の保安検査にひかくして、情報も含めてフリーアクセスで、広範囲のものを検査していると考える。
94	ある	検査官の業者との連携調整等を通じて。
95	ない	制度移行による見落としは存在していると思われるから。
96	ある	フリーアクセスを通して、事業者のパフォーマンスを直接確認できることから原子力安全に注力できる。
97	ある	フリーアクセスと検査期間が通年となったこと。
98	ある	これまでの使用前検査においては、運用要領の規定に基づいた確認項目を検査していたが、新制度ではこれまで記録でしか確認していなかった項目などについても実際に現場での検査実施状況を監視できること。
99	ない	現在の検査制度では、情報は取りにいかなければ得られない状況です。(フリーアクセス)検査官がこのあたりを理解していないと、監視が緩む可能性はあります。
100	ある	例えば、ある事象が発生したときに、直接関係する部分だけではなく、俯瞰的にみて原子力安全に影響がないか確認するようになった。
101	ある	技術基準不適合の指摘がなされている。
102	ある	事業者のCAP活動をほぼ毎日継続して監視できる
103	ある	保安規定以外の活動に目を向けている。
104	ある	フリーアクセスにより、常時抜き打ち的に検査を実施できるため。
105	ある	保安規定に基づく記録を含めたQMS文書、設備・機器の保守・維持活動等に対し自由にアクセスでき、事業者の生の保安活動を確認できている。
106	ある	情報へのフリーアクセスにより、不適合・懸案事項の処理状況、点検記録など活動の状況をより詳しく確認することができる。
107	ない	旧制度での経験なし。
108	ある	事業者のイントラネットを利用して生の活動状況が観られるようになった点。
109	ある	事業者のデータベースに自由にアクセスして不適合その他の情報を閲覧できるようになったほか、これまで検査官が傍聴していなかった事業者の会議に傍聴するようになり、監視の範囲が広がったため
110	ある	365日、目を光らせている。監視している。という思いが事業者を緊張させている。
111	ある	CAP会議等で、細かい事業者活動を監視できる。
112	ある	検査として、いろいろな場面（書類、現場）を重点形成しつつ確認できることから
113	ある	旧検査制度では保安規定がベースとなっていたが、新検査制度では保安規定にとらわれず懸念があれば検査をできる。また、技術的事項や許認可に関連した事項についても検査ができる。
114	ある	従来のハード中心の検査から、ソフト面の検査が増えてことから、事業者の保安活動等の内容についてこれまでより深く確認することができるようになったと思う。
115	ある	事業者の原子力安全確保のための活動全体を検査対象とできるため、検査のある1点で不備が見つかればそれを起点として根本原因を追究することができるため。
116	ある	活動のアウトプットに至るまでの活動状況を確認、監視できる。
117	ある	フリーアクセスの比重が大きいものと思量。自らが事業者に対してアプローチを掛ける手段が今まで無かったため、非常に大きい一歩と感じている。
118	ある	従来の保安規定の遵守状況の検査から、許認可事項を含めた広い範囲での安全活動の監視ができる制度であると認識している。

No.	Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	Q4_3A_1 （必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。
119	ない	1Fでは原子力規制検査を実施していないため、旧制度との比較ができない。
120	ある	積極的に事業者が行う是正措置を監視し、適切に活動していることを確認していることは、旧制度以上に監視できていると感じている。一方で使用前検査や定期検査は事業者が主で行うこととなったため、事業者における検査が緩くなる恐れがないか不安に感じている。
121	ない	経験が少なくわからない。
122	ある	事業者の活動をリアルタイムに監視でき、結果として事業者の問題点と思われるような部分を質問して、事業者が改善につなげることができるようになっていること。
123	ある	３６５日常に検査し、監視することができる。
124	ある	現場重視。
125	ある	幅広く監視できるようになったところ。
126	ない	わからない
127	ある	リスクに応じて検査に軽重をつけることにより、検査資源を適切に投入することができことから事業者の安全活動を確実に監視できていると考える。
128	ある	設計段階から検査するところや火災防護や事業者訓練に対する検査などこれでなかった検査もあるので、従前よりも事業者の活動を監視する範囲は広い。
129	ある	フリーアクセスの活用。
130	ある	設工認対象外でも要求事項に対する検査が実施でき、その結果、周囲の重要な施設に影響を与えていないかが確認できる等、事業者にとって確認される範囲が広がっていると考えます。
131	ある	旧制度では、保安活動の結果（履行状況）を机上で確認することがほとんどであった。それに比べて規制検査は、日々の検査活動を通じて「生の状況」を必要に応じて確認し、検査することが出来る。
132	ある	フリーアクセスにより、検査の対象範囲や期間を限定することなく、常に事業者のありのままの姿を見ることが可能であるため。
133	ある	CAP活動
134	ある	CAP
135	ある	自由に現場に行くことができ、見たいものを、気兼ねなく観察できる。
136	ない	十全よりも軽く通り過ぎる部分があるような気分になる。
137	ある	CAP情報など、旧制度ではアクセスできなかった内容についても、積極的に確認することができる。
138	ある	現場ウォークダウンでの小さな気づき事項に起点に対象となる検査に移行できるようになったことから、タイムリーな検査が可能になった。
139	ない	検査資格を所有していない
140	ない	安全へ向けた事業者との協調というよりは、敵対的な関係性が強くなったように感じる。
141	ある	検査期間が限定されず、日々の事業者活動を検査できるため。保安検査では、検査期間に指摘をしても期間内で決着しないことがあり、次回に持ち越すと既に事業者が自主的に改善している事例があった。
142	ない	指摘事項等がこれまで以上に安全に寄与しているとの実感、実績がない。
143	ある	従来の検査制度では指摘できない点
144	ある	保安規定の確認に終始する検査よりは、有効と考える
145	ある	新しい検査制度が出来たおかげで、これまであまり把握していなかった事業者のCAP活動を行う会議体に積極的に陪席することが出来て、事業者の不適合事象に対する認識や取り組みが把握することが出来るようになった
146	ある	使用前事業者検査では、「取替工事」が検査対象となり、従前の検査より監視範囲が広くなった。
147	ある	放射線に係る検査では、放射線に関する専門家が検査するため、従前よりも監視できている。
148	ない	新検査は行っていない。
149	ある	CAP情報等による適切な検査。
150	ある	細かい点まで見なくてもいいため、特化して確認できる
151	ある	CAPにより旧制度より不適合管理の進捗や傾向などがよく監視できるようになったと感じる。
152	ある	ルールや決まったプロセスだけでなく、日々広い視点で状況を見ている。
153	ある	リスク情報、パフォーマンスの劣化兆候により検査を行っているのでリソースの配分が適切に行われている。
154	ある	一つ一つの不適合に対する関心が深くなった。
155	ある	フリーアクセスの導入。
156	ある	サーベイランス試験における参考値等の根拠について確認することができた。
157	ない	比較的が、出来ない。
158	ある	フリーアクセスが可能となり、検査がより効率的、機能的に実施できるようになったこと。

No.	Q4_3 原子力規制検査で、旧制度以上に事業者の安全活動を監視できていると思う点はありますか。	Q4_3A_1（必須回答）上記、「ある」と回答した方に伺います。どのような点が監視できていると思いますか。具体的に記載してください。また、上記、「ない」と回答した方に伺います。どのような点で監視できていないと思いますか。旧制度と比較して現在の制度で不足していると思われるものをご記載下さい。
159	ある	旧制度では年4回限られた期間しか検査できなかったが、新制度では気になれば必要なデータを入手いつでも検査できるので、結果的に安全活動が適切かどうか監視できる。
160	ない	経験不足でまだまだわからない
161	ある	CAP活動の監視など。フリーアクセスの充実。
162	ない	新検査制度にほる検査は実行していないため
163	ある	事業者の会議体にフリーアクセスしているため。
164	ある	検査を行う時期を固定されておらず、事業者のリスクが大きい活動に合わせて検査ができる。
165	ある	フリーアクセスでありのままの姿が見れるから。
166	ある	従来の検査制度では、保安検査期間中の緊張感であったが、原子力規制検査では、1年中検査活動をしており事業者が常に緊張感もって原子力安全活動しなければならない。
167	ある	今まで見ていなかった事項も巡視するようになったし、現場で必要な質問もするようになった。
168	ある	従前、事業者の自主保安で管理すべき事項として、比較的関与を少なくしていた、「放射線管理」「廃棄物管理」等について、検査ガイド、サンプル数が明確化されたこと、「火災防護」等専門的知識が不足していた領域が強化された。
169	ある	検査活動に垣根がないため疑問を解消するための障害が旧制度に比べてはるかに少ないと感じる場面が多い。旧制度より準備に多くの時間が必要だが現在は十分とは言えない。
170	ある	保安規定の遵守状況によらず、原子力安全に係る事項について網羅的に監視ができること。
171	ない	旧制度になじみがないため比較できない。
172	ある	安全上の問題がない場合は時間を割くことがなくなった。
173	ある	重要な項目に検査を費やしているため
174	ある	決められた検査ではなく、幅広い視点で監視できることから今まで監視できなかった内容にアクセス可能になったと感じている。
175	ない	検査官の力量に頼る部分が多く、（小職含め）十分な力量を備えるために時間が必要となる
176	ある	許可や、廃止措置計画の記載も見るようになり、保安規定以上に監視の範囲を広げている。
177	ある	これまでアクセスしていない、会議体、文書、記録等にアクセスすることで、実態の把握がし易くなっている。
178	ある	多くのコメントができている多くのコメントができている

No.	Q4_4_A_1（必須回答）原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
1	（文字、紙でなく）現場を見て、問題を発見する力量
2	各施設の設計基本情報の理解
3	他の検査官が日々、どのように活動しているのか見ること。
4	実用炉の技術的な理解
5	色々な分野における専門的な知識
6	原子炉運転操作の経験、核燃施設では特に感じていない。
7	経験と検査ガイドの理解
8	検査官ではないため回答不能
9	運転プラントでの業務経験が浅いので、設備全体のつながり、リスクの高い作業について理解が不足している。
10	運転検査官資格がないこと。
11	チーム検査に関しては、その分野の専門性が大きなウエイトを占めている。また検査官としての専門性はその分野の経験量が大きく左右すると考える。そこで、私のミッションとしてはこの経験量をどの様に伝承していくかが課題。
12	発電炉の最新の審査の状況を勉強していないこと。
13	保安検査以上の検査は自信がない。付け焼き刃の教育では事業者にかなわない。
14	運転検査官資格
15	経験
16	放射線管理に関する理解を深めたい。
17	SDP評価とそのプロセス
18	検査には様々な分野があるので、中には知識が不足している分野がある。
19	検査の機会と事例の勉強
20	これまで経験したことのない業務、非常時対応、訓練評価について、学習及び経験を積む必要がある。
21	専門性。例えば、放射線のガイドで検査中プラント内で、機器の異常音があった場合に気づき、即座に別ガイドも含めて検査できるようになるには、幅広い分野の知識ファイルと考える。
22	なし
23	知識及び経験
24	目の前の事象の処理におわれ表面上の理解となっている。
25	実際の検査の場に参加できていない
26	今はガイド毎の処理件数がノルマとなっているが、検査時間のノルマに変えてほしい。より事業者の欠点と思われる事象にフォーカスできるため。
27	稼働プラントでの経験が不足している。
28	指摘事項の具体的な事例教育
29	新たな分野、たとえば火災防護、内部溢水、SA対策等についての知識や理解を深めること。
30	事業者に根付く「文化」を原子炉系統設備に係る専門的技術的知見を通じて把握する事。
31	重要度評価に関する知識
32	旧検査制度の内容。
33	ガイドの内容の把握
34	技術基準の理解。
35	時間
36	実践が不足
37	事業者の施設の設置許可及び事業者のマニュアルの読み込み。検査ガイドの内容と保安規定で定められている内容の整理と理解
38	現場の経験
39	新制度における、基本コンセプトの必要にして十分な理解が不足していると考える。たとえば、パフォーマンス・ベースドを適用した場合びは、どのような機器を選択するべきかなど本庁からの提示資料では、なかなか身にそぐわず、選択するべき具体的な機器がわからない。
40	実際にガイドに従った情報収集とそれに対する検査の実績。

No.	Q4_4_A_1（必須回答）原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
41	放射線関係機器の理解が不足している。
42	米国での事例などについてのより深い理解。日本の事例についての議論の積み重ね。
43	ガイドの各論的理解及び事業者の具体的活動との整合性をとること
44	総合的な知識（電気、機械、制御など）
45	現場に実際に出て、具体案件を直接さばく機会が少ない。
46	実際の検査業務への立ち会い。
47	やはり、実検査を経験すること。現場のワークダウンを行う事だと思っている。
48	新規制検査の経験
49	システム全体の理解（含むSA設備、放射線管理）
50	ほぼ毎日検査やWDを行っているため、ガイドや内規の読み込みが不十分であると感じている。
51	経験
52	新規制基準時に実施された審査の情報等が不足しているように感じる。また、日常検査及び新型コロナウイルスの影響のため研修条項もままならない状況である。
53	指摘事項の評価に関するしきい値が不明確な部分がまだあると感じる。
54	事業所内の施設の安全重要度の把握、リスクを持つ設備の適格な把握
55	知識と経験が不足していると考える。
56	原子力規制検査の実績が少ない。
57	知識
58	現場の見る目を養うところ。
59	新検査制度における検査のためのプロセスを自らの中で確立できていないため、検査の深みが十分ではないと感じる。
60	設備、機器の維持管理の知識が不足していると思う。どのようなメンテナンスを行えば、その施設や機器が維持されるのかについて理解を深めなければいけないと思う。
61	検査ガイドについては、具体的な対象がないと理解が進まないため、様々な検査の経験が必要と考える。
62	現場の理解と現場への進出頻度の増大
63	力量
64	以前の検査で使用していた、品証を辞めないと新検査には適用しないと思う。
65	施設のリスク情報など
66	原子力施設の基本的知識だけではなく、過去、安全上問題となった事例等の学習や、さらに、貯蔵施設に関する知識、原子力発電設備における稼働時の検査等に関する知識も必要と考える。
67	教育、（特に核燃料施設等）
68	新規許認可情報の不足
69	既に技術的には技術士（総監部門、原子力部門）、核取主任者、RI1種主任者で審査・検査で経験があり一定の検査能力がありますが、それでも規制検査で現場を観察し、事業者にヒアリングすると、例えば、自動消火装置の点検実態、耐震・耐竜巻工事の状況、設備の定期検査方法などで、新しい情報と規制上の発見があり、その都度必要な知識が判明します。その度に必要な勉強をし、或いは知っている方にヒアリングするなどして解決をしていきます。
70	担当する施設に関する規制関係の要求事項（書類）への精通
71	検査官の理解促進のための説明機会をより多く設ける取り組みに自らのリソースを投入できていない
72	施設にかかる許認可に関する知識
73	まだ、現事務所に転勤してきて日が浅く、事業者が定めている要領書のすべてを把握できている訳ではないため、引き続き、勉強が必要と感じている。
74	経験
75	特になし。
76	新制度の検査実績が少ないので、実績を積むこと。
77	原子力規制検査の経験。
78	検査官自身のCAP活動をNRA内でどのように回すか。
79	火災防護や地震防護といった検査の理解度をさらに深める必要がある。
80	検査業務を実施していない
81	新規性基準対応検査

No.	Q4_4_A_1（必須回答）原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
82	原子力発電所が運転段階に入った時のそれぞれの運転段階におけるリスク
83	指摘事項を検出した場合の対応
84	自身では不足点は無いと自負してます。現在の勤務施設に4年目となる中で、2年程度で移動するのでは、施設のシステムや運転状況を修得は難しいと感じている。せめて3年または4年以上勤務しなければ施設の管理ができないのではと考えます。
85	オペラビリティー能力が不足している。
86	運転管理、放射線管理等に関する専門知識
87	事業者毎の活動を理解し、不十分あるいは、より良い取り組みを判断する知識経験が不足している。
88	設備の審査の観点の考え方。
89	原子力規制検査のあるべき姿をイメージし切れていない。
90	判断に係る部分など制度自体がまだ途上であるように感じるため、経験の積み重ねを把握すること
91	現場経験。
92	体系的な理解と、典型的なケーススタディでの学習。
93	原子炉設置許可仁おける安全解析について知識が不青くしている。
94	教育と自学の機会
95	現場での運転員、作業員としての経験。
96	経験が浅い、機械ものの検査
97	パフォーマンスベースト検査の理解が不足。
98	自分や組織内も含めて、改めて事業者責任とな何なのかをよく考えること。パフォーマンスベースのとらえ方も、人によって異なっているものと思われる。
99	設計等、自分の携わってこなかった部分の検査について、もう一歩踏み込むことができない。
100	核燃施設のリスクが実用炉と比べてどうなのか掴めていないこと。実用炉と類似の事象が起きたとき、同列に扱って良いかわからないこと。
101	PRAをもっと理解したい。
102	ベストプラクティス実践者が自他に係わらず認知されるようなインセンティブを与える仕組み
103	他の規制事務所での検査実態の把握。
104	系統構成や機器などプラントによって異なる点が多く、プラントに対する知識が足りないと痛感する。
105	すべてにおいて中途半端のような気がする。試行錯誤の連続。
106	今年度から導入されているので、現在担当しているガイド以外にも積極的に取り組む必要があること、今まであまり関わりのなかった内部溢水、SA等訓練、火災の知識を増やす必要があると思います。
107	本務が検査官ではないことから集中して自己研鑽することができていない。
108	これまで改善提案して来たようになっているので理解不足は無い。
109	原子力規制検査の本質的な部分はおおむね理解できていると考えているが、使ったことがない検査ガイドについて理解が浅いため、これらの検査ガイドについて理解を深める必要がある。
110	経験不足の感が否めない。
111	現場経験が、不足している。
112	現場機器の機能や構造の知識不足
113	許可された設備の容量等の仕様の根拠、また、これらの仕様が工事認可、使用前検査でどのよに確認されたか等の知識
114	現行の検査制度の下での、現場での実践経験が不足している。
115	様々な分野の知識の拡充及び多くの経験が必要。
116	軽微、重要度評価の相場感。
117	原子力全般に対する知識が未だ中途半端感が否めない。
118	・検査対象とする分野の知識及び経験の修得
119	実際の運用、検査の実施
120	新検査制度では大きく検査実施方法が変更され、より検査官の資質が問われることとなるため、常に勉強が必要と感じている。
121	ガイドに対する深い考察。
122	事業者の生産活動が停止した状態で、実際に稼働した場合のリスクなどが抽出できていないこと。

No.	Q4_4_A_1（必須回答）原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
123	パフォーマンスベースト検査は結果が良ければ、プロセスは二の次と解釈しているが、未だにプロセス重視の検査ガイド（例：QMSの運用）などがあり、理解に苦しむ。、
124	担当施設の理解を深める。
125	不具合等の隠れた理由（設計思想等）
126	技術力
127	NRAの放射線関連の検査手法の理解が不足していると考える。
128	事業者が不適合に対して何を根拠に解析や評価を行っているか。その方法が本当に正しいのかを確認するために法律、解釈、技術書など確認すべき項目が多岐に渡る。その中から論点となる部分をしっかり押え、事業者と議論することが大事だと思っていて、自分がうまくできない部分だと感じています。
129	米国の規制との違いに対する理解。
130	本年4月から実施した検査は、設計管理の1回であり、絶対的に経験が少ないと感じます。
131	電気設備及び放射線管理の知識
132	発電所の組織構造、マニュアル等の文書、事業者活動のプロセスへの理解。
133	気付き事項を確認するために必要な事業者の保安活動や設備等の保全活動に関する知識
134	検査官としての力量
135	本当は理解している検査官と仕事をするのが良いと思いますが、先輩検査官も理解しているのか否か不明です。研修を設定してください。
136	現地対応
137	対象設備に対して、より深く理解すること。
138	現場で確認した事象のみを見て表面的な判断をする。
139	検査資格を所有していない
140	実際の検査活動とOJT
141	全てのガイドの理解。
142	現場の知識
143	マニュアルの熟知
144	検査制度全体の流れを理解すること
145	各検査ガイドの読み込み、作成した思想（考え方）を理解する必要があると思う。
146	検査経験（回数）の不足。
147	なし
148	新検査は行っていない。
149	リスク評価。
150	事例。
151	マネジメント力がもっと必要と思う。
152	原子力規制検査の訓練
153	検査経験が圧倒的に不足している。
154	指摘事項とするかどうかの判断が難しい。
155	経験を積むこと。
156	規制基準・規格に対しての知識がまだまだ不足している。
157	現在の被検者に対する経験が、少な過ぎる。場数を増やす。
158	原子力発電所の専門的な技術知識
159	使用前検査、定期事業者検査の経験がないこと。
160	経験
161	研修が不足。（シミュレータ研修などは、繰り返して実施すべきと考える。）
162	実行、実績
163	事業者の社内標準類の理解が不足してきていると感じている。

No.	Q4_4_A_1（必須回答）原子力規制検査の理解の深化のためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
164	検査制度として不十分な点が残されている。
165	サイトの仕組み
166	気づき事項を含む検査指摘事項の事案処理
167	原子力施設や機器に関する深い知識が不足している。
168	火災防護、放射線管理、クリアランス等検査経験が不足してい項目に弱みがある。
169	事業者の活動のより深いところにあたる情報の取得技術。
170	施設に係る専門分野（例えば計装等）に係る専門知識があれば、より深い検査が可能になると考えている。
171	経験
172	施設の知識（審査上の）
173	原子力規制検査の経験
174	ガイドを使いこなす力量
175	様々な検査ガイドを行うための知見
176	指摘事項になるかならないかの境目について、時々迷う。
177	米国での検査の実態の把握。現状、文書、講義等でしか理解していない。
178	たの検査官が行ったコメントの勉強が不足している

No.	Q4_4_B_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
1	特にできていない。ジェネラリストが現場をみて問題を発見する力をもった者となるか、または現場をみて問題を発見できる者がジェネラリストになる必要がある。後者の方が達成しやすいか。
2	都度許認可に立ち返る
3	日々のコミュニケーションから掴めるところは掴む。
4	積極的な現場進出、事業者とのディスカッション
5	本庁に専門家がいないので、個人的に勉強している。
6	特段努力していることはない。検査計画をブラッシュアップする事ぐらいである。
7	他の検査官活動への目配りかつ日頃からガイドの読み込み
8	検査官ではないため回答不能
9	研修への参加や設備、機器、原子炉の運転、停止に関する本を読んで勉強し実際に現場で確認を行い理解を深めている。また、経験豊富な検査官に、検査官としての視点や注意すべき作業などについて話を聞き、日々学んでい
10	イーラニングでプラントの知識を深めていいる。
11	今、上記の課題（ミッション）に対しては、一検査官としてのレガシー（遺産）を文書化することとし活動を実施している。
12	最新の審査書を時間のある時に読んでいる。
13	専門外の内容について勉強しているが、自信がない。
14	特になし
15	積極的に事案等に関わり現場に行くようにしている。技術的な知見についても不足しているので勉強もしているつもりであるが、本を読んでいても頭に入らないので、現場で理解するようにしている。
16	現場において、放射線管理部門へのフリーアクセスでの検査を通して、OJTでの実績を積み上げることとしている。
17	特になし
18	知識が不足している分野のガイドや参考情報を、在宅勤務等を活用して学習している。その他、勉強会にも積極的に参加している。
19	事例の勉強会にはなるべく参加したいが、業務の都合がつかない事が多い。
20	訓練評価等のチーム検査に参加し、訓練シナリオの着眼点等を確認している。
21	専門書の読み込み、他の検査官の意見聴取、事業者に確認するなど
22	なし
23	OJT
24	規則、設置許可等の理解を時間がある時に確認している。
25	検査出張の機会をいただきたい
26	自学自習
27	情報を収集している。
28	勉強会や他事務所での指摘事項の内容確認
29	主に検査官の勉強会と個人学習。
30	QMS審査員補としての自学研鑽、上級・中級検査員による規制検査あの「見取り稽古」、技術職向けeラーニングの反復活用等。
31	勉強会への参加
32	机上学習。
33	ガイドを確認しながら検査を実施している。
34	研修等への参加。
35	自己啓発
36	研修を受ける
37	現在実施しているのは、検査ガイドの内容と保安規定で定められた内容を対比した対比表の作成（終了）保安規定で定められた内容とそれに対する具体的な事業者の活動を整理した、整理表の作成（作成中）これにより、事業者のどの活動がどの検査ガイドに当てはまるかが理解し易くなり、有効な検査が実施できると考えている。また、併せて保安規定の遵守状況も同時に確認できると考える。
38	知識をつけるために研修参加、e-learning受講、過去の文書を読む等
39	本庁からの資料の読み込み。事務所内での議論、徹底的な現場巡視、不適合処理の内容の精査　など
40	ガイドを使った検査の実績を重ねる。

No.	Q4_4_B_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
41	線量と汚染の区別やα線とγ線などの区別を意識した測定器を確認するようにしている。
42	資料の確認。勉強会な関連公開会合の視聴。日々の庁内コミュニケーション。
43	事業者の活動内容の理解及び検査前後で対応ガイドを確認している。疑問が出たら、関連のガイドの確認並びに他検査官の意見を確認
44	現在、制御系については技術資料で勉強している。
45	できるだけ多くの検査官の話しを聞くようにしている。
46	報告書などの文書の確認
47	業務上、現場へ行くチャンスがとれないが、規制事務所の迷惑にならない程度に検査のオブザーブを行いたい、
48	勉強会等への参加
49	技術検討書と不適合報告書と事業者の説明資料の理解
50	できるだけガイドや内規を打ち出してファイリングし、いつでも見れるようにしている。
51	日常検査の励行
52	事務所内の審査経験者に確認している。
53	パフォーマンス劣化を見つけたとき、それが軽微であってもどうなったら緑となりうるのかという仮定を考えること。
54	事業者の持つ設備の機能把握
55	各種ガイドの勉強と日々の巡視において気付き事項を出すように努めている。
56	担当施設の使用前事業者検査の実施方針について、事業者と調整を実施。
57	研修に積極的に参加し、余裕のあるときは勉強している。
58	現場を多く巡回すること。
59	検査ガイドが意図する内容をより深く理解すること
60	メンテンナンスに詳しい方に確認している。
61	検査サンプルのノルマを念頭に置きつつ、様々な検査に取り組む。
62	努めて現場に進出、ベテラン検査官に同行
63	わからないことについて聞いたり調べたりしている。
64	放射線関係
65	関係資料の入手、研修等
66	原子力施設に関する研修に積極的に参加するともに、より詳しい知識を持つ検査官と検査に同行し、主としてOJT学習により研鑽するよう努めている。
67	同僚及び事業者への質問
68	できるだけ情報は本庁からとるようにしているが審査の公開情報だけでは足らない
69	本庁の教育資料等を参考にし自分で勉強し、他の検査官と情報交換し、事業者からの情報収集を欠かさない。この3点でほぼ解決に導きます。
70	担当する施設に係る規制関係書類の熟読
71	機会をとらえ、基本的考え方について検査官と議論することに取り組んでいる
72	必要に合わせて許認可にかかる行為も確認対象としています
73	特に、不適合事象や、検査を題材に規制要求事項の把握と、事業者の要領書等の状況が十分かどうかを把握した上で検査を実施するように心掛けている。
74	機会を増やす
75	特になし。
76	検査実績を積極的に積むこと。
77	勉強会への積極的参加。
78	検査官自身が自らの不適合を認識できていない。
79	勉強会への参加、検査においては原則2名以上で実施しており、検査を行って理解度を深めている。
80	検査業務を実施していない。
81	担当している施設にその要求がないため、その検査時間はとれていない

No.	Q4_4_B_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
82	起動停止のオペレーティング、事故時操作基準、不適合事例などの修得に務めている。
83	検査総括課が実施しているSDP教育等への参加
84	不足している点はないと自負してますが、後輩に技術の継承をどうすべきかについて考えているところです。
85	施設・機器の設計や運用等について、なぜこうなっているのか等について常に考えるようにしている。
86	研修資料等の再確認
87	各発電所の活動を理解し、違いの点での弱みや強化すべきことを比較し、経験値を上げている。
88	設備を見る場合は工事計画認可書をなるべく見る。
89	毎日のTV会議を傍聴し、他の検査官の活動を参考にしている。また、島根のWD研修があれば、参加したい。
90	事例の積み重ねについて把握すること
91	現状取り組めていない。
92	現在までの、組織内外説明資料等の熟読及び実際の事象を通じての理解。
93	検査において、機器に関する原子炉設置許可の要求事項および安全解析等を確認するように努めている。
94	日々の検査官の活動支援を通じての OJT
95	事業者や同僚と積極的にコミュニケーションをとっている。
96	検査に伴い、素人質問を事業者に行い、その知識を元に他プラントととの比較を行い知識向上を図っている。
97	現状特になし
98	様々な事例を見ているが、教育された内容と実際に判断された内容が合っていないと感じる部分があり、なかなか難しいところ。今後、判断が熟れていくのを待って自分の中の落としどころを見いだす。
99	先輩検査官の経験、視点を盗む様にしている。
100	新規制基準の審査資料などの勉強。
101	日頃から勉強している。
102	実践の繰り返し
103	毎日のTV会議に極力参加して各規制事務所の情報を得るようにしている
104	研修やe-learningを活用し、理解を深めるための勉強を実施している。
105	法令、許可申請書、保安規定等をひたすら読み返す。ガイド類は確認するが、核燃料等施設の実態に合わないためあまり頭に残らない。
106	今年度担当しているガイド以外についても良いサンプルが見つかったときは検査を実施している。毎週水曜日の勉強会に参加しているが、研修はコロナの影響で参加できていない。
107	可能な限り検査官業務に係る研鑽にも時間をとるよう努力する。
108	不足は無いので特別な事はしていない。
109	時間のあるときに普段読むことがない検査ガイドを読むようにしている。
110	積極的に研修を受講するとともに経験豊富な検査官に教えを請うようにしている。
111	現場OJT
112	現場巡視や検査において機器の機能構造等を現場で質問する等、OJTに努めている。
113	審査資料等確認するのが困難で特に何もしていない。
114	現地での使用前検査等を実施する際に、これまで以上に現場の状況の把握に努める。
115	自分の分野に対するより深い知識を自己研鑽及び研修により拡充させていきたい。
116	議論。
117	原子力規制庁が取り組んでいる研修（原子力エンジニアリング研修等）に積極的に参加し、自らの技術力を向上させている。
118	検査対象に関連した国家資格の勉学・取得
119	可能な範囲で勉強会等へ参加しているが、実際の運用を行っていないため身についているか不安がある。
120	検査結果の判定をする際の考え方、発電所での判定事例も含め、検査結果の判定を確認し、相場観を醸成していく必要があると感じている。
121	ガイドの理解に努め、経験を積む。
122	許可等を見直し、設備の理解度を上げる努力している。

No.	Q4_4_B_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
123	経験を積み、上記のようなギャップを埋めていくしかない。
124	設備の学習。
125	何故このような設計にしているのか、可能な限り、設計思想を確認している。
126	研修
127	NRAのホームページ等を定期的に閲覧し、知識向上に努めている。
128	会合などで話題にでた資料などを自分で後から探してみようと試みたりしています。
129	事例の検討。
130	今後、機会があれば率先して参加したいと思います。
131	日常観察において、必要の都度調べている。①本庁専門家へ質問し、助言を仰いでいる。②規制庁ポータルやインターネットで文献や文書などを調査している。③事業者へのインタビュー時に、うまく情報を引き出している。④設備などは、設計仕様書や機器仕様書を入手し確認している。
132	必要に応じ、事業者とヒアリングを実施している。
133	研修、自己研鑽
134	OJTと研修を積極的に取り組みたいと思います
135	同じ質問を別の人に聞いて、自分で判断しています。
136	現地に赴いて肌で実感を得ること。
137	検査時及び教育による知識の取得。
138	現場で確認した事象を踏まえて、図面等による情報収集、事業者からの状況聴取にも時間を取るようにしている。
139	検査資格を所有していない
140	OJTをお願いします。
141	ガイドの確認及び検査への参加。
142	現場を見て回ること
143	マニュアルを読み込む
144	検査制度の仕組みの理解が必要
145	検査ガイドをなるべく宿直など時間がある時に見て、言葉の意味を考えるようにしている。
146	同様の検査経験者からのアドバイス、ガイド、検査記録、確認項目表の確認等の検査前の事前準備を行う。
147	なし
148	新検査は行っていない。
149	自己修練。
150	会議等への参加。
151	マネジメント力をもっとつけて他の検査官と協力を深めて効率よく複数の検査を同時にこなしていく必要があると感じている。
152	事例、ガイドの読み込み
153	フリーアクセスで可能な限り現場に出向き、積極的に会議や委員会の陪席、DBの活用を心がけている。
154	検査官や本庁に相談する。
155	気づき事項に対する対処方針に関する議論を継続している。
156	個人的な理由ですが、体調不良から自己研鑽が十分にできていない。
157	とりあえず、経験を積む。場数を増やす。
158	事業者と深く議論を交わすこと。自主学習
159	経験者に聞くこと。
160	制度の始まりの理由、経緯をあまりわかっていない。
161	過去の研修資料の読み返し。eーラーニングの活用。
162	何もしていない。資格取得に向け各種研修資料による学習のみ。
163	今は特になし

No.	Q4_4_B_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
164	検査制度の不十分な点の問題を提起して関係者で議論して解決していくこととしている。
165	その都度、事業者に確認。
166	極力、他の事業所での不適合の検証
167	事業者への質問、研修やeラーニングの実施に努力している。
168	当該項目の知識、経験を有する検査官と検査実務をこなしその知見を吸収したい。
169	時間を惜しまずに質問している。
170	計装に係る専門家の検査に同行したり、逐次質問等を行いながらOJTを継続すること。学習のためe-learningも有効と考えるが、検査業務を行いながらの受講は現在の検査官数では難しい。
171	検査に積極的に取り組んでいる。（チーム検査を含む。）
172	審査書をチェック
173	経験豊富な上司の意見を常に入手できる体制に心掛けている
174	検査前にガイドを熟読することを心掛けている
175	検査経験を積む必要があり、先ずは実践
176	事例集の読み込み。
177	NRC HP等を参照し、適宜、文書ベースではあるが、動向の把握に努めている。
178	コメント等の聞き取りや読み込み

No.	Q4_4_C_1（必須回答）原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
1	Aに同じ
2	制御系のインターロック等の理解
3	施設の実際の状況把握
4	実用炉の技術的理解
5	現場作業の経験があまりないので、現場作業の検査の際の重視点
6	特にない。
7	積極的かつ計画的な活動計画、事業者活動への分析
8	検査官ではないため回答不能
9	現場での作業を私自身はしていないので、作業上の安全管理に関する力量が不足している。
10	運転検査官資格がない。
11	Q4．4AとQ4．4Bと同じになりますが、経験が浅い職員に対する短期的なOJTで豊富な経験の機会を提供すること。
12	実際に稼働している施設の検査経験が不足している。
13	現場を観察できる目
14	検査官ではないため回答を控えます
15	経験
16	実用炉での経験を深めたい。
17	不足していない
18	核燃サイクルの様々な施設の現場状況を把握すること。
19	広く、深い知見
20	現状できることは実施している。特に不足している所が自身ではわからない。
21	深い知識
22	なし
23	知識及び経験
24	発見した事象のリスク重要度の判断力がまだ経験していないため不十分。
25	検査参加の機会が不足
26	人員。コミュニケーション。役割分担。
27	事業者とのコミュニケーション能力の向上
28	現場での検査経験
29	新しい分野への興味・関心
30	五感を駆使して系統設備の作動状態を把握する能力、P&IDと現場における系統構成を効率的に把握する能力等
31	従来はチェックリスト等の規定化されたものに従っていれさえすればよかったが、今後は検査官個人の力量に委ねられる部分が多くなったことから、今まで以上に設備等に対する技術的な知識が不足していると感じている。
32	時間に追われているので、ガイドの読み込みができない。
33	適切なガイドを適用した検査の実施
34	法的根拠。
35	現場の保全活動の相場観
36	計器類、電装などが弱い
37	事業者の現場での動きの意味とステップがまだ充分に理解できていない。
38	現場の経験
39	新制度における基本コンセプトの理解を深める。
40	現場工事の詳細な作業、手続き、注意事項等の知識。

No.	Q4_4_C_1（必須回答）原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
41	担当施設が稼働していないので、よく理解できていない。
42	事業者とのより多面的なコミュニケーション。
43	事業者活動内容の理解
44	まだわかりません。これからだと思います。
45	直接現場に行く機会が少ない。
46	現場を見て、事業者等と面談すること。
47	まず、現場経験のチャンスを作ること。
48	新規制検査の経験
49	全号機のレイアウトをマスターし、いつでもどこにでも行けること。
50	核燃料施設は、設備がさまざまであり、事業者と話をする際に許可書や保安規定の記載内容を知らないと自身の勉強不足を指摘されることになる。
51	原子力発電システムの更なる理解向上
52	規制要求事項に関する各種文書へのアクセス能力が不足している。
53	現場の知識
54	前問に同じ
55	技術基準、保安規定等の技術的な知識
56	実績を積み上げる。
57	知識
58	事業者への問いかけを多くし、その対応から見い出す安全劣化の可能性を注視すること。
59	事業者の活動に関する情報をよりタイムリーに入手すること。
60	プラントの施設、機器の理解度が不足している。
61	運転プラントは入省後の一年しか経験がない。
62	日常の現場進出による非日常の理解
63	力量
64	運転
65	施設の状況及び巡視等
66	事業者のCAP活動が、安全上どのように影響するかを判断できる知識がまだ不十分と感じる。
67	時間
68	新規許認可情報に対する対応
69	情報収集（前述の3点）と現場観察・事業者ヒアリングの継続、検査ガイドおよび関連文書の調査の継続により活動の実効性は自ずと上がるものと思量。
70	検査官の力量向上もさることながら、事業者の原子力規制検査の理解を進むよう啓蒙活動が不可欠と考えます。（検査結果は検査官の活動と事業者の保安活動の結果を示すものであるため）
71	現場に行き、検査官と話すこと
72	現状において実効性が乏しいと考えられる視点からの質問には回答しかねます
73	検査毎にガイドとつきあわせて、その中のどこを評価していくかを考えながら検査を実施しているが、まだ、すべてのガイドの記載内容を十分に記憶している訳ではないため、引き続きガイドの習熟につとめる必要があると認識してい
74	自身の体験と他者の経験の共有
75	核燃施設の深い知識。
76	特になし
77	現場での経験。
78	事業所間で有効な情報を共有すること。
79	日常検査の検査項目の経験を積み重ねていくことが必要と考える。
80	検査業務を実施していない。
81	背景にある法令基準の理解

No.	Q4_4_C_1（必須回答）原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
82	現場での事業者の活動状況の詳細な把握
83	法令、規制が要求している内容とその解釈
84	技術の継承方法が不足している点と考えます。
85	オペラビリティ
86	事業者の計画を把握し、タイムリーな検査を行うこと。
87	その現場で問題がある場合は、法令・基準要求を踏まえた、違和感が感じられるよう知識・経験を増やしていきたい。
88	頭脳の老朽化（記憶力の劣化を実感する）
89	機械や電気に関する基礎的知識が不足している。
90	規制要求等を理解し、現場において現場を見ることに集中できる用にすること
91	現場力、コミュニケーション力、情報収集能力。
92	実際の現場検査での体験。
93	担当の発電所の機器等等配置について隅々までは把握できていない点がある。
94	自学自習、自学研鑽、資料の読み込み。
95	現場の経験。
96	経験の少ない設備の検査
97	逐条型検査に陥り易い。
98	人事異動を排し、真の専門家を目指して狭く深い知識が身につくように同種業務で経験を積み続けることが重要
99	自分の専門性を周りの検査官に伝えること。
100	時間
101	現場における設備の状態や保安活動の状況を、もっと把握したい。
102	指導者不足
103	事業者の活動で気になっている点（特にCAP活動）を日々整理すること。
104	測定用計器などでどのレベルまで信頼性を確認すればよいか迷うことがある。
105	施設毎に異なるプラントのプロセス詳細。許可事項、保安規定等の詳細。
106	情報は毎日作業指示書、CAPスクリーニング会議、事業者のシステムにより入手しているが、もっと情報を入手できる手段を探していきたいと思います。
107	本務が検査官ではないことから集中して自己研鑽することができていない。
108	他の検査官の指導。
109	発電所そのものについての理解を向上させる必要があると感じている（発電所全体の物理的・電気的な構成や、各機器の構造・原理など）
110	経験不足の感が否めない。
111	現場経験
112	検査対象に係る事業者の考え方や方向性、影響等を深堀りする能力が不足
113	先ほどの質問の回答と同じ
114	現行の検査制度の下での、実践経験の不足。
115	事業者の検査活動の進め方を理解し、必要な検査に対し適切にアクセスできるよう、更なる事業者とのコミュニケーションの充実
116	施設の許可、設工認、審査等の内容、重要度の理解。
117	現場レベルでも未だ知らない事柄が多いのでは無いかと、検査に臨む際、不明なことがあれば炉主任や現場関係者に聴取している。
118	・検査対象とする分野の知識及び経験の修得
119	原子力規制検査の経験
120	様々な形態の現場が存在するため、各施設における活動の実態を把握しておく必要があると感じている。
121	理解と経験不足。
122	設備の理解度を上げたいが、生産運転がされていないので、実際の状況が空想になってしまうこと。

No.	Q4_4_C_1（必須回答）原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
123	機器の運転状態などの情報に対する的確な判断
124	担当施設の理解。
125	プラントの特性や地の利
126	現場の巡視
127	指針の読み込みといった机上、知識上の理解にとどまっており、現場レベルの活動の実効性が不足していると感じる。
128	まず異状に気づくための検査の視点が不足していると感じます。他の発電所の事例を、自分が現場に出るたびに確認してみようと意識して、一つづつ増やすことが大事だと思ってます。
129	わからない
130	検査方法および体験の共有が不足していると感じます。また、冊子を作ってもそれを活用したトレーニングが不足しています。
131	気力・体力（人員が少ない）
132	設備の配置、機能への理解と工事、事業者活動とのリンク
133	気付き事項を見つけるために必要な知識。具体的な事業者の保安活動や設備等の保全活動に関する知識。
134	検査官としての力量
135	事業者の規定の理解。
136	もっと特定の分野での技術的応用力
137	検査準備
138	炉規則、技術基準等の法令に対する理解
139	検査資格を所有していない
140	規制検査の経験
141	現場に出向くこと
142	現場の経験
143	現場での実践
144	コミュニケーション能力
145	事業者の重要な保安活動を行う時間の把握をタイムリーに入手すること
146	規制検査の経験不足
147	本庁からの適切なフォロー
148	新検査は行っていない。
149	特になし。
150	現在のところ、思いつきません。
151	得意分野以外の検査知識が不足していると思う。
152	現場状況(設備系統、運転状況、廃棄物等配置状況）の把握
153	検査官資格。
154	発生事象に対する感度不足。
155	現場をもっていないため回答不能。
156	現地検査官として現場に望む機会を増やすこと。
157	毎回異なる被検者を相手にしているので、なかなか難しいです。
158	専門的技術知識
159	技術的判断が必要な時の自身の技術基準に関する知識
160	経験
161	体力・知力・精神力が不足。
162	実行、実績
163	現場経験と知識向上の取り組みが必要と感じている。

No.	Q4_4_C_1（必須回答）原子力規制検査の現場レベルでの活動の実効性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
164	検査の現場で検査官に対して、考え方や検査手法に対する理解促進をすること。
165	サイトの仕組み
166	現場作業の確認
167	さまざまな施設の場所の把握不足でフリーアクセスに時間がかかる。
168	現場での協力会社等へのフリーアクセス
169	前問への回答に同じ。
170	知識については前質問の回答と同様。現場レベルでは、広大な再処理施設の現場において、どこにどのような設備があるか、しっかり把握すること。（これまでの経験で主工程や過去に不適合のあった場所は把握しているが、それ以外の箇所については一人でWDするのに不安がある）
171	経験
172	現場WD
173	検査の個々のレベル
174	事業者の情報にアクセスする慣れ
175	事業者の活動を理解すること
176	規制検査における現場の経験。
177	My　Plantとすべく、日常の現場巡視等の比重を高める。ただし、デスクワークも多く、中々時間がとれない。
178	経験とともに施設の理解

No.	Q4_4_D_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
1	Bに同じ
2	フリーアクセスによる仕様書等の読み込み
3	実際に現場に行かないとわからないことが多々あると感じる。
4	各種技術文書の学習
5	より多く現場に出かける
6	特にない。
7	統計的な検査気付き事項の分析
8	検査官ではないため回答不能
9	現場経験がある検査官のウォークダウンに同行し、視点を学ぶ。過去のトラブル事例等を勉強し、現場でそれが考慮されているかといった視点でみる。
10	特になし。
11	経験が浅い職員に対するOJTにおいて、好奇心をあおる発見の機会を創出するよう努力している。
12	研修等への参加。
13	現場に慣れること
14	特になし
15	積極的に事案等に関わり現場に行くようにしている。技術的な知見についてもできるだけ現場で把握できるようにしている。
16	検査官会議等での情報入手に努めている。
17	不足していない
18	事務所との会議に積極的に参加するほか、検査官等から現場の状況を聴取する。
19	自己学習、研修参加
20	活動レベルを向上、又は、維持するには事業者の日々の保管活動の確認と情報入手を行うことと認識している
21	専門書の読み込み等
22	なし
23	OJT
24	迷った事象やわからないときは同僚や本庁に相談する。また、情報交換会議等を通じて他のサイトの事象を参考にする。
25	取り組めていない
26	毎日本日やることについて検査官通しコミュニケーションをとり確認している。
27	機会を増やす
28	自ら検査を実施する
29	個人的な学習のみ
30	基本図面集読解と現場確認との積重ねを通じて系統設備を俯瞰的に把握し、重要区分の運用上の特性を理解する事。
31	今まで食わず嫌いをしていた分野に対しても、積極的な情報収集を行い、不明瞭な点に対して自ら学ぶ姿勢を持つこと。
32	隙間時間による学習。
33	ガイドを確認しながら検査を実施している。
34	研修等への参加。
35	傾聴
36	できるだけ、周りの検査官に聞いたり調べたりする
37	事業者のマニュアルの読込みを行い、作業の手順を整理し理解することに努めている。
38	未実施
39	本庁からの資料の読み込み、職場内の議論、徹底的な現場巡視
40	現場を観察する。現場工事の作業内容を資料により学ぶ。

No.	Q4_4_D_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
41	現場巡視では、燃料加工生産ラインを燃料生産をしているイメージを意識している。
42	気づき事項についての率直なコミュニケーション。自己研鑽。
43	要領書及び現場の確認作業を継続的に実施
44	まず、自身の経験や知識から不足している部分を洗い出すこと。
45	できるだけ検査官の話しを聞くようにしている。
46	事業所にいった際には、できる限り身近な気付きを周りの者に質問して確認している。
47	現在は、机上の知識を自ら消化している。
48	勉強会等への参加
49	不適合の事象の理解、現物確認。
50	保安規定や許可書を読み込むようにしている。保安規定は常に検査時には持ち歩き、検査で確認するようにしている。
51	日常検査の励行
52	ネット検索の範囲
53	シミュレーターの研修を受け、プラントの概要を学ぶとともにそれが現場ではどのように運用されているのかを検査時に確認すること。
54	前問に同じ
55	研修・eラーニングの受講、各種技術図書の読書灯による知識の吸収と、巡視等を通じて実際の機器を確認することにより知識の獲得に努めている。
56	規制事務所とのコミュニケーションを大切にする。
57	研修への参加、自学
58	玉ねぎの皮むきのように、事業者への問いかけを深掘りするように心掛ける。
59	事業者からのプラントの状況等について従来より詳細に確認するように心掛けている。
60	各プラントに赴いたときに、CR情報を確認し、PDにつながるCR情報の深堀を行い、不足している知識の向上に努めている。
61	現場・中操に積極的に足を運び、運転員とのコミュニケーションを取りながら知識を深めていく。
62	ベテラン検査官への同行及び質問
63	わからないことについて聞き学んでいる。
64	運動について、経験がない。
65	力量のある検査官に同行。
66	事業者のCAP活動や日々の活動に合わせて関連する設備等に関する知識を習得するため、他の検査官に聞いたり、事業者に説明してもらったりしている。
67	取り組みようがない。（理由）現在、4事業所を担当しており、他の事務所業務もあり、時間がたりない。
68	本庁から得られる情報のほか事業者の書庫の情報で少しでも補填する
69	同上（継続的な、情報集集、現場観察・ヒアリングの継続、自主勉強）が本質問の回答を兼ねていると思量。
70	検査対象施設の設備関係図書（系統設計仕様書、機器設計仕様書等）になるべく目を通すように努めている。
71	現状、現場にいく機会が少ないため、頻度を増やす
72	日頃の見聞きを通じて研鑽に努めています
73	検査実施時は、まずガイドを読み込み、検査確認事項を把握した上で検査を行うようにしている。
74	勉強会等への参加
75	現場での経験を積極的に収集。
76	特になし
77	勉強会への積極的参加。
78	情報共有のため検査業務システムなど利用が必要。
79	日常検査の経験を積み重ねていく上で、複数の事務所の検査官で検査し、不足箇所やさらに実効性を高めるための意見も取り入れ実施していくことが必要であると考える。
80	検査業務を実施していない。
81	そのような時間はとれていない

No.	Q4_4_D_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
82	現場のウォークダウンを頻繁に実施
83	法令、規制関係図書の査読、解釈が不明な場合、実用炉監視等関連部門への質問
84	定期的な勉強会や系統毎の簡易的な資料の作成を考えている。
85	施設・機器の設計や運用について、なぜこうなっているのか等を常に考えるようにしている。
86	事業者の計画を把握し切れていないこと。
87	多くの経験を積み上げる。
88	なるべく動く。考えること。
89	関連する書籍を毎日読んでいる。また、Youtubeで関連する動画を閲覧し、理解を深めている。
90	許可等の内容の理解
91	特に取り組めていない。
92	積極的な現場検査への参加。
93	現場のウォークダウンにおいて、リスクの高い機器等だけでなく、時間に余裕があるときに、発電所配置を見るとともに行かない場所もにも行き変化がないか確認するように努めている。
94	なるべく資料等理解する事に努力。
95	事業者、同僚と積極的にコミュニケーションをとっている。
96	自分が行っていない経験不足している検査を、検査した他の検査官から聞いて知識を増やしている。
97	現状特になし
98	前述の通り
99	今までの経験を伝授し、活用(役に立ちそう)できることがあれば、活かしてほしい。
100	強制的にWDの時間をつくるなど。
101	できるだけ現場に行くように心がけている。
102	現状のパフォーマンス不足に対し問題意識を持ってもらえるような問い掛け
103	CAP会議に可能な限り出席
104	過去の事例や同行しているベテラン検査官に常時疑問点を確認している。
105	担当となった施設に対し、法令、許可、保安規定をもとより、自由にアクセス可能となった事業者QMS文書により、その時点で必要な詳細事項を確認
106	事業者のシステムから様々な情報を入手できるよう、システムへの理解を深め、必要な情報を取り出せるように取り組んでいる。
107	可能な限り検査官業務に係る研鑽にも時間をとるよう努力する。
108	何も取り組んでいない。
109	都度専門知識のある方に質問したりインターネットや資料を調べるなどして理解を向上させる努力をしている。
110	研修を積極的に受講するとともに同僚の検査官から教えを請う。
111	現場OJT
112	事前準備可能な事項は努めて準備するとともに、先輩検査官に影響や方向性の適否等を相談して能力向上に努めている。
113	先ほどの質問の回答と同じ
114	現地での使用前検査等を実施る際に、これまで以上に状況の把握に努める。
115	日々の事業者との信頼関係の構築
116	関連する資料等の確認。
117	現場のことは、現場を管理している事業者に聞くことが大事であり、日々のコミュニケーションを図ることを一意に考え行動している。
118	・検査を通じた知識及び経験の蓄積
119	特になし
120	現場のウォークダウンにおいて、普段あまり足を運ばない設備にも足を運び現状を確認するようにしたいと考えている。
121	ガイドをよく読み、深く考察する。
122	定期事業者検査の監督などの検査を増やして、設備に必要な要求事項を抽出するようにしている。

No.	Q4_4_D_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
123	現場巡視を重ね、経験を積む。
124	設備の学習。
125	全てのプラントの特性を理解するのは厳しいことから、現地検査官等とコミュニケーションを取りながら実施している。
126	不明
127	他の検査官から、新たな検査の視点を得るように努めている。
128	検査官会議の資料により他の発電所の事例を理解する。
129	わからない
130	業務多忙の中で、時間を作り取り組みたいと思います。
131	一人で検査対象を3つも4つも掛け持ちするのに限界を感じている。
132	可能な限りMMに参加する。
133	研修、自己研鑽、先輩検査官へのヒアリング
134	OJTと研修を積極的に取り組みたいと思います
135	機会があれば読んでいる。
136	日々技術分野での勉強をすること。
137	検査前に事前によく事業者とコミュニケーションを取る。
138	炉規則、技術基準等の法令に対する理解を深める
139	検査資格を所有していない
140	規制検査へ参画させていただきたい。
141	本庁検査官では無理
142	現場を見て回ること
143	現場検査の実施
144	フリーアクセスによりコミュニケーションを活性化すること
145	モーニングミーティングやイブニングミーティングで紹介される作業内容を把握し、重要と思われる作業については検査担当窓口を通じて作業時間を把握することにしている。
146	検査前の準備を十分に行うこと。
147	現場からの意見、要望に対して、きちんと対応している。
148	新検査は行っていない。
149	特になし。
150	特に思いつきません。
151	専門分野の違う検査官と情報共有し、知識を得る。ただ、相談して検査対象を丸々持っていかれてしまうことがあるので不用意には聞かないこともしばしばあるが。
152	事務所日誌、事業者運転記録、当直長引継日誌、会議資料等の情報確認。巡視時間延長、巡視箇所絞り込み。
153	検査官資格はないが、研修受講や日々の巡視等で現場を見る力量の向上と自分の専門性の向上に努めている。
154	事業者に対するヒヤリングを多く行う。
155	現場を持っていないため回答不能。
156	体調を勘案して、できるだけ現場に赴くようにしている。
157	対策は、わかりません。
158	事業者と議論を交わす。自己学習。
159	わからないところは経験者に聞く
160	知識の向上積極的に研修へ参加
161	休日のリフレッシュ、運動不足の解消などに心がける。
162	何もしていない
163	知識向上に努めている。

No.	Q4_4_D_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
164	業務が忙しく、他の検査官に対して指導や議論する時間が十分に取れない。
165	その都度、事業者に確認。
166	現場作業を確認する機会が合わないため、事業者に直接、工程を聞いている。
167	図面の入手、積極的な活用
168	上記事項に取り組んでいく。
169	前問への回答に同じ。
170	足繁く現場に通う他に方法はない。
171	現場レベルの活動に積極的に取り組んでいる。
172	現場確認の徹底
173	日頃からの勉強
174	事業者ごとに電子化状態が異なるため、事業者ごとにアクセス方法を熟知するようにメモを作成することを心掛けている。
175	時間をかけて、事業者の活動を理解する
176	できれば、核燃料施設等の現場をもう少し観察したい。
177	デスクワークについては、時間外にどうしても実施することとなっているので、時間内での場巡視、立会い等とデスクワークのバランスを図るようにする。
178	技術資料の読み込みや同僚への質問

No.	Q4_4_E_1（必須回答）原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
1	特になし
2	検査ガイドの理解
3	施設毎の現場経験
4	実用炉の技術的理解
5	原子力の総合的な知識
6	特にない。
7	検査経験と検査ガイドの理解
8	検査官ではないため回答不能
9	基本的な設備、機器や規格、法令に関する知識がまだ不足しているので、逐次確認しながら検査を進めている。
10	特になし。
11	私の担当するチームでは、現在チーム員の自転車操業を繰り返している。常に効率化を検討しており、当該分野での自己能力に不足感はない。
12	設備の保守管理の知見が不足している。
13	自信
14	検査官ではないため回答不能
15	経験
16	規制検査が開始された初年度であり、実績や経験等が不足している。
17	感じない
18	自律的に検査ができる検査官を増やす。
19	事前準備の充実
20	効率性が低下しているとは認識していない。
21	情報収集の効率的なやり方フリーアクセス用PCの検索方法、事業者の担当者が誰であるかなど
22	なし
23	知識及び経験
24	事業者の活動を事前によく確認してから検査に臨む。
25	検査参加の機会が不足
26	前回答と同じ
27	なし
28	複数の検査を同時に実施する。
29	体力と気力
30	上級・中級検査官の知見活用、事業者の本音を引き出すコミュニケーション力等。
31	情報収集において、意図せずに事業者に対して過度な負担を強いてる可能性がある。ひいては効率的な情報収集となっていない。
32	事務的な制約を外すこと。
33	検査内容に対する複数のガイドの適用
34	効率的に実施出来ている。
35	事業者の一連の活動への理解
36	専門外の知識
37	事業者の現場での活動を単発的にしか確認できていない。一度に複数の項目について確認してゆく必要がある。
38	現場の経験
39	新制度における基本コンセプトの理解を深める
40	フリーアクセスの結果、必要な情報収集作業に時間がかかる。

No.	Q4_4_E_1（必須回答）原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
41	放射線管理などの知識が不足している。
42	庁内関係者や経験者の知見の活用、情報共有。
43	検査サンプルの計画的確認
44	現在は効率性をあげることはしていない。初期段階では効率を考えずに納得できる検査を心がけるべきで、その後に効率も視野に入れた方がよい。
45	検査官の実員が少ない
46	検討中の方向に係る情報をタイムリーに入手すること。
47	不明
48	新規制検査の経験
49	ノルマ達成等の効率性は付与されているようないないようなので、検査の品質であろうと考えている
50	効率的な検査の進め方。
51	検査経験
52	自身ではないが、検査結果をシステムに入力すれば、報告書として完成するシステムの構築
53	各プラント状況の迅速な把握
54	特にありません。
55	気付き事項を出すために必要な各種の着眼点
56	検査員の人数が不足している。
57	知識
58	現段階で、当該検査の効率性が何かが、わからないところがある。
59	事業者の活動に応じ、検査対象の選定において、より有効で効率的な検査の実施プランの策定を今後検討する必要があると感じる。←検査サンプル数の実施を睨みながらを
60	検査手順の確立だと思われる。自分なりの各検査の手順を確立し、その事象に必要な検査を付加し、検査を実施していくことが可能になると、1つ1つの検査の効率が上がると思う。
61	この分野についてはこの人に聞けばよいという人脈ー本庁・事業者
62	現場への精通と検査ガイドの理解
63	特になし
64	現場のウォークダウン
65	検査官以外への検査協力依頼。
66	事業者の保全活動を把握するようにしているが、個々の保全活動のつながりが理解できていないと感じる。
67	問題点に結びつく感性（知識！）
68	新規許認可の情報
69	現場の取り組みで十分。
70	検査の計画段階が重要なので、計画の段階であらかじめ本庁に必要事項について働きかける。
71	緑とマイナーの議論をしないこと、に失敗している
72	休止中のプラントにおいて、不必要と考える検査を実施しているので、効率性の議論にはなりません
73	まだまだ、ガイド、規制要求、事業者の要領書等をすべて把握できている訳ではなく、都度、収集、熟読のプロセスをふんでいるため、効率的にできているとは言いがたい、
74	周到に計画する
75	他の検査官への発信力。
76	特になし
77	運用経験。
78	高リスクのポイントに絞った効率のよい検査。
79	検査の経験を積み重ね次回の検査に役立てていくことが効率的に実施できるものと考える。
80	検査業務を実施していない。
81	当事務所の検査官数が不足

No.	Q4_4_E_1（必須回答）原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
82	より実際的な発電所のリスクの把握
83	事業者保管活動に関するリスクの抽出
84	チーム力を上げ技術力の底上げる方法が不足していると考えます。
85	気づき事項等について、どこまで深掘りするか悩ましいことがある。
86	専門知識の習得
87	自身で違和感を持ち、何を確認することが必要か掘り下げる事ができる知識・経験。
88	検査計画の具体化
89	機械や電気に関する基礎的知識が不足している。
90	現場と本庁の効率的なコミュニケーション
91	説得力。QMS知識。リーダーシップ。読解力。
92	対象設備と用いる審査ガイドの理解。
93	特に感じていない。
94	検査官としての教育、経験。
95	個別の設備についての故障情報の知識。
96	特になし。
97	専門検査部門との連携、情報の共有を図ることが必要。
98	事業者からの入手情報の絞り込み、チーム検査計画の立案、システムへの実績入力、四半期報告とりまとめについてルーチン化し、慣れていくこと
99	特になし。
100	複数サンプルを同時並行で実施すること
101	気付き事項が指摘事項になるかどうかの評価をもっと迅速に判断できるようになりたい。
102	検査官の能力向上
103	現場設備の把握
104	検査経験が少ないこと。
105	全般的にリスクが低く原子力安全への影響度もさほど差がない核燃料等施設の安全機能の中から重点監視事項を見極める能力
106	同じ検査ガイドで検査するにしても、いろいろな角度から検査をする点が不足していると思います。
107	本務が検査官ではないことから集中して自己研鑽することができていない。
108	不足は無い。
109	知識があればあるほど効率が上がるため、継続的に知識の向上に努める必要がある。
110	経験不足の感が否めない。
111	ガイドの理解
112	現場確認において建屋内機器配置図による確認が必要であり、各建屋内の配置を完全に網羅する記憶が不足
113	特にない
114	現行の検査制度の下での、実戦経験の不足。
115	事業者の弱点の把握
116	事象の安全重要度、リスクを判断する上での施設に係る許認可上の知識
117	効率性に関しては不足しているとは思えない。
118	・リスクインフォームド、パフォーマンスベースの理解・グレーデットアプローチの理解・検査手法の習熟
119	原子力規制検査の経験
120	どこまで掘り下げればいいのか、相場観がないので、一つの検査項目の確認に時間を要していることが検査効率が下がる要因のひとつと考えている。
121	経験がなくわからない。
122	今のところ必要な効率性は確保できている

No.	Q4_4_E_1（必須回答）原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
123	現場重視の姿勢。
124	検査経験。
125	設計思想や設工認の認可ポイント。
126	理解力
127	各サイトの現場状況を完全に把握しているわけではないので、現場確認時の動線の無駄があり、効率が悪い点がある。
128	気付き事項に気付くことが不足している。
129	わからない
130	現段階で効率を上げるより、ここの能力アップに力を入れる時期と思います。
131	特になし。
132	重要度に応じたメリハリの適用
133	気付き事項に係る対応能力
134	検査官としての力量
135	ガイドの理解
136	現場力
137	検査に必要な書類を効率よく検索し確認すること。
138	質問の主旨が理解できない（効率を求める必要性はあまり感じていない）。
139	検査資格を所有していない
140	規制検査の経験
141	効率性とは何を求めているのか。
142	なし
143	検査の実施
144	検査官の間の連携を強化すること
145	重要な作業現場の実態の把握、確認すること
146	規制検査の経験不足
147	効率を上げることが必要だとは感じない
148	新検査は行っていない。
149	特になし。
150	特に思いつきません。
151	マネジメント力とコミュニケーション力
152	巡視や面談での気づき共有
153	検査官資格。
154	現場の知識不足。
155	現場を持っていないため回答不能。
156	事業者活動を現場レベルでもっと観察することに努めること。
157	原子力規制検査の、経験そのもの。
158	原子力運転検査官としての業務実績
159	図面の読み方、系統設計技術、現場の配置の理解力
160	経験
161	体力・精神力・知力が不足。
162	実行、実績
163	リスク感知能力が必要

No.	Q4_4_E_1（必須回答）原子力規制検査の効率性を上げていくためには自身にどのような点が不足していると感じますか。自由にご記載ください。
164	検査官の力量の向上が必要であり、それを支援していくこと。
165	サイト情報
166	事業者のスケジュールの把握
167	検査ガイドの理解不足、その運用方法に慣れていない。
168	自分の検査状況を踏まえると、効率を考える段階までに至っていない。
169	前々問への回答に同じ。
170	許認可事項や施設の設計思想に対する理解、専門分野に対する理解を高めたい。
171	経験による知識技能
172	安全上重要かの見極め
173	チーム員への業務の指導
174	検査対応量が多いため、準備時間がなかなか取れない。
175	設工認に係る審査資料の読み込み
176	特に思いつかない。
177	検査の際、どうしてもガイドをチェックシートとして使用するきらいがあり、これを改善していく。なお、検査の活動そのものを示したガイドではなく、より方向性を示し、可用性のある指針としたものが別途あれば良いように感じる。
178	リスクや重要度によるガイドや対象の選定するちから

No.	Q4_4_F_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
1	特になし
2	ガイドの真の狙いを理解するため作成元への問い合わせ
3	各施設の経験者とのコミュニケーション
4	事業者との議論
5	原子力の総合的な知識の獲得を目指す
6	特にない。
7	他の検査官活動の報告を参考にする
8	検査官ではないため回答不能
9	繰り返し勉強することで力量が向上し、スムーズに効率的に検査が進めていけるようになると思う。
10	特になし。
11	同上
12	研修等への参加。
13	慣れる時間と経験
14	特になし
15	事案等に関わり積極的に現場に行くようにしている。技術的な知見も現場で広めるようにしている。
16	現在、検査のデータベース化を行い、検査の実績の構築に努めている。3年後には効率的で適切な検査ができる状態にしたい。
17	特にない
18	OJTを推進する。
19	技術的知見を広げ、深くする努力
20	事務所員、本庁とコミュニケーションを計り対応したい。また、自身が行った検査について振り返る。
21	事業者との円滑なコミュニケーション、フリーアクセス用PCお使い方の習熟など
22	なし
23	OJT
24	長期計画、要領書の先行的な入手及び理解。
25	取り組めていない
26	前回答と同じ
27	なし
28	CAP会議での不適合事象を捉えて検査に移行
29	健康維持と積極的な現場巡視
30	上級・中級検査官の補佐を通じて技量を学ぶことに努めつつ、事業者（各部門担当）との業務に係るコミュニケーションの機会増大に努める等。
31	指示した意図や確認したい論点を的確に相手に伝える。更にそれが一方的にならないようなコミュニケーションを心がける。
32	積極的な問題提起。
33	ガイドを確認しながら検査を実施している
34	体力維持。
35	自己研鑽、時間の効率的活用
36	いろんな人と議論したり、研修を受けたりしている
37	事業者の都合により左右されることが多いため、事業者の活動スケジュールの情報を入手し、現場確認のスケジュールについてしっかりと打ち合わせしたいが、事業者の管理的な立場の方とコロナの影響によりなかなか話会えないのが実情である。
38	未実施
39	本庁からの資料の読み込み、職場内の議論、徹底的な現場巡視
40	事業者活動の情報を入手するために、どこにどのような情報があるかの把握。

No.	Q4_4_F_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
41	定期事業者検査などの確認により、理解を深める。
42	様々な機会を通したコミュニケーション。
43	事業者の作業計画を確認し、事前に作業に係る要領書を確認した上で、実際の作業を確認（検査）している。
44	これからです。
45	経験のある検査官の補充や若手検査官の育成に取り組みたいが、人員不足が深刻になってきていると感じる。
46	自分から気になることは聴きに行くこと。
47	この質問に答える、検査経験がない。
48	勉強会等への参加
49	原子力安全に役に立つのは広く浅くより、品質の高い検査と考えるので重要機器に重きを置いた検査か？
50	記録確認は巡視時には行わずに別にし、現場や事業者との話をする時間を長くとれるようにしている。
51	日常検査の励行
52	事務所における、エクセルによる管理
53	日常検査官からの情報の確認
54	特にありません。
55	巡視等の機会を通じ他の検査官の視点について議論し、多様な視点の獲得に努めている。
56	検査員の増員を要求している。
57	研修参加、自学
58	同上
59	事務所内での情報共有等をより積極的に実施する必要があると感じる。
60	検査経験
61	日常検査の中で少しずつ積み上げてきている。
62	ベテラン検査官に同行し、新検査要領の確認検査ガイドの熟読
63	日々勉強
64	毎日現場を見る事。日々の会議には積極的に参加しない。
65	検査官の資格取得希望の所員に対する教育・研修及び力量のある検査官との現場巡視。
66	事業者の日々の活動をミーティング等により把握するとともに、不明点等について、積極的に事業者に質問するようこころがけている。
67	同僚、事業者への質問
68	本庁から得れる情報のほか事業者の書庫の情報で補填する
69	現場の取り組みの弛まぬ継続。
70	来年度の計画について本庁に意見等を投げている。
71	緑とマイナーに差がないことを、他の検査官に伝えること
72	なし
73	今後も、ガイド、規制要求、事業者の要領書を熟読していくことで、効率は向上していくと思う。
74	事前情報の収集
75	事務所への出張の際は、積極的に検査技術等を発信している。
76	特になし
77	勉強会への積極的参加。
78	リスク情報や設置許可、工事認可からの要求を整理活用すること
79	他の検査官が主体に実施した検査に加わり他の検査官の考え方ややり方を参考にしている。
80	検査業務を実施していない。
81	人事課に要求するも改善されず

No.	Q4_4_F_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
82	CAP会議への頻繁な陪席や現場ウォークダウンの頻繁な実施
83	事業者の保管活動にかかる会議、訓練、現場作業等を巡視、陪席し状況を確認する
84	事例をもとに勉強会や現場巡視時の説明を行っていく。
85	事務所内の検査官や本庁の検査官と情報共有し決めている。
86	専門知識が不足していること。
87	自身の勉強と経験の積み重ね、素直になること。
88	同一でプランで効率的で具体的な計画を策定し、検査してを実数するためには最低3年は必要。今は困難（現事務所1年未満）
89	関連する書籍を毎日読んでいる。また、Youtubeで関連する動画を閲覧し、理解を深めている。
90	検討中
91	特に取り組めていない。
92	日頃からの発生事象に係る設備の構成・機能の理解とガイドの熟読。
93	特になし。
94	自ら学ぼうとする事。
95	検査対象の選定を慎重に実施している。
96	特になし。
97	特になし
98	前述の通り
99	熟練の検査官を育成する。
100	さまざま角度から検査ガイドが適用できないか検討
101	一つ一つの事例に向き合い、経験を積み重ねることに取り組んでいる。
102	実践の積み重ね
103	極力現場に出向こうとしている
104	同行したベテラン検査官に常時疑問点を確認している。
105	特になし
106	ガイド内今までは実施していない項目について検査できるサンプルがあれば取り組んでいる。
107	可能な限り検査官業務に係る研鑽にも時間をとるよう努力する。
108	不足は無い。
109	常に新しい知識を蓄積するよう努めている。
110	同僚の検査官に教えを請う。
111	ガイドの学習
112	努めて各建屋の巡視を多く実施して配置図なくてもどこでも行けるように努力している。
113	特にない
114	現地での使用前検査等を実施る際に、これまで以上に状況の把握に努める。
115	事業者の活動を高いアンテナを張って監視し続けること。
116	許認可関連資料の確認
117	特になし
118	・検査を通じて関連文書の精読、理解促進、知識・経験の蓄積
119	特になし
120	リスクが低い事象については、必要以上に掘り下げず、検査時間を抑制し、事業者の活動を監視を継続することとしたいと考えている。
121	ガイド等により、理解を深める。
122	検査を行っていく中で、より効率的になるようにPDCAを回すように取り組んでいる。

No.	Q4_4_F_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
123	現場巡視を重ね、経験を積む。
124	検査経験を積む。
125	可能な限りの設計思想の確認や、審査チームとのコミュニケーション
126	勉強
127	検査の下準備の際に図面等を読み込み、十分に理解するよう努めている。
128	検査官会議の資料や事業者との会合で議論となる部分を理解すること。
129	わからない
130	経験を積んでいきたいと思います。
131	人員不足により、効率を考慮する余裕はない。検査実施で精一杯です。
132	自身の苦手分野について、専門家や知識のある人に必要に応じ確認する。
133	先輩検査官へのヒアリング
134	OJTと研修を積極的に取り組みたいと思います
135	ガイドをよく読む
136	現場へ出向く機会がない
137	事前に検査内容を良く理解し、現場において要点をまとめて事業者に確認を行う。
138	特に取り組んでいない
139	検査資格を所有していない
140	規制検査への参画
141	上記の意味が不明。
142	なし
143	現場検査への参加
144	他の検査官と情報を共有し、事象の重軽を適切に判断すること
145	抜き打ち的に現場を訪れて、現場を確認し、必要に応じて現場作業員に対してインタビューを実施する。
146	検査前の準備を十分に行うこと。
147	なし
148	新検査は行っていない。
149	特になし。
150	特に思いつきません。
151	スケジュール管理し、他の検査官ともうまくコミュニケーションをして調整し効率的に検査をするようにしている。
152	面談時の資料等の情報共有は実施している。
153	検査官資格がなくても検査補助者として活動している。
154	巡視により現場知識の向上。
155	現場を持っていないため回答不能。
156	体調を勘案して、できるだけ現場に赴くようしている。
157	回答不能です。
158	苦手な技術分野に積極的に取り組む
159	経験者に聞く
160	知識の向上積極的な研修参加
161	休日の時間の過ごし方に気を配る。
162	何もしていない
163	今は特になし

No.	Q4_4_F_1（必須回答）上記について、ご自身に不足している点に対し、どのようなことに取り組んでいますか。自由にご記載ください。
164	人材不足で業務が忙しくて、他の検査官への支援にための時間が十分に取れない。
165	必要の都度、事業者に聞く。
166	事業者の作業工程のスケジュールを把握して検査計画の立案
167	ガイドの読み込み、その実践（経験を積む）
168	適切性、有効性、実効性が確保できた、時点で、効率性を検討したい。
169	前々問への回答に同じ。
170	許認可に係る文書や審査会合を確認しているが、時間がかかる。適切な研修や学習書等があれば効率的な学習が可能になる。
171	経験を積む。
172	審査書チェック
173	リーダー、チーム員への詳細な手引書の作成
174	個人では限界があるが、可能な範囲で事業者の資料に目を通すように心がけている。
175	時間をかけて、審査資料の読み込みを行う
176	同上
177	自分なりにガイドを意図する内容を汲んで、事業者、プラントの状況に応じた検査を行うように努める。
178	検査官からの聞き取り

No.	Q4_5 気付き事項等の事実確認において、事業者の評価や意見に捕らわれずに判断できていますか。	Q4_5_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、判断できていると思われる方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。判断できていないと思われる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
1	できている	その時の事実に加えて、事業者の加速度的取組感を常に把握するよう努めている。
2	できていない	検査官ではないため回答不能
3	ややできている	客観性に基づく判断を実施していると考えるため
4	あまりできていない	経験分野以外は自信がない。
5	ややできている	前職での検査等経験において数十年事業者と対峙もしてきたため。
6	できている	事業者に対しては、気づき事項の根拠や背景に事実誤認がないことや情報の共有を行い、事業者の理解を得ることにつとめている。
7	ややできている	良好事例は特にない。
8	できていない	検査を担当していない。
9	できていない	その様な場面に遭遇したことが無いため
10	ややできている	自分なりの判断基準をまとめてもって検査する。
11	ややできている	オリフィスの付け間違いや取替予備変圧器のGPTの制限抵抗について
12	ややできている	事業者は、原因分析の結論を「部署間連携不足」や「手順書の不備」に求めがちだが、「そういった状態を見逃してきた組織構成なり、チェック機能の欠落」に真の原因があると分析している。
13	できている	見聞した事実に基づいて評価する事にしており、CR発信現場の確認は必ず行っている。S/G異物については、マグネタイトが原因ではないかと推察した。
14	できていない	気付き事項を検出した事例がない
15	あまりできていない	現場業務を担当していないため。
16	ややできている	特に思いつきません
17	できている	事業者の主張や説明は、十分聞いた上で、事実を踏まえてルールに基づき判断すればよいだけ、それを十分注意して判断できている。
18	ややできている	放射線被ばくや汚染に重点を置いている。
19	できている	自らの判断根拠を客観的視点で示し、事業者とディスカッションしている、
20	ややできている	常日頃から担当者とはコミュニケーションは取っており、複数の方からのインタビューで確認できると思う。
21	ややできている	モニタリングの現場で事業者の活動を一緒に確認して、よく理解できた。
22	ややできている	ある程度は出来ると思っている。
23	ややできている	基本自分に都合のよい説明なので、何か評価とか安全の質問はするように心している
24	あまりできていない	施設・設備の知識は、どうしても事業者の方が深く・よく知っているため、説明ですぐに納得したような気になってしまう。
25	できている	気づき事項については、発電所検査官室のホワイトボードに記載すると共に、必要であれば、事業者に説明を求めている。
26	ややできている	事業者の個々の説明を十分認識できていると感じる。
27	ややできている	技術的な根拠に基づき納得できるまで質問するように努めている。
28	できている	事実確認において、丁寧な説明を行っている。
29	ややできている	原子力安全への影響を考えて、判断するところ。
30	できている	事業者のルール、法令等を知ること。また、その気づきに対し、ロジカルな説明を実施することを心掛けている。
31	ややできている	自動閉する防火戸に対する事業者の応急処置が防火戸の動作に影響することを気付き事項として伝えた。
32	あまりできていない	重大事項等訓練の検査（途中）において、緊急時対応要員に対する力量付与に係る資機材の位置づけを確認することなく、事業者の説明に沿って検査を行った。
33	あまりできていない	事業者に事象の内容を確認しなければわからないことが多い。
34	ややできている	事業者の説明を鵜呑みにしない。
35	ややできている	日頃からコミュニケーションを図っており、事実確認についても大きな差異はなく判断できている。
36	ややできている	事業者の評価や意見を聞いたときに、判断の根拠や分析がどのように実施されたのかもよく聞いて確認するようにしている。
37	できている	例えば、搬送装置の事業者の年次検定方法査について最近検査した際に、点検方法に疑問を生じたので事業者担当者に質問をすると「それで良い今までの国の検査官も特に指摘はなかった」という。おかしいと感じたので別の事業所に同じ検査の方法についてヒアリングをすると事業者により検査方法が異なっていたことが判明した。現在本件の規制上の対応は進行中であるが、このように、検査は事業者の意見に囚われずに実施している。
38	ややできている	最終は、事業者の意見は聞かない
39	できている	発見した気づき等は、根拠に基づいた自分なりの解釈を行い、事業者の意見も聴取するが、根拠がない意見には惑わされていない。

No.	Q4_5 気付き事項等の事実確認において、事業者の評価や意見に捕らわれずに判断できていますか。	Q4_5_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、判断できていると思われる方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。判断できていないと思われる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
40	ややできている	事実確認を独自に技術的に行う
41	ややできている	事業者も検査官も、安全に対して思い行き着くところは似ている。従って、おかしいと思うところは、事業者も確信を持てておらず、インタビュー等を通して、情報の深度を上げている。
42	できていない	検査業務を実施していない。
43	できている	現場巡視時に画像の記録が取れるカメラを持参し、気付き事項を説明しやすくしている。
44	あまりできていない	事業者の説明が間違っていると、具体例を示して反論できる知識が不足しており、自信を持ってノーと言い切れない。例えば、規制文書に明確に記載されているものであれば、ノーと言えるが、解釈の相違と思われる事項についてノーと言えない。
45	あまりできていない	自らの知識技能不足を感じるから。
46	ややできている	ファクト情報をしっかり積み上げ、スクリーニングガイドに沿って判断して行くのみ
47	ややできている	明確な判断基準を持つことが大事。
48	ややできている	ただ客観的な判断ができているか自問するのみ
49	ややできている	丁寧な説明を心がけている。
50	ややできている	CAP会議への陪席
51	ややできている	事業者の一方的な説明だけに捕らわれず、疑義があった場合は上司に報告し、規制庁内での専門性のある方々の意見を参考にする。
52	できている	・安全活動の目的への影響が懸念される事項について、エビデンスの確認、関係者へのヒアリング、現場確認等で検査官として判断している。
53	あまりできていない	経験が少なく説明を鵜呑みしていないか不安。
54	ややできている	まずは、事実のみを確認し、自分なりに問題が何かを明らかにした後、必要であれば、意見を聞くようにしている。
55	できている	事業者が気づき事項としてパフォーマンス劣化を認めないケースも遭遇したが、検査ガイドに基づき客観的かつ正確に事実確認を実施し適切に判断している。
56	あまりできていない	新規制基準における使用前検査において、基本設計方針とその元となるデータに異なる箇所、食い違っているところを見つけ、これはおかしいのではと思うですが、何がおかしい説明できず、先輩検査官が説明することになってしまった。
57	ややできている	まだまだ、経験不足です。
58	できている	良好事例なし。
59	あまりできていない	まだ検査業務に就いたばかりだから
60	できている	事業者の意見も数多くある意見の一つと考える。
61	あまりできていない	事業者に聞くことが多い。
62	ややできている	技術基準に照らし判断を行っている。
63	できていない	検査資格を所有していない
64	できていない	機会がないため
65	できていない	新検査は行っていない。
66	できている	事業者に惑わされることなく、設置許可、工認、技術基準を確かめ判断する。
67	あまりできていない	説明資料により理解しようとする傾向が強く、質問から「事実」と「意見」を読み解くのが弱い。
68	できている	事業者と見解が異なったときは、面談後に統括原子力検査官等に相談、指示を仰いでいる。
69	できている	不適合事象から事象の究明に至ることがあった。
70	ややできている	今までの、他の検査の経験から。
71	できている	ガイドと経験豊富な検査官のアドバイスにより判断する
72	ややできている	特になし
73	できている	事業者の意見は意見として聞くようにしているが、判断は事実に基づき規制要求や活動の結果から判断している。
74	ややできている	事業者とのコミニュケーションが重要と思う。
75	ややできている	公開会合になった。

No.	Q4_5 気付き事項等の事実確認において、事業者の評価や意見に捕らわれずに判断できていますか。	Q4_5_A_1（任意回答）上記、選択した理由として、判断できていると思われる方は日頃の取組みなどの良好事例があればご紹介ください。判断できていないと思われる方は、その理由となった事例・場面等があればご記載ください。
76	ややできている	事業者の意見や発言に耳を傾けるが、技術的中立性を保って判断するよう心がけているが、「実用炉じゃなく核燃料施設だからそこまで要求しなくてもいいか」という考え方も頭の片隅にあり、一方でリスクインフォームドの考え方を適用させるという点で、技術的にどう折り合い（判断）をつけるのかが難しい。事例がなく、都度本庁関係者の意見を聞きながら対処している。
77	ややできている	お互いの意見を尊重すること
78	できている	ガイドにそった判断を心掛けている。
79	できている	言い分ではなく、書門によるエビデンスを大切にしている。
80	できている	事業者の要因分析等を鵜呑みにせず、自分なりに5Mの観点から、判断するように心掛けている。

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_7_SNT4_1 （必須回答）Q4__6で、「参加していない」を選択した方にお聞きします。取組に参加していない理由は何ですか。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。／その他
1	参加したことはある	
2	ほぼ毎回参加している	
3	ほぼ毎回参加している	
4	参加したことはある	
5	参加していない	検査官ではないため回答不能
6	参加したことはある	
7	参加したことはある	
8	参加したことはある	
9	参加していない	検査官ではないため
10	ほぼ毎回参加している	
11	ほぼ毎回参加している	
12	ほぼ毎回参加している	
13	ほぼ毎回参加している	
14	参加したことはある	
15	ほぼ毎回参加している	
16	参加していない	検査を担当していない。
17	ほぼ毎回参加している	
18	ほぼ毎回参加している	
19	ほぼ毎回参加している	
20	ほぼ毎回参加している	
21	ほぼ毎回参加している	
22	ほぼ毎回参加している	
23	ほぼ毎回参加している	
24	ほぼ毎回参加している	
25	参加したことはある	
26	ほぼ毎回参加している	
27	ほぼ毎回参加している	
28	ほぼ毎回参加している	
29	ほぼ毎回参加している	
30	参加したことはある	
31	ほぼ毎回参加している	
32	参加したことはある	
33	ほぼ毎回参加している	
34	ほぼ毎回参加している	
35	ほぼ毎回参加している	
36	ほぼ毎回参加している	
37	ほぼ毎回参加している	
38	参加したことはある	
39	参加したことはある	
40	参加したことはある	

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_7_SNT4_1 （必須回答）Q4__6で、「参加していない」を選択した方にお聞きします。取組に参加していない理由は何ですか。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。／その他
41	参加したことはある	
42	参加したことはある	
43	参加したことはある	
44	参加したことはある	
45	ほぼ毎回参加している	
46	ほぼ毎回参加している	
47	ほぼ毎回参加している	
48	ほぼ毎回参加している	
49	ほぼ毎回参加している	
50	参加したことはある	
51	ほぼ毎回参加している	
52	ほぼ毎回参加している	
53	参加したことはある	
54	ほぼ毎回参加している	
55	参加したことはある	
56	参加していない	検査業務を実施していない。
57	ほぼ毎回参加している	
58	参加したことはある	
59	参加したことはある	
60	参加したことはある	
61	参加したことはある	
62	参加したことはある	
63	ほぼ毎回参加している	
64	ほぼ毎回参加している	
65	参加したことはある	
66	参加したことはある	
67	ほぼ毎回参加している	
68	参加したことはある	
69	ほぼ毎回参加している	
70	参加していない	数回参加したが、得られるものがなかった。
71	参加したことはある	
72	ほぼ毎回参加している	

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_7_SNT4_1 （必須回答）Q4__6で、「参加していない」を選択した方にお聞きします。取組に参加していない理由は何ですか。「その他」を選択される方は自由記述欄に理由を記載下さい。／その他
73	ほぼ毎回参加している	
74	ほぼ毎回参加している	
75	ほぼ毎回参加している	
76	ほぼ毎回参加している	
77	参加したことはある	
78	ほぼ毎回参加している	
79	ほぼ毎回参加している	
80	ほぼ毎回参加している	
81	ほぼ毎回参加している	
82	ほぼ毎回参加している	
83	ほぼ毎回参加している	
84	ほぼ毎回参加している	
85	参加したことはある	
86	ほぼ毎回参加している	
87	参加したことはある	
88	参加したことはある	
89	参加したことはある	
90	参加したことはある	
91	ほぼ毎回参加している	
92	参加していない	所長が参加しているので良いと考えていた
93	参加したことはある	
94	ほぼ毎回参加している	
95	参加したことはある	
96	参加したことはある	
97	ほぼ毎回参加している	
98	ほぼ毎回参加している	
99	ほぼ毎回参加している	
100	参加したことはある	
101	参加したことはある	
102	参加したことはある	
103	参加したことはある	
104	ほぼ毎回参加している	
105	参加したことはある	
106	ほぼ毎回参加している	
107	参加したことはある	
108	ほぼ毎回参加している	
109	参加したことはある	
110	ほぼ毎回参加している	
111	ほぼ毎回参加している	
112	ほぼ毎回参加している	

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_8_1 （任意回答）Q4__6で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取組を実施すると良いと思いますか。ご意見があればご記載ください。
1	参加したことはある	軽微とした事例紹介、スクリーニングの内容
2	ほぼ毎回参加している	SDP評価の議論と規制庁の見解の統一
3	ほぼ毎回参加している	本庁サイドの職員、特に技官の現場派遣が必須だと思います。本庁のロジ的業務が検査業務と誤解している方が多いと思います。
4	参加したことはある	気付き事例集の整備と紹介
5	参加していない	
6	参加したことはある	次の２点をテーマとした会合であれば参加率は高くなると考える。①気づき事項をどの様な観点で確認したことで検出できたか。②気づき事項のCASE　STUDY
7	参加したことはある	PRAなど。
8	参加したことはある	なし
9	参加していない	
10	ほぼ毎回参加している	今までの気づき事項事例
11	ほぼ毎回参加している	規制検査が開始されて段階であり、各事務所や各検査官の状況を本庁が把握できていない状況にある。今後、3年間を目途に改善や是正処理を確実に進めてほしい。
12	ほぼ毎回参加している	今後、廃止してほしい。内容が乏しく、時間を拘束されて程度の低い議論しかしてないため。
13	ほぼ毎回参加している	ASMは必要以上に議題を探し、１回当たりの時間も長くなっているので、週1回に凝縮した方が効果的であると思う。
14	参加したことはある	実際の検査事例の紹介
15	ほぼ毎回参加している	現状の方式で問題ないと考えます。地方と本庁間では現状のやり方がベストでは。
16	参加していない	
17	ほぼ毎回参加している	SDP勉強会で実施していた実例による意見交換
18	ほぼ毎回参加している	動画をアーカイブ化する
19	ほぼ毎回参加している	指摘事項の事例研究
20	ほぼ毎回参加している	検査の具体的方法・検査対象のサンプリングについて
21	ほぼ毎回参加している	SDP等勉強会では、「パフォーマンス」、「リスクインフォームド」、「オペラビリティ」等の基本的概念の理解にばらつきがあるまま、回が進んで行ったと感じています。その辺りのすり合わせ（統一は困難？）をお願い致します。
22	ほぼ毎回参加している	他部門との時間を取った交流。
23	ほぼ毎回参加している	審査情報の共有。
24	ほぼ毎回参加している	オールスタッフミーティングは案内や議事メモが事務所に来ない
25	参加したことはある	核燃料施設の検査ガイドの改定について、実情に近いものに変えて行くための意見集約の場としてもらいたい。
26	ほぼ毎回参加している	聞いていて興味深い事例
27	ほぼ毎回参加している	定例的に開催されている、勉強会において、SDPの事例について各自が作業して、本庁担当者があるべき姿の一例を提示された事は、有効であったと考える。
28	ほぼ毎回参加している	グリーン以上となった事象のデータを踏まえた判断の妥当性を議論できる場を勉強会として実施する。その際は、概要ではなく、事実とデータを踏まえた踏み込んだ議論をするべき。
29	ほぼ毎回参加している	手順書に記載のない作業手順不適合事象の勉強会など。
30	参加したことはある	検査官会議については、3ケ月毎に各事務所が何を共有したいか現場ニーズを洗い出しテーマ設定すること、そして会議の到達目標を設定し評価することも有効では。そうすることで、効率的なスケジュール設定、運営ができるのでは
31	ほぼ毎回参加している	具体例と関係要領書等の規定類を概要で良いので説明してほしい。
32	参加したことはある	まだわかりません。ただ、あまりピンポイント知識の勉強会よりは事例紹介のような勉強会を望む。
33	ほぼ毎回参加している	検査において判断に迷った事例などを多く議論できたら良い。
34	ほぼ毎回参加している	制度と接する、貴重な機会で、現場の意見と本庁の思いを共に確認できるのが有難い。しかしTV会議システムが未対応なので、最近は参加していない。
35	ほぼ毎回参加している	停止中の米、仏等のプラントの検査官は具体的なにをしているか紹介する。
36	ほぼ毎回参加している	色判定に関する事例研究、勉強会が有用であると考える。
37	ほぼ毎回参加している	ポリコムの信頼性が低く、ほとんど繋がらない。skypeは、音質が悪く、聞き取れない場合が多い。
38	参加したことはある	各事務所の事例について紹介してもらいたい。
39	参加したことはある	原子力規制検査における実施状況等の紹介。
40	参加したことはある	現場優先なのか、勉強会への参加が優先なのか位置付けを決めて欲しい。検査官によっては、勉強会出席のため現場行かないものも出てくるし、その逆も考えられる。

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_8_1 （任意回答）Q4__6で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取組を実施すると良いと思いますか。ご意見があればご記載ください。
41	参加したことはある	各会議体で課題があると考えています。日々のTV会議では、検査気づき事項の抽出に努めた方が良いと考えます。事実確認のアドバイスを各指導官から実施するような会議にした方が良いと思います。オールスタッフミーティングについては、短時間で終わらせるため、B,P, 核監の地方検査官に対し、各所管のプラントで確認していただきたい事象の説明等に絞った方が良いと考えます。勉強会については、検査官の力量向上のため、様々な検査時の要点や必要な力量の向上につながることを実施していただければと思います。検査官会議では、基本、中級、上級の層に分かれ、検査官が検査で悩んでいる事項の共有やアドバイスを受けられる場にしていただけると幸いです。といったように、各会議等の内容がラップするようなことはせず、1つ1つの範囲を明確にし、実施すると効率的だと思われます。
42	参加したことはある	特に思いつきません。
43	参加したことはある	各事務所におけるパフォーマンス劣化の具体例及び重要度判断の紹介
44	参加したことはある	繰り返しの勉強
45	ほぼ毎回参加している	会議体は減らした方が良い。働き方改革に逆らっている感じがする。民間の企業でも会議体を減らしているが、規制庁は増やす方向にいって世の中に逆行している。
46	ほぼ毎回参加している	再度、事例を含みスクリーニング等の復習。
47	ほぼ毎回参加している	検査における着眼や、その検査を行うべきと判断した根拠など、検査きっかけのつかみ方などに関する経験、知識について共有してもらえれば、今後検査において役立つと思う。
48	ほぼ毎回参加している	毎週の勉強会は負担
49	ほぼ毎回参加している	火災報知設備の勉強会は良かった。伊方のリスクアセスメントのレベルも良かった。この内容レベルで、それ以外の今まで実施した勉強会の内容も焼き直すと良いかと思います。
50	参加したことはある	本庁職員の現場知識と事務所職員の行政業務経験を拡充するため、本庁職員と事務所職員の長期的ローテーション又は短期的な配置換えを行うべき。
51	ほぼ毎回参加している	過去実例をならべてもあまり進歩しないと感じる
52	ほぼ毎回参加している	現在、毎週水曜日に検査官勉強会が開催されているが、いろいろと有用な情報を発信いただいており、引き続き本取り組みを継続していただくことが大事と認識しています。
53	参加したことはある	出張で参加できない場合があるので後日閲覧可能にして欲しい
54	ほぼ毎回参加している	現地の全ての検査官に対して、持ち回りで、検査技術の発表をしてもらう。
55	参加したことはある	地震防護に関する内容
56	参加していない	
57	ほぼ毎回参加している	事務所間で共有すべき事項に絞り効率化を図る
58	参加したことはある	時間を掛けた勉強会は重要と思いますが、その時に業務上参加できなかった検査官のために、簡潔に分かるような資料作りをお願いしたい。
59	参加したことはある	検査の実例
60	参加したことはある	基礎的なことに加え、問題解決などの経験の紹介。
61	参加したことはある	全事務所同時勉強会より数箇所対象で事務所の希望に基づく勉強会が効果的と思う。検査を実施しながら全勉強会出席は困難、頭デッカチの検査官が増える。
62	参加したことはある	やはり良好事例紹介が、最も効率よく意識が上がるものと考える。
63	ほぼ毎回参加している	ガイド内容や事例紹介の勉強会。ガイドにおいては記載内容における分かり難いところや背景も含めて。
64	ほぼ毎回参加している	過去の保安規定違反事例に対するSDP評価および指摘事項になった事例紹介、
65	参加したことはある	フィットした取り組みは難しい。
66	参加したことはある	緑以上の指摘事項の詳しい解説など、重要事項に絞って開催していただきたい。量より質が重要と考える。特に議題がない場合は、開催を見送るなど柔軟な開催を望む。
67	ほぼ毎回参加している	単なる事実だけでなく、検査で迷ったことを紹介するようにしてほしい。
68	参加したことはある	ベストプラクティスの紹介
69	ほぼ毎回参加している	各事務所での気づき事項の共有
70	参加していない	
71	参加したことはある	例えば地震や津波の話題は専門性が高いため詳しい方に法令面及び技術面の両方について解説してほしい。また、参加者は自分が興味のないことを聞きたくはないため、検査監督総括課がテーマを検討するのではなく、各検査官からテーマを随時募集した方がよい（このようなアンケートの機会にだけ聞くのではなく、日常的に募集した方がよい。）。また、“「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。”との問いであるが、“「参加していない」”を選択した方に聞かない理由が分からない。
72	ほぼ毎回参加している	現状で良いと思う。内容に捕らわれすぎると会議ば主となり、日常の活動に支障を来す。

No.	Q4_6 原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織（本庁）が行っている取組み（例：検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど）に参加していますか。	Q4_8_1 （任意回答）Q4__6で、「ほぼ毎回参加している」・「参加したことはある」を選択した方にお聞きします。今後、どのような内容・取組を実施すると良いと思いますか。ご意見があればご記載ください。
73	ほぼ毎回参加している	ASMは、回数が多すぎて、業務に支障を生じる。
74	ほぼ毎回参加している	勉強会は一度やればいいというものではなく忘れたり時間も限られるので反復することが必要
75	ほぼ毎回参加している	検査官として検査活動中、気を留めておいた方が良いと思われる事例紹介
76	ほぼ毎回参加している	勉強会は、幅広く法的、技術的な知識の向上につながるものとしてほしい。
77	参加したことはある	検査体制が十分ではなく、スケジュールが過密であるため、参加する機会が少ない。このため、検査体制の拡充か検査頻度の再検討が必要と思われる。、
78	ほぼ毎回参加している	検査における経験（良好事例や失敗事例）を共有することで、検査官全体の意識の整合性を図っていくことが重要だと思います。
79	ほぼ毎回参加している	他の施設（特に発電所）での検査状況などの紹介や見学ができると助かる。
80	ほぼ毎回参加している	自分の関連業務の話で恐縮ですが、NRCの地方局における放射線関連のチーム検査の手法等を勉強したい。
81	ほぼ毎回参加している	問題を見つけ、その問題に対してどのようなアプローチで事業者と議論したと言った内容が一番ためになると感じた。
82	ほぼ毎回参加している	現場事務所からの、事例紹介
83	ほぼ毎回参加している	NRCの事例にとらわれすぎている感がある。もう少しNRAの方針も考えて共有するべき。何かにつけて「NRCはこうだ。」と言ってクローズしてしまう。
84	ほぼ毎回参加している	審査結果に係る説明会、審査側から見た検査で確認してほしい内容の共有
85	参加したことはある	勉強会を続けてほしい。
86	ほぼ毎回参加している	決まった人のみの意見が多い
87	参加したことはある	現状で特に過不足はないと考える。
88	参加したことはある	なし
89	参加したことはある	回数が多すぎる。隔週程度の開催が望ましいと思います
90	参加したことはある	出張等で不在のため。
91	ほぼ毎回参加している	現状の内容の継続
92	参加していない	
93	参加したことはある	特になし。
94	ほぼ毎回参加している	特に思いつきません。
95	参加したことはある	検査ガイドの適用範囲やガイド間の重複箇所についての考え方がまだまだ整理しきれていない、浸透していないと思われる点がないかを検査官や本庁の担当者で話し合ったりする機会はあったほうがいいのではないでしょうか？
96	参加したことはある	当初参加したが、最近は不参加の状況。途中から参加しても理解できるような内容（前回までの内容理解を求めないような）
97	ほぼ毎回参加している	現場で発生した事例の紹介。
98	ほぼ毎回参加している	リクエストは、特になし。
99	ほぼ毎回参加している	集合研修等、検査官からの意見、希望を積極的に取り入れること。意見に対するフォローがなされているのかいないのか周知されていない。
100	参加したことはある	スクリーニング評価の事例をやる。火災防護の勉強会は役に立っていない。いっしょに聞いている他の検査官も同じ意見。
101	参加したことはある	各班どういった内容の業務を行っているのか、ほぼわからない。どういった内容をしている班、担当なのか詳しめに紹介してほしい。
102	参加したことはある	現状でいいと思う。
103	参加したことはある	検査実務の実例紹介
104	ほぼ毎回参加している	まだまだ、実施することが目的の段階であるが、将来的にはもっと技術的な議論や制度的な議論ができるように成ればよい。
105	参加したことはある	検査ガイドの読み合わせ教育。
106	ほぼ毎回参加している	検査ガイドの細部説明やその背景となる知識、技術情報等の紹介
107	参加したことはある	事務所の検査官と時間に関係なく情報を共有できる仕組みがあると良いと思う。
108	ほぼ毎回参加している	形式的な会議ではなく、例えば核燃料施設担当事務所で事例紹介ができるような場があれば良い。（毎日実施しているTV会議では時間がない）
109	参加したことはある	参加できる時間を設けて欲しい
110	ほぼ毎回参加している	誰でも発言できる環境を維持することが重要と思います。
111	ほぼ毎回参加している	様子を見たい。
112	ほぼ毎回参加している	時間的制約も多いことから、特定の項目に偏ることなく実施頂けると良いと思う。

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_A_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官の理解促進に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートが必要と思いますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
1	やや良好	専門家
2	やや良好	検査官人数の増員
3	良好でない	地方事務所の実態について、しっかり掌握してほしい。
4	あまり良好でない	技術資料の購入を希望するが実現できない現状
5	良好でない	専門分野の方が検査をする。
6	やや良好	ちょっとしたことでも、気軽に相談できるような人がいるとありがたいです。
7	やや良好	大きな問題の1つが地方事務所での検査官の人員不足、適切な人材不足を感じる。対処されたい。
8	良好	スカイプによる勉強会は負担が少なく有益であるので、録画や録音等ができれば更に利便性が向上すると思う。
9	良好	現状のサポートで満足している。今後改善すべき点があれば素早く対応願いたい。
10	あまり良好でない	なし
11	良好	積極的な意見交換をするために、本庁と事務所の間に不信感が無いようにすること。
12	やや良好	防災業務も含め二名での新検査はなかなか難しい。検査に専念出来るように増員が必要と考える。本庁からのサポートは問題ない。
13	やや良好	気軽に相談出来るような工夫
14	あまり良好でない	欠員となっている検査官の補填
15	やや良好	技術職向けeラーニングの改善・充実（図表、せりふの文字が滲んだり小さ過ぎて判読困難。基本的、背景的事項の解説を充実、図表は印刷できるようにする等）
16	良好でない	
17	良好	研修プログラムの作成。
18	あまり良好でない	検査官の充足率の向上
19	やや良好	施設の広さ、リスクに対して圧倒的に人不足。若手の育成や、新規人材を確保してほしい。
20	あまり良好でない	本庁には発電所の検査経験者は多いが、核燃料施設の検査経験者は非常に少ない。そのため、発電所を主体としたガイドとなってしまっている。核燃料施設の審査部門の職員も参画して、実態にあったガイドに改めて頂きたい。
21	やや良好	NRCとの職員交流
22	やや良好	たとえば、今回の新検査制度における基本コンセプトの概要を、Eーラーニングで復習する事ができる体制を整える。既履修者に対して、濃度が濃い、核心的な内容の研修を短時間計画していただきたい。
23	やや良好	検査官の知識と経験が新検査制度成功のベースであるという強い継続的な意思を示すこと。その意思を態度（研修制度の改良、検査官の自己研鑽を促す仕組み）で示すこと。
24	やや良好	放射線関係の人材が必要ではないか。
25	良好	今のサポートの継続。若手を含めた交流の継続。
26	やや良好	活動現場の意見と本庁が理解していることの乖離を防ぐこと
27	あまり良好でない	特にありません。
28	やや良好	即戦力になる中堅の中途採用者をもっと増やすべき。
29	あまり良好でない	とにかく人手不足と聞いている。
30	あまり良好でない	号機分の人のふよ、検査官資格はOJTと実務経験のみに変更しだれでも検査官へ。全員に週報をMUST化。処遇のメリハリ広域異動手当の期限延長。単身赴任手当の審査緩和。検査官手当の新設による魅力UP
31	あまり良好でない	検査官の高齢化が進んでいると思いますので、若返りを進めてほしい。若い新人のためのOJTであれば喜んで行います。
32	やや良好	若者を育てる文化、若者がやる気の出る業務分担及び人事ピラミッドの構築。
33	良好でない	人材センターによる教育の充実
34	あまり良好でない	TV会議での信頼性を上げ、コミュニケーションを良く取ることが必要と感じる。
35	やや良好	人員の増強。
36	やや良好	発電所での検査現場を経験している人を配置すること。
37	あまり良好でない	まず、検査ガイドの重なりについて、議論が必要だと思います。特にチーム検査で見つけた検査気づき事項を日常検査にどのように引き継ぐか等を議論していただきたいです。また、各検査官資格の共有をお願いしたいです。チーム検査に赴いても検査官各位がどのような力量を所持しているかわからないので、検査の割り振りも難しい状態です。最後に、人的資源になります。中級検査官数を各部門の必要数に応じて力量付与をお願いしたいです。

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_A_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官の理解促進に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートが必要と思いますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
38	やや良好	特に思いつきません。
39	あまり良好でない	運転検査官に対する継続的なウォークダウン等の実務研修
40	あまり良好でない	事務所にあった人事
41	やや良好	現地の監査官の人数を増やして頂きたい。官舎が古過ぎる。
42	やや良好	本庁運転検査官の派遣
43	良好	チーム検査が行われない場所については、日常検査においても検査官の交流があるとよいと思う。たとえば、本庁から事務所へ期間限定で検査官を派遣して、現場の意見交換を含めた交流を行うなどがあってもよいと思う。
44	良好でない	検査官の増員
45	やや良好	（コロナ感染者が少ない）地方にいる規制検査官が（コロナ感染者が多い）東京本庁で対面形式による教育研修を直接うけることは、規制検査官による事業者へのコロナ感染を抑制する上で実質上できにくいこと、且つ、規制検査官への教育研修こそが新検査制度実現の要であることを踏まえ、東京本庁にいる研修担当者が、地方にいる規制検査官のところに出向き、感染に十分な留意をし、研修内容を厳選した上で研修を実施していただきたい。 そして、最近は電力出身者が自分の経験談を話したり、民間出身者が自分の専門領域の話をする場合が多いが、民間企業出身者や自衛官出身者密度が著しく濃くなった今の規制事務所には、それ以外に、むしろ、法令趣旨などを含めたリーガル教育が大変重要と思量。
46	あまり良好でない	検査の改善点などについては、まずは本庁で検討した結果を事務所に投げかけていただきたい。
47	良好でない	検査を実施することが自分の使命であると考える職員の増員
48	やや良好	
49	良好でない	検査官の充足、検査以外の業務が多く検査に専念できない。検査官全員にモバイルPCの貸与。
50	あまり良好でない	資格制度を更に細分化及び明確化、厳格化した上で、検査官にある程度の権限を付与させる。このことにより、検査官により主体性が生まれるとともに、モチベーション向上につながる。
51	やや良好	
52	やや良好	地方事務所は委員夜間部との接触の場がほとんどない
53	やや良好	
54	やや良好	本庁の検査官がサイトに赴くときに準備段階で負担軽減に努めてほしいこと。
55	やや良好	業務の都合に合わせていつでも受講できるような研修の充実
56	やや良好	
57	あまり良好でない	聞く姿勢を持つ模範検査官を育てる。事務所側から本庁検査官を指名できるようにする。
58	やや良好	e-ラーニングメニューの充実、出張先での通信環境（Skype通信、webex）の高度化。
59	良好	勉強会や良好・悪い事例の紹介。集合研修。
60	やや良好	各検査官は、毎日の準備も含めた検査業務に追われている感があり、事務所の検査官の増員が望まれる。
61	良好	親身な教育や機会の増加
62	良好	特になし
63	やや良好	現時点では特に思い浮かばない
64	良好	事務所の検査官が検査で迷ったことについて最初に相談する窓口を、監視部門に事務所ごとに設け、それを大いに活用することで、事務所も本庁も力量向上が図れると思います。
65	あまり良好でない	模範となる検査官による検査実践を目の当たりにすることでサポートの手段は関係ない
66	あまり良好でない	核燃料等施設のプロセス及びその運転、並びに監視する上での視点に係る研修。検査官が圧倒的に不足しており、使える検査官の増強及び配置
67	やや良好	検査官の理解促進という意味では誰かにサポートしてもらう前に各検査官が自助努力する必要がある。例えばある検査官に気付き事項のスクリーニングや指摘事項の重要度評価について教えてほしいと言われたため教えていたところ、結局当該検査官本人は自分で考えなくなった（都度教えてもらえるため）。
68	良好	現状でよいと思う。
69	やや良好	
70	やや良好	本庁にて審査資料を閲覧できるようにしてしい。

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_A_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官の理解促進に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートが必要と思いますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
71	あまり良好でない	研修のテーマや内容が多岐にわたる反面、一つ一つに割く時間が少ないように思われる。日々の業務に影響がでるので研修の時間に制限がかかりすぎているように思う。
72	やや良好	専門知識を有する検査官の適材適所の配置
73	やや良好	
74	良好	必要な専門性のある知識人がどこにいるのかが不明。
75	あまり良好でない	・人員が少なく検査スケジュールが過密であることから、技術的な深みのある検査ができていない（→検査官の拡充）。・時間がないことから十分な検査官の育成が十分にできていない（→検査頻度等の再検討）。
76	やや良好	
77	やや良好	検査に係る人員の不足。
78	やや良好	検査官の活動内容をもっと若い方に見てほしい。また、生活環境をもっとよくしてほしい（特に居住環境）
79	やや良好	NRCへの検査官派遣を今後も積極的にお願いしたい。
80	良好	アクセスフリーを効果的に活用するために、規制庁の検査官も発電所の運転員の巡視ができるレベルまで発電所内をアクセスできるようになったほうがいいように感じます。具体的には週1回など定期的に運転員の巡視同行すれば、自然と身につくのではないかと思います。
81	やや良好	検査官の補充と若返り
82	やや良好	事務所巡回指導員による検査の適正化。
83	やや良好	規制制度を構築する段階で、規制事務所に適材適所の人員を配置する予定と聞いていた。本庁のサポートももちろん必要であるが、規制事務所が自立的に検査活動ができる人員配置を行う。その上で不足部分はサポートを行うのが理想。
84	あまり良好でない	運転検査官と防災専門官の併任。専門家マップの作成。
85	良好	有効なコメントができる人を増やしてほしい。TV会議でいろいろコメントをする人がいますが、本当に正しいのか疑問に思うこともあります。
86	やや良好	検査官の経験が豊富な方のOJT
87	良好	検査資格を所有していない
88	やや良好	気付き事項の内容によっては、専門家（システム安全研究部門等）のサポートが必要
89	やや良好	研修の実施
90	良好	参加しやすいよう検査官を増やしてほしい。
91	やや良好	1度の説明会や勉強会で理解が浸透するとは思えないので継続的にガイドの勉強や適用事例についてあまり時間をかけずに効率よくできるようにしてほしい。地方事務所の検査官はあまり時間を取れないので人的・物理的サポートについても地方事務所の負担軽減を考慮したやり方を取るようにしてほしい。
92	あまり良好でない	OJTできるような人員増強
93	あまり良好でない	
94	やや良好	事務所人員の充実が必要。
95	良好でない	
96	良好でない	研修方法の改善、やる気を起こさせるような人員配置、現場重視といいながら必要な機材がそろっていない。
97	やや良好	NRCに出張組による出前研修をして欲しい。若手が欲しい。あと能力のない検査官は人員が減ってもいらない。いるだけ効率が悪い。
98	良好でない	検査官の増員を希望。
99	やや良好	とにかく人を増やす。
100	やや良好	専門性のある人材と信頼できる専門家の登用
101	やや良好	現場の検査官が技術力を高められるような機会を増やすことが必要。研修においても、詰込み的で研修の実績を上げることではなく、実質的に個人の力量が上がるような取り組みが必要。
102	あまり良好でない	検査ガイドの解説。
103	やや良好	検査ガイドに関する研修
104	やや良好	一時的かもしれないが現時点では人も時間も全く足りていない。検査制度は柔軟になったが出張手続等の事務処理が足を引っ張っている。
105	やや良好	網羅的に施設を監視できるだけの人材の確保（特に再処理やMOX操業後）。日頃の業務を犠牲せずに研修が受講できること。人事異動時の引継期間の確保。
106	やや良好	検査官の充実
107	良好	
108	やや良好	OJT
109	やや良好	コロナ禍のため、研修等の機会が減少したが、現在、回復しつつあることから、今後も引き続き機会を設けて頂けると良いと思う。

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_B_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官としてのスキル・バックグラウンド（法的知識、技術的な知見等含む）の向上に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートを期待しますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
1	やや良好	
2	やや良好	定期的勉強会を開催
3	良好でない	検査官ではないため回答不能
4	あまり良好でない	国内でのチーム検査のチームリーダーを担当した中堅・若手のNRCへの出向（3ヶ月間程度）による国内検査活動の現状把握とあるべき姿の創出
5	良好でない	なし
6	やや良好	気軽に相談できるような人がいるとありがたいです。
7	やや良好	高齢者の検査官が地方事務所に多く、継続的な規制検査の遂行に疑問を感じる。
8	良好	必須となる法的知識については、eラーニング等を整備するのが良いのではないか。
9	良好	
10	あまり良好でない	なし
11	良好	
12	やや良好	
13	やや良好	気軽に相談出来る工夫
14	あまり良好でない	新規制基準対応の分野
15	やや良好	知識ポータルの研修資料を自学研鑽に活用させて頂いております。自身は具体的な提案をできるレベルにはありませんが、引き続き改善・充実をお願い致します
16	良好でない	研修の充実。
17	良好	事業者及びメーカーへの研修又は出向
18	あまり良好でない	
19	やや良好	研修（内外）
20	あまり良好でない	審査部門に過去に規制事務所において核燃料施設を見て来られた経験豊富な方がおられると思いますので、そのような方のサポートを期待します。
21	やや良好	よりシステマチックな制度にするならば、検査ガイドと必要な知識（研修など）関連付けて、検査行為に必要な知識や学習方法を充実させること。
22	やや良好	検査官のして業務に当たる際に、核心的な内容、絶対的に必要な内容、を自由にアクセスし、復習する事ができる環境、体制を整備してほしい。
23	やや良好	スキルを向上するに効果的な場所（知識と経験を持った研修施設、先進施設へのOJT）での人材派遣。
24	やや良好	法的知識は、全てを理解するのではなく、重要ポイントなどを示す教材があれば良いと思う。
25	良好	現在のサポートの継続。新しい検査官会議の取り組みの継続、一層の充実、運営の効率化の工夫(勉強会でできる事とのすみわけ)など。
26	やや良好	検査制度に係る教育制度の充実
27	あまり良好でない	正直なところまだ始まって半年なので自分自身も手探り状態なのでこれから色々と出てくると思います。
28	やや良好	
29	あまり良好でない	やはり、本庁から、積極的に法的な位置づけを問いかけるようなアクションを頻繁に行うこと。問いかけで意識させる。
30	あまり良好でない	早くINTを復旧させること。調べものが出きない。
31	あまり良好でない	ガイドの解説書を作成してほしい。（できれば具体的な内容してもらい発電所と核燃料施設は分けて作成してほしい。）
32	やや良好	検査管理システムについては、必要事項入力すれば、報告書形式でアウトプットされるシステムの整備を要望する。事務所で実施している2年目研修に出す要員の基礎的な教育を人材育成センターに要望する。彼らの本庁での勤務状態を考えるとeラーニングを実施する余裕があるか疑問である。現場研修の前に派遣先のプラントの情報の教育を要望する。
33	良好でない	発電所経験者、メーカー経験者等、様々な知識を持つ検査官の採用。可能であればそのような組織への検査官の出向
34	あまり良好でない	
35	やや良好	研修内容の充実。
36	やや良好	同上
37	あまり良好でない	検査制度が開始されたばかりなので、今は検査手順の確立,検査気づきの評価の成熟に注力した方が良いと考えます。また、評価室には、検査気づきの評価について、日本の事例を使用し、評価（緑）以下までのプロセスの教育を実施して頂ければ幸いです。

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_B_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官としてのスキル・バックグラウンド（法的知識、技術的な知見等含む）の向上に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートを期待しますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
38	やや良好	特に思いつきません。
39	あまり良好でない	実務研修制度の整備（現行は知識付与に偏重）
40	あまり良好でない	事務所にあった人事
41	やや良好	
42	やや良好	まず、運転検査官の手当てが必須。
43	良好	
44	良好でない	勉強会内容を事務所の要望内容とする。
45	やや良好	若い規制検査官（20歳ー30歳）の供給。50歳超の規制検査官は規制検査官事務所に十分に行き渡っています。
46	あまり良好でない	研修制度の向上
47	良好でない	事務所体制も含めて、もっと研修機会をふやしてほしい
48	やや良好	規制要求事項の解説を充実していただくと同時に、ポイントを勉強会等で共有いただけると幸いです。
49	良好でない	土木、建築施工に係る講習の実施
50	あまり良好でない	優秀な検査官の事務所への長期出張を行い、その技術力、知識を伝搬させる。
51	やや良好	なし
52	やや良好	
53	やや良好	法令、規制内容の解釈、事例のサポート
54	やや良好	関係資料の展開を早めにお願いしたい。
55	やや良好	
56	やや良好	最新の情報に発電所等の出張中でもアクセスできること。
57	あまり良好でない	
58	やや良好	QMS技術資料の充実。
59	良好	実例や演習を含む集合研修。
60	やや良好	
61	良好	教育研修機会を増やして欲しい。
62	良好	特になし
63	やや良好	いま実施している勉強会は有効と思われるが、ほとんどの人が出張しており誰も聞けていない。本庁にいるときも検査準備や報告に時間をとられ、余裕がない。
64	良好	設置許可申請書、設計工事計画認可申請書などの審査資料や、事業者が活用している規格を閲覧できるデータベースが必要。
65	あまり良好でない	制度の模範とした米国NRCにおいて本物の検査を経験した検査官による直接指導
66	あまり良好でない	
67	やや良好	今では無理かもしれないが、例えばJNESであったような、職員を一時的に発電所に派遣して現地業務を体験させるような取組があると有り難い（現地業務や機器の理解を大幅に深めることができると考えられるため）。国内の発電所への派遣は難しいとしても、例えば海外の発電所や工場であれば利害関係はないと考えられるため、難しいかもしれないがそういった取組を希望したい。
68	良好	現状で良いと思う。
69	やや良好	勉強会の継続的な実施
70	やや良好	

NO.	Q4_11 原子力規制委員会や規制庁幹部とのコミュニケーションは良好だと感じますか。	Q4_12_B_1 （任意回答）原子力規制検査に関する検査官としてのスキル・バックグラウンド（法的知識、技術的な知見等含む）の向上に向けて、組織（本庁）に対して更にどのような人的・物理的サポートを期待しますか。必要とするサポートを、自由にご記載ください。
71	あまり良好でない	
72	やや良好	検査において不明点が発生した時の法的、技術的サポート窓口の設置
73	やや良好	研修、勉強会の機会を増やしてほしい。研修などに参加するには、その間の人的な補填も確実な体制としてほしい。他所からの応援に頼ることは、形式的であり現実的、実行性のあるものではない。所長に判断、管理を任せるのではなく、検査官の育成、力量アップを今後どう考えるのか、人事上の統一した考えのもとに検討すべきである。
74	良好	原子炉物理の知識を保有している専門家は多いと思うが、電気、電子、化学分野に特化した人々も増員して欲しい。
75	あまり良好でない	・行政官としての責任と権限について、体系的な教育必要（→行政官として信頼を失うような言動や行動の制限）・機密情報の管理について、体系的な教育必要（→機密情報の漏えい防止）
76	やや良好	審査部門及び専門検査部門との連携、交流
77	やや良好	
78	やや良好	
79	やや良好	海外の検査基幹への研修の充実をお願いしたい。
80	良好	
81	やや良好	検査官を補充して、必要な研修等を受け易くする。
82	やや良好	
83	やや良好	前項の回答と同じ。
84	あまり良好でない	法令類の解説、バックフィットとなった規制基準の説明会の実施。
85	良好	研修項目を増やして欲しい。
86	やや良好	法令、技術基準、検査などのエキスパートに、いつでも確認できるような環境。
87	良好	検査資格を所有していない
88	やや良好	全ページと同様
89	やや良好	研修の実施
90	良好	特に思いつきません。
91	やや良好	研修等による底上げの他、専門分野毎に相談できる窓口を明確にして知見不足な分野をサポートしてほしい。
92	あまり良好でない	Eラーニングの充実、研修資料の配布
93	あまり良好でない	地方班に書籍の購入依頼をしたが3ヶ月経過しても未購入であり、速やかな対応を希望する。
94	やや良好	現場で指導できる検査官の派遣。
95	良好でない	検査官の絶対数を、増やす。
96	良好でない	検査に関係する必要な法令等の改正、解釈があった場合には、本庁側から規制事務所により具体的・個別に情報を発信して頂きたい。誤って理解してまう恐れもあり得る。
97	やや良好	事務所検査官が自由に他の事務所の検査に参加し、お互い交流しながら学べる事務所出張研修なるものをあるといい。
98	良好でない	外部との連絡普通の早期解消。
99	やや良好	
100	やや良好	的確に技術的アドバイスが分かりやすくできる人材
101	やや良好	本庁自体が、それだけのスキルや人的リソースを持っている状況にないので、まず、本庁が実力を持てるようにする必要がある。
102	あまり良好でない	特になし
103	やや良好	研修は物理的、地理的制約が生じるので、eラーニングの内容・項目の拡充で事務所で容易に自学研鑽できるようにしてほしい。
104	やや良好	学ぶための時間が欲しい。
105	やや良好	研修。審査部門、事故対処部門での経験。核燃料施設の自己学習ができる教材、インフラの整備。
106	やや良好	専門知識のある検査官の充実
107	良好	検査に対する余裕ができるように検査官の補充が必要と思う。余裕ができることで学習時間が確保されてくると思う。
108	やや良好	有識者の検査に同行OJT
109	やや良好	前問同様。

No.	Q4_14 原子力規制検査の本格運用において、あなたは、同僚とも連携して取り組んでいますか。	Q4_15_1 （任意回答）原子力規制検査の本格運用を踏まえての感想、意見等を、自由に記載してください。
1	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官一人一人の能力向上がすべてといつも感じます。
2	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	規制庁、事業者の見解がまだ一致していない部分があると感じる。5年くらいの積み上げか必要
3	困ったときには、相談し合って解決している	朝令暮改は現場を混乱させるので、最終的に決まったことを伝えて欲しい。
4	困ったときには、相談し合って解決している	原子力安全に関わらない事業者の活動を明確にするべき
5	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	検査官ではないため回答不能
6	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	規格、法令、設備、機器への勉強を積み重ねて力量の向上が一番大事だと感じた。
7	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	高齢検査官（定年延長組）が本格運用の最前線で職務を遂行している現状は数年後の規制検査に危うさを感じる。早い段階での構造改革に着手すべきと考える。
8	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	なし
9	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	個人個人では必ず足りない、劣っているところがあるので、組織的にフォローしあいながら仕事ができる環境があると良いかと思われます。
10	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	本庁において、試運用における各地方事務所からの意見、改良点に関する内容が本格運用に十分に反映されていない。
11	困ったときには、相談し合って解決している	本格運用はコロナ禍でスタートしたので検査官同士のコミュニケーションが心配されたが、Webを活用して逆に集合ミーティングより効率的に実施できていると思う。
12	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	これから、皆で協力して高めあっていければよい。
13	困ったときには、相談し合って解決している	個人の感性、五感等これまでの経験によるところもある。若い検査官には検査官としてある一定程度経験した方が良いと思われるの定期異動のインターバルを考慮すべき。
14	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	なし
15	困ったときには、相談し合って解決している	若手検査官の育成
16	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	新しい知識や分野について、特に専門外の分野は他の検査官に任せてしまっている。ノルマが課されて初めて取り組むこともある。
17	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	「絶対という事は絶対にない！経験を補うものは経験（シミュレーションを含む）しかない！」を土台に、何事も「良かれと思う事は遣ってみるのが一番」と考えます。
18	困ったときには、相談し合って解決している	検査結果に対して作成する文章量が大幅に削減されたことは、効率的な検査活動につながっていると感じた
19	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官の専門分野を活かした異動計画。若い検査官の登用と給与アップ。
20	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	力量に左右される仕組みに不安を感じる
21	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	報告書が簡素化されたことは良い事と思いますが、その反面手抜き検査も可能になったと思います。現場を見て、エビデンスの名称を記載すれば報告書が作成できる状況です。やはり保安規定に基づく検査があって、その上で新検査制度に基づく検査があると考えます。事業者も現場の状況を見て、何も言わずに帰って行く検査官に物足りなさを感じているようです。新検査制度を定着させるためには、まず最初はサンプル数に関係なく何度も事業者の所に通って、質問をして活動の目的や内容を理解して、検査官も勉強する必要があると思います。恐らく定着するのに2年位は必要と思います。その上で、初めてフリーアクセスによる検査が可能になると考えます。それができて
22	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	新制度における基本コンセプトの理解を、さらに深める必要がある。
23	困ったときには、相談し合って解決している	パフォーマンスベースド、リスクインフォームドの基本設計は間違いがないが、それを行動として実践するところが難しい。実際には、無難に安全側（科学的ではない保守的な）の判断になりがち。リスクの低い事象、結果の影響度が低い事象は、事業者の改善にまかせるべき。事業者が国の判断が新検査制度の基本設計に従っていると思わなければ、制度に対する信頼が得られないし、国の活動への理解も得られない。
24	困ったときには、相談し合って解決している	いろいろな分野で学べることが多くなった。
25	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	このようなアンケートにより抽出された課題等についての意見交換の場や、改善された事項の共有。サンプル数設定の考え方や思想の共有。フレキシブルな運用に向けた現在の取り組みの継続。
26	困ったときには、相談し合って解決している	やはり事業者の活動に関する情報収集が全てだと感じる。検査官は適切な情報を得る能力が必要。
27	困ったときには、相談し合って解決している	検査経験を積んで力量のある検査官の育成が急務。
28	困ったときには、相談し合って解決している	日々のTVミーティングは、大変役立っています。現場から離れた地域事務所ですので感謝している。ここでも報告スタイルは、各検査官の日常の発見（検査上の気づきというよりは、検査水国情のTipsみたいな項目も報告してみたら良いと思っている。
29	困ったときには、相談し合って解決している	原子力規制検査が効率よく、よく出きたとはどういうことか考える、答えは何か
30	困ったときには、相談し合って解決している	検査官も事業者側もまだ慣れていないため、ガイドや検査のやり方の見直しは不断に続けていくべきと思います。

No.	Q4_14 原子力規制検査の本格運用において、あなたは、同僚とも連携して取り組んでいますか。	Q4_15_1 （任意回答）原子力規制検査の本格運用を踏まえての感想、意見等を、自由に記載してください。
31	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査制度が変わり今後についても、引き続き人材育成は組織の大きな課題である。入庁してきた前途有望な若者を能力のない上司のために精神的に追い込んだり、辞めさせたりしないように人事管理を徹底すべきである。
32	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	概ね検査は順調に実施されていると感じるが、気付き事項を見つけたときの本庁の介入が負担と感じることがある。検査官を信用して緑までの判断は任せて欲しい。また、検査量が多いため検査指摘事項を見つけた際の追加的な検査をする時間が取れるのか不安。同様に力量をあげるための研修の時間がなかなか取れない点も不安と感じている。しかし全体的にはやりがいがあると感じている。
33	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	事業者の業務内容、隠れているリスクの発見に努めることがより重要と感じている。
34	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	新検査制度は事業者の保安活動の状況を確認できる制度だと考える。まずは本制度の習熟に向け取り組んでいくべきと考える。
35	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	本格運用前の準備状況がコロナの影響で十分できていなかったので、かなり大変だと感じました。
36	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官の個性を活かし過ぎて、個人が独走しすぎることが不安。
37	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	不安に思うことは、緊急時分野で検査気づき事項の評価について、中級検査官（実用炉）同士の話し合いができないこと。足りないことは、緊急時分野の中級検査官数。また、炉型の違いや施設の違う中級検査官の資格の有効範囲が明確ではないことを挙げます。
38	困ったときには、相談し合って解決している	パフォーマンス劣化に気づけるか否か不安現場への精通度不足
39	困ったときには、相談し合って解決している	個人の力量、資質、やる気に基づいているので、やる人はやるし、やらない人は適当にできる。
40	困ったときには、相談し合って解決している	本格運用について、事業者自ら定めた保安規定に抵触しても、リスクインフォームドに影響がなければ軽微にする事に未だ理解出来ていない。
41	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	この検査に慣れるには時間が必要。力量不足なところは検査官同士で補い、全国の事務所とのコミュニケーションを図る。
42	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	核燃料等監視部門の検査ガイドのついては、発電炉と共通化しているが適用できる項目が限定される。したがってやはり核燃料等監視部門用として検査ガイドを別に作成した方が、現場として使いやすいと思う。
43	困ったときには、相談し合って解決している	現在の規制検査を基礎として、日本人に合う検査制度になることを期待する。
44	困ったときには、相談し合って解決している	現体制では時間がかかると思うが少しずつ進むと思量
45	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	本当に本庁幹部は、事務所の状況を理解しているのか不信に感じます
46	困ったときには、相談し合って解決している	なお従前の検査と規制検査の両立及び横断分野との両立が困難、緊急時対応の訓練により規制検査の出張に行けない。人員が不足している。
47	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	国民に対する理解度が低い。保安検査との違いも含め、早急なインフォメーションが必要。
48	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	なし
49	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	現状を維持できるように努めている。
50	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官の力量に大きく依存する制度になったため、その分自己研鑽が極めて重要と思う。
51	困ったときには、相談し合って解決している	パフォーマンス劣化実例、指摘事項の事例を多く集めて、知識を充実させる必要あり。事業者より、技術力が高く、具体的な目標が明確になれば、不安は解消されりる。
52	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	まだ過渡期であり、制度見直しの主旨を踏まえた検査を達成しているとは言えない。今後、検査官自身がより力量を高めて、本来の主旨を踏まえた検査とガイド等のツールの充実を望む。
53	困ったときには、相談し合って解決している	まだまだ能力不足で不安
54	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	・実施計画検査であるが新規制検査の良い点は取り入れながら検査を行っている。
55	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	一人でも検査ができるように育成してきた人材が育った頃に人事異動により居なくなり、また、ゼロから教え込まなくてはいけなくなっている。そういうことが繰り返されており、育成側も疲弊し、業務の効率は下がり、仕事が回らなくなっている。また、異常な数の文書管理、HP管理に検査官の労力が奪われ、肝心の検査に集中することが困難。今はなんとか凌いでいるが、いつ破綻してもおかしくない。本当に専門家を育てる気があるのか甚だ疑問に感じる。是非、人事異動という既成概念を取り払っていただき、真の専門家集団としてしっかり業務に取り組めるようにしていただきたい。
56	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	とにかく場数を踏み、必要な改善を躊躇なく行い続けることが大事。
57	困ったときには、相談し合って解決している	新検査制度を実践していくに当たり能力未達な検査官が多い。簡単な口頭諮問だけで検査官資格を与えてしまった。
58	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	自身が実施している監視が、適正であるか自信がなく、常に自問自答している。
59	困ったときには、相談し合って解決している	回答したい内容はありますが、本アンケートの結果は前回と同様に公開されると思われるため、それを踏まえてここで回答すべきものはありません。
60	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	個人的には技量・知識が不足している感が否めないため、積極的な研修の参加を促したいと思う。

No.	Q4_14 原子力規制検査の本格運用において、あなたは、同僚とも連携して取り組んでいますか。	Q4_15_1 （任意回答）原子力規制検査の本格運用を踏まえての感想、意見等を、自由に記載してください。
61	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	リスク、パフォーマンスベースの理解力向上が、必要。
62	困ったときには、相談し合って解決している	更なる気づき力の涵養が必要
63	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	専門分野での継続的な検査の実施。（人事異動にともなって全く違う分野の検査を担うことになれば今まで培ってきた専門性が失われる可能性が高い）
64	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	原子力規制検査は、事業者の責任をより明確にうたい、規制側は事業者の活動のさまを全体的に評価するものと理解しているが、国民、プレスは事業者の活動の全てを規制検査で見てくれているものと理解しているのではないか、と感じている。規制検査の趣旨を踏まえれば、この国民の誤解を解消しなければ旧制度のような検査につながりかねないと危惧する。安全重要度、リスクに応じた検査となるが、それらに照らしてずれを感じることがある。
65	困ったときには、相談し合って解決している	これから、規制庁の体制はどうなって行くのか、現場の検査官は増員されるのか等。
66	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	・従来型の検査手法（記録確認等）から入る検査官がいるため、効率的な検査の障害になる場合がある。・軽微と考えられる気付き事項に必要以上に事業者へ確認を求め検査資源を投入することは、大きなリスクを見逃す可能性がある。
67	困ったときには、相談し合って解決している	担当施設では原子力規制検査を実施していないので、取り残されてしまいそうである。
68	困ったときには、相談し合って解決している	新検査制度を運用開始したが、まだまだ試行錯誤の段階で、成果を上げたいがために、必要以上に細かい事象に干渉しているように感じる。
69	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	本庁側の検査精度への理解度がどのくらいあるか少し疑問がある。居住環境等の生活環境を整えていただかないと、希望者が増えないのではと思う。
70	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	なお従前の検査との両立
71	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査共通ガイドとの記載及び検査官側の理解が不足している部分があると感じる。
72	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官の間に能力差がある。
73	困ったときには、相談し合って解決している	現在、なお従の検査および要領書作成、事業者との面談等、新しい検査に関わる機会が絶対的に少ないこと。
74	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	TV会議での情報共有において、規制検査の本質ではない情報発信について、否定的な意見が少ない。「ちょっと違うのではないか？」という意見も必要ではないかと感じている。
75	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	対外的な説明や、規制庁内の評価について、検査指摘事項の有無、数が必要以上に重要視されないか心配。また横断的な要素や安全文化をどのように評価するか決まっていないので、そこに踏み込むことに躊躇する。
76	困ったときには、相談し合って解決している	設備の追設、改造等に対する事業者、メーカー等による設計管理、作業管理に関するルールや活動の内容や検査の観点に関する理解が足りないと認識している。
77	困ったときには、相談し合って解決している	検査官に定期的に事務所を移動させて、様々なプラントの経験を積めるようにお願いします。
78	困ったときには、相談し合って解決している	チーム検査では、現地ウォークダウンを実施できる期間が限られていることから実施時期を慎重に検討する必要がある。新検査精度の運用になれてきた時点で新検査精度に相応しくない検査項目は除外する等の大胆な判断も必要と考える。
79	困ったときには、相談し合って解決している	規制事務所の防災専門官は検査資格を持たないため本アンケートは意味がないと思料する。
80	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	施設検査においては、なお従前の検査が支配的で、規制検査の機会が少ない。今後、なお従前の検査も規制検査へ移行していただきたい。
81	困ったときには、相談し合って解決している	個人、チームのスキルアップ
82	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	委員会が、新検査制度の方針・ゴールを決定する必要がある。その上で、ゴール・方針と合致しているか評価する監査組織が必要。
83	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	特になし。
84	困ったときには、相談し合って解決している	特に思いつきません。
85	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	対象事業所が特殊で、規制検査と距離がある。他事務所に異動したら、経験者との格差が心配。
86	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	事業者と施設、設備、技術に関して議論できるレベルの知識が必要と感じている。
87	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	規制検査により検査官の現場スキルは上がっていると思う。
88	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査官は体力がないと勤まらないことを感じている。
89	困ったときには、相談し合って解決している	まだそこまでのレベルに、達していない。
90	困ったときには、相談し合って解決している	本アンケートの主旨がよくわからない。理解してるかどうかの調査アンケートなら、氏名は不要ではないか。安易に評価されているのかと思うと恐ろしい。
91	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	新検査制度は少なくてもねらいどおりの方向に進んだといえる。あとは検査官の力量をあげることが重要。
92	特に連携等はなく、個人個人の取組みが主体	異動してきたばかりで、各班、チームどういった内容の業務をしているのかほぼわからない。そんな状態のなか、チームワークも何も生まれないと思います

No.	Q4_14 原子力規制検査の本格運用において、あなたは、同僚とも連携して取り組んでいますか。	Q4_15_1 （任意回答）原子力規制検査の本格運用を踏まえての感想、意見等を、自由に記載してください。
93	困ったときには、相談し合って解決している	これからだと感じている。
94	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	人的リソースの充実が必要。人数的にも、力量的に不足しおり、検査官の底上げを行うだけのゆとりがない。
95	困ったときには、相談し合って解決している	検査ガイドに頼りすぎているので、早く検査ガイドを参考にしつつ独自の視点を持てるようになりたい。
96	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	専門分野の後継者の確保については誰が責任をもっているのか明確にして欲しい。公務員人事制度の中でも一定程度固定的に専門家を育てていく計画を示してほしい。
97	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	気づき事項やスクリーニングにおいて自分の判断が正しいかどうか未だ不安があること。他の事務所であったらどう考えるかという点について、見聞を深めたい。（その背景には、判断結果が本庁（検査総括課まで上がった時）で判断が分かれることがある）
98	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	検査チーム員が少ない
99	困ったときには、相談し合って解決している	専門性の検査官の拡充が必要と思う。
100	密に連携、情報交換を行い、一丸となって取り組んでいる	保安規定の遵守状況の検査よりも充実した検査を行っていると感じるが、十分とは言い切れない部分もあり、更なる現場経験が必要と思われる。
101	困ったときには、相談し合って解決している	検査官個人の力量に負うところも大きく、引き続き研鑽が必要だが、中々、気力、体力、能力の伴わない年齢のため、工夫が必要。

No.	Q5_1 原子力規制検査が導入され、検査官が本来の検査業務に従事する時間が増えましたか。	Q5_1_A_1（必須回答）「減った」と回答した方に伺います。その主な理由・原因は何にあると思いますか。自由にご記載ください。
1	減った	サンプル数の制限によることと、1サンプルの定義が不明確なため検査回数が減ったと考える。本来、検査は現場と記録がセットであり、両方を見て1サンプルとなると考える。もう少し言えば、活動の計画、実施、記録、改善のステップを見て1サンプルとするべきである。現状では1サンプルの仕切りが曖昧となっており検査官が自由に判断できる状況である。
2	減った	従前の検査制度よりは、効率的に現場確認を含めた検査ができるようになった。
3	減った	別業務に時間を取られるようになったため
4	減った	緊急時対応訓練への参加
5	減った	検査業務を実施していない。
6	減った	旧制度の検査も同時に実施しないといけないため。
7	減った	資格取得に時間を取られる

No.	Q5_2 原子力規制検査業務システムを活用していますか。	Q5_2_A_1（任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
1	活用していない	とても使いにくい。自分でエクセルで資料を整理している。そもそもあのシステムはマストなのか疑問
2	活用していない	もっと簡便で使い勝手の良い方法がある。
3	活用していない	検査官活動、未実施、未経験
4	活用していない	検査官ではないため回答不能
5	あまり活用していない	核燃料施設のうち試験研究炉では、活用が難しい。
6	活用していない	使い勝手が悪い、報告書を作るのに別のアプリケーションで纏めている。検査時間管理も別のもので実際管理している。
7	あまり活用していない	検査業務システムを活用するメリットが感じられない。報告書を作成時には既報告書を活用している。ただ、他事務所の気づきは参考になる。
8	活用していない	検査を担当していない。
9	あまり活用していない	使いにくい
10	活用していない	検査指摘事項がなければ入力するのは確認資料のみであり事務所内で作成している情報共有用のエクセルシートで事足りる。また、指定事項があれば指定の様式で整理すればよく現在のシステムは必要性がない。あえて予算をつぎ込んで作成するほどの利便性をえていない。JENES時代に作成した保安検査報告書作成ツールの方がはるかに便利で問題がなかった。
11	活用していない	使えるレベルのシステムではないから。
12	活用していない	ポータルサイトへのボタンの設置、ログインを端末ログインで完結する
13	活用していない	まだ活用できる状況に至っていないと考えている。今後、活用できるようになれば、報告書の作成、他事務所での活動内容や、不具合事象が共有できるようにして頂きたい。
14	活用していない	本庁からすると使う場面が想定されない。主な情報はテレビ会議で上がってくるので、検査システムを開いてまで情報を確認しない。また検査システムに入力されている情報が少ないので参照する気にならない。
15	あまり活用していない	四半期毎に作成する必要がある、報告書の作成がスムーズにできない。
16	活用していない	検査を実施することに対しては、なくてもできる。
17	活用していない	核燃施設でのシステムトラブルなどがあり、時間がなかった。
18	活用していない	特定原子力施設であり原子力規制検査外のため、このシステムは利用できないため。
19	あまり活用していない	活用しようとしている。ただし、現在のところ業務が多忙で十分にシステムを勉強して理解する時間がとれていないがシステム開発者とは打ち合わせを行っている。
20	活用していない	直接現場で検査する機会がないから。
21	活用していない	業務上、検査を実施していないため。
22	あまり活用していない	あるべきは差し込み印刷ですべて報告書が完成することであり、現状のCOPY　ANDペーストで作成と手間は同じ
23	活用していない	システムの必要性を感じない。
24	活用していない	特定原子力施設であり対象となっていない。
25	活用していない	核燃料施設として、どのように活用するかを検討。
26	活用していない	ワード、エクセルを用いることで、不自由がない。システムに、この機能を超えるメリットを感じないこと。
27	あまり活用していない	検査システムへの入力ルールが細かく定まっていないので、各事務所の対応に統一性がありません。特に、検査気づきについては、様々な書き込みが見受けられます。入力ルールの統一をお願いしたいです。また、システムにデータを登録していても、そのデータを活用して頂けない事務所（検査官）も存在します。業務効率化のため、データの活用を促していただきたいです。
28	あまり活用していない	検査結果の軽微な気づき事項等の記載ができないため、事務所独自の検査実績を記載している。
29	活用していない	自身の理解不足
30	あまり活用していない	使い勝手が悪い。
31	あまり活用していない	もう少し簡単になれば活用したい。
32	あまり活用していない	検査の途中経過（気づき、指摘事項になるか判断できないもの）をメモとして、記録できるようにしたほうがよいと思う。現在のシステムでは、検査内容については、気づき等がない場合、根拠文書の記載だけになってしまうため、継続的に検査するための検査官の情報共有はできないと思う。
33	活用していない	使用しずらい。
34	あまり活用していない	活用する利点が見当たらない。
35	活用していない	カズコシステムは評判がよくないため
36	あまり活用していない	検査業務システムでは、スケジュール管理が行いにくく、結果の報告書としての出力も、まだ報告書レベルに達していないため2度手間になっている部分がある。
37	活用していない	機会がない
38	あまり活用していない	現時点で、必要にかられていない。

No.	Q5_2 原子力規制検査業務システムを活用していますか。	Q5_2_A_1（任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
39	活用していない	事務所で作成したEXCELが使いやすいため。
40	活用していない	検査の実態に合わない
41	活用していない	現在の勤務地が活用できるシステムでないため。
42	あまり活用していない	必要があれば規制事務所単位で忘備録を作れば十分対応して可能。
43	あまり活用していない	使い方の説明会を頻繁に開催して欲しい。
44	活用していない	当初の説明では、昔の安重の保安検査報告書のシステムのように簡単に報告書作成までできるとの説明であったができないので、簡単に報告書作成ができるシステムを要望します。
45	活用していない	活用方法未習熟
46	活用していない	対象外
47	活用していない	事務所勤務でないので利用していないが、周りの検査官の意見を聞くと使い勝手が悪いと。また、導入前にあれほど良いことばかり言っていたのに、蓋を開けてみれば負担が増えた。ほとんどの検査官が騙されたと思っている。
48	活用していない	行政文書になるため気付き事項は入力できないとされたこと。報告書作成ができないこと。
49	活用していない	使い難いので、事務所でexcelを使ったフォームを作成した。
50	あまり活用していない	検査情報を一元管理できるシステムを構築してほしい
51	あまり活用していない	あまりメリットを感じない。
52	あまり活用していない	現場検査官の時期は積極的に活用していたが、現在の業務は「なお従前」の検査であるため、業務に際し使用していないのが現状。
53	あまり活用していない	システムへの入力は、事務所検査官に依頼しているため。
54	活用していない	担当施設では実施計画検査では使用できないため
55	活用していない	経験がない。
56	活用していない	原子力規制事務所の方針だから、活用していない。
57	あまり活用していない	運用・作成側の問題ではないが、使用側として使用方法を十分に理解していない。
58	活用していない	システム使う業務を実施していない。
59	活用していない	機会がまだない。
60	あまり活用していない	システムとして活用する価値を感じていない。（使い勝手が悪い）
61	活用していない	まだ検査業務に就いたばかりだから
62	活用していない	周りに使っている人がおらず、マニュアルだけでは理解できない。システムの名前も悪いし、恥ずかしい。
63	あまり活用していない	システムがクローズしていてオープンになっていない。
64	あまり活用していない	現在使用不可能な期間である
65	活用していない	検査資格を所有していない
66	あまり活用していない	アクセス可能にしてほしい。
67	活用していない	機会がないため
68	活用していない	まだ、活用する場面がない。
69	活用していない	新検査は行っていない。
70	活用していない	現状使える品物ではない。
71	あまり活用していない	特に活用する場面がない。
72	あまり活用していない	以前、活用しにくいことを伝えたが使いたくなければ使わなくてもいいと言われたので意見を言う気になれない。
73	活用していない	規制検査と距離があり、使用方法を理解していない。
74	活用していない	対象外のため。
75	あまり活用していない	現状のシステムは使い勝手が悪すぎる。（エクセルで管理している）
76	活用していない	使ったことはないが、今の報告書の作成が苦になったことはない。必要性を感じない。
77	活用していない	そもそもシステムを理解していない
78	あまり活用していない	実際に使用する立場にない。
79	あまり活用していない	ネットの使用ができないため

No.	Q5_2 原子力規制検査業務システムを活用していますか。	Q5_2_A_1（任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
80	活用していない	システムの完成を待って使用したい。
81	あまり活用していない	使いにくい。報告書作成アシストの機能もあるが、一発で報告書の形になるわけではなく、書き出し→WORDへの貼り付けといったミスを誘う作業も煩雑。現在、核燃監視用データベースで管理しているが、それで十分。気づき事項個別の進捗については、別途事務所内で作成しているもので管理している状況。
82	活用していない	入力が大変。個人名を使った略称は今すぐ止めるべき。
83	あまり活用していない	活用できるシステムになっていない。
84	あまり活用していない	特になし

No.	Q5_3 リスクブック（伊方　3号機のものは既に共有済み）は活用していますか。	Q5_3_A_1 （任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
1	活用していない	施設が異なるので
2	活用していない	発電炉の情報のため
3	活用していない	手元にない。
4	活用していない	存在を知らない
5	活用していない	検査官ではないため回答不能
6	あまり活用していない	私の担当するチーム検査では、あまり活用の機会が少ない。
7	活用していない	内容がわからない。役にたつのかわからない。
8	あまり活用していない	知らなかったので、活用するようにしたいと思います。
9	あまり活用していない	核燃料施設の試験研究炉では、活用が難しい。
10	活用していない	検査を担当していない。
11	あまり活用していない	ほぼ重要な設備を把握出来ている。
12	活用していない	BWRモデルがほしい。長期停止中プラントに対しては使えない。再稼働に入った時点で必要になる。
13	あまり活用していない	自身の専門的技術的知見が、リスクブックを活用できるレベルに及んでいない。
14	活用していない	存在を知らない。
15	活用していない	知らない
16	活用していない	まだ研修中
17	活用していない	リスクブックについて知らない。
18	あまり活用していない	現場担当業務ではないため
19	活用していない	リスクブックは参考にはするが、担当している発電所のメンテナンス状況、トラブル処理情報を主に検査対象機器を選択している。
20	あまり活用していない	リスクを評価しなければならない事象が発生していない。つかう場がいまのところなし。
21	活用していない	伊方3号機・・・を知らなかった。
22	活用していない	特定原子力施設であるため。
23	活用していない	具体的な事例をもっと充実させていくべき。
24	活用していない	業務上、検査実績が無く、知識としてリスクブックを眺めているだけです。
25	あまり活用していない	停止中のBWRプラントの検査への適用は可能か
26	活用していない	リスクブックを見なくてもリスクのあるところは分かる程度のことしか書いてないから。
27	活用していない	リスクブックの存在を知らない。
28	活用していない	核燃料施設担当のため。
29	あまり活用していない	当初は、系統構成などの検査に役立っていたが、現時点では、リスクブックは固定化されているので、必要に応じて用いることとなる。
30	あまり活用していない	緊急時分野では、リスクブックはあまり必要としないため。
31	活用していない	リスクブックを把握していない。
32	あまり活用していない	確認する事に慣れていない
33	あまり活用していない	リスクブックを活用するまでに至っていない。
34	活用していない	発電炉の内容であり、核燃料等監視部門としてあまり参考にならない。
35	活用していない	検査を担当している施設ではレベル1のPSRが実施されているので、これを検査で使用している。
36	あまり活用していない	運転中ではないので、そっくりそのままは使用できない
37	活用していない	廃炉申請中であり、リスクが異なるため
38	活用していない	現時点で、必要にかられていない。
39	活用していない	長期停止中プラントは、リスクブックがそのままでは当てはまらない。
40	活用していない	資料を見てない。

No.	Q5_3 リスクブック（伊方　3号機のものは既に共有済み）は活用していますか。	Q5_3_A_1 （任意回答）「あまり活用していない」又は「活用していない」を選んだ方にお聞きします。意見・要望等があれば自由に記述してください。
41	あまり活用していない	現場、設備を覚えるため、ms、ps1、2の設備を網羅的に見ている。活動に余裕があれば活用すると思う。
42	活用していない	機会がなかったため。今後、紹介の機会を設けていただければと思う。
43	あまり活用していない	長期停止および廃炉決定プラントのため。
44	活用していない	説明機会が欲しい。
45	活用していない	対象外
46	活用していない	メリットがわからない
47	活用していない	リスクブックの存在を認知していなかった。
48	活用していない	リスクブックとは？
49	活用していない	既に知識として持っている内容なので。
50	活用していない	所管している発電所がBWRであるため伊方のものは活用していない。もしかしたらBWR版もどこかのタイミングで共有されていたのかもしれないがいずれにしても活用していない。
51	あまり活用していない	担当実用炉のリスクブックが未整備
52	活用していない	施設が異なるため参考とならない。
53	活用していない	現在、同システムを使用しない業務であるため、新検査制度に移行する際は活用するものと思量。
54	活用していない	次回の検査で活用できる事項があれば、活用する予定。
55	活用していない	適用可能なリスクブックがないため
56	活用していない	BWRの実態にそぐわないから活用できない。
57	活用していない	存在は理解していたが、放射線関連チーム検査では不要と考えている。
58	活用していない	リスクを活用するような業務の遭遇していない。
59	活用していない	停止中プラントであること、BWRであることから活用できない。（リスクブックを活用する方針は理解している。）
60	活用していない	BWRであり、長期停止中なので伊方の例は使えないため。
61	活用していない	まだ検査業務に就いたばかりだから
62	活用していない	機会があれば、読み込みたいと思っているが、今は時間がない。
63	あまり活用していない	伊方原発に関わることがほとんどない
64	あまり活用していない	実際に系統・設備等でトラブルが発生すれば必要となると思うが、これまでの検査で必要となった事案に遭遇してない
65	活用していない	検査資格を所有していない
66	あまり活用していない	早く、各プラント毎の情報を提供してほしい
67	活用していない	機会がないため
68	あまり活用していない	運転していないプラントだから参考にならない（と思っている）
69	活用していない	新検査は行っていない。
70	活用していない	配布されていない。
71	あまり活用していない	特に関係する場面がない。
72	活用していない	浸透していない。使い勝手がわからない。担当している施設との共通点が見えない。
73	活用していない	規制検査と距離がある。目の前のことで余裕がない。
74	あまり活用していない	発電所の運転が停止しており、リスクがあまり変わらないため。
75	活用していない	BWRのができれば使う。
76	あまり活用していない	停止プラントであった。運転プラントであれば活用したい。
77	あまり活用していない	内容を理解すれば、その都度確認するようなものではない。
78	活用していない	核燃の分はない。
79	活用していない	核燃料施設には適用できないから。
80	活用していない	知らなかった
81	活用していない	情報が入手できていない

別紙 3 インタビュー調査の設問項目

インタビュー項目リスト

カテゴリ	番号	質問内容
①新検査制度の基本コンセプト	1-1	パフォーマンスベースト、リスクインフォームドの規制検査が本格運用に移行しましたが、検査活動を行う上で、上述の考え方に基づいて実践できていると考える具体的な場面はありますか。また、実践できていなければ、検査活動におけるパフォーマンスベースト、リスクインフォームドの実践における課題を教えて下さい。
	1-2	原子力規制検査における、検査官の役割と事業者の役割を説明してください。
②検査活動	2-1	「フリーアクセス」の実践にあたり、図書類の他に現場設備や事業者の活動状況を確認する機会があると思います。どのような点に留意したり、意識して実践していますか。また、課題と感じているものがあれば教えてください。
	2-2	事業者が行う是正措置プログラム（CAP）は事業者の活動状況等把握する上で重要なものですが、検査活動の中で、どのように活用・評価していますか。事業者の弱点等を見抜く上で留意していることなどありますか。
	2-3	検査活動を行うに当たり、事業者とのコミュニケーションについて、あなたが特に配慮している事項はありますか。 また、本格運用に移行したことで、事業者とのコミュニケーションに変化はありましたか。お気づきのことがあれば教えてください。
	2-4	検査対象のサンプリングで、適切に選定できたと考えるサンプリング、選定に苦慮したサンプリングの具体例をいくつか教えてください。サンプリングした際にどのようなことを考慮したのかも合わせて教えてください。サンプリングの際に問題・課題はあると感じますか。
	2-5	検査運用ガイドを用いた検査を実施した際に、課題や問題点があったらその内容を教えてください(例えば、時間が足りない、適当なサンプルがない、ガイドの内容が不明確、など)。 また、どのようなことを実施すれば課題は解決されると思いますか（検査運用ガイドの記載のどこの部分の充実化、等）。
	2-6	【核燃施設：発電炉も担当施設となっている事務所のみ】 発電炉の検査官と適時・適切な情報共有はなされていますか。 不便と思うことや逆に情報共有されることで、核燃施設の検査でも役立つことはありますか。
	2-7	【他施設を担当する核燃施設】 様々な許可体系の設備を取り扱っている事務所で発生する問題点はありますか。
③検査指摘事項の評価	3-1	検査気付き事項の初期スクリーニングでは、大量の気付き事項からパフォーマンス劣化の有無を判定しなければなりません。パフォーマンス劣化の有無の判定を実践する上で、見落としなくかつ効率的に実施する上で留意してい
	3-2	初期スクリーニング第 2 段階（軽微か軽微超（指摘事項）の判定）を実践する上で、困っていることや、留意していることがあれば教えてください。
	3-3	検査指摘事項やスクリーニング等の評価の一連のプロセスの中で、検査官と事業者の間での考え方の違い・相場観の違いが発生することはありましたか。それはどのような場面で、どのように対処しましたか？

カテゴリ	番号	質問内容
④新検査制度の実効性・組織への期待	4-1	原子力規制検査の検査活動にやりがいを感じますか？やりがいを感じる場合は、どのような点にやりがいを感じますか。
	4-2	検査活動において、個人の裁量を問われる場面での工夫はありますか？
	4-3	検査制度の実効性や検査官業務の効率性を上げていくためには、現場チーム内や本庁と現場でのコミュニケーションを円滑に取ることが重要です。互いに信頼関係を築き、コミュニケーションはスムースに取れていますか。 コミュニケーションを取る上で、互いの認識の齟齬などがないように留意していることなどはありますか。
	4-4	原子力規制検査に対する検査官の理解促進のために組織(本庁)が行っている取組み(例:検査官勉強会、検査官会議、オールスタッフミーティングなど)に参加していますか？ 参加していない場合はその理由を教えてください。(例:都合が付かない) 参加している場合、その取組みについて感想を聞かせてください(役に立ったものや改善すべきものなど)
	4-5	原子力規制検査に関する検査官の理解促進に向けて、組織(本庁)に対して更にどのような取組みやサポートを期待しますか。 例:NRC 派遣者との 意見交換会、米国検査活動の視察、現行業務の見直し・時短、本庁上級検査官による現場検査のオブザーブ
	4-6	原子力規制検査に関して検査官に必要な知識・スキルの向上に向けて、組織(本庁)に対して更にどのような取組みやサポートを期待しますか。 例:NRC 派遣者との 意見交換会、米国検査活動の視察、現行業務の見直し・時短、本庁上級検査官による現場検査のオブザーブ
	4-7	原子力規制検査の本格運用開始を踏まえての感想、意見等があれば、共有ください。 (不安に思うこと、足りないと思うこと、能力を高めるべきと感じるところ、等)

別紙 4 インタビュー結果議事録

対 象 者 A

日時	2020 年 12 月 1 日（火）17:00～18:00
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新検査制度の本格運用が始まって、これまでとの違いは何かあるか。
  - 従来の検査制度は 2 週間という期間限定の保安検査であり、事業者はその期間だけ頑張るという感じであった。新制度ではお巡りさんというイメージで、気が付いた点について事業者とやり取りしている。そのような意味で、事業者はある程度の緊張感を持っている印象である。一方で、お互いコミュニケーションもしやすくなったため、若い人には突然話しかけないなど保安活動に支障が無いように、コミュニケーションを取っている。最近は事業者とのコミュニケーションは以前と比べて良好だと聞いている。
- 事業者とのコミュニケーションで心がけていることは何かあるか。
  - 事業者の作業の間や終わった後等、邪魔にならない時にコミュニケーションするようにしている。特に深く聞きたいことなどがあれば、カウンターパートが事業者にいるため、別途場所・機会を設けて質問する等している。
- 従来と比べ事業者とコミュニケーションが取りづらくなったというご意見もあるが、何かアドバイスはあるか。
  - 事業者が行っている保安活動を把握し、その作業を邪魔しないタイミングを見計らってコミュニケーションを取れば良いだろう。

2.　検査指摘事項の評価について

- 指摘事項発見の経験や課題は何かあるか。
  - 放射線のチーム検査時に内部被ばくの恐れがあった事例がある。被ばく確認手順は的確ではなかったものの、結果、被ばくはしていなかったため、マイナーとして処理された。結果どうだったのか、という点を見据えながら色判定を行っている。
- マイナーとして処理されたとのことであるが、意見の相違等はあったか。
  - 別施設でも同様の緑事案があったため、当初チーム検査をしていた方は緑かなという話をしていた。しかし、結果、被ばくしていないという点から、マイナー処理とすることで意見の相違はなかった。
- それはつまりパフォーマンスベーストの考え方という理解でよいのか。
  - 試運用の段階から、結果が良ければ指摘事項にはならないということは事務所内での共通意見であったが、それが良いかどうかは議論すべきところと思っている。事業者においても結果が良ければそれでいいだろうという雰囲気である。
- 結果が良ければ全て良しということにならないようにするには、どのように気をつければ良いと思われる

か。

- ➢ 定められた基準や手順を守った上で結果が良ければ良しとすることは、検査としては基本であるため良いと思うが、結果に至るまでの過程でそれらを守っていないにも関わらず結果良しとすることは良くないと思う。検査官もきちんと手順書等の知識や情報を持って対処しなければならないと思う。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新制度における課題などはあるか。
  - ➢ 許認可の情報について、審査書等の“結果”しか共有されない点について改善していただきたい。審査課時代は審査資料等の途中の過程（結果では読み取れない“思い”）を知れたが、現場の検査官は結果だけしか共有されず検査することになるため、審査過程の情報共有をなるべく早めにしていただきたい。審査の過程情報が見られないのは、本庁が対応していないだけだろう。要望としては、審査課の共有ドライブにアクセス権を設定してほしいだけである。
- 審査過程の情報が共有されずに結果だけで審査した場合、どのような点で問題であるのか。
  - ➢ 本来は、過程を横目でみつつ審査要求をクリアしていかなければならないのだが、それができない（事業者は横目でみられたくない）ため、事業者は規定で要求されたゴールだけを満足することを目指すことになる。また、検査官の知識も浅はかなものになってしまう。審査過程は深いものであるが見えないため、事業者も表面上の説明しかせず、気づかずに検査が進んでしまうことに懸念している。
- 規制検査のやりがいはあるか。
  - ➢ 原子炉を安全に運転するという観点でやりがいはある。新検査制度では警察官になったようなイメージで、事業者にも緊張感を持たせる良い効果があると思う。
- 新制度に違和感を持っている検査官に対してアドバイスはあるか。
  - ➢ 新制度における検査の楽しさ、やりやすさは旧制度を知っていないと分からないかもしれない。検査官の裁量で検査を掘り進められるのは楽しいだろう。旧制度の方が良いという検査官は、要領書に沿って検査するだけで良かったため、「楽」だったからだろう。探求心をもって検査すれば楽しいのではないかと思うが。
- 旧制度と比べ、より安全性を担保できる検査になっていると実感できるか。
  - ➢ 旧制度の検査では 2 週間かなりの事業者の人数を拘束していたため保安活動が脆弱になっていたが、新制度の検査ではほとんど拘束しないのため、その観点では安全性も高まっていると言えるのではないか。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベースト、リスクインフォームドなどの基本コンセプトが実践できている場面はあるか。
  - ➢ リスクインフォームドについて、気づき事項があった場合指摘するが、その裏ではリスクがどれだけあるのかということを片腹に思いながら指摘するようになった点は、以前（旧制度）にはなかった点である。結果、リスクは無かったということにはなるが、やるべきことをやっていなかったと事業

者に考えさせるような指摘を行うようにしている。CAP 活動については、基本的には事業者が主体ということが明確になったため、事業者がきちんと行っていることを確認しつつ我々が検査に当たれば良いだろう。フリーアクセスについて、色々な所に行くが、事業者ルールに従って迷惑をかけないようにアクセスするという点に留意している。

- その他なにか伝えたいことはあるか。
  - チーム検査の日程について、発電所のスケジュールを適切に見極めて実施するようにしてほしい。どうしても忙しいときに偏りがちであり、運転状況も加味して調整してくれているようには見えない。

以上

対 象 者 B

日時	2020 年 12 月 1 日（火）14:45～15:45
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新検査制度の本格運用が始まり、これまでとの違いは何かあるか。
  - 従前の検査制度については、年 4 回の保安検査で逐条型であった。新検査制度においては、パフォーマンスベースト、リスクインフォームドという観点が新しい。現場に行き、安全上重要な機器等が確実に稼働していることを確認するという点も異なると認識している。
  - 旧制度の検査は机上検査が主体であったが、現在はそれが逆転しているとの認識である。かつ要求事項を満足しているかどうかを検査官自身が目の当たりにすることができるということについても大きく違う点である。
- 旧制度に馴染みのある検査官が、新制度に馴染むためのポイントはなにかあるか。
  - 事前に試運用を実施し本庁からも説明があったため、あまり違和感なく対応している。従前の検査にあまり深く関わっていなかったため、新制度に違和感なく馴染めているのかもしれない。
- 事業者とのコミュニケーションにおいて心がけていることはなにかあるか。
  - 過去にも別分野で検査官が来るという時にはそれなりの対応を取っていたため、その経験を踏まえ、基本的には事業者とは対等な立場でコミュニケーションをとるように心がけている。また、フリーアクセスで情報を入手するが、フリーアクセスできる PC の中にまだデータが入っていないものもあるため、そのような場合には事業者にお願いして出してもらうようにしており、“お願い”的な状況もある。書庫に行って資料を見る場合もあるが、事業者の書庫で必要な資料を見つけることは難しいため、何の情報を欲してるかをしっかり伝えるようにしている。

2.　検査指摘事項の評価について

- 指摘事項発見の経験はあるのか。
  - 指摘事項が挙がったことはまだないが、近いような事象はあった。その事象について、まずは現場の検査官で SDP 勉強会のような形で現場の評価を出し、本庁に提出して判断を仰いだ。具体的には、昨年の定期事業者検査の際、ポンプに異物が絡まるという事象であった。当該ポンプは SA の要求事項がないため、特に問題にならなかった。
- その事象に対して議論したことは経験に繋がったか。
  - 定期事業者検査の期間中は、通常の運転時とは要求事項が異なるという点について、別施設を担当していた時には運転中のプラントを対応したことなかったため勉強になった。また、複数のポンプの内、SA の要求事項がかかるのはその一部だけなど、要求事項を押さえて検査を行わなければならないと思った次第である。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 原子力規制検査のやりがいは感じられるか。
  - 月 1 で定例試験を実施しているが、項目が多くそれらを限られたリソースで分担して実施するにあたり、旧制度ではなかったような業務調整等が発生したりする。互いに協力して、かつ現場で検査を実施するというところにやりがいを感じている。
- 現場で面白いなと感じるところはどのようなところか。
  - RHR ポンプ等の安全上重要な機器の試験をする場合、実際にポンプを回して機能を確認している。現場としては、実際にそのポンプ室に入り、各種パラメータを確認して許容範囲内にあるかを確認する者と、中央制御室に入って確認する者の 2 手に分かれるが、そういう形で両者確認できるのは面白い。
- 新制度では検査の際、事業者がきちんと対応しているかについて確認すると思うが、どのように見ておられるのか。
  - 現場のポンプやモータ等については、事業者と協力会社の人間が立ち会って、より詳細なデータを取っているため、そのようなデータを現場で確認している。また、事業者は無線機を使って中央制御室と連絡を取っているが、検査官はどこまで進んでいるのか分からないため、そのような場合にはタイマーを見て検査の状況を確認している。不具合があった場合には事業者に確認を取ったりしている。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベースト、リスクインフォームド等について経験事例はあるか。
  - リスクインフォームドについては、事業者が作成する PRA 手法を用いたデータの結果をみて検査対象を考えている。CAP については、曜日ごとに対象号機が設定され CAP 会合を開いており、誰かが参加するようにしている。CAP の資料は、前日にペーパーでもらえるため、CAP スクリーニングをどのように行っているか等を確認し、疑問点等がある場合には CAP の後に事業者が説明をしてくれる時間が設けられているためそこで聞くようにしている。CAP では良好事例も挙げられており、それがあまり多すぎると悪い事例が埋もれてしまうため、気を付けなければいけないと考えている。
- CAP が上手く回っているという点はどのように判断しているのか。
  - 不具合事象があった場合、確実に原因を特定してきちんと対応できているかどうかという点だろう。しかし、事業者としては是正処置対応ばかりではやる気が削がれるであろうことから、良好事例等 CAP に入力していくのも良いだろう。
- CAP の件数について、米国では何千件というような件数であるが、件数についてはクリアされているのか。
  - 定期検査後に交換の時期が来ている等の内容も含めると、年間にして何千件という件数になるだろう。件数自体が CAP における主のパラメータになるとは考えたくない。やるべきことをやっていればよいだろう。
- パフォーマンスベーストについてはどうか。

- 従前の検査では机上でデータを見るだけであったが、新検査制度になり、現場で実際にポンプの吐出圧力等の要求事項を満足しているかについて自分で確認することができるという点はパフォーマンスベーストではないか。

- 新検査制度における現場の面白さやアドバイスがあればお伺いしたい。
  - 様々な専門知識をもった検査官から指導やアドバイスを受けることができたため、原子力の検査になじみのない自分には大変参考になった。今若く検査官になる方とも互いに勉強しながら成長できると良い。分からないことはどんどん聞いていくスタイルだが、それに対してしっかり教えてくれる方がいたことが重要である。現場に出る機会が増えた分、検査官の能力を高める機会が減っているのではという声もあるが、アドバイスできる立場にはない。
- その他ご意見はあるか。
  - 本庁である程度の立場の方が、各事務所の現場の状況を見る機会を作ってもらえると良いと思う。試運用では上長が良く回っていたので、そのような機会を作って頂きたい。

以上

対象者 C

日時	2020 年 11 月 27 日（金）9:30～10:15
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 以前の検査制度を知っているという立場から、新しい検査制度になって、どのような変化を感じているか。
  - 制度変更で、規制側が主になって行っていたものが、事業者側の責任で検査を行い実施していくこととなり、規制側は監督立場になったと思っている。自分が検査官として立ち会うということを事業者側も理解して対応していた。新しい検査制度になると、現場事業者からすると、上司や第三者の人などがいてもやることは変わっていないと思うが、事業者自身が、自分たちがやるという強い意識を持っているように思える。一方で、検査官は、自分が起点となって検査が始まっていたが、事業者が責任をもってやるということから、自分は必要ないのではないかという意識の変化があった。
- 事業者を引き立てられるような、コミュニケーション上工夫していることはあるか。
  - あくまでも自分たちは黒子であるということを心がけている。例えば、作業の邪魔をしないことが挙げられるが、その意識は強く思っている。

2.　検査指摘事項の評価について

- 検査に携わる中で、気づき事項の発見や検査指摘事項の評価を行うにあたり、従来の制度と異なる点があれば具体例なども挙げてご紹介いただきたい。
  - 現場を巡視していた際、油漏れを発見したことがある。漏れの発生場所や作業後の拭き取り忘れではないか等いろいろ考えた。検査官としてこの事象を残しておくのではなく、事業者に伝えることが必要と思い指摘した。CAP（是正措置プログラム）会合にて指摘を受け処置をしたことが確認できた。小さな事象でも指摘し展開していくことが確認できた例である。
  - また、定期事業者検査において、動かなければならないバルブが動かないことがあった。この場合、事業者側が不適合としきちんと処理をし、再調整して検査すると宣言していた。
  - 通常気にも止めないことを事業者に対して確認および指摘し、事業者は内容に応じて正しく処理を進めているというのが実態である。

3.　新検査制度の実効性・組織への期待について

- やりがいや個人の裁量についてはどのように考えているのか。
  - 従来は検査官として裁量があったが、今はない。また、以前は、検査時間があり検査官という

自覚を強く思う瞬間があったが、今は常日頃から現場を巡視し、気づき事項があれば事業者に指摘するという点から、検査官としての意識が薄く広くなった印象を持ち戸惑いがある。

- 決まった検査時間がなくなり、メリハリをつけることが難しいように思うが、工夫されていることはあるか。
  - 模索中である。現場の音など体感できるものは自分の分かる範囲だが、運転員の操作等は理解できないところがある。自分の分かる範囲の現場を巡視して自己満足感、気分のメリハリを得ているところである。
- 過去の検査制度の方が裁量があり、今はないとの話であったが、実状は今の検査官の方が裁量が増えたため、確認することが増えたというところであるが、どのように考えておられるのか。
  - 裁量については、検査の視野が広がるという点ではメリットである。一方で、以前は事業者や作業者と共に決まった検査時間に決まった検査項目行い、一緒に物を作り上げるという共通認識があったのだが、それがなくなり第三者的な存在になった印象を受け、むなしさを感じる。
- 新しい制度に馴染むために必要と思われるサポート方法があればご教示いただきたい。
  - 事務所内での情報交換・情報共有が一番のストレス発散となるため、そのようなコミュニケーションの機会があるとよい。他の事務所の人などともオンラインではなく対面で、「この前 XX のようなことが起きたらしいね。」といったような秘密話ができるような機会は重要であろう。オンラインだと、堅苦しい感じがする。このような対面での秘密話なども通じて、相場観が構築されていくと思われる。
- 事業者が行う CAP についてご意見があれば伺いたい。
  - CAP について、担当施設では上手に回っていると思う。本庁からは CAP の判定基準について甘いのではないかという意見があるが、私からみると現場からきちんと情報が共有され然るべき議論および処置がなされているように思う。
  - CAP の判定基準について、本庁と現場の認識のずれは何が要因と思われるか。
  - 担当施設における不適合のランク分けが他の事業者と比べて異なると本庁の人が仰っていた。現場を見ると決しておかしなことはないと思っており、他の事業者と比べて何が異なるのか分からない。仮に担当施設で不適合が発生した際には、本庁との打合せの中で認識をすり合わせ、調整されていくものと思っている。
  - ある意味、新検査体制がうまく機能しているのと思われるが、どのように感じているのか。
  - 仰る通りである。例として、高浜発電所における SG（蒸気発生器）のトラブル発生時に、重要度評価をする際、緑の評価をしたが、なぜそのような評価をしたのか本庁から共有された。事業所と本庁間でやり取りがなされ、新体制が機能していると思われる。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストやリスクインフォームドについて、現場で感じる事例があればご紹介いただきたい。
  - 以前は、4 半期ごとに 2 週間程度の検査期間があり緊張感に山谷があったが、今は 365 日 24 時間検査するということから、常に緊張感がある。また、稼働プラントと停止プラントの差もあると思われる。停止プラントを保持している事業者は新検査制度の恩恵は受けられないと思う

が、稼働プラントを保持している場合は多少負荷がある気がしている。

- 新制度をより活用できるような知識や経験を習得する必要があると思っている。また、事業所内外でのコミュニケーションを図り、自分が気づかないような点についても着目できるように心がけることが重要であると考えている。

- 若い世代の検査官に向けてアドバイス等があればご教示いただきたい。
  - 検査官の中には、異業種から検査官となった人もいる。研修生を受け入れていた際、重要な機器という話をしても認識が伝わっていないことがあった。なぜかというと、机上での知識はあるようだが現場で実物を見たことがないからであった。この点を踏まえ、若い時は現場を回り、現場でしか味わえない音や臭い、温度などを感じて正常な機器の状態を知ることが重要と伝えている。

5. その他について

- 検査報告書は電子システムの形態になっており、入力については簡単にできるが、出力が容易にできず手間がかかっている。本庁側としては検査管理できるというメリットがあるが、事務所側としては報告書が簡単に作成できるという話であったが、そのようなことはなく、メリットがないように思う。お互いメリットがあるような形式にしていただきたい。
- 毎日 10～15 分程度、テレビ会議で各事務所を繋いで情報交換を行っているが、これについては負担にならない程度であり、良い取り組みだと思う。

以上

対 象 者 D

日時	2020 年 12 月 1 日（火）14:45～15:45
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新検査制度にはどのように対応しているのか。
  - 使用前検査は決められた範囲の中での合否判定だけであったが、新検査制度はかなり範囲が広く、検査も主観になりがちであり、相場観を掴めずにいる。
- 事業者とのコミュニケーションはどのように工夫されているか。
  - 旧制度では検査官が技術適合書に適合していると判定すれば合格となり、何かあったときには検査官がストップをかけて確認させてもらうことができた。新制度は事業者主体で、事業者が実施している活動を監視するという形になったため、事業者の活動を阻害しないようにしつつ疑義があれば後で調査をするということになっているが、検査官のカウンターパートである品証部門等に情報を出してもらうのが難しい。お願いばかりにならないように自分でも調べるようにしている。事業者の負担にならないようにしつつ、検査が遅れないようにするという点で難しい。
  - 事業者が定めた判定基準の設定根拠を探したいとき、電力やメーカーの技術資料等へのアクセスはかなり大変であり、事業者に頼らざるをえない。規程類は自分でも調べられるが、技術資料等は難しいのが現状である。事業者に情報提出の依頼をするかしないかの判断は、安全上への影響度合いと事業者のスケジュールをみつつ判断している。
- 現場において従前と変わった点はあるか。
  - 従前の保安検査については分かりかねるところがあるが、新制度では自分の見たいところに勝手に行くことができる点でやりやすいと感じる。
- 行きたいところはどのように選定しているのか。
  - リスクが偏っている設備や、安全性に影響を及ぼしそうな箇所を見に行ったりしている。また毎朝、事業者が工程会議を行っているが、その中で事業者の動きを見つつそれに合わせて行く箇所を選定したりもする。

2.　検査指摘事項の評価について

- 指摘事項発見の経験はあるか。
  - 日常検査ではなかったが、放射線防護のチーム検査では色判定を行う事象があった。内部被ばく事案において被ばく測定手順が規程に沿っておらず、パフォーマンス劣化である（従業員の被ばくに悪影響がある）と、緑判定を出したが、本庁にて、パフォーマンス劣化には該当しない（指摘事項なし）という判断をされたことがある。ゆえに、どのようにパフォーマンス劣化を判定するかは人の主観になるのではと気になっている。
- 議論をして納得のいかなかった事例はあるか。

- 似たような内部被ばくに関する事例で、別施設の指摘事項は担当施設の事例よりも軽微であるにも関わらず、本庁にて緑判定とされていた。このあたり、ボーダーラインの感覚がつかみ辛い。

- この点の改善策としては、事例の積み重ねに伴う事例の共有や判定の説明等があれば良いと思うか。
  - 本庁はオールスタッフミーティングで事例紹介等を行っているようだが、判定の根拠情報等がネットで見られるようになれば良いと思う。
- 現在は詳細な根拠情報は見られないのか。
  - 判定フローに従ってどのように判断した結果、緑になったなど、そのような詳細まではシステム化されていない。NUCIA（原子力施設情報公開ライブラリー）レベルになると非常にイメージしやすい。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 原子力規制検査のやりがいは感じられるか。
  - 自身の力量にもよるが、色々なことができる点が面白いと思う。例えば、担当施設は最近、定期検査中から稼働になったが、起動までの一連の手順を覚えられたことは面白かった。具体的には、燃料を取り出す際の手順書等を手元に準備しながら、その実際の作業を手順書通りに行っている場を生で見られるのは面白かった。
- 新制度では事業者主体の検査となっているが、何か気づいたこと等はあるか。
  - 旧制度では立ち会う検査が決まっているため、事業者もそのつもりでいる。新制度では、事業者が主体となっているため、彼らのありのままの姿が見られ、お膳立てされていないという意味で良い。事業者の中で検査員を設けているので、本当に知識を持った検査員がしっかり判定しているのかには興味がある。例えば、化学専門の方が機械検査の検査員を務めても意味がない思うが、検査員の経歴等を見たり、検査員と話をして知識をもっているか確認したりしている。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- CAP について実例があればお伺いしたい。
  - 旧制度では CAP はなく、似たような仕組みとして不適合判定というものがあったが、どちらかというとトラブルだけを共有していた。CAP では良好事例も抽出しようとしており、良い心がけであると思った。例えば、作業手順をより良くする提案だとか、「○○という人が△△のようなやり方をしていてよかったので横展開したらどうか」等が取り上げられ、試行錯誤してパフォーマンスを上げて行こうとする活動は前向きで良い。
- パフォーマンスベーストやリスクインフォームドについてはどのようにお考えか。
  - あくまで判断の参考になる程度というのは理解しているが、リスクインフォームドは難しい。リスクの高いところはいつも同じであり、例えば CCW 系統や電源はリスクが高いが、結局いつも見るべき系統機器が同じになってしまうのはどうなのかと思うところである。リスクの大きさだけを重視

すると同じ機器を見ることになるので、リスクの絶対値の大きさだけで検査対象を決めないようにしている。

- PRA の結果以外でリスク情報を扱っているものはあるのか。
  - 主には PRA である。発電所の状況（通常 2 系統で運用しているものが 1 系統で運用している時など）により、事業者が有効性評価を行っているためその結果等を見たりしている。プラント状況の変化とリスクはある程度整合している。
  - 事業者がどれだけ PRA のモデルケースを作れるかにもよるだろう。そこが充実してくれば視点も広くなるだろう。
- その他なにかご意見はあるか。
  - ガイドのサンプル数を本庁と地方で相談しながら決めているのだが、現在、検査官人数は限られているため、年間想定件数を実施しようとすると事前準備を含めると到底リソースが足りない。サンプル数をこなすことが目的になっているのではないかと疑問に思う。実績を築かれる方に目的を置いているような印象を受ける。
- 適切なサンプル数はどれくらいであると思われるか。
  - 規制庁のガイドは 24 ガイド程度あり、全てのガイドにおいて網羅的にサンプル数を決められているが、それらを全て毎年行う必要があるのか、と思う。毎年網羅的に実施するのでなく強弱をつけて実施した方が良いのではないかと思う。
- 周りの検査員の方は皆そのように感じているのか。
  - 少なくとも担当施設の検査官の中ではそのような感覚である。例えば、事業者の弱点でありそうなところの検査を深堀して行いたくても、ノルマをこなすためにガイドの検査を実施するというようなことが起こりかねない。

以上

対 象 者 E

日時	2020 年 11 月 26 日（木）16:00～17:45
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- フリーアクセスについて、実際の現場や図書の確認等を行うと思うが、そのアクセス先はどのように決めているか？
  - 担当施設では CAP 検討会で議題に上がった CR や、事業者の検査対応部門の方とのディスカッション等を踏まえ、アクセス先を検討している。
- フリーアクセスを実施するにあたっての勘所は？
  - 毎日巡視をしていると、“普通と違う”ということに気付くようになる。例えば、ポスターが破れている、普段落ちていないところにごみが落ちている等、“普通でないもの”を見つけるということに留意して臨んでいる。
- そういった勘所は検査活動のノウハウとなってきているのか？
  - そうである。また、定点観測的に通常の状態を監視しているというのも技量だと思われる。
- フリーアクセスにあたり、注意していることは？
  - 発電所は危険な箇所もある。例えば、溶接作業を行っているところ等である。極力、安全な箇所を巡視するようにしている。また、一か所をずっと見ているわけにもいかないため、時間を有効に使うように心がけている。
- 現状でフリーアクセスを実施する上での課題はあるか？
  - 事業者サイドが想定しないようなところを見ようとしている。奇をてらった形にならないように、極力注意している。

- CAP を評価する際の留意点は？
  - CR は些細なことから様々・たくさん出てくるため、小さな事象からリスクの度合いを把握するようにしている。
- それにあたってテクニック等はあるか？
  - 事象が起こった原因を自身に問いかけていく。例えば、それがヒューマンエラーなのか、経年劣化なのか等である。ヒューマンエラーであっても、ヒューマンエラーなりの、経年劣化なら保全ができていない等、様々な視点から一つの事象を見るようにしている。
- 事業者の“弱点”を見抜くという観点で勘所等はあるか？
  - 「もう少し深いところに何があるか。」ということと思っている。例えば、発電所管理区域内で吸い殻が見つかったとする。吸ってはいけないところで煙草を吸ったというのは当たり前に良くないことだが、単純にルールを破ったことが悪いというだけでなく、管理区域の中で煙草を吸うことは内部被ばくの危険性がある等、一歩二歩踏み込んで考えるようにしている。

- 事業者とのコミュニケーションで配慮していることは？
  - 相手も自分も人間であるということ。人間は感情を持っているので、論理でまくし立てても互いに嫌な思いをするだけなので、誠意をもって対応する。良いところは褒める。相手もそういった形で接すると気分よく話をしてくれるようになる。
- お互いが緊張感をもって接するという観点とはどのように線引きするか？
  - NRC 検査官の言葉として、「フレンドにはなってはいけないが、フレンドリーであれ」というのがある。これを意識している。
- 試運用から本格運用に移行して事業者との間にコミュニケーションの変化はあったか？
  - 試運用～本格運用初期段階では検査に用いる各種言葉の定義や価値観の違いが大きく出ていた（最近は徐々に共通認識ができてきた印象である）。例えば、担当施設における第一四半期の緑判定の際、事業者は、どうして緑になるのか？と判定を嫌がるなどうまくいかないということがあった。また、検査官がパフォーマンス欠陥を指摘しても、「それは未知のことなので知り得ないことだ」といったような回答をされるとこともあった。
- 協力会社とのコミュニケーションについては？
  - 元請け、下請けにインタビューできるようにはなったが、元請けの方々は規制庁の人間から話かけられることに慣れていないため、びっくりしてしまうようだ。話しかけると驚かれてしまい、誤った回答をしたり、早とちった回答があったりする。
- それにはどのように対応しているか？
  - 考える時間を与えたり、当人でなく、当人の上司にあらためて話を聞く等している。

- 検査のサンプリングについてどのように実施しているか？
  - 担当施設ではそれぞれの検査官で、検査ガイドの担当を分けている。検査ガイドの担当によっては、どうしても事業者のスケジュール・タイミングに合わせる必要がある。事業者の活動がいつどの時期に発生するかを事前にしっかりと把握して、計画して、サンプリング対象を選定することを心がけている。
- リスク情報活用は実践できているか？
  - 過去の不具合情報や未解決な事項、過去に行った是正処置・対策等の記録を見ることがこれにあたると思われる。なお、機器が確実に動いていることが大前提となるケース等においては、オペラビリティの観点で物を見るということも心がけている。
- サンプリングにあたっての課題等があれば教えてほしい。
  - サーベイランス等であれば、どうしても中央制御室（中操）と現場にそれぞれ検査官を派遣しなければならないので、最低 2 名の検査官が必要。ゆえに、検査を実施するためのリソース確保が重要である。例えば、検査に時間がかかりすぎてしまい、昼食を食べ逃す程度の問題は発生した。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査気づき事項を発見するためのノウハウは？
  - 事業者に“瑕疵”があるかどうか？つまり、「やるべきことをしっかりやっているか？」を見ることだと思っている。
- どうやってみるのか？
  - 定期的なメンテナンスを怠っていないか等、まずは過去の検査記録を見る。こうした情報収集能力が大事になると考えている。加えて、事業者との良好なコミュニケーションが重要だろう。先にも話したが、互いに人間なので、コミュニケーションが良好であればいろいろな情報を事業者から引き出すことができる。
- パフォーマンス劣化の判定をする際、留意している点等はあるか？
  - 「やるべきことをやらなかった」＝パフォーマンス劣化として判断している。
- パフォーマンス劣化の判定に困ること等はなかったか？
  - 定量的な評価をどこまで入れれば良いのかは難しいところ。例えば、ある装置がある一定時間停止してしまったらダメ、被ばく線量がある基準を超えたらだめ等、様々な定量的基準があるが、これらできっちりと線引きできるものばかりではないという印象である。そういった時には、やはり本庁と議論することで結論を導くようにしている。
- 軽微か軽微を超えるか（指摘事項か）の判断はどうか？
  - 不適合が発生すると、だいたいパフォーマンス欠陥だという事業者との共通認識はあるが、軽微か軽微を超えるかどうかはかなり難しい。例えば、担当施設は現在冷温停止状態にある。この状態で、ポンプが一定時間とまったところでなんら影響はないことが確認できているが、ガイド等の基準に照らせば指摘事項になりうるというようなことがあり判断が難しい。
- 事業者との考え方の違いはあるか？
  - 事業者に対して誠実に対応するというコミュニケーションについてお話したが、これは価値観を一致させておきたいという意図である。ただし、事業者は利潤を求めるが、規制はまず安全を求める。このあたりには価値観の違いがあるかなとは思う。個人的には、安全がなければ利潤もないだろうと考えている。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 原子力規制検査のやりがいは？
  - 前の制度（保安検査・年４回２週間程度）では事前に質問を事業者に投げて、回答を書面でもらい、ひたすら部屋にこもって検査を行うという状態であったが、現在はフリーアクセスにより現場もいろいろと巡視できるようになり、“生きた”プラントを見れるという点で良いと思っている。
- 個人の裁量によるところが大きい検査と思うが、何か心がけていることなどはあるか？
  - やはり人対人であることへの意識が一番である。
- 現場と本庁のコミュニケーションという観点では問題ないか？
  - 本庁はどうしても紙と文字で考える（現場がない）が、地方は現場を見て考えることになる

という点で違いはある印象。最近は頻繁に現地にも来てもらっているが、やはり現場を見てみるというのは非常に良いことだと思う。

- 本庁の研修会等の取り組みには参加しているか？また、課題はあるか？
  - SDP 勉強会等、様々積極的に参加している。なお、本庁の認識、事業者の認識、現場検査官の認識がそれぞれ少しずつずれていると思うところがあるが、これは時間が解決するものだと考えている。（5 年程度か）。
- 本庁に対して追加で実施してほしいサポート等はあるか？
  - 勉強会等やってもらっているのでありがたいが、とにかく現在は新しい概念を自分たちのものにしていくという段階と思うので、いろいろと時間がかかるのではないかと思う。
- リスク情報活用等になると技術的な知識も必要になると思うがそのあたりは問題ないか？
  - それも研修などで勉強している。加えて、自分でも事業者の多数の図書を読み、適宜不明点があれば伺う等して理解していくことを心がけている。
- 本格運用始まっての感想は？
  - 指摘事項の判定の幅はまだ確定しないだろう。ゆえに、これから事例を積み重ねていかないことには共通認識が構築できないと思う。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストやリスクインフォームドを実践できているなと思う事例や場面はあるか？
  - 例は思いつかないが、発生した事象に対して自分のアンテナをいかに鋭敏にできるかだと思う。何が本質的な問題かを見抜く力であると考えている。
- 原子力規制検査における検査官と事業者の役割について
  - 検査官も事業者も目指すところは原子力安全であろうと思う。事業者は第一義的な安全の確保の意識が重要、検査官は誰が見ても公平で科学的な検査ができることが重要だと思っている。

以上

対象者 F

日時	2020 年 11 月 27 日（金）10:45～11:30
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新しい検査制度について思うところはあるか。
  - 古い検査から新しい検査制度に移行する考え方と、米国の経験を導入している基本的な考え方は正解と思っており、実現すると良い検査制度になるはずだという信念は明確にある。始まったばかりであることから、理想に近づくには時間がかかると思うが基本設計は素晴らしいと思っている。以前の検査の悪さ加減では、1F の事故からも良くなかったことは結果として明らかになっていると思っている。以前の検査では、知識や経験のない検査官が要領書に則って、そのとおりにできているのかということを実施していた。また、品質保証の観点が導入されていてからは、紙ベースでの管理が多くなり、紙に書いていることをやっているやってないということが重視され、その業務に忙殺されていた。本来あるべき現場の業務ができなくなっていた。結果として、安全性の向上に寄与していればよかったが、そうはなかったのではと思う。
  - 新しい検査制度では、検査官の実力と経験が重要だと思っている。それがなくして、事業者に問題点など指摘できるわけがない。その点について、人が育つには時間がかかるが、経験を持つ人が中心となって伝えていくことや、規制庁として、検査官の力量をあげようとしていることは素晴らしいと思う。パフォーマンスベースト、リスクインフォームドも合理的でよいが、うまくいっていないなと思う点はある。
- 事業者とのコミュニケーションについて変化は感じたか。
  - 事業者とのコミュニケーションは良好で、検査の仕組みが変わったからと言ってもコミュニケーションの仕方は変わらないと思っている。心がけていることは、一人ひとり検査官がコメントすることは事業者にとって重く受け止められる。事業者は国が法律に基づいてコメントしていると考える。そのため、無駄な作業を事業者が行うことによって安全性を損なわせてはならないと強く思っている。
- 事業者からと検査官から見て、見方は変わったか。
  - 特に変わっていない。フリーアクセスにしろ、事業者並みの知識と経験がないと、現場に行くにしても机上のデータを探すこともうまくいかない。フリーアクセスで自由にどこも行けると言いながらも、現場の状況は日々異なり、厳密な物品管理をするエリアもあることことから、フリーアクセスで行ける部分もそんなに多くない。自由に行けない部分は事業者とともに行けばよく、発電所にある情報量は膨大であり、検査官はほんの一部しか見れない。
- 現場や事業者のどのような様子を見て、事業者のパフォーマンスを把握できるのか。
  - 現場の様子や現場での行動、会議での発言をみる。発言の部分で言えば、工程を優先し、気にしているのであれば、その点に関する議論になる。その様になった際に、管理が疎かになる可能性があるという見方である。今の所、問題になるようなところは見られていないが、労働災害が時々発生し

ている。原因を紐解いていくと、現場の工事の管理ができていないことから、事前の作業の準備が十分に実施せず、作業に失敗して怪我しているということがわかってきた。作業管理も請負形態が階層構造になっているが、その管理が行き届いていないと考えており、同様の労働災害がでたら、要注意と思っている。CAP は結果として現れてくる。発生頻度や傾向、内容が含まれており、細かいところまで記載されており、良い判断材料になる。

2. 検査指摘事項の評価について

- パフォーマンスベースト、リスクインフォームドも合理的でよいが、うまくいっていないなと思う点はある、ということだったが、どのような点でうまくいっていないと思う事例はあったか。
  - 第 1 四半期に内部被ばくの事象が発生し、緑と判定された。その際、自分は緑には値しないと判断し、データを交えて説明したが、大勢が緑と判断しそのようになった。パフォーマンスベーストの観点からすれば、リスクも低く、PDCA を回して直していけば良い程度のものだと思った。
  - 具体的にどのような説明をなされたのか。
  - データと理由をもって説明した。被ばくには外部被ばく、内部被ばくがあり、外部被ばくには線引があるが、内部被ばくにはない。汚染物質の性状からも、保守的なケースも含めて大きな被ばくは起きるはずもないが、内部被ばくをしたというその事実のみから緑になったと判定されたと思っている。
- 逆に、うまくいっているという事例はあるか。
  - 人の教育はうまくいっていると思う。特に、システマティックな教育システムを作った点が良いと思う。また、シミュレータを導入し、自分たちで講師を呼び教育する仕組みを作っている点は立派だと思う。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新しい検査制度になって、検査官の裁量等変化があったと思うがどのように感じているか。
  - やりがいは十分に感じている。自分の経験と知識が発揮できており、現場を歩くことが楽しい。裁量も十分あると思うが、昔と変わっていないのではないか。検査官は自分で感じたことを事業者とコミュニケーション取るという意味では、責任の重さも同じであると思う。事務所の判断にも寄与できる。本庁の議論も現場から言えればよく、そこでの判断も組織としての判断ということで納得している。
- 教育システムも充実しているとご指摘があったが、現場の若手への教えなどで心がけていることはあるか。
  - 知識を教えることは、機会があれば実施しているが、自分の中で経験として消化していくためには現場を歩き、机上でも勉強をしていく自己研鑽が必要と思う。そのきっかけが自分のような経験のある者であるとは思うが一部でしかないと思う。
  - 制度は良いもので、本庁のサポートも十分と思う。楽しいと思うかは個人に依存する。実際の物を現場で見て、なるほどと思うことがあり、未だに勉強し続けないとついていけないと思うところはたくさんある。この点は楽しいと思う。加えて、これまでシステマティックな教育を受けたことなかったが、

規制庁では研修も受けさせてくれる。恵まれていると思う。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- 特になし。

以上

対象者 G

日時	2020 年 11 月 27 日（金）13:30～14:45
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 前職での業務経験も踏まえ、新しい検査制度について変わった点や心がけていることはあるか。
  - 以前は電力の方と一緒に現場に行っていたが、今は一人で現場に行くようになった。また、図書系もフリーアクセスとなり、電力のイントラネットの資料もある程度閲覧可能になった。担当施設の資料室では工事要領書等も自由に見られるようになっている。加えて、CAP の不適合の概要が毎日 20～30 件程度来るが、それを確認して気になる事象については検査を行っている。上記の 3 点が新制度で変わった点である。
- 従来と比べてやりにくいと思われる点はあるか。
  - 個人的には従来よりもやりやすくなったように思う。従来は、資料を集めたり、何をする場合も電力頼りとなっていたが、今は自分で調べて行きたいところに行けるようになっている。また、リスクインフォームドを重視するようになったため、QMS（品質管理システム）でもって重箱の隅をつつくような検査から本質をつくような検査ができるようになったように感じている。個人的には新体制の方が向いているように思う。
  - 本質的な部分がどこなのかなど意識することが必要となり、人によってはその点が難しいと思われるが、どのようにしてやりやすいと思われたのか。
  - 前職では、精通している分野が狭く、全体を知らないためどこが重要であるのかわからなかったが、経験を積んで全体をカバーできるようになったことから、特に難しいことは感じていない。
- ご経験がある方であれば全体像を周知しており、新制度でも柔軟に適応可能だと思われるが、若い検査官の場合、どのようにして経験や知識を身に付ければ良いかアドバイスをいただきたい。
  - 様々な研修システムがあるが、研修では身につかないと思っている。経験や知識を習得するには現場に行き、自分で調べて考えるということしかないのではないか。装置等についての詳しい資料も電力が持っているため、現場に行って調べたりするほかないだろう。
- 新制度になり資料等へのアクセスもしやすくなったことで、実際に資料を見て全体像をつかむための経験になった実例があればご紹介いただきたい。
  - 機器について調べる際、系統仕様書や機器仕様書、取扱説明書、工事要領書、工事結果報告書等を見ることは非常に参考になる。
  - 機器を使っている事業者の仕組みがうまく回っているか、あるいはユーザーのパフォーマンスについてはどのように見極めているのか。
  - 自分で調べた上で疑問に思う点については、電力の担当者へ質問状を送り回答を得ている。中には、こんなことはすぐに答えられるべきと思う質問に対して、回答までに 1 週間ほどかかることもあり、

疑問に思うことはある。

- 電力とのコミュニケーションで気を付けている点はあるか。
  - コミュニケーションでは、お互いのやりやすさから、まずは時間が空いているか確認の電話をすることとしている。時間が大丈夫なようであれば、電力（オフィス）に行って確認し、その場で答えられなければ調べてもらうようにしている。また、口頭でのやりとりではなく文字にすることで記録に残すことも意識している。
- 作業現場におけるフリーアクセスについてはどのような感じであるのか。
  - 今どのような作業を実施しているのかについて把握した上で、気になる時には 1 人で現場に行き、軽く作業者に挨拶して邪魔にならないところで見学している。
  - 作業現場で見学している際、不明点があったご経験はあるのか。またその場合はどのようにしたのか。
  - 作業を見ていてわからない場合は、作業の監督者等に簡単な質問をして状況を把握している。作業の邪魔にならないよう、質問は簡単なものにしているが、その場での質問が難しいようであれば、作業現場から戻った後に電力の担当者に聞くようにしている。

2. 検査指摘事項の評価について

- 特になし

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新検査制度になり、検査のやりがいや、個人の裁量について良くなったと感じておられるのか。また、以前に比べて負担は増えたか。
  - 個人的には、前の検査より現在の検査のほうが向いているように思う。負担については、以前よりも調べるようになった点では負担が増えたように思う。欲しい資料にたどり着くための検索方法を身につけるのに労力がかかった。電力によっても文書のまとめ方、考え方、システムが異なるため、それらについても知る必要があるが、これについては現場で身につけるしかないものである。
- 検査のやりがいについて感じたご経験についてご紹介いただきたい。
  - 全く知らなかった分野について知識を増やせることは達成感がある。その知識をもって、検査活動に役立てることができたという点は満足である。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストについてご経験があればご紹介いただきたい。
  - パフォーマンスベーストについては検査官によって考え方がバラバラと思われる。自分は結果良ければ良しというふうに受け取っているが、QMS 的なことも重視し、その取組も重要という考えもあるだろう。
  - 新制度が始まったばかりであり、様々な考えの方がいらっしゃると思うが、どのようにすれば良い方向に進むと思われるか。
  - あるユニークな考えを持った方が、各事務所まで来て指導する必要があるのではないか。各事務所

によっても個性があるため、方向性の統一は本庁にしかできない役目だろう。

- リスクインフォームドについてはどのようにお考えであるのか。
  - リスクインフォームドについては、原子力の安全性を重視したものであるため分かりやすく、特に問題ないであろう。
- CAP について、重要な情報源との認識であるのか。
  - CAP を利用し 6～7 割を検査項目にするという流れになってきているので、活用している。CAP を見ていると、事象の重要度が分かるが、自分と電力で重要度や処置の方法が異なる場合がある。これに対し、意見は述べるものの指導はしていないが、自分と異なる考えで 2 度同じミスをした場合には指導しようと考えているところである。

5. その他について

- 土日の勤務について、以前は何かあった場合に備えて、当番制で 1 人常駐していたが、今は土日がお休みとなり、何かあった場合には出勤するようにということになっている。個人的には、不測の事態に備えて当番制とした方が良いのではないかと考えている。

以上

対象者 H

日時	2020 年 11 月 27 日（金）14:45～15:45
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- フリーアクセスについて、実際の現場や図書の確認等を行うと思うが、そのアクセス先はどのように決めているか？
  - 発電所の中の防護区域、管理区域等の設備に行って検査を行う。記録類の確認、事業者の端末（施設の状況を見ることができる）にアクセスできるためそのあたりを確認する。
- 現場には一人でいくことが多いのか？また、アクセス先は何を基準に決めるのか？
  - 多い。アクセス先は、当日共有される CR をみて何等かトラブルがあった箇所等を見に行くことが多い。つまり、CAP の情報である。
- アクセス先に行く際に注意していること等はあるか？あるいはアクセスするところの勘所等あれば教えてほしい。
  - CR は必ず何かしら小さな事象であっても挙がってくるので、当然その箇所には見に行く。それ以外のいわゆる巡視の際には設備の異常がないかを“五感”で感じ取るように心がけている。
- アクセス先を事業者と相談したりはするか？
  - 事業者とは適宜相談するが、一人で決めて現場に赴くのと、事業者と相談する場合のどちらが多いかというと、半々といった状態である。事業者と一緒に現場に行った方が、様々説明を受けることもできる。
- 一人で現場を決め、アクセスする場合の課題はあるか？
  - 行先がわからなくなってしまう等はある（プラントの中を良く把握できていない）。
- CAP についてはどのように検査に利用しているか？
  - CAP はあくまで事業者の活動ということで、CAP が上手く機能しているかどうかというのは見ている。きちんと CR が挙げられているかどうかを見ている。
- CAP が“上手く回っている”というのはどう判断するか？
  - 担当施設しか見ていないため、他施設と比較した回答ではないが、担当施設では CR の件数は多い方だと聞いており、よくやっていると思っている。なお、CR は事前会合の後、発電所長以下が集まる CAP 会合に挙げるべきかという議論を行うが、その議論の流れであったり、CR 自体の中身（不適合とか）が適切に処理されているかというところは、適宜ピックアップして監視している。事前会合や CAP 会合にも参加している。
- 事業者とのコミュニケーションで配慮していること等あるか？
  - 事業者に話を聞く前に内線電話で担当者に連絡し、アポを取るような形をとっている。また、協力いただきありがとうという感謝の気持ちは常に伝えている。これにより、あまり嫌がられることはない。ただ、やはり検査のためであるというと、事業者は口が堅くなりがちなので、できるだ

けざっくばらんに話すようにはしている。

- 事前のアポ取り等はフリーアクセスの意義に対してギャップがあるのでは？
  - 案件によっては、もちろんすぐ話を聞きに行ったり、事業者に準備をさせない方がいいということもあると思っている。アポ取りは、あくまで事業者との良好な関係を築くためのものである。
- 本格運用になって事業者の態度等は変わったか？
  - 旧制度の際には駐在業務はしていなかったため、違いはわからない。
- 協力会社とのコミュニケーションは？
  - 現場で作業中に接することになるので、必ずタイミングを見計らって話を聞くようにしている。規制庁の検査官といままで話した経験がない方が多いので、事業者と比べて話すのは難しい印象はあるが、これから接していくことで慣れていけば改善していくと思う。
- 検査対象のサンプリングはどのように選定しているか？
  - CR を参考にするのはもちろんである。CR が無い場合は、過去に故障等があった箇所等、記録を確認した上で選択していく。現状では特段課題はないと考えている。
- リスク情報をサンプリングに役立てる等はあるか？
  - 事業者から毎週週末に号機毎にリスク情報の結果が上がってくるので確認はしているが、担当施設は現状停止中プラントなので、リスクの変動がなく、活用の手立てがない状況である。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査気づき事項を発見するためのノウハウは？
  - そういう手法があれば、逆に教えてほしい。原子力の専門性には乏しいため、プラントの中身をよくわかってないことも、気づき事項を発見することの難しさの原因とは考えている。「気づき事項集」のようなものがあればうれしい。
- パフォーマンス劣化の判定の考え方は？
  - 事業者が法令や規定に違反しているかどうかということをガイドに従って判断している。困ることもあまりない。気づきを見つけることの方が難しい。加えて、軽微か軽微を超えるかとか、どのコーナーストーンに該当するか、重要度評価等は、担当施設ではまだ事例がないので判断できないが、過去に研修課題として判定を実施したときには難しいと感じた。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査制度が変わって現状新たな検査をどう感じているか？
  - 逐条型検査からパフォーマンスベーストな検査に変わったとは理解しているが、まだ体にはなじんでいないというのが正直なところ。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストとリスクインフォームドについてどう考えているか？
  - パフォーマンスベーストは、事業者の弱点をしっかりと把握してつぶしていく、これを経て良いパフォーマンスを結果として出し続けるということだと考えている。リスクインフォームドについては、リスク

の数値について、問題ないのかというところも含めて検査に活かしていくということかと思っている。

- 具体例が何かあれば紹介してほしい。
  - 具体例はない。あくまで理想像としては、自身で現場にいって事象・気づきを発見し、事業者が特定できているかとか是正ができているということを監督するという一連のプロセスが実現できることだと思っている。

以上

対象者 I

日時	2020 年 12 月 9 日（水）10:45～11:30
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- フリーアクセスのアクセス先はどのようにして決めているのか。
  - 年間の検査項目があらかじめ決まっているため、それに応じてガイドに見合うサンプルを選定し、それに対してフリーアクセスをかけている。もう一つの方法は、事業者が行っている日々の CAP 活動の中で、改善活動しているというものについて検査している。また、巡視の中で気になった点についても検査している。
  - まずは、大前提となる施設工認、許認可書類からルールや記録の確認を行っている。書類の所在がわからなければ事業者に聞いてアクセスしている。その後、現場がある部分については現場にアクセスし、ルールに従って作業を行っているか等について検証している。
- サンプリングの際に考慮している点はあるか。
  - 担当施設は安全上重要な施設はないが、安全機能を持つ設備に対する保守活動などを選定している。
- 新制度で検査をする上で問題点はあるか。
  - 設備が 3.11 の震災後稼働していないため、運転を想定して確認しているところであり、本当のリスクがどこにあるのか想像しながら決めることに違和感があり、課題であると認識している。実際に運転している様子を見たことがない。許可やマニュアルの中で記載されている稼働時の数値等は確認しているが、実際に稼働した際に見て知見を深める必要があるだろう。
- CAP はどのように活用されているのか。
  - CAP 活動の中で出てきた不具合や不適合になりうる大きめの案件について、発生場所以外の潜在的な原因がないかを意識して見に行っている。ある意味、水平展開のようなことを意識している。例えば、点検はしているが、点検方法について事業者と間に入れたメーカー間のコミュニケーション不足により漏れがあるという共通の要因で、全く異なる機器で不具合が発生したことがあり、気づき事項として挙げ、予防措置を取っているところを見ている。
  - 事業者においても、根本原因を突き詰めて、関連する潜在原因を見つける仕組みを作ろうとしているようだ。
- 事業者とのコミュニケーションで気を付けている点や変わった点はあるか。
  - 以前はこちらが主体的な形で指摘するなどしていたが、今はなるべく「XX ってどうなっているんですか？」といったような質問形式にして事業者に気づいてもらえるようにしている。自分の意見としては XX だけどねと言うときはあるが。
  - 検査官が表立って見ないように留意しており、事業者にも検査官を意識して仕事しないように伝えている。最初の頃は事業者が検査官を意識していたが、最近はこちらを意識せず作

業されているように見受けられる。

- ➢ コミュニケーションは密に取るようにしており、事業者側から相談を受けることもある。質問する内容によるが、事業部長から外部委託業者まで幅広くコミュニケーションを取るようにしている。

- フリーアクセスをする上で課題点等はあるか。
  - ➢ フリーアクセスはさせてもらっているため、事業者のルールに沿わなければならないと思っているが、施設によって教育を受けなければならない点が大変である。事業者毎にルールが異なったりする。

2. 検査指摘事項の評価について

- 気づき事項を発見するためのテクニックなどはあるか。
  - ➢ 事業者の活動が規定通りにやっているか、許可と規定がきちんと整合しているか等を見ている。また、事業者が失敗していることの周りに何かあることが多いと思う。
  - ➢ CAP 活動の中で CR の内容を見て深堀することが重要と思う。潜在的に重大な事象になりえそうなものは、CAP 活動の中で出てきた周りに何かあることが多い。具体的にはルール化されている中で曖昧になっているようなものが多い。怪しいのは大体 3H や事業者からの情報の共有不足によるものが多いと思う。
- 気づき事項発見後のスクリーニングはスムーズにいけそうか。
  - ➢ 規制庁の中での責任分岐点が曖昧と思う。気づき事項から検査指摘事項への決定は規制事務所側で行うという話であったが、いつの間にか本庁が決めることになっていたりする。話が二転三転することがあり、責任と権限の委譲が非常に重要であると思っているため、そのあたりをきちんと明確にしていただきたい。
  - ➢ 気づき事項を発見後、本庁に報告を挙げて終わりとしてしまうと、将来的に本庁が処理しきれなくなることも懸念される。
  - ➢ 米国の制度では検査官の力量で勝負しているが、日本はそうではないため、もっと規制事務所側に任せることが新制度の重要な部分ではないのかと思う。
- 重要度評価の決定に事務所は関わっているのか。
  - ➢ 指摘事項となった場合、重要度評価は本庁にて行われる。その前段階の検査指摘事項にするかどうかまで本庁が決める必要があるのか疑問である。
  - ➢ 最初の話では、今は過渡期であるため、検査指摘事項とはどのようなものがあるのか本庁でも共有するために、本庁の管理課クラスが決めるということであった。ゆくゆくは規制事務所側に判断を委ねることにするとメールが来ていたが、いつの間にか話が変わっている。責任の所在が曖昧だと、事務所側のモチベーションも下がる。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新制度におけるやりがいは感じられるか。
  - ➢ 個人的な思いではあるが、検査官の裁量も増え、気づき事項や指摘事項を挙げられるが、

最終的には事業者が原子力事業を行うためになるものであれば良いと思う。それをもとにこういう改善をしたからよくなりましたといったことが見られたときにやりがいを感じるのではないか。そうすればお客様である国民にも、安全な原子力を届けるために事業者が頑張っていると伝えられることが本当のやりがいになるのではないか。事業者のためになるような気付きにしてあげたいと思う。これが指摘まで含めて自分の裁量でできることがやりがいに繋がる。

- 本庁への要望等はあるか。
  - 責任と権限だけでなく、目指すところや道筋を明確に示していただきたい。事業者の良し悪しを判断し、より良く活動できるようにするための規制担当だと思っている。
  - 現場とのやりとりを密にできることが本制度の良いところであるため、検査に注力する、かつ検査結果に対して事業者が改善措置を取り、原子力の安全が向上するようなものになれば良い。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- 特になし。

以上

対 象 者 J

日時	2020 年 12 月 9 日（水）13:30～14:15
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- ● フリーアクセスのアクセス先はどのように選定しているのか。
- ➢ あらかじめサンプル数が定められているため、ガイドを見つつその日の活動内容を確認して選定している。実際に現場へ行く場合には、図面や施設の配置図を見てアクセスしているが、鍵が掛かっていたりするので、その際は制御室等で鍵を借りている。大きな施設であるため、アクセス方法が分からない時は運転員や事業者にも聞いている。情報へのアクセスは、サイト内の検査官室に情報端末があるため、手順書や CR 等を見て検査に展開していく。
- ● アクセス先を選定する上で留意している点はあるか。
- ➢ CR に登録されている設備が安全上重要な設備に該当するかどうかに留意している。CR の登録件数や設備の数も多いため、その中で原子力の安全上重要であるものを選定している。
  - ● 検査官が複数名いらっしゃると思うが、行先は相談しているのか。
  - ➢ 施設ごとに主担当を決めており、主担当からある検査官に依頼したり、検査官が自ら申し出たりして、その日の行先と検査官を決めている。
- ● サンプリングの決め方等において課題はあるか。
- ➢ 工事なども多いため、工事の動きやトラブルの中で逐次フォローしていくと自動的にサンプル数は足りてくる。
- ● もれなく検査を実施することも重要とは思うが、現状の体制で実施できるのか。
- ➢ 漏れなくやれるほど検査官側の体制はできていないため、より重要なところ（安全上重要な施設）を検査の対象として取り上げざるを得ない。定量的にリスク評価をしたものはないため、許可や保安規定等を中心的に見ているが、新制度になり個別の設備だけでなく、周辺設備も意識はしている。
- ➢ 周辺設備について 100%把握しているわけではないため、CR 事象として挙がった機器に関して、その都度調べている。
  - ● 事業者とのコミュニケーションにおいて工夫や課題等はあるか。
- ➢ 施設も大きく、組織ごとの縦割りもあるため、同じ事象でも部署ごとに言っていることが異なる。そのためそれぞれの部署に行って話を聞くような工夫をしている。
- ➢ 課題としては、コミュニケーションを取る上でどこの部署に聞けばよいか迷うところがある。中には、たらい回しのようなことになることもあるため、検査官の中でも資料の所在やどの部署が何を管理しているか等の情報の整理を長期的にしなければならないと思っている。現状は場当たり的にアクセスしているが、効率が悪いと感じている。
- ➢ 新制度になり、何か事象が起きた際には事実関係を聞くようにしている。事業者の観点で CR 登録等されているため、CR に記載されている表現について、どういう意味なのかなどについて確認している。

その上で、事業者の活動におかしな点があると思うときには、なぜそのような行動をしたのか聞いている。

2. 検査指摘事項の評価について

- 気づき事項を発見するために工夫していることはあるか。

➢ 事業者の CR をみて事実確認を進める中で、疑問が出てくるということがよくある。その際は、ピンポイントに聞かずに周辺情報の把握から行うようにしている。事実確認等は、作業員に対して行うと身構えられてしまうため、課長や副長クラスに聞きに行っている。

- スクリーニング判定をする上で気を付けている点はあるか。

➢ パフォーマンス劣化については、本庁の担当施設の監視部門のやり方として、事業者の手順書等のどこに抵触するのかを押さえてくれといわれているため、事案に関連する資料からどのような問題点があるのか把握している。具体的には、問題事象が起きた際には、事業許可や保安規定等のどこに関連するのかを把握した上で、パフォーマンス劣化であると判断している。

➢ その上で指摘事項とするかどうかは、規制要求との絡みを明確にしなければならない。想定される事故なども把握した上で、監視領域に結びつけて判定をしている。

- スクリーニング判定をする上で問題点はあるか。

➢ 原子力の安全に直接関わらないような横断領域における気づき事項について、どのように扱って良いか分からず悩んでいる。この点については本庁も検討中のようである。

➢ スクリーニングや気づき事項の判断について事業者と話すことはないため、認識の相違などは無いだろう。

- スクリーニング判定をする上で担当施設特有のことなどはあるか。

➢ 実用炉と同じような設備はあるが、実用炉と同程度の重要度を持っているかどうかの判断基準がないため、判断が難しい。核燃施設としての考え方と実用炉の方の考えが一致しないこともあるので、核燃施設における考え方の物差しが形作られればやりやすくなると思っている。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新制度においてやりがいは感じられるか。

➢ 従前は、保安規定の条文を一巡するということを行っていたが、新制度では個人の裁量が大きく、検査対象を選び深堀できるという点でやりがいはある。

- 本庁に対し要望や期待することはあるか。

➢ 新制度で固めきれていない部分については、固めていただけるともう少しやりやすくなるだろう。

➢ 本庁とは毎日 Web 会議をやっているが、適時性をもって情報を伝えてくれる人とそうでない人がいる。現時点で残っている課題と状況について明示していただけると、安心できる。

➢ ROP のようなことをやっているが、適用が難しいところもある。例えば、以前は事後保全だったが今は実用炉並みの予防保全が求められている。実用炉は保守管理に対する経験があり、

高度化が図られているが、核燃施設は試行錯誤しながらであるため、同じような物差しでROP を導入しても難しいと思っている。確立した実用炉の考え方を他の施設に適用するには、もう一工夫必要と思われる。例えば、規制要求のレベルが施設を設置した当初からかなり変わってきている中で、どの水準まで達していれば良しとされるのか、例えば、DG についても実用炉とはその水準は異なるだろうが、どのように考えるのか。この点について、事業者からも愚痴のような声は聞こえてくる。これについても、規制庁内でも炉の担当者からは理解してもらいにくい。

4. 新検査制度のコンセプトについて

- 特になし。

以上

対象者 K

日時	2020 年 12 月 2 日（水）9:30～10:30
場所	原子力規制庁　2F 会議室　オンライン会議

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 核燃施設だと、検査ガイドは限られるという理解でよいか？
  - 実用炉に比べれば規模も小さく、安全上重要な設備もないため、ガイド自体少ない。施設毎に本庁からガイド毎にサンプル数等と共に指示されているため。それに従っている。
- フリーアクセスについては？
  - 担当施設については、担当施設側とフリーアクセスの覚書があり、それに従って実施している。特に課題はないが、PP 施設に入る等の時は、検査官一人では立ち入れないため、2 名以上（エスコート付）で入る等、ルールがある。担当施設側の予定表を共有（PC 上で）してもらっており、規制事務所のスケジュールと照らした上で、いつでも確認に行くことができる。ただやはり、新検査制度になってからは忙しくなった印象。保安検査の時は担当施設の場合週に 1 回～2 回だけ巡視（1~2 時間）するルーチンワークだったが、今は異なるため。
- CAP について
  - 担当施設は旧制度の時に CAP という体制が無かったため、今年内規のような体制を整備した。CAP 委員会等も立ち上がっているが、CR の件数としては、実用炉ほど多くなく、月に１～２件上がってくる程度。
- コミュニケーションについて
  - 前職が非原子力分野なので原子力についての力量がないことは自覚しており、わからないところは積極的に担当施設のスタッフに聞くように心がけている。
- 検査のサンプリングについて
  - 基本的にはガイドに従って実施している。サンプル数は本庁側から決められているが、何をサンプルするかというのは自分たちで決める。なお、ガイド上のサンプル数が多い＝重要な設備という形で考えている。

2.　検査指摘事項の評価について

- 気づき事項はどの程度発見できているか？
  - 事業者の発見する気づきについては CAP 委員会が月 1 回あるので、そこに上がるまでにスクリーニングにかかっているものもあると考えると、事業者からは月 1 個程度だろう。検査官としてのウォークダウンを通じての気づきについては、点検なり何をするにも手順書があるので、それをみながら場の雰囲気も含めて事業者がしっかりと対応しているかを見て気づいたところを指摘するという程度である。
- 今までパフォーマンス劣化もないということで良いか？

- ない。9 月末に定期事業者検査が終了しその結果も確認したが、良好な結果であった。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 忙しくなってきたとのことだが、検査のやりがいは？
  - 新検査制度の方がやりがいはあると考えている。旧制度の時（保安検査）は、重箱の隅をつつくようなことをやっているなと感じていた。今は、自分でさぼろうと思えばさぼれてしまうが、日々事業者のスケジュールを見ながら自分の裁量で監視できるのは良いと思う。
- 重箱の隅をつつくようなものとはどのようなものか？前職の際の経験とはどう違うのか？
  - 前職の検査は関係法令の通りに実施しているかを確認するのみ。例えば、機器の設置位置や高さの指定などである。保安検査のように、文書の言葉尻を捉まえたりというのはしなかった。
- 本庁に期待するものはあるか？
  - 分からないこと等は事務所の別の検査官に聞いたり、自分で解決・学習しているため、それで済む。特段本庁に求めるものはない。
- 本庁の検査官はどの程度事務所に来るか？
  - 本庁の専門検査部門が担当するチーム検査のサンプルが担当施設はほとんどない。ゆえに、実用炉ほどは来ないと考えて良い。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベースト、リスクインフォームドなどの基本コンセプトが実践できている場面はあるか？
  - 旧制度に比べて、新制度の方が、より原子力の安全に係る機会が多いと思う。ただ、これは個人の力量に大きく左右されるものであり、制度自体がそうなっていると考えている。パフォーマンス劣化や新検査制度の制度への理解等、力量がない検査官であれば、ガイドをなぞって対応していれば済んでしまうというきらいもあるため、悪く言えばさぼろうと思うとさぼれてしまう。自身がさぼらないのは、原子力の知識がない、わからないことがあると放っておけないという性分からかと思われる。この日々学習のスタンスが検査活動のモチベーションにもなっている。
- 多様な機能を有する施設を監督する上での課題は？
  - 担当施設の点検や作業について、前職の経験の観点（これをやっていて原子力の観点で大丈夫か？）で見ているが、前職の目でしか見れていないかもしれないという危惧はある。
- その違和感とはどういう勘所によるものなのか？
  - 基本は「整理・整頓」だと思っている。
- 担当施設では、電力事業者のような厳格な管理体制を敷くのも難しい面があるのかなと想像するが、そうなると整理整頓というのも、実用炉と異なる部分や気になること等あるか？
  - 実用炉から担当施設に来た時にはびっくりした（発電炉の事業者と担当施設では整理整頓の状況は大きく異なる）。ある程度担当施設のやり方というものを理解しているつもりであり、ウォークダウンの過程で、いつもと違う（前はこうだったのに今はこうなのか？等）部分があれば適宜に聞くようにしている。

以上

対象者 L

日時	2020 年 12 月 9 日（水）9:30～10:15
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- フリーアクセスのアクセス先はどのように選定しているのか。
  - 毎週曜日を決めて事業者と面談を実施しており、その際に予定表を入手するので、現場確認のスケジュールを考えている。事業所では 1 人で管理区域へは入れない状況であり、事業者の担当者と行くことになるため、前日にアクセス先を伝えることが必要である。
- 担当する事業所はほぼ管理区域となっているのか。
  - 新規制基準の耐震補強工事が非常に多く、建屋の中のほとんどが管理区域となっている。
- 資料や図書類を見る機会は多いのか。
  - 各種ガイドに基づいて見ている。使用前検査が春まで実施されていたが、春以降はなくなったため、その辺りの状況を踏まえて、設計管理や調達管理を重点的に実施している。現場の確認については設計管理、調達管理および作業管理を中心に見ている。
  - 工事の為 2 年前から原子燃料の製作が止まっており、粉末やペレットがたまに貯蔵されている程度であるため、被ばくするというような状況にはない。個人的には、燃料に関する安全という意味では、再稼働する半年前くらいに確認すれば良いかなと思っている。
- 新検査制度で変わった点について念頭に置いて検査している状況か。
  - 以前の保安検査は QMS に基づき均等に検査していた。新制度ではある程度個人に任せられており、事業者の至らない点を見つけることを念頭に確認活動をしている状況である。
- フリーアクセスにおいて課題点はあるか。
  - 事業者にアクセス先を前日に伝えることで、当日までに体裁を整えているような印象は受けていないため、特段前日に伝達をすることに関して問題は感じていない。従来の保安検査では、検査の 1～2 週間前に検査項目を伝えていたため、特に文書類については、体裁を整えるようなことをされていたようだ。
  - 予定されている作業や工事全般について、予定しているにも関わらず実際には実施していない場合も 1/4～1/3 程度ある。
- 事業者へのコミュニケーションで変わったことはあるか。
  - 現場や図書について確認する機会が増えたため、事業者とコミュニケーションを取る機会も増えた。事業者とのコミュニケーションで問題となるようなことは特にない。
- CAP についてどのように活用されているか。
  - 担当する事業所では以前から、組織が縦割りであり横のつながりが弱いことが問題とされていた。CAP 活動は 2 ヶ月前から始まっているが、そこでは事象のフィードバックとして部署の橋渡しがされており良い取組みであると感じた。

- CAP 活動は是正措置が主な活動であり、是正措置となる事象がないとなされない。今は幅広く項目を拾い上げるという段階であり、活動としては長期的に傾向を見る必要があるだろう。

- CAP 活動が 2 か月前から開催されたということは、あまり多くのデータは集まっていないということか。
  - 以前から複数の委員会を開催しているが、それに加えて CAP 会合となると、なかなか時間が掛けられない状況である。
  - 現場の改善活動やヒヤリハットは部ごとに実施しており、不適合の事象を含めて 1 週間に 10 件程度発生するため、それぞれの内容に対し精査し結論を出している。個人的には CAP 活動ではないかと思っている。先日出席した CAP 会合では事象の紹介だけが行われていたが、是正措置プログラムとしては再発、類似等の検討も必要ではないかと思っている。
- サンプリングをする際に気を付けていることはあるか。
  - ガイドごとにサンプル数（目安）が定められているため、その点については横目で見ながら実施している。あくまでも燃料が一番大事であるため、燃料移動等がなされる場合にはそこを中心に確認している。現在は工事が主体であるため、作業の安全に係る点について確認している。

2. 検査指摘事項の評価について

- 気づき事項を発見するために工夫されていることはあるか。
  - 燃料移動がなされる場合には規定事項の確認を行っている。現在は工事が主体であるため、作業の安全に係る点について聞き取り等を実施している。
  - 夏頃に負圧の警報が鳴る事象が発生した。その原因について確認したところ、作業が 2 つ入っており、1 つはダクトの点検、もう 1 つは荷物搬入のためドアを 1 時間開放したままにしていたようだ。現場には、社内の人間が 1～2 名いたようだが、作業している協力会社を管理しているという意識が低かったことが原因ではないかと懸念している。
  - 上記の事象について、現在は燃料を取り扱っておらず被ばくし得ないことや、警報は鳴ったものの負圧は維持されていたことから、結果ありきでパフォーマンス劣化とされ気づき事項にはならなかった経緯がある。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 新制度においてやりがいは感じられるか。
  - 個人で年間を通して計画立てて事業者全体を確認できる点においてやりがいを感じる。
- 新制度において戸惑われているところはあるか。
  - 事務所に来て最初の半年間は担当施設の内容について分からない点もあり戸惑ったが、最近は理解が深まり対応できている。担当施設の内容理解については、施設内を巡視することで理解を深めていった。
  - 現在は稼働していないため、すべて想像の範囲で確認している。
- 本庁に対する要望や期待することがあればお伺いしたい。

- 放射線管理全般が苦手であり、忘れてしまうこともあるため定期的な研修等があると良い。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- 特になし

以上

対 象 者 M

日時	2020 年 12 月 1 日（火）9:30～10:15
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- ご自身はどのような業務を行っているのか。
  - パフォーマンス欠陥に対し、それが指摘事項になるのか気づき事項になるのかという質問が多い。本庁では、ガイドに基づいてスクリーニングして実施しているが、事務所の判断を尊重している。米国のガイドを翻訳した形となっているところから、解釈の仕方が日本チックになっている点で難しいところがある。例えば、被ばくした事象があれば、被ばくした量にかかわらず、指摘事項になるというという点などが挙げられる。
- 現場の検査官とは日頃どのようなコミュニケーションをとっているのか。
  - 日々現場事務所と打合せをしているほか、電話やメールで直接コミュニケーションをとっている。その中で本庁や事務所の考え方を伝えている。本庁の立場からは、現場の人が情報へのアクセスもしやすいこともあり、現場事務所の考えを伝えてもらうことを心がけている。
- 現場の検査官からの質問等に対し、どのようにアドバイス等行っているのか。
  - 実際に事例があがってきたときに、判断に必要な情報の提示や本庁で判断した考えや着眼点を変えた回答をしつつ、事務所はどう考えるか、事業者はどう考えているのか確認はしたかという質問を行う。
- 現場検査官を実施していたときは、どのように気づき事項を発見していたか。
  - CAP 会合に毎回参加していた。不適合が見つかった際に、事業者が影響はないと評価したときに、本当にそうかといった疑問を持って、自分で意味がわからない、理解できないといった点を中心に関連資料へアクセスする他、当直長や品質保証の担当者にヒアリングすることを通じて、調べていくというやり方をしていた。
- 事業者とのコミュニケーションについて、重要視している観点や配慮している点はあるか
  - 単純に事業者の担当者にヒアリングをすれば、形式的な答えをされるだけである。冒頭で、世間話をする。「寒いですね、風邪引いている人はいませんか？」といったところからお互いに馴染んだところで、「予期せぬ警報はありませんでしたか？」といったことを聞いていた。加えて、当直長から保修部等に検査官に質問は無いか？といった問いかけも行っていた。当直長からの悩みを聞き出し、当直長から直接話をしにくい部署に、検査官から、当直長がこんな悩みを抱えているようだが、聞いていないか？改善できないか？といった話をする活動も行っていた。中央制御室に行った際に、当直長とうまくコミュニケーションとれていないなと感じたときには、操作盤のところで、どのように動くのか？どういう操作をするのか？といったところを聞く。たとえ自分がそれについて知っていたとしても、自分の勉強のためにという理由で聞くと上手くコミュニケーションを取れる。

- また、フリーアクセスでは、図面を見たりしてもわからないところはある。そのようなときは、正直に当直長なりに尋ねることも重要と思う。

2. 検査指摘事項の評価について

- 事業者との意見の相違はあったか？その際はどのように解決してきたか。
  - 事業者との評価に関するぶつかり合いは多かった。ガイドに基づいて判断しているが判断基準が曖昧である。事業者自身も勉強しているので、判断に至った仮定などお互いに説明しあっていた。判断基準がもう少し明確になると良いとは思うが、ベテランからするとある程度あいまいである方がやりやすいと思う。
- リスクインフォームドはどのように意識して実践してきたか。
  - 一番事業者とぶつかるところである。従来は、法令遵守で事業者が自ら作った保安規定から逸脱していればパフォーマンス劣化があり、リスクがあるとしていた。保安規定から逸脱していればパフォーマンス劣化とはみとめるが、それがリスクにつながるかどうかという点で事業者と検査官で意見は分かれる。
  - 例えば、保安規定上、原子力施設は一日一回巡視するというルールがある。ドラム缶を保管している場所があるが、カメラを設置していることをもって、それで良いとしている。保安規定にはカメラで確認することをもってよいとは記載されていない。その点について保安規定違反ではないかと指摘したことがある。実際は水漏れなどあってはならないので事務所としては緑と判断したが、本庁は、安全に影響は無いだろうということで軽微とした。
  - プラントは長期停止中で、安全上重要な機器もほとんど動いていない。停止時は燃料プールの安全上重要な機器はみているが、停止中プラントにおけるリスクの見方は難しい。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 今までは保安規定を遵守しているかどうかを重視した検査であったが、今は、保安規定から外れていても安全上重要かという視点で、現場視点で判断できるのでやりやすい。オリジナルでチェックシートなどを作成したりするなど、自身の経験を活かせることもあり、大変ではあるがやりがいを感じる。
- ガイドを用いて、4 つの項目から指摘事項等判断するが、該当しない例もある。そういったものは本庁に相談する。このような判断が難しい例については、気付き事項、軽微な事象を収集しており、評価書等で取り入れてもらうことを検討している。
- これまで実施した取り組みとして、NRC の方とウォークダウンしたが、こういう視点もあるのかということはいくつか感じた。実際に検査制度を運用する中では、ある事象に対し、NRC はどのように判断するのだろうかといった疑問も湧いてくるので、そのような点が聞けるとよい。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- その他、共有しておきたい事項はあるか。
  - 保安規定からの逸脱をどう判断するのかという相場観が醸成されると良い。特に立地地域の

自治体の方からは、保安規定からの逸脱の判断根拠等に関する問い合わせも多いと聞く。違反があれば文書として残るが、現在の制度では軽微として扱われたりする。自治体からは甘くなったのでは？と思われる方もいるようだ。

- 会議体が多いので、可能な限り少なくなると良い。業務の負担になっている。

以上

対象者 N

日時	2020 年 12 月 1 日（火）10:45～:11:30
場所	原子力規制庁　10F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 検査制度が変わって感じたことなどあるか。
  - 地元からのニーズがあっていない。地方は国に事業者を指導してほしいという意向があるが、新検査制度ではパフォーマンスを見るということになっているためギャップがある。ギャップの埋め方として、検査の良さを理解していただき、その方がより安全性が高まると説明していくのか、従来の日本型のように事業者に促すようなことをするのかどうするのか、どうするのかが課題と思う。検査する中で、四半期ごとに自治体に説明をしていたので、そのようなことはやっていた。所長もそういう要請はあったのではと思う。事務所に地域対応するものをおいていたりする事務所では対応できているとは思う。
  - 前回の第 1 四半期の検査結果に良好事例として美浜の例がある。これは良好事例ではないと思っている。検査官の力量が高かったこともあるが、事業者による調査結果が出る前に問題点を事前に指摘したことがあった。従来の日本型であればよいが、パフォーマンスベーストなので結果が出てから判断すべきである。事業者の調査結果が出てからどうしてそれで良いのかと指摘しなければならないと思った。結果的に安全になればよいではないかという考えにたてば良好事例かもしれないが、検査制度からすれば良好事例ではないと思い、ずっと頭に引っかかっている。
- フリーアクセスの実践において、従来と異なる点などあるか。
  - 現場巡視としてのフリーアクセスは前からやっていたが、以前は発電所内の取り決めでやっていた。特に新検査制度でのフリーアクセスでのポイントは書類へのアクセスである。現場検査官を行っているときは、現場を見て、手続き上どの様になっているのか気になるところを見ていた。CAP 会合での会議体やサーベイランスに立ち会って気になるところを見てから書類へアクセスしていた。
  - 事業者が行う会合では検査官が必ず 1 人出席していた。パフォーマンス欠陥があるかどうかだが、事業者の内規に照らし合わせる。本来拾わなければならないかという目線で見ていた。例えば、ある弁がシートリークしていたとときに、事業者は、増し締めしたので不適合でないとしていたが、シートリークが放置されていたときにそれは良いのか？という視点がなかった例がある。弁は交換すれば不適合だが、増し締めすれば不適合ではないということである。
  - 現場巡視については、テーマを決めて見に行く場合は、図面を手に持ってそのとおりかという視点で見る。隣に重要機器があるのに、ここに物を置いてていいんだっけ、といった視点も持つように意識する。テーマがない場合も全方位的に、異音や異臭がないかといったことも含めて巡視している。

- 検査官と事業者との相違もあると思うが、どのようにコミュニケーションしているのか。
  - 新検査制度だと、事業者が知らないうちに緑などされてしまうと困ると思うので、事務所としては毎日夕方に検査官の気付きを伝えるということをやっていた。状況をわかりやすくつたえるために、現場の写真も撮影し、それも見せながらコミュニケーションをとっていた。実際に、検査官の気付き事項が取り入れられ、CAP 活動の中に取り入れられていたりした。プラントの状況については、顔を合わせる機会も多いことから、自然と炉主任から情報を得ていた。基本的に毎日しゃべるので、お互いに信頼関係を構築でき、「今度 XX さんが異動するけど、あの部署は大丈夫かな～」といった本音が聞けることも良かった。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査の指摘事項の評価はどのようにやっているのか。
  - 制度上は緑までは事務所で判断できる。白以上の話はニュースにもなるレベルでなかなかでない。本庁からすると各発電所が本当に安全なのかが見えない。そういう観点で毎日事務所とコミュニケーションをとっており、この取組は重要と思う。
- 本庁からは、どういう観点で現場検査官に情報要求等しているのか？
  - 気づき事項があるかどうか。ちゃんとやっているか、パフォーマンスベーストやリスクインフォームドという観点で、検査官に今日は何をするのか？特定の機器などを見に行く場合はなぜそれを見るのかという観点である。最近は皆わかってきているので、自主的に発言いただいている。
- 現場検査官を実施していた際に、リスクインフォームドについてはどのように実践していたのか。
  - リスクブックがあり、FV 値等掲載されたものがあったので、それを見ていた。リスクブックを見ていると同じところを見に行くことになるが、他にも大丈夫かという心情もあり、それ以外のところもてみていた。リスクベースではなくリスクインフォームドなので、CDF といった定量的な情報だけでなく定性的な方も見る必要があるが、定性的な方で言えば、使用済み燃料の冷却が停止時は重要なので、そちらを見に行ったりもした。
  - 検査は、ガイドブックに基づきサンプルの選定なども行うと思うが、サンプルの選定にもリスクブックをかつようしたのか。
  - サンプルの選定にも使うが、緑までの事象には使われない。ガイドに沿って基本検査をやるが、リスクベースでまずは優先順位で決めている。
- パフォーマンスベーストについても考慮が必要だと思うが、どのように考慮していたのか。
  - パフォーマンスベーストで重要なのはどうやるかではなく結果が重要であり、やり方は事業者にまかせるということであり、そこはブレないように気をつけている。やり方は、CAP 活動等の中で実施いただければ良いと思う。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査官としてのやりがいは感じているか。
  - 裁量がある点でやりがいを感じる。ウォークダウンしたときに、自分の気づき事項に基づいて検査できる点が大きい。テーマを日々、事業者の結果を見て決めるという点で、従来型の検査とは

順序も異なると思っている。

- やりがいを感じるには、自分に力量がないとやりがいを感じにくいかも知れないと思うが、本庁に期待することはあるか。
  - 審査資料へのアクセスを期待する。疑問を感じたときに、なぜこういう事になっているのか知る必要がある。工事計画の審査等の上流の議論をわかっている必要がある。審査会合資料は公開されているものの、会議ごとでありまとまっていない。資料を整理することについては、前から現場からのニーズとしてはあったがなにかネックがあるのだろう。事業者から見せてはもらえるが、事業者側からすれば、規制庁に提出している資料だから規制庁内でみれば？という話になる。いえば見せてもらえるが、規制庁内での風通しが悪いのでは？などと言われたりする。事業者の内規などはシステムで見れるが、審査会合の資料は事業者の発電所のシステムに入っていないこともある。
- 検査官のときに図面も機器も見ながら、検査になれていくことが必要だと思うが、何かやってよかったなということはあるか。
  - どこになにがあるかは、最初は事業者に案内してもらっていたが全然覚えられなかった。配置図を片手に、今日はこれを探しに行くということで現場を見ていくと覚える。どこに何があるのかは、理屈で考えることも良いと思う。例えば、ポンプであれば水源に近いところで低いところにあるだろうというような設計構想を考えたり、系統構成では、配管の流れまで見れるので、その検査を実施する時はそれをたどって覚えた。中央制御室については、先輩の検査官に連れられていったので、困ったことはない。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- 特になし。

以上

対象者 O

日時	2020 年 12 月 1 日（火）13:30～14:30
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新検査制度に移行して、現場での検査活動のポイントはあるか？
  - 現在でも現場に足を運ぶこともあり、事業者と対話する機会もある。今までは机上の検査が圧倒的な量を占めていたが、今はパフォーマンスベーストということで全体を見ていかなければいけないため、個々の人の思っていることを引き出さないといけない。全体感はさらっとしつつ、その中からポイントを引き出していくことが重要。喫煙所で、事業者の方とざっくばらんなコミュニケーションすることで、“ネタ”をつかむ努力をしている。なお、話をしてくれた職員に配慮して“ネタ”をつかんだからと言って大きな会議体の場で取り上げるようなことはしない。
- 喫煙所だと話は弾むか？
  - やはり、コミュニケ―ションははかどる。ただ、その内容を取り上げて大事にしてしまうと、以降皆構えてしまうと思うので、その点は留意している。
- 例えばどんな話があるか？
  - 品証活動が足りないとか、水平展開が上手く行っていないようだ等である。なお、検査官自身も事業者の規程類をしっかり理解していないとミュニケーションできないと思っており、自身の勉強も心がけている。
- 喫煙しない方にはどうアプローチするか？
  - 試験に立ち会ったりするので、試験終了後等に少し時間をもらい手短に仕入れたネタの話を振ってみたりはするようにしている。コミュニケーションが重要とは言え、長時間事業者を拘束するのは良くないと思っている。
- 従前の検査とはどこが異なるか？
  - 従前の検査はやはりチェックリスト型かつ何かトラブル等が発生した後の事後確認になっていた。一方、現在はこれから発生するかもしれないものをオンゴーイングで監督していくものである。加えて、今までは全体の内の一部を部分的に確認していき全体（総体）としては安全だというアプローチだが、今は、全体を見つつ探りを入れていくということで違うだろうと考えている。
- 喫煙所のコミュニケーションは旧来と現在では違うのか？
  - 保安検査は限られた期間だけの検査であったため、以前は逆に事業者とは業務の話はしないようにしていた。新検査制度が施行された以降はコミュニケーションを現在のような形に変更した。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査気づき事項を発見するためのノウハウは？
  - 担当施設では今のところ指摘事項になるようなものは出てきていないため具体的な回答ができない。なるべく全体像を見て、安全性信頼性を確保できているかというところから判断し、必要な部分は細かく見ていこうとは心がけているが。具体例として、消火栓のところを乾燥させるために酸性のスプレーをかけて乾燥させるべきが、そこで間違えてドライヤー（火器）を使ってしまってぼやが出たとか、そういった事例はある。非常に初歩的なところでのミスである。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 核燃施設と発電炉との違いは？
  - 電力は体制がしっかりしている。横のつながりも電事連等がある。核燃施設は一点モノなので、共通する部分はあるとは思うものの、横とのつながりなどはないイメージである。ゆえに、電力は話が伝わりやすいが、核燃はそうでないため、毎回同じことを言うか、皆集めてまとめて対応する等しなければいけないということはある。協力会社もそうである。特に事業所毎に別の協力会社がいる場合は、同じくコミュニケーションは難しい。
- 本庁と現場検査官のコミュニケーションに課題は？
  - 役職でなく、同じ検査官として一緒に議論していくということが大事であると考えている。特にコミュニケーションとしてうまくいった事例というのは、思いつかない。
- 現場の検査官の中には新検査制度についての納得感を得られていない方もいらっしゃるようだがどう考えるか？
  - 皆、従来のやり方から変えて徐々に適用してきているとは思っているが、一部、従来のやり方にとらわれていると思われる場面はある。例えば事業者の記録を確認するとき等、自身で確認できるものの、事業者に都度確認するなどの光景があった。事業者の負担は最低限にしていかなければならない。そういう方にはなるべくやんわりと「あまり事業者は拘束しないようにしましょう」等の助言はしている。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストやリスクインフォームドを実践できているなと思う事例や場面はあるか？
  - 個別の事例はあまりないが、全体をとらえた上で検査をやろうという意識は全体的に見て取れる。例えば、とりあえず●●という項目なので、△△のガイドを見て・・等の対応でなく、横のつながり、例えば××ということは事故が起きたときにはどうするんだろうか？それは原子力安全にどうかかわってくるのか等、“広く”検査に臨めていると感じる。リスクインフォームドについては核燃施設だとまだ難しい。CAP は、運用体制はあるが、気づき等の細かいところまで吸い上げられておらず、少し足りていないとは感じている。
- パフォーマンスベーストについて、広く見ることができているとのことだが、何をもってそう感じたか？
  - 保安検査の中でもそういったことをやっていなかったわけではないが、事業者への質問の仕方が

変わってきた。例えば、火災防護一つとっても、リストにある項目を聞くだけでなく、火災に起因して発生しうる事故時の話も少し絡めてみたり、具体的な事故のイメージ等を持ちながら質問しているなという光景があったので、そう感じた次第。広がりを持ちながら軸をおきつつの質問をできる。これができるようになるためにも、検査官もしっかりと勉強していかなければいけない。

- どんな勉強が必要か？
  - まずは許認可図書の勉強。施設の規程類。これらは最低限。一般知識としての規制の法体系も押さえておかなければいけない。
- どうすればその学習の機会を設けるか？
  - まずは検査活動における最低限の準備からだろう。付け焼刃でもいいと思うので、まずはちゃんと検査に行くところの情報を事前に仕入れる等から始めることが必要。
- リスクインフォームドについて、核燃施設には炉心損傷頻度等のリスク指標がない中で、多種多様な機能を有する核燃施設の原子力安全をどのような指標・勘所で検査しているか？
  - 核燃施設は発電炉に比べて“物質”へのアクセスが容易なところがある、極端には目の前に核物質があったりする。発電炉は炉心損傷とはいえ、燃料からは物理的に“遠い”。物に近いというのはリスクを想像していく上で考えやすいという利点でもあると考えている。事故シナリオの想像、事業者の活動等踏まえた事故の発生可能性、物量に依存する影響の度合い等、想像が立てやすい。核燃の現場検査官は現在そういった観点で検査できていると考えている。
- 最後にこれだけは言っておきたいということはあるか？
  - 検査官も勉強が必要だということ。施設は全部知っていてなんぼであるというのは思っている。

以上

対象者 P

日時	2020 年 11 月 26 日（木）17:15～18:15
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 今回の制度でフリーアクセスの仕組みが導入されているが、アクセス先をどのように決めているのか。
  - 事務所勤務ではなく検査も行っていないため、フリーアクセスの仕方はわからない。
- フリーアクセスについて、現場の他の検査官から聞いている話はあるか。
  - フリーアクセスといえど事業者に迷惑をかけない、ということを意識していると聞いている。
- CAP についてはどう感じているか。
  - 新検査制度が始まる前のことであるが、一度研修で発電所に行った際に CAP 活動に参加し、事業者が非常に細かいところまで見ているな、という印象を受けた。
- CAP を活用するにあたり有効性等の気づきはあるか。
  - 特にない。
- 事業者とのコミュニケーションについて、課題や気づきはあるか。
  - 事業者とやり取りする機会がないため、回答は難しい。

2.　検査指摘事項の評価について

- 検査指摘事項について
  - 検査報告書のとりまとめ等はしているが、これまで検査指摘事項への関りもない。
- 現場から上がってきた指摘事項等への対応について、事務所の方とのコミュニケーションについて想定される課題などがあるか。
  - 回答できることはない。
- （核燃施設において）第一四半期、第二四半期は、指摘事項は出ていないという理解でよいか。
  - その認識のとおりである。小さな気づき事項はあったようだが、大きなものはなかった。
- 発電炉と核燃施設との違いについて何か気づきはあるか。
  - 核燃施設は施設が多岐にわたっているが、決められている検査のサンプル数について、きれいに重み付けされていないと感じており、課題として進めているところである。
- 検査のサンプルはどのように選んでいるのか。
  - ガイド類に記載があるためそれに従っている。
- ガイドに従うと、うまく重み付けできていないということか。
  - そのとおりである。現場の検査官からもそのような声を聞いている。漏れなく行っているが、廃止措置においてはリスクが減ってくる中で、サンプリングの数が多すぎるという話であった。
- サンプリングにおいて、リスク情報を活用している場面はあるのか。

- ガイド類を作成する際に関わっていなかったため、回答が難しい。

- グレーデッドアプローチにおいて、リスク情報を使って仕分けするようなことはあるか。
  - 施設の有するインベントリーも異なるため、そういったことの活用を行い、サンプル数を変えるという話はしている。
- グレーデッドアプローチになっていないと感じるとのことであったが、具体的な課題はどこにあるか。
  - おそらく検査官のリソースに課題があると考えている。
- 核燃施設において多様な施設がある中で、リソースの確保が大変だということで理解した。
  - その通りである。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 今回の新検査制度に関する活動において、やりがいを感じているか。
  - 原子力規制検査の枠組みとして検査に携わっていないため、わからないとしか回答できない。元々、旧制度における事務所での経験もないため、前後の比較もできないところである。
- 新検査制度は、リスクインフォームド、パフォーマンスベーストで組み立てられており、理解促進が必要であるとされているが、本庁における取組に参加されているか。
  - 週に 1 回、検査官勉強会が開かれており、消防庁出身の方の話を聞いたりするなどはしている。この勉強会には事務所の方も参加されており、いろんな方の視点を伺う機会として役立っていると思う。私自身、正式な検査官ではなく、研修生として今後研修を受けていく予定であるので、そのような制度が用意されていることは勉強になるのではないかと思っている。
- 勉強会以外で役に立つ取り組みはあるか。
  - 四半期ごとに行われる検査報告会にて良好事例の情報共有があり、リスクインフォームドやパフォーマンスベーストの理解促進に繋がっていると思う。
- さらにこのような取り組みがあるとよい、というものはあるか。
  - 現時点では思いつかない。
- 制度の理解だけでなく、リスクインフォームドやパフォーマンスベーストに関する知識やスキルは必要かと思うが、その様なものを習得する仕組み等はあるのか。
  - 研修はあるので、研修でカバーしていると考えている。
- 検査官同士の意見交換会などの機会はあるのか。
  - 本来であれば四半期ごとの報告会でカバーされると思うが、現状はコロナ禍で全員が集まって開催、ということはできておらず、以前の顔を合わせるスタイルの方が効果的であったと考えている。
- 勉強会では良好事例も共有されると理解したが、それなりに数は報告されているのか。
  - 核燃施設が動いていないこともあり、あまり出ていないのではないかと思う。
- 検査官の勉強会は、発電炉担当と核燃担当は別で実施するのか。
  - 一緒に実施している。
- 今後、現場に出ることもあり得るということか。

- そのとおりである。

- 現場に出ることを踏まえて、不安に思うことや、まだ、わかっていないことなどあるか。
  - これまでは（検査すべき内容を）文書化した上で検査を行っており、そちらの方が楽と言えば楽と言える。今後、予め定めた文書がない中で検査を実施する点については不安である。以前の専門検査部門では使用前検査申請書が出されて、検査すべき事項も明文化されていたこともあり、新検査制度においては自身の力量がつくまでは、少し不安である。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベースとリスクインフォームドについて、現状の理解をお答えいただけないか。
  - 概念的には理解しているが、ヒトに説明できるレベルではないというのが正直なところである。
- このあたりがポイントだ、というようなところはあるか。
  - 回答が難しい。
- 原子力規制検査における検査官の役割と事業者の役割について、ご説明いただけないか。
  - うまく回答できず申し訳ない。

5. その他

- 新制度について試運用から本格運用に移行して、何か気づき等あるか。
  - 旧制度の検査には携わっていたが、異動により、試運用（チーム検査）には関わっていなかったため、前後での良し悪しについてはわからない。
- チーム検査をまとめる、とはどのような業務になるのか。
  - 検査報告書は実施内容について詳細が書いてあるわけではなく、使用したガイドや簡単な内容が記載されているだけであるため、それをとりまとめて起案する、というのが現状の業務である。

以上

対象者 Q

日時	2020 年 11 月 27 日（金）16:00～17:00
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 本庁の専門検査部門や監視部門の業務の所掌や地方の検査官との業務内容の違いを教えてほしい。
  - 監視部門は全体の取りまとめであり検査に出向くことはない。普段の日常検査は地方検査官、使用前検査、定期事業者検査の一部、横断分野（放射線防護や人的過誤等）は本庁の専門検査部門からチーム検査に行くことになっている。本庁専門検査部門は他施設との比較・横串の観点で見ているイメージである。
- フリーアクセスについて、課題はあるか？
  - 本庁の検査官もフリーアクセスは可能ではあるが、検査をどのようにやっていくかを計画するにあたっては、地方検査官とは状況が異なり本庁から施設に立ち入ることになるため、事業者に事前にスケジュール等を聞かなければ調整できない。ゆえに、本庁からの検査（チーム検査）にあたっては、事業者が準備して（できて）しまう。いわゆる地方のフリーアクセスのように黙って見に行けるのが理想だろうとは思っている。
- アクセス先はどのように決めているのか？
  - 供用期間中検査であれば、設備的に重要な設備であるかというのが第一である（クラス 1 機器から選ぶなど）。他にはやはり、事業者の CAP の情報、不適合情報等を確認する。また、過去の検査記録も確認して判断していく。
- 本庁検査官も CAP は確認できるのか？
  - 地方の検査官が事業者の CAP 会合に参加しているので、本庁から地方検査官に問い合わせてし、検査の前に事前に把握しているということである。
- それは、毎日地方検査官とやり取りしているということか？
  - 使用前検査等であれば、ある程度時期・周期が決まっているので、その検査の実施前に地方検査官を通じて情報を集めておくというイメージである。
- 横断分野（ヒューマンエラー等）の検査は、CAP 情報へのアクセスが容易な地方検査官の方が効率的に監視できるのではと思うが、なぜ本庁が監視するのか？
  - 横断的分野は他の施設との比較という観点も重要だからである。なお、本庁で人的過誤の検査をするとなっても、地方の検査官も関与はできないわけではない。ただし、実態的には分野横断要素が本庁管轄になっているのは、米国の ROP の影響によるものである。
- 本格運用に移行して、事業者との接し方は何等か変化はあったか？
  - 検査官側としてはあまり接し方を変えているつもりはないが、事業者は何となく雰囲気が違う。旧来の制度では、事業者が義務的に対応しなければいけないことが多数だったため、事業

者側も義務だからということで対応してくれる（折れてくれる）ということがあったが、新検査制度では、ある意味リスクインフォームド、パフォーマンスベーストなので、リスクに応じていないことはやりたくない、できるだけ効率的に検査を済ませて早くプラントを動かしたい（プラントを早く動かせばその分収益になるという民間企業としての考え方）という意識が感じられる。

- 検査は従来の制度と比較してやりにくくなったとか？
  - 物量は減ったと思うが、楽になったかと言われると別の話。自分で全て計画して事象を発見して是正を促したりということはやりがいにもつながることではあるが、この準備（計画して情報を収集する）が非常に大変。
- 検査対象のサンプリングはどのように選定しているか？
  - 検査を設定しても、事業者のスケジュールによっては計画通り実行できない時がある。ゆえに、事業者のスケジュール次第で、効率的に検査を実施できていない可能性もある。ある程度柔軟性をもって検査に臨まなければいけない。これは、特に本庁から行く人間（チーム検査）特有かもしれない。常駐検査官は今日だめなら明日検査すればいいということもできるが、本庁は他施設との調整もあるので、計画が重要。
- リスク情報の活用をサンプリングに役立てる等はあるか？
  - PWR，BWR それぞれリスクの大きい系統等はある程度まとめられており、それはで参考にしている。これに加えて、プラント固有で他にリスク上重要なところが情報として入手できればもちろんそれらも活用して検査を実施する。なお、PRA は伊方の PRA 結果を参考にしてる。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査気づき事項を発見するためのノウハウは？
  - 普段とやり方が少し異なるとか、手順を省いているとか入れ替えているとか、行きつくところは同じでも、プロセスが異なる等の違和感がある部分は良く見るようにしている。
- それはやはり経験なのか？
  - 「気づき事項」[1]や「指摘事項」は個人的にはまだ上げたことはない。ただ、供用期間中検査での気づきの具体事例が一つある。とあるプラントの溶接部配管で超音波探傷試験を行った結果、品質基準に照らして“あやしい”という箇所を見つけた。事業者も、確かに傷があることを認めたが、その後の事業者の解析によっては、「その傷は進展しないので、次の一サイクルは運転して、次の定検で交換することとする」という判断をしていた。検査官としても、判定基準上は事業者が正しいやり方をやっており、次回までは影響がないという評価も適切に実施している、また、パフォーマンスベースト（結果重視主義）のため、指摘事項としては上げなかった。ただ、個人の経験則から、傷が進展しそうだなと懸念したため、本庁に持ち帰り、第三者の専門家等も含めて庁内および事業者と検討中である。事業者は既に配管を切断して断面の調査を行っており、評価結果自体は漏洩にいたるほどのことにはならないという結果が得られているよう

[1] 「気づき事項」ではなく「パフォーマンス劣化」の間違いではないかと思われる。

だが、超音波探傷試験の結果と実物の評価結果には差異が出ているため、今後の超音波探傷試験のやり方などにも影響しそうということになり、物議を醸しているところである。

- それは、「気づき事項」にはなっていないということで良いのか？
  - その通りである、「気づき事項」とはしていない。なぜなら、事業者側にはなんら"瑕疵"が見あたらなかったためである。
- 重要度評価等もガイドだけで迷いなく判断できそうか？
  - ガイドだけでは難しいかもしれない、適宜本庁と相談するなどが必要。本庁との相談の運用体制はあるのでそういったものを使っていくべきと思っている。ただ、当該案件の相談に適した専門家がいなかったらどうするか、組織的にどこまで声掛けをして相談したらいいかわからない等、詳細な運用はないため、今後固めていかなければいけない。先ほどの配管の事例も、本庁専門検査部門だけでなく、外部や経営層まで巻き込んだ大事になっている。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査のやりがいは？
  - 検査計画を自身で立てられるのはやりがいだと思うが、一方、一人で決めていくのは難しいだろう。準備が大切ということを改めて認識しているところであり、準備をする時間・リソースの確保が必要。見たい箇所をスケジュール通り見ようと思えば、検査のスケジュールと事業者のスケジュールをうまく調整しなければならず、事業者のスケジュールはかなり流動的である。こうしたスケジュールの流動性にも耐えうるリソースを検査官側も整えなければ、本当の意味でリスクに応じた検査を実践するのは難しいだろうと思う。
  - 解決策は？
    - 地方検査官も本庁の検査の一部を担ってもらうなどは必要かもしれない。機動的に現場で状況把握できるものは現場で収集してもらい、あらためて事業者に確認が必要なことは本庁でという形が良いのではないか。しかし、地方検査官も非常に多忙であり、本庁の業務を手伝ってもらうというのはなかなか難しいとは思っている。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストとリスクインフォームドを実践するとはどういうことと捉えているか？
  - パフォーマンスベーストという意味では、やはり系統のトラブル等を見ていくということだと思う。ただまだプラントが動いていないということで、実績（パフォーマンス）を測り切れていない・判断できないという点はある。
  - リスクインフォームドについては、あまりリスクが高い機器ばかり選んで検査していくようだと、毎回同じ機器を選んで検査するということにもなりかねない。検査がマンネリ化してしまうので、ある程度ランダムサンプリングのような考え方も入れていかなければいけないのではと思う。

以上

対象者 R

日時	2020 年 11 月 27 日（金）17:45～18:30
場所	原子力規制庁　2F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- フリーアクセスについて、機会はあるか？
  - チーム検査であるため、一人で現場へフリーアクセスで行くということはない。事業者の方は入れずに事務所の日常検査官とフリーアクセスで一緒に巡回している。頻度も高く現場に行っており、1 日の内半分以上は現場に行っている。事業者への宿題事項の回答を聞いたり、翌日の予定を聞くような打合せは事務所で行っている。
  - 全ての発電所を見ることが規則であるため実用炉は全て回っており、実用炉以外の施設にも行っている。担当のチーム検査は、ガイドにおいて 2 年に 1 回実施するという決まりになっているため、どの発電所に行くかは年 1 で大体決めている。実際に検査する場合には、事業者と調整を行い、プラントの都合等により日程をずらしたりするも考慮して計画を立てている。
- 情報へのアクセスという意味でのフリーアクセスもあるとのことだが。
  - 発電所に行った際、日常検査官にシステムの使用方法について最初だけ聞き、あとは自分たちで PC 等を操作して情報収集している。フリーアクセスの 3 つ目とは、コミュニケーションにおけるフリーアクセスである。事業者だけでなく協力会社や現場担当者へのコミュニケーションについてもフリーアクセスということである。
- 現場におけるフリーアクセスのアクセス先はどのような基準で選定しているのか。
  - 検査計画をある程度自身で立てるが、長期停止プラントでリスクが高そうなところや、CR の情報をフリーアクセスで確認し、是正措置がきちんと取られているかどうかといった観点から選定している。また、概要として全ての施設を日常検査官と回った際、気になった所を見に行っている。
- リスクが高いとは、どのように判断しているのか。
  - 2 年の間に、CR の中で複数回出ている事象に留意している。例えば、アラームが度々鳴っているだとか、排水がうまくいかない等である。また、長期停止プラントにおいては、コスト削減により対応が疎かになっていないか等に留意している。
- リスク情報の活用という観点において、事業者が持っている情報を事前にもらい、検査対象の選定に活用したりしているのか。
  - 事業者が持っている資料を事前にもらうというのは行政文書扱いとなるため、既に公表されているものに関しては共有されるが、そうでないものについては共有してもらうことはない。実際に現場に行って資料を読んだり、日常検査官から情報をもらってリスクを判断している。
- 事業者との関係について、新制度になったことで変化はあるか。
  - 旧制度の時には検査官ではなかったため明確な違いは分からないが、新制度では、検査の

意味があることに対して検査活動が実施できるため、それを判断していくことはやりがいがある。また、事業者から頂いた意見であるが、事業者の方がプラントのことを熟知しているがゆえに見逃している基礎的な点等を検査官の視点で指摘されることで、新たな気づきを与えられるとのことであった。今のところ、事業者とは良好な関係を築けていると思っている。

- 日常検査官と比べチーム検査の検査官は事業者とコミュニケーションを取りづらくないのか。
  - 日常検査官が事業者と良好な関係性を作ってくれているおかげで、チーム検査の検査官に対しても信頼があり、何事も隠さずに話してくれるように感じている。

2. 検査指摘事項の評価について

- 検査気づき事項を発見するためのノウハウは何かあるのか。
  - 担当チームの担当者はレベルが高く、先輩の勘所を勉強しているところであるが、プラントの状況をある程度認識していることが重要と思う。例えば、長期間プラントを動かしていないため、事業者はルーチンワークを行っているが、何の目的でそのルーチンワークを行っているのかを分かっていない時があるため、そのような視点で検査を行ったりしている。
- それら勘所は先輩からどのように習っているのか。
  - 特にそのようなことを勉強する場があるわけではないため、現場で見て盗むしかない。
- 気づき事項を見落としなく、効率的に発見できるかという観点で工夫している点や課題はあるか。
  - 施設が上手く回っていることが重要であって、気づき事項をもれなく抽出することが重要とは考えていない。小さな気づき事項を見つけるのではなく、今後重大な事象になりえるような事項を指摘することが重要と考えている。事業者のルーチンワークに関する事例も事業者の力量を知るという意味で指摘していることであり、その指摘で事業者が気づいて力量が向上すればそれで良い。
- パフォーマンス劣化の判断に迷うことはあるか。
  - パフォーマンス劣化の判断に迷うことはないが、軽微か指摘事項かどうかで迷うことがある。スクリーニングガイドの中に監視領域の目的に悪影響を及ぼしたかどうかという判断基準があるが、これは検査官毎に考え方が異なる。今後は検査官で話し合って閾値を決めていくしかないが、どちらであっても事業者は是正措置を行うため、個人的には軽微か緑（軽微を超える）かはリスク上どちらでも良いのではないかと思っている。それにも関わらず、外野から軽微かどうかを指摘され、それに対し判定を下した証拠固めをするためのリソースを割かなければいけない状況になる点が問題だと思っている。この点について、検査官にもっと判断権を委ねていただきたい。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査のやりがいはあるか。また、検査官の裁量についてはどのようにお考えか。
  - 個人的にはやりがいを感じている。裁量については、各方面からまだあまり信頼されていないなと感じるため、もう少し認めてほしいと思っている。
- 日常検査官とのコミュニケーションについて問題点等はあるか。
  - コロナ禍であるため、日常検査官とも必要最低限のコミュニケーションしかとっていない。現状で

は、日常検査官と深いコミュニケーションを取ることは困難であるものの、訪問したことのある事務所の方とは信頼関係は築けていると思っている。

- 新制度を遂行するにあたり、本庁に期待するサポートは何かあるか。
  - 検査官としての知識を学ぶ時間がなかなかなく、研修を受けられる期間もほぼないため、もう少し考えて充実してほしい。また、検査官の資格要件が不明確である。例えば、どのスキルを習得すれば次の職級に行けるのかということがわからない。
- 検査を行う上で身につけるべき知識はあるのか。
  - 個人的には放射線の検出器についての知識が欲しいと思っているが、この点について学べる人材センターのプログラムはなく、外部にはあるようだ。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストとリスクインフォームドについてどのように実践しているか。
  - パフォーマンスベースドについて、これまでは保安規定の内容や法令に対して対応の有無を判断していたが、新制度では事業者の活動が実際にできているか、できていないかを確認するようにしている。リスクインフォームドについては、放射線量についてリスクの高い作業を確認したり、CR で多く出ている事象を見るということを心がけている。加えて、気づき事項を見つけた場合、それが監視領域に重大な悪影響を与えそうなものに関しては深堀するが、大したリスクになりえないものは事業者に任せている。

以上

対象者 S

日時	2020 年 12 月 2 日（水）14:45～15:30
場所	原子力規制庁　10F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 新検査制度には馴染んでいるか。
  - 個人的な主観ではなじんでいる方であると考えている。
- 事業者とのコミュニケーション等で工夫はしているか。
  - 従来制度における使用前検査は、規制側が自ら要領書を作成して検査・判定するものであった。要領書の作成過程において事業者への事前ヒアリングも行っていた。新制度では事業者主体に変化しており、規制側は要領書を作成する必要はなく、事業者側においてもヒアリング等の負担は少なくなっていると考えるが、規制庁とのコミュニケーションは希薄になってきていると感じる。この点では事業者と規制側双方に慣れが必要と感じている。
- 具体的にはどのような時に慣れが必要と感じられるのか。
  - 以前は現場に行って検査をしていたが、今は事業者が検査官を立て、その検査官のもと検査が進んでいくため、力量ない事業者の検査官の場合、力量の無いまま検査が流れていく点を危惧している。
  - 品質基準の見直しがなされたことにより検査の独立性確保が取り込まれ、設備保全とは独立した第三者が事業者検査官になることになっている。事業者検査官の力量に対する考えは各事業者それぞれであり、中には全く異なる畑の検査官を立てて検査を実施しているように見受けられる事業者もいる。
- 事業者とどのようにコミュニケーションを取るか悩んでいるところということか。
  - 検査官から事業者に求める情報量も模索中であり、事業者によってはなぜこんな情報が必要なのか？という意識もあるかもしれないと感じる。
- 事業者検査官の良好事例はあったか。
  - 聞いた話であるが、他の現場では力量のある検査官もいるようである。

2.　検査指摘事項の評価について

- 規制庁の検査官としての気づき事項等はどのようにしているのか。
  - 事業者の活動で気づきがあれば、自主的に質問事項と事業者回答および処理方針をまとめた word 資料を作成し、チーム検査での情報共有を行っている。また、気づき事項を明文化して事業者に伝えることによりお互い齟齬がないコミュニケーションを図れると考えている。
- チーム検査において直接事業者に声掛けはしないのか。
  - 検査中は声掛けしないことが原則と考えているが、検査後にインタビューをしたい場合には、作業終了後などに形式的ではないがインタビューをしたりしている。

- 検査指摘事項の評価における課題や良好事例について事例はあるか。
  - これまで指摘事項を発見することはなかったが、気づき事項や質問は多くしており、word 資料でやりとりしている。このやり取りの中でも、検査官として備えておくべき知識や情報があるため、班の中でエクセル表を作成してデータベース化している。この情報の中で重要なものは検査ガイドに反映し、知識管理できればとは思っている。
- このデータベース作成の取り組みは自発的なものであるのか。
  - 規制庁では知識管理の方針があり、検査ガイドの見直しなどが行われている。本取り組みは自発的ではあるが、PDCA サイクルの中の独自と取り組みである。なお、データベースには 20 件程度の情報が集約されている。
- このデータベースは現場の検査官に共有しているのか。
  - 共有できる状態ではあるが、現場の検査官からハード面の検査における情報を欲しいという状況にはない。
- 新制度におけるソフト面との境界について課題として感じていることはないか。
  - 新制度ではチーム検査で行くため現場検査官も 1 名以上は一緒に検査しており、情報共有できる枠組みができた点は良い。知識を持っている現場検査官は積極的に参加されるが、中には人数合わせのような方もおり、まずは一緒に参加して建設的に進めていくことが重要と考えている。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査のやりがいや個人の裁量についてはどのように感じられているか。
  - 以前のような検査要領書はなくなっており、事業者から得た情報を基に検査官は自ら着眼点を見つけて検査しないといけない。意識の高い検査官は、自ら積極的に知識の習得に取り組み検査できる点において、やりがいと裁量の拡大を感じるだろう。一方で、意識の高くない検査官や要領書の通りに検査すれば良いと思っていた人は、とまどいを感じているかもしれない。昔の検査経験の資料について、新制度に変わったからこそ文書化する計画をしており、それが出来れば検査に対する方向性が見えるのではないか。しかし、それに頼りすぎると旧制度に戻ってしまうのではないかという懸念はある。昔のチェックリストと研修資料の違いをどう伝えるのかが課題と感じている。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- 新検査制度のコンセプトについてはどのようにお考えか。
  - 個人的に CAP には馴染めておらず、不適合の裾野が広がったと理解している。活動は事業者がやるという点で良くなったと思うが、裾野が広がった下の部分についてどの程度我々が関与したらいいのか悩ましいところである。CAP 情報を見ることはできるが、どのように有益な検査活動に繋げることができるか考えているところである。
- 入っている CAP 情報の質の問題であるのか、あるいは見る人の問題であるのか。
  - 見る人の問題であろう。広がった情報から検査に繋がるものを抽出することが難しい。CAP

活動が重要視されているため、個人的には活用したいと思っている。

- 現場検査官とコミュニケーションについてはどのようにされているのか。
  - 積極的な関与はできていない。検査班等で合同で TV 会議をしているが、発言者は限られており、うまくコミュニケーションが取れていない。
- うまくコミュニケーションを取るために改善点等はあるか。
  - 所長を通さなければ担当者と話せないような事務所もあるため、気軽に担当者ベースで話ができるようになれば良い。
- 検査要領書がなくなった新制度において、検査項目はどのような観点で選定されているのか。
  - 設備の工事内容に沿った検査漏れがないかについて確認している。表面的なもの以外の工事内容を知るために、購入仕様書なども入手するようにしている。リスクインフォームドの観点では、使用前検査では以前は重要性が低いとされていた機器が上位にピックアップされていることもあり、そのような場合には優先的に加味して検査対象としている。
- 核燃料施設への展開で苦労しているところは何かあるか。
  - 発電炉の検査レベルには至っておらず、対話のための用語も異なっていると感じている。足りない部分については今後指摘したいと思っている。
- 最後何かコメントがあればお願いしたい。
  - 使用前検査で行っていた紙資料のエビデンス作成の負荷が減少したことは良い点であり、現場に行く時間や資料を読み込む時間に活用できている。

以上

対象者 T

日時	2020 年 12 月 2 日（水）16:00～16:45
場所	原子力規制庁　10F 会議室

（記録者注：表現を一部見直し）

1.　検査活動について

- 検査活動は従前の制度で行われているが、ROP 対応を意識しておられるのか。
  - 新検査制度では規制庁が検査するのか事業者が検査するのかの違いはあるが、検査内容にあまり変化がなく、新検査制度のソフト面はあまり見ていない。
- 新検査制度に対し、どのような課題があると思われるか。
  - 準備期間における調べるべき資料が多くなっているように思う。旧制度では検査要領書の内容を確認すればよかったが、新検査制度では見るべき内容の幅が広がっているので大変になっている。
- 検査要領書の準備に時間を要していたため、新制度ではなくなり負担が減ったとのご意見もあるが、どのように思われるか。
  - 従来は検査要領書と検査記録の作成にリソースをかけていたため、その点において新制度では負荷が減少している。一方で、力量のない検査官は何をすればいいのか分からない可能性が高く、事業者が正しく検査しているのか確認することができなくなっている。
- 発電炉と核燃施設における違いはあるのか。
  - 発電炉と核燃施設では従来の検査要領書の数は異なるだろう。
- 日本においても ROP を導入することになっているが、どのような準備をされる予定か。
  - 担当施設においてようやく使用前検査が開始される予定であり、工事内容も不明であるため、まずは様子見である。リスク面において大きなリスクが考えられる施設も一部あるが実用炉と同じ基準では当てはまらないだろう。
- 発電炉と核燃施設における違いについて、認識は広まったほうが良いとお考えか。
  - 新制度において独立性の担保があるが、核燃施設において独立性が担保されているのは、再処理施設、ふげん及びもんじゅくらいである。これら以外の施設では、工事と検査の実施者が同じ人であるため独立性の担保は持てない。仮に別の人を立てて実施するとなると、知識のない者が行うこととなり本末転倒であるため、状況に応じたやり方が必要と考えている。
- 小さい事業者に対し、新制度に対するコミュニケーションは取っておられるのか。
  - 核燃料施設監視部門にて保安規定や事業者の運用等を担当している部があるが、一緒に Web での勉強会を月 1 回ペースで行っている。事業者コミュニケーションにおいても、実用炉のように ATENA（原子力エネルギー協会）に言えば横に広がるわけでなく、できる事業者とできない事業者がいる。
- ROP は少人数での運用を想定していないのだが、大丈夫なのか。
  - 試験炉や実験炉は停止している時間が長く、そもそも暴走しえない。

- 横断領域について、担当者は雰囲気を掴んでいらっしゃるのか。
  - サンプル数についても核燃施設と実用炉で異なる。今年度は横断領域についても実用炉が主に行っている。

2. 検査指摘事項の評価について

- 指摘事項の評価について懸念点はあるか。
  - 従来は要領書があり判定項目が決まっているため誰でもできたが、新制度における気づき事項の発見では検査官のセンスや力量等に依存してしまいがちになると考えられる。
- 検査官の力量を維持するためにはどのようにすれば良いと思われるか。
  - 検査官の教育が重要であり、これまで以上に研修をすべきだと思う。検査官と話をすると受け答えで力量はわかる。力量のある検査官は、まず基準要求を把握し、検査の目的を理解し、事前準備で自らシミュレーションする必要がある。
- 核燃施設の場合、勉強がしづらい等はあるのか。
  - 工事検査、性能検査、QA 検査しかないため、発電炉と核燃施設では対象（ハード面）の差はないが、人（ソフト面）の差は大きいだろう。発電炉の知見・経験があれば、核燃施設の検査はできるはずであるが、逆は難しいだろう。発電炉と核燃施設間で人の移動は行っていないが、組織としては 2～3 年ごとに人の移動はすべきだろう。

3. 新検査制度の実効性・組織への期待について

- 検査のやりがい、個人の裁量、コミュニケーションについてはどのようにお考えか。
  - 従来検査制度の検査方法は古いやり方である。重要な部分だけを見れば良いため、新制度の方がやりがいはあるだろう。しかし、国民性として旧制度の方が国の検査官が検査しているという点において安心感を与えるかもしれない。また、核燃施設においても国の検査さえ受けていれば大丈夫という意識がまだある。新制度の定期事業者検査においても従来の検査方法の通り実施していて、広がりがない事業者が多い。
- 核燃施設においては ROP を導入するとなった場合でもすぐに受け入れられない体制であるのか。
  - 核燃施設の場合は、実用炉と異なり助走期間が必要である。

4. 新検査制度の基本コンセプトについて

- パフォーマンスベーストやリスクインフォームド等についても馴染むには時間がかかりそうか。
  - 実用炉と違い、年に数週間しか動かさない施設において仕組みを構築しても、実際に使う機会がない。今後、施設の重要度に応じて変えようという話はあるようだ。
- 核燃施設においてこれから制度設計していくにあたり、うまく運用するためにはどのように準備していくことが重要と思われるか。
  - 核燃施設の中でも再処理施設は上の施設であり、CAP やリスクインフォームドに対する動きはみられる。マンパワーは限られるため、重要な施設にリソースをあてることになる。従来の検査では、小さい施設でも大きい施設と同じように検査できた。

- 新制度では従来の検査要領書から削除可能な項目があると思われるが、うまく運用するためにはどのようにすればいいとお考えか。
  - 事業者が不必要な検査項目とした理由を聞き、理解できれば削除しても良いだろうが、従来の検査を踏襲しがちな傾向から、そのような事業者はないだろう。
- 実験炉などは放射線安全や施設維持の項目を見ていればよく、事業者も検査項目を絞ろうと思えばできるだろう。
  - 長期停止炉や廃炉についてはそのとおりである。少しでも動かす可能性のある炉については、全ての項目が検査対象となるので、設備を常に維持させるのか、動かすまで見ないということにするのであれば保安規定など別の規定で定める必要があるだろう。
- 核燃施設においてリスクインフォームドの考えを取り入れるために何かお考えはあるか。
  - 試験炉の人達は学者であるため、電力会社の人とは立ち位置が異なる。実験だけできればいいのだろうが、法規定で定められたものであるので、説明して理解を求めるしかない。
- 検査を受ける事業者側の姿勢を改善するにはどのようにすればよいか。
  - トップマネジメントで声を掛けるしかないだろう。再処理以外の施設はリソースも予算もなく、予防保全の考えがないため、彼らにしては過剰な要求かもしれない。
- 予防保全やリスクインフォームドによりコストが削減したりする可能性があるが。
  - 立場上、下げられるとは言えない。
- 核燃施設の中でも再処理施設については、制度設計が必要であろう。
  - 再処理施設について、新制度におけるフリーアクセスがあるが、放射線安全等の観点から立ち入れない場所が多すぎる。元々人が入るような設計をしていない場所もあり、保守管理の面でも難しい施設である。
- パフォーマンスベーストで検査をする際、発電炉と比較するとギャップが生まれそうであるがどのようにお考えか。
  - ギャップはあるだろうが、お互いにコミュニケーションをとって行うべきだろう。
- 実験炉等において、ガイド等などを利用して規制庁側が歩み寄ることも必要か。
  - 新制度は実用炉に近い内容で作られているため、核燃施設に対応したガイドを作成していただければ良いだろう。実用炉と核燃施設で検査制度を分けたほうが良いだろう。
- その他なにかご意見があればお伺いしたい。
  - 核燃施設はマンパワーが限られているため、新制度の検査を今のマンパワーで実施して、きちんと検査出来ているのか懸念される。新制度が導入された初めのうちは、事業者側に積極的に関与して共通認識を作らなければならないだろう。また、新制度は検査の日程調整の点で規制事務所との人のやりくりが大変である。

以上